

特許庁委託 平成 20 年度産業財産権制度各国比較調査研究等事業

アフリカ諸国における産業財産権の保護・活用状況、
及びアフリカ諸国への知財分野における
キャパシティビルディング支援のあり方に関する
調査研究報告書

平成 21 年 3 月

社団法人 日本国際知的財産保護協会

AIPPI・JAPAN

はじめに

本調査研究は特許庁委託の平成20年度産業財産権制度各国比較調査研究等事業の一環として実施した「アフリカ諸国における産業財産権の保護・活用状況、及びアフリカ諸国への知財分野におけるキャパシティビルディング支援のあり方に関する調査研究」の報告書である。

アフリカ支援は、国際社会への貢献の中でも、現在我が国が政府を挙げて取り組んでいる最重要課題の一つであり、1993年に開始されたアフリカ開発会議（TICAD：Tokyo International Conference on African Development）プロセスに沿って、アフリカへの経済発展支援を進めてきたところである。2004年11月に東京で開催されたTICADアジア・アフリカ貿易投資会議において我が国政府は、日本の支援の可能性がある分野として国際的知的財産権の分野における能力構築支援を挙げているところであるが、アフリカ諸国における知的財産保護基盤の改善は、我が国を含む海外からの投資を促進すると共に、知財分野における南北問題の緩和につながるものと期待される。また、国際機関の場での必要性認識という点では、世界知的所有権機関（WIPO）において、知的財産の法的、商業的、文化的、及び経済的な活用を促進するため、通常予算または通常外予算を通じてアフリカにおける活動への資金供給を高い優先順位を付して行うべきことが、加盟国より勧告されている。

今後知財（特に、産業財産権）分野におけるアフリカ支援を効果的に実施していくためには、アフリカ諸国における産業財産権の保護・活用状況、及び当該分野における過去の支援状況について、情報収集・分析する必要があると認識されているが、現時点では未だ不十分であることが否めない。

本調査研究では、アフリカ諸国における産業財産権保護・活用の現状と産業財産権制度整備等との関連性を調査・分析し、今後の支援のあり方を検討すると共に、我が国産業界が今後アフリカへの投資・進出を検討する際の判断材料を提供することをその目的とした。

本調査研究を進めるにあたってご協力いただいた、海外の知財庁、知財機関、企業、代理人事務所、国内の企業、情報提供業者の方々に対して心より感謝申し上げます。

平成21年3月

社団法人 日本国際知的財産保護協会
国際法制研究室

主任研究員 吉岡 勉
室 員 岩井 誠二
室 長 岩田 敬二

目 次

はじめに

1. 調査概要.....	1
(1) 調査目的.....	1
(2) 調査方法.....	1
(3) 調査対象.....	2
(4) 調査期間.....	3
2. アフリカ諸国の経済、産業財産権制度の概要.....	4
(1) 概況及び経済状況.....	4
(2) 産業財産権制度.....	15
3. 産業財産権取得状況.....	20
(1) アフリカ諸国に対する我が国企業及び諸外国企業の特許出願状況.....	20
(2) アフリカ諸国に対する我が国企業及び諸外国企業の商標出願状況.....	29
(3) アンケート、ヒアリング.....	45
(4) 進出事例.....	48
4. 主要国際機関、先進国の支援状況.....	51
(1) 国連・国連関係機関.....	51
(2) アフリカにおける主要地域機関及びその他の機関.....	57
(3) 主要先進国.....	60
5. 調査結果の整理・まとめと提言.....	64
(1) アフリカ諸国の問題点.....	64
(2) 要望.....	68
(3) 提言.....	71
資料編.....	73
1 アフリカ諸国の概要、経済状況.....	75
2 アフリカ諸国の産業財産権制度の概要.....	85
3 アフリカ諸国の産業財産権出願・登録状況.....	93
4 アフリカ広域知財機関（ARIPO、OAPI）の概要.....	107
5 アフリカ各国の概要.....	119
6 アンケート調査結果.....	261
7 ヒアリング調査結果.....	285

1. 調査概要

(1) 調査目的

今回の調査では、アフリカ諸国における産業財産権保護・活用の現状と産業財産権制度整備等との関連性を調査・分析し、今後の支援のあり方を検討すると共に、我が国産業界が今後アフリカへの投資・進出を検討する際の判断材料を提供することをその目的とする。

(2) 調査方法

調査では、各国知財庁、広域知財庁及び国連・国連関係機関、地域同盟、主要先進国について、それぞれが公開している情報を収集し、概観を把握した。また、アフリカ諸国で実際に特許権や商標権を取得している内外企業、代理人事務所に対する、アンケート調査・ヒアリング、アフリカ諸国の知財庁、代理人事務所に対するヒアリング等を実施した。

① 情報収集

- a) アフリカ諸国における経済概況、産業財産権（特許、意匠、商標）保護制度の概要及び産業財産権取得状況について、公開情報を収集し、整理した。
- b) 国連・国連関係機関、地域機関及び主要先進国のアフリカ諸国への支援策について、公開情報を収集し、整理した。
- c) 公開されている各種データベースを利用して、実際にアフリカ諸国で特許権、商標権を取得している内外の企業を調査し、整理した。

② 国内調査

- a) 産業財産権取得状況の調査で得られた、アフリカ諸国へ出願経験のある企業に対して、産業財産権取得の目的、取得した産業財産権の事業化の事例及び産業財産権制度の問題点についてアンケート調査を行った。
- b) 上記企業の中から選択し、アフリカ広域知的財産機関（ARIPO: African Regional Industrial Property Organization）及びアフリカ知的財産機関（OAPI : Organisation Africaine de la Propriété Intellectuelle）への出願状況、具体的な問題点についてヒアリングを行った。
- c) 国内企業に、アフリカ諸国の産業財産権制度の情報提供及び出願の仲介サービス等を実施している情報提供業者に対して、アフリカ諸国の産業財産権制度の現状、問題点等についてヒアリングを行った。

③ 海外調査

- a) 国内企業と同様に、アフリカ諸国への出願経験のある欧米の企業に対してアンケート調査を行った。
- b) 海外企業アンケートを補完するために、欧米企業のアフリカ諸国への出願を取扱っていると考えられる欧米の代理人事務所に対して、アンケート調査を行った。

- c) アフリカ諸国の産業財産権制度の整備、運用の現状を調査するために、現地の知財庁、代理人事務所に対してヒアリングを行った。

(3) 調査対象

① 情報収集

- a) 国際機関、地域同盟等の調査
インターネット等による公開情報
- b) 各国特許庁、広域特許庁等の調査
インターネット等による公開情報
- c) 公開されている各種データベース
 - ・ PATENTSCOPE (WIPO : World Intellectual Property Organization)
 - ・ Madrid Express Database (WIPO)
 - ・ esp@cenet (EPO : European Patent Office)
 - ・ INPADOC (EPO)

② 国内企業調査

- a) 国内企業アンケート
アフリカ諸国への出願経験のある国内企業：114 社
- b) 国内企業ヒアリング
上記企業の中から、特にARIPO及びOAPI加盟国への出願経験の多い(ARIPO加盟国5カ国以上) 企業：4 社
- c) 情報提供者ヒアリング
国内企業のヒアリングにおいて、我が国の中でアフリカ諸国の産業財産権制度の情報について知見を有しており、さらにこれらの国に対する出願の仲介を行っている情報提供者：2 社

③ 海外企業・代理人・知財庁調査

- a) 海外企業アンケート
アフリカ諸国への出願経験のある欧米の企業：79 社
- b) 海外代理人事務所アンケート
欧米企業のアフリカ諸国への出願を取扱っていると考えられる欧米の代理人事務所：22 社
- c) アフリカ諸国の知財庁、代理人事務所ヒアリング
 - (i) プレトリア (南アフリカ)
 - ・ 代理人事務所：Adams & Adams 法律事務所
 - ・ 知財庁：Companies and Intellectual Property Registration Office (CIPRO)
 - (ii) ナイロビ (ケニア)
 - ・ 知財庁：Kenya Industrial Property Institute (KIPI)
 - ・ 代理人事務所：Kaplan & Stratton Advocates
 - (iii) ヤウンデ (カメルーン)

- ・知財機関：African Intellectual Property Organization (OAPI)

- ・代理人事務所：

 - CABINET CAZENAVE S.A.R.L.

 - CABINET EKANI-CONSEILS

 - CABINET ALPHINOOR & CO.

(iv) カイロ (エジプト)

- ・代理人事務所：

 - Saba & CO. Egypt

 - Abu-Ghazaleh Intellectual Property (AGIP) Egypt Office

(4) 調査期間

平成 20 年 4 月 1 日～平成 21 年 3 月 31 日

2. アフリカ諸国の経済、産業財産権制度の概要

アフリカ諸国（53 カ国+2 機関（ARIPO、OAPI））の概況、経済状況、同盟・連携関係及び産業財産権制度の概要を示す。

（1）概況及び経済状況

① 概況、経済状況

外務省ホームページ（以下 HP と略す）によると、我が国が承認しているアフリカ諸国は 53 カ国である（西サハラはモロッコとの関係上国家として承認しておらず、国際連合にも加盟できていない）。外務省 HP¹等より収集した、アフリカ諸国の概況を一覧にまとめた（資料編 1 参照）。資料の項目は以下の通りである。結果は、国コード順に並べた。

資料の項目：CC（国コード）、国名、LDC（後発開発途上国：Least Developed Countries）指定の有無、国土面積、人口、言語、主要産業、GNI（国民総所得：Gross National Income）もしくは GDP、一人当たり GNI もしくは GDP、総貿易額（輸出、輸入）、主要貿易品目、主要貿易相手国（国名と割合）、対日本貿易（輸出額、輸入額、主要品目）、日本からの直接投資（件数、合計金額、在留邦人数

ここで、LDC とは、国連開発政策委員会（CDP：United Nations Committee for Development Policy）が認定した基準に基づき、国連経済社会理事会の審議を経て、国連総会の決議により認定された、開発途上国の中でも特に開発の遅れた国々のことである。

現在、世界では 50 カ国が LDC と認定されている（アフリカ地域：34 カ国、アジア地域：10 カ国、大洋州地域：5 カ国、中南米地域：1 カ国）。具体的には、2003 年の LDC リスト見直しでは 1 人当たり国民総所得（GNI）が 750 ドル未満、人口 75 百万人以下等が LDC の基準とされている²。LDC は、WTO 加盟国でも TRIPS 協定の遵守義務が免除されている³。

アフリカ諸国の一人当たり GNI（2006 年）は、最高がセーシエルの US\$8,650、最低がブルンジの US\$100 である（ソマリアはデータが無い）。ちなみに日本は US\$38,410 である。全体的に、産油国、ダイヤモンド、貴金属、レアメタルの産出国は比較的 GNI が高いが、農業国は低い。日本からの貿易、投資、在留人数も、経済状況に比例している。なお、WIPO の Directory of Intellectual Property Offices⁴及び各国 HP よりアフリカ諸国の知財庁名とその上位官庁を抜粋し、資料編 5（国別調査報告）に記載する。



LDC 34 カ国

1 アフリカ各国情勢（外務省）(<http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/africa.html>)

2 後発開発途上国（LDC）（外務省）(<http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/ldc/q2.html>)

3 TRIPS 協定 第 66 条（特許庁）(<http://www.jpo.go.jp/shiryousonota/fips/trips/ta/chap7.htm>)

TRIPS 協定において、LDC に与えられた協定履行の経過措置期間は 10 年間（2005 年 12 月末）であったが、LDC からの延長要請に基づいて、2013 年 7 月 1 日まで延長されている。

4 Directory of Intellectual Property Offices（WIPO）(<http://www.wipo.int/directory/en/urls.jsp>)

② 各国の政治的・経済的な同盟・連携関係

外務省 HP に掲載されている「アフリカにおける主要地域機関の相関図」⁵に記載されている以下のアフリカ主要地域機関について概要を調査した。

- a) アフリカ連合 (AU : African Union)
- b) アラブ・マグレブ連合 (UMA : Union of the Arab Maghreb)
- c) サヘル・サハラ諸国国家共同体 (COMESSA : Community of Sahel-Saharan States)
- d) 西アフリカ諸国経済共同体 (ECOWAS : Economic Community of West African States)
- e) 西アフリカ経済通貨同盟 (UEMOA Union Economique et Monétaire Ouest Africaine)
- f) 中部アフリカ諸国経済共同体 (CEEAC : Communauté Économique des États de L'Afrique Centrale)
- g) 中部アフリカ経済通貨共同体 (CEMAC : Communate Economique et Monetaire de L'Afrique Centarale)
- h) 政府間開発機構 (IGAD : Intergovernmental Authority on Development in Eastern Africa)
- i) 東アフリカ共同体 (EAC : East African Community)
- j) 南部アフリカ開発共同体 (SADC : Southern African Development Community)
- k) 南部アフリカ関税同盟 (SACU : Southern Africa Customs Union)
- l) 東・南アフリカ市場共同体 (COMESA : Common Market for Eastern and Southern Africa)

a) アフリカ連合⁶ (AU : African Union) ⁷

(i) 概要

- (1) AU は、アフリカ 53 カ国・地域が加盟する世界最大の地域機関⁸。本部はアジスアベバ (エチオピア)。
- (2) AU は、アフリカの一層高度な政治的・経済的統合の実現と紛争の予防・解決に向けた取組強化のために、2002 年 7 月、「アフリカ統一機構 (OAU) (1963 年 5 月設立)」から発展改組されて発足。
- (3) 活動目的は、アフリカ諸国・諸国民間の一層の統一性・連帯の達成、アフリカの政治的・経済的・社会的統合の加速化、アフリカの平和・安全保障・安定の促進、民主的原則と制度・国民参加・良い統治の促進、持続可能な経済・社会・文化開発の促進等。
- (4) 最高機関としての「総会」(首脳会議) (2005 年より、それまでの年一回から年二回

⁵ アフリカ基礎データ (外務省) (http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/af_data/index.html)

⁶ アフリカ連合 (外務省 : 2008.4) (<http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/oau/oau.html>)

⁷ African Union (www.africa-union.org/root/au/index/index.htm)

⁸ 我が国未承認の「サハラ・アラブ民主共和国」を含む。モロッコはサハラ・アラブ民主共和国加入に反対し 1985 年に脱退。ソマリアから一方的に独立したソマリランドも非加盟。

開催)、加盟国閣僚により構成される「閣僚執行理事会」を設置。現在の議長は、リビア国カダフィ大佐（2009年1月就任、2010年1月まで）。

- (5) 執行機関として「委員会」を設置。AU を対外的に代表し、政策・法案の提案、決定事項を執行する。現在の AU 委員長（第2代）はジャン・ピン前ガボン副首相兼外相（2008年2月就任、任期4年）。

(ii) 我が国との関係

- (1) 我が国は AU をアフリカにおけるオーナーシップの現れとして高く評価。特に、AU の紛争予防、管理、解決の活動を重視。ますます重要性を増す AU との関係強化は、我が国の対アフリカ外交の最重要事項の1つ。
- (2) コナレ初代 AU 委員長を始め AU 側は、TICAD プロセスを基軸とする我が国のアフリカ開発政策を高く評価。
- (3) 我が国は、AU 平和基金への拠出（OAU 時代からの累計 504.6 万ドル）及びそれ以外の様々な支援（計 1,354 万ドル）を実施。

(参考) 拠出金以外の対 AU 支援

ダルフール問題に関する AU の活動に対する支援（867 万ドル、2006 年 5 月、緊急無償）、大湖地域元児童兵の社会復帰支援（200 万ドル、2006 年 3 月、平和構築無償、UNDP 経由）、AU 貿易産業振興セミナー支援（6 万ドル、2005 年 10 月、UNDP アジア・アフリカ協力基金）、AU スーダン・ダルフール・ミッション人造り支援（281 万ドル、2005 年 10 月、人間の安全保障基金）。

- (4) 日・AU 間での交流・対話は活発。

- (a) 我が国は、第1回 AU 総会（2002年7月、於：南アフリカ）に杉浦外務副大臣（当時）が出席したのを始め、毎回の AU 総会にオブザーバー出席すると共に、総理メッセージ等を伝達。2008年1月の第10回 AU 総会には、森元総理が政府代表として参加、開会式でスピーチを行った。中山政務官も同総会に出席。また、2004年9月南アフリカで開催された全アフリカ議会第2回本会議開会式に扇参議院議長が招待を受け参加。
- (b) AU からは、2003年9月末から10月初旬に東京で開催された第3回アフリカ開発会議（TICAD III）にチサノ AU 議長（当時）、コナレ初代 AU 委員長が出席。2004年9月及び10月にジニット平和・安全保障委員（当時）及びコナレ委員長がそれぞれ来日。同年11月に東京で開催された TICAD アジア・アフリカ貿易投資会議（AATIC）にオバサンジョ AU 議長（ナイジェリア大統領（当時））が出席。2006年2月にアジスアベバで開催された TICAD 平和の定着会議にはジニット平和・安全保障委員が参加し分科会議長を務めると共に、同会議で議長を務めた塩崎外務副大臣（当時）がコナレ委員長を表敬。
- (c) 2006年5月、我が国総理として初めて小泉総理（当時）が AU 本部を訪問。その際の総理からの招待により、2006年7月、コナレ委員長が訪日。
- (d) 2005年6月、我が国は AU に対する初代の常駐代表を任命（駐エチオピア大使が兼任）。

(iii) IP 関連事項

PAIPO（汎アフリカ知的所有権機関：Pan-African Intellectual Property Organization）設立構想が検討されている。（詳細は、4.（2）① AU の項参照。）

b) アラブ・マグレブ連合⁹ (UMA/AMU : Union of the Arab Maghreb) ¹⁰

(i) 概要

AMU は、北アフリカの通称、マグレブと呼ばれる 5 カ国が同じ歴史、文化を共有した背景から連帯、進歩、諸権利の保護を目的とし、1989年に創設された経済協力機構。本部はラバト（モロッコ）。

加盟国間における自由な人や物の移動など最終的には欧州共同体に似た地域共同体の設立を目標に掲げ、その前段階として加盟国間での関税及び非関税障壁撤廃による自由貿易地域化を提唱している。

事務局長：H.E. Mr. Habib BEN YAHIA（チュニジア）

(ii) 加盟国：アルジェリア、リビア、モーリタニア、モロッコ、チュニジア

(iii) 日本との関係（外務省 HP）

高村外務大臣とベン・ヤヒア AMU 事務局長との会談（平成 20 年 5 月 29 日）

高村外務大臣は、29 日（木曜日）17 時 35 分から約 20 分間、TICAD IV 参加のために来日中のベン・ヤヒア・アラブ・マグレブ連合（AMU）事務局長と会談を行ったところ、概要以下のとおり。

冒頭、高村大臣より、TICAD IV 参加を歓迎しつつ、ベン・ヤヒア事務局長が初代駐日チュニジア大使を務めて以来、外相等チュニジア政府要職の在任時代にも二国間友好関係促進のため多大なる貢献をされたことに対し謝意を表した。これに対し、ベン・ヤヒア事務局長より、TICAD IV に参加するため訪日できたことは欣快であり、今回は AMU 事務局長として訪日し、日・マグレブ友好関係促進のため尽力する所存である旨述べた。

ベン・ヤヒア事務局長より、AMU5 カ国間の協力関係の評価に言及しつつ、AMU・EU 及び AMU・米国間の対話につき説明があり、こうした対話を日本との間でも行いたい旨の提案があった。これに対し、高村大臣より、前向きに検討したい旨応答した。

引き続き、ベン・ヤヒア事務局長より、AMU としては、日本との対話を通じ、集団で協同して働くという日本社会の考え方等を導入しつつ、マグレブ統合に向けて尽力していきたい旨述べた。これに対し、高村大臣より、ベン・ヤヒア事務局長のマグレブ統合に向けた努力が実ることをお祈りする旨述べた。

(iv) IP 関連事項

HP 上に IP に関連した事項の記載はない。

c) サヘル・サハラ諸国国家共同体 (COMESSA / CEN-SAD : Community of Sahel-Saharan States) ¹¹

(i) 概要

COMESSA は中部・北部を中心としたアフリカ諸国 28 カ国が加盟するアフリカ最大の準地域機関。本部はトリポリ（リ



⁹ 出典：フリー百科事典『ウィキペディア (Wikipedia)』
(<http://ja.wikipedia.org/wiki/アラブ・マグレブ連合>)

¹⁰ UMA (www.maghrebarabe.org/en/)

¹¹ CEN-SAD (<http://www.cen-sad.org/new/?lang=english>)

ビア)。

(ii) 加盟国：

ベナン、ブルキナファソ、中央アフリカ、コモロ、コートジボワール、ジブチ、エジプト、エリトリア、ガンビア、ギニア、ギニアビサウ、ガーナ、リビア、リベリア、マリ、モロッコ、ニジェール、ナイジェリア、セネガル、シエラレオネ、ソマリア、スーダン、チャド、トーゴ、チュニジア、ケニア、モーリタニア、サントメ・プリンシペ

(iii) 日本との関係 (外務省 HP)

岩屋外務副大臣のリビア訪問について¹² (平成 19 年 5 月 31 日)

- (1) 岩屋毅外務副大臣は、5 月 31 日 (木曜日) から 6 月 5 日 (火曜日) までの間、リビアを訪問する。
- (2) 同地では、6 月 2 日 (土曜日) から 3 日 (日曜日) にかけて開催されるサヘル・サハラ諸国国家共同体 (CEN-SAD) 首脳会議に参加するアフリカ各国元首等及びリビア政府要人に対して、来年我が国が開催する第 4 回アフリカ開発会議 (TICADIV) について説明し、首脳の参加招請を行うと共に、二国間関係等についても意見交換を行う予定である。

(iv) IP 関連事項

HP 上に IP に関連した事項の記載はない。

d) 西アフリカ諸国経済共同体¹³ (ECOWAS : Economic Community of West African States) ¹⁴

(i) 概要

1975 年 5 月 28 日、ECOWAS 設立協定正式合意 (於：ラゴス)。設立の目的は、西アフリカの域内経済統合を推進する準地域機関として以下の他、防衛・紛争解決機能、安全保障機能を備える。

- ・持続的経済開発のための基盤整備
- ・地域内の関税障壁の撤廃
- ・域内・域外貿易の促進等

委員長 (Commissioner) は、2001 年 12 月から事務局長 (Executive Secretary) を務めたモハメッド・イブン・チャンバス (Dr. Mohammed Ibn Chambas) (ガーナ人) が、2007 年 1 月の首脳会議にて初代委員長に就任。任期は 4 年。

(ii) 加盟国

原加盟国は西アフリカ 15 カ国。現在の加盟国 15 カ国 (ベナン、ブルキナファソ、カーボベルデ、コートジボワール、ガンビア、ガーナ、ギニア、ギニアビサウ、リベリア、マリ、ニジェール、ナイジェリア、セネガル、シエラレオネ、トーゴ)。

(注) カーボベルデが新規加盟 (1977 年)。モーリタニアが通貨統合等に反対して脱退 (2000 年 12 月)。



¹² プレスリリース (外務省 2007.5.31) (http://www.mofa.go.jp/mofaj/press/release/h19/5/1173691_804.html)

¹³ 西アフリカ諸国経済共同体 (ECOWAS) (JICA 研究所) (http://www.jica.go.jp/jica-ri/publication/archives/jica/kyakuin/200203_12.html)

¹⁴ ECOWAS (www.ecowas.int/)

(iii) 我が国との関係

我が国はこれまで国連機関（国連難民高等弁務官事務所（UNHCR：United Nations High Commissioner for Refugees）、国際連合児童基金（UNICEF：United Nations Children's Fund）、国連世界食糧計画（WFP：United Nations World Food Programme）等への拠出、加盟各国への開発援助等を通じて ECOWAS に対する間接的な支援を行ってきた。また、2000 年度より、ECOWAS 事務局に対して直接拠出を行っている。

(iv) IP 関連事項

HP 上に IP に関連した事項の記載はない。

e) 西アフリカ経済通貨同盟¹⁵（UEMOA：Union Economique et Monétaire Ouest Africaine）¹⁶

(i) 概要

1994 年 1 月 12 日、西アフリカにおいて、西アフリカ経済共同体(CEAO：Communauté Économique de l'Afrique de l'Ouest)、西アフリカ関税同盟(UDAO：Union Douanière de l'Afrique de l'Ouest) 及び西アフリカ通貨同盟(UMOA：Union Monétaire Ouest Africaine) を改組し UEMOA に集約した。



(ii) 加盟国：ベナン、ブルキナファソ、コートジボワール、ギニアビサウ、マリ、ニジェール、セネガル、トーゴ

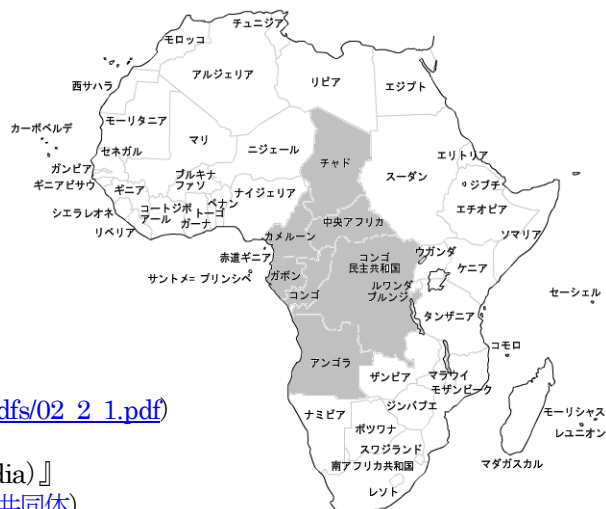
(iii) IP 関連事項

HP 上に IP に関連した事項の記載はない。

f) 中部アフリカ諸国経済共同体¹⁷（ECCAS/CEEAC：Communauté Économique des États de L'Afrique Centrale）¹⁸

(i) 概要

CEEAC は 1981 年 12 月に設立された経済共同体である。本部はリーブルヴィール（ガボン）。



(ii) 加盟国：アンゴラ、ブルンジ、カメルーン、中央アフリカ、ガボン、コンゴ共

¹⁵ 外務省調査月報（2002 No.2）

http://www.mofa.go.jp/mofaj/press/pr/pub/geppo/pdfs/02_2_1.pdf

¹⁶ UEMOA (www.uemoa.int/)

¹⁷ 出典：フリー百科事典『ウィキペディア（Wikipedia）』
<http://ja.wikipedia.org/wiki/中部アフリカ諸国経済共同体>

¹⁸ CEEAC (www.ceeac-eccas.org/)

和国、コンゴ民主共和国、赤道ギニア、サントメ・プリンシペ、チャド

(iii) IP 関連事項

HP 上に IP に関連した事項の記載はない。

g) 中部アフリカ経済通貨共同体¹⁹ (CEMAC : Communate Economique et Monetaire de L'Afrique Centarale) ²⁰

(i) 概要

CEMAC を設立する条約は、1994 年 3 月 16 日ンジャメナ (チャド) に於いて署名されたが、批准手続きが遅れたため、発効が遅れ、1996 年 7 月 5 日発効した。

CEMAC を設立する条約はその前文において、従来の中部アフリカ関税経済同盟 (UDEAC) 及び 1991 年アブジャ (ナイジェリア) 開催の OAU 元首会議の趣旨に従い、またフランス・フラン通貨圏の新しい動向を考慮し、アフリカに

において必要とされる協力と発展のため、欧州大陸との関係をも考慮し、夫々加盟国国民の独自性を尊重し、相互の連帯を強化することを謳っている。条約第 1 条後段において、「共同体の使命は、経済と通貨の 2 つの同盟制度の枠内において、加盟国は既存の相互の協力関係を更に経済通貨統合に向けて推進せしめることを了解する」と謳っている。

(ii) 加盟国 : カメルーン、中央アフリカ、コンゴ共和国、ガボン、赤道ギニア、チャド

(iii) IP 関連事項

HP 上に IP に関連した事項の記載はない。



h) 政府間開発機構²¹ (IGAD : Intergovernmental Authority on Development in Eastern Africa) ²²

(i) 概要

IGAD はジブチ、エリトリア、エチオピア、ケニア、ソマリア、スーダン、ウガンダの東アフリカ 7 カ国加盟の地域機構。加盟国首脳からなる総会、外相からなる閣僚会議、事務局などを持つ。1986 年創設の干ばつ対策・開発政府間機構が 96 年に改組され、発足した。



¹⁹ 外務省調査月報 (2002 No.2)

(http://www.mofa.go.jp/mofaj/press/pr/pub/geppo/pdfs/02_2_1.pdf)

²⁰ CEMAC (www.cemac.cf)

²¹ 出典 : お役立ち辞書 アフリカ問題 (Love インテリア) (<http://www.enjoy-l.com/K/SY/00365.html>)

²² IGAD (www.igad.org/)

2002年1月の第9回サミットでは「紛争早期警戒・対応メカニズム」の設置に合意し、アジスアベバに本部を置いて情報の収集、分析に努め、地域内での紛争の危険性を事前に把握し、抑止することを目的とした。

1991年以来、武装各派の対立、衝突が続くソマリアでも IGAD 主導で国民和解会議が続き、2004年1月には暫定政府樹立合意の署名も行なわれた。

(ii) 加盟国：ジブチ、エリトリア、エチオピア、ケニア、ソマリア、スーダン、ウガンダ

(iii) IP 関連事項

HP 上に IP に関連した事項の記載はない。

i) 東アフリカ共同体²³ (EAC : East African Community) ²⁴

(i) 概要

EAC は、ケニア、タンザニア、ウガンダ、ルワンダ、ブルンジの東アフリカ諸国により結成された共同体。将来的な地域統合を目指している。共同体機構の本拠地はアルーシャ（タンザニア）。

1970年代に前身となる東アフリカ共同体が存在していたが、1977年にケニアとタンザニアの主導権争いや各国の国内事情等により事実上瓦解。

1978年には、ウガンダがタンザニアに侵攻し合い交戦状態となり完全消滅した。

その後、地域の情勢が安定した2001年にケニア、タンザニア、ウガンダの三カ国により再結成が図られ、2005年には関税同盟が発足。2007年にはルワンダ、ブルンジが参画し、計5カ国に拡大している。

域内はビクトリア湖沿岸の農産物生産地や地下資源に恵まれると共に、1億人強の人口を有することから、今後発展が見込まれている。2010年までに単一通貨と統一市場の導入、その後に連邦制などが模索される予定。

(ii) 加盟国：ケニア、タンザニア、ウガンダ、ルワンダ、ブルンジ

(iii) IP 関連事項

HP 上に IP に関連した事項の記載はない。



j) 南部アフリカ開発共同体²⁵ (SADC : Southern African Development Community) ²⁶

(i) 概要

1980年4月1日に南部アフリカ開発調整会議 (SADCC) として発足。

²³ 出典：フリー百科事典『ウィキペディア (WIKIPEDIA)』 (<http://ja.wikipedia.org/wiki/東アフリカ共同体>)

²⁴ EAC (www.eac.int/)

²⁵ SADC の概要 (外務省 2008.8) (<http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/africa/sadc.html>)

²⁶ SADC (www.sadc.int/)

南部アフリカ諸国が、アパルトヘイトを実施していた南アフリカ旧政権の経済的支配から脱却することを目的に設置された。

南アフリカの民主化に伴い、1992年「南部アフリカ開発共同体 (SADC)」と名称を変え、94年に南アフリカも加盟国として迎えた。以後、経済統合・共同市場設立を標榜し、更に紛争解決・予防のための活動も行っている。

目的は、域内の経済発展促進と貧困軽減、地域統合、平和と安全の維持・促進、相互依存の原理に基づく自立的発展、国家間の計画の調整と地域としての方針の決定、域内資源の保全と効果的活用、歴史的・社会的・文化的つながりの深化。

議長国は1年ごとの輪番制。2002年10月のSADCサミット後の1年間はアンゴラ。2003年SADC首脳会合(8月予定)以降はタンザニア。2007年8月のSADC首脳会議がザンビアで開催され、同国が議長国に就任。副議長国は南アフリカ。事務局はハボロネ(ボツワナ)に所在。



(ii) 加盟国

南部アフリカの15カ国：タンザニア、ザンビア、ボツワナ、モザンビーク、アンゴラ、ジンバブエ、レソト、スワジランド、マラウイ、ナミビア、南アフリカ、モーリシャス、セーシェル、コンゴ民主共和国、マダガスカル(2008年再加盟)

(iii) 日本との関係

(1) SADC事務局に対する直接支援

平成7年度より、SADCの機能強化等を目的とした、各種セミナー等の開催を支援するため、SADC事務局に対する拠出を行っている。これまでに「土地・水資源管理研究会議」(平成7年度)、「伝染性牛肺炎防止対策会議」、「産業研究開発ワークショップ」(8年度)、「観光部門マーケティング・戦略会議」、「中小企業振興対策ワークショップ」(9年度)、「中小企業振興対策ワークショップ」(12年度)、「SADC機構改革の実施に伴う加盟各国での国別委員会に係るワークショップ」(13年度)等を実施。

(2) SADC本部へ専門家(地域開発計画アドバイザー1名)を派遣。

(3) SADC事務局のヴィレム・ホイマン(Goeiemann)上級エコノミスト(ナミビア人)が日本貿易振興会の招待により、2001年5月20日から27日まで来日。5月25日のSADC投資セミナーにおいては、約70名の日本企業関係者が参集。

(4) 2002年10月、SADC諸国産品の対日輸出促進及び国情紹介を目的として、「SADC展」が東京にてSADC及びJETROの共催により開催され、65企業・機関が出席した。また、直前に行われたSADC投資セミナーにおいて、来日したラムサミーSADC事務局長より、投資事情に関するプレゼンテーションも行われた。

(iv) IP関連事項

(1) UPOV条約の植物品種保護の地域セミナーとDUS審査&データ管理のワークショップ

k) 南部アフリカ関税同盟 (SACU : Southern Africa Customs Union) 28

(i) 概要²⁹

SACUはボツワナ、レソト、ナミビア、南アフリカ、スワジランドの5カ国による関税同盟。世界で最も古い関税同盟であり、元々は1910年に、旧英連邦の南アフリカ連邦(南アフリカ)、ベチュアナランド(ボツワナ)、バストランド(レソト)、スワジランドの間で締結された関税同盟であり、加盟国の経済発展のための地域統合、加盟国間での貿易円滑化、他国・地域との通商交渉を行うことなどを目的としている。アフリカ諸国の独立に伴い、1969年に協定の改訂を行っている。1990年にナミビアが独立し、SACUに加盟したことから加盟国は5カ国に増加した。現在は2002年に合意された協定(SACU 2002 Agreement)に基づいている。



(ii) 加盟国 : ボツワナ、レソト、ナミビア、南アフリカ、スワジランド

(iii) IP 関連事項

HP 上に IP に関連した事項の記載はない。

l) 東・南アフリカ市場共同体 (COMESA : Common Market for Eastern and Southern Africa) 30

(i) 概要

1981年から営まれていた国際交易圏を改定する形で、1994年からCOMESAが営まれてきた。COMESA加盟国は、2000年から自由貿易圏を設定している。

31

(ii) 加盟国

ブルンジ、コモロ、コンゴ民主共和国、ジブチ、エジプト、エリトリア、エチオピア、ケニア、リビア、マダガスカル、



²⁷ Seed Update (SADC : 2007.6)

(http://www.sadc.int/fanr/crops/seed_security/docs/Seed%20Update%2025.pdf)

²⁸ SACU (www.sacu.int/)

²⁹ WTO 関連用語集 (JA 全中 : 2007.10)

(<http://www.zenchu-ja.or.jp/food/wto/wtokanrenyougo/145.html>)

³⁰ COMESA (www.comesa.int/)

³¹ 東アフリカ (ブルーローズ Wiki) (<http://hiki.trpg.net/BlueRose/?EastAfrica>)

マラウイ、モーリシャス、ルワンダ、セーシェル、スーダン、スワジランド、ウガンダ、ザンビア、ジンバブエ（事務局：ルサカ（ザンビア））

元メンバー国：レソト（脱退：1997）、モザンビーク（1997）、タンザニア（2000）、ナミビア（2004）、アンゴラ（1981）

(iii) IP 関連事項

HP 上に IP に関連した事項の記載はない。

また、アフリカ諸国に関連した関税協定、自由貿易協定等を以下にまとめた（データは JETRO の HP の、世界と日本の主要自由貿易協定（FTA：Free Trade Agreement）一覧（暫定版）³²（2007年11月）及び外務省 HP の日本の経済連携協定（EPA）交渉³³を使用した（資料編1参照）。これらの協定を以下に示す。

表 1 アフリカ諸国に関連した各種貿易協定の一覧

	名称	加盟国・地域	形態
1	インド・南部アフリカ関税同盟 (SACU) 特惠貿易に向けた枠組み協定	インド：SACU (南アフリカ、ボツワナ、レソト、ナミビア、スワジランド)	特惠関税協定
2	イスラム開発協力（「D8」）会議 特惠貿易協定	バングラデシュ、エジプト、インドネシア、イラン、マレーシア、ナイジェリア、パキスタン、トルコ	特惠関税協定
3	モーリシャス・パキスタン特惠貿易協定	モーリシャス、パキスタン	特惠関税協定
4	貿易特惠システム（イスラム諸国会議機構）	マレーシア、バングラデシュ、カメルーン、エジプト、ギニア、ヨルダン、イラン、レバノン、リビア、モルジブ、モロッコ、パキスタン、セネガル、シリア、チュニジア、トルコ、ウガンダ、アラブ首長国連邦	特惠関税協定
5	EU・地中海諸国連合協定	EU、チュニジア、モロッコ、イスラエル、パレスチナ自治政府、エジプト、ヨルダン、アルジェリア、シリア、トルコ	自由貿易協定
6	EU・南アフリカ通商・開発・協力協定 (TDCA)	EU、南アフリカ	自由貿易協定
7	EFTA・南部アフリカ関税同盟 (SACU) 自由貿易協定	EFTA、SACU	自由貿易協定
8	EU、エジプト連合協定	EU、エジプト	自由貿易協定
9	EU、チュニジア連合協定	EU、チュニジア	自由貿易協定
10	EU、モロッコ連合協定	EU、モロッコ	自由貿易協定
11	EU、アルジェリア連合協定	EU、アルジェリア	自由貿易協定
12	アガディール協定	モロッコ、チュニジア、エジプト、ヨルダン	自由貿易協定
13	EFTA・モロッコ自由貿易協定	EFTA、モロッコ	自由貿易協定
14	EFTA・チュニジア自由貿易協定	EFTA、チュニジア	自由貿易協定
15	EFTA・エジプト自由貿易協定	EFTA、エジプト	自由貿易協定
16	米国・モロッコ自由貿易協定	米国、モロッコ	自由貿易協定

³² 世界と日本の主要 FTA 一覧（暫定版）（JETRO 2007.11）

<http://www3.jetro.go.jp/jetro-file/search-text.do?url=05001491>

³³ 日本の経済連携協定（EPA）交渉（外務省 2007.3）

http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/fta/pdfs/kyotei_0703.pdf

17	大アラブ自由貿易地域 (GAFTA)	イラク、クウェート、バーレーン、カタール、アラブ首長国連邦、オマーン、サウジアラビア、レバノン、シリア、ヨルダン、エジプト、リビア、チュニジア、イエメン、スーダン、モロッコ、パレスチナ	自由貿易協定
18	中国・南部アフリカ関税同盟 (SACU) 自由貿易協定	中国、SACU (南アフリカ、ボツワナ、ナミビア、レソト、スワジランド)	自由貿易協定
19	EFTA・南アフリカ関税同盟	EFTA、南アフリカ	自由貿易協定
20	米国・中東諸国自由貿易圏	米国、UAE、オマーン、エジプト、チュニジア	自由貿易協定
21	米国・南部アフリカ関税同盟 (SACU) 自由貿易協定	米国、SACU (南アフリカ、ボツワナ、ナミビア、レソト、スワジランド)	自由貿易協定
22	アフリカ・カリブ・太平洋諸国・地域 (ACP)	EU (79カ国) (ACPメンバー国)	
23	韓国・南アフリカ自由貿易協定	韓国、南アフリカ	自由貿易協定

これらの内、以下の協定は知的財産権に関連した条文を含む。

7	EFTA・南部アフリカ関税同盟 (SACU) 自由貿易協定	
	第1条	目的の中に、知的財産権の効果的な保護を保証することが謳われている。
	三章	知的財産権の保護に特化された条文となっているが、条文は第26条のみで、TRIPS協定の枠組みの中での条文となっている。第33条：協力の分野の中で、知的財産法の履行に対する協力が謳われている。
13	EFTA・モロッコ自由貿易協定	
	第16条	知的財産権の保護を規定しており、TRIPS協定の枠組み内の規定となっている。
	第29条	技術協力の中に知的財産権分野を明記している。
14	EFTA・チュニジア自由貿易協定	
	第1条	目的の中に、知的財産権の効果的な保護を保証することが謳われている。
	三章	知的財産権の保護に特化された条文となっているが、条文は第23条のみで、TRIPS協定の枠組みの中での条文となっている。第33条：協力の分野の中で、知的財産法の履行に対する協力が謳われている。
15	EFTA・エジプト自由貿易協定	
	第1条	目的の中に、知的財産権の効果的な保護を保証することが謳われている。
	第三章	知的財産権の保護に特化された条文となっているが、条文は第23条のみで、TRIPS協定の枠組みの中での条文となっている。第36条：協力の分野の中で、知的財産法の履行に対する協力が謳われている。
16	米国・モロッコ自由貿易協定	
	前文	知的財産権の主題である創造と革新の養育及び商品とサービス貿易の促進に努めることが明記されている。
	第15条	知的財産権に関する条文となっている。加盟国の双方が、PCT、ブリュッセル条約、マドリッド・プロトコル、ブタペスト協定、TLT、WCT、WPPTを批准し、PLT、ヘーグ協定の批准に努力することが規定されている。商標に関しては、商標の中に証明商標を含むこと、商標権者の独占権、フェアユースなどが規定されている。特許に関しては、発明の対象に動植物、既知の物の新規な用途を含むこと、限定された独占権の制限などの規定がある。その他に、地理的表示、ドメイン名、著作権、権利行使などについても規定を含む。

(2) 産業財産権制度

① 産業財産権制度一覧

アフリカ諸国の産業財産権制度の概要をまとめた（資料編2参照）。概要は以下のとおり。

- ・ 特許：アフリカ 53カ国の内、アンゴラ、カーボベルデ、ジブチ、エリトリア、エチオピア、赤道ギニア、ギニアビサウ、コモロ、サントメ・プリンシペを除く 44カ国で特許法が施行されている。ただし、制定後古いまま改正されていない国も

多い。

- ・ 意匠：アフリカ 53 カ国の内、アンゴラ、カーボベルデ、ジブチ、エリトリア、エチオピア、ガンビア、赤道ギニア、ギニアビサウ、コモロ、リベリア、レソト、セーシェル、サントメ・プリンシペを除く 31 カ国で意匠法が施行されている。意匠法の場合も、特許法と同様に制定後古いまま改正されていない国も多い。
- ・ 商標：アフリカ 53 カ国の内、アンゴラ、カーボベルデ、ジブチ、エリトリア、赤道ギニア、ギニアビサウ、コモロ、ルワンダ、セーシェル、スーダン、サントメ・プリンシペを除く 42 カ国で商標法が施行されている。商標法も特許法、意匠法と同様に制定後、長時間を経過している国が多い。

ただし、ソマリアは実質的に中央政府がないので、制度自体が機能していない。

② 産業財産権出願・登録状況（統計）

アフリカ諸国の産業財産権出願・登録状況を WIPO の統計資料³⁴を利用して調べた（資料編 3 参照）。概要は以下のとおり。

- ・ 特許：アルジェリア（'06 年：出願 665/登録 479）、エジプト（'05：1,436/147）、モロッコ（'05：660/556）マダガスカル（'06：44/28、数は少ない）、チュニジア（'05：338/96：146）、南アフリカ（'95：5,554/92：6768）等で特許の出願、登録が報告されている。また、アフリカ内の広域機関である African Regional Intellectual Property Organization（ARIPO）（'01：67/138）及び African Intellectual Property Organization（OAPI）（'00：60/339）での出願、登録も報告されている。これらの出願、登録例については国外の出願人からのものが多いとされている。
- ・ 意匠：アルジェリア（'02：195/162）、モロッコ（'00：481/98：442/73）、マダガスカル（'02：123/167）、チュニジア（'96：114/114）、南アフリカ（'95：1,574/92：1,213）等で意匠の出願、登録が報告されている。
- ・ 商標：アルジェリア（'06：6,876/4,195）、モロッコ（'06：11,242/4,238）、マダガスカル（'06：877/858）、南アフリカ（'05：28,331/19,895）等で商標の出願、登録が報告されているほか、エジプト（'06：3,208/3,088）、ケニア（'06：1,567/1,566）、リベリア（'06：740/740）、レソト（'06：900/900）、モザンビーク（'06：1,202/1,202）、ナミビア（'06：1,061/1,061）、スーダン（'06：938/937）、シエラレオネ（'06：945/945）、スワジランド（'06：1,020/1,020）、ザンビア（'06：1,101/1,101）等でマドリッド・プロトコルを利用した国際出願、登録が報告されている。

③ アフリカ広域知財機関 ARIPO、OAPI の概要

ARIPO、OAPI の二つの広域機関について、産業財産権制度の概要をまとめた（資料編 4 参照）。

³⁴ WIPO Statistics (WIPO) (<http://www.wipo.int/ipstats/en/statistics/>)

a) アフリカ広域知的財産機関 (ARIPO : African Regional Industrial Property Organization)

(i) 概要

ARIPO は、加盟国並びにアフリカ地域の工業所有権法及び関連事項の調和と発展を促進することを目的に設立され、1978年にルサカ協定が発効した。

ルサカ協定に基づき、1982年にハラレ議定書（特許、意匠）が採択され、ソマリアを除く ARIPO 加盟国 15 カ国が批准した。

また、1993年にバンジュール議定書（商標）が採択され、8 カ国が批准した。



(1) メリット

- ・ 1 出願で全加盟国に有効。
- ・ 料金等の支払いが 1 回分で済む。
- ・ 代理人の選定も一カ国のみでよい。
- ・ 英語での出願が可能。
- ・ 登録後の維持管理も、ARIPO のみでよい。

(2) デメリット

- ・ 加盟国の国内法によっては特許要件（特許対象）が異なる場合がある。
- ・ 加盟国の国内法によってはサービスマークの制度がない場合がある。
- ・ 一般的に審査に時間が掛かる（時には 3 年）。

(ii) 加盟国：英語圏 16 カ国＋オブザーバー 14 カ国

ボツワナ、ガンビア、ガーナ、ケニア、レソト、マラウイ、モザンビーク、ナミビア、シエラレオネ、ソマリア、スーダン、スワジランド、ウガンダ、タンザニア、ザンビア、ジンバブエ

オブザーバー：アンゴラ、ブルンジ、アルジェリア、エジプト、エリトリア、エチオピア、リベリア、リビア、モーリシャス、ナイジェリア、ルワンダ、セーシェル、チュニジア、南アフリカ

(iii) 運用状況

出願数（2006）：特許（393）、意匠（43）、商標（125）

(iv) 有効性

(1) 特許、意匠

ARIPO で特許付与されると、指定国で有効な特許となるが、一部の国では ARIPO 登録に効果を与える国内法の改正を行っていない。

(2) 商標

バンジュール議定書の批准国は 8 カ国（ボツワナ、ナミビア、ウガンダ、レソト、スワジランド、ジンバブエ、マラウイ、タンザニア（タンガニーカ））の

みである。ボツワナのみ、国内法に、ARIPO 登録からの権利の承認の明確な規定を設けているが、その他の国では ARIPO 登録に効果を与える国内法の改正を行っていない。よって、ボツワナ以外の加盟国では ARIPO 商標登録の有効性は疑わしい。

b) アフリカ知的財産機関 (OAPI : Organisation Africaine de la Propriété Intellectuelle)

(i) 概要

OAPI は、共同市場を設立し、産業及び技術分野における加盟国の相互協力を促進することを目的に設立され、1977 年にバンギ協定が締結された。



(1) OAPI Office の主な業務

- ・ IP 権利の登録、保護
- ・ 登録その他の情報の文書化、情報の公開、出版
- ・ 加盟国への関与、開発、ヘルプ、調査等
- ・ IP 関連の研修

(2) OAPI 所管の知的財産権：合計 10 個

特許、実用新案、商標・サービスマーク、意匠、商号、地理的表示、回路配置、植物新品種、文学的及び美術的著作物、不正競争

(3) システムの特徴

- ・ 一つの法律であること。ARIPO は、各国で国内法が必要であるが、OAPI は、バンギ協定のみ。
- ・ 中央集中であり、どの加盟国での保護が必要であっても、OAPI に願書を送るだけで済む。
- ・ OAPI で登録されれば、加盟 16 カ国全てで有効となる。
- ・ 加盟国毎の国内法・国内知財庁はない。
- ・ OAPI として加盟している国際条約
パリ条約、ベルヌ条約、ローマ条約、UPOV 条約、TRIP 協定、ハーグ協定
- ・ 外国からの出願人も加盟国内の出願人と同じ条件で扱われる。

(ii) 加盟国：仏語圏 16 カ国

ベナン、ブルキナファソ、カメルーン、中央アフリカ、チャド、コンゴ共和国、コートジボワール、赤道ギニア、ガボン、ギニア、ギニアビサウ、マリ、モーリタニア、ニジェール、セネガル、トーゴ

(iii) 運用状況

- ・ 出願数 (2006) : 特許 (454)、意匠 (150)、商標 (2,408)
- ・ 公報発行 : 3 カ月毎 (2009 年からは隔月)

- ・電算化の状況：特許 DB：一部（登録権利）は esp@cenet で公開
商標 DB：非公開（内部利用のみ）
- ・審査状況：特許、意匠、商標：平均 6-7 カ月
- ・審査結果：公開は登録権利のみ

④ 国別の調査

アフリカ諸国について、得られた情報を各国別にまとめる（資料編 5 参照）。資料に記載した項目は以下の通りである。

資料の項目：国名（日本語名、英語名）、CC（国コード）、首都名（日本語名）、言語、国土面積、人口、一人当たり GNI（国民総所得：Gross National Income）もしくは GNP、LDC 指定の有無、在留邦人数、経済概況、IP 庁（名称、所在地、連絡先、等）、ウェブサイト、法令、同盟関係、加盟条約、加盟 FTA、産業財産権統計データ、産業財産権制度の概要（特許、意匠、商標）、等

各国の法制度の詳細については、「Kluwer Law International 編/AIPPI・JAPAN 訳 外国出願のためのマニュアル」を、PCT 出願については、「PCT 出願人の手引（WIPO 監修）」を参照。

参考) アフリカ諸国のインターネットウェブサイトの状況

アフリカ諸国では、特許庁等のウェブサイトがあるのは ARIPO、OAPI 以外に、コンゴ共和国、アルジェリア、エジプト、ケニア、モロッコ、マダガスカル、モーリシャス、モザンビーク、スーダン、チュニジア、タンザニア、南アフリカの 12 カ国であった。ベナン、ボツワナ、コートジボワール、カメルーン、カーボベルデ、ガボン、ガーナ、ガンビア、ギニア、赤道ギニア、ギニアビサウ、コモロ、レソト、リビア、マリ、マラウイ、ナミビア、ニジェール、ナイジェリア、ルワンダ、シエラレオネ、セネガル、ソマリア、サントメ・プリンシペ、スワジランド、チャド、トーゴ、ウガンダ、ジンバブエの 29 カ国は、政府等のウェブサイトがあるが、残りの 12 カ国は、国としてのウェブサイトは発見できなかった（2009 年 3 月現在）。ただし、2008 年 7 月時点での調査では、特許庁等のウェブサイトは 8 カ国、政府等のウェブサイトのみは 13 カ国、ウェブサイトが発見できなかったのは 32 カ国だったので、この 8 カ月間でかなりの国でインターネットによる情報発信が増加している。

3. 産業財産権取得状況

(1) アフリカ諸国に対する我が国企業及び諸外国企業の特許出願状況

アフリカ諸国に対する我が国企業及び諸外国企業の特許出願状況を調査した。

① 日本

アフリカ諸国に対してわが国企業の特許出願状況を調査するため、日本国特許庁が発行した優先権証明書の発行件数と、INPADOC のデータベースを使用した出願企業及び出願国の解析及び esp@cenet による国別出願件数の調査を行った。

a) 優先権証明書の発行件数

表 2 各国への優先権証明書発行件数と PCT 加盟、INPADOC への収録

Code	国名	2002	2003	2004	2005	2006	PCT	国内指定	広域特許	INPADOC
AO	アンゴラ	0	0	2	0	0	×			×
CM	カメルーン	0	0	0	0	0	○	×	OA	×
DZ	アルジェリア	0	0	0	0	0	○	○		○
EG	エジプト	21	37	17	14	10	○	○		○
GA	ガボン	0	0	0	0	0	○	×	OA	○
LY	リビア	0	0	0	0	0	○	○		×
MU	モーリシャス	0	0	8	0	0				×
NG	ナイジェリア	6	5	15	1	46	○	○		×
TN	チュニジア	0	0	1	1	0	○	○		×
TZ	タンザニア	1	0	0	0	0	○	○	AP	×
ZA	南アフリカ	67	99	161	163	116	○	○		○

特許行政年次報告書 2007 年版³⁵〈統計・資料編〉より抜粋

b) アフリカ地域の INPADOC 掲載諸国³⁶

表 3 INPADOC 掲載諸国

国名	国コード	特許種別	特許資料名
アフリカ工業所有権機構 (ARIPO) [1984 年～]	AP	D0	特許出願
	AP	A	特許
	AP	U	実用新案
アルジェリア [2002 年～]	DZ	A1	発明特許
エジプト [1976 年～]	EG	A	発明特許/追加特許
ケニア [1975 年～]	KE	A	特許
ケニア [1975 年～]	KE	D	特許 (同一番号で 2 つの出願)
モロッコ [1979 年～]	MA	A1	発明特許
マラウイ [1973 年～]	MW	A1	特許出願
アフリカ知的所有権機構 (OAPI) [1966 年～]	OA	A	発明特許
	OA	E	追加発明特許
南アフリカ [1971 年～]	ZA	A	特許明細書
	ZA	D	特許明細書 (同一番号で 2 つの出願)
ザンビア [1968 年～]	ZM	A1	特許出願
ジンバブエ [1980 年～]	ZW	A1	発明特許

³⁵ 特許行政年次報告書 2007 年版 (http://www.jpo.go.jp/shiryou/toushin/nenji/nenpou2007_index.htm)

³⁶ INPADOC の収録国 (ジー・サーチ: 2007.10 (<http://db.g-search.or.jp/infopro/info/index.html>))

c) アフリカ諸国に対する我が国企業の出願状況

我が国企業の対アフリカ諸国出願について、優先権を使用して出願したものの内、ナイジェリア以外のアフリカ諸国（OAPI、ARIPO を含む）への出願が INPADOC データで調べることが可能なことがわかった。

なお、我が国から優先権を主張して出願される件数は 40,000～50,000 件/月（全世界）と非常に多数であり、この中からアフリカ諸国への出願を抽出することは困難であることから、1994 年、96 年、98 年、2000 年及び 2002 年（PCT の国内移行時期が完全に終了している）の各年の 4 月と 10 月のデータを使用して、アフリカ諸国での出願国を調べた。

(i) 企業別出願国（INPADOC データより）

表 4 企業別出願国

	企業名	94/04	94/10	96/04	96/10	98/04	98/10	00/04	00/10	02/04	02/10
1	YKK		ZA							ZA	
2	アーステクニカ										ZA
3	旭精工				ZA						
4	アストラゼネカ							ZA			
5	アルゼ					ZA	ZA			ZA	
6	エーザイ							ZA	ZA		
7	キッセイ薬品工業					ZA			ZA		
8	サッポロビール				ZA						
9	三洋電機						EG				
10	シェル				ZA						
11	シャープ									EG	
12	ソニー・コンピュータ エンタテインメント					DZ ZA					
13	ソニー							ZA			
14	大正製薬									ZA	
15	大日本除虫菊										OA
16	テイエルブイ	ZA					ZA				
17	デンソー								ZA	ZA	
18	東芝									ZA	
19	富山化学工業		ZA	ZA							
20	日本たばこ産業					ZA					
21	日本農薬		ZA						ZA		
22	リタケカンパニーリミテド								ZA		
23	バイエル							MA ZA			
24	パイオニア								ZA	ZA	
25	日立製作所	ZA									
26	ファイザー		ZA								
27	藤沢薬品(現アステラス)				ZA	ZA	ZA			OA	
28	フマキラー							EG ZA			
29	ヘキスト (現サノフィ・アベンティス)	AP*1	ZA	AP		ZA AP*2				OA	
30	ヘンケル	ZA									
31	ヤマサ醤油						ZA				
32	ユニ・チャーム								EG ZA		
33	旭化成工業		ZA	ZA							
34	旭硝子		ZA								

35	杏林製薬								MA ZA			
36	塩野義製薬	ZA		ZA					ZA			
37	乙卯研究所										ZA	
38	サトー									EG ZA		
39	菊地工業		ZA									
40	京セラ	ZA										
41	三菱化学								ZA			
42	三菱重工業					EG						
43	三菱商事プラスチック										ZA	
44	三菱電機								ZA			
45	三洋石油化学		ZA									
46	住友化学		EG ZA OA		ZA	ZA					OA	ZA
47	住友金属工業			ZA							ZA	
48	住友電気工業			ZA		ZA					ZA	
49	十條製紙(現日本製紙)											OA
50	小野薬品工業								ZA		ZA	
51	昭和電工										ZA	
52	新日鐵化学株式会社				ZA							
53	神戸製鋼所											ZA
54	石原産業	ZA								EG MA ZA	ZA	
55	川崎重工業						ZA				ZA	
56	大塚製薬										MA AP	ZA
57	大日本住友製薬					ZA	ZA					
58	第一三共	EG ZA AP*3 OA	ZA	ZA		ZA	ZA	ZA	ZA	ZA		
59	中外製薬				ZA							
60	帝人					ZA						
61	天野エンザイム										ZA	
62	田辺三菱製薬									ZA	ZA	
63	東ソー								ZA			
64	東レ											MA ZA
65	東洋エンジニアリング									EG		
66	日産化学工業		ZA	ZA	ZA					ZA		ZA
67	日本カーバイド工業											ZA
68	日本メジフィジックス		ZA									
69	日本碍子						ZA	ZA	ZA	ZA	ZA	
70	日本電工									OA		
71	富士通ゼネラル				EG	EG						
72	武田薬品工業	OA		ZA			ZA	OA				MA ZA
73	本田技研工業									ZA		
74	味の素				ZA	ZA OA						

計 74 社

注 1 指定 KE LS MW SD SZ UG
2 国 GH GM KE LS MW SD SL SZ UG ZW
3 BW GM GH KE LS MW SD SZ UG ZM ZW

(ii) 国別出願状況 (esp@cenet より)

表 5 国別出願状況

CC	国又は地域名	件数	主な企業
DZ	アルジェリア	13	万有、ソニー、三菱電機、神戸製鋼、住友化学、日本鋼管
EG	エジプト	352	(省略)
KE	ケニア	34	ファイザー、アースケミカル、住友化学、山之内製薬、大正製薬、石原産業、ビクター、帝人、日本曹達
MA	モロッコ	54	武田薬品、万有、大塚化学、エーザイ、石原産業、バイエル
MW	マラウイ	1	三恵薬品、日本薬品開発
ZA	南アフリカ	5,474	(省略)
ZM	ザンビア	23	三菱金属、住友化学、三井金属、神戸製鋼、日本曹達
ZW	ジンバブエ	16	住友化学、石原産業、日本鋼管、持田製薬、保土谷科学、武田薬品
AP	ARIPO	12	石原産業、麒麟麦酒、三共製薬、宇部興産、林原生物化学研究所
OA	OAPI	151	(省略)

表 6 国別・年別出願状況 (特許)

CC	指定国	2003年	2004年	2005年	2006年	2007年
DZ	アルジェリア	2	7	0	0	0
EG	エジプト	23	9	2	5	4
KE	ケニア					
MA	モロッコ	4	3	11	4	0
MW	マラウイ					
ZA	南アフリカ	204	240	205	170	1
ZM	ザンビア					
ZW	ジンバブエ					
AP	ARIPO	0	3	0	0	0
OA	OAPI	3	6	2	7	0
アフリカ計		236	268	220	186	5

② アフリカ諸国に対する諸外国企業の特許出願状況

アフリカ諸国に対して諸外国企業の特許出願状況を調査するため、WIPO の PCT 出願データベースと esp@cenet を使用して、出願企業及び出願国の解析及び国別出願件数を調べた。WIPO の PCT データベース (PATENTSCOPE) の掲載範囲³⁷は、エジプト、ケニア、南アフリカの 3 カ国だけであり、esp@cenet (Worldwide) の掲載範囲³⁸は、アルジェリア、エジプト、ケニア、モロッコ、マラウイ、南アフリカ、ザンビア、ジンバブエの 8 カ国と ARIPO、OAPI である。

チュニジアについては、上記のデータベースには掲載されていないが、独自のオンラインデータベースサービス³⁹があり、検索が可能である (1971 年以降、6,885 件の出願データが掲載されている)。

³⁷ PATENTSCOPE 掲載範囲 (WIPO) (<http://www.wipo.int/pctdb/en/nationalphase.jsp>)

³⁸ esp@cenet 掲載範囲 (esp@cenet) (http://ep.espacenet.com/help?locale=en_EP&method=handleHelpTopic&topic=detailedcoverage)

³⁹ INNOPRI (チュニジア特許データベース) (http://www.inorpi.ind.tn/en/texterub.asp?Code=brevets&table=tab_rubrique&nomrubrique=Brevets)

a) 企業別出願状況 (WIPO PATENTSCOPE より)

表 7 企業別出願状況

	企業名	国名	合計	EG	KE	ZA
1	ASTRAZENECA AB	スウェーデン	382	15		367
2	BASF AKTIENGESELLSCHAFT	ドイツ	315	5	5	305
3	UNILEVER PLC	イギリス	286		6	280
4	NOVARTIS AG	スイス	231	15		216
5	PFIZER PRODUCTS INC.	アメリカ合衆国	177			177
6	WYETH	アメリカ合衆国	177			177
7	MERCK PATENT GMBH	ドイツ	169			169
8	UNILEVER N.V.	オランダ	159	4		155
9	SHELL INTERNATIONALE RESEARCH MAATSCHAPPIJ B.V.	オランダ	156			156
10	THE PROCTER & GAMBLE COMPANY	アメリカ合衆国	150	10		140
11	GLAXO GROUP LIMITED	イギリス	145	6		139
12	NOKIA CORPORATION	フィンランド	142			142
13	BAYER AKTIENGESELLSCHAFT	ドイツ	141		5	136
14	SMITHKLINE BEECHAM CORPORATION	アメリカ合衆国	124	5		119
15	F. HOFFMANN-LA ROCHE AG	スイス	121	5	3	113
16	COLGATE-PALMOLIVE COMPANY	アメリカ合衆国	119		4	115
17	KIMBERLY-CLARK WORLDWIDE, INC.	アメリカ合衆国	117			117
18	SCHERING CORPORATION	アメリカ合衆国	114			114
19	3M INNOVATIVE PROPERTIES COMPANY	アメリカ合衆国	103			103
20	ALBANY INTERNATIONAL CORP.	アメリカ合衆国	96			96
21	JANSSEN PHARMACEUTICA N.V.	ベルギー	89	11		78
22	BAYER CROPSCIENCE AG	ドイツ	82		11	71
23	BOEHRINGER INGELHEIM INTERNATIONAL GMBH	ドイツ	82	5		77
24	WARNER-LAMBERT COMPANY LLC	アメリカ合衆国	82			82
25	AVENTIS PHARMA DEUTSCHLAND GMBH	ドイツ	81		4	77
26	SYNGENTA PARTICIPATIONS AG	スイス	81		5	76
27	AKZO NOBEL N.V.	オランダ	78			78
28	MICROSOFT CORPORATION	アメリカ合衆国	77	29		48
29	SCHERING AKTIENGESELLSCHAFT	ドイツ	76			76
30	PHARMACIA CORPORATION	アメリカ合衆国	72			72
31	BRISTOL-MYERS SQUIBB COMPANY	アメリカ合衆国	70			70
32	SMS DEMAG AKTIENGESELLSCHAFT	ドイツ	67			67
33	ALTANA PHARMA AG	ドイツ	65			65
34	NESTEC S.A.	スイス	64			64
35	SANOFI-AVENTIS	フランス	61	9		52
36	BAYER HEALTHCARE AG	ドイツ	53	4		49
37	TAKEDA PHARMACEUTICAL COMPANY LIMITED	日本	32	6		26
38	TETRA LAVAL HOLDINGS & FINANCE SA	スイス	24		8	16
39	EMISPHERE TECHNOLOGIES, INC.	アメリカ合衆国	22		3	19
40	OTSUKA PHARMACEUTICAL CO., LTD.	日本	17	5		12
41	THE TRUSTEES OF THE UNIVERSITY OF PENNSYLVANIA	アメリカ合衆国	17		2	15
42	PANACEA BIOTEC LIMITED	インド	13		2	11
43	CORONET-WERKE GMBH WEIHRAUCH	EPO	11		2	9

b) 主要国企業のエジプト、ケニア、南アフリカへの出願状況（WIPO PATENTSCOPEより）

(i) 日本

CC	国又は地域名	件数	主な企業
EG	エジプト	31	TAKEDA PHARMACEUTICAL COMPANY LIMITED OTSUKA PHARMACEUTICAL CO., LTD. TTI ellebeau, Inc. TTI ELLEBEAU, INC. DAIICHI SANKYO COMPANY, LIMITED
KE	ケニア	4	FUMAKILLA LIMITED TAKEDA CHEMICAL INDUSTRIES, LTD. BAYER AG SUMITOMO CHEMICAL COMPANY, LIMITED
ZA	南アフリカ	641	SUMITOMO CHEMICAL COMPANY, LIMITED ONO PHARMACEUTICAL CO., LTD. TAKEDA PHARMACEUTICAL COMPANY LIMITED MITSUBISHI CHEMICAL CORPORATION NGK INSULATORS, LTD.

(ii) 米国

CC	国又は地域名	件数	主な企業
EG	エジプト	132	MICROSOFT CORPORATION THE PROCTER & GAMBLE COMPANY SMITHKLINE BEECHAM CORPORATION KEY ENERGY SERVICES, INC. MOMENTIVE PERFORMANCE MATERIALS INC.
KE	ケニア	39	COLGATE-PALMOLIVE COMPANY EMISPHERE TECHNOLOGIES, INC. ECOLAB INC. VALENT U.S.A. CORPORATION THE TRUSTEES OF THE UNIVERSITY OF PENNSYLVANIA
ZA	南アフリカ	6,521	WYETH PFIZER PRODUCTS INC. THE PROCTER & GAMBLE COMPANY KIMBERLY-CLARK WORLDWIDE, INC. COLGATE-PALMOLIVE COMPANY

(iii) ドイツ

CC	国又は地域名	件数	主な企業
EG	エジプト	35	BOEHRINGER INGELHEIM INTERNATIONAL GMBH BASF AKTIENGESELLSCHAFT BAYER HEALTHCARE AG SIEMENS AKTIENGESELLSCHAFT SMS DEMAG AG
KE	ケニア	34	BAYER CROPSCIENCE AG BAYER AKTIENGESELLSCHAFT BASF AKTIENGESELLSCHAFT AVENTIS PHARMA DEUTSCHLAND GMBH WOLFF WALSRÖDE AG
ZA	南アフリカ	2,523	BASF AKTIENGESELLSCHAFT MERCK PATENT GMBH BOEHRINGER INGELHEIM INTERNATIONAL GMBH AVENTIS PHARMA DEUTSCHLAND GMBH SCHERING AKTIENGESELLSCHAFT

(iv) 英国

CC	国又は地域名	件数	主な企業
EG	エジプト	24	GLAXO GROUP LIMITED RENOVO LTD FLOWNETIX LIMITED ARGENTA DISCOVERY LTD. ANTISOMA PLC
KE	ケニア	15	UNILEVER PLC ZENECA LIMITED WARDELL, Jeffrey, Robert UNIVERSITY OF SOUTHAMPTON HOWSE, Philip, Edwin NORBROOK LABORATORIES LIMITED
ZA	南アフリカ	1,669	UNILEVER PLC GLAXO GROUP LIMITED PFIZER LIMITED RECKITT BENCKISER (UK) LIMITED SYNGENTA LIMITED

(v) フランス

CC	国又は地域名	件数	主な企業
EG	エジプト	36	SANOFI-AVENTIS VALLOUREC MANNESMANN OIL & GAS FRANCE SAINT-GOBAIN GLASS FRANCE LES LABORATOIRES SERVIER SANOFI AVENTIS
KE	ケニア	2	VALEURS BOIS INDUSTRIE BAYER CROPSCIENCE SA
ZA	南アフリカ	940	SANOFI-AVENTIS LES LABORATOIRES SERVIER AVENTIS PHARMA S.A. BAYER CROPSCIENCE S.A. GALDERMA RESEARCH & DEVELOPMENT, S.N.C.

(vi) 中国

CC	国又は地域名	件数	主な企業
EG	エジプト	4	SU, Xue Song MALAFON ELECTRONIC (SUZHOU) CO., LTD. GE, Yongle CHIO, Chuy-Nan
KE	ケニア	0	
ZA	南アフリカ	73	HUAWEI TECHNOLOGIES CO., LTD. TIANJIN TASLY PHARMACEUTICAL CO., LTD., CHINA TIANJIN TASLY PHARMACEUTICAL CO., LTD. TIANJIN TASLY GROUP CO., LTD. SHAO, Zhicheng

(vii) 韓国

CC	国又は地域名	件数	主な企業
EG	エジプト	3	PISHON ANC CO., LTD LG LIFE SCIENCES, LTD. HANMI PHARMACEUTICAL CO., LTD.
KE	ケニア	2	LG LIFE SCIENCES LTD. KWEON, Hyuck-Min

ZA	南アフリカ	148	LG ELECTRONICS INC. LG LIFE SCIENCES LTD. POSCO HANMI PHARM. CO., LTD. SAMSUNG ELECTRONICS CO., LTD.
----	-------	-----	--

(viii) インド

CC	国又は地域名	件数	主な企業
EG	エジプト	5	CTR MANUFACTURING INDUSTRIES LIMITED CIPLA LIMITED BAJAJ AUTO LIMITED AVESTHA GENGRAINE TECHNOLOGIES PVT LTD.
KE	ケニア	6	PANACEA BIOTEC LIMITED THERMAX LIMITED NATURAL REMEDIES PRIVATE LIMITED KHAMAR, Bakulesh, Mafatlal BAKULESH, Mafatlal, Khamar
ZA	南アフリカ	242	COUNCIL OF SCIENTIFIC AND INDUSTRIAL RESEARCH RANBAXY LABORATORIES LIMITED SUN PHARMACEUTICAL INDUSTRIES LIMITED USV LIMITED LUPIN LIMITED

c) 国別出願状況 (esp@cenet より)

主要国のアフリカ諸国への出願状況と比較グラフを以下に示す。

表 8 出願状況

CC	JP	US	DE	GB	FR	CN	KR	IN
AP	12	581	48	376	126	11	11	7
DZ	13	418	74	228	227	1	1	0
EG	352	3,204	1,107	826	798	11	56	7
KE	34	418	160	402	29	0	5	4
MA	54	2,183	567	781	1,584	16	18	6
MW	1	151	24	150	23	1	2	1
OA	151	2,956	658	1,304	4,686	25	27	14
ZA	5,474	62,737	26,530	30,114	10,162	224	247	225
ZM	23	602	90	496	56	0	4	0
ZW	16	627	111	666	53	2	1	1

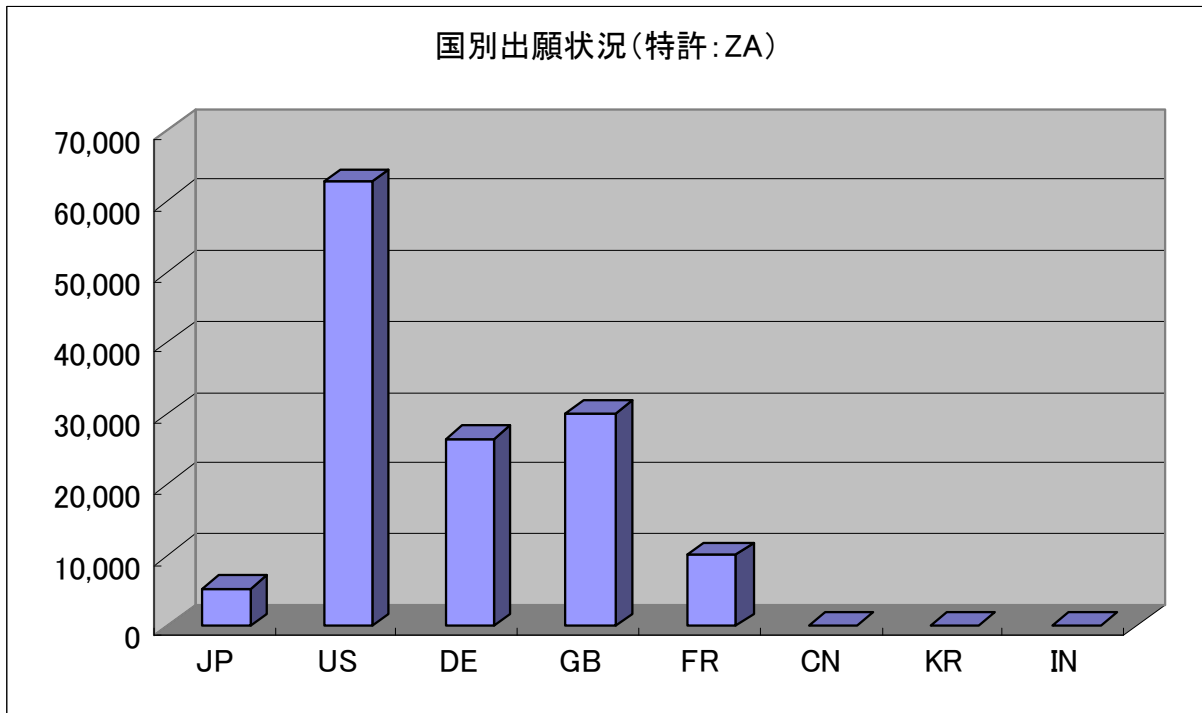


図 1 国別出願状況 (特許:ZA)

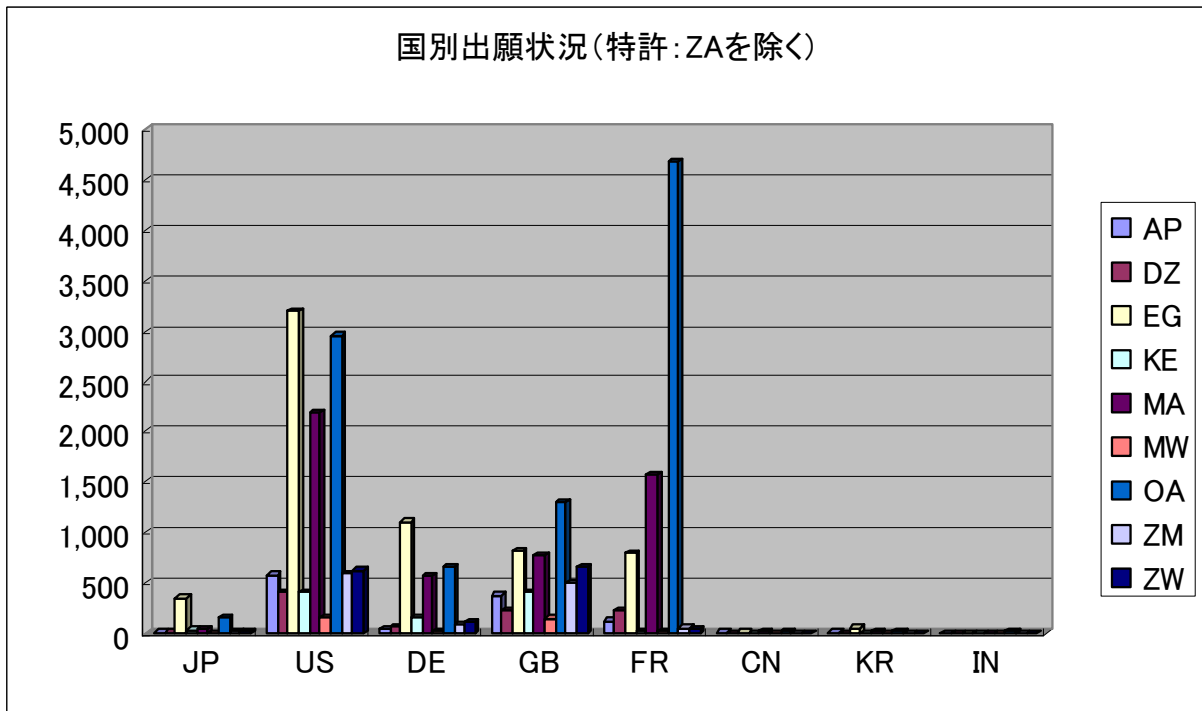


図 2 国別出願状況 (特許:ZAを除く)

(2) アフリカ諸国に対する我が国企業及び諸外国企業の商標出願状況

アフリカ諸国に対する我が国企業及び諸外国企業の商標出願状況を調査した。

① 日本企業

アフリカ諸国に対する我が国企業の商標出願状況を調査した。ただし、WIPO の Madrid Express Database⁴⁰は登録のデータベースであるので、ここで示す数字は全て登録件数である（この件数にはパリ条約出願によるものは含まれていない）。

アフリカ地域の諸国で WIPO の中でマドリッド・プロトコルを批准している国は、ボツワナ (BW)、ケニア (KE)、レソト (LS)、モロッコ (MA)、マダガスカル (MG)、モザンビーク (MZ)、ナミビア (NA)、シエラレオネ (SL)、スワジランド (SZ)、ジンバブエ (ZM) の 10 カ国である。なお、エジプト (EG) は、署名はしているが批准にいたっていない。

a) 企業別登録状況 (Madrid Express Database より)

日本からの登録件数は、BW 27、KE 242、LS 147、MA 308、MG 5、MZ 164、NA 86、SL 139、SZ 163、ZM 142、計 368 件、168 社である（登録件数が 3 件以上の企業を表 9 に示す）。左端の数字は、最新の登録番号であり、丸 (○) は当該番号での国指定、三角 (△) はその他の登録番号での国指定があることを示す。

表 9 我が国企業の登録状況 (Madrid Express)

NO	BW	KE	LS	MA	MG	MZ	NA	SL	SZ	ZM	Applicant	数
938012	○	○	○	○		△	△	△	△	△	エーザイ・R&D・マネジメント	16
952453	○	○	○	○		○	○	○	○	○	ミツカングループ本社	11
949773				○							第一三共	11
956315		○		○				△	○	△	YKK	10
932297	△			○							エース	8
883872		○		○							スズキ	8
904058		△	△	○		△	△	△	△	△	アイシン精機	7
868914		○	○	○		○	○	△	○	○	シマノ	7
872388		○	○	○		○	○	○	○	○	本田技研工業	7
861385		○	○	○		○	○	○	○	○	資生堂	6
832565		○	○	○		○		○	○	○	ソニー・コンピュータエンタテインメント	6
884703		○	△	△		○		△	△	△	松下電器産業	6
919385		○	○	○		○	○	○	○	○	キリンホールディングス	5
922327		△		△		△	○	△		△	シチズンホールディングス	5
758261		○		○		○					日本郵船	5
909107		△	△	○		△	△	△	△	△	アステラス製薬	4
844855				○					○	○	シチズンシービーエム	4
950397	○	○	○	○		○	○	○	○	○	ソースネクスト	4
962831				○							ピジョン	4
909578		○	△	○		○	△	○	△	○	三菱ふそうトラック・バス	4
840092		△		○							三菱自動車工業	4
954908				○							大塚製薬	4
906745		△	○	○		○	○	○	○	△	日産自動車	4
934390		△		△			△	△	○	△	味の素	4
817694		○		△							DIC	3

⁴⁰ Madrid Express Database (WIPO) (<http://www.wipo.int/ipdl/en/search/madrid/search-struct.jsp>)

910650		○		○							GRAPHIS	3
910479	○	○	○	○		○	○	○	○	○	KYB	3
888595				○							SANKYO	3
898064		○	○	○		○	○	○	○	○	Stem Cell Sciences	3
927130	○	△	○	○	○	○	○	○	○	○	いすゞ自動車	3
952726		○									エクセン	3
934134	○	○	○	○		○	○	○	○	○	参天製薬	3
761815		△	○	△		○			○		ダイハツ工業	3
865902		△		○		○					ヤマサ醤油	3
950602		○		○							旭硝子	3
957632		○									IHI	3
849592		○									アガスタ	3
907421				○							アクセス	3
888134		○		○							株カネカ	3
753881		○	○	○		○		○	○		パーテックススタンダード	3
883108		○	○	○		○		○	○	○	住友化学	3
945417	○	○	○	○		○	○	○	○	○	大鵬薬品工業	3
848636				○						○	中外製薬	3
834690		○									日本ポリウレタン工業	3

b) 指定国別登録状況 (WIPO 統計データベース⁴¹より)

表 10 国別・年別登録状況 (商標)

CC	指定国	2003年	2004年	2005年	2006年	2007年
BW	ボツワナ					19
DZ	アルジェリア	65		17	30	
KE	ケニア	17	30	45	152	34
LS	レソト	15	16	35	16	19
MA	モロッコ	26	34	55	57	56
MG	マダガスカル	9	26	7	16	
MW	マラウイ				9	
MZ	モザンビーク	16	18	36	18	19
NA	ナミビア			36	20	19
SC	セーシェル	29				
SL	シエラレオネ	14	10	33	18	19
SZ	スワジランド	14	15	40	20	21
ZM	ザンビア	16	20	44	18	23
アフリカ計		221	169	348	374	229

② 諸外国企業

a) 主要国の登録状況 (Madrid Express Database より)

日本と同様に、主要国 (米国 : US、ドイツ : DE、英国 : GB、フランス : FR、中国 : CN、韓国 : KR) の企業別登録状況を調査した (表 11～表 16 参照)。エジプト (EG) への登録は、米国は 0 件であったが、ドイツは 10,581 件、英国は 1 件、フランスは 18,872 件であった。

⁴¹ WIPO 統計データベース (商標 : <http://www.wipo.int/ipstats/en/statistics/marks/>)

(i) 米国 (US)

米国からの登録件数は、BW 136、KE 611、LS 440、MA 842、MG 9、MZ 476、NA 408、SL 423、SZ 475、ZM 469、計 1,027 件、558 社である。登録件数が 4 件以上の企業を表 11 に示す。

表 11 米国企業の登録状況 (Madrid Express)

NO	BW	EG	KE	LS	MA	MG	MZ	NA	SL	SZ	ZM	Applicant	数
960755	○		○	○	○		○	○	○	○	○	Apple Inc.	46
946805	○		○	○	○		○	○	○	○	○	Kirkpatrick & Lockhart Preston Gates Ellis LLP	15
944509	○			○				○		○		General Motors Corporation	14
881306					○					○		TIRECO, INC.	14
876216					○							Getty Petroleum Marketing, Inc.	13
957994	○		○	○	○		○	○	○	○	○	Merck & Co., Inc.	13
863843			○	○	○		○	○	○	○	○	Chevron Corporation	11
957522					○				△			STARWOOD HOTELS & RESORTS WORLDWIDE, INC.	10
926704	○		○	○	○		○	○	○	○	○	Dell Inc.	9
949506	△		○	△	△		△	△	△	△	△	Colgate-Palmolive Company	8
952869	○		○	○	○		○	○	○	○	○	Coverity, Inc.	8
961096			○	△	○		△	△	△	△	△	Eastman Kodak Company	7
951011			○		△		△					Haemonetics Corporation	7
885675			○	○	○		○	○	○	○	○	Traxxas LP	7
833209			△	○			△			○	△	American International Group, Inc.	6
933308	○		○	○	○		○	○	○	○	○	Catalytic Solutions, Inc.	6
949113	○		○	○	○		○	○	○	○	○	Celgene Corporation	6
937567					○							General Nutrition Investment Company	6
960059	○		○	○	○		○	○	○	○	○	Intel Corporation	6
931282	○		○	○	○		○	○	○	○	○	Chatsworth Products, Inc.	5
935976			△	△	○	△	△	○	△	△	○	GENENTECH, INC.	5
926052			○	○	○		○	○	○	○	○	Google Inc.	5
832304										○		Izumi Products Company	5
927556					○				○		○	Landauer, Inc.	5
824279			○	○	○		○	○	○	○	○	MGI Pharma, Inc.	5
963538	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	Millennium Pharmaceuticals, Inc.	5
878328			○		○		○	○	○	○	○	OPUS ONE WINERY LLC	5
868247					○							Specialized Bicycle Components, Inc.	5
955954			△		△				○			THE SHERATON LLC	5
940808	○		○	○	○		○	○	○	○	○	Aliaune Thiam	4
942145			○		△							Amgen Inc.	4
874759			△		○							Becton, Dickinson and Company	4
827250			○		○							BSA Business Software Alliance, Inc.	4
916701			○	○	○		○	○	○	○	○	CGG, L.L.C.	4
900762			○	△	△		△	△	△	△	△	Chemtura Corporation	4
955480			○	△				△		△	△	Columbia Sportswear Company	4
899917			○	○	○		○	○	○		○	Dansko, Inc.	4
923946	△		○	△	△						△	Deckers Outdoor Corporation	4

908928			○		△		○	○		○	○	Educational Testing Service	4
871595					○							GMB, INC.	4
934911	○		○	○	○		○	○	○	○	○	LAMB-GRS, LLC c/o Goldring	4
919080				○	○			○		△	△	Lane Bryant Purchasing Corp.	4
832643			○	○	○		○		○	○	○	MATTEL, Inc.	4
888097					○							MAX ROHR, INC.	4
914072					○			○			○	Oakley, Inc.	4
887770					○							PPG INDUSTRIES OHIO, INC.	4
908353					○							Product Partners, LLC	4
912955			○	○	○		○	△	△	△	△	Pure Fishing, Inc.	4
938178					○							Select Comfort Corporation	4
958002					○							Simpson Strong-Tie Company, Inc.	4
949562	○		○	○	○		○	○	○	△	○	Stussy, Inc.	4
837416			△		○				△		△	The Gillette Company	4
934663	○		○	○	○		○	○	○	○	○	Wolverine Outdoors, Inc.	4
916710			○	△	○		△	△	○	△	○	Wolverine World Wide, Inc.	4

(ii) ドイツ (DE)

ドイツからの登録件数は、BW 113、EG 10,581、KE 2,893、LS 1,802、MA 9,678、MG 2、MZ 2,134、NA 647、SL 2,230、SZ 1,944、ZM 982 である。

この内、BW 113 件、MG 2 件、NA 647 件、ZM 982 件、334 社の登録企業を調査した。登録件数が 7 件以上の企業を表 12 に示す。

表 12 ドイツ企業の登録状況 (Madrid Express)

NO	BW	EG	KE	LS	MA	MG	MZ	NA	SL	SZ	ZM	Applicant	数
964713		○	○	△	○		△	△	△	△	△	Deutsche Telekom AG	207
940514	○	○	△	○	○		○	○	△	△	△	Nycomed GmbH	170
964233	△	○	△	△	○		△	△	△	△	△	Henkel KGaA	114
953080	△	○	○	△	○		△	△	△	△	○	Bayer Aktiengesellschaft	63
962131	○	○	○	○	△		○	○	○	○	○	AUDI AG	42
963574	△	△	△	△	○		△	△	△	△	△	Beiersdorf AG	42
957425	○	△	○	△	△		○	○	△	△	○	OSRAM Gesellschaft mit beschränkter Haftung	37
965463	△	○	△	△	○		△	△	△	△	△	ESCADA AG	28
965205		○	○	△	△		△	△	△	△	△	Merck KGaA	26
964147		○	△		○			△	△	△	△	TUI AG	25
965145		△	△	△	○		△	△	△	△	△	BASF SE	25
959346		○					△	△	△	△	△	Roche Diagnostics GmbH	24
964766		○			○							MIP METRO Group Intellectual Property GmbH & Co. KG	24
892627			○	○			○	○	○	○	○	Wm. Wrigley Jr. Company	23
955352	○	○	○	○	△		○	○	○	○	○	Siemens Aktiengesellschaft	23
877495	○		○	○		△	○	○	○	○	○	MAST-JÄGERMEISTER AG	22
846974			△	○			○	○	○	○	○	AVON COSMETICS GMBH	19
964782		○	△	○	○		△	△	△	○	△	HUGO BOSS Trade Mark Management GmbH & Co. KG	19
940402	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	Dr. Ing. h.c.F. Porsche Aktiengesellschaft	16
961111	○	○	○	○	△		○	○	○	○	○	Alois Pöschl GmbH & Co. KG	16
965695	△	○	○	○	○		○	△	○	○	△	OC Oerlikon Corporation AG,	16

												Pfäffikon	
953640		○	△	△	△		△	△	△	△	△	Joh. Wilh. von Eicken GmbH	15
930353		○	○	○	○		○	○	○	○	○	BAYER SCHERING PHARMA AG	13
919065			△		○							BASF Coatings AG	12
932915	○	○	○	○	○		○	○	△	○	○	Hans Schwarzkopf & Henkel GmbH & Co. KG	12
951383	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	Daimler AG	12
948363	○	○	○		○		○		○	○		SAP AG	10
949687	△	○	△	△	○		△	△	△	△	△	ZF Friedrichshafen AG	10
841077			○	○			○		○	○	○	Ecolab GmbH & Co. OHG	9
878371			○	△					△	△	△	Reemtsma Cigarettenfabriken GmbH	9
906673			○	○			○	○	○	○	○	Reno Schuhcentrum GmbH	9
923980	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	Altana AG	9
924814					○		△				△	Elastogran GmbH	9
935994		○	○		○				△			TFL Ledertechnik GmbH	9
957939		△	△		○					△		Mühlens GmbH & Co. KG	9
962246			△					○				Boehringer Ingelheim International GmbH	9
962847		○	△	△	○		△		△	△		GEZE GmbH	9
924815		○	△	△	△		△	△		△	△	MANN+HUMMEL GMBH	8
929724		○		△						△	△	TOM TAILOR GmbH	8
947618	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	KORD Beteiligungsgesellschaft mbH & Co. KG	8
949761		○	△	△	○		△	△			△	Evonik Degussa GmbH	8
952910	△	○			○			△			△	Braun GmbH	8
833384			○	○			○	○	○	○	○	GRUNDIG Multimedia B.V.	7
946281	○	△	△	△	△		△	○	△	△	○	Volkswagen Aktiengesellschaft	7
954027		○	○	△	○		△	○	△	△	△	Volkswagen AG	7
961147	○	○	○	△	○		○	○	△	△	△	Alois Pöschl GmbH & Co KG	7
961332	△	△	△	△				○	△	△	△	Boehringer Ingelheim Pharma GmbH & Co. KG	7
962691		△	○	○	○		△					BSH Bosch und Siemens Hausgeräte GmbH	7

(iii) 英国 (GB)

英国からの登録件数は、BW 73、EG 1、KE 650、LS 436、MA 840、MG 0、MZ 442、NA 216、SL 410、SZ 459、ZM 329、計 1,095 件、465 社である。登録件数が 4 件以上の企業を表 13 に示す。

表 13 英国企業の登録状況 (Madrid Express)

NO	BW	EG	KE	LS	MA	MG	MZ	NA	SL	SZ	ZM	Applicant	数
958866	○		△	○	○		○	○	○	○	○	Avon Products, Inc.	98
760851			○	○	○		△		○	○	△	AstraZeneca AB	50
931657			△		○		△	△	△	△	△	AstraZeneca UK Limited	31
926205	○		○	△	○		○	△	△	△	△	Glaxo Group Limited	23
947132			△	△	△		○	△	△	△	△	BP p.l.c.	21
748727			○	○	○		○		○	○		SmithKline Beecham p.l.c.	15
890229			○	○	○		○	○	○	○	○	Dunhill Tobacco of London Limited	14
833969			○	○	○		○	○	○	○	○	Shell Brands International AG	13

865602			△		○					△		ALFRED DUNHILL LIMITED	12
952925			△		○			△	△	△	△	Glaxosmithkline Biologicals S.A.	12
908805			△	△	△		○	△	△	△	△	CASTROL LIMITED	11
841190			△	○	△		△	○	△	△	○	John Player & Sons Limited	10
960972	○			○	○		○					British American Tobacco (Brands) Limited	9
727672			○	○			○			○		KPMG International	9
900086					○							TONI & GUY (USA) LIMITED	9
864547			○	○	○		○	○	○	○	○	IMRAN HUSSAIN, RIZWANA HUSSAIN, MAARIAH HUSSAIN, DANYAAL HUSSAIN, ZAHRA HUSSAIN	8
953050	○			○	○			○	○	○	○	Six Continents Hotels, Inc.	8
948288					○							The London Metal Exchange Limited	8
811366			△	△	○		△		△	△		Avon Cosmetics Limited	7
915552			△	△	○		△		△	△	△	Marks and Spencer plc	7
940911			△		○							Reckitt & Colman (Overseas) Limited	7
869153			△		○		○	○	○	○	○	SmithKline Beecham plc	7
840204			○									VODAFONE GROUP PLC	7
859457			○	○	△		○	△		○	○	LONSDALE SPORTS LIMITED	6
755817			○	○	○		○		○	○		Syngenta Limited	6
794345			○	△			△		△	△	△	CHANEL LIMITED	5
896305					○							Duck and Cover Clothing Limited	5
945461					○							easyGroup IP Licensing Limited	5
729701			○									GS Thirteen Limited	5
853630			○		○		△		△		○	Imperial Chemical Industries PLC	5
763125			○	○	○		○		○	○		Nature'sOwn AB	5
901981			○									Optima Health Limited	5
820991			○	○	○		○		○	○	○	Perkins Holdings Limited	5
910067			○								△	Rentokil Initial 1927 plc	5
870339			○	△	△		△		△	△	△	SCHWEPPE INTERNATIONAL LIMITED	5
960651					○							Allied Domecq Spirits & Wine Limited	4
826886					○						○	Arrandco Investments Limited	4
841262					○							Avent Limited	4
910671	○		○	○	○		○	○			○	AVIAGEN LIMITED	4
960959							○	○				British Sky Broadcasting Group PLC	4
884457			○		○							BRITISH UNITED TURKEYS LIMITED	4
842321			○		○		○	○	○	○	○	GLAXO GROUP LTD.	4
962118	○			○	○		○	○	○	○	○	Goldart (UK) Ltd	4
899987			○		○							Imperial Tobacco Limited	4
779949			○		○		○					INTERNATIONAL YOUTH HOSTEL FEDERATION	4
938123			○		○							J. Choo Limited	4
899428			○	○	○		○	○	○	○	○	Kingsway International Christian Centre	4
860685			○		○			○	○	○	○	Lloyd's, a body incorporated by the Lloyd's Act 1871	4
774767			○	○	○		○			○		Marlow Foods Limited	4
775799					○							Music Choice Limited	4

845376			○		○						○	Patak (Spices) Limited	4
788908					○							PILKINGTON GROUP LIMITED	4
894173					○							SSP Financing UK Limited	4
859334					○							STONEVILLE GLOBAL LIMITED	4
836478			△	△	○		△		△	△	△	SUPERSCAPE GROUP PLC	4
949862			△	○	○		○	○	○	○	○	TauRx Therapeutics Ltd	4
904197					△						○	The British Broadcasting Corporation	4
777273			○	○	○		○			○		The University of Greenwich	4
812856					○							Trend Communications Limited	4
767537			○									workplace GmbH	4

(iv) フランス (FR)

フランスからの登録件数は、BW 70、EG 18,872、KE 1,318、LS 789、MA 30,081、MG 0、MZ 1,038、NA 263、SL 1,072、SZ 821、ZM 440 である。

この内、BW 70 件、KE 1,318 件、LS 1,072 件、MZ 1,038 件、NA 263 件、SL 1,072 件、SZ 821 件、ZM 440 件、521 社の登録企業を調査した。登録件数が 7 件以上の企業を表 14 に示す。

表 14 仏国企業の登録状況 (Madrid Express)

NO	BW	EG	KE	LS	MA	MG	MZ	NA	SL	SZ	ZM	Applicant	数
959059	△	△	△	△	○		△	△	△	△	△	sanofi-aventis	137
949598	△	○	△	△	○		△	△	△	△	△	COMPAGNIE GERVAIS DANONE	122
964867	△	○	△	△	○		△	△	△	△	△	BIOFARMA	102
957068		○	△	△	○		△	△		△	△	L'OREAL	53
875662			○	○			○	○	○	○	○	KODAK S.A.	52
960848							○		△			CHANEL	49
939142		○	△	△			△		△	△		HENKEL KOMMANDITGESELLSCHAFT AUF AKTIEN (société de droit allemand)	43
961312	△	○	△	△	○		△	△	△	△	△	ALCATEL LUCENT	41
963333		○	△		○		△	△	△			ACCOR	38
954039	△	△	○	△	△		△	△	△	△	△	SOCIETE BIC	37
775270			○	○			○		○	○	○	ALCATEL	32
851698			○	○			○	○	○	○	○	AVENTIS PHARMA S.A.	29
957040		○	△	△	○		△		△	△	△	GENERALE BISCUIT	28
962359		○	△	△	○		△	△	△	△	△	HERMES INTERNATIONAL	27
955737		○										GAMELOFT S.A.	24
956009		○	△	△	○		△	△	△	△	△	AUTOMOBILES PEUGEOT	24
961442		○			○						△	LANCOME PARFUMS ET BEAUTE & CIE	22
965503		○			△							PARFUMS CHRISTIAN DIOR	20
943106		△			○							CASTER	19
950040		○	○		○			○	○		○	société Air France	19
764894			○	○			○	○	○	○	○	RENAULT s.a.s. société par actions simplifiée	18
909028		○	○	○			○	○	○	○	○	LACOSTE	18
788435			○	○			○		○	○	○	SOCIETE ANONYME DES EAUX MINERALES D'EVIAN	17
892637		○	△	△			△		△	△	△	PERNOD RICARD	15

952913		○			○							BOURJOIS	15
830934			○	△			△		△	△		HENKEL Kommanditgesellschaft auf Aktien	14
940623		○			○				○			LABORATOIRES DE BIOLOGIE VEGETALE YVES ROCHER S.A.	14
963756		○	○		○							DECATHLON	14
947057			△		○			△			△	BIOGARAN	12
930474		○	△	△	○		△		△	△		SANOFI PASTEUR	11
932923		△			○							DIRAMODE	11
950779	△	△	△	△	○		△	△	△	△	△	RENAULT s.a.s.	11
963267					○							ITM ENTREPRISES Société Anonyme	11
759652			○	○			○		○	○		ALCATEL BUSINESS SYSTEMS	10
787914		△	○	○	△		○	△	○	○	○	AUTOMOBILES PEUGEOT (société anonyme)	10
938169		○			○							PIERRE FABRE DERMO-COSMETIQUE	10
947754		○	○	△	○		△		△	△		THOMSON	9
950792		△	△		○		△		△	△	△	YVES SAINT LAURENT PARFUMS	9
950917		○	○		○							PROJETCLUB	9
952582			△		○							LOUIS VUITTON MALLETIER	9
954779		△	△	△	○		△	△	△	△	△	AUTOMOBILES CITROËN	9
960835		○		△	○						△	PIERRE FABRE DERMATOLOGIE	9
963690					○							AUTODISTRIBUTION	9
725338			○	○			○		○	○		AUTOMOBILES CITROEN	8
792839			○	○			△		△	○		BLEDNA	8
915680		○										PROFILS SYSTEMES S.A.S.	8
930935		○	○	○	○		○		○	○	○	VIVENDI	8
934831					○							ITM ENTREPRISES (Société Anonyme)	8
964528	△	△	△		○		△				△	LAFARGE	8
724444			○	○			○		○	○		T&A MOBILE PHONES SAS	7
736024			○	○			○		○	○		KODAK S.A. (Société Anonyme)	7
782151			○	○			○		○	○	○	MERCK SANTE - société par actions simplifiée	7
821042			○						△			Parfums Rochas S.A.S.	7
897193		○	△				△					COMPAGNIE GENERALE DES ETABLISSEMENTS MICHELIN	7
897659		○	△	△			△		△	△	△	Bayer CropScience SA	7
930526		○	△	△	○		△		△	△	△	PIERRE FABRE MEDICAMENT	7
932570		△	△		○							ESSILOR INTERNATIONAL (COMPAGNIE GENERALE D'OPTIQUE)	7
946587		△			○				△			COMPAGNIE DES ARTS DE LA TABLE	7
952442		○	○	○	○		○	○	○	○	○	COMPTOIR NOUVEAU DE LA PARFUMERIE	7
953027		○			○							THUASNE	7
956880		○			○							Société de Conseils de Recherches et d'Applications Scientifiques (S.C.R.A.S.)	7

(v) 中国 (CN)

中国からの登録件数は、BW 82、EG 1,982、KE 857、LS 521、MA 1,274、MG 0、MZ 661、NA 362、SL 605、SZ 524、ZM 723、計 2,448 件、1,964 社である。登録件数が 4 件以上の企業を表 15 に示す。

表 15 中国企業の登録状況 (Madrid Express)

NO	BW	EG	KE	LS	MA	MG	MZ	NA	SL	SZ	ZM	Applicant	数
927453		○										Shanghai Stock Exchange	14
689849		○			○							GUANGZHOU CARDANRO DEVELOPING CO., LTD.	9
829502		○	○		○		○					LIFAN INDUSTRY (GROUP) CO., LTD.	9
947304											○	CHINA NATIONAL TOBACCO CORPORATION	8
812453		○	○	○	○		○		○	○	○	CHAOYANG BAOLANSI METICULOUS & CHEMICAL CO., LTD. (CHAOYANGSHI BAOLANSI JINGXI HUAGONG YOUXIAN GONGSI)	7
921482		○	○		○						△	SINOCHEM CORPORATION	7
893220		△	△	△	△		△	△	△	△	○	XIAMEN CIGARETTE FACTORY	7
960748	○	△	△	△	△		△	△	△	△	○	Changsha Zoomlion Heavy Industry Science & Technology Development Co., Ltd	6
696879		○			○				○			LINING SPORTS (SHANGHAI) COMPANY LIMITED	6
590487		○			○							Shanghai Hero Light Industrial Import & Export Co. Ltd	6
908950		○	○	○	○		○	○	○	○	○	SHANGHAI TYRE & RUBBER CO., LTD.	6
937515					△		△	○	○		△	CHINA FIRST AUTOMOBILE GROUP CORP.	5
855154		○	○	○	○		○		○	○	○	CHINA NATIONAL CEREALS, OILS & FOODSTUFFS IMPORT & EXPORT CORPORATION	5
831992		○	○	○	○		○		○	○	○	Foshan rifeng Enterprise Co., Ltd	5
953788	○	△	△	△	△		△	△	△	△	○	Geely Group Co., Ltd.	5
823524		○	○	○	○		○		○	○	○	HONGTA TOBACCO (GROUP) CO., LTD.	5
748712		○	△		○		△					HUAWEI TECHNOLOGIES CO., LTD. (Shenzhenshi Huawei Jishu Youxian Gongsi)	5
959123	○										○	Pujiang Olymwind Clothing Co., Ltd	5
922454		○										SHENYANG JINBEI AUTOMOTIVE COMPANY LIMITED	5
965839	○	○	△	△	△		△	△	△	△	△	SHENZHEN MINDRAY BIO-MEDICAL ELECTRONICS CO., LTD.	5
895001		○	○	○	○		○	△	○	○	○	STEEL MATE Co., Ltd	5
858656		○	○	○	○		○		○	○	○	ANTA (CHINA) CO., LTD	4
937184		○	○	○	○		○	○	○	○	○	BELJING GOME APPLIANCE CO., LTD	4
697213					○							CHINA TUHSU ZHEJIANG TEA IMPORT AND EXPORT	4

												CORPORATION	
907897		△	△	△	△		△		△	△	○	CHINA UNIONPAY CO., LTD.	4
951920	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	FUJIAN QUANZHOU PEAK SPORTS PRODUCTS CO., LTD	4
927345		△									○	GOODBABY CHILD PRODUCTS CO., LTD.	4
601886		○			△							Guan Sheng Yuan (Group) Co., Ltd	4
931603	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	GUANGDONG ZHENHUA ELECTRICAL APPLIANCE CO., LTD.	4
954957		○										Hangzhou Binlu Fashion Fur-Product Co., Ltd.	4
842075		○	△		△		△					LUOYANG NORTHERN EK CHOR MOTORCYCLE, CO., LTD.	4
938693		△					○					NORTH CHINA PHARMACEUTICAL GROUP CORPORATION	4
964439					○							Shenhua Group Corporation Ltd.	4
959577		○										SOUTH EAST (FUJIAN) MOTOR CORPORATION LTD.	4
953463		△									○	ZHEJIANG JINYUAN FLAX CO., LTD.	4
934298		○	○	○	○		○	○	○	○	○	ZHEJIANG YONGGAO PLASTIC INDUSTRY DEVELOPMENT CO., LTD.	4

(vi) 韓国 (KR)

韓国からの登録件数は、BW 2、EG 0、KE 29、LS 8、MA 36、MG 0、MZ 18、NA 10、SL 12、SZ 22、ZM 13、計 49 件、35 社である。調査結果を表 16 に示す。

表 16 韓国企業の登録状況 (Madrid Express)

NO	BW	EG	KE	LS	MA	MG	MZ	NA	SL	SZ	ZM	Applicant	数
939240	○		○		○		○	△	○	△	○	Hyundai Motor Company	4
889478			△	△	○				△	△	△	Samsung Electronics Co., Ltd.	4
882969										○		BUKWANG PHARM CO., LTD.	3
814324			△		○		△			△		KT & G Corporation	3
925526			○	○	○		○		○	○	○	BLUESIDE Inc.	2
854482					○							LG Life Sciences, Ltd.	2
874844			○		○		○					PYUNG AN TEXTILE CO., LTD.	2
894843			○		○		○	○			○	SSANGYONG MOTOR COMPANY	2
838360			○		○							ABLE C & C CO., LTD.	1
892897										○		Aurora World Corporation	1
879705					○							Autonics Corporation	1
963426			○		○							CENTRAL Corporation	1
870108			○									CERAGEM CO., LTD.	1
921588			○		○							CHO, Syung Hyun	1
885824			○		○		○	○		○		COWON Systems, Inc.	1
866271			○		○							DAEWOO BUS CORPORATION	1
966390					○							Dong-A Pharm. Co., Ltd.	1
806327			○	○	○		○		○	○	○	E.LAND LTD	1
869489										○		ENERLAND CO., LTD.	1
948273										○		ESTsoft Corp.	1

877188			○		○							GS Holdings corp.	1
907661										○		HANATOUR Service Inc.	1
912910			○	○	○		○	○	○	○		HANYOUNG NUX CO., LTD.	1
833652			○									HYOSUNG Corporation	1
910292			○		○							HYUNDAI HEAVY INDUSTRIES CO., LTD.	1
886346					○							JUNJIN HEAVY INDUSTRY CO., LTD.	1
916244			○	○	○		○	○	○	○		KGB CO., LTD.	1
810732			○									KIM, Hee Jung	1
872881			○	○	○		○	○		○	○	Komipharm International Co., Ltd.	1
906912			○									Korea Alphaline Co., Ltd.	1
879400			○		○		○	○			○	LS Cable Ltd.	1
832646					○							Medison Co., Ltd.	1
901738					○							Medy-Tox Inc.	1
920923			○	○	○		○	○	○	○		SHIN POONG PHARMACEUTICAL CO., LTD.	1
883644			○	○	○		○	○	○	○		World Culture Open, INC.	1

③ 主要国のアフリカ諸国での登録状況 (Madrid Express Database より)

①、②の結果を、指定国別に整理した。日本、米国、ドイツ、英国、フランス、中国、韓国の、アフリカ諸国での主な登録企業を以下にまとめた。

(i) 日本 (JP)

CC	国名	件数	主な企業
BW	ボツワナ	27	KYB、参天製薬、ソースネクスト、大鵬薬品工業、シチズン電子
EG	エジプト	0	
KE	ケニア	242	エーザイ・R&D・マネジメント、ミツカングループ本社、日本郵船、ソニー・コンピュータエンタテインメント、三菱ふそうトラック・バス
LS	レソト	147	エーザイ・R&D・マネジメント、ミツカングループ本社、ソニー・コンピュータエンタテインメント、キリンホールディングス、松下電器産業
MA	モロッコ	308	エーザイ・R&D・マネジメント、ミツカングループ本社、第一三共、YKK、エース
MG	マダガスカル	5	ヤマハ、いすゞ自動車、フェザー安全剃刀、住友ゴム工業
MZ	モザンビーク	164	エーザイ・R&D・マネジメント、ミツカングループ本社、資生堂、ソニー・コンピュータエンタテインメント、キリンホールディングス
NA	ナミビア	86	エーザイ・R&D・マネジメント、ミツカングループ本社、資生堂、三菱ふそうトラック・バス、ステムセルサイエンス
SL	シエラレオネ	139	エーザイ・R&D・マネジメント、ミツカングループ本社、資生堂、キリンホールディングス、松下電器産業
SZ	スワジランド	163	エーザイ・R&D・マネジメント、ミツカングループ本社、YKK、資生堂、キリンホールディングス
ZM	ザンビア	142	エーザイ・R&D・マネジメント、ミツカングループ本社、本田技研工業、資生堂、ソニー・コンピュータエンタテインメント

(ii) 米国 (US)

CC	国名	件数	主な企業
BW	ボツワナ	136	Apple Inc., General Motors Corporation, Merck & Co., Inc., Millennium Pharmaceuticals, Inc., Aliaune Thiam
EG	エジプト	0	-
KE	ケニア	611	Apple Inc., Merck & Co., Inc., Chevron Corporation, Kirkpatrick & Lockhart Nicholson Graham LLP, Dell Inc.
LS	レソト	440	Apple Inc., General Motors Corporation, Merck & Co., Inc., Chevron Corporation, Kirkpatrick & Lockhart Nicholson Graham LLP
MA	モロッコ	842	Apple Inc., TIRECO, INC., Merck & Co., Inc. Chevron Corporation, Kirkpatrick & Lockhart Nicholson Graham LLP
MG	マダガスカル	9	Millennium Pharmaceuticals, Inc., Vanda Pharmaceuticals Inc., GENENTECH, INC., STURTEVANT, INC.
MZ	モザンビーク	476	Apple Inc., Merck & Co., Inc., Chevron Corporation, Kirkpatrick & Lockhart Nicholson Graham LLP, Dell Inc.
NA	ナミビア	408	Apple Inc., General Motors Corporation, Merck & Co., Inc., Chevron Corporation, Dell Inc.
SL	シエラレオネ	423	Apple Inc., Merck & Co., Inc., Chevron Corporation, Kirkpatrick & Lockhart Nicholson Graham LLP, Dell Inc.
SZ	スワジランド	475	Apple Inc., General Motors Corporation, TIRECO, INC., Merck & Co., Inc., Chevron Corporation
ZM	ザンビア	469	Apple Inc., Merck & Co., Inc., Chevron Corporation, Kirkpatrick & Lockhart Nicholson Graham LLP, Dell Inc.

(iii) ドイツ (DE)

CC	国名	件数	主な企業
BW	ボツワナ	113	AUDI AG, Nycomed GmbH, OC Oerlikon Corporation AG, Pfäffikon, Carl Zeiss AG, Alois Pöschl GmbH & Co. KG
EG	エジプト	10,581	Deutsche Telekom AG, Henkel KGaA, Merck KGaA, Bayer Aktiengesellschaft, TUI AG
KE	ケニア	2,893	Henkel KGaA, Bayer Aktiengesellschaft, Deutsche Telekom AG, Beiersdorf AG
LS	レソト	1,802	Deutsche Telekom AG, Nycomed GmbH, Deutsche Telekom AG, Nycomed GmbH, Deutsche Telekom AG
MA	モロッコ	9,678	Deutsche Telekom AG, MIP METRO Group Intellectual Property GmbH & Co., Beiersdorf AG, Bayer Aktiengesellschaft, TUI AG
MG	マダガスカル	2	MAST-JÄGERMEISTER AG
MZ	モザンビーク	2,134	Nycomed GmbH, Deutsche Telekom AG, AUDI AG, Henkel KGaA, ESCADA AG
NA	ナミビア	647	Nycomed GmbH, AUDI AG, ESCADA AG, Deutsche Telekom AG, MAST-JÄGERMEISTER AG, OSRAM Gesellschaft mit beschränkter Haftung
SL	シエラレオネ	2,230	Deutsche Telekom AG, Henkel KGaA, AUDI AG, Nycomed GmbH, ESCADA AG
SZ	スワジランド	1,944	Nycomed GmbH, Deutsche Telekom AG, Henkel KGaA, AUDI AG, Wm. Wrigley Jr. Company
ZM	ザンビア	982	Deutsche Telekom AG, Nycomed GmbH, Henkel KGaA, AUDI AG

(iv) 英国 (GB)

CC	国名	件数	主な企業
BW	ボツワナ	73	Avon Products, Inc., Glaxo Group Limited, Six Continents Hotels, Inc., F.G. Wilson (Engineering) Limited, Gibbs Technologies Limited
EG	エジプト	1	DAVIDE CAMPARI - MILANO S.p.A.
KE	ケニア	650	Avon Products, Inc., AstraZeneca AB, AstraZeneca UK Limited, Glaxo Group Limited, SmithKline Beecham p.l.c.
LS	レソト	436	Avon Products, Inc., AstraZeneca AB, BP p.l.c., Dunhill Tobacco of London Limited, KPMG International
MA	モロッコ	840	Avon Products, Inc., AstraZeneca AB, Glaxo Group Limited, BP p.l.c., Dunhill Tobacco of London Limited
MG	マダガスカル	0	
MZ	モザンビーク	442	Avon Products, Inc., BP p.l.c., Dunhill Tobacco of London Limited, Glaxo Group Limited, CASTROL LIMITED
NA	ナミビア	216	Avon Products, Inc., Glaxo Group Limited, Six Continents Hotels, Inc., SmithKline Beecham plc, Castrol Limited
SL	シエラレオネ	410	Avon Products, Inc., AstraZeneca AB, Dunhill Tobacco of London Limited, Glaxo Group Limited, IMRAN HUSSAIN, RIZWANA HUSSAIN, MAARIAH HUSSAIN,
SZ	スワジランド	459	Avon Products, Inc., AstraZeneca AB, BP p.l.c., Dunhill Tobacco of London Limited, KPMG International
ZM	ザンビア	329	Avon Products, Inc., Dunhill Tobacco of London Limited, Glaxo Group Limited, BP p.l.c., IMRAN HUSSAIN, RIZWANA HUSSAIN, MAARIAH HUSSAIN, DANYAAL

(v) フランス (FR)

CC	国名	件数	主な企業
BW	ボツワナ	70	SANOFI-AVENTIS, ALCATEL LUCENT, BIOFARMA, ASSOCIATION ROBERT MAZARS, RENAULT s.a.s.
EG	エジプト	18,872	SANOFI-AVENTIS, BIOFARMA, L'OREAL, GAMELOFT S.A., LANCOME PARFUMS ET BEAUTE & CIE
KE	ケニア	1,318	COMPAGNIE GERVAIS DANONE, SANOFI-AVENTIS, BIOFARMA, KODAK S.A., HENKEL KOMMANDITGESELLSCHAFT AUF AKTIEN
LS	レソト	789	SANOFI-AVENTIS, COMPAGNIE GERVAIS DANONE, HENKEL KOMMANDITGESELLSCHAFT AUF AKTIEN, KODAK S.A., ALCATEL LUCENT
MA	モロッコ	30,081	SANOFI-AVENTIS, BIOFARMA, L'OREAL, ACCOR, CASTER
MG	マダガスカル	0	-
MZ	モザンビーク	1,038	SANOFI-AVENTIS, COMPAGNIE GERVAIS DANONE, KODAK S.A., CHANE HENKEL KOMMANDITGESELLSCHAFT AUF AKTIEN,
NA	ナミビア	263	SANOFI-AVENTIS, BIOFARMA, AUTOMOBILES PEUGEOT, RENAULT s.a.s., ALCATEL LUCENT
SL	シエラレオネ	1,072	SANOFI-AVENTIS, COMPAGNIE GERVAIS DANONE, CHANEL, HENKEL KOMMANDITGESELLSCHAFT AUF AKTIEN, ALCATEL LUCENT
SZ	スワジランド	821	SANOFI-AVENTIS, COMPAGNIE GERVAIS DANONE, KODAK S.A., ALCATEL LUCENT, HENKEL KOMMANDITGESELLSCHAFT AUF AKTIEN
ZM	ザンビア	440	SANOFI-AVENTIS, BIOFARMA, AUTOMOBILES PEUGEOT, KODAK S.A., ALCATEL LUCENT

(vi) 中国 (CN)

CC	国名	件数	主な企業
BW	ボツワナ	82	Changsha Zoomlion Heavy Industry Science, Pujiang Olymwind Clothing Co., Ltd, CHINA NATIONAL HEAVY DUTY TRUCK GROUP CO., LTD., FUJIAN HONGXINGERKE SPORTS GOODS CO., LTD., GUANGZHOU PEARL RIVER PIANO GROUP LTD.
EG	エジプト	1,982	Shanghai Stock Exchange, GUANGZHOU CARDANRO DEVELOPING CO., LTD., LIFAN INDUSTRY (GROUP) CO., LTD., CHAOYANG BAOLANSI METICULOUS & CHEMICAL CO., LTD. , LINING SPORTS (SHANGHAI) COMPANY LIMITED
KE	ケニア	857	LIFAN INDUSTRY (GROUP) CO., LTD., CHAOYANG BAOLANSI METICULOUS & CHEMICAL CO., LTD., Foshan rifeng Enterprise Co., Ltd, STEEL MATE Co., Ltd, GUANGDONG ZHENHUA ELECTRICAL APPLIANCE CO., LTD.
LS	レソト	521	CHAOYANG BAOLANSI METICULOUS & CHEMICAL CO., LTD., Foshan rifeng Enterprise Co., Ltd, HONGTA TOBACCO (GROUP) CO., LTD., STEEL MATE Co., Ltd, GUANGDONG ZHENHUA ELECTRICAL APPLIANCE CO., LTD.
MA	モロッコ	1,274	GUANGZHOU CARDANRO DEVELOPING CO., LTD., LIFAN INDUSTRY (GROUP) CO., LTD., CHAOYANG BAOLANSI METICULOUS & CHEMICAL CO., LTD., LINING SPORTS (SHANGHAI) COMPANY LIMITED, Shanghai Hero Light Industrial Import & Export Co. Ltd
MG	マダガスカル	0	
MZ	モザンビーク	661	LIFAN INDUSTRY (GROUP) CO., LTD., CHAOYANG BAOLANSI METICULOUS & CHEMICAL CO., LTD., CHINA NATIONAL CEREALS, OILS & FOODSTUFFS IMPORT & EXPORT CORPORATION, Foshan rifeng Enterprise Co., Ltd
NA	ナミビア	362	BEIJING GOME APPLIANCE CO., LTD, Geely Group Co., Ltd, CHINA FIRST AUTOMOBILE GROUP CORP., FUJIAN QUANZHOU PEAK SPORTS PRODUCTS CO., LTD, GUANGDONG ZHONGSHUN ZHIYE JITUAN YOUXIAN GONGSI
SL	シエラレオネ	605	CHAOYANG BAOLANSI METICULOUS & CHEMICAL CO., LTD., Foshan rifeng Enterprise Co., Ltd, HONGTA TOBACCO (GROUP) CO., LTD., STEEL MATE Co., Ltd, GUANGDONG ZHENHUA ELECTRICAL APPLIANCE CO., LTD.
SZ	スワジランド	524	CHAOYANG BAOLANSI METICULOUS & CHEMICAL CO., LTD., Foshan rifeng Enterprise Co., Ltd, HONGTA TOBACCO (GROUP) CO., LTD., STEEL MATE Co., Ltd, GUANGDONG ZHENHUA ELECTRICAL APPLIANCE CO., LTD.
ZM	ザンビア	723	CHINA NATIONAL TOBACCO CORPORATION, Changsha Zoomlion Heavy Industry Science, XIAMEN CIGARETTE FACTORY, Foshan rifeng Enterprise Co., Ltd, Pujiang Olymwind Clothing Co., Ltd

(vii) 韓国 (KR)

CC	国名	件数	主な企業
BW	ボツワナ	2	Hyundai Motor Company
EG	エジプト	0	
KE	ケニア	29	Samsung Electronics Co., Ltd., Hyundai Motor Company, PYUNG AN TEXTILE CO., LTD., ABLE C & C CO., LTD., BLUESIDE Inc.

LS	レソト	8	BLUESIDE Inc., E.LAND LTD, HANYOUNG NUX CO., LTD., KGB CO., LTD., Komipharm International Co., Ltd.
MA	モロッコ	36	Hyundai Motor Company, Samsung Electronics Co., Ltd., KT & G Corporation, LG Life Sciences, Ltd., PYUNG AN TEXTILE CO., LTD.
MG	マダガスカル	0	
MZ	モザンビーク	18	Hyundai Motor Company, KT & G Corporation, PYUNG AN TEXTILE CO., LTD., SSANGYONG MOTOR COMPANY, BLUESIDE Inc.
NA	ナミビア	10	Hyundai Motor Company, COWON Systems, Inc., HANYOUNG NUX CO., LTD., KGB CO., LTD., Komipharm International Co., Ltd.
SL	シエラレオネ	12	Hyundai Motor Company, SAMSUNG ELECTRONICS CO., LTD., BLUESIDE Inc., E.LAND LTD, HANYOUNG NUX CO., LTD.
SZ	スワジランド	22	BUKWANG PHARM CO., LTD., BLUESIDE Inc., Hyundai Motor Company, KT & G Corporation, SAMSUNG ELECTRONICS CO., LTD.
ZM	ザンビア	13	Hyundai Motor Company, BLUESIDE Inc., E.LAND LTD, HANYOUNG NUX CO., LTD., KGB CO., LTD.

以下に、国別の登録状況の表と、比較のグラフを示す。

表 17 国別登録状況 (商標)

	BW	EG	KE	LS	MA	MG	MZ	NA	SL	SZ	ZM
JP	27	0	242	147	308	5	164	86	139	163	142
US	136	0	611	440	842	9	476	408	423	475	469
DE	113	10,581	2,893	1,802	9,678	2	2,134	647	2,230	1,944	982
GB	73	1	650	436	840	0	442	216	410	459	329
FR	70	18,872	1,318	789	30,081	0	1,038	263	1,072	821	440
CN	82	1,982	857	521	1,274	0	661	362	605	524	723
KR	2	0	29	8	36	0	18	10	12	22	13

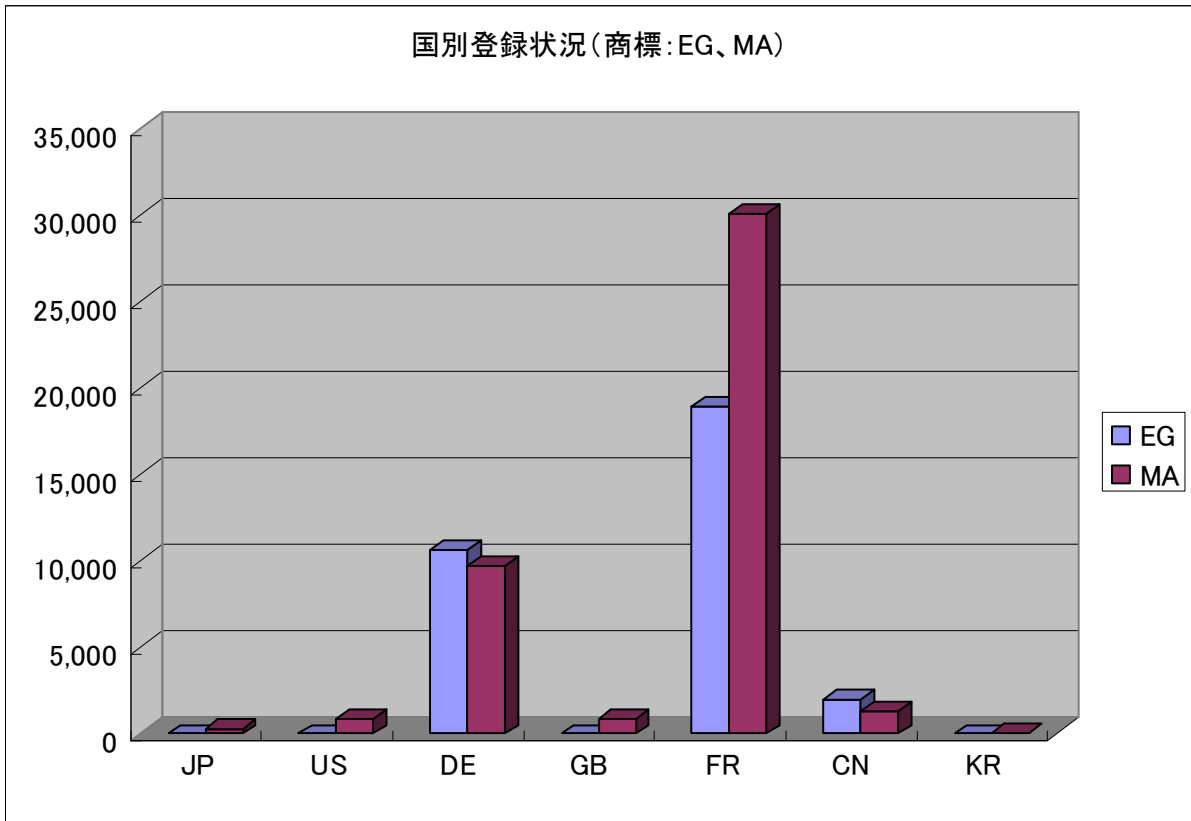


図 3 国別登録状況(商標:EG、MA)

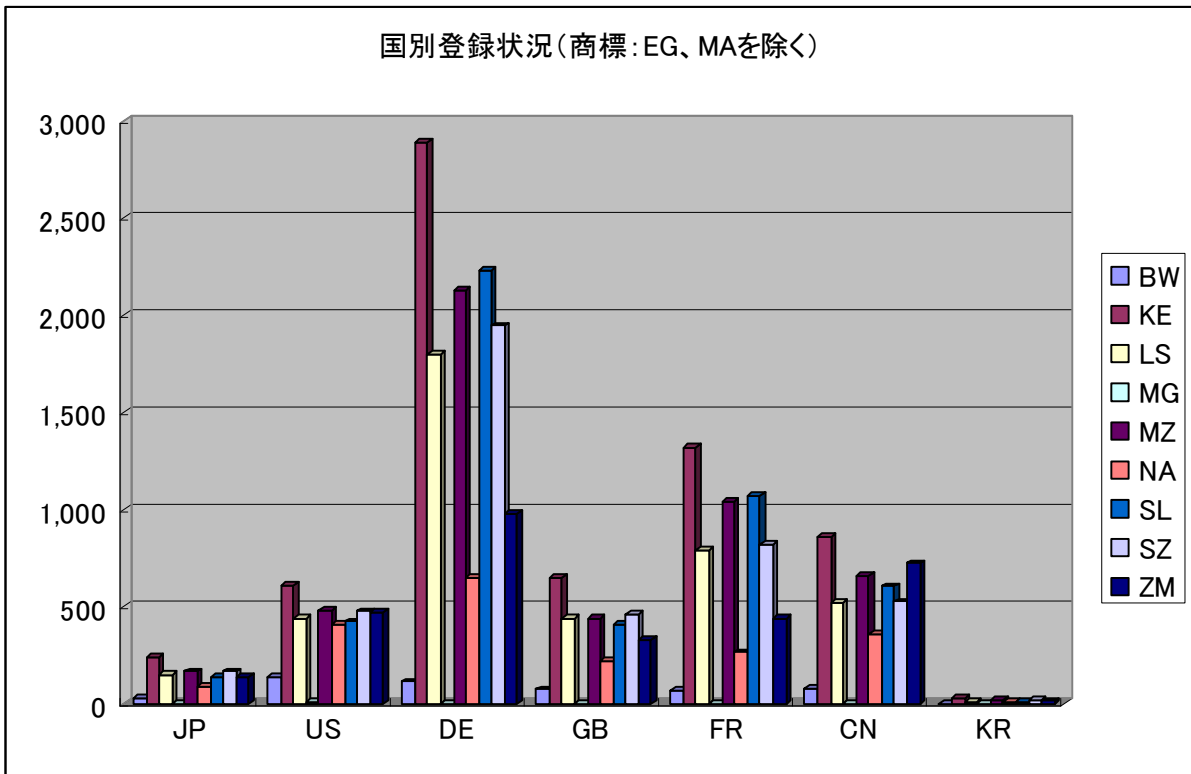


図 4 国別登録状況(商標:EG、MAを除く)

(3) アンケート、ヒアリング

アフリカ諸国における我が国及び主要国企業の産業財産権制度の利用状況を調べるため、主要国の企業・代理人事務所に対するアンケート、我が国企業に対するアンケート及びヒアリングと、アフリカ諸国の代理人事務所、知財庁に対する現地ヒアリングを実施した。

① 企業、代理人事務所へのアンケートの実施

a) 国内企業アンケート

我が国の主要企業（114社）を対象に、アンケート調査を実施した。

(i) アンケート内容：産業財産権（特許、意匠、商標）出願の有無、指定国、出願ルート、出願の目的、事例、情報収集方法、問題点、今後の出願動向、等。

(ii) アンケート対象企業：(1)、(2)の調査で得られた我が国企業（312社）の内、2005年国内出願件数の多い企業（上位400社）に、主要な製薬会社を加えて114社とした。

(iii) アンケートの送付先：原則としてAIPPI及びまたは日本知的財産協会の会員名簿に掲載されている担当部署に送付することとした。ただし、これらの会員でない企業については、当該企業のHPに掲載された問合せ先に対して、アンケートをお願いする場合の送付先を問い合わせた。

(iv) アンケート期間：7/16-8/29（最初の回答は7/18に、最終74社目は9/5に到着した。）

(v) アンケート結果：回答数74社、辞退1社、未回答39社：回答率64.9%・国内企業アンケートの回答の集計結果を資料編6に示す。

b) 海外企業アンケート

アフリカ諸国における産業財産権の出願状況の調査で得られた海外企業を対象に、アンケート調査を実施した。

(i) アンケート対象企業：候補先の選定方法

(1) 企業の抽出：WIPOが公開した情報（PCT及びマドリッド）、esp@cenetを使用してアフリカ諸国に特許及び商標を多数出願している欧米の企業を抽出した。

(2) 企業業態の分類：上記で抽出した企業に対して、主な産業分野で分類を行った。

分野の例：医薬品、化学品、食料品、自動車、消費財（日用品）、電気機器、石油製品、通信、鉄鋼、その他製造業、その他。

業態別として、特許では医薬品分野を、商標では食品分野の企業を選ぶこととした。

(3) 候補先の選定

i 上記の分類の中で、AIPPI会員が在籍し、送付先の詳細が分る企業に関してはその企業とする。

ii AIPPI会員企業が5社以上ある産業分野については、AIPPI会員企業に限定する。

iii その他の産後業分野については、出願数が多い企業から4～5社を選択する。以上の方法により、候補先企業58社のリストを作成した。

(ii) 送付宛先、送付方法

(1) AIPPI 会員企業：AIPPI 会員名簿に従って送付（E-mail を優先。ない場合は郵送）。

(2) 上記以外：日本法人を持っている場合は日本法人経由で、その他は直接、HP 等に掲載された問合せ窓口を送付先を確認。

(iii) アンケートの内容：我が国企業に対するアンケートに、アフリカでの拠点の有無についての設問を追加し、英文で送付した。

(iv) アンケート期間：9月29日(月)～10月31日(金)

(v) アンケートの結果：返信数 8 社、内 有効回答数 3 社、辞退 5 社、未回答 50 社
(督促企業数：33 社)

回答結果：化学品メーカー2社、食料品メーカー1社

c) 海外への追加アンケート

上述のように、海外の企業からの有効回答が少ない（3件）ので、以下の方法で、回答数 10 社程度を目標に、情報収集を追加することとした。

(a) 対象の海外企業を追加し、知的財産担当部署へアンケートを送付した。

21 社に送付（11/17(月)送付、11/28(金)〆切）したところ、医薬品メーカー1社から回答が得られた。

(b) アフリカ諸国に対する欧米企業の出願を取扱っていると考えられる代理人事務所へのアンケートを実施した。

(i) 送付先：これまでに当協会の調査等でご協力いただいた事務所を含む欧米（英、独、仏、米）の大手事務所を 22 社選択し、送付した。

(ii) アンケートの内容：企業宛のアンケートを若干修正して使用した。

(iii) アンケート期間：11月27日(木)～12月12日(金)

(iv) アンケート結果：返信数 14 社（DE 4、FR 3、GB 4、US 3）

有効回答数 13 社、辞退 1 社。

海外アンケートの回答結果、集計結果を資料編 6 に示す。

② ヒアリングの実施

a) 国内企業ヒアリング

アンケート調査の中で、追加調査に応じて良いとの回答があった企業の中から選択し、アンケート結果で不明な点についてのヒアリングを行った。ヒアリングでは特に、OAPI 及び ARIPO 等の広域機関の利用が少ない点について、理由を確認することとした。

(i) ヒアリング企業：アンケートの回答欄の連絡先（E-mail アドレスもしくは電話番号）を明記した企業の中から、アフリカ諸国への出願経験があり、特に OAPI 及び ARIPO 加盟国への出願経験の多い（ARIPO 加盟国 5 カ国以上）企業の内、知財担当部署が東京近辺の企業を候補として選択した。

(ii) ヒアリング内容：アンケート結果の確認、進出事例、OAPI・ARIPO への出願状況と理由、アフリカへの出願に関する問題点、我が国政府への要望、等。

(iii) ヒアリング結果：現地でのヒアリング（3社）と電話及びメールによるヒアリング（1社）を実施した。

b) 情報提供者ヒアリング

国内企業のヒアリングにおいて、我が国の中で、アフリカ諸国の産業財産権制度の情報について知見を有しており、更にこれらの国に対する出願の仲介を行っていることがわかった企業に対するヒアリングを追加した。

(i) ヒアリング企業（2社）

(ii) ヒアリング内容

- ・提供しているサービス内容（提供情報の内容）、カバー範囲
- ・アフリカ諸国の現地の情報収集方法（知財庁、代理人（弁理士、弁護士））
- ・現地代理人情報
- ・南アフリカ、エジプト以外の国の一般的な情報
- ・OAPI、ARIPOの制度、運用の状況
- ・我が国企業からの要望等
- ・我が国政府に対する要望事項等

国内企業ヒアリングと情報提供者ヒアリングの調査結果のまとめを資料編7に示す。

c) 海外ヒアリング

これまでに行った調査について、得られた情報の正確性を確認し、不明な点を明らかにするため、アフリカ諸国の知財庁及び代理人事務所に対するヒアリングを実施した。なお、ヒアリングにおいてはOAPI、ARIPOの情報についても、各国の代理人からも入手することとした。

(i) ヒアリング対象：我が国企業の出願が多い南アフリカとエジプトに加えて、広域機関の情報を入手するためカメルーンとケニアを加えた。

- ・南アフリカ：代理人事務所（Adams & Adams）、知財庁（CIPRO）
- ・ケニア：知財庁（KIPI）、代理人事務所（Kaplan & Stratton）
- ・カメルーン：OAPI、代理人事務所（CABINET CAZENAVE、CABINET EKANI-CONSEILS、CABINET ALPHINOOR & CO）
- ・エジプト：代理人事務所（Saba & CO. Egypt、Abu-Ghazaleh Intellectual Property（AGIP）Egypt Office）

(ii) ヒアリング内容

- ・代理人事務所に対する主な質問事項：アフリカ諸国への出願実績、及びOAPI、ARIPOの制度、運用の状況、訪問事務所の顧客の概要（開示可能な範囲で）、代理人のネットワーク等（代理人（弁理士、弁護士）、他）、アフリカ諸国での権利行使事例、現状の問題点、政府（特許庁）への要望等。
- ・各国知財庁に対する確認事項：制度、組織、運用状況等の概要、期待される我が国からの支援策等

ヒアリングの結果を資料編7に示す。

(4) 進出事例

インターネット上のアフリカ関連のニュースから、我が国企業のアフリカ諸国への進出状況について調査した。2008年7月以降のアフリカ関連のニュースについて、掲載時期順に、記事のタイトル、ニュースソースと進出国名、進出企業名（業種）を記載した。相手国が特定でない場合、地域名で表示している（ただし、リンクは、既に掲載期間切れで閲覧できないものもある）。

<p>「アフリカ争奪戦、日本の備えは？」⁴² (NBonline:2008.5.26) 進出先:エジプト、モロッコ、ナイジェリア、タンザニア、モザンビーク、マダガスカル、ボツワナ、スワジランド、南アフリカ 進出企業:日産自動車(自動車)、スズキ(自動車)、矢崎総業(自動車部品)、日産自動車(自動車)、味の素(包装)、住友化学(防マラリア蚊帳)、三菱商事(アルミ精錬)、住友商事(ニッケル開発)、双日(太陽光発電)、YKK(ファスナー)、トヨタ(自動車)、ホンダ(自動車)、ブリヂストン(タイヤ)、日立製作所(発電所)</p>
<p>「アフリカ資源を狙え」日本、官民連携外交へ⁴³ (中央日報:2008.5.28) 進出先:南アフリカ、セネガル、タンザニア 進出企業:日産自動車(アフリカ専用自動車)、三菱重工(高温ガス原子炉)、トヨタ(自動車工場)、コマツ(鉱山機械)、住友化学(蚊帳生産)</p>
<p>日本企業、アフリカ熱 豊富な資源・消費に期待⁴⁴ (asahi.com:2008.5.29) 進出先:アンゴラ、ガボン、南アフリカ、モザンビーク、赤道ギニア、マダガスカル、ナミビア、ケニア、エジプト、モロッコ、セネガル、ナイジェリア、タンザニア、アルジェリア 進出企業:三菱商事(石油開発、クロム開発、アルミ精錬)、双日(石油開発、植林事業、ウッドチップ生産)、伊藤忠商事(プラチナ、天然ガス開発)、トヨタ(自動車生産)、日産自動車(自動車生産)、三菱重工業(小型原子炉開発)、日立製作所(火力発電所)、ソニー(家電販売)、三井物産(石油・ガス、液化天然ガス開発)、丸紅(液化天然ガス開発)、住友商事(ニッケル開発)、伊藤忠商事(プラチナ、天然ガス開発)、コマツ(建機のサポートセンタ)、味の素(調味料の包装)、住友化学(防虫蚊帳製造)、鹿島(高速道路建設)など</p>
<p>双日、南アフリカでスズキのディーラーを設立⁴⁵ (日経プレスリリース:2008.6.3) 進出先:南アフリカ 進出企業:双日(スズキディーラ設立)</p>
<p>アミノアップ化学、ポリフェノール生産4倍 中東・アフリカ開拓⁴⁶ (日本経済新聞:2008.6.11) 進出先:アフリカ 進出企業:アミノアップ化学(ポリフェノール生産)</p>
<p>ライト工業がアフリカなどで大規模な地盤改良工事を受注⁴⁷ (nikkei BPnet:2008.6.12) 進出先:アンゴラ 進出企業:ライト工業</p>
<p>焦点:三井住友とパークレイズ提携、狙いはアフリカ・中東⁴⁸ (ロイター:2008.6.20) 進出先:アフリカ 進出企業:三井住友フィナンシャルグループ(銀行業務)</p>
<p>東芝、インド生産の火力用蒸気タービンを東南ア・アフリカに輸出 (日刊工業新聞:2008.6.23) 進出先:アフリカ 進出企業:東芝(火力発電用の蒸気タービン販売)</p>
<p>古河機械金属 海外に8 販社新設 鉱山機械、開発ラッシュで攻勢⁴⁹ (FujiSankei Business i.:2008.7.1) 進出先:アフリカ 進出企業:古河機械金属(削岩機など鉱山開発用機械販売)</p>

⁴² NBonline (2008.5.26) (<http://business.nikkeibp.co.jp/article/topics/20080522/158586/>)

⁴³ 中央日報 (2008.5.28)

(<http://japanese.joins.com/article/article.php?aid=100558&servcode=A00§code>)

⁴⁴ asahi.com (2008.5.29) (<http://www.asahi.com/business/topics/TKY200805280366.html>)

⁴⁵ 日経プレスリリース (2008.6.3) (<http://release.nikkei.co.jp/detail.cfm?relID=190735&lindID=2>)

⁴⁶ 日本経済新聞 (2008.6.11) (<http://www.nikkan.co.jp/news/nkx0420080930aaab.html>)

⁴⁷ nikkei BPnet (2008.6.12) (<http://www.nikkeibp.co.jp/news/const08q2/574787/>)

⁴⁸ ロイター (2008.6.20) (<http://jp.reuters.com/article/topNews/idJPJAPAN-32370020080620>)

⁴⁹ FujiSankei Business i. (2008.7.1) (<http://www.business-i.jp/news/sou-page/news/200807010029a.nwc>)

ホンダ(7267)は「2 輪車でアフリカ市場に本格参入」と報道される ⁵⁰ (毎日：2008.9.30) 進出先：ナイジェリア 進出企業：ホンダ (二輪車販売)
ホンダ、アフリカに本格参入—100-125cc クラスの2 輪車投入 ⁵¹ (日刊工業新聞：2008.9.30) 進出先：ナイジェリア 進出企業：ホンダ (二輪車販売)
住友電工、東欧の車用ワイヤハーネス製造工場閉鎖—北アフリカ移管 ⁵² (日刊工業新聞：2008.9.30) 進出先：チュニジア、エジプト、モロッコ 進出企業：住友電工 (車用ワイヤハーネス製造)
ホットストック：日立建機<6305.T>堅調、アフリカ鉱山機械市場に参入との報道 ⁵³ (ロイター：2008.12.8) 進出先：ザンビア、コンゴ共和国、アンゴラ 進出企業：日立建機 (鉱山機械)

また、国内企業アンケートで記載されていた、日本企業の進出事例を以下に示す。

表 18 進出事例

	商品・サービス	業種	出願先		
			特許	意匠	商標
1	会社名(自転車部品)の商標	輸送用機器			ZA
2	カーオーディオ、カーナビ	電気機器			全アフリカ
3	ゴム	化学			EG, ZA, ZW
4	タバコ、調味料、バイオ製品	食料品	ZA		全アフリカ
5	商用・小型トラック全世界で販売中。	輸送用機器			全アフリカ
6	軸受の製造・販売	機械			KE 他 8
7	風水力機械：ポンプ	機械			EG, MA, TN, ZA
8	電線、光ファイバー、光機器、粉末合金製品、など	非鉄金属	ZA		EG, ZA
9	油井管	鉄鋼	DZ 他 4		DZ 他 5
10	自動車排ガス用触媒担体：南アフリカにて、製品の製造を開始	ガラス・土石製品	EG, ZA		EG 他 5
11	自動車(トラックを含む)	輸送用機器	ZA		全アフリカ
12	自動車部品：自動車用空調装置	輸送用機器	ZA		全アフリカ
13	建設機械	機械	ZA		全アフリカ
14	カーエアコン	機械			DZ 他 7
15	鉄鋼製品、鉄鋼設備、エンジニアリングサービス	鉄鋼			DZ 他 11
16	現地で生産をするトラック製品群(多数)	輸送用機器	NG, OA	MA 他 5	MA, TZ
17	プリンタ、プリンタ消耗品、FAX、ミシン、工作機械、ラベルプリンタ、タイプライタ	電気機器			全アフリカ
18	自動車の製造・販売	輸送用機器	KE, ZA	ZA	全アフリカ
19	タイヤを含むゴム製品	ゴム製品	ZA	ZA	全アフリカ
20	各種化学製品	化学	ZA, NG		DZ 他 5
21	自動車製造、販売	輸送用機器			全アフリカ
22	ベアリング(軸受)	機械			EG, ZA, NG
23	家電品	電気機器	DZ 他 7		全アフリカ
24	エンジン	機械			DZ 他 9
25	タンザニアの蚊帳メーカーに技術を無償供与し、タンザニアにおける生産体制を整え、防虫剤を織り込んだ蚊帳を製造している。	化学	EG, TZ, ZA		全アフリカ
26	プリンタ複合機：HP アドレス 開始時期：2003	電気機器			全アフリカ

⁵⁰ 毎日 (2008.9.30) (<http://mainichi.jp/life/money/kabu/nsj/news/20080930114292.html>)

⁵¹ 日刊工業新聞 (2008.9.30) (<http://www.nikkan.co.jp/news/nkx0420080930aaaj.html>)

⁵² 日刊工業新聞 (2008.9.30) (<http://www.nikkan.co.jp/news/nkx0420080930aaab.html>)

⁵³ ロイター (2008.12.8) (<http://jp.reuters.com/article/stocksNews/idJPnTK020411720081208>)

27	繊維、プラスチック製品など	繊維製品	DZ 他 5		
28	金属材料、産業機械器具	鉄鋼	北、南部ア フリカ		全アフリカ
29	タイヤ	ゴム製品	ZA	ZA	OA
30	エアコン、フッ素化学製品	機械	ZA		全アフリカ
31	プリンタ、プロジェクター	電気機器	EG, MA, ZA	ZA	EG, ZA, OA

4. 主要国際機関、先進国の支援状況

国際機関・先進国等からの産業財産権分野におけるアフリカ諸国に対する取組の概要及び過去の支援実績（制度整備支援、IT化支援、人材（官、民）育成支援等）に関して、公開情報や各機関のHPを含む最新の情報をとりまとめた。なお、とりまとめにあたって、一部の情報については、「国際知的財産政策⁵⁴」の歴史的な展開及び「知的財産関連分野の広がりに対応した国際ルール構築⁵⁵」（参考資料集）の中から、アフリカ諸国に関連する部分を参考にした。

（1）国連・国連関係機関

① 国際連合（UN : United Nations）⁵⁶

2000年9月ニューヨークで開催された国連ミレニアム・サミットでは、21世紀の国際社会の目標として国連ミレニアム宣言を採択した。この国連ミレニアム宣言と1990年代に開催された主要な国際会議やサミットで採択された国際開発目標を統合してまとめられたものがミレニアム開発目標（Millennium Development Goals: MDGs）である。

MDGsは、2015年までに達成すべき8つの目標、18のターゲット、48の指標を掲げ、開発や人権に関わる国際機関だけでなく、WIPO等の知的財産専門機関においても、開発問題に積極的に取り組む重要な指針となっている。

<目標とターゲットの要旨>

目標1： 極度の貧困と飢餓の撲滅

目標2： 初等教育の完全普及の達成

目標3： ジェンダーの平等推進と女性の地位向上

目標4： 乳幼児死亡率の削減

目標5： 妊産婦の健康の改善

目標6： HIV/エイズ、マラリア、その他の疾病の蔓延の防止

目標7： 環境の持続可能性確保

目標8： 開発のためのグローバルなパートナーシップの推進

ターゲット17： 製薬会社と協力して、開発途上国において人々が安価で必要不可欠な医薬品を入手できるようにする。

ターゲット18： 民間部門と協力して、特に情報・通信における新技術による利益が得られるようにする。

指標46： 安価で必要不可欠な医薬品を継続的に入手できる人口の割合
最新のターゲットや指標は国連のウェブサイト⁵⁷で確認できる。

⁵⁴ 国際知的財産政策（植村昭三：2005.12.7）

<http://www.rcast.u-tokyo.ac.jp/ja/research/meeting/2005/1207/pdf/01.pdf>

⁵⁵ 知的財産関連分野の広がりに対応した国際ルール構築・参考資料集（知的創造サイクル専門調査会：2005.12.21）<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/titeki2/tyousakai/cycle/dai3/3siryou6.pdf>

⁵⁶ ミレニアム開発目標（外務省）<http://www.mofa.go.jp/Mofaj/gaiko/oda/doukou/mdgs.html>

⁵⁷ United Nations site for the MDG Indicators <http://mdgs.un.org/unsd/mdg/Default.aspx>

② 世界知的所有権機関 (WIPO : World Intellectual Property Organization)

近年、WIPO の場において、開発途上国を中心として、開発問題を重視する視点から知的財産 (権問題) を捉えようとする動きが活発化しており、その中心となるのが、開発アジェンダ関連提案に関する暫定委員会 (PCDA : Provisional Committee on Proposals Related to a WIPO Development Agenda) での議論と、PCDA の後継となる開発関連の問題を扱う常設委員会である「開発と知的財産に関する委員会 (CDIP : Committee on Development and IP)」の議論である⁵⁸。

開発と知的財産に関する議論のこれまでの経緯及び最近の CDIP の動向については以下のとおりである。

<これまでの経緯>

国際連合でとりまとめられた「ミレニアム開発目標 (MDGs : Millennium Development Goals)」を受け、国際連合の専門機関の一つである WIPO でも開発問題に積極的に取り組むべきであるとする意識を背景として、2004 年の WIPO 加盟国総会において、ブラジル・アルゼンチン等の計 14 カ国 (開発フレンズと呼ばれている) から WIPO において開発問題 (開発途上国の経済発展に係る問題) に関するアクションプランを策定しようとする提案が行われた⁵⁹。この提案を受けて開発アジェンダの議論が開始され、PCDA 等での議論を踏まえて、45 項目の具体的提案がまとめられた。その内容は、既に WIPO が取り組んでいるキャパシティビルディング等に関するものだけでなく、開発途上国の経済的發展を考慮した条約等の作成に関するものなど、広範囲に及んでいる⁶⁰。

2008 年 9 月 24 日 (月) ~10 月 3 日 (水) の WIPO 加盟国総会では、開発アジェンダが以下のように議論された⁶¹。

開発アジェンダの議論とは、WIPO において開発問題 (開発途上国の経済発展に係る問題) に関するアクションプランを策定しようというものである。2004 年の総会時に、開発フレンズ (ブラジル、アルゼンチン等の計 14 カ国から構成されるグループ) が提案を行い、議論がスタートした。MDGs を掲げる国際連合の専門機関として、WIPO も開発問題に積極的に取り組むべきであるとの問題意識が背景にある。具体的提案の数は 111 項目に上り、その内容は、既に WIPO が取り組んでいる開発途上国への技術支援やキャパシティビルディングに関するものだけでなく、開発途上国の経済的發展を考慮した条約等の作成に関するもの、技術移転に関するものなどまでと、広範囲に及んでいる。

これまでに、2005 年に 3 回、2006 年に 2 回、及び 2007 年に 2 回 (2006 年及び 2007 年は「WIPO 開発アジェンダ関連提案に関する暫定委員会 (PCDA : Provisional Committee on Proposals related to a WIPO Development Agenda)」において議論) 会合が開催され、2008 年総会ではこれらの会合において合意の得られた 45 項目及びその内即実施可能な 19 項目について勧告がなされ採択された。当該 19 項目の内、主なものとして、技術支援のメカニズムの構築、実施、及び評価のプロセスは、特定の国のニーズを考

⁵⁸ WIPO における開発と知的財産に関する議論の動向 (文科省 : 2008.5.12)

(http://www.next.go.jp/b_menu/shingi/bunka/gijiroku/009/08051303/006.htm)

⁵⁹ アクションプラン策定の提案 (WIPO:2005.4.5) (www.wipo.int/edocs/mdocs/mdocs/en/iim_1/iim_1_4.doc)

⁶⁰ 45 項目の具体的提案 (WIPO:2008.3.3) (http://www.wipo.int/edocs/mdocs/mdocs/en/cdip_1/cdip_1_3.doc)

⁶¹ W I P O 加盟国総会の結果概要 (特許庁 : 2007.10.19)

(http://www.jpo.go.jp/torikumi/kokusai/kokusai2/07wipo_meeting_gaiyou.htm)

慮したものであるべきこと、WIPOでの規範設定等の活動においては、国際的知財関連条約における、特に開発途上国・LDCに関心のある柔軟性を考慮すべきこと、知的財産と開発の関連や影響を特定するため、要求に応じて知的財産保護の研究を行うこと、などが挙げられる。

また、開発関連問題を扱う常設の委員会として「開発と知的財産に関する委員会 (CDIP : Committee on Development and IP)」の設立が承認され、合意された提案項目の実施に関する作業プログラムを策定すること、関連するWIPOの委員会と調整の上、プログラムの実施状況をモニター、評価、議論して総会に報告すること、CDIP及び総会によって合意された知財と開発に関連する事項を議論すること、などの取組がなされる予定である。なお、休止していた開発関連の既存組織である「知的財産に関する開発協力常設委員会 (PCIPD : Permanent Committee on Cooperation for Development Related to Intellectual Property)」は廃止され、PCDAも存続されないこととなった。

<CDIPの動向>

2008年3月に開催された第1回CDIPにおいては、議長より、即実施が可能な19項目に関する今後の作業計画についてのたたき台が提案された。しかしながら、同委員会の手続規則は採択されたものの、実質的な検討作業は余り進捗せず、他の常設委員会の議論に影響を及ぼす可能性のある規範設定に関連した提案への検討作業については着手されていない。また、7月開催予定の第2回CDIPに向け、4月に非公式の会期間会合が開催されたが、この場でも大幅な進捗は見られていない。なお、ブラジル等は、当該19項目の実施について、各委員会への拘束力を確保する観点から、CDIP議長又はWIPO事務局長名で勧告を発する旨の提案をしている。

以下に、開発途上国協力に関連したニュースを示す。

WIPO 開発・知財委員会 (CDIP) が正式発足、開発アジェンダが前進⁶²

2007年10月の世界知的所有権機関(WIPO)総会で設立が承認された途上国の開発問題を扱う常設委員会「開発と知的財産に関する委員会(CDIP)」が正式に発足し、第1回会合が3月3～7日にジュネーブで開催された。会合には100のWIPO加盟国、7つの政府間組織、30の非政府組織が参加し、過去4年にわたる開発アジェンダの議論で合意された45項目の具体的提案のうち5項目について実行に向けた議論が行われた。

今回の会合ではこの内

1. 後発開発途上国(LDC)に対する資金援助を拡大し、途上国による知的財産の有効活用を支援する。
2. 途上国への技術支援に関する詳細情報をWIPOのウェブサイトで公開する。
3. WIPOの技術支援プログラムを拡充し、各国における知財当局の基盤整備を支援する。

などについて実行に向けた具体策が協議された。WIPO事務局は資金及び人材面からCDIPがまとめたこれらの実施計画について検討を行い、7月の第2回会合⁶³までに必要な修正を加えることとなっている。

CDIP第2回会合は2008年7月7日(月)から11日(金)まで行われ⁶⁴、第3回、第4回会合は、2009年4月27日(月)から5月1日(金)、11月16日(月)から20日(金)まで開催される予定である。

WIPO、アフリカ広域知的財産機関と協力体制を強化⁶⁵

世界知的所有権機関(WIPO)は、WIPOのフランス・パリ事務局長と、アフリカ広域知的財産機関(ARIPO)

⁶² LAIT 海外ニュース (2008.10.4) (<http://www.lait.jp/copyright.php?itemid=408>)

WIPO Press Release (2008.3.10) (http://www.wipo.int/pressroom/en/articles/2008/article_0012.html)

⁶³ Development Agenda for WIPO (WIPO) (<http://www.wipo.int/ip-development/en/agenda/>)

⁶⁴ CDIP Second Session (WIPO) (http://www.wipo.int/ip-development/en/agenda/cdip/cdip_2.html)

⁶⁵ IPNEXT ニュース (2008.10.06) (<http://www.ipnext.jp/news/index.php?id=4673>)

のギフト・H・シバンダ事務局長が2008年10月2日(木)、両機構の協力関係の強化・拡大のための覚書に調印したと発表した⁶⁶。今回の覚書は、既存の協力分野と、ARIPOの特許情報に関する機能の強化を目指す特別プロジェクトに関するものである。

また今回の覚書とは別の取り決めで、WIPOはARIPOに特許情報の電子化及び形式設定に必要な技術支援を行うこととなっている。そうすることでARIPOは、加盟各国の付加価値ある特許情報を提供することが可能になる。両機関は、特許情報の価値を示し、特許情報の利用に関する認識向上を目的とした特許情報ツールの開発でも協力する。さらに両機関は、ARIPO加盟各国の要請にもとづき特許情報に関するセミナーやトレーニング・プログラムも行う。WIPOは、ARIPOと加盟各国が提供する特許情報をWIPOのPATENTSCOPE検索サービスに統合し、この情報の普及・利用を促進する。

③ 国連貿易開発会議 (UNCTAD : United Nations Conference on Trade and Development)

UNCTADは、1964年、ジュネーブでの第1回会議以来、4年毎に様々な都市で開催されてきた⁶⁷。ジュネーブで開催された第1回会議 (UNCTAD I) では、開発途上国77カ国が集まって、北の先進国に対して、統一した南の声を突きつけた。以来、国連では今日では130カ国以上に上る開発途上国グループのことを「G77+中国」と呼ぶようになった。

第11回会議 (UNCTAD XI) のサンパウロ・コンセンサス⁶⁸ (2004年6月18日採択)の中から、アフリカ諸国に関連する部分を以下に抜粋する。

・冒頭部分 (UNCTAD の役割)

(1) グローバル化は開発途上国を世界経済へ統合するために新たな展望を提供する一方で、特に後発開発途上国 (LDC) は、世界経済の片隅に取り残され、その開発の上で新たな課題をもたらしている。

・サブテーマ1 グローバル化する世界経済における開発戦略

(6) UNCTADは、アフリカ諸国、内陸開発途上国及び小島嶼開発途上国への取り組みと共に、引き続き後発開発途上国 (LDC) への配慮・支援を拡大する。

・サブテーマ3 国際貿易体制及び貿易交渉からの開発利益の確保

(4) UNCTADは、貿易と開発に関する総合的フォーラムとして、特に、多国間貿易ルール (サービス、知的所有権、貿易と環境等) の開発の側面に関する調査・研究を行うと共に、開発途上国の能力開発に向けた必要な支援を行う。

④ 国連開発計画 (UNDP : United Nations Development Programme) ⁶⁹

UNDPは国連システムのグローバルな開発ネットワークとして、変革への啓蒙や啓発を行い、人々がよりよい生活を築けるよう、各国が知識や経験や資金にアクセスできるよう支援している。

166カ国で活動を行い、各国の人々と共に、グローバルな課題や国内の課題に対し、それぞれの国に合った解決策が見出せるよう取り組んでいる。それぞれの国の能力強化にあたっては、UNDPのスタッフの知識や幅広い分野のパートナーシップが役立っている。

世界を対象にした『人間開発報告書』の分析上の枠組みや包括的アプローチは、UNDP

⁶⁶ WIPO ニュース (2008.10.3) (http://www.wipo.int/pressroom/en/articles/2008/article_0050.html)

⁶⁷ 国際情報 (北沢洋子 : 2008.8.18) (http://www.jca.apc.org/~kitazawa/un/unctad_12th_2008.htm)

⁶⁸ UNCTAD XI (概要) (外務省 : 2004.6.18)

(http://www.mofa.go.jp/MOFAJ/gaiko/unctad/unctad_xi_con.html)

⁶⁹ 国連開発計画 (UNDP) 東京事務所 HP (<http://www.undp.or.jp/>)

の協力によって地域別、国別及び地方別人間開発報告書にも適用されている。これらの報告書は、UNDP のグローバル・ネットワークを通じ、助言や着想を得た各国の専門家と学識者によって作成されている。

「人間開発報告書 2001—新技術と人間開発」⁷⁰では、グローバル市場の失敗を補うには、国内政策は十分でない、新技術を世界の貧困層の最も緊急なニーズに応えるものにするには、新たな国際的な取り組みと国際ルールの公正な適用が必要であると、以下のように報告している。

創造的なインセンティブと新しいパートナーシップ

現在、大学、民間企業、公的機関の間で研究協力体制の見直しがされている。開発のための新しい国際的パートナーシップを構築することは、あらゆる利害の調整を図る一方で、それぞれの長所を結び付けることができるのである。インセンティブを与える手段としては、税額控除や公的補助金の助成など、様々な手法が考えられる。将来有望なモデルの一つに国際エイズワクチン・イニシアチブがある。これは、アフリカで一般的な HIV/エイズ株のためのワクチンを共同研究する一方で、各参画者が自分の利益を追求することも可能にする、革新的な知的所有権協定によって、学界、産業界、財団、公的機関研究員を結び付けるものである。

公正な知的所有権の行使と貿易関連知的所有権に関する協定 (TRIPS) の実施

知的所有権は強化され、世界中でますます適用されるようになっていく。世界知的所有権機関の特許協力条約では、ひとつの国際出願が多数の国で有効となることを認めており、国際出願の件数は 1985 年の 7,000 件から 1999 年には 74,000 件へと増加した。現在のブームの直中で、開発途上国と貧困層の前には二つの新しい障壁が立ちだかっている。

第一に、知的所有権の行使は行き過ぎる可能性がある。特許出願書の中には、新規性についての開示が非常に不明瞭で、その結果、特許審査官の判断能力や他の研究者の理解力は限界まで働かされることになる。2000 年に世界知的所有権機関は、1,000 ページを超える特許出願書を 30 件受け取り、その中には 140,000 ページに及ぶものもあった。機能が知られていない遺伝子の特許申請から、ワンクリック購入システムのような電子商取引手段の特許申請まで、非自明性と産業上の利用可能性に関する基準があまりにゆるく解釈されていると考える人は多い。

とりわけ特許制度は、ある土地に固有の地域社会に根づいた工夫を、民間部門の特許権要求の前にさらすことになる。メキシコのエンラ豆の米国特許のように、先行技術や新規性の有無を無視して、不適切に与えられた特許は、何世紀にもわたり引き継がれてきた途上国の知識と資産の窃盗に等しい。

第二に、現在の慣行は、世界貿易機関 (WTO) の貿易関連知的所有権に関する協定 (TRIPS) の公正な実施を阻んでいる。1994 年の TRIPS 協定の調印国として、開発途上国は合意した最低限の基準に従って、20 年間の特許保護をはじめとした知的所有権の国内制度を実施している。一つのルールが全員に適用されることから、同一の最低限のルールは均一な競技場を作り出すように思われるかも知れない。しかし、現状では、競技者の実力が経済的にも制度的にもひどく不平等であるため、競技は公正とは言えない。

低所得国にとって、知的所有権の実施や強制は、乏しい資源と管理能力を圧迫する。TRIPS で容認するところを最大限活用するような国内法を整備ができるような有効なアドバイスが得られない国は、TRIPS の要求以上の法律を導入させようとする厳しい外圧を受けて、自国を不利な立場に置くような立法措置を導入することにもなりかねない。さらに、世界の主要国との争いにはたじろぐほどの経費が掛かり、途上国が自分たちの権利を主張するのを思いとどまらせている。

競技が公正に行われるには、少なくとも二つの変化が必要である。まず、TRIPS 協定は、国家にとって欠かすことのできない重要な技術の利用を守るセーフガード条項を途上国が利用できるような方法で実施されなければならない。

例えば、一連の特別条項のもと、TRIPS では、政府が企業に対して他者が特許を持っている製品の製造を認める強制ライセンスを発行することを認めている。このようなライセンスはすでにカナダ、日本、英国、米国などで、医薬品、コンピューター、牽引トラックといった製品に対し用いられている。強制ライセンスは特に競争を縮小させたり、価格の高騰を防ぐための反トラスト措置として活用されたりしているが、赤道以南の地域でこうした条項が利用されたことは今以てない。途上国も、TRIPS が理論上認めていることを、実際に実行できる。

第二に、TRIPS や他の多くの多国間協定の下での、開発途上国への技術移転を推進するという公約は書面上の約束で、実施がなおざりにされていることが多い。こうした公約を生き返らせる必要がある。

問題の核心は、技術は開発の道具かもしれないが、グローバル経済ではそれは競争優位性を得るための手段でもあるという点にある。例えば、地球温暖化防止や世界中で命を救うためには、既にどこかが特許を持っている

⁷⁰ 国連開発計画「人間開発報告書 2001—新技術と人間開発 (UNDP 東京事務所) (<http://www.undp.or.jp/hdr/global/2001/hdr2001jsum09.shtml>)

環境技術や医薬品を利用することが不可欠かも知れない。ところが、特許を所有し販売する国にとっては、それはグローバルな市場機会なのである。この二つの利害が十分な公的資金投入などを通じて折り合いが付いて初めて、TRIPS 協定の公正な施行が実現する可能性が生まれる。

市場は技術進歩の強力なエンジンである。しかし、貧困撲滅に必要な技術を創出し、普及させる上でその力は十分とは言えない。

研究において貧困層のための技術開発の機会がなおざりにされている。例えば、1998年の世界の保健医療研究への支出総額は700億ドルだったが、その内、HIV/エイズワクチン開発に充当されたのはわずか3億ドル、マラリア研究に充当されたのはおよそ1億ドルに過ぎなかった。また、1975年から1996年の間に全世界で市販された1,223品目の新薬の内、熱帯病の治療のために開発された薬剤はわずか13品目で、医薬品業界における直接的な研究結果から生まれた薬剤は4品目しかなかった。農業やエネルギー分野の研究でも状況は似かよっている。

技術の普及もまた一様でない。OECD諸国は、世界のインターネット利用者の79%を占めている。また、アフリカの国際帯域(international bandwidth)はブラジルのサンパウロ市より狭く、一方、ラテンアメリカの帯域は韓国のソウル市とほぼ同じである。

このような格差も、驚くに値しないはずである。結局のところ、電力発電や送配電は1831年に初めて開発されたが、それにもかかわらず、現在でも世界人口の3分の1には電気の供給がされていない。また、およそ20億の人々は、その殆どは何十年も前に開発されたにもかかわらず、ペニシリンなどの安価で不可欠な医薬品を未だに利用できずにいる。アフリカの1歳児の半数は、ジフテリア、百日咳、破傷風、ポリオ、はしかの予防接種を受けておらず、途上国における下痢症の40%近くでは、簡単な救命療法である経口療法(ORT)が使用されていない。

不十分な資金調達も問題を複雑にしている。米国のハイテク企業の新規事業開設は、ベンチャーキャピタルによって繁栄した。しかし、基本的な金融サービスさえ整っていない多くの途上国では、そのような資金調達の見込みは殆どない。更に、一部の国における知的所有権保護の欠如も、民間投資家が投資を控える原因となっている。

アフリカの気候変動対策に関するパートナーシップ構築へ 支援決定⁷¹ (2008.12.12)

外務省は、第4回アフリカ開発会議(TICAD IV)において、21か国のアフリカ諸国を対象に、9,210万ドル規模の適応支援を行うことが決定されたと発表。

今回の支援は、日本がTICAD IVの共催者である国連開発計画(UNDP)と共に設置した、「アフリカの気候変動対策に関するパートナーシップ構築のための『日・UNDP 共同枠組』」の下で行われるもの。

21か国の内、「クールアース・パートナーシップ」を構築したエチオピア、ガーナ、ガボン、カメルーン、ケニア、コンゴ共和国、セネガル、ナイジェリア、ナミビア、ニジェール、ブルキナファソ、マラウイ、モザンビーク、モロッコ、レソトについて、UNDPを通じて各国政府と調整しつつ、事業実施に向けた作業を進めている。その他6か国についても、「クールアース・パートナーシップ」を構築すべく協議が進められている。

⑤ 国連教育科学文化機関 (UNESCO : United Nations Educational, Scientific and Cultural Organization)

1. 目的・概要⁷²

UNESCOでは、教育の普及、科学の振興、文化遺産の保護と活用、情報流通の促進等を目的として、規範・ガイドラインの策定、共同研究、会議・セミナーの開催、出版物の刊行、開発途上国援助等の活動を行っている。

2. 知的財産に関する取組

○フォークロアに関する取組

1970年代後半に、UNESCOとWIPOで「フォークロアの表現」という語句が採用され、その内容及び保護について議論された。フォークロアの利用に関するルール化のため共同作業が開始され、1982年に、特別の制度(“sui generis”)によるフォークロアの保護として、許諾制に基づく利用を提案するモデル契約が作成された。また、1989年には「伝

⁷¹ EIC (財)環境情報普及センター) 国内ニュース (2008.12.12)

(<http://www.eic.or.jp/news/?act=view&serial=19640&oversea=0>)

⁷² 知的財産関連分野の広がりに対応した国際ルールの構築 (参考資料集) (知的創造サイクル専門調査会 : 2005.12.21) (<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/titeki2/tyousakai/cycle/dai3/3siryou6.pdf>)

統的文化及び民間伝承の保護に関する勧告」が採択され、伝統的かつ民衆的文化である民間伝承の保存・維持・普及・保護について規定された。

1997年4月にタイで開かれた UNESCO・WIPO 共催の「フォークロアの保護に関する世界フォーラム」では、フォークロアを知的財産として保護すべきという従来の主張に加え、アフリカ諸国及びオーストラリアの原住民代表によって、芸術的分野に属する民間伝承に限らず、伝統的農業、生態学、医薬品に関する科学知識にまで拡大すべきとの認識が表明され、多くの開発途上国から支持を集めた。

また、2003年には、これまで民族文化財、フォークロア、口承伝統などと呼ばれてきた無形の文化を、人類共通の遺産として捉え、保護していくことを目的として「無形文化遺産の保護に関する条約（無形文化遺産保護条約）」が採択された。

(2) アフリカにおける主要地域機関及びその他の機関

① アフリカ連合 (AU : African Union) ⁷³

AU では、汎アフリカ知的所有権機関 (PAIPO : Pan-African Intellectual Property Organization) 構想について、以下のように検討している⁷⁴。

a) アフリカ首脳会議：科学技術 (AMCOST) (2006年11月20日～24日：カイロ、エジプト)

(1) PAIPO 構想書

知的財産分野での、全ての加盟国が参加する新しい意思決定機構の設立が必要となった。

2006年5月の知的財産に関するアフリカグループ会議で、知的財産の汎アフリカ機関の設立が推薦された。WIPO が支援する会議が召集された。アフリカ全土の知的財産機関の創設の決定が承認され、目標が設定された。

アフリカ首脳による決定と 2007年サミットが支持され、運営委員会 (steering committee) の設立とサミット決定事項の実施を監督する作業計画の準備のための段階をセットした。

現在、英語圏 16カ国をカバーする ARIPO と仏語圏 16カ国をカバーする OAPI があり、アフリカ 53か国中 32カ国をカバーしている。主に北アフリカの残りの 21カ国は独自の制度を持つ。大陸横断の組織が設立されれば、全ての加盟国にサービスが提供される。ただし、ARIPO 及び OAPI も維持することとしている。

(2) 目標と目的

PAIPO の目標は、アフリカでの革新的な技術と産業競争力、経済成長を推進する観点から、IP に関する専門的な知識とサービスを蓄積し、利益をもたらす、広範なプラットフォームを AU 加盟国に提供することである。

組織の目的は以下の通りである。

1. 加盟国のニーズを反映した IP 標準の設定

⁷³ アフリカ連合 (外務省：2008.4) (<http://www.mofa.go.jp/MOFAJ/area/oau/oau.html>)
African Union HP (www.africa-union.org)

⁷⁴ PAIPO 検索結果 (African Union)
(<http://www.google syndicated search.com/u/UAUU?q=PAN+AFRICAN+IP&sa2=Search>)

2. IPに関するベストプラクティスのベンチマークの設定
 3. アフリカでの知識ベース経済の成長の促進
 4. IP 標準の正当化及び調和の促進
 5. 加盟国への IP に関する情報の収集、処理と配布
 6. 加盟国による IP 関連情報の利用の促進
 7. 加盟国に対する IP に関する広範な研修及びキャパシティビルディングの支援
- 今後の予定：最初の公式会議は、2006年9月21日～22日ジュネーブで開催。2007年のアジスアベバのサミットに続く。サミットでは、IPの汎アフリカ組織の設立決定のみが承認される予定。

(3) 議事録

幾つかの加盟国は既存のARIPOやOAPIのメンバーではないので、全ての加盟国にIP活動の調和と合理化を提供するPAIPOの設立が推薦された。

- b) 第8回執行評議会（2007年1月25日～26日：アジスアベバ、エチオピア）
決定事項として、「4. PAIPOの設立を支援する。」ことが決定された。
- c) 第8回AU首脳会議：決定と宣言（2007年1月29日～30日：アジスアベバ、エチオピア）
以下のことを条件に、PAIPOの設立が決定された。
記録：単一のPAIPO設立の必要性
要請：RECs、WIPOとOAPI、ARIPO共同のPAIPO設立の原案を提出する委員会の議長
要請：2007年7月の次回総会での委員会の設立レポート
招集：加盟国、WIPO、実施を支援する開発組織、パートナー
- d) 第1回AU産業大臣会議（2007年9月24日～27日：ミッドランド、南アフリカ）
AUのビジョンを表現する産業化のための科学、技術と革新のための会議で、「c) PAIPOの設立を支持する。」ことが諮られた。
- e) 第3回事務局会議報告（2007年11月12日～16日：モンバサ、ケニア）
AMCOST事務局会議（2007年6月8日：プレトリア、南アフリカ）報告
3. オープニングセッション：Prof. Nagia Essayed 閣下（人事、科学、技術コミッショナー）は、AMCOSTのセッションの開会を宣言した。コミッションは、PAIPOの設立に向けプロセスを開始し、WIPOはこのプロセスを全面的に支援することを保証したと伝えた。
6. アフリカ科学技術統合アクションプランの実施に関する進捗報告
議論：PAIPOの設立に関して、IP問題の地域の調整を検討することが重要であった。
- f) アフリカEU戦略パートナーシップ協定（2008年9月：アジスアベバ）
第8優先行動「科学、情報社会と宇宙」
§3：アフリカ科学技術：キャパシティビルディング：4 PAIPO
本プロジェクトは、一旦、背景で述べたAU首脳に対するAU委員会（AUC）本文が公式に支持され、承認されれば、活性化し、明確になり、定量化される。

(1) 目的

アフリカ加盟国が、特別なIP知識と革新を推進するためのサービスの調整された

蓄積から利益を得るために、広範なプラットフォームを提供すること。

(詳細な目的や活動内容は、PAIPO 構想と同じなので省略する。)

(2) 期待される成果

- ・加盟国に関連のある方針(手段)を提供する PAIPO 事務所の存在
- ・加盟国のための調和した IP 標準
- ・全ての多様性の中の IP 活動を保証する増大した能力
- ・アフリカ諸国での発明の商用化の推進のための促進された協定
- ・発明と技術の文書化

g) アフリカ首脳会議：科学技術 (AMCOST) 第 2 回事務局会議 (2008 年 12 月 3 日～4 日：アブジャ、ナイジェリア)

運営委員会で「4. PAIPO 進捗報告と設立条項案」が諮られた。

h) 第 7 回通常常任理事会 (2009 年 1 月 26 日-27 日：アジスアベバ、エチオピア)

議事次第(案)：VI. 経済、社会、文化事項

6. PAIPO 設立(案)の委員会報告書の検討

i) 第 14 回通常閣僚評議会 (2009 年 1 月 29 日-30 日：アジスアベバ、エチオピア)

議事次第(案)第 3 版にあった以下の PAIPO に関する議題が、第 5 版では外れていた。
議事次第(案)

II. PART B

11. PAIPO 設立(案)の委員会報告書の検討

② 南部アフリカ開発共同体 (SADC : Southern African Development Community)

UPOV 条約の植物品種保護の地域セミナーと DUS 審査⁷⁵&データ管理のワークショップが、ケニア植物衛生検査サービス (ナイロビ、ケニア) で 2007 年 6 月 5 日から 8 日まで開催された。参加者は、植物育成者権の行政の公務員か将来育成者権に関わる予定の公務員。公務員は、アフリカ 14 カ国 (ベナン、ボツワナ、ブルンジ、ガーナ、ケニア、レソト、マラウイ、マダガスカル、モーリシャス、モザンビーク、ナミビア、タンザニア、ザンビア、ジンバブエ) から選ばれた。また、東、中央アフリカ、SADC、西アフリカ経済共同体 (ECOWAS)、アフリカ種子貿易協会、アイオワ州立大学の代表が参加した。

地域セミナーとワークショップの両方の発表は、UPOV 事務局、韓国、フランス、オランダ、欧州植物種保護局 (CPVO)、米国特許商標庁 (USPTO)、アイオワ州立大学とケニアの専門家が行った。

③ サミット (G8) : 知的財産専門家グループ会合⁷⁶ (IPEG : IP Experts' Group)

・ G8 知的財産専門家会合報告書

初期段階を経た 2006 年後期以降の IPEG の議論は、今日の世界経済状況を踏まえ、

⁷⁵ 品種権の実体審査 (特性審査) のこと。Distinctness 区別性、Uniformity 均一性、Stability 安定性、の頭文字をとって、DUS 審査という。

⁷⁶ G8 知的財産専門家会合報告書 (G8 北海道洞爺湖サミット成果文書 : 2008.7)

(http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/summit/toyako08/doc/pdf/0708_02.pdf)

知的財産分野において G8 として対応すべき課題を抽出し、各課題についての施策の提案まで踏み込んだものとなった。我が国も、南アフリカに対する技術支援など、IPEG の議論を端緒とする具体的なプロジェクトに参加している。本報告書は、2007 年のハイリゲンダム・サミット以降開催された 2 回の会合において深堀された議論や新たな視点を反映し、具体的かつ最新の内容となっている。

なお、IPEG 会合には、G8 の他、世界税関機構 (WCO)、OECD、国際刑事警察機構及び世界知的所有権機関 (WIPO) の各国際機関がオブザーバー参加している。

北海道洞爺湖サミットに向け、IPEG は、G8 が取り組むべき知的財産分野の課題として、模倣品・海賊版対策、効率的な知的財産制度、開発手段としての知的財産制度等を取り上げた。

具体的なプロジェクト提案：3. 開発手段としての知的財産制度等

(1) 開発途上国に対する技術協力パイロット・プラン

昨年サミットにおいて合意された、我が国による南アフリカ、英国による南米三国国境地域、米国によるインドネシアに対する 3 件の技術協力パイロット・プランの進捗状況が確認されると共に、更に 3 件のプランを行うことになった。

(3) 主要先進国

① 米国：USPTO (United States Patent and Trademark Office)

【イベント・会議】

USPTO は、南アフリカで IP 法と政策プログラムを実施⁷⁷。(2007 年 8 月 27 日から 29 日)

USPTO の GIPA (国際知財アカデミー: Global Intellectual Property Academy) は、2007 年 8 月 27 日から 29 日に、ヨハネスブルグ (南アフリカ) で地域 IP 法と政策プログラムを催した。サブサハラ の 13 カ国から 36 名の官吏が、特許、商標、著作権をカバーするこのプログラムに参加した。米国著作権事務所の弁護士と国際貿易本部 (米国商務省) の知財専門家からなる、USPTO の弁護士チームが発表し、議論した。南アフリカで開催されたプログラムは、USPTO の進行中の公約であり、世界中に IP の保護と執行を広げ、IP の認知度を向上し、技術援助を提供する一環である。

【2006 年年報⁷⁸】

GIPA は、IP 管理で外国の官吏を訓練

2006 年は、17 の GIPA プログラムをアレキサンドリア (バージニア州) の本部で外国官吏のために実施した。一つのプログラムは、中東と北アフリカの 21 判事と検事を参加者とした追加の 4 市視察ツアーであり、IPR 窃盗と侵害と闘う、米国政府と私企業/権利者のイニシアティブを強調する。プログラムは、参加者に判事や検事と話すことにより IPR 侵害による損害について、より多くのことを学ぶ機会を与える。

FTA: USPTO は、韓国、マレーシア、タイ、エクアドル、UAE と SACU (ボツワナ、レソト、ナミビア、南アフリカ、スワジランドで構成される) を含む幾つかの国と FTA の交渉に参加した。

技術援助とキャパシティビルディング: USPTO は、マレーシア、パナマ、タイ、アンデス共同体、オマーン、UAE、韓国、とモロッコとの FTA 交渉に参加した。執行の義務に関するアドバイスを提供する。技術援助は、ドミニカ共和国・中央アメリカ FTA とオーストラリア、バーレーン、シンガポール、モロッコとの FTA の実施で提供される。

技術援助プログラムは、USPTO と米国国際知的財産研究所 (IIP) とボツワナプログラム (開発のための IP 作業の作成) がアフリカに提案された。

⁷⁷ イベント情報 (USPTO : 2007.11.17)

(http://www.uspto.gov/web/offices/dcom/olia/conf_gipa2007aug27/index.htm)

⁷⁸ USPTO Annual Reports 2006 (USPTO : 2006)

(http://www.uspto.gov/web/offices/com/annual/2006/30204_intel_policy.html)

② ドイツ : DPMA (German Patent and Trademark Office)

2006 年報 : DPMA のゲストに、OAPI、中国、日本、レバノン、韓国、台湾、米国から訪問者があった。

メルケル首相、6億ユーロのアフリカ支援を表明⁷⁹ (2008年7月7日)

洞爺湖サミットでは初日、アフリカ7カ国首脳との会合が行われた。主要議題は、食料価格及び原油価格の高騰、ミレニアム開発目標。ジンバブエ問題では、批判の声が上がっているロバート・ムガベ大統領の再選を踏まえ、メルケル首相は、ジンバブエ制裁も排除しないと述べた。

③ フランス : INPI (National Institute of Intellectual Property)

経済ミッションで、INPI の専門家が 4 つの戦略的エリア (ワシントン (米国)、北京 (中国)、アブダビ (UAE)、ラバト (モロッコ)) で研修を実施した⁸⁰。

④ ロシア : ROSPATENT (Russian Patent Office)

アフリカにおいて中国を追いかけるロシア⁸¹

ロシアは5億ドルの対アフリカ包括的開発援助を発表した。アフリカで影響力を強めている中国に追いつこうというロシアの新たな動向として注目されている。91年のソ連崩壊後、ロシアはアフリカから手を引いた形だった。中国とロシアによるアフリカを舞台とした新たな経済投資競争が起きそうだ。

⑤ 中国 : SIPO (State Intellectual Property Office)

中国は、2006年1月に対アフリカ政策を設定しており、大使館 HP にも掲載している。中国の対アフリカ政策文書の中では、「知財」という具体的な言葉は出てこないが、教育、科学、文化、衛生及び社会分野での協力の一環で知財関連も含まれると考えられる。

中国の対アフリカ政策文書⁸² (抜粋: 2006年1月)

中国は世界最大の発展途上国で、平和的発展を追求し、独立自主の平和外交政策をとり、平和共存 5 原則を基礎に、すべての国との友好関係を発展させ、友誼を増進し、協力を強化し、世界の平和・安定と各国の共同の繁栄をはかることを願っている。

アフリカは発展途上国が最も集中した大陸で、世界の平和と発展を実現する重要な勢力である。新しい情勢の下で、中国アフリカの伝統的友好関係は新たな発展のチャンスを迎えている。中国がアフリカ政策に関する文書を定めたのは、アフリカ政策の目標と措置を示し、今後一時期の各分野の協力計画をたて、中国アフリカ関係を長期にわたって安定的に発展させ、互惠協力をたえず新たな段階に進めるためである。

中国商務部運営サイトやその他のニュースサイトで、中国の開発途上国支援に関連したニュースを以下に示す。

中国アフリカ首脳会議: 経済分野での協力強化全面⁸³ (2006年11月6日)

第3回中国アフリカ協力フォーラムの首脳会議は5日、「北京サミット宣言」と「北京行動計画(2007-2009年)」を採択して閉幕した。首脳会議には中国と国交を持つアフリカ48カ国(アフリカ53カ国のうち台湾と国交のある5カ国を除いた)の国家元首らが参加し、「宣言」と「行動計画」は、中国とアフリカがこれまで以上に関係を緊密にしていくことを強調している。

2007~2009年行動計画では、農業、投資、貿易、金融、社会基盤整備、情報通信、資源、エネルギー、牧畜、

⁷⁹ 主なプレスリリース等一覧 (在日ドイツ大使館 : 2008.7.7)

(http://www.tokyo.diplo.de/Vertretung/tokyo/ja/03_Pol/Rede/G8_20Toyako_20Merkel_200-Ton_200707_property=Daten.pdf)

⁸⁰ 国際ニュース (inpi: フランス知財庁) (<http://www.inpi.fr/fr/l-inpi/ou-nous-trouver/a-l-international.html>)

⁸¹ JanJan ニュース (2008.6.25) (<http://www.news.janjan.jp/world/0806/0806240407/1.php>)

⁸² 中国の対アフリカ政策文書 (中国大使館: 2006.1) (<http://www.fmprc.gov.cn/ce/ceip/jpn/zgbk/t230934.htm>)

⁸³ Searchina ニュース (2006.11.06)

(http://news.searchina.ne.jp/disp.cgi?y=2006&d=1106&f=business_1106_006.shtml)

漁業など幅広い協力分野を網羅。援助額を倍増させ、中国企業の投資支援を目的とした 50 億ドルの基金を設ける他、債務の一部免除、ゼロ関税品目の拡大、経済貿易協力区の設置、15,000 人の人材育成など、具体的な支援策が決められた。

中国・アフリカ知財当局者会議、北京で開催⁸⁴(2008年6月17日)

中国・アフリカ知財担当局長会議が 6 月 20 日、5 日間の会期を終えて閉幕した。参加したアフリカ諸国の知財当局責任者らは、伝統文化、医薬品などの分野で、中国との知財協力を期待を寄せている。中国側担当者も、知財分野におけるアフリカとの協力強化に向け、さまざまな措置を取る意向を明らかにした。

会議にはジンバブエ、ソマリア、スーダンなどアフリカ 16 カ国が参加した。知財政策の策定や特許、商標、人材育成など、多方面にわたり中国側と広範かつ踏み込んだ対話をした。この他、中国国家知識産権局の参観も行われた。

中国とアフリカ諸国は今後、人材育成、法律関連研修などの分野で知財協力を強化する見通し。

中国のアフリカへの進出を「新植民地主義」とする米欧の批判について、エジプトのアブルゲイト外相は同日 [5 日] の記者会見で「完全な間違いだ」と否定した。

ARIPO イベント

ARIPO と SIPO の協力協定に基づいて、最初のワークショップが、2008 年 6 月 16 日から 20 日まで、北京の中国知財研修センタ (CIPTC) で開催された⁸⁵。ARIPO 加盟国全ての知財庁長官と高等官が参加した。ARIPO と SIPO、WIPO の高等官がワークショップに加わった。

アフリカ：中国の投資と労働条件に懸念⁸⁶

南アフリカのケープタウンで開かれた世界銀行の開発経済に関する年次会合で、アフリカで増大する中国の活動について、「中国からの融資は透明性に欠け、資金の使途について条件がついていない」などの懸念が表明された。「資金を受け入れる政府は自由に使えるので腐敗汚職を助長し、悪影響が懸念される」という。

中国の対アフリカ投資、資源から農業分野に拡大⁸⁷＝英スタンチャート CEO 2008 年 9 月 12 日

英スタンダード・チャータード銀行 (スタンチャート) (STAN.L: 株価、企業情報、レポート) のピーター・サンズ最高経営責任者 (CEO) は 10 日、中国によるアフリカへの投資が資源・エネルギー分野から農業分野に拡大しつつあるとの見方を示した。当地で開かれた会合で語った。

中国はアフリカから主に原油や資源を輸入する一方、消費財などを輸出しており、今年上期の輸入額は 92% 増の 300 億ドル、輸出額は 40% 増の 230 億ドルだった。

⑥ 韓国：KIPO (Korean Intellectual Property Office)

・年報 (2007 年)

自動特許管理システムにおける IP 行政の国際的指導力の改善

2005 年 5 月、WIPO の韓国信託基金 (The Korea Funds-in-Trust) を使って、WIPO と共同で、PCT-ROAD と呼ばれる PCT を受領する事務管理ソフトを 2007 年末までに開発した。このソフトウェアプログラムは、18 カ国に配布された。英語版の他、スペイン語版もある。

PCT-ROAD システム配置事務所一覧

2005 年：イスラエル、エジプト、フィリピン、ベトナム、インド、シンガポール、フィンランド

2006 年：マレーシア、シリア、ペリズ、カナダ、インドネシア

2007 年：南アフリカ、キューバ、ドミニカ共和国、メキシコ、ニカラグア、ホンジュラス

表 19 アフリカ諸国からの出願件数 (2007 年)：日本は参考

国	特許	実用新案	意匠	商標	合計
Egypt	4	0	0	4	8
Japan	18,100	31	1,652	4,668	24,451

⁸⁴ ニュース (中国商務部：2008.6.17) <http://english.ipr.gov.cn/en/index.shtml>

⁸⁵ イベント情報 (ARIPO：2008.6)

(http://www.aripo.org/index.php?option=com_content&view=article&id=89:aripo-sipo&catid=1:latest-news&Itemid=18)

⁸⁶ JanJan ニュース (2008.6.24) (<http://www.news.janjan.jp/world/0806/0806230355/1.php>)

⁸⁷ ロイターニュース (2008.9.12) (<http://jp.reuters.com/article/worldNews/idJPJAPAN-33711820080911>)

Mauritius	2	0	0	9	11
Seychelles	4	0	0	3	7
South Africa	22	0	3	22	47
Swaziland	0	0	0	0	0

表 20 登録件数 (2007年)

Egypt	0	0	0	0	0
Japan	17,275	12	1,558	2,428	21,273
Mauritius	0	0	0	0	0
Seychelles	1	0	0	4	5
South Africa	12	0	3	16	31
Swaziland	0	0	0	1	1

以下は、知識経済部のウェブサイトの報道発表資料⁸⁸より抜粋した。

北西アフリカのプラント受注に向け使節団を派遣(2006年8月21日)

産業資源部が、8月20日から27日にかけて、プラントの受注に向けた官民合同の使節団をリビアとナイジェリアに派遣することを明らかにした。

アフリカ3カ国に資源調査団を派遣(2007年9月3日)

産業資源部が、9月3日から15日にかけて、ガボン、コンゴ共和国(ブラザビル)、コンゴ民主共和国(キンシャサ)のアフリカ3カ国に政府機関でつくる資源調査団(団長 白斗玉:ペク・ドゥオク資源開発総括チーム長)を派遣する。

「先端技術アフリカセンター」、韓・アルジェリア企画委員会会議(2007年9月20日)

韓・アルジェリア経済協力タスクフォースチーム(委員長 呉永鎬:オ・ヨンホ産業資源第一次官)のアルジェリア訪問の際に合意された「先端技術アフリカセンター」のマスタープランを作成するため、アルジェリア企画委員団(団長 国土整備・環境省の Abdelkader Benhadjoudja 秘書室長(次官級))が、9月17日から20日まで、韓国を訪問した。

「2008年 韓・アフリカ産業協力フォーラム」が開催(2008年9月8日)

李允鎬(イ・ユンホ)知識経済長官は、9月5日、ソウル市内のホテルで、「2008年 韓・アフリカ産業協力フォーラム」を開催した。フォーラムには、ガーナ、ナイジェリア、マダガスカル、コンゴ共和国、タンザニアのアフリカ6カ国から長官、公企業の最高経営責任者など、300人余が出席した。

第1回目となる今回は、アフリカ諸国に高度成長や産業化に成功した韓国をアピールし、発電所や精油工場の建設など、アフリカ諸国が進めているプロジェクトに韓国企業が参加する方策について議論が行われた。

李允鎬長官は、フォーラムで、「アフリカにおける韓国の受注額が2000年の10億ドルから2007年には80億ドルに急増した」と述べ、「高度成長のノウハウと世界的なプラント技術力をもつ韓国は、21世紀をアフリカの世紀にする上で最高のパートナー」と強調した。

⁸⁸ 報道発表 (韓国 知識経済部 (日本語サイト) (<http://www.mke.go.kr/language/jap/>))

5. 調査結果の整理・まとめと提言

アフリカ諸国における現状及び主要各国の支援状況を参考に、我が国の支援施策を提言する。

(1) アフリカ諸国の問題点

国内、海外のアンケート、ヒアリングで寄せられたアフリカ諸国での問題点を以下に整理した。登録や訴訟に時間が掛かる、法制度が未整備、権利行使や権利保護の運用に問題がある、という意見が多く、代理人の問題、費用が掛かる、先行調査ができない、情報不足といった問題もある。その他、政情不安や需要不足といった根本的な問題も指摘されている。

(出所：A 国内アンケート、B 海外アンケート、C 国内ヒアリング、D 海外ヒアリング)

① 一般的な問題点

・時間が掛かる

問題点	相手国	出所
出願番号の通知すら遅い国があるようです。		A
時間が掛かる。(エジプト、ナイジェリア、ザンビア)	EG, NG, ZM	A
南アフリカを除く殆どの国で時間が掛かる。	ZA 以外	A
登録証が届いた時には次の更新期限が過ぎていた。		A
南アフリカ、サウジアラビア、ケニア、ガーナ、チュニジアでは、出願後 4 年以上経つが登録になっていない。	ZA, KE, GH, TN	A
リビアは、2001 年に出願したが、まだ登録になっていない。	LY	A
この地域では、全ての手続に非常に長い時間が掛かる。更に、事務作業は、特に OAPI がひどい。その結果、更新や顧客の権利の登録に問題が生じる。	OA	B
出願から登録までに時間が掛かる国が多い。登録証がなかなか届かないこともある		C
国内代理人や現地代理人の処理速度は普通だが、その後の現地特許庁の処理が遅いのではないかと感じている。		C
エジプトは出願から登録までが 5 年くらいと非常に遅い。代理人と特許庁の双方に問題があると感じている。	EG	C
特許庁が出願書類や資料を紛失してしまったり、登録証がなかなか発行されないという国もある。		C
一般的に、アフリカ諸国では代理人及び特許庁とも反応が遅いと感じられる。		C
出願処理が遅い国が多いのが問題となっている。		C
アンゴラ、ボツワナ：審査、登録まで非常に時間が掛かる。	AO, BW	D
IP 権の付与のための方式審査や実体審査の結果が出るまでにかかなり長い時間(時には 3 年)を要している(KIPI や ARIPO の両方とも)。この点について、IP 権の保護を獲得する費用を増加させるだけでなく、時には出願人に途中で出願を放棄させることになるのではないかと危惧している。	KE, AP	D
ケニアの IP 権の保護システムにおいて、改善と是正が必要な領域は、特に管理(行政)の面である。KIPI のスタッフは、審査、公報での公開、登録証の発行等に掛かる時間を減少させる、種々の事務処理の効率を高める必要がある。処理の遅延は願書の処理だけでなく、登録証の発行時にもあるし、特許を維持する年金の処理でも当てはまる。	KE	D
ケニアでは、IP の権利者は侵害を提訴することができる。法的手続きは裁判所に対して行うが、ケニアの裁判所は多くの滞貨を抱えており、例えば差止めの場合で約 2 年を要する。	KE	D
運用上の問題としては、(出願から登録までの)時間が長過ぎると感じている。		D
一般的な立場から、OAPI の事務処理に要する時間は妥当であると思う。只一つの問題は、OAPI での調査結果や、他の書類(複製、失効していない証明、取消していない証明)の取得、証明書の付与に時間を要することである。	OA	D

公報は毎月発行される。ただし、滞貨が沢山あるため、発行日と出版日とは3、4ヶ月異なる。実際に、2008年7月発行の公報は、2008年11月に出版された(公報に Issue date と Publish date の二つの日付があることに注意)。	EG	D
もっともスムーズに行った場合、出願から登録まで2年半から3年。ただし、滞貨が無い場合であり、通常は、滞貨のため、5年以上掛かる。	EG	D
滞貨(backlog)が非常に多く、手続に要する時間が非常に長い(6から8年)。	EG	D
アフリカの殆どの国で、書類の発行の遅れが問題となっている。その範囲は最短でも3-4ヶ月(エチオピア、ジブチ)、25年以上(ガンビア)の例もある。その他のアフリカ諸国では、18ヶ月から36ヶ月の間であり、この地域ではこれが普通だと考えられている。	GM	D
時間の遅れと混乱(複雑化、厄介な問題)は、全て個々の国の特質と特定の商標/特許商標庁のシステムに依存している。そのような問題を解決するためには、商標庁のシステムの電算化を含む改善と、莫大な数の願書と証書の発行までのフォローアップを実行していく能力を持つように改良することが必要である。	EG	D

・情報が不足している

権利範囲がどこまで及ぶかわかりにくい。		A
出願以降、どのような手続が進むのかよくわからない。		A
制度がわかりにくい。		A
法制度、権利の効力を含め、よくわかりません。		A
アフリカ全般、特・意・商全般、訴訟システムや執行力を含めた権利行使の実行性について不知なので不安がある。		A
法制度が不明である。		A
特許出願の実体審査や権利解釈についての情報が不足している。		A
対象技術を移転、供与する相手先も解らない。		A
制度に関して日本で得られる情報が少ない為、制度、運用そのものがあるか把握するのが難しい。		A
大分よくなってきたが、時々情報の収集が困難である。		B

・法制度が未整備

リビアでは、1981年～2002年に登録商標がキャンセルされた。	LY	A
委任状等の公証・認証が必要な国がある。		A
ハーグ条約(認証不要条約)加盟国が少ない。		A
イギリス、フランス等、旧宗主国の権利を前提に、又はそのまま有効な国がいくつかあるが(ex. キリバス、ソロモン、ハイチ、ツバル、バヌアツ)イギリス、フランスでは使用しないのに第三者の障害となる権利があるため目的の国で使用できない場合がある。		A
知財庁のデータベースは不完全で検索不可能。知識が足りず、法律も非整備。		B
モロッコは、古くは英語圏とフランス語圏で、二つの特許庁があったが、併合された後も、仏語と英語が混在している場合があり、コミュニケーションに困っている。	MA	C
リビアでは登録済みの商標がキャンセルされ、新たに登録をしなければ有効な権利とならないとの処置をされたことが、これまでに2回あった。	LY	C
ザンビア、マラウイ、リベリア、シエラレオネ、コンゴ民主共和国、ナミビア等の諸国では、法律や制度が古く(時代遅れとの表現)、知財庁スタッフの訓練が行き届いていない。	CD, LR, MW, NA, SL, ZM	D
輸入業者や小売業者に対する告訴は、貿易記載法(取引表示法: Trade Descriptions Act)や対不正商品防止法2008に基づいて、担当当局に要求することができる。ただし、ケニアでは、模倣品の事件を監視し、記録するシステムが無いので、統計的データを報告することはできない。	KE	D
ケニアの税関部門の問題として、権利者による情報(Recordal)システムが無いため、税関官吏が、本物と模倣品との区別ができないということがあり、結果として模倣品の流入防止や早い発見を妨げている。	KE	D

・権利行使などの運用に問題がある

十分な権利行使が可能か。そのための法整備は十分か?		A
権利行使が困難と考えている。		A
ビジネスがあれば特許等出願するがエンフォースメントの面で不十分な国が多い。		A

権利行使の活用が不透明		A
現地法人へのライセンスに際して、海外送金手続きが煩雑であった記憶あり(南アフリカ)	ZA	A
出願人の証明のために、登記簿の認証等の作業が必要	EG	A
警察による取締りがなかなか実行されなかった。(タンザニア)	TZ	A
大部分は、投資家にとっての産業財産権の重要性の意識の欠如、そしてそれ故、権利侵害が許容されないということの理解の欠如がある。		B
現状では、アフリカでの保護は、実際の効果という面では、かなり未開発である。		B
問題は、しばしば OAPI で生じる。	OA	B
500 万くらい的事案で、訴訟の為に 2、3 年の期間と 1 千万円もの費用を掛けるわけにも行かないので、結果的に放置している国も多い。		C
南アフリカやエジプトの代理人及び特許庁の能力については十分と思っているが、幾つかの国では事務処理能力のレベルが低い。	ZA, EG 以外	C
個人や代理人による権利行使は、十分に行われているとはいえない。これには模倣品事件に対応する知識が不足していることも挙げられる。また、裁判所の手続きの遅れによって、権利者が行使の手続きを中止することもある(費用の増大の問題)。		D

・代理人に問題がある

代理人の選択肢が少ない		A
ポルトガル語訳付きの法人証明の領事認証を要求された。公証人、外務省の認証についても一言一句ポルトガル語訳で要求された。		A
アフリカでの権利行使に対し、現地代理人(弁護士)の経験が不十分な為、当方の意思が伝わらない。又、十分な対応がとれない。		A
知的財産の制度や、それに基づく民事訴訟に詳しい弁護士を探すのが困難		A
OAPI の代理人に、英語を正しく理解できない言語的問題がある。	OA	B
コミュニケーションに時々障害がある。		B
現地代理人の数は少なく、競合他社とバッティングすることが多く、困っている。		C
幾つかの国では、現地代理人の情報が少ないので、国内代理人から南アフリカの代理人経由でそれぞれの国の現地代理人に依頼している。		C

・費用が高い

欧州や南アフリカの代理人をハブにしてアフリカ諸国の代理人をコントロールするため、代理人手数料が高くなる。アフリカ諸国の現地代理人情報が非常に少ない。		A
出願や代理人費用は止むを得ないとしても、認証費用が高い点で出願を躊躇する。		A

・先行調査ができない

問題点として、先行技術調査ができない(各国の明細書が容易に入手できない)ことや、代理人の能力、得意分野、競合他社の起用状況に関する情報が少ないこともあって、選択肢が少ないことなどを感じている。		C
--	--	---

・政情不安

政情不安(国や地域の独立、統合の頻度が多い)		A
政治状況等で混乱している国が多く、知的財産に関する情報が少ないと思われます。		A
政情不安で特許庁が機能停止している国もある。(権利更新等の手続きが不明となっている)		A

・需要がない

最近、アフリカへの出願が少ないため特に問題点はわからない		A
現時点では出願件数が少なく問題が顕在化していない		A
新規市場としての興味は、どちらかというと中東の方が多く、アフリカ諸国への話題は殆ど出ていない。"		C
会社全体の傾向としてアフリカ諸国より、中近東の方が重要度は遥かに高いと考えられている。アフリカ諸国については南アフリカを除くとあまり興味が無い。	ZA 以外	C
問題がないのは需要が少なく、まだ問題が顕在化していないためと思われる。		C

② 商標に関わる問題点

・時間が掛かる

登録まで時間が掛かる。(商標: AO, GH, LY)	AO, GH, LY	A
ナイジェリア(商標)	NG	A
商標:ナイジェリア、エジプト	EG, NG	A
ザンビア:1985年以降の商標出願について全く進展がない。	ZM	A
エジプトで出願した商標で7年経っても登録に至っていないものがある。	EG	A
商標に関して、エジプトでの権利行使の経験があるが、先進国に比べて時間が掛かるように感じた。	EG	A
南アフリカやスワジランド、その他の幾つかのアフリカ諸国では、商標の登録に何年も掛かる。	ZA, SZ, 他	B
特許庁は比較的にましであるが、商標庁のほうが特に滞貨の問題が顕著であり、代理人の間でも評判が良くない。	EG	D

・権利行使などの運用に問題がある

ある国に商標出願をするにあたり、領事認証を取るのに理不尽な対応をされ、出願を取り止めたことがある。		A
5年前より、ナイジェリアで当社ハウスマークに極めて類似した商標出願が年間数件ずつ発見され異議申立を行い順次取消し中	NG	A
商標:アフリカ広域知的財産機関(ARIPO)に加盟している国でも ARIPO 制度の保護が充分に行えず、結局のところ各国別の出願となってしまった。制度の正常な運用を望みます。	AP	A
南アフリカやアラビア諸国は公正だが、ナイジェリアで 15 年位前に汚職を経験した。ナイジェリアの代理人から、商標の出願が許可されず拒絶されているが、適切な人への小額の賄賂(\$500)で解決できると言われた。US の法律(McDonald-Douglas Act) 上、申し出を断らざるを得なかった。	NG	B
エリトリアやその他の新聞広告(Cautionary Notice)のみで登録できる管轄地域での、商標保護の欠如	ER	B
ケニアは ARIPO 商標の登録に関するバンジュール協定に署名したが、様々な理由で批准には至っていない。それ故、現在は、ケニアを指定して ARIPO に商標出願をしても、ケニアで有効な商標権を得ることはできない。	AP, KE	D
ボツワナの商標法は、ARIPO 登録からの権利の承認の明確な規定を設けている。しかしながら、その他の国では ARIPO 登録に効果を与える国内法の改正を行っていない。従って、ボツワナ以外の加盟国では ARIPO 商標登録の有効性は疑わしい。	AP	D

・法制度が未整備

マドプロ出願時に加盟国の指定ができない点。		A
M&A を行った後、諸事情により、商標権をそれぞれが所有する場合、両商標に類似する商標が第三者から出願されたとき、両社名義で異議申立した場合、両社が資本関係にあることを述べてもこれを考慮しない。第三者の当該商標を排除できないリスクあり(南アフリカ)。	ZA	A
商標権の侵害品を押収した際に、その証拠となる押収証明書を発行していただきたい(エジプト)	EG	A
ARIPO への願書で商品と役務の両方を出願できても、マラウイとウガンダでは国内法でサービスマークの規定が無い。従って、ARIPO 登録ではそれらの国のサービスマークの保護は得られない。	MW, UG	D

・先行調査ができない

先行出願調査(商標)ができない国が多い。		A
----------------------	--	---

③ 特許に関わる問題点

・権利行使などの運用に問題がある

当局の権限の欠如、特に特許分野		B
-----------------	--	---

・法制度が未整備

ナイジェリア、アンゴラ、サントメ・プリンシペ:PCT に加盟しているが、出願を処理するための国内段階の法制度が整備されていない。	AO, NG, ST	D
--	------------	---

・先行調査ができない

先行技術調査ができない。(特許)		A
------------------	--	---

④ 意匠に関わる問題点

・運用に問題がある

意匠権は模倣対策に有効か否か。		A
意匠制度はあっても、権利が不安定 → 実効性不明		A
審査での類否のみかた(意匠/新規性判断)が先進国に比べ、広過ぎるように思われる。	EG	A

・時間が掛かる

エジプト(意匠):インフラが未発達のため、やり取りに時間を要する。	EG	A
意匠:エジプトで2003年頃以降の出願については、登録までに3年程度掛かる例あり。	EG	A
審査期間が長期化している(意匠/3年程度/03年頃の出願から)	EG	A

・情報が不足している

出願方法不明:アルジェリア、エジプト、モロッコ、リビア(意匠について)	DZ, EG, MA, LY	A
-------------------------------------	----------------	---

(2) 要望

国内、海外のアンケート、ヒアリングで寄せられた我が国特許庁への要望を以下に整理した。審査官などの人材育成や法制度整備に対する支援要望が多く、データベースやインフラの整備、OAPIなどの制度の日本での広告支援、人材交流、産業財産権の認知度向上に対する支援要望もある。その他、条約・協定等の加盟促進、PAIPOのような広域機構の設立、出願費用の補助、経済支援、行政指導、支援後のアフターフォロー等の要望がある。

① 一般的な要望

・人材育成

人材育成支援		A
人材育成の更なる支援。		A
先ずは、登録がスムーズにできて欲しい。		C
2008年8月:南アフリカは日本に対して、人材能力開発プロジェクトで3年間の技術協力の公式要求を提出した。2009年1月26日から29日にJICA、南アフリカDST、WIPOの共催でワークショップが開催される。目標:地域協力の研修期間の設立、IPRの創造、保護、利用の効率化、政府のIPの認知、知識の改善等。	ZA	D
特に、経済的サポート、IP研修サポート	OA	D
WIPOで実施している、人材育成関連の研修への参加。	KE	D
その他、ARIPO、EPO、USPTO、SIDA、JICA等で研修への参加。	KE	D
日本のJICAのスカラシップで日本の研修に参加したい。これまで、誰も日本に行ったことがない。	OA	D
高度なIP関連技術の研修を受講したい。	CM	D

・法制度整備

知的財産制度に関する2国間協議を行っていただきたい。		A
歴史の長い日本の知財の法制度を教えて、現地の法改正を支援し、日本と似た法制度を導入してもらえれば、現地の法制度の発展に役立ててもらえるだけでなく、日本企業も使い易いというメリットを出せると考えます。		A
なるべく多くの国が、仕組みを整え、国際基準を満たすように、指導して行って頂きたい。		C
公報の発行等を含め、最終的に欧州の様な法制度が確立することを目標とする支援を行って欲しい。		C
全ての国で法律や制度が整備され、安定的に運用されるようになって欲しい。		C

・データベース

DB等の整備		A
アフリカ諸国では、ナイジェリアのように現在でも原簿を手書きで行っている国もある。	NG	C
データベース化などインフラの整備の支援をお願いしたい。		C

・インフラの整備

インフラ整備		A
我が国政府の支援策としては、早期にアフリカ諸国のインフラ整備が行われることを期待している。		C
改善すべき点としては、事務所とOAPI間のより良い連結を保証するための、電算化の分野である。これらの改善は、知らせるべき顧客の時間制限を改善し、顧客が、願書や権利の状況を知るのに助けとなる。	OA	D
JPOに対しては、インターネットアクセスに関する支援を希望している。	KE	D

・広告、宣伝

OAPIのことを日本に知らせたい。仏語で作成しているドキュメント(OAPIマガジン)を英語に翻訳し、日本に送るので、日本語に翻訳して欲しい。OAPIのウェブサイトも、日本語ページを作りたい。	OA	D
日本政府には、加盟16カ国の広大な領域をカバーするという利点を持つ、OAPIが提供する保護システムをより広く公表、宣伝して欲しい。	OA	D
定期的に(年毎でもいいので)、日本の企業の経営陣、IP権保護システムの関係者とOAPIの認定代理人である加盟国のIP専門家の間の出会いの場を開催して欲しい。	OA	D
多くの日本の企業がアフリカに進出しているが、直接取引がしたい。	CM	D

・人材交流

セミナー、研修: OAPIとJPOのスタッフの交流。OAPIのスタッフがJPOを訪問し、どういう風に仕事をしているかを実際に見学する。日本からはJPOの技術スタッフをOAPIに派遣し、実務的な研修を行う。	OA	D
OAPI及び加盟国の研究所のスタッフを日本に、日本から研究所のスタッフをOAPIにというように、研究所(特に医療部門)間の交流を図りたい。	OA	D
日本には、行ったことがない。昨年、OAPIの経営陣が日本へ行ったが、この次は現地代理人も招待されるということなので同行したい。	CM	D

・産業財産権の認知度向上

知的財産権を尊重する風土づくりに関する支援		A
国内のIP及びその権利に関する認知度が低い(50%)のが問題であり、これらを向上させるためのアドバイスが欲しい。	KE	D
助言: 中小企業でのIPの有効的な活用方法	OA	D

・ 広域機構の整備・設立

広域協力機構の整備・サポート		A
ARIPO、OAPI を拡大して、1つ or 2つの広域特許でアフリカ全体をカバーできれば便利である。		A

・ 指導

政治的安定度を高めること。・若年層の人口比を抑制(20%以下)		A
---------------------------------	--	---

・ 支援後のアフターフォロー

支援及びアフターケアを十分行い、支援が無駄にならないようにして欲しい。		C
-------------------------------------	--	---

② 商標に関する要望

・ 人材育成

商標:処理の迅速化を進めていただきたい。		A
----------------------	--	---

・ 法制度整備

特許と同じく、審査ハイウェイの商標版があるとよい		A
--------------------------	--	---

・ データベース

エジプト商標庁のデータベース化、電算化のサポートをして欲しい。	EG	D
---------------------------------	----	---

・ 条約・協定等の加盟促進

マドリッド・プロトコル、OAPI、ARIPO への未加盟国の加盟促進	AP, OA	A
マドリッド協定への加盟促進		A

・ 指導

商標権侵害に対する適切な行政措置		A
商標権を守るためには、税関での差止制度の整備と運用に対する支援、指導をしていただきたい。"		C

③ 特許に関する要望

・ 法制度整備

特許に関して、模倣品対策の観点から、早期権利化を可能とする早期審査制度の導入を推進してほしい。		A
修正実体審査を全面的に導入し、JP、EP で特許となればほぼ自動的に特許となる国を増やして欲しい。		A
日米欧三極特許庁を中心とする審査協力、実務支援、制度調和の促進		A
先使用権など、特許法の共有化		A

・ 出願費用の補助

特許料の減免		A
--------	--	---

④ 意匠に関する要望

・ 人材育成

・日本の意匠制度及び審査状況の紹介 ・意匠審査実務の指導／協力[対象国]南アフリカ、アルジェリア、エジプト、モロッコ、リビア	DZ, EG, MA LY, ZA	A
--	----------------------	---

意匠の審査国に対する、審査レベル及び審査期間短縮のための審査官指導など(審査国に対する新規性判断・指導)		A
意匠審査実務の指導／協力と人材交流		A

(3) 提言

問題点の解決、要望への対処という観点から、特許庁の取り得る施策を検討した。

① 情報の収集と宣伝

アフリカ諸国の法制度や出願方法についての情報は、PCT 出願人の手引 (WIPO 監修) や外国出願のためのマニュアル (Kluwer Law International 編/AIPPI・JAPAN 訳) があるが、元々の法律改正や制度の整備が遅れているせいもあり、かなり古い情報のままである国が多い。特に、OAPI や ARIPO などの地域機関の最新の情報を定期的に収集し、広告、宣伝する必要がある。

情報を国内の出願人に知らせるためには、積極的にセミナー等を行うことが期待される。

知財庁によっては、データベース化された情報の公開を、経費負担の観点から渋っていると見受けられるが、公開によるメリットを説明し、必要により、当面の経費を援助するなどして、特許公報やデータベースの公開を促すことが必要である。各知財庁のデータベースの公開は、先行調査の助けにもなる。

ARIPO、OAPI のシステムも、日本国内への紹介、宣伝だけでなく、ARIPO 加盟国への宣伝、啓蒙活動により、普及を支援する必要がある。

② 登録事務処理の迅速化

登録や登録証発行等の事務処理に非常に時間の掛かる国では、これらの迅速化を支援するためには、人的要因と環境要因の両面を考える必要がある。人的には研修等による人材育成があり、環境的には電算化やネットワーク構築などがある。

人的要因に関して、これまでのような研修による支援は、勿論必要である。これまでの特許庁、JICA 等の研修支援システムの中で、特定の国や知財研修だけでなく、アフリカ諸国から日本への種々の研修への参加を促進するよう、新たなプログラムの立ち上げも必要と思われる。

環境要因に関して、出願、登録に関わる資料作成の電算化、作成される資料のデータベース化による事務処理の効率化については、日本の特許庁は、これまでのペーパーレス化の実践の経験、ノウハウを提供、支援することが可能と思われる。

また、現地の知財スタッフが日本特許庁と実務的な短期人材交流によって、システム運営のスキルを向上させる必要がある。というのは、電算化によるシステムだけ向上しても、実際に執務し、効率化を図るのは担当のスタッフであり、その方達の意識改革が必要であるからである。また、日本からも現地の知財庁や代理人事務所において、実際に執務することにより、審査方法だけでなく、諸々の事務処理の効率化について、問題点が明確になり、実質的な改善の方法が提案できるのではないだろうか。

ただし、一概に迅速化と言っても、国によって受取り方が違う。日本のような先進国で、早期審査制度などで 2、3 ヶ月での登録が可能な環境では、半年、一年は非常に遅いと感

じるであろうが、アフリカ諸国では、最短でも 3、4 ヶ月（エチオピア、ジブチ）、25 年以上（ガンビア）の例もある。その他のアフリカ諸国では、18 ヶ月から 36 ヶ月の間であり、この地域ではこれが普通だと考えられている。各国を一律に見ることなく、それぞれの段階に応じた協力や、重点国を決めてそこに注力する等の工夫が必要であろう。

③ 制度面、権利執行などの運用面の改善

権利行使に対する実効面での不安が多いが、法制度を整備したからといって直ぐに不安が解消されるものではない。取締りに従事する人への人材育成が必要で、その中で、罰則や取締りの強化などの指導は日本からあまり強制できるものではないので、むしろ日本で実施しているような権利行使の実態を伝えることによって、知的財産権保護のメリットを明確化し、知財権保護制度の認知度の向上を図ることの支援を推進すべきであろう。

OAPI や ARIPO のような地域機関システムについては、個別の加盟国単位ではなく、これらの機関を通じた人材育成の手段を立案し、これらの機関に対する協力の中で、ARIPO などの地域機関システムの普及によるトータルなメリットを推進していくことが望ましい。

また、アフリカ全体をカバーする PAIPO 構想に関しても、日本企業がアフリカ諸国への出願等にメリットがあるように、推移を注視し、必要により促進の支援をする必要がある。

④ 現地代理人との交流の場の提供

現地の代理人事務所を実際に訪問した経験からすると、現地代理人の現状がよく知られていないのではないかと考えられる。

日本企業にとっても、代理人の選定に苦勞している状況であり、OAPI、ARIPO のシステムだけでなく、代理人の所在等も含めて日本に紹介する等の交流は、お互いのメリットになると考えられる。交流の場を、例えば、特許・情報フェア&コンファレンス（JAPIO 主催）等の企業から多くの参加が期待できる場で、日本企業と現地代理人事務所との交流の場を開催してはどうだろうか。

資料編

- 1 アフリカ諸国の概要、経済状況
- 2 アフリカ諸国の産業財産権制度の概要
- 3 アフリカ諸国の産業財産権出願・登録状況
- 4 アフリカ広域知財庁（ARIPO、OAPI）の概要
- 5 アフリカ各国の概要
- 6 アンケート調査結果
- 7 ヒアリング調査結果

1 アフリカ諸国の概要、経済状況

1_1 アフリカ諸国の概況

1_2 アフリカ諸国に関連した関税協定、自由貿易協定一覧

1_1 アフリカ諸国の概況

CC	国名	LDC	面積 (平方キロメートル)	人口	言語	主要産業	GNI ¹⁾	一人当たり GNI ¹⁾	総貿易額	主要貿易品目	主要貿易相手国	日本の貿易 (貿易動向データベース等)		日本からの直接投資	在留邦人数	
1	AO	アンゴラ	○	1,247,000 (日本の約3.3倍)	1,640万人 (2006年:世銀)	ポルトガル語 (公用語)	(農)とうもろこし、フェイジョン豆、砂糖、コーヒー、サイザル麻(木材) (鉱)石油、ダイヤモンド	324億ドル (2006年:世銀)	1,980ドル (2006年:世銀)	(1)輸出 241.09億ドル (2)輸入 83.53億ドル (2005年:EIU)	(1)輸出 石油、ダイヤモンド、石油製品 (2)輸入 消費財、資本財、生産財	(1)米(38.9%)、中(29.0)、仏(7.7)、チリ(5.3) (2)韓(27.5%)、ポルトガル(12.6)、米(11.8)、南ア(7.2)、ブラジル(5.4) (2005年:EIU)	(イ)貿易額(2007年:貿易統計) 輸出 約244.4億円 輸入 約223.83億円	(ロ)主要品目 車輻、鉄鋼製品、機械類・部品 原油、魚介類、飼料	101人 (2008年11月現在)	
2	BF	ブルキナファソ	○	274,200 (日本の約70%)	1,400万人 (2007年:UNFPA)	フランス語 (公用語)	農業(粟、とうもろこし、タロイモ、綿及び牧畜)	63億ドル (2006年:世銀)	440ドル (2006年:世銀)	(1)輸出 610.1億ドル (2)輸入 1,187.6億ドル (2006年:世銀)	(1)輸出 綿花、動物製品、金 (2)輸入 資本財、石油製品、食料品	(1)輸出 中国、シンガポール、タイ、ガーナ (2)輸入 仏、コートジボワール、トーゴ、リビア	(1)貿易額(2006年) 対日輸出 989万ドル 対日輸入 730万ドル	(2)主要品目 採油用種(ごま) 二輪自動車、ゴムタイヤ、自動車等	100人 (2008年7月現在)	
3	BI	ブルンジ	○	27,800	780万人 (2006年)	仏語(公用語) キルンジ語 (公用語)	農業(コーヒー、茶等)	約8億ドル* (2006年)	100ドル (2006年)	(1)輸出 60.8億ドル (2)輸入 286億ドル (2006年)	(1)輸出 コーヒー、製、茶製造品 (2)輸入 半加工品、資材、消費財	(1)輸出 独、スイス、ベルギー、ルワンダ (2)輸入 ケニア、イタリア、タンザニア、ベルギー	(イ)対日貿易額 輸出 1,813万円(2006年) 輸入 2億301万円(2006年)	(ロ)主要品目 コーヒー、茶 乗用車、トラック、バス	なし	1人 (2007年1月現在)
4	BJ	ベナン	○	112,622 (日本の約3分の1)	880万人 (2006年:世銀)	フランス語 (公用語)	農業(綿花、パームオイル)、サービス業(港湾業)	4,700億ドル (2006年)	531ドル (2006年)	(1)輸出 501億ドル (2)輸入 886億ドル (2006年)	(1)輸出 綿花、原油 (2)輸入 食品、石油製品	(1)輸出 中国、インドネシア、インド、オランダ (2)輸入 中国、フランス、タイ、米国	輸出 0.73('04)、6.5('05)、8.9('06) 輸入 1,440('04)、2,108('05)、1,910('06) (単位:百万円)	(2)主要品目 木製家具(部品)等 セメント類、自動車類、ゴム製品等	なし	45人 (2006年10月現在)
5	BW	ボツワナ	○	582,000 (日本の約1.5倍)	188万人 (2007年:世銀) 人口増加率1.2%	英語 ツワナ語(国語)	(農)こやん、メイズ(畜)、羊、牛 (鉱)ダイヤモンド、銅、ニッケル、石炭 (工)食品加工	10,990億ドル (2007年:世銀)	5,840ドル (2007年:世銀)	(1)輸出 46.19億ドル (2)輸入 15億8,800万ドル (2005年:EIU)	(1)輸出 ダイヤモンド、銅、ニッケル、牛肉、繊維製品 (2)輸入 機械・電気製品、食料品、車両	(1)輸出(%) 英75.7、SACU9.0、ジンバブエ4.1 (2)輸入(%) SACU85.1、ジンバブエ1.5、英1.3 (2005年)	(イ)貿易額(2008年:財務省貿易統計) 輸出 19.4億円 輸入 28.7億円	(ロ)主要品目(2004年) 車(76%)、ロータリー(12%)、合機(3%) ダイヤモンド(100%)	なし	36人 (2007年11月)
6	CD	コンゴ民主共和国	○	2,345,000 (アフリカ中部の 大国)	6,240万人 (2007年)	フランス語 (公用語)	鉱工業 銅、コバルト、工業用ダイヤモンド、石油 農業(パーム油、綿花、コーヒー)	89.6億ドル* (2007年)	140ドル (2007年)	(1)輸出 23.19億ドル (2)輸入 28.24億ドル (2006年推定)	(1)輸出 ダイヤモンド、原油、コバルト、銅 (2)輸入 消費財、資本財、原材料	(1)輸出 ベルギー、アメリカ、中国、フランス (2)輸入 南アフリカ、ベルギー、フランス、ザンビア	(イ)対日貿易額(単位:億円) 輸出 23.57(2008年8月時点) 輸入 19.4億円 対日輸出 27.11(2008年8月時点)	(ロ)主要品目(2006年) 輸出 木材、たばこ、希少金属等 輸入 自動車、二輪、合成繊維等	なし	43人 (2008年10月現在)
7	CF	中央アフリカ	○	623,000 (日本の約1.7倍)	430万人 (2006年:世銀)	サンゴ語(公用語) 英語 フランス語(公用語)	農業(綿花、コーヒー、タバコ) 林業(木材) 鉱工業(ダイヤモンド、金、食品加工、木材加工)	15億ドル (2006年:世銀)	350ドル (2006年:世銀)	(1)輸出 1.2億ドル (2)輸入 2.1億ドル (2006年:EIU)	(1)輸出 木材、ダイヤモンド、綿花、コーヒー (2)輸入 資本財、燃料	(1)輸出 ベルギー、スペイン、フランス、中国 (2)輸入 フランス、オランダ、アメリカ、カメルーン	(イ)対日貿易額(2005年 単位:億円) 輸出 2.05 輸入 0.98	(ロ)主要品目 木材、ダイヤモンド 自動車、タイヤ、部品、鉄鋼版	なし	7人 (2006年10月現在)
8	CG	コンゴ共和国	○	342,000 (日本の約0.9倍)	約370万人 (2006年:世銀)	フランス語 (公用語)	農業、林業、鉱業(石油)	38億ドル (2006年:世銀)	1,050ドル (2006年:世銀)	(1)輸出 62億9,900万ドル (2)輸入 15億9,800万ドル (2006年:EIU)	(1)輸出 石油、木材、砂糖 (2)輸入 石油関連品、資材 (2006年:EIU)	(1)輸出 アフリカ、中国、韓国、フランス (2)輸入 フランス、中国、アメリカ、インド	(イ)対日貿易額(2006年JETRO) 輸出 1億8千万円 輸入 11億7千万円	(ロ)主要品目 輸出 木材、コバルト・マツ 輸入 電気機器、合成繊維、乗用車	件数1件、金額48百万円 (*51~98年度累計)	5人 (2006年10月)
9	CI	コートジボワール	○	322,436 (日本の約0.9倍)	1,880万人 (2007年:UNFPA)	フランス語 (公用語)	農業(コーヒー、ココア等)	165億ドル (2006年:世銀)	880ドル (2006年:世銀)	(1)輸出 82億ドル (2)輸入 50億ドル (2006年:世銀)	(1)輸出 ココア、石油製品、材木、コーヒー (2)輸入 食品、石油製品、機械	(1)輸出 仏、オランダ、米、ナイジェリア、独 (2)輸入 ナイジェリア、仏、中国、ベネズエラ、独	(1)貿易額(2006年) 対日輸出 20億7,647万円 対日輸入 27億3,300万円	(2)主要品目(2005年) 輸出 カカオ、カカオ製品等 輸入 自動車、機械機器	なし	37名 (2008年7月現在)
10	CM	カメルーン	○	475,440 (日本の約1.26倍)	1,820万人 (2006年:世銀)	仏語、英語 (公用語)	農業(コーヒー、ココア、綿花) 林業(木材)、鉱工業(石油)	181億ドル (2006年:世銀)	990ドル (2006年:世銀)	(1)輸出 43.39億ドル (2)輸入 15億9,800万ドル (2006年:EIU)	(1)輸出 原油、ココア、アルミニウム、綿花 (2)輸入 1)鉱物・原料等 2)中間加工品 3)飲食 物・タバコ 4)消費財 5)資機材(2006年:EIU)	(1)西(16.7%)、伊(13.2%)、仏(9.2%)、英(8.8%) (2)仏(24.5%)、ナイジェリア(11.3%)、中国 (5.8%)、米(5.2%)	(イ)対日貿易額(2006年JETRO) 輸出 14.6億円 輸入 27.81億円	(ロ)主要品目 輸出 木材、コルク、実綿等 輸入 自動車、機械機器	件数6件、金額1,276百万円 (*51~00年度累計)	49人 (2007年10月現在)
11	CV	カーボベルデ	○	4,033 (滋賀県程度)	51万8,300人 (2006年:世銀) 人口増加率2.2%	ポルトガル語 (公用語)	農業(バナナ、サトウキビ) 漁業(マグロ、ロブスター)	11億ドル (2006年:世銀)	2,130ドル (2006年:世銀)	(1)輸出 8,040万ドル (2)輸入 7億6,760万ドル (2007年:EIU)	(1)輸出 燃料、魚・魚製品、衣料、靴 (2)輸入 消費財、仲介料、投資財、石油	(1)西、葡、蘭、モロッコ、英 (2)葡、蘭、西、伊、コートジボワール	(イ)貿易 対日輸出 2,291万円 対日輸入 10億6,966万円	(ロ)主要品目 輸出 革製履物 輸入 自動車	進出企業 2社 (2006年10月)	8人 (2006年10月現在)
12	DJ	ジブチ	○	23,200	80万人 (2006年:世銀)	アラビア語 仏語	(運)輸ジブチ鉄道、ジブチ港湾サービス	8億5,660万ドル (2006年:世銀)	1,060ドル (2006年:世銀)	(1)輸出 100 (2)輸入 400 (2007年:EIU 単位:百万ドル)	(1)輸出 再輸出品、現地製造品 (2)輸入 食料、石油製品、カー、機械・電機器具	(1)輸出 ソマリア、エチオピア、イエメン、UAE (2)輸入 サウジアラビア、印、エチオピア、中、仏	(イ)対日貿易額(2006年 単位:円) 輸出 輸入 52億3,100万円	(ロ)主要品目 輸出 再輸出品 輸入 自動車、タイヤ	なし	20人 (2008年8月現在)
13	DZ	アルジェリア	○	2,380,000 (砂漠約200万 (アフリカ第2位))	3,385万人 (2007年:世銀)	アラビア語(公用語) ベルベル語(国語) 仏語	石油・天然ガス関連産業、第二次産業	1,224.7億ドル (2007年:世銀)	3,620ドル (2007年:世銀)	(1)輸出 595億ドル (2)輸入 271億ドル 国家情報統計センター(2007年)	(1)輸出 石油・天然ガス関連製品 (2)輸入 資本財(工場設備等)、食料品、消費財	(1)輸出 米、伊、西、加、仏 (2)輸入 仏、中、伊、西、米 (2007年:アルジェリア国家統計局)	(イ)品目 日本からの輸出 自動車、タイヤ、建設機械等 日本への輸入 石油及び副製品、天然ガス等	(ロ)貿易額(貿易統計:2007年) 日本からの輸出 1,001億円 日本への輸入 449億円	4億円 (過去10年間の累積)	816名 (2008年10月現在)
14	EG	エジプト	○	1,000,000 (日本の約2.6倍)	7,257万人 (2006年調査 除外エジプト人)	アラビア語	農業(GDPの14.6%)、鉱工業(同17.5%)、 貿易・金融・保険(同18.4%)、石油(同12.9%)、 運輸(同10.6%)	1074億ドル* (2006年:世銀) (出所:世銀)	1,350ドル (2006年:世銀)	(1)輸出(FOB)220億18百万ドル (2)輸入(CIF)378億34百万ドル (2006/2007年度:エジプト中央銀行)	(1)輸出:原油、石油製品、原綿、衣料品、精米、非 合金アルミニウム等 (2)輸入:燃料、中間材、原材料(小麦等)、消費財等	(1)輸出:米国、イタリア、スペイン、インド、ドイツ等 (2)輸入:米国、英国、フランス、ドイツ、スイス等 (2005/2006年度暫定値)	(イ)対日貿易額 輸出額:460億円 輸入額:1,306億円	輸出:天然ガス、石油、石油関連製品、繊維類 等 輸入:輸送機器、一般機械、電気機器等	4.2百万ドル (2005/2006年度)	973人 (2007年11月現在)
15	ER	エリトリア	○	117,600 (北海道+九州)	470万人 (2006年:世銀) 人口増加率3.6%	ティグリヤ語 アラビア語 諸民族語	(農)根菜類、ソルガム、豆類、大麦、小麦 (工)鉱山、石油、大理石	888百万 (2006年:世銀)	190ドル (2006年:世銀)	(1)輸出 88百万ドル (2)輸入 550百万ドル (2006年:世銀)	(1)輸出 鉱物資源、食糧・家畜、鉱工業品 (2)輸入 機械・輸送機器、工業品、食糧・家畜	(1)輸出 スーダン、イタリア、ジブチ、独 (2)輸入 UAE、サウジアラビア、イタリア、独	(イ)対エリトリア貿易額(2007年) 輸出 3.89億円 輸入 0.40億円	(ロ)主要品目 輸出 乗用車、バス、トラック 輸入 自動車の部品	なし	10人 (2007年12月現在)
16	ET	エチオピア	○	1,097,000 (日本の約3倍)	7,720万人 (2006年:世銀) 人口増加率2.6%	アムハラ語 英語	農業(コーヒー、メイズ、テフ、ソルガム、大麦等)	12,900億ドル (2006年:世銀)	170ドル (2006年:世銀)	(1)輸出 2,101.4百万ドル (2)輸入 5,546.1百万ドル (2004年:EIU)	(1)輸出 コーヒー、チャット、オイル・シーズ (2)輸入 穀物・穀類、燃料製品、自動車	(1)輸出 エチオピア、独、日、サウジアラビア (2)輸入 サウジアラビア、米、中国、伊 (2004年度:EIU)	(イ)対エチオピア貿易額(2007年) 対日輸出 146.4億円 対日輸入 92.72億円	(ロ)主要品目 輸出 自動車、バス、トラック 輸入 コーヒー、原皮、加工油脂及びろう	1951年～1974年:13件 計683万1千ドル 1974年以降は実績なし。	175人 (2007年12月現在)
17	GA	ガボン	○	267,667 (日本の約3分の2)	130万人 (2006年)	仏語 (公用語)	鉱業(原油、マンガン) 林業(木材、カカオ)	70億ドル (2006年:世銀)	5,360ドル (2006年:世銀)	(1)輸出 67.2億ドル (2)輸入 16.1億ドル (2006年)	(1)輸出 原油、マンガン・鉱、木材等 (2)輸入 機械・機器、消費財等	(1)輸出 米、仏、中、トリニダード・トバゴ (2)輸入 仏、米、カメルーン、オランダ	(イ)対日貿易額(2006年) 輸出 94.4億円 輸入 50.8億円	(ロ)主要品目 輸出 石油、原油、マンガン・鉱、木材 輸入 自動車、機械機器	件数36件 金額16,936百万円 (*51~00年度累計)	49人 (2006年10月現在)
18	GH	ガーナ	○	238,537 (日本の約3分の2)	約2,300万人 (2007年:UNFPA)	英語 (公用語)	農業(カカオ豆)、 鉱業(貴金属、非鉄金属)	139億ドル (2006年:世銀)	590ドル (2006年:世銀)	(1)輸出 41.82億ドル (2)輸入 76.31億ドル (*07年推定:EIU)	(1)輸出 金、カカオ豆・製品、木材 (2)輸入 機械類、石油、食糧品	(1)輸出 オランダ、英国、米国、スペイン、ベルギー (2)輸入 ナイジェリア、中国、英国、ベルギー、米国	(1)貿易額(2007年) 輸出 約133.37億円 輸入 約148.60億円	(ロ)主要品目 輸出 自動車、タイヤ・チューブ、原動機 輸入 カカオ豆、マンガン・鉱、軟体動物	進出企業 6社(2006) 金額 3億円	32人 (2007年10月現在)
19	GM	ガンビア	○	111,300 (ほぼ岐阜県の 面積)	160万人 (2006年:UNFPA)	英語 (公用語)	農業(落花生、パーム核、やし油) 漁業(魚介類)	4.88億ドル (2006年:世銀)	310ドル (2006年:世銀)	(1)輸出 89百万ドル (2)輸入 223百万ドル (2006年:EIU)	(1)輸出 再輸出品、落花生、果物、魚 (2)輸入 食料品、機械・車両、鉱物	(1)輸出 インド、英、インドネシア、仏 (2)輸入 中国、セネガル、コートジボワール、ブラジル	(イ)対日貿易額(2006年) 輸出 100百万円 輸入 55.8百万円	(ロ)主要品目 輸出 ごま(採油用)、電気機械部品 輸入 乗用自動車、船舶用エンジン	件数4件、金額2百万ドル (1951~04年累計)	15人 (2006年10月現在)
20	GN	ギニア	○	245,857 (本州とほぼ同じ)	980万人 (2007年UNFPA)	仏語 各民族語	(農)米、キャッサバ (鉱)ボーキไซด์、アルミナ、ダイヤモンド	37億ドル (2006年:世銀)	410ドル (2006年:世銀)	(1)輸出 894百万ドル (2)輸入 894百万ドル (2006年)	(1)輸出 ボーキไซด์、アルミナ、金 (2)輸入 石油製品、機械、食料品	(1)輸出 ロシア、スペイン、米国、スイス (2)輸入 中国、米国、フランス、コートジボワール	(イ)対日貿易額(2006年:単位:円) 輸出 8,103万円 輸入 55億3,687万円	(ロ)主要品目 輸出 水産物、打楽器 輸入 自動車、鉄鋼板	23人 (2007年10月現在)	
21	GQ	赤道ギニア	○	28,057 (北海道の約1/3)	49.6万人 (2006年:世銀)	西語(公用語) 仏語(第2公用語)	石油、天然ガス、林業	42億ドル (2006年:世銀)	8,510ドル (2006年:世銀)	(1)輸出 71.36億ドル (2)輸入 21.09億ドル (2006年:EIU)	(1)輸出 石油、天然ガス、木材 (2)輸入 石油関連、資本財等	(1)輸出 中、米、西、ポルトガル (2)輸入 米、西、コートジボワール、仏	(イ)対日貿易額(2006年) 対日輸出 373.5億円 対日輸入 18.9億円	(ロ)主要品目 輸出 石油、原油等 輸入 掘削機械、蒸気タービン等	2人 (2006年10月現在)	
22	GW	ギニアビサウ	○	36,125 (九州とほぼ同じ)	170万人 (2007年)	ポルトガル語 (公用語)	農林水産業(落花生、カシューナッツ、エビ、いか)	3.06億ドル* (2006年:世銀)	190ドル (2006年:世銀)	(1)輸出 6.65億ドル (2)輸入 1,252.45億ドル (2007年:EIU)	(1)輸出 カシューナッツ、魚、エビ (2)輸入 石油製品、食料品、消費財	(1)輸出 インド、ナイジェリア、エクアドル、イタリア (2)輸入 セネガル、葡、伊、パキスタン、コートジボ ワール(2006年)	(イ)対日貿易額(2006年) 対日輸出 385万円 対日輸入 2,519万円	(ロ)主要品目 輸入 魚(冷凍)	なし	0人 (2006年10月現在)
23	KE	ケニア	○	583,000 (日本の約1.8倍)	3,750万人 (2007年:世銀)	スワヒリ語 英語	(農)珈琲、紅茶、サイザル麻、綿花、とうもろこし (工)食品加工、ビール、タバコ、セメント、石油製品 (鉱)ソダ灰、はたらく石	204億ドル (2007年:世銀)	580ドル (2006年)	(1)輸出 31億ドル (2)輸入 54億ドル (2006年)	(1)輸出 紅茶、園芸作物、コーヒー、石油製品 (2)輸入 機械・設備類、エネルギー、材料、消費財	(1)輸出 ウガンダ、英、タンザニア、オランダ、米 (2)輸入 アラビア、インド、中国、米、日本	(1)貿易額(2006年) 輸出 411.54億円 輸入 33.67億円	(ロ)主要貿易品目(2006年) 輸出 貨物自動車、乗用自動車、機械 輸入 魚切身、コーヒー、ナッツ類、紅茶	累計:10件 4.16億円 (1989年～2004年度)	624人 (2008年2月現在)
24	KM	コモロ	○	2,236 (ほぼ東京都大)	84.1万人 (2007年:UNFPA)	仏語・アラビア語 (公用語) コモロ語	バナナ、クロウブ、イラン・イラン(香料)	4億600万ドル (2006年:世銀)	660ドル (2006年:世銀)	(1)輸出 9.1億ドル (2)輸入 70.1億ドル (2005年:EIU)	(1)輸出 バナナ、クロウブ、イラン・イラン(香料) (2)輸入 石油製品	(1)輸出 仏、シンガポール、日本 (2)輸入 仏、南ア、アブジ	(イ)対日貿易額(2006年) 輸出 776万円 輸入 2億723万円	(ロ)主要品目 輸出 精油 輸入 貨物自動車、乗用自動車、自動車部品	なし	0人 (2006年10月現在)
25	LR	リベリア	○	111,370 (日本の約3分の1)	約350万人 (2007年:UNFPA)	英語 (公用語)	鉱業(鉄鉱石) 農林業(天然ゴム、木材)	5.5億ドル (2007年:世銀)	150ドル (2007年:世銀)	(1)輸出 230百万ドル (2)輸入 530百万ドル (2007年推定:EIU)	(1)輸出 ゴム、カカオ等 (2)輸入 石油製品、食物、機械・運輸機器、製造品	(1)輸出 独、南ア、ポーランド、米国 (2)輸入 韓国、シンガポール、日本、中国	(イ)貿易額('06:財務省貿易統計) 対日輸出 1,632万円 対日輸入 1,398億2,887万円	(ロ)主要品目 対日輸出 石油製品等 対日輸入 船舶、一般機械等	2006年の投資額:約116億円 年度によってかなりの差はある。	9人 (2007年10月現在)
26	LS	レソト	○	30,000 (九州の約0.7倍)	200万人 (2007年:世銀) 人口増加率0.5%	英語(公用語) ソト語	農業(メイズ、ソルガム、小麦)、牧畜業	29億ドル (2007年:世銀)	1,000ドル (2007年:世銀)	(1)輸出 8.16億ドル (2)輸入 16億ドル (2007年:世銀)	(1)輸出 衣料品、食料品、靴、畜産品 (2)輸入 工業製品、食料・家畜、機械製品	(1)輸出 米(73.6%)、EU(11.4%)、SACU(9.0%) (2)輸入 SACU(73.6%)、アジア(23.6%)	(イ)対日貿易額('07:財務省貿易統計) 輸出 1.62億円 輸入 1.24億円	(ロ)主要品目 輸出 繊維機械、自動車 輸入 衣服	なし	2人 (2008年10月)
27	LY	リビア	○	1,760,000 (日本の約4.6倍)	585万人 (2005年:IMF)	アラビア語	石油業	503億ドル* (2006年:世銀)	7,380ドル (2006年:世銀)	(1)輸出 146.6億ドル (2)輸入 72.0億ドル (*03年推定:IMF)	(1)輸出 石油等 (2)輸入 自動車、電器製品、食糧品等	(1)リビアからの輸出 伊、独、西 (2)リビアへの輸入 伊、独、英	(ロ)対日貿易額(貿易統計) 輸出 220.4億円(2006年) 輸入 48.2億円(2006年)	(イ)品目 輸出 自動車、電機、銅管等 輸入 まくら	05.10:石油鉱区で5社が6鉱区を 落し 06.12:2社が2鉱区を落し	36名 (2006年12月現在)
28	MA	モロッコ	○	446,000 (日本の約1.2倍 西サハラ除く)	3,086万人 (2007年:世銀)	アラビア語(公用語) フランス語	農業(麦類、ジャガイモ、トマト、オリーブ、柑橘類)、水 産業(タコ、イカ、鰻)、鉱業(燐鉱石)、工業(繊維・皮革 製品・食品加工)、観光業	693.5億ドル (2007年:世銀)	2,250ドル (2007年:世銀)	(1)輸出(F.O.B) 190.18億ドル (2)輸入(C.I.F) 397.36億ドル (2008年:モロッコ為替局)	(1)輸出 燐鉱石・燐酸関連、衣類、食料品、電気 (2)輸入 機械・設備類、エネルギー、材料、消費財	(1)貿易額(2007年:モロッコ為替局) 対日輸出 157.2百万ドル 対日輸入 523.3百万ドル	(1)主要貿易品目(2007年:モロッコ為替局) 対日輸出 魚介類(タコ、イカ等)、燐鉱石関連 対日輸入 乗用車、産業用車両、機械類	03 '04 '05 '06 '07 1.24 0.39 1.36 2.85 7.15 百万ドル	335名 (2008年10月現在)	
29	MG	マダガスカル	○	587,041 (日本の約1.6倍)	1,960万人 (2007年:UNFPA)	マダガスカル語 仏語、英語 (公用語)	農牧業(米、コーヒー、バナナ、砂糖、クロウブ、牛) 漁業(えび、まぐろ)	53億ドル (2006年:世銀)	280ドル (2006年:世銀)	(1)輸出 985.8百万ドル (2)輸入 1,917.7百万ドル (2007年:EIU)	(1)輸出 食料、一次産品、燃料、消費財 (2)輸入 燃料、一次産品、消費財、機械	(1)輸出 仏、米、独、伊、英 (2)輸入 仏、中国、イラン、モーリシャス、香港	(イ)対日貿易額(2006年) 輸出 33億7,522万円 輸入 24億2,198万円	(ロ)主要品目 輸入 伊豆類、バナナ、クロウブ 輸入 自動車	68百万ドル (*51~04年度累計)	129人 (2006年10月現在)
30	ML	マリ	○	1,240,000 (日本の約3.3倍)	1,270万人 (2008年:UNFPA)	フランス語(公用語) バンバラ語等	農業(綿花、米、 Millet、ソルガム)、畜産、鉱業(金)	61億ドル (2007年:世銀)	500ドル (2007年:世銀)	(1)輸出 18億4,440万ドル (2)輸入 18億5,520万ドル (2008年:EIU)	(1)輸出 金、綿花 (2)輸入 投資財、石油製品、食料品	(1)輸出 中国、タイ、バンラデシュ、オーストラリア (2)輸入 セネガル、フランス、コートジボワール、ベル ギー(2006年)	(イ)対日貿易額(2007年) 対日輸出 1,361万円 対日輸入 5億5,190万円	(ロ)主要品目 対日輸出 綿製室内用品、打楽器等 対日輸入 タイヤ、自動車等	進出企業 2社	22人 (2008年10月現在)
31	MR	モーリタニア	○	1,030,000 (日本の約2.7倍)	320万人 (2007年:UNFPA)	アラビア語(公用語) フランス語	農牧業(ソルガム、粟、米、牛、羊)	23億ドル (2006年:世銀)	740ドル (2006年:世銀)	(1)輸出 13億4,300万ドル (2)輸入 11億9,200万ドル (2007年)	(1)輸出 原油、鉄鉱石、魚介類 (2)輸入 石油開発機器、石油製品	(1)輸出 中国、イタリア、フランス、ベルギー (2)輸入 フランス、中国、米国、ベルギー	(1)貿易額(貿易統計'06) 対日輸出 115億3,626万円 対日輸入 18億8,089万円	主要貿易品目(出展:貿易統計'06) 対日輸出 軟体動物、冷凍魚 対日輸入 自動車、タイヤ	進出企業 4社 (2006年10月現在)	14名 (2006年10月現在)
32	MU	モーリシャス	○	2,045 (ほぼ東京都大)	130万人 (2007年:UNFPA)	英語(公用語) 仏語、クレオール語	EPZ(輸出貿易地区)における 繊維(衣類等)、農業(砂糖、茶)、観光	68.78億ドル (2007年:世銀)	5,450ドル (2007年:世銀)							

1_1 アフリカ諸国の概況

CC	国名	LDC	面積 (平方キロメートル)	人口	言語	主要産業	GNI ¹⁾	一人当たり GNI ¹⁾	総貿易額	主要貿易品目	主要貿易相手国	日本の貿易 (貿易動向データベース等)	日本からの直接投資	在留邦人数	
35	NA ナミビア		824,000 (日本の約2.5倍)	210万人 (2007年:世銀) 人口増加率1.3%	英語(公用語) アフリカーンス ツル語,その他部族語	(農) 牧畜 (鉱) ダイヤモンド、ウラン、銅、亜鉛 (漁) えび、いわし、あじ	約70億ドル (2007年:世銀)	3,360ドル (2007年:世銀)	(1)輸出 33.7億ドル (2)輸入 36.4億ドル (2007年)	(1) ダイヤモンド、工業製品、食料・家畜、その他鉱物 (2) 自動車部品、精製石油、化学品、機械製品、食料	(2) 南ア(85.4%)、英(2.6%)、独(1.9%)、スイス(0.3%)	(イ)貿易額(2007年:財務省貿易統計) 輸出 12.84億円 輸入 46.82億円	累計 4件231百万円 ('91年度以前1件、'93年度1件、'95年度1件、'03年度1件)	29人 (2007年10月現在)	
36	NE ニジェール	○	1,267,000	1,370万人 (2006年:世銀)	仏語 (公用語)	<ウラン生産と農牧業が中心> 農牧業、鉱業	37億ドル (2006年:世銀)	270ドル (2006年:世銀)	(1)輸出 496百万ドル (2)輸入 754百万ドル (2006年:IMF)	(1)輸出 ウラニウム、タマネギ、金 (2)輸入 食品、資本財、石油製品 (2006年:IMF)	(1)輸出 仏、ナイジェリア、米、スイス (2)輸入 仏、コートジボワール、ナイジェリア、中国 (2005年)	(イ)対日貿易額(単位:百万円) 輸出 2,708('04)、189.6('05)、28.7('06) 輸入 342('04)、430.4('05)、498.9('06)	(ロ)主要品目(2005年) 輸出 ウラン等 輸入 自動車、建設用機械等	95人 (2006年10月現在)	
37	NG ナイジェリア		923,773 (日本の約2.5倍)	1億4,000万人 (2007年:ナイジェリア政府)	英語 (公用語)	原油(日産223万バレル)(2006年:OPEC)、 カカオ等	92,400百万ドル (2006年:世銀)	640ドル (2006年:世銀)	(1)輸出 52,739百万ドル (2)輸入 27,588百万ドル (2005年:世銀)	(1)輸出 燃料、天然ガス、工業製品 (2)輸入 食糧、燃料・エネルギー (2005年)	(1)輸出 米、ブラジル、スペイン、仏、コートジボワール (2005年)	(イ)対日貿易額(JETRO資料) 日本の輸出 5億6,400万ドル 日本の輸入 8億1,100万ドル	(ロ)主要品目 日本の輸出 鉄鋼、乗用車等 日本の輸入 原油、液化天然ガス等	進出企業 16社 (商社、製造、プラント等) (2006年10月現在)	125人 (2006年10月現在)
38	RW ルワンダ	○	26,300	973万人 (2007年:世銀)	仏語 キニアルンダ語 英語	<コーヒー、紅茶を主とする農業国> 農業(コーヒー、茶等)	29億ドル (2007年:世銀)	296ドル (2007年:世銀)	(1)輸出 200百万ドル (2)輸入 600百万ドル (2007年:EIU)	(1)輸出 コーヒー、茶、錫 (2)輸入 資材、半加工品、エネルギー財、消費財	(1)輸出 独、中国、米国 (2)輸入 ケニア、ウガンダ、独、ベルギー	(イ)対日貿易額(単位:百万円) 輸出 9.77(2006年) 輸入 771(2006年)	(ロ)主要品目 輸出 コーヒー、茶 輸入 自動車、二輪、自動車部品	54人 (2007年7月現在)	
39	SC セーシェル		460 (ほぼ種子島大、 約百の島から成る)	9万人 (2007年:世銀)	英語 仏語 クレオール語	観光業、漁業(農)コブラ、シナモン、バナナ (鉱)グアノ(鳥糞石) (漁)まぐろ	0.76億ドル (2006年:世銀)	8,960ドル (2007年:世銀)	(1)輸出 342百万ドル (2)輸入 587百万ドル (2005年:世銀)	(1)マグロ缶詰、鮮魚・冷凍魚、シナモン、エビ (2)機械・車両、鉱物燃料、食料品・家畜、日用雑貨 (2005年)	(1)輸出 米、中国、韓国 (2)輸入 中国、米、サウジアラビア (2006年)	(イ)貿易(2007年度累計、財務省貿易統計) 輸出 34.5億円 輸入 20.1億円	(ロ)主要品目 輸出 自動車等輸送機械、機械製品 輸入 冷凍魚	なし	11人 (2008年10月現在)
40	SD スーダン	○	2,500,000 (日本の約7倍、 アフリカ大陸最大)	3,856万人 (2007年:UNFPA)	アラビア語(公用語) 英語	農業、林業、畜産業、漁業(GDPの36.6%)(1999年)	476億ドル* (2007年)	960ドル (2007年)	(1)輸出 54.8億ドル (2)輸入 88.4億ドル (2006年)	(1)原油・石油製品、農産物(主)綿花、胡麻、家畜 (2)工業製品、小麦、機械、輸送機材、石油製品 (2006年)	(1)輸出 中国、日本、UAE、サウジアラビア、EU (2)輸入 EU、中国、サウジアラビア、日本、インド (2007年)	対日貿易額 輸出 13.15億円(2007年) 輸入 153億円(2007年)	品目('06) 原油・石油製品、アラビア・ゴム、胡麻、綿花 機械、工業製品、輸送機材	進出企業:なし	107名 (2008年10月現在)
41	SL シエラレオネ	○	71,740	約580万人 (2007年:UNFPA)	英語 (公用語)	鉱業(ダイヤモンド等)、農業(コーヒー、ココア)	15.4億ドル (2007年:世銀)	260ドル (2007年:世銀)	(1)輸出 260百万ドル (2)輸入 440百万ドル (2007年推定、EIU)	(1)輸出 ダイヤモンド、金鉱石、ボーキサイト、ココア (2)輸入 燃料、機械、食料、製造品	(1)輸出 ベルギー、米、蘭、英 (2)輸入 中国、米、サウジアラビア (2006年)	(イ)対相手国貿易額(2007年 単位:百万円) 輸出 341 輸入 396	(ロ)主要品目 輸出 非自動車、貨物自動車等 輸入 非金属鉱物製品等	進出企業:なし	13人 (2007年10月現在)
42	SN セネガル	○	197,161 (日本の約半分)	1,220万人 (2007年:UNFPA)	フランス語(公用語) ウォロフ語など 各民族語	農業(落花生、粟、綿花)、 漁業(まぐろ、かつお、えび、たこ)	89億ドル (2006年:世銀)	750ドル (2006年:世銀)	(1)輸出 15億8,740万ドル (2)輸入 7,050万ドル (2007年:EIU)	(1)輸出 魚介類、精油、リン酸製品、落花生製品 (2)輸入 食料品、石油製品、投資財 (2005年)	(1)輸出 マリ、インド、フランス、イタリア (2)輸入 フランス、ナイジェリア、イギリス、オランダ (2006年)	(イ)対日貿易額(2006年) 輸出 10億8,290万円 輸入 41億5,781万円	(ロ)主要品目 輸出 水産物等 輸入 ディーゼルエンジン等	進出日本企業 10社 (2006年10月)	189人 (2006年10月現在)
43	SO ソマリア	○	638,000 (日本の約1.8倍)	840万人 (2006年:世銀) 人口増加率3.0%	ソマリ語(公用語) 英語、イタリア語 アラビア語	畜産業(羊、山羊、牛等)、農業(バナナ)	N.A.	N.A.	920百万ドル(推定)	(1)輸出 家畜、バナナ、皮革、水産物 (2)輸入 工業製品、石油製品、食料	(1)輸出 UAE、イエメン、ナイジェリア、クウェート (2)輸入 ジブチ、ケニア、インド、ブラジル、オマーン (2005年)	(イ)対ソマリア貿易額('05:財務省貿易統計) 輸出 0.28億円 輸入 0.61億円	(ロ)主要品目 輸出 自動車、貨物自動車 輸入 生鮮魚類、ごま	なし	0人 (2007年1月現在)
44	ST サントメ・プリンシペ	○	960 (東京都の約半分)	16万人 (2006年:世銀)	ポルトガル語	農業(カカオ、コブラ、バナナ)	124百万ドル (2006年:世銀)	800ドル (2006年:世銀)	(1)輸出 380万ドル (2)輸入 88.4億ドル (2006年:EIU)	(1)輸出 カカオ等 (2)輸入 食糧品、資本財、石油製品 (2006年:EIU)	(1)輸出 オランダ、ベルギー、韓国、ポルトガル (2)輸入 フランス、ナイジェリア、イギリス、オランダ (2006年:EIU)	(イ)対日貿易額(2006年:JETRO) 輸出 444百万円 輸入 1,391百万円	(ロ)主要品目 金製品、雑穀品、加工食品、カカオ豆等 機械類、自動車、船外機等	なし	0人 (2006年10月現在)
45	SZ スワジランド		17,000 (四国よりやや 小さい)	110万人 (2007年:世銀) 人口増加率0.6%	英語 シスワティ語	農業(砂糖、木材、柑橘類)、 鉱業(石灰、アスベスト)	30億ドル (2007年:世銀)	2,580ドル (2007年:世銀)	(1)輸出 18.8億ドル (2)輸入 21.5億ドル (2007年:世銀)	(1)濃縮清涼飲料、砂糖、パルプ、柑橘類、化学製品 (2)機械・輸送機器、工業製品、食料・家畜	(1)輸出 南ア、EU、英、モザンビーク、米、仏 (2)輸入 ボルタル、フランス、アメリカ、ベルギー (2006年)	(イ)貿易額('07:財務省貿易統計) 輸出 7.08億円 輸入 6.15億円	(ロ)主要品目 輸出 ファスナー、銅線、機械類、乗用自動車 輸入 柑橘類、パルプ、石綿	4件 1,207百万円 (1998年度までの累計) 進出企業1社(YKK)	12人 (2007年10月現在)
46	TD チャド	○	1,284,000 (日本の約3.4倍)	約1050万人 (2006年:世銀)	仏語 アラビア語 (公用語)	農業(綿花)、牧畜業、原油	47億ドル (2006年:世銀)	450ドル (2006年:世銀)	(1)輸出 37.49億ドル (2)輸入 10.06億ドル (2006年:EIU)	(1)輸出 石油、綿花、畜産物等 (2)輸入 石油関連、非石油関連 (2006年)	(1)輸出 米、中、韓、タイ、ポルトガル (2)輸入 仏、カメルーン、米、独、サウジアラビア (2006年)	(ア)対日貿易額(2006年 単位:万円) 輸出 14億800万円 輸入 1億2,400万円	(イ)主要品目 輸出 石油等 輸入 乗用自動車等	なし	7人 (2006年10月現在)
47	TG トーゴ	○	56,785	650万人 (2007年:UNFPA)	フランス語(公用語) エヴェ語 カブレ語他	農業(綿花、カカオ、コーヒー) 鉱業(リン鉱石)	22億ドル (2006年:世銀)	350ドル (2006年:世銀)	(1)輸出 660百万ドル (2)輸入 1,172百万ドル (2006年:EIU)	(1)輸出 綿花、燐鉱石、カカオ (2)輸入 石油製品、食品 (2006年)	(1)輸出 ブルキナファソ、ガーナ、ベナン (2)輸入 中国、インド、仏 (2006年)	(イ)対日貿易額(2006年貿易統計) 輸出 1,630万円 輸入 15億5,759万円	(ロ)主要品目 綿花、魚介類 合成繊維類、セメント、二輪自動車、タイヤ等	なし	0人 (2008年7月現在)
48	TN チュニジア		164,154 (日本の約5分の2)	1,017.50万人 (2006年)	アラビア語(公用語) フランス語	農業(小麦・大麦・柑橘類・オリーブ)、 鉱業(石油、燐鉱石、セメント)、 工業(繊維、機械部品、電気部品、食品加工)、観光業	301億ドル (2006年:世銀)	2,970ドル (2006年:世銀)	(1)輸出 164.8億ドル (2)輸入 164.5億ドル	(1)既製服、原油、プラスチック製品、オリーブオイル、電線・ケーブル (2)生地、精油、繊維商品、鉄鋼、車両	仏、伊、独 (輸出ともにこの3か国で全体の半数を超える)	(1)対チュニジア貿易額(2007年) 輸出 90.4億円 輸入 122.9億円	(1)対チュニジア(品目:2005年) 輸入 魚介類(クモダグロ)、パルプ、衣類 輸出 自動車、タイヤ、電気電子機器	進出企業数 11社 投資残高 782百万円('04年) (現地法人化企業を含む)	193名 (2006年10月現在)
49	TZ タンザニア	○	945,000 (日本の約2.5倍)	4,043万人 (2007年:世銀)	スワヒリ語(国語) 英語(公用語)	農業(GDPの約45%を占めるが、重要性は低下傾向) 鉱業(金、ダイヤモンド、タンザナイト等貴金属) 工業(サイザル麻・タバコ等、農産物加工)、観光業	163億ドル (2006年:世銀)	400ドル (2007年:世銀)	(1)輸出 1,457百万ドル (2)輸入 2,826百万ドル (2005年:世銀)	(1)輸出 製造物、綿花、コーヒー (2)輸入 資本財、燃料・エネルギー、食品 (2005年)	(1)輸出 中国、米国、サウジアラビア (2)輸入 米国、中国、韓国 (2006年)	計) 輸出 225.7億円 輸入 93.3億円	(ロ)主要品目 輸出 自動車等輸送機械、機械製品 輸入 コーヒー、貴金属、ゴマ、魚	20件 1億3,400万ドル (2003年までの累計) 松下電池、JT等	354名 (2008年10月現在)
50	UG ウガンダ	○	241,000 (ほぼ本州大)	2,990万人 (2006年:世銀)	英語 スワヒリ語 ルガンダ語	(農) 鮮魚、コーヒー、紅茶、綿花 (鉱) 銅、燐鉱石、タンゴステン (工) 繊維、タバコ、セメント	94億ドル (2006年:世銀)	300ドル (2006年:世銀)	(1)輸出 8.64億ドル (2)輸入 17.84億ドル (2005年:世銀)	(1)輸出 鮮魚、コーヒー、紅茶、綿花 (2)輸入 電化製品、穀物、化学製品、石油・石油製品 (2005年)	(1)白(9.8%)、蘭(9.2%)、仏(7.8%)、独(7.5%) (2)ケニア(34.6%)、ア首連(8.7%)、中(7.2%)、インド(5.6%)、南ア(5.5%) (日本は8位)	(イ)対ウガンダ貿易額('06) 輸出 95.25億円 輸入 7.63億円	自動車(56.1%)、金属製品(19.6%) 食料(魚介)(44%)、コバルト(16%)、珈琲(16%)	進出企業 2社 (ジャプ・メイヤス加工、自動車)	162人 (2007年8月現在)
51	ZA 南アフリカ		1,220,000 (日本の約3.2倍)	4,760万人 (2007年:世銀) 人口増加率1.0%	英語 アフリカーンス諸語 合計11公用語	(農) 畜業、玉蜀黍、柑橘類他の果物、小麦、砂糖 (鉱) 金、ダイヤモンド、プラチナ、ウラン、鉄鉱石 (工) 食品、製鉄、化学、繊維、自動車	2,740億ドル (2007年:世銀)	5,760ドル (2007年:世銀)	(1)輸出 638億ドル (2)輸入 699億ドル (2006年)	(1)金、希金属、鉱物製、化学製、食、繊維製品 (2)機械、自動車類、化学製品、科学機器、繊維製品、プラスチック、ゴム	(1)輸出 日本、英、米、独、蘭 (2)輸入 米国、中国、韓国 (2006年)	(イ)対南ア貿易額(2007年) 輸出 5,417億円 輸入 9,086億円	輸出:輸送機械(自動車及び部品) 輸入:プラチナ、パラジウム、合金鉄、石灰、鉄鋼等、木材チップ	約1,712億円 (2005年末時点での累計)	1,357人 (2007年10月現在)
52	ZM ザンビア	○	752,610 (日本の約2.5倍)	1,190万人 (2006年:世銀)、 人口増加率1.6%	英語(公用語) ベンバ語、ニヤン ジャ語、トンガ語	(農)とうもろこし、たばこ、落花生、綿花、茶、珈琲等 (鉱)銅、コバルト、亜鉛、鉛、石炭 (工)食品加工、繊維、建築資材、肥料、観光	75億ドル (2006年:世銀)	630ドル (2006年:世銀)	(1)輸出 2,178百万ドル (2)輸入 2,161百万ドル (2005年:世銀)	(1)輸出 銅、コバルト等 (2)輸入 機械類、石油等	(1)南ア(24.2%)、瑞(13.7%)、中(12.4%) (2)南ア(53.1%)、UAE(8.6%)、ジンバブエ(6.9%) (2005年)	(イ)対ザンビア貿易額(2006年:貿易統計) 輸出 27.7億円 輸入 58.10億円	(ロ)主要品目 鉄道以外の車両及びその部品、通信機器等 銅製品、コバルト等非鉄金属・製品、雑草	なし	215人 (2007年10月現在)
53	ZW ジンバブエ		390,000 (日本よりやや大)	1,310万人 (2006年)	英語 ショナ語 ンデベレ語	(農)たばこ、砂糖、綿花 (鉱)プラチナ、クロム、アスベスト、ニッケル、金 (工)食品加工、金属製品、機械	32億ドル (2006年:世銀)	340ドル (2006年:世銀)	(1)輸出 2,178百万ドル (2)輸入 2,161百万ドル (2005年:世銀)	(1)輸出 たばこ、金、プラチナ、フェロアロイ (2)輸入 機械類、工業製品、化学品、化石燃料 (2005年)	(1)南ア(41%)、中(9%)、スイス(9%)、日(7%) (2)南ア(43.6%)、中(4.4%)、ボツワナ(3.3%)、ザンビア(2.8%)	(イ)対ジンバブエ貿易額('06) 輸出 14.9億円 輸入 152.4億円	(ロ)主要品目 輸出 乗用車、繊維及び同製品 輸入 ニッケル、フェロクロム	5件 8.7億円 (2007年までの累計)	115人 (2007年12月現在)

UNFPA:United Nations Population Fund (国連人口基金)

¹⁾ GNI: Gross National Income (国民総所得)

*GDP, GNP

EIU: Economist Intelligence Unit (エコノミスト・インテリジェンス・ユニット)
FOB: Free On Board (買手が手配した本船に、約定品を積み込むまでの費用と危険を売手が負担する貿易の受渡形態の一つ。)
CAF: Currency Adjustment Factor (通貨調整料。海上運賃はU.S.ドル建てが多い為、決済通貨の対ドルレート変更に応じて、海上運賃にプラスされる。)

SACU:Southern African Customs Union(南部アフリカ関税同盟)

1_2 アフリカ諸国に関連した関税協定、自由貿易協定一覧

	名称	加盟国・地域	形態	段階	時期	①経緯や協定の内容、②締結による影響、③その他
1	インド・南部アフリカ関税同盟 (SACU) 特惠貿易に向けた枠組み協定	インド、SACU (南アフリカ、ボツワナ、レソト、ナミビア、スワジランド)	特惠関税協定	締結済み	・2004年9月調印	①2004年9月に特惠関税協定締結に向けた枠組み協定を締結。
2	イスラム開発協力 (ID8) 会議特惠 貿易協定	バングラデシュ、エジプト、インドネシア、イラン、マレーシア、ナイジェリア、パキスタン、トルコ	特惠関税協定	締結済	・2006年5月締結。	
3	モーリシャス・パキスタン特惠貿易協定	モーリシャス・パキスタン	特惠関税協定	締結済み	・2007年7月調印	
4	貿易特惠システム (イスラム諸国会 議機構)	マレーシア、バングラデシュ、カメルーン、エジプト、ギニア、ヨルダン、イラン、レバノン、リビア、モルジブ、モロッコ、パキスタン、セネガル、シリア、チュニジア、トルコ、ウガンダ、アラブ首長国連邦	特惠関税協定	締結済	・204年8月調印。	①特定の物品に対し、特惠税率を適用する。
5	EU・地中海諸国連合協定	EU、チュニジア、モロッコ、イスラエル、パレスチナ自治政府、エジプト、ヨルダン、アルジェリア、シリア、トルコ	自由貿易協定	一部発効済み	<ul style="list-style-type: none"> ・チュニジア 98年3月発効 ・モロッコ 00年3月発効 ・イスラエル 00年6月発効 ・パレスチナ 97年7月発効 ・ヨルダン 02年5月発効 ・エジプト 04年6月発効 ・アルジェリア 05年9月調印 ・トルコ 95年12月発効 ・シリア 交渉中 	<p>① 経済、政治、社会、文化、財政などを含み包括的な内容。商品・サービス貿易、資本取引の段階的自由化の条件も定める。モロッコ、チュニジアと結んだ協定では、発効から最長12年の移行期間を置き、段階的に自由貿易地域を形成する。EU側の工業製品関税は既に撤廃。地中海諸国側は移行期間中に撤廃される。農産物貿易も徐々に自由化する。EUは2010年には地中海沿岸の11カ国およびパレスチナ自治政府とパートナーシップの枠組みを設け自由貿易圏に発展させる考え。</p> <p>③ 参考 URL : 欧州委員会 http://ec.europa.eu/comm/external_relations/euromed/med_ass_agreements.htm</p>

6	EU・南アフリカ通商・開発・協力協定 (TDCA)	EU、南アフリカ	自由貿易協定	暫定発効済	・20年1月暫定発効 (貿易部分のみ)。	①94年のマンデラ政権発足 (南アフリカの民主化) に伴い、南アフリカがロメ協定への参加を要望したことが契機となり、FTA 交渉に発展。ロメ協定には97年12月、部分参加が認められた。南アフリカ側がEUからの輸入の86% (12年間の移行期間)、EU側が南アフリカからの輸入の95% (同10年間) を自由化する。ワインやスピリッツ、リキュール類の名称使用を巡って一部対立。また南アフリカの自動車産業育成プログラム (MIDP) がTDCAと矛盾するため、交渉中。 ②双方の貿易額増加、とりわけ南アフリカからの輸出の伸びが顕著。 ③参考URL: 欧州委員会 http://ec.europa.eu/trade/issues/bilateral/countries/southafrica/index_en.htm
7	EFTA・南部アフリカ関税同盟 (SACU) 自由貿易協定	EFTA、SACU	自由貿易協定	締結済み	・03年5月交渉開始。 ・06年6~8月締結。 ・07年7月現在、LS、NA、SZの批准待	①EFTA側はほとんどの工業製品を自由化。SACU側は期間を経て自由化を進める。物品貿易のほか、知的財産権、投資の保護、サービス、政府調達、経済技術協力を含む。
8	EU、エジプト連合協定	EU、エジプト	自由貿易協定	発効済み	04年6月発効	①77年に発効した協力協定に替わるもので、EUと地中海諸国が域内安定を目的に2010年を目安に進めている地中海諸国大貿易地帯創設へのステップのひとつ。運輸、エネルギー、通信など広範囲での関係強化。エジプトの政治・経済改革を促進し、各種規制の撤廃を定めている。連合協定の中のFTAでは、段階的に工業製品の関税撤廃とすることや農産品に対する規制緩和が盛り込まれているが、EU製品と競合できないアラブ諸国に対して技術・財政支援プログラム (MEDA) がある。 ③参考URL http://www.mfti.gov.eg/English/english.asp (エジプト貿易産業省) http://ec.europa.eu/trade/issues/bilateral/countries/egypt/index_en.htm (欧州委員会)
9	EU、チュニジア連合協定	EU、チュニジア	自由貿易協定	発効済み	98年3月発効	①76年に発効した協力協定に替わる協定。それまではEUによる一方的な特恵付与だったが、本協定の発効により相互的特恵となった。チュニジアのEU製品に対する関税は、付属書3に記載された工業品は撤廃、付属書4および5は低減過程。 ②EU、チュニジアともに相手先への輸出を伸ばしているが、特に

						<p>欧州市場をにらんだ直投をテコとするチュニジア側の伸びが目立つ</p> <p>③参考 URL http://www.tunisianindustry.nat.tn/en/doc.asp?docid=546&mcat=14&mrub=103 (チュニジア工業促進庁) http://ec.europa.eu/trade/issues/bilateral/countries/tunisia/index_en.htm (欧州委員会)</p>
10	EU、モロッコ連合協定	EU、モロッコ	自由貿易協定	発効済み	96年調印 00年3月発効	<p>①76年に発効した協力協定に替わる協定。EUと地中海諸国が域内安定を目的に2010年を目安に進めている地中海諸国大貿易地帯創設へのステップのひとつ。域内安定化のための、安全保障、経済協力、サービス自由化、資本移動、社会・文化的協力を柱とする。発効から12年かけて主としてEU工業製品にかかる関税を段階的に撤廃。モロッコ製品に関しては加工食品を除く工業製品への関税が即時撤廃された。農水産品・加工食品についても相互に関税引き下げ、輸入枠拡大を推進すべく、交渉を継続中。</p> <p>②双方の輸出は増加基調だが、モロッコ側の構造的貿易赤字は拡大傾向にある。社会面では急増するモロッコからの不法移民を欧州側が問題視。</p> <p>③参考 URL http://www.douane.gov.ma/Accords/default.htm (モロッコ税関) http://ec.europa.eu/trade/issues/bilateral/countries/morocco/index_en.htm (欧州委員会)</p>
11	EU、アルジェリア連合協定	EU、アルジェリア	自由貿易協定	発効済み	01年合意 02年4月締結 05年9月発効	<p>①76年に発効した協力協定に替わる協定。EUと地中海諸国が域内安定を目的に2010年を目安に進めている地中海諸国大貿易地帯創設へのステップのひとつ。</p> <p>②2005年の協定発効後、アルジェリアはエネルギー輸出を核として、EUにとり地中海諸国最大の貿易相手国の一つとなっている。</p> <p>③参考 URL http://193.194.78.233/ma_fr/stories.php?story=03/05/17/0608272 (アルジェリア外務省) http://ec.europa.eu/trade/issues/bilateral/countries/algeria/index_en.htm (欧州委員会)</p>
12	アガディール協定	モロッコ、チュニジア、エジプト、ヨルダン	自由貿易協定	発効済み	07年3月発効	<p>①2010年を目安に進めている地中海諸国大貿易地帯創設を目指す「EU・地中海諸国連合協定」の枠組みとして、モロッコ、チュニジア、エジプト、ヨルダンの4カ国が04年に調印、域内共通(累積)原産地規制をうたい、対内投資誘致とEU市場への輸出促進を図る。4カ国とも主要産業や技術水準で類似する部分を持っており、</p>

						どのような産業・品目がこの制度のメリットを享受できるのか、域内分業が確立できるのかがポイントとなる。
13	EFTA・モロッコ自由貿易協定	EFTA、モロッコ	自由貿易協定	発効済み	95年12月相互協力宣言 97年6月調印 99年12月発効	①EU・モロッコ連合協定との整合性確保が目的の一つ。工業品、加工農産物、水産物の関税撤廃。モロッコ側の要望により、同国の関税は12年かけて段階的に撤廃。また、知的財産権やサービス、投資保護も含む。モロッコ側は幼稚産業や構造改革中の分野について保護の対象とすることが可能。その他政府調達、知的財産権、サービス、投資、競争政策、補助金等をカバー。 ②EFTA、モロッコ双方で貿易額は拡大。特に協定発効後のモロッコのタイ EFTA 湯集の伸びが目立つ。 ③ 参考 URL ; モロッコ税関 http://www.douane.gov.ma/Accords/default.htm
14	EFTA・チュニジア自由貿易協定	EFTA、チュニジア	自由貿易協定	発効済み	04年12月調印 05年6月 (スイス、リヒテンシュタイン)、 8月(ノルウェー)、 06年3月 アイスランド発効	①96年10月に交渉開始。6回の協議を経て04年12月に締結。自由化の対象は工業品、水産品、加工食品。EFTA 側は発効後対象品目の関税を即時撤廃。チュニジア側は移行期間を設けて段階的に関税撤廃。農産品については別途協定を結ぶ。物品貿易のほか、GATS に則ったサービス貿易の段階的自由化、知的財産権、政府調達、投資保護・障壁撤廃など広範な分野を含む。 ③ 参考 URL : EFTA 事務局 http://www.efta.int/content/free-trade/fta-countries/tunisia
15	EFTA・エジプト自由貿易協定	EFTA、エジプト	自由貿易協定	発効済み	95年12月相互協力宣言 96年4月交渉開始 07年1月調印 07年8月発効	①EFTA 側は全ての工業製品について関税撤廃。エジプト側は2020年までに段階的に関税撤廃。物品貿易のほか、知的財産権、投資の保護、サービス、資本の移動、競争政策、経済技術協力等を含む。
16	米国・モロッコ自由貿易協定	米国、モロッコ	自由貿易協定	発効済み	03年1月交渉開始 04年3月合意 04年6月調印 米国側7月批准、 モロッコ側 04年1月批准 06年1月発効	①中東諸国の民主化を進めるブッシュ政権が穏健なイスラム国家モロッコの市場自由化と経済発展を後押し。ブッシュ大統領の「中東自由貿易圏構想(MEFA)」を受けて締結された最小のFTA(その後、バーレーン、UAE、オマーンへと展開)。協定発効と同時に鉱工業品、消費財の95%につき関税が撤廃。農産品についてはもろ個が最長25年、米国が18年かけて関税撤廃するという緩やかな自由化となった。交渉が難航していた小麦は、米国に関税割り当てが与えられた。中東・北アフリカではイスラエル、ヨルダンに次ぐFTA。関税撤廃(両国貿易の95%以上を対象に関税を即時撤廃、残りは今後9年間で段階的に削減する)。サービス市場開放、知的財産保護、労働・環境保護を含む。 ②米国にとってモロッコは輸入で第89位(14億ドル、前年比12%

						増)、輸出で第74位(7億ドル、前年比1%増)の貿易相手国。 ③参考URL:米国通商代表部 http://www.ustr.gov/Trade_Agreements/Bilateral/Morocco_FTA/Fact_Sheets?Section_Index.html
17	大アラブ自由貿易地域 (GAFTA)	イラク、クウェート、バーレーン、カタール、アラブ首長国連邦、オマーン、サウジアラビア、レバノン、シリア、ヨルダン、エジプト、リビア、チュニジア、イエメン、スーダン、モロッコ、パレスチナ	自由貿易協定	発効済み	05年1月発効	①域内貿易の拡大、域内外からの投資促進を通じた各国の経済成長と制化す水準向上が目的。協定参加17カ国間の関税を1998年から段階的に削減。10年の予定を7年に繰上げ発効。 ②17カ国の貿易量は、全アラブ諸国間貿易の94%を占める(出所:アラブ連盟) ③参考URL:アラブ連盟事務局 http://www.arableagueonline.org/arableague/index_en.jsp
18	中国・南部アフリカ関税同盟 (SACU) 自由貿易協定	中国、SACU(南アフリカ、ボツワナ、ナミビア、レソト、スワジランド)	自由貿易協定	交渉開始合意	04年6月交渉開始合意	①04年6月、第2回中国・南アフリカ経済貿易連合委員会会議にて、南アフリカは中国の市場経済国としての地位を承認、中国とSACUがFTA交渉開始を決定したと宣言。 ②中国商務部の薄部長は、両国は繊維・アパレル、電子、鉱業、農業などの分野で相互の投資を拡大すべきとコメント。一方SACU側には安価な中国製品が生きない市場を席卷するとの懸念もある。とりわけ繊維・縫製産業での影響が深刻になるとみられる。また、南アフリカ産業界では輸出市場であるSACU他国での中国製品との競争を懸念している。
19	EFTA・南アフリカ関税同盟	EFTA、南アフリカ関税同盟	自由貿易協定	交渉中	03年5月交渉開始	①04年中に交渉終了を目標としていたが05年2月現在中案、交渉中・EU=南アフリカ間で発効済みの通商・開発・協力協定との整合性確保も狙う。
20	米国・中東諸国自由貿易圏	米国、UAE、オマーン、エジプト、チュニジア	自由貿易協定	一部の国とは交渉開始		①203年5月、中東諸国との自由貿易圏創設を提案、204年1月UAEおよびオマーンとFTA交渉を開始する旨を発表。2013年までの10年間で交渉終了。既にWTOに加盟済みであることを前提に交渉を進める。エジプトとチュニジアが当面の対象国(ただし「中東諸国」の範囲は不明)。204年6月に発表した「拡大中東・北アフリカ構想」の枠組み内で、経済支援を通じて、積極的に同地域との関係を強化していく方針。貿易枠組み協定は、既にサウジアラビア(203.7)、クウェート(204.2)、イエメン(204.2)、UAE(204.3)、カタール(204.3)、オマーン(204.7)と締結。UAEについては、205.3に交渉開始。
21	米国・南部アフリカ関税同盟 (SACU) 自由貿易協定	米国、SACU(南アフリカ、ボツワナ、ナミビア、レソト、	自由貿易協定	交渉中(中断)	03年6月交渉開始 06年4月交渉一旦	①方務的なAGOA(00年アフリカ成長・機会法、サブサハラ諸国支援を定めている)から次のステップとして互恵的な協定。03年1

		スワジランド)			打ち切り	<p>月には FTA 交渉に向けたキャパシティ・ビルディングとして米国が 200 万ドル支出。関税のほか、サービス、投資、政府調達、e-コマース、労働環境などが対象分野に含まれる。知的財産、サービス、政府調達、ブラック・エコノミック・エンパワーメントなどが争点。当時 04 年中頃までの締結を目指していたが進展は無かった。05 年 8 月下旬に交渉は再開され、06 年 12 月締結を目指して個別の課題について交渉を進めたが、FTA 交渉経験国は南アフリカだけであったことなどから交渉が難航し、06 年 4 月に一旦打ち切りとなった。SACU 側には米国との間で AGOA があるため、喫緊の課題とは捉えられていない (例えば、AGOA は南アフリカからの対米輸出品の 95% をカバーしているとされる)。</p> <p>②TCSA を締結している EU 市場に加え、米国市場へのアクセスが改善することから対内直接投資を促進し、市域経済統合と経済成長を促すと期待される。</p> <p>③TPA が 07 年 6 月末で失効したことから、この FTA は締結されたとしても、米議会の批准は難航が予想される。</p>
--	--	---------	--	--	------	---

JETRO 調査レポート：世界と日本の主要 FTA 一覧（暫定版）（2007 年 11 月）より抜粋

<http://www.jetro.go.jp/biz/world/asia/asean/reports/05001491>

	名称	加盟国・地域	形態	段階	時期	その他
22	アフリカ・カリブ・太平洋諸国・地域 (ACP)	EU (79 カ国)		交渉中	08 年 3 月 35 ヶ国と暫定協定締結。 08 年末までに包括的経済連携協定を目指して引き続き交渉。	
23	韓国・南アフリカ FTA	韓国 南アフリカ	FTA	交渉に向けた動きのあるもの	05 年 6 月、FTA の妥当性について民間研究機関の研究・検討を奨励することで合意。	

日本の経済連携協定 (EPA) 交渉：平成 20 年 7 月 外務省経済局 より抜粋

http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/fta/pdfs/kyotei_0703.pdf

2 アフリカ諸国の産業財産権制度の概要

特許制度

州名	コード	国又は地域名	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧		⑨ 非特許対象	⑩ 新規性判断基準	⑪		⑫		⑬		⑭		⑮ 実～施年義務～	⑯ P C T	⑰ E P C	⑱ E A P O	⑲ A R I P O	⑳ O A P I	㉑ A N D E S 条 約	備考			
			パ リ 条 約	W T O 協 定	特 許 法	出 願 人 の 資 格	現 地 代 理 人 の 性 格	公 開 制 度	審 査 制 度	⑧ 審査請求				起 算 日	期 間	起 算 日	期 間	起 算 日	期 間	起 算 日	期 間									起 算 日	期 間	無効審判
										起 算 日	期 間																					
	AO	ア ン ゴ ラ	○	○								※その他	○	出	20	-	-			○	(備2)	○	-	-	-	○	-	アフリカ知的財産権機関(OAPI)に加盟 (備1)人・動物の治療方法等 (備2)特許付与から3年、又は特許出願日から4年の何れか遅い方。				
	BF	ブルキナファソ	○	○	○	◎	要	なし	○	なし		※その他(備1)	□	出	20	-	-			○	2	×	-	-	-	-	-	(特)輸入特許 (備1)産業又は取引の上で使用不可能な発明				
	BI	ブルンジ	○	○	○	◎	-	-	×	なし		※その他(備1)	○	出	20	-	-			○	(備2)	○	-	-	-	○	-	アフリカ知的財産権機関(OAPI)に加盟 (備1)人・動物の治療方法等。(備2)特許付与から3年、又は特許出願日から4年の何れか遅い方。				
	BJ	ベナン	○	○	○	◎	要	なし	○	なし		※その他(備1)	○	出	20	-	-			○	(備2)	○	-	-	-	○	-	アフリカ知的財産権機関(OAPI)に加盟 (備1)人・動物の治療方法等。(備2)特許付与から3年、又は特許出願日から4年の何れか遅い方。				
	BW	ボツワナ	○	○	○																	○			○							
	CD	コンゴ民主共和国	○	○	○	◎	要	なし	○	なし		※その他(備1)	○	出	20(備2)	-	-			○	(備3)	×	-	-	-	○	-	(備1)人・動物の治療方法等 (備2)医療に関する特許は出願日より15年 (備3)特許付与から3年、又は特許出願日から4年の何れか遅い方。(特)輸入特許				
	CF	中央アフリカ	○	○	○	◎	要	なし	○	なし		※その他(備1)	○	出	20	-	-			○	(備2)	○	-	-	-	○	-	アフリカ知的財産権機関(OAPI)に加盟 (備1)人・動物の治療方法等 (備2)特許付与から3年、又は特許出願日から4年の何れか遅い方。				
	CG	コンゴ共和国	○	○	○	◎	要	なし	○	なし		※その他(備1)	○	出	20	-	-			○	(備2)	○	-	-	-	○	-	アフリカ知的財産権機関(OAPI)に加盟 (備1)人・動物の治療方法等 (備2)特許付与から3年、又は特許出願日から4年の何れか遅い方。				
	CI	コートジボワール	○	○	○	◎	要	なし	○	なし		※その他(備1)	○	出	20	-	-			○	(備2)	○	-	-	-	○	-	アフリカ知的財産権機関(OAPI)に加盟 (備1)人・動物の治療方法等 (備2)特許付与から3年、又は特許出願日から4年の何れか遅い方。				
	CM	カメルーン	○	○	○	◎	要	なし	○	なし		※その他(備1)	○	出	20	-	-			○	(備2)	○	-	-	-	○	-	アフリカ知的財産権機関(OAPI)に加盟 (備1)人・動物の治療方法等 (備2)特許付与から3年、又は特許出願日から4年の何れか遅い方。				
	CV	カーボベルデ	×	○																		×										
	DJ	ジブチ	○	○	×																	×										
	DZ	アルジェリア	○	×	○				×					出	20								○			△						
	EG	エジプト	○	○	○	◎	-	-	○	なし		※その他(備1)	○	出	20	公	60日			○	(備2)	○	-	-	-	-	-	(備1)人・動物の治療方法等 (備2)特許付与から3年、又は特許出願日から4年の何れか遅い方				
	ER	エリトリア	×	×																					△							
ア	ET	エチオピア	×	×	×																						特許制度は未制定					
	GA	ガボン	○	○	○	◎	要	なし	○	なし		※その他(備1)	○	出	20	-	-			○	(備2)	○	-	-	-	○	-	アフリカ知的財産権機関(OAPI)に加盟 (備1)人・動物の治療方法等 (備2)特許付与から3年、又は特許出願日から4年の何れか遅い方。				
	GH	ガーナ	○	○	○	◎	要	-	○	-		※その他(備1)	○	出	10延5ずつ2回	-	-			○	(備2)	○	-	-	○	-	1993.6.18 施行 アフリカ地域知的財産権機関(ARIPO)に加盟。(備1)人・動物の治療方法等 (備2)特許付与から3年、又は特許出願日から4年の何れか遅い方。					
	GM	ガンビア	○	○	○	◎	-	なし	○	-		※その他(備1)	-	出	英国特許権の残存期間	-	-			○	(備2)	○	-	-	○	-	出願は英国の特許権者のみ。英国特許の日から3年以内に出願。 アフリカ地域知的財産権機関(ARIPO)に加盟。(備1)人・動物の治療方法等 (備2)特許付与から3年、又は特許出願日から4年の何れか遅い方。					
	GN	ギニア	○	○	○	◎	要	なし	○	なし		※その他(備1)	○	出	20	-	-			○	(備2)	○	-	-	-	○	-	アフリカ知的財産権機関(OAPI)に加盟 (備1)人・動物の治療方法等。(備2)特許付与から3年、又は特許出願日から4年の何れか遅い方。				
	GQ	赤道ギニア	○																			○			○							
	GW	ギニアビサウ	○	○																		○			○							
	KE	ケニア	○	○	○	◎	要	○(18月)	○	-		※	○	出	20	-	-			○	(備1)	○	-	-	○	-	アフリカ地域知的財産権機関(ARIPO)に加盟 (備1)特許付与から3年、又は特許出願日から4年の何れか遅い方。					
	KM	コモロ	○																			○										
	LR	リベリア	○	×	○	◎	要	-	×	-		-	△	特	20	-	-			○	3	○	-	-	-	-						
	LS	レソト	○	○	○	◎	要	-	○	-		※その他(備1)	□	出	15延5	-	-			○(備2)	(備3)	○	-	-	○	-	工業所有権条例が1990年1月15日から施行 (備1)人・動物の治療方法等 (備2)無効は裁判所に提訴する (備3)特許付与から3年、又は特許出願日から4年の何れか遅い方。アフリカ地域知的財産権機関(ARIPO)に加盟					
	LY	リビア	○	×	○	◎	要	-	×	-	医薬、食物	△	出	15延5	公	2月			○(備)	3	○	-	-	-	-	-	(備)無効は連邦上級裁判所に提訴する					
	MA	モロッコ	○	○	○	◎	要	-	×	-	※	□	出	20	-	-			○(備1)	(備2)	○	-	-	-	-	-	2004.12.18 モロッコ全域に単一知財法 施行 (備1)無効は裁判所に提訴する (備2)特許付与から3年、又は特許出願日から4年の何れか遅い方。					
	MG	マダガスカル	○	○	○	◎	要	-	○	-	医薬、食物	○	出	15延5	-	-			○(備1)	(備2)	○	-	-	-	-	-	(備1)無効は裁判所に提訴する (備2)特許付与から3年、又は特許出願日から4年の何れか遅い方。					
	ML	マリ	○	○	○	◎	要	なし	○	なし		※その他(備1)	○	出	20	-	-			○	(備2)	○	-	-	-	○	-	アフリカ知的財産権機関(OAPI)に加盟 (備1)人・動物の治療方法等。(備2)特許付与から3年、又は特許出願日から4年の何れか遅い方。				
	MR	モーリタニア	○	○	○	◎	要	なし	○	なし		※その他(備1)	○	出	20	-	-			○	(備2)	○	-	-	-	○	-	アフリカ知的財産権機関(OAPI)に加盟 (備1)人・動物の治療方法等 (備2)特許付与から3年、又は特許出願日から4年の何れか遅い方。				

州名	コード	国又は地域名	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧		⑨	新の規 性基 判 断準	⑪		⑫		⑬		⑭		⑮ 実へ 施年 義務	⑯ P C T	⑰ E P C	⑱ E A P O	⑳ A R I P O	㉑ A P I	㉒ A P I	備考
			パ リ 条 約	W T O 協 定	特 許 法	出 願 人 の 資 格	現 必 地 代 理 人 の 性	公 開 制 度	審 査 制 度	審査請求 起算 期日		非 特 許 対 象		起 算 日	期 間	起 算 日	期 間	起 算 日	期 間	起 算 日	期 間								
			○	○	○	◎	要	—	×	—	—	※その他 (備1)		○	出	20	—	—	○	(備2)	×								
ア フリ カ	MU	モーリシャス	○	○	○	◎	要	—	×	—	—	※その他 (備1)	○	出	20	—	—	○	(備2)	×	—	—	—	—	—	—	—	2003.1.6 施行 (備)人・動物の治療方法等 (備2)特許付与から3年又は特許出願日から4年の何れか遅い方。	
	MW	マラウイ	○	○	○	◎	要	—	×	—	—	(備1)	△	完	16	—	完	3月	○	(備2)	○	—	—	—	—	—	—	アフリカ地域知的財産権機関 (ARIPO) に加盟 (備1) 食物、医薬 (単なる混合物) (備2) 特許付与から3年又は特許出願日から4年の何れか遅い方。	
	MZ	モザンビーク	○	○	○	○	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	○	○	—	—	—	—	—	—	—	
	NA	ナミビア	○	○	○	○	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	○	○	—	—	—	—	—	—	—	
	NE	ニジェール	○	○	○	◎	要	なし	○	なし	※その他 (備1)	○	出	20	—	—	○	(備2)	○	—	—	—	○	—	—	—	—	アフリカ知的財産権機関 (OAPI) に加盟 (備1)人・動物の治療方法等 (備2) 特許付与から3年、又は特許出願日から4年の何れか遅い方。	
	NG	ナイジェリア	○	○	○	◎	要	—	×	—	(備1)	○	出	20	—	—	○	(備2)	○	—	—	—	—	—	—	—	—	(備1) 植物、動物の新種 (備2) 特許付与から3年、又は特許出願日から4年の何れか遅い方。	
	RW	ルワンダ	○	○	○	◎	—	—	×	なし	(備1)	□	出	20	—	—	○	2	×	—	—	—	—	—	—	—	—	(特) 輸入特許 (備) 産業または商業に使用できない発明	
	SC	セーシェル	○	×	○	◎	要	—	×	—	—	△	出	14延7	公	2月	—	—	○	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
	SD	スーダン	○	×	○	◎	要	—	×	—	(備1)	○	出	20	—	—	—	—	○	(備2)	○	—	—	○	—	—	—	アフリカ地域知的財産権機関 (ARIPO) に加盟 (備1) 科学的原理及び発見 (備2) 特許付与から3年、又は特許出願日から4年の何れか遅い方。	
	SL	シエラレオネ	○	○	○	◎	—	—	△	—	—	—	—	英国特許権の残存 期間	—	—	—	—	○(備)	なし	○	—	—	—	—	—	—	—	出願は英国の特許権者のみ。英国特許の日から3年以内に出願。(備) 無効は高等裁判所に提訴する。 アフリカ地域知的財産権機関 (ARIPO) に加盟
	SN	セネガル	○	○	○	◎	要	なし	○	なし	※その他 (備1)	○	出	20	—	—	○	(備2)	○	—	—	—	○	—	—	—	—	アフリカ知的財産権機関 (OAPI) に加盟 (備1)人・動物の治療方法等 (備2) 特許付与から3年、又は特許出願日から4年の何れか遅い方。	
	SO	ソマリア	×	×	○	◎	—	—	×	—	(備1)	○	出	15	—	—	—	—	○	3	×	—	—	○	—	—	—	アフリカ地域知的財産権機関 (ARIPO) に加盟 (備1) 公序良俗に反するもの、人・動物の治療方法等。	
	ST	サントメ・プリンシペ	○	○	○	○	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
	SZ	スワジランド	○	○	○	○	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	○	○	—	—	—	—	—	—	—	
	TD	チャド	○	○	○	◎	要	なし	○	なし	※その他 (備1)	○	出	20	—	—	○	(備2)	○	—	—	—	○	—	—	—	—	アフリカ知的財産権機関 (OAPI) に加盟 (備1)人・動物の治療方法等 (備2) 特許付与から3年、又は特許出願日から4年の何れか遅い方。	
	TG	トゴ	○	○	○	◎	要	なし	○	なし	※その他 (備1)	○	出	20	—	—	○	(備2)	○	—	—	—	○	—	—	—	—	アフリカ知的財産権機関 (OAPI) に加盟 (備1)人・動物の治療方法等 (備2) 特許付与から3年、又は特許出願日から4年の何れか遅い方。	
	TN	チュニジア	○	○	○	◎	要	—	×	—	※その他 (備1)	○	出	20	公	2月	—	—	○	(備2)	○	—	—	—	—	—	—	(備1)人・動物の治療方法等 (備2) 特許付与から3年、又は特許出願日から4年の何れか遅い方。	
	TZ	タンザニア (タンガニーカ)	○	○	○	◎	要	—	○	—	※その他 (備1)	○	出	10延5 ずつ2回	—	—	—	—	○	(備2)	○	—	—	—	—	—	—	アフリカ地域知的財産権機関 (ARIPO) に加盟 (備1)人・動物の治療方法等。(備2) 特許付与から3年、又は特許出願日から4年の何れか遅い方。 ザンジバルにおいては、出願は英国の特許権者のみ。英国特許の日から3年以内に出願(ヨーロッパ特許で英国を指定したものを含む)。	
	UG	ウガンダ	○	○	○	○	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	○	○	—	—	—	—	—	—	—	
	ZA	南アフリカ	○	○	○	◎	要	○ (18月)	×	なし	※その他 (備1)	○	出	20	—	—	○	(備2)	○	—	—	—	—	—	—	—	—	仮明細書制度あり(12ヶ月以内に完全明細書) (備1)人・動物の治療方法等。(備2) 特許付与から3年、又は特許出願日から4年の何れか遅い方。	
ZM	ザンビア	○	○	○	◎	要	—	×	—	(備1)	□	完	16延5	—	完	3月	○	(備2)	○	—	—	—	—	—	—	—	アフリカ地域知的財産権機関 (ARIPO) に加盟 (備1) 既知の成分の混合からなる医薬、食品 (備2) 特許付与から3年、又は特許出願日から4年の何れか遅い方。		
ZW	ジンバブエ	○	○	○	◎	—	なし	○	—	※その他 (備1)	□	出	20	公	3月	—	—	○	(備2)	○	—	—	○	—	—	—	アフリカ地域知的財産権機関 (ARIPO) に加盟 (備1) 既知の成分の混合からなる医薬、食品、人・動物の治療方法等 (備2) 特許付与から3年、又は特許出願日から4年の何れか遅い方。		

出典：WIPO発行「Industrial Property Laws and Treaties」、AIPPI日本部会発行「外国工業所有権法令集」等

- 注：
- ①パリ条約の項中、○は加盟国を、×は未加盟国を示す。
 - ②WTO協定の項中、○は加盟国、×は未加盟国であることを示す。
 - ③特許法の項中、○は特許法の「有る」ことを、×は「無い」ことを、「暫」は暫定法があることを、また△は他の国の特許法を適用していることを示す。
 - ④出願人の資格の項中、◎は「発明者及び承継人」が出願できることを、○は「発明者のみ」が出願できることを、また△は例外規定のあることを示す。ここで「発明者のみ」とは発明者(又はその相続人)の外は特許出願をなさないものを行い、従って出願前に発明が他人に譲渡されているときであっても、出願人名は「発明者(又はその相続人)」の名称によることを要するが、譲渡証を添付して出願を行っておけば、特許証は譲受人に交付される。
 - ⑦審査制度の項中、○は「審査主義」を、×は「無審査主義」をとっていることを、また△は例外規定のあることを示す。
 - ⑩新規性判断の基準の項中、○は「内外国公知公用・内外国刊行物」を、□は「国内公知公用・内外国刊行物」を、△は「国内公知公用・国内刊行物」を基準としていることを示す。
 - ⑪存続期間、⑫付与前異議申立、⑬付与後異議申立及び⑭審査請求の項中、「起算日」において、「出」とは出願日、「特」とは特許日、「登」とは登録日、「公」とは公告日、「完」とは完全明細書提出日を表わし、期間の始期とするものをいう。また、「期間」の項において「延」とあるのは期間延長を示す。
 - ⑨非特許対象の項は、項中記載の物質そのものの発明に特許を与えないことにとどまり、その製法は何れも特許対象となり得るものである。 ※は(1)発見、科学的理論及び数学的方法、(2)美的創作物、(3)ゲームの方法、事業活動の方法及びコンピュータプログラム、(4)情報の提示、及び(5)動・植物の品種に相当するものを示す。
 - ⑧審査請求、⑫付与前異議申立及び⑬付与後異議申立の項中、「起算日」において、月又は日数の表示は、何れも公報又は官報等への公告後の公告期間、従ってその間に異議申立ての許されている期間を示す。
 - ⑥公開制度の項中、月数の表示は、出願日又は優先権主張日から公開されるまでの月数を示す。「なし」は当該制度がないことを示す。
 - ③審査請求の項中、「なし」は当該制度がないことを、「-」は当該制度が確認できないことを示す。
 - ⑭無効審判の項中、「○」は「当該制度があるが、期限の定めがない」ことを示す。
 - ⑯PCT(特許協力条約)の項中、○は加盟国を、×は未加盟国を示す。
 - ⑰EPC(欧州特許条約)の項中、「○」は加盟国を、「△」は欧州特許を拡張することができる国を示す。
 - ⑲「備考」の項中、「特」は特異な特許制度を示し、当該項中
- (イ)「発明者証」とは、社会主義国において採用されているもので、発明に対しては「発明者証」又は「特許」(資本主義国のそれと同じ)のいずれかが出願人の選択により付与されるが、「発明者証」を付与されたときは、その実施権は国家に法律上当然帰属することとなり、被交付者は単に「報酬」、「所得税減免等の特典」等を付与されるにすぎない。
- (ロ) 輸入特許(又は確認特許)とは、外国特許を有する者がその外国特許について特許出願することにより保護が得られるもので、出願審査に際しては一般の特許性判断基準が適用されないこととなるものをいう。

意匠制度

州名	コード	国又は地域名	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨ 新の 規 性基 判 断準	⑩ 存続期間		⑪ 権利付与前 異議申立		⑫ 権利付与後 異議申立		⑬ 無効審判		⑭ 国 際 分 類	⑮ 登 録 表 示	⑯ O H I M	⑰ ア ン デ ス 条 約	備考	
			パ リ 条 約	W T O 協 定	ヘ ー グ 協 定	ロ カ ル ノ 協 定	意 匠 法	出 資 願 人 の 格	現 地 代 理 人 性	審 査 制 度		起 算 日	期 間 年 間	起 算 日	期 間	起 算 日	期 間	起 算 日	期 間						
	AO	ア ン ゴ ラ	○	○																					
	BF	ブル キ ナ フ ァ ソ	○	○	×	×	○	◎	要	×	内外国公知 内外国刊行物	出	5 延5 ずつ2回	-	-	○	○	×	-	-				OAPI加盟	
	BI	ブ ル ン ジ	○	○	×	×	○	◎	要	×	-	出	5 延5 ずつ2回 1,3,5又は 無制限更 新可	-	-	○	-	-	-	-					
	BJ	ベ ナ ン	○	○	○	×	○	◎	要	×	内外国公知 内外国刊行物	出	5 延5 ずつ2回	-	-	○	○	×	-	-					
	BW	ボ ツ ワ ナ	○	○	○		○																		
	CD	コン ゴ 民 主 共 和 国	○	○	×	×	○	◎	要	×	内外国公知 内外国刊行物	出	5 延5	-	-	○	○	×	-	-					
	CF	中 央 ア フ リ カ	○	○	×	×	○	◎	要	×	内外国公知	出	5 延5 ずつ2回	-	-	○	○	×	-	-				OAPI加盟	
	CG	コ ン ゴ 共 和 国	○	○	×	×	○	◎	要	×	内外国公知 内外国刊行物	出	5 延5 ずつ2回	-	-	○	○	×	-	-				OAPI加盟	
	CI	コ ー ト ジ ボ ワ ー ル	○	○	○	×	○	◎	要	×	内外国公知 内外国刊行物	出	5 延5 ずつ2回	-	-	○	○	×	-	-				OAPI加盟	
	CM	カ メ ル ー ン	○	○	×	×	○	◎	要	×	内外国公知 内外国刊行物	出	5 延5 ずつ2回	-	-	○	○	×	-	-				OAPI加盟	
	CV	カ ー ボ ベ ル デ	×																						
	DJ	ジ ブ チ	○																						
	DZ	ア ル ジ ェ リ ア	○	×	×	×	○	◎	要	×	内外国公知 内外国刊行物	出	10	-	-	○	○	×	-	-					
	EG	エ ジ プ ト	○	○	○	×	○	◎	-	×	内外国公知 内外国刊行物	出	5 延5 ずつ2回	公	60日	-	○	○	×	-	-				
ア	ER	エ リ ト リ ア	×	×																					
フ	ET	エ チ オ ピ ア	×	×	×	×	×																	意匠制度は未制定。	
リ	GA	ガ ボ ン	○	○	○	×	○	◎	要	×	内外国公知 内外国刊行物	出	5 延5 ずつ2回	-	-	○	○	×	-	-				OAPI加盟	
カ	GH	ガ ー ナ	○	○	×	×	△英	-	-	-	-	出	5 延5 ずつ2回	-	-	○	-	-	-	-				英国において登録された意匠が自動的にガーナ共和国において保護されるが、一応ガーナ政府へ登録の手続きをとらねばならない。ARIPO加盟	
	GM	ガ ン ビ ア	○	○																					
	GN	ギ ニ ア	○	○	×	○	○	◎	要	×	内外国公知 内外国刊行物	出	5 延5 ずつ2回	-	-	○	○	×	-	-				OAPI加盟	
	GQ	赤 道 ギ ニ ア	○																						
	GW	ギ ニ ア ビ サ ウ	○	○																					
	KE	ケ ニ ア	○	○	×	×	○	◎	-	×	内外国公知 内外国刊行物	出	5 延5 ずつ2回	-	-	○	-	-	-	-				2002.5.1施行 ARIPO加盟	
	KM	コ モ ロ	○																						
	LR	リ ベ リ ア	○	×	×	×	×																	意匠制度は未制定。	
	LS	レ ソ ト	○	○																					
	LY	リ ビ ア	○	×	×	×	○	◎	-	×	国内公知	出	5 延5 ずつ2回	-	-	○	-	×	-	-					
	MA	モ ロ ッ コ	○	○	○	×	○	◎	要	×	内外国公知 内外国刊行物	出	5 延5 ずつ2回	-	-	○	-	×	-	-				2004.12.18 モロッコ全域に単一知財法施行	
	MG	マ ダ ガ ス カ ル	○	○	×	×	○	◎	要	×	内外国公知	出	5 延5 ずつ2回	-	-	○	-	-	-	-					
	ML	マ リ	○	○	○	×	○	◎	要	×	内外国公知 内外国刊行物	出	5 延5 ずつ2回	-	-	○	○	×	-	-				元仏領スーダン。OAPI加盟	
	MR	モ ー リ タ ニ ア	○	○	×	×	○	◎	要	×	内外国公知 内外国刊行物	出	5 延5 ずつ2回	-	-	○	○	×	-	-				OAPI加盟	
	MU	モ ー リ シ ャ ス	○	○			○																		
	MW	マ ラ ウ イ	○	○	×	○	○	◎	要	×	国内公知	出	5 延5 ずつ2回	-	-	○	○	×	-	-				ARIPO加盟	

州名	コード	国又は地域名	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨ 新の規 性基 判 断準	⑩ 存続期間		⑪ 権利付与前 異議申立		⑫ 権利付与後 異議申立		⑬ 無効審判		⑭ 国 際 分 類	⑮ 登 録 表 示	⑯ O H I M	⑰ ア ン デ ス 条 約	備考			
			パ リ 条 約	W T O 協 定	ヘ ー グ 協 定	ロ カ ル ノ 協 定	意 匠 法	出 資 人 の 格	現 地 代 理 人 性	審 査 制 度		起 算 日	期 間 ～	起 算 日	期 間	起 算 日	期 間	起 算 日	期 間								
ア フ リ カ	MZ	モザンビーク	○	○			○																				
	NA	ナミビア	○	○	○		○																				
	NE	ニジェール	○	○	○	×	○	◎	要	×	内外国公知 内外国刊行物	出	5 延5 ずつ2回	-	-		○	○	×	-	-				OAPI加盟		
	NG	ナイジェリア	○	○	×	×	○	◎	要	×	内外国公知 内外国刊行物	出	5 延5 ずつ2回	-	-		○	-	×	-	-						
	RW	ルワンダ	○	○	×	×	○	◎	-	×	-	出	1.3.10	-	-		○	-	×	-	-						
	SC	セーシェル	○																								
	SD	スーダン	○	×	×	×	○	◎	要	×	内外国公知 内外国刊行物	出	5 延5 ずつ2回	-	-		○	-	×	-	-					ARIPO加盟	
	SL	シエラレオネ	○	○	×	×	△ 英			-	-	-	-							×						英国において登録された意匠が自動的にシエラレオネにおいて保護されるが、一応シエラレオネの登録局へ登録の手続をとらねばならない。ARIPO加盟	
	SN	セネガル	○	○	○	×	○	◎	要	×	内外国公知 内外国刊行物	出	5 延5 ずつ2回	-	-		○	○	×	-	-					OAPI加盟	
	SO	ソマリア	×	×	×	×	○	◎	要	×	内外国公知 内外国刊行物	出	4	-	-		○	-	×	-	-						ARIPO加盟
	ST	サントメ・プリンシペ	○																								
	SZ	スワジランド	○	○			○																				
	TD	チャド	○	○	×	×	○	◎	要	×	内外国公知 内外国刊行物	出	5 延5 ずつ2回	-	-		○	○	×	-	-					OAPI加盟	
	TG	トゴ	○	○	×	×	○	◎	要	×	内外国公知 内外国刊行物	出	5 延5 ずつ2回	-	-		○	○	×	-	-					OAPI加盟	
	TN	チュニジア	○	○	○	×	○	◎	要	×	-	出	5 延5 ずつ2回	-	-		○	-	×	-	-						
	TZ	タンザニア	○	○	×	×	△ 英																				ARIPO加盟
	UG	ウガンダ	○	○	×	×	△ 英																				英国登録の確認によりガンダにおいても同様の権利を享有できる。ARIPO加盟
	ZA	南アフリカ	○	○	×	×	○	◎	要	×	内外国公知 内外国刊行物	(備1)	15(備2)	-	-		○	○	×	-	-					(備1)登録日又は公表日の何れか早い方。(備2)美的意匠の場合。機能的意匠は10年。	
	ZM	ザンビア	○	○	×	×	○	◎	要	○	国内公知	登	5 延5 ずつ2回	-	-		○	-	×	-	-						ARIPO加盟
ZW	ジンバブエ	○	○			○																					

出典：WIPO発行「Industrial Property Laws and Treaties」、AIPPI日本部会発行「外国工業所有権法令集」等

注：

- ①パリ条約 ○は加盟国を、×は未加盟国を示す。
- ②WTO協定の項中、○は加盟国であることを、×は未加盟国であることを示す。
- ③「意匠の国際寄託に関するヘーグ協定」の項中、○は加盟国であることを、×は未加盟国であることを示す。
- ④「意匠の国際分類を確立するためのロカルノ協定」の項中、○は加盟国であることを、×は未加盟国であることを示す。
- ⑤ ⑥出願人の資格の項中、◎は「創作者又は承継人」が出願できることを、○は「創作者のみ」が出願できることを、また△は例外であることを示す。
- ⑩存続期間の項中、(登)とは登録日を、(出)とは出願日を、それぞれ存続期間の起算日とするものをいう。また、「期間」の項において「延」とあるものは期間延長を示す。
- ⑧審査制度の項中、○は「審査主義」を、×は「無審査主義」としていることを示す。
- ⑬無効審判の項中、「○」は「当該制度があるが、期限の定めがない」ことを示す。
- ⑬無効審判の項中、○は「無効審判制度があり、請求できる期間について定めがない」ことを示す。
- ⑮登録表示の項中、○は「要」を、×は「不要」を示す。
- ⑰備考の項中、CDは共同体意匠(EU)の加盟国であることを示す。

※ 情報の内容には正確を期しておりますが、本情報はあくまで参考情報であり、その利用の結果発生するいかなる損害に対しても、一切責任を負いません。

州名	コード	国又は地域名	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩		⑪	⑫	⑬		⑭		⑮		⑯	⑰	⑱	⑳	㉑	㉒	備考		
			パリ条約	WTO協定	協定議定書	マドリッド協定	商標法	現地代理人性	審査制付与	権利原則	本国登録要件	存続期間 起算日	不 使用 年 取 消 し	譲 渡 要 件	権利付与前 異議申立 起算日	権利付与後 異議申立 起算日	無効審判 起算日	無効審判 期間	分 類	国際 分類	T								O	H
ア フ リ カ	MW	マラウイ	○	○	×	○	○	要	○	(○)	-	出	7 更14	5	○	公	2月	-	○	商品 34 サービス 11	○	-	-	-	○	-	-	-	ARIPO加盟	
	MZ	モザンビーク	○	○	○	○	○	要	○	○	-	出	7 更14	5	○	公	2月	-	○	商品 34 サービス 11	○	-	-	-	○	-	-	-	OAPI加盟	
	NA	ナミビア	○	○	○	○	○	要	△	○	-	出	10	5	○	-	登	6月	○	商品 34 サービス 11	○	-	-	-	-	-	-	○	OAPI加盟	
	NE	ニジェール	○	○	×	×	○	要	○	(○)	×	出	7 更14	5	○	公	2月	-	○	商品 34	○	-	-	-	-	-	-	-	-	
	NG	ナイジェリア	○	○	×	×	○	要	○	(○)	×	出	7 更14	5	○	公	2月	-	○	商品 34	○	-	-	-	-	-	-	-	-	
	RW	ルワンダ	○	○	×	×	×	要	×	×	-	-	無期限	-	×	-	-	-	○	商品 34	○	-	-	-	-	-	-	-	-	
	SC	セーシェル	○	×																									△	
	SD	スーダン	○	×	×	×	×	要	×	○	×	出	10	5	○	公	6	-	○	商品 34 サービス 11	○	-	-	-	○	-	-	-	7/アルコール飲料の登録不許可 ARIPO加盟	
	SL	シエラレオネ	○	○	○	×	○	-	○	×	-	出	14	5	×	公	3月	-	○	50	-	-	-	-	○	-	-	-	旧英国商品分類を採用 ARIPO加盟	
	SN	セネガル	○	○	×	×	○	要	△	○	-	出	10	5	○	-	登	6月	○	商品 34 サービス 11	○	-	-	-	-	-	-	○	OAPI加盟	
	SO	ソマリア	×	×	×	×	○	要	○	×	×	出	20	3	×	-	-	-	○	49	-	-	-	-	-	-	-	○	旧伊国分類採用 サービスは49類で登録可 ARIPO加盟	
	ST	サントメ・プリンシペ	○																											
	SZ	スワジランド	○	○	○		○																						○	
	TD	チャド	○	○	×	×	○	要	△	○	-	出	10	5	○	-	登	6月	○	商品 34 サービス 8	○	-	-	-	-	-	-	○	OAPI加盟	
	TG	トゴ	○	○	×	×	○	要	△	○	-	出	10	5	○	-	登	6月	○	商品 34 サービス 11	○	-	-	-	-	-	-	○	OAPI加盟	
	TN	チュニジア	○	○	×	○	○	要	×	×	×	出	10	5	○	公	2月	-	○	商品 34 サービス 11	○	-	-	-	△	-	-	-	-	
	TZ	タンザニア (旧ザンジバル)	○	○	×	○	○	-	○	×	-	出	14	5	○	公	3月	-	○	商品 50	-	-	-	-	-	-	-	-	旧英国商品分類を採用	
			(旧タンガニーカ)	○				要	○	○	-	出	7 更10	3	○	公	60日	-	○	商品 34 サービス 11	○	-	-	-	○	-	-	-	-	
UG	ウガンダ	○	○	×	○	○	要	○	○	-	出	7 更14	5	○	公	60日	-	○	商品34 サービス 11	○	-	-	-	○	-	-	-	ARIPO加盟		
ZA	南アフリカ	○	○	×	×	○	要	○	×	×	出	10	5	○	公	3月	-	○	商品 34 サービス 11	○	-	-	-	-	-	-	-	登録の効果が旧ボフタツアナ、トランスカイ、ベンダに及ぶ		
ZA	ザンビア	○	○	○	×	○	要	○	(○)	×	出	7 更14	5	○	公	3月	-	○	商品 34 サービス 11	○	-	-	-	○	-	-	-	ARIPO加盟 (特)防護標章		
ZW	ジンバブエ	○	○	×	×	○	-	○	×	×	出	10	5	○	公	2月	-	○	商品 34 サービス 11	○	-	-	-	○	-	-	-	ARIPO加盟		

出典：WIPO発行「Industrial Property Laws and Treaties」、AIPPI日本部会発行「外国工業所有権法令集」等

注：

- ①パリ条約の項中、○は加盟国であることを、×は未加盟国であることを示す。
- ②WTO協定の項中、○は加盟国であることを、×は未加盟国であることを示す。
- ③マドリッド協定議定書の項中、○は『標章の国際登録に関するマドリッド協定についての議定書』の加盟国であることを、×は未加盟国であることを示す。
- ④商標法の項中、○は商標法の「有る」ことを、×は「無い」ことを、△は他の国の商標法を適用していることを示す。
- ⑤審査制度の項中、○は方式、顕著性、先行商標審査すべてを含み、△は方式、顕著性のみを審査することを示し、×は方式のみを審査することを示す。
- ⑥権利付与の原則の項中、○は「先願主義」をとっていることを、×は「先使用主義」をとっていることを、(○)は折衷主義をとっていることを示す。
先願主義とは、商標権の発生が先願者に対する登録に基づくものを、先使用主義とは、商標権の発生が商標の使用に基づくものをいい、折衷主義とは先願主義と先使用主義とが併存するものである。
- ⑦⑨本国登録要件の項中、○は「要する」ことを、(本)は「本国登録あるときは必要」であることを、×は「不要である」ことを示す。「本国登録要件」とは、外国人にして自国以外の国へ出願する場合は、その本国において事前に商標登録のなされていることが要求されるものをいう。
- ⑧⑫譲渡要件の項中、○は「単独」であることを、×は「営業とともに」であることを示し、「単独」とは、営業とは無関係に商標権のみの譲渡が許されるものをいい、「営業とともに」とは、営業の譲渡と同時にすることを要するものをいう。
- ⑩⑪存続期間の項中、「出」とは出願日を、「登」とは登録日を、それぞれ存続期間の起算日とするものをいう。「更」とは、更新後の期間を示す（特に表記していない場合は、更新後も同一期間存続することを示す。）
- ⑬付与前異議申立及び⑭付与後異議申立の項中、起算日においては「公」は公告日を、「登」は登録日を、期間においては月又は日数を示している。期間における月又は日数の表示は、何れも公報又は官報等への公告期間であり、従ってその間に異議申立の許されている期間を示す。また「一」は、異議申立期間に関する規定がないことを示す。
- ⑮無効審判の項中、「○」は「当該制度があるが、期限の定めがない」ことを示す。
- ⑯備考の項中、(特)は特異な商標制度を示す。CTMは共同体商標(EU)の加盟国であることを示す。

※ 情報の内容には正確を期しておりますが、本情報はあくまで参考情報であり、その利用の結果発生するいかなる損害に対しても、一切責任を負いません。

3 アフリカ諸国の産業財産権出願・登録状況

特許出願

Office	NAME	Data	1988	1989	1990	1991	1992	1993	1994	1995	1996	1997	1998	1999	2000	2001	2002	2003	2004	2005	2006	
AO	Angola	Residents					4															
		Non Residents					2															
		Total					6															
AP	ARIPO	Residents							9	2	10	6	6	4	4	2						
		Non Residents							95	62	123	255	255	61	293	65						
		Total							104	64	133	261	261	65	297	67						
BI	Burundi	Residents		1								1										
		Non Residents		1	3		2	1	4	1	4											
		Total		2	3		2	1	4	1	5											
CG	Congo	Residents	19																			
		Non Residents	55						21	15	27											
		Total	74						21	15	27											
DZ	Algeria	Residents						2	34	28	48	34	42	34	30	52	42	30	58		57	
		Non Residents			163	185	139	144	119	110	114	150	206	264	242	127	86	38	16	334	455	608
		Total			163	185	139	144	121	144	142	198	240	306	276	157	138	80	46	392	455	665
EG	Egypt	Residents	190	186	278	308	301	328	308	408	504		494	536	534	464	627	493	382		428	
		Non Residents	474	462	511	479	517	503	528	693	706		1139	1146	1081	923	788	626	312		1008	
		Total	664	648	789	787	818	831	836	1101	1210		1633	1682	1615	1387	1415	1119	694		1436	
ET	Ethiopia	Residents										3										
		Non Residents													12	4						
		Total											3		12	4						
GH	Ghana	Residents																				
		Non Residents		12	20	12	11		39													
		Total		12	20	12	11		39													
KE	Kenya	Residents	1			8		14			15	22	27	25								
		Non Residents	55	65		20		37			38	40	6	30								
		Total	56	65		28		51			53	62	33	55								
LR	Liberia	Residents				6		14														
		Non Residents				11		21														
		Total				17		35														
LS	Lesotho	Residents								8	1											
		Non Residents		14							2											
		Total		14							10	1										
LY	Libyan	Residents		3	10	25		15	10	6	12											
		Non Residents		24	47	22		21	21	37	23											
		Total		27	57	47		36	31	43	35											
MA	Morocco	Residents	83	60	61	55		42	107	89	90		97		104						140	
		Non Residents	238	204	268	301		256	253	292	237		401									520
		Total	321	264	329	356		298	360	381	327		498		104							660
MG	Madagascar	Residents							9	21	7			9	7		4	3	16		4	
		Non Residents								17	23				38	96	34	22	19	22		40
		Total								9	38	30			47	103	34	26	22	38		44
MU	Mauritius	Residents	3		1	2		2	5	3	3	3	3									
		Non Residents	14	11	3	8	12	4	12	4	19	12	12									
		Total	17	11	4	10	12	6	17	7	22	15	15									
MW	Malawi	Residents	1	1		1	2	3	1	1	2	2	2	1	3							
		Non Residents	33	34	33	21	12	15	12	33	30	26	18		17	313						
		Total	34	35	33	22	14	18	13	34	32	28	20	1	20	313						
NA	Namibia	Residents			5	3		13														
		Non Residents			158	130		120														
		Total			163	133		133														

Office	NAME	Data	1988	1989	1990	1991	1992	1993	1994	1995	1996	1997	1998	1999	2000	2001	2002	2003	2004	2005	2006		
NG	Nigeria	Residents				12																	
		Non Residents				246																	
		Total				258																	
OA	OAPI	Residents	38		13	32	23	34	33	27	75	31	25	30	28								
		Non Residents							140	417		225	253	311	32								
		Total	38		13	32	23	34	173	444	75	256	278	341	60								
RW	Rwanda	Residents	1																				
		Non Residents	5	1	4	1	2		3					4									
		Total	6	1	4	1	2		3					4									
SC	Seychelles	Residents																					
		Non Residents	5								1	6											
		Total	5								1	6											
SD	Sudan	Residents																					
		Non Residents						26															
		Total						26															
SL	Sierra Leone	Residents																					
		Non Residents										5											
		Total										5											
SZ	Swaziland	Residents																					
		Non Residents			27		47																
		Total			27		47																
TN	Tunisia	Residents	20	26	27	26	22	42	39	31	45	41	38	67	47	22	45	35	46	56			
		Non Residents	118	118	134	104	98	100	106	115	128	174	200	190	210	156	58	120	223	282			
		Total	138	144	161	130	120	142	145	146	173	215	238	257	257	178	103	155	269	338			
TZ	Tanzania	Residents																					
		Non Residents	37	23																			
		Total	37	23																			
UG	Uganda	Residents																					
		Non Residents	21	14	13	4	11																
		Total	21	14	13	4	11																
ZA	South Africa	Residents	4829	5134	5621	5511	5498	5347	5515	5549													
		Non Residents	4905	4842	4848	4691	4630	4460	4899	5501						3971	4452	4894	5221	5554			
		Total	9734	9976	10469	10202	10128	9807	10414	11050						3971	4452	4894	5221	5554			
ZM	Zambia	Residents	7	3	7	1	7	4		4	6			5		6							
		Non Residents	74	50	50	47	64	60		39	36			34		25							
		Total	81	53	57	48	71	64		43	42			39		31							
ZW	Zimbabwe	Residents	38	39	44	60	42	44		55	28												
		Non Residents	144	138	159	128	161	136		125	122												
		Total	182	177	203	188	203	180		180	150												

特許登録

Office	NAME	Data	1989	1990	1991	1992	1993	1994	1995	1996	1997	1998	1999	2000	2001	2002	2003	2004	2005	2006	
AO	Angola	Residents																			
		Non Residents																			
		Total																			
AP	ARIPO	Residents						20													
		Non Residents						56	64	126	54	88	79	124	138						
		Total						76	64	126	54	88	79	124	138						
BI	Burundi	Residents		1						1											
		Non Residents	1	2		2	1	4	1	4											
		Total	2	2		2	1	4	1	5											
CG	Congo	Residents																			
		Non Residents						21	15	13											
		Total						21	15	13											
DZ	Algeria	Residents										125				8	12	27		79	
		Non Residents			592	617	83			118		738				94	267	249		400	
		Total			592	617	83			118		863				102	279	276		479	
EG	Egypt	Residents	8	20	16	21	21	44	58	46		16	38	53	57	117	90	64	49		
		Non Residents	206	286	387	269	320	524	288	204		102	372	400	373	698	548	261	98		
		Total	214	306	403	290	341	568	346	250		118	410	453	430	815	638	325	147		
ET	Ethiopia	Residents																			
		Non Residents												1	1						
		Total												1	1						
GH	Ghana	Residents																			
		Non Residents	12	20	12	11															
		Total	12	20	12	11															
KE	Kenya	Residents								1	5	8	3								
		Non Residents	65							12	30	12	14								
		Total	65							13	35	20	17								
LR	Liberia	Residents			6		9														
		Non Residents				11	21														
		Total				17	30														
LS	Lesotho	Residents							7	1											
		Non Residents	14																		
		Total	14							7	1										
LY	Libyan	Residents																			
		Non Residents																			
		Total																			
MA	Morocco	Residents	71	57	45	63	46	88	79	77		90								45	
		Non Residents	205	254	258	309	306	241	275	250		245									511
		Total	276	311	303	372	352	329	354	327		335									556
MG	Madagascar	Residents							10	14			6		3	4	4	2	9	7	
		Non Residents								15	16			29		48	11	88	24	23	21
		Total								25	30			35		51	15	92	26	32	28
MU	Mauritius	Residents			1	2			1												
		Non Residents	6	13	10	7	4	3	3	3	1	3									
		Total	6	13	11	9	4	3	3	4	1	3									
MW	Malawi	Residents				1		2							1						
		Non Residents	49	35	35	25	13	21	23	11	8	4	6		62	2	2				
		Total	49	35	35	26	13	23	23	11	8	4	6		62	2	2				
NA	Namibia	Residents		3	1		3														
		Non Residents		136	123		99														
		Total		139	124		102														

Office	NAME	Data	1989	1990	1991	1992	1993	1994	1995	1996	1997	1998	1999	2000	2001	2002	2003	2004	2005	2006	
NG	Nigeria	Residents																			
		Non Residents		10																	
		Total		160																	
OA	OAPI	Residents																			
		Non Residents						153	23		234	244	342	339							
		Total						153	23		234	244	342	339							
RW	Rwanda	Residents																			
		Non Residents	1	4	1	2		3						4							
		Total	1	4	1	2		3						4							
SC	Seychelles	Residents																			
		Non Residents								1	6										
		Total								1	6										
SD	Sudan	Residents																			
		Non Residents					26														
		Total					26														
SL	Sierra Leone	Residents																			
		Non Residents								5											
		Total								5											
SZ	Swaziland	Residents																			
		Non Residents					47														
		Total					47														
TN	Tunisia	Residents	45	81	26		40	42	38	31											
		Non Residents	336	441	154		98	100	103	115											
		Total	381	522	180		138	142	141	146											
TZ	Tanzania	Residents																			
		Non Residents	23																		
		Total	23																		
UG	Uganda	Residents																			
		Non Residents	14	13	4	11															
		Total	14	13	4	11															
ZA	South Africa	Residents																			
		Non Residents																			
		Total																			
ZM	Zambia	Residents	3	1	2	2	2		5					1							
		Non Residents	109	59	28	12	33		38	37				39		29					
		Total	112	60	30	14	35		43	37				40		29					
ZW	Zimbabwe	Residents	14	9	20	8	14		11	11											
		Non Residents	143	125	158	145	129		94	62						29					
		Total	157	134	178	153	143		105	73						29					

意匠出願

Office	NAME	Data	1986	1987	1988	1989	1990	1991	1992	1993	1994	1995	1996	1997	1998	1999	2000	2001	2002
AO	Angola	Residents							1										
		Non Residents							3										
		Total							4										
AP	ARIPO	Residents													11				3
		Non Residents												5	7	3			12
		Total												5	18	3			15
BI	Burundi	Residents																	
		Non Residents					1		1				1						
		Total					1		1				1						
BW	Botswana	Residents				1									10				
		Non Residents				7		1	18	3	2	3	1	5	5	3			13
		Total				8		1	18	3	2	3	1	5	15	3			13
DZ	Algeria	Residents	94	91	64	91	63	79	115	112	86	86	112		120	169	275	194	183
		Non Residents	19	16	8	19	14	8	11	11	4	4	4		11	22	14	33	12
		Total	113	107	72	110	77	87	126	123	90	90	116		131	191	289	227	195
ET	Ethiopia	Residents														6	8		
		Non Residents														3	1		
		Total													6	9	9		
GH	Ghana	Residents													10				
		Non Residents				8		1	3	1	2	2	1	2	4	2			9
		Total				8		1	3	1	2	2	1	2	14	2			9
GM	Gambia	Residents													10				
		Non Residents				8		1	2	1	1	1	1	1	4	2			9
		Total				8		1	2	1	1	1	1	1	14	2			9
JP	Japan	Residents	51241	52394	50141	46612	42328	38486	37678	39188	38719	38257	38456	37766	37340	35235	36070	37176	34881
		Non Residents	1395	1623	1795	1984	1962	1648	1492	1571	1815	1810	1736	2099	2012	2133	2426	2247	2349
		Total	52636	54017	51936	48596	44290	40134	39170	40759	40534	40067	40192	39865	39352	37368	38496	39423	37230
KE	Kenya	Residents												25	28	34			
		Non Residents				8		1	10	9	3	2	1	8	14	13			9
		Total				8		1	10	9	3	2	1	33	42	47			9
LS	Lesotho	Residents													10				
		Non Residents				8		1	20	3	1	3	1	5	4	2			
		Total				8		1	20	3	1	3	1	5	14	2			
MA	Morocco	Residents	186	248	391	295	259	351	339	289	286	258	317		442		440		
		Non Residents	26	8	12	27	39	28	25	16	21	28	57		73		41		
		Total	212	256	403	322	298	379	364	305	307	286	374		515		481		
MG	Madagascar	Residents									9	40	139			185	132	165	123
		Non Residents														4	1		
		Total										9	40	139		189	133	165	123
MW	Malawi	Residents	8	2	1	27	2	4	8	10	3	2	1		12	5	14	7	10
		Non Residents	1	6	5	17	6	3	26	7	8	5	3	7	21	9	4	17	12
		Total	9	8	6	44	8	7	34	17	11	7	4	7	33	14	18	24	22
MZ	Mozambique	Residents																	
		Non Residents																	12
		Total																	12
NA	Namibia	Residents						1		2									
		Non Residents					30	13			10								
		Total					30	14			12								

Office	NAME	Data	1986	1987	1988	1989	1990	1991	1992	1993	1994	1995	1996	1997	1998	1999	2000	2001	2002
NG	Nigeria	Residents					230												
		Non Residents					84												
		Total					314												
OA	OAPI	Residents		30	66	42	21	22	29	61	90	117							
		Non Residents		9	4	8	8	7	5	7			13						
		Total		39	70	50	29	29	34	68	90	130	135				100	103	
RW	Rwanda	Residents																	
		Non Residents																	
		Total																	
SD	Sudan	Residents													10				
		Non Residents				8		1	2	3	1	1	1	1	4	2			9
		Total				8		1	2	3	1	1	1	1	14	2			9
SL	Sierra Leone	Residents																	9
		Non Residents																	
		Total																	
SZ	Swaziland	Residents													10				
		Non Residents				15		1	25	3	1	3	1	5	5	2			11
		Total				15		1	25	3	1	3	1	5	15	2			11
TN	Tunisia	Residents	41			91	79			131	113	98	109						
		Non Residents	2			3	4				4	5	5						
		Total	43			94	83				131	117	103	114					
TZ	Tanzania	Residents																	11
		Non Residents																	
		Total																	
UG	Uganda	Residents													10				
		Non Residents				8		1	9	3	1	1	1	5	5	2			9
		Total				8		1	9	3	1	1	1	5	15	2			9
ZA	South Africa	Residents	823	833	1946		927				614	694							
		Non Residents	274	200	233		234					342	580						
		Total	1097	1033	2179	1295	1161	1087	1213	992	956	1274							
ZM	Zambia	Residents		2	2				1			1	4		10				7
		Non Residents		6	3	13	15	7	22	14	2	8	1	5	5	3			23
		Total		8	5	13	15	7	23	14	2	9	5	5	15	3			30
ZR/CD	Zaire	Residents	115		13						91	253	794						
		Non Residents	15		20						3	1	1						
		Total	130		33						94	254	795						
ZW	Zimbabwe	Residents	14	9	10	3	2	4	13	21		18	8		11				
		Non Residents	2	18	7	25	20	14	17	19	3	21	9	5	5	3			14
		Total	16	27	17	28	22	18	30	40	3	39	17	5	16	3			14

意匠登録

Office	NAME	Data	1986	1987	1988	1989	1990	1991	1992	1993	1994	1995	1996	1997	1998	1999	2000	2001	2002
AO	Angola	Residents																	
		Non Residents																	
		Total																	
AP	ARIPO	Residents																	
		Non Residents													2	4	5		8
		Total													2	4	5		8
BI	Burundi	Residents																	
		Non Residents					1		1				1						
		Total					1		1				1						
BW	Botswana	Residents																	
		Non Residents	1					1	9		2	2	1	1	4	3			6
		Total	1					1	9		2	2	1	1	4	3			6
DZ	Algeria	Residents		89	40	20	94	140	54	150	77	75	112		99	180	272	191	148
		Non Residents		17		5	17	20	5	14	5	8	5		10	19	17	14	14
		Total		106	40	25	111	160	59	164	82	83	117		109	199	289	205	162
ET	Ethiopia	Residents															2	12	
		Non Residents															1	7	
		Total															3	19	
GH	Ghana	Residents																	
		Non Residents	1					1	1		2	2	1		2		5		4
		Total	1					1	1		2	2	1		2		5		4
GM	Gambia	Residents																	
		Non Residents	1					1			2	2	1	1		3		2	
		Total	1					1			2	2	1	1		3		2	
JP	Japan	Residents	33375	35743	34546	31475	32868	27875	36619	37441	33599	33562	34001	35844	34882	39317	37939	30671	29550
		Non Residents	728	871	895	775	905	979	1385	1267	1349	1325	1494	1574	1382	2038	2098	2263	1953
		Total	34103	36614	35441	32250	33773	28854	38004	38708	34948	34887	35495	37418	36264	41355	40037	32934	31503
KE	Kenya	Residents													22	42	26		
		Non Residents	1					1	1		6	2	1	10	10	9		5	
		Total	1					1	1		6	2	1	32	52	35		5	
LS	Lesotho	Residents																	
		Non Residents						1	11		2	2	1	1	4	3			
		Total						1	11		2	2	1	1	4	3			
MA	Morocco	Residents	186	248	391	295	259	351	339	289	286	258	317		442				
		Non Residents	26	8	12	27	39	28	25	16	21	28	57		73				
		Total	212	256	403	322	298	379	364	305	307	286	374		515				
MG	Madagascar	Residents									2	24	21			178	159	153	167
		Non Residents														7	1	2	
		Total														185	160	155	167
MW	Malawi	Residents	9		2	24	5	4	7	6	6	2					11	2	3
		Non Residents	4	7	4	6	2	2	9	1	6	3	1	2	2	5	14	3	9
		Total	13	7	6	30	7	6	16	7	12	5	1	2	2	5	25	5	12
MZ	Mozambique	Residents																	
		Non Residents																	4
		Total																	4
NA	Namibia	Residents						1		2									
		Non Residents					26	22		6									
		Total					26	23		8									

Office	NAME	Data	1986	1987	1988	1989	1990	1991	1992	1993	1994	1995	1996	1997	1998	1999	2000	2001	2002
NG	Nigeria	Residents																	
		Non Residents																	
		Total																	
OA	OAPI	Residents			33				13	66		102							
		Non Residents			4				5	14		12							
		Total			37				18	80		114	90				172		
RW	Rwanda	Residents																	
		Non Residents																	
		Total																	
SD	Sudan	Residents																	
		Non Residents		1				1		2	2	1	1			3			2
		Total		1				1		2	2	1	1			3			2
SL	Sierra Leone	Residents																	
		Non Residents																	2
		Total																	2
SZ	Swaziland	Residents																	
		Non Residents						1	17		2	1	1	1	1	4	3		3
		Total						1	17		2	1	1	1	1	4	3		3
TN	Tunisia	Residents	41			91	94	117		1142	113	98	109						
		Non Residents	2			3				42	4	5	5						
		Total	43			94	94	117		1184	117	103	114						
TZ	Tanzania	Residents																	
		Non Residents																	2
		Total																	2
UG	Uganda	Residents																	
		Non Residents		1				1		2	2	1	1	2	3				2
		Total		1				1		2	2	1	1	2	3				2
ZA	South Africa	Residents																	
		Non Residents							1087	1213									
		Total																	
ZM	Zambia	Residents		2	1	1							2						41
		Non Residents	1	7	1	1	13	2	4		2	12	1	1	3	3			14
		Total	1	9	2	2	13	2	4		2	12	3	1	3	3			55
ZR/CD	Zaire	Residents	110		13						91	253	761						
		Non Residents	15		20						3	1	1						
		Total	125		33						94	254	762						
ZW	Zimbabwe	Residents	20	10	8	4	2		7	11		13	7						
		Non Residents	5	16	6	10	8	7	21	15	2	15	6	2	3	4			8
		Total	25	26	14	14	10	7	28	26	2	28	13	2	3	4			8

商標出願

Office	Name	Data	1988	1989	1990	1991	1992	1993	1994	1995	1996	1997	1998	1999	2000	2001	2002	2003	2004	2005	2006		
AO	Angola	Direct Resident					93																
		Direct Non-Resident					1883																
		Madrid																					
		Total Applications					1976																
AP	ARIPO	Direct Resident							9				14			1		6					
		Direct Non-Resident											87	32		14		18					
		Madrid																					
		Total Applications							9				101	32		15		24					
BI	Burundi	Direct Resident		4	14	6	14	3	7	7	6										20		
		Direct Non-Resident		61	87	84	63	135	93	110	72											132	
		Madrid																					
		Total Applications		65	101	90	77	138	100	117	78											152	
CV	Cape Verde	Direct Resident					1																
		Direct Non-Resident																					
		Madrid																					
		Total Applications					1																
DZ	Algeria	Direct Resident	290	477	461	480	460	667	518	662	691		765	945	1236	1418	1313	1488	1266	1676	2477		
		Direct Non-Resident	668	694	619	695	1101	662	733	1016	1419	1650	979	1023	1018	1107	1278	920	1308	1693	1921		
		Madrid		3186	3226	3096	3685	4228	3956	3474	2397	2362	2455	2287	2352	2240	1810	1871	1934	2376	2478		
		Total Applications	958	4357	4306	4271	5246	5557	5207	5152	4507	4012	4199	4255	4606	4765	4401	4279	4508	5745	6876		
EG	Egypt	Direct Resident																					
		Direct Non-Resident																					
		Madrid										2922	3154	3202	3013	3159	3216	2496	2404	2505	2947	3208	
		Total Applications										2922	3154	3202	3013	3159	3216	2496	2404	2505	2947	3208	
ET	Ethiopia	Direct Resident	34	128	177	156		235	345	239													
		Direct Non-Resident	282	378	289	296		238	72	103													
		Madrid																					
		Total Applications	316	506	466	452		473	417	342													
GH	Ghana	Direct Resident		42	57	78	101	197	171														
		Direct Non-Resident		212	232	346	356	308	358														
		Madrid																					
		Total Applications		254	289	424	457	505	529														
GM	Gambia	Direct Resident																					
		Direct Non-Resident	92																				
		Madrid																					
		Total Applications	92																				
GN	Guinea	Direct Resident				20																	
		Direct Non-Resident																					
		Madrid																					
		Total Applications				20																	
KE	Kenya	Direct Resident	356	350		210			314			467	483	418									
		Direct Non-Resident	509	582		502			710				1207	1269	1025								
		Madrid												472	1262	1548	1442	1166	1073	1213	1484	1567	
		Total Applications	865	932		712			1024				1674	2224	2705	1548	1442	1166	1073	1213	1484	1567	
LR	Liberia	Direct Resident				104		65															
		Direct Non-Resident				579		305															
		Madrid										1272	1415	1478	1218	1227	1018	760	665	716	766	740	
		Total Applications				683		370				1272	1415	1478	1218	1227	1018	760	665	716	766	740	
LS	Lesotho	Direct Resident					1					15											
		Direct Non-Resident		98				580		668	903												
		Madrid													656	1083	990	774	668	771	981	900	
		Total Applications		98				581		668	918				656	1083	990	774	668	771	981	900	
MA	Morocco	Direct Resident	1403	1236	1228	1446	1549	2776	3403	2711	4500		2368		2553						5637		
		Direct Non-Resident	583	569	681	621	799	1444	1299	1853	2019		1127		1256							1365	
		Madrid										3135	3312	3413	3283	3583	3499	2849	2875	3096	4004	4240	
		Total Applications	1986	1805	1909	2067	2348	4220	4702	4564	9654	3312	6908	3283	7392	3499	2849	2875	3096	4004	11242		
MG	Madagascar	Direct Resident							57	91	150				176	224	236	162	497	411	439	445	
		Direct Non-Resident								714	952	350				334	410	336	293	334	321	419	432
		Madrid																					
		Total Applications								771	1043	500				510	634	572	455	831	732	858	877
MU	Mauritius	Direct Resident	110		213	178	211	237	395	306	395	414	475										
		Direct Non-Resident	231		302	335	428	279	437	585	596	630	633										
		Madrid																					
		Total Applications	341		515	513	639	516	832	891	991	1044	1108										

Office	Name	Data	1988	1989	1990	1991	1992	1993	1994	1995	1996	1997	1998	1999	2000	2001	2002	2003	2004	2005	2006		
MW	Malawi	Direct Resident	29	106	135	83	69	126	184	126	86	73	87	88	105	146	138				222		
		Direct Non-Resident	189	316	284	369	330	323	448	492	538	648	475	563	618	495	440					582	
		Madrid																					
		Total Applications	218	422	419	452	399	449	632	618	624	721	562	651	723	641	578						804
MZ	Mozambique	Direct Resident																					
		Direct Non-Resident																					
		Madrid												172	1308	1371	1162	931	831	889	1137	1202	
		Total Applications												172	1308	1371	1162	931	831	889	1137	1202	
NA	Namibia	Direct Resident			55	62		57															
		Direct Non-Resident			2048	1392		1257															
		Madrid																					
		Total Applications			2103	1454		1314															
NG	Nigeria	Direct Resident			1392																		
		Direct Non-Resident			614																		
		Madrid																					
		Total Applications			2006																		
OA	OAPI	Direct Resident	72	148	95	73	88	112	159	116	132		271	354	368								
		Direct Non-Resident	705	745	805	740	1027	949	966	1100	1636		1273	1397	1528								
		Madrid																					
		Total Applications	777	893	900	813	1115	1061	1125	1216	1768		1544	1751	1896								
RW	Rwanda	Direct Resident	22	10	16	9	3		1							5							
		Direct Non-Resident	122	71	69	64	65		44							124							
		Madrid																					
		Total Applications	144	81	85	73	68		45							129							
SC	Seychelles	Direct Resident	7	7	3	31	3			16	12										16		
		Direct Non-Resident	91	118	195	156	115				269	362									196		
		Madrid																					
		Total Applications	98	125	198	187	118				285	374										212	
SD	Sudan	Direct Resident																					
		Direct Non-Resident																					
		Madrid										1508	1482	1514	1283	1247	1063	795	796	797	907	938	
		Total Applications										1508	1482	1514	1283	1247	1063	795	796	797	907	938	
SL	Sierra Leone	Direct Resident								25													
		Direct Non-Resident								187													
		Madrid											208	994		1212	1038	787	698	793	986	945	
		Total Applications											212	208	994	1212	1038	787	698	793	986	945	
SZ	Swaziland	Direct Resident																					
		Direct Non-Resident			565		616																
		Madrid																					
		Total Applications			565		616																
TN	Tunisia	Direct Resident		259	315	425		1988	654	903	984												
		Direct Non-Resident		1115	1116	1140		2605	1700	1816	1900												
		Madrid																					
		Total Applications		1374	1431	1565		4593	2354	2719	2884												
TZ	Tanzania	Direct Resident	98	98																			
		Direct Non-Resident	234	279																			
		Madrid																					
		Total Applications	332	377																			
UG	Uganda	Direct Resident	18	14	27	45	26																
		Direct Non-Resident	140	84	131	114	223																
		Madrid																					
		Total Applications	158	98	158	159	249																
ZA	South Africa	Direct Resident	8574	8666	7431	7052	7047	7858	11458	12146	10334												
		Direct Non-Resident	3188	3547	3837	3920	4388	4671	6737	9035	8074							25563	22895	24193	28331		
		Madrid																					
		Total Applications	11762	12213	11268	10972	11435	12529	18195	21181	18408								25563	22895	24193	28331	
ZM	Zambia	Direct Resident	33	15	14	45	25	41		105	67		144	189		213							
		Direct Non-Resident	231	310	311	427	395	419		696	686		679	770		582							
		Madrid														35	554	682	783	1077	1101		
		Total Applications	264	325	325	472	420	460		801	753		823	959		830	554	682	783	1077	1101		
ZR/CZ	Zaire	Direct Resident	90						250	189	312												
		Direct Non-Resident	250								289	397											
		Madrid																					
		Total Applications	340								250	478	709										
ZW	Zimbabwe	Direct Resident	286	321	372	425	303	315	600	508	411			1		1							
		Direct Non-Resident	546	744	735	830	955	914		1418	1779												
		Madrid																					
		Total Applications	832	1065	1107	1255	1258	1229	600	1926	2190					1	1						

商標登録

Office	Name	Data	1988	1989	1990	1991	1992	1993	1994	1995	1996	1997	1998	1999	2000	2001	2002	2003	2004	2005	2006
AO	Angola																				
AP	ARIPO	Direct Resident															3				
		Direct Non-Resident											12	32		18					
		Madrid																			
		Total Registrations											12	32		21					
BI	Burundi	Direct Resident		4	14	6	14	3	7	7	6										20
		Direct Non-Resident		61	87	84	63	135	93	110	72										132
		Madrid																			
		Total Registrations		65	101	90	77	138	100	117	78										152
CV	Cape Verde																				
DZ	Algeria	Direct Resident	320	447	425	516	455	738	507	592	661		526	769	1248	1524	1283	1335		388	970
		Direct Non-Resident	697	647	643	594	975	833	777	782	1184		721	856	970	1001	1303	754		344	836
		Madrid	2887	3186	3226	3096	3685	4228	3956	3474	2397	2362	2455	2287	2352	2240	1810	1871	1934	2318	2389
		Total Registrations	3904	4280	4294	4206	5115	5799	5240	4848	4242	2362	3702	3912	4570	4765	4396	3960	1934	3050	4195
EG	Egypt	Direct Resident																2134			
		Direct Non-Resident																			
		Madrid									2285	2630	2841	2690	2700	2896	2247	2151	2293	2800	3088
		Total Registrations									2285	2630	2841	2690	2700	2896	4381	2151	2293	2800	3088
ET	Ethiopia	Direct Resident	34	123	177	156		235	345	239											
		Direct Non-Resident	282	378	289	296		238	73	103											
		Madrid																			
		Total Registrations	316	501	466	452		473	418	342											
GH	Ghana	Direct Resident		41	38	13	14	6	11												
		Direct Non-Resident		133	201	225	114	88	32												
		Madrid																			
		Total Registrations		174	239	238	128	94	43												
GM	Gambia	Direct Resident																			
		Direct Non-Resident	135																		
		Madrid																			
		Total Registrations	135																		
GN	Guinea																				
KE	Kenya	Direct Resident	218	249		193			145				248	250							
		Direct Non-Resident	393	378		315			512				812								
		Madrid											472	1262	1548	1442	1166	1072	1210	1483	1566
		Total Registrations	611	627		508			657				1532	1512	1548	1442	1166	1072	1210	1483	1566
LR	Liberia	Direct Resident				104		62													
		Direct Non-Resident				542		295													
		Madrid										1272	1415	1478	1218	1227	1018	760	665	716	766
		Total Registrations				646		357				1272	1415	1478	1218	1227	1018	760	665	716	766
LS	Lesotho	Direct Resident																			
		Direct Non-Resident		98				82		19	29			5		18					
		Madrid												656	1083	990	774	668	771	981	900
		Total Registrations		98				82		19	29			661	1083	1008	774	668	771	981	900
MA	Morocco	Direct Resident	1403	1236	1228	1446	1549	2776	3403	2711	4500		2368								646
		Direct Non-Resident	583	569	681	621	799	1444	1299	1853	2019		1127								41
		Madrid																			
		Total Registrations	1986	1805	1909	2067	2348	4220	4702	4564	9654	3312	6908	3283	3582	3499	2849	2875	3095	4004	4238
MG	Madagascar	Direct Resident								54	61			64	213	136	309	159	501	411	439
		Direct Non-Resident								636	869			181	401	226	459	306	335	321	419
		Madrid																			
		Total Registrations								690	930				245	614	362	768	465	836	858
MU	Mauritius	Direct Resident	68		73	100	127	168	135	107	115	144	129								
		Direct Non-Resident	210		158	274	356	434	352	394	373	504	368								
		Madrid																			
		Total Registrations	278		231	374	483	602	487	501	488	648	497								

Office	Name	Data	1988	1989	1990	1991	1992	1993	1994	1995	1996	1997	1998	1999	2000	2001	2002	2003	2004	2005	2006		
MW	Malawi	Direct Resident	30	41	66	17	74	36	56	78	10	44	45	42	24	51	81				96		
		Direct Non-Resident	167	171	236	126	301	180	111	223	306	378	275	254	208	588	367					274	
		Madrid																					
		Total Registrations	197	212	302	143	375	216	167	301	316	422	320	296	232	639	448					370	
MZ	Mozambique	Direct Resident																					
		Direct Non-Resident																					
		Madrid												172	1308	1371	1162	931	831	889	1137	1202	
		Total Registrations												172	1308	1371	1162	931	831	889	1137	1202	
NA	Namibia	Direct Resident			1	4																	
		Direct Non-Resident			375	529																	
		Madrid																					
		Total Registrations			376	533															136	921	1061
NG	Nigeria	Direct Resident																					
		Direct Non-Resident																					
		Madrid																					
		Total Registrations																			136	921	1061
OA	OAPI	Direct Resident							159	103	181												
		Direct Non-Resident							966	1043	2089												
		Madrid																					
		Total Registrations							1125	1146	2270												
RW	Rwanda	Direct Resident	10	10	16	9	3			1						5							
		Direct Non-Resident	122	71	61	63	63			44						104							
		Madrid																					
		Total Registrations	132	81	77	72	66			45						109							
SC	Seychelles	Direct Resident	2	5	3	15					1	1							2				
		Direct Non-Resident	108	88	152	155	107				36	253							307				
		Madrid																					
		Total Registrations	110	93	155	170	107				37	254								309			
SD	Sudan	Direct Resident																					
		Direct Non-Resident																					
		Madrid										1508	1482	1514	1283	1247	1063	795	796	797	906	937	
		Total Registrations										1508	1482	1514	1283	1247	1063	795	796	797	906	937	
SL	Sierra Leone	Direct Resident								116													
		Direct Non-Resident								552													
		Madrid											208	994	1112	1212	1038	787	698	793	986	945	
		Total Registrations								668			208	994	1112	1212	1038	787	698	793	986	945	
SZ	Swaziland	Direct Resident																					
		Direct Non-Resident		565			616							12	26		19						
		Madrid												18	859	1190	1035	828	704	818	1077	1020	
		Total Registrations		565			616							30	885	1190	1054	828	704	818	1077	1020	
TN	Tunisia	Direct Resident		259	315	425		1988	654	903	984												
		Direct Non-Resident		1115	1116	1140		2605	1700	1816	1900												
		Madrid																					
		Total Registrations		1374	1431	1565		4593	2354	2719	2884												
TZ	Tanzania	Direct Resident																					
		Direct Non-Resident																					
		Madrid																					
		Total Registrations																					
UG	Uganda	Direct Resident	20	8	6	27	24																
		Direct Non-Resident	82	53	65	73	171										3						
		Madrid																					
		Total Registrations	102	61	71	100	195										3						
ZA	South Africa	Direct Resident	1979	3345	3821	2812	12246		6151	6027													
		Direct Non-Resident	1325	1748	2164	1400	5919		4303	4286								23108	16246	16426	19895		
		Madrid																					
		Total Registrations	3304	5093	5985	4212	18165		10454	10313								23108	16246	16426	19895		
ZM	Zambia	Direct Resident	7	11	4	20	5	4		4	11		31	39		95							
		Direct Non-Resident	222	182	262	317	236	189		71	146		534	399		773	554						
		Madrid														35	554	682	783	1077	1101		
		Total Registrations	229	193	266	337	241	193		75	157		565	438		903	1108	682	783	1077	1101		
ZR/C	Zaire	Direct Resident	89						248	186	205												
		Direct Non-Resident	250							271	289	374											
		Madrid																					
		Total Registrations	339							519	475	579											
ZW	Zimbabwe	Direct Resident	200	272	171	233	279	227	246	380	314					2							
		Direct Non-Resident	390	527	495	658	771	794	883	1089	1184		8	32		18							
		Madrid																					
		Total Registrations	590	799	666	891	1050	1021	1129	1469	1498		8	32		20							

4 アフリカ広域知財機関（ARIPO、OAPI）の概要

4_1 ARIPO

4_2 OAPI

4.1 ARIPO

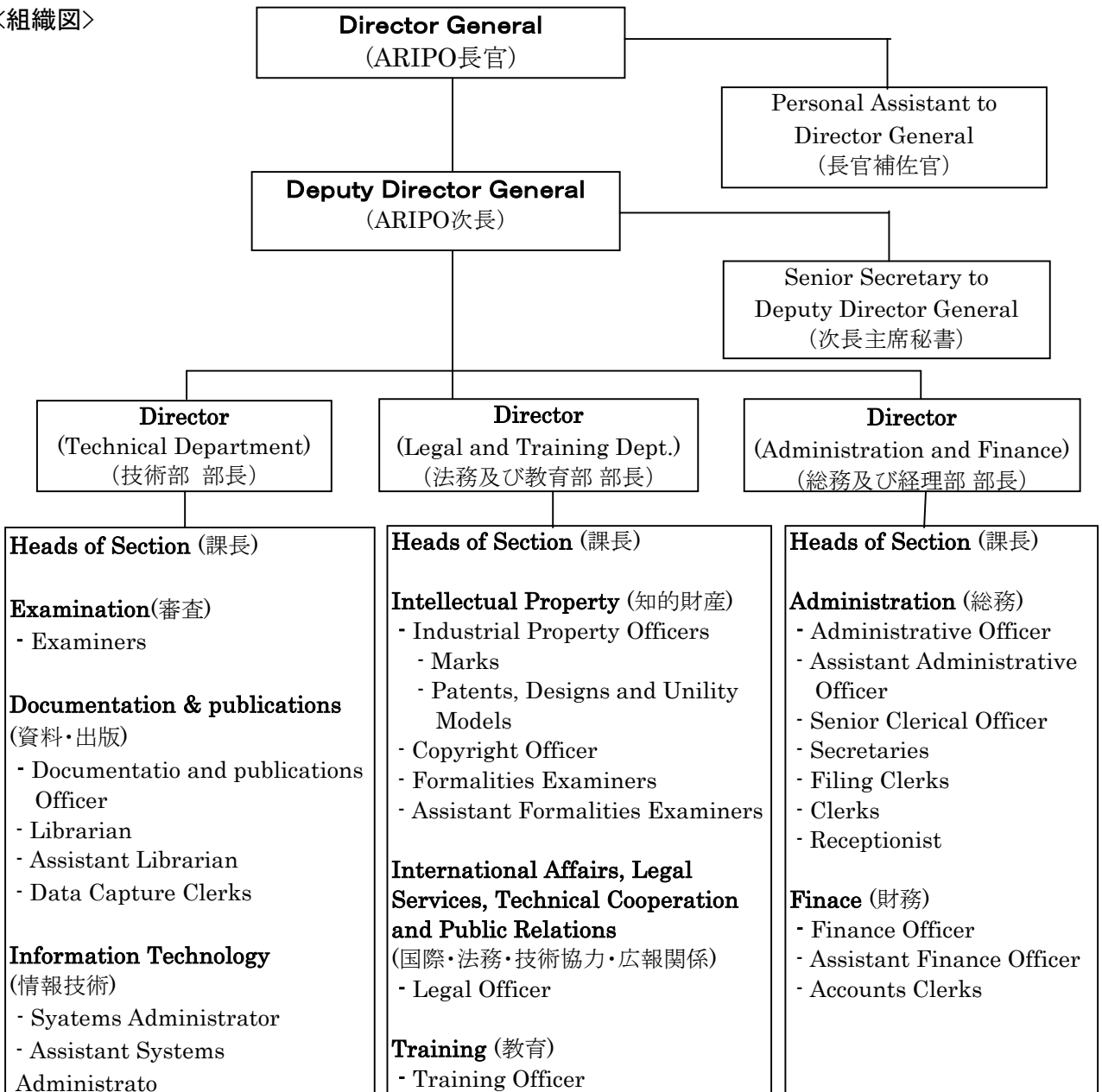
②名称	African Regional Intellectual Property Organization (ARIPO) アフリカ地域産業財産権機構 (AP)				
③所在地	P.O.Box 4228, 11 Natal Road, Belgravia, Harare				
④連絡先	(電話) (263 4) 794 054		(FAX) (263 4) 794 072		
	(E-mail) aripo@ecoweb.co.zw		(internet) http://www.aripo.org		
⑤組織の長	Director General: Mr. Gift Huggins Sibanda (国籍:ジンバブエ共和国) (生年月日): 1957年9月15日				
	(学歴): 1972-1976年 ザンビア St. Edwund's Christian Brothers secondary School				
	1977-1983年 モスクワ Friendship大学 法学修士				
	(経歴): 1983-1984年 ジンバブエ 司法法務省 審査官				
	1884-1986年 WIPO 特許情報オフィサー				
	1987-1991年 ARIPO 特許情報オフィサー				
	1991-2004年 ARIPO シニア特許情報オフィサー				
	2005年1月1日 ARIPO長官に就任				
⑥沿革	(1) 1976年12月、ルカサ(ザンビア)での外交官会議で採択された工業所有権機関設立に関する協定(ルカサ協定)を起源とする。このルカサ協定は、1978年に発効した。				
	(2) ルカサ協定は、1986年に「アフリカ広域工業所有権機関 (ARIPO) の設立に関する協定」に改定された。				
	(3) ルカサ協定に基づき1982年にARIPOの枠内で特許及び意匠に関する議定書がハラレ(ジンバブエ)で採択され、この議定書により、ARIPO事務局を通して、議定書締約国のために特許を付与し、意匠を登録し、特許及び意匠を管理する権限が与えられている。ARIPO制度は、付加的で、加盟国の国内制度にとって代るものではない。 ハラレ議定書の締約国:ボツワナ、ガンビア、ガーナ、ケニア、レソト、マラウイ、モザンビーク、スーダン、シェラレオネ、スワジランド、タンザニア、ウガンダ、ザンビア、ジンバブエ、及びナミビア(15ヶ国) ソマリアは、批准していない。				
	(4) 2001年に改正のハラレ議定書に、実用新案の付与が規定された。				
	(5) ルカサ協定に基づき、1993年、バンジュール(ガンビア)でARIPOの枠内での標章に関するバンジュール議定書が採択された。このバンジュール議定書は、加盟国のうち指定された国において有効な標章を、ARIPO事務局が登録する、と規定している。このバンジュール議定書に拘束される国は、ボツワナ、レソト、マラウイ、ナミビア、スワジランド、タンザニア、ウガンダ、ジンバブエの8ヶ国である。 (Botswana, Lesotho, Malawi, Namibia, Swaziland, Tanzania, Uganda, Zimbabwe)				
⑦所管	特許、実用新案、意匠、商標、著作権				
⑧職員数	職員数: 35名				
	審査官: 20名 (特許 6名、実用新案 6名、意匠 6名、商標 2名)				
	審判長: 5名 事務官: 4名 他に6名の職員がいる。				
⑨予算	(2001年度): 約 400,000 US\$		(約 4,520万円 1US\$=113JPY)		
	(2002年度): 約 400,000 US\$		(約 4,520万円 1US\$=113JPY)		
	(2003年度): 約 400,000 US\$		(約 4,520万円 1US\$=113JPY)		
	(2004年度): 約 400,000 US\$		(約 4,520万円 1US\$=113JPY)		
	(2005年度): 約 400,000 US\$		(約 4,520万円 1US\$=113JPY)		
	(2006年度): 約 400,000 US\$		(約 4,680万円 1US\$=117JPY)		
	(2007年度):				
⑩加盟条約	WIPO	パリ	ベルヌ	マドリッド原	マドリッド商
	マドプロ	ヘーグ	ニース	リスボン	ローマ
	ロカルノ	PCT	ストラスブール	レコード	ウィーン
	衛星	ブダペスト	ナイロビ	フィルム	TLT
	WCT	WPPT	PLT	UPOV	WTO

4.1 ARIPO

②名称	African Regional Intellectual Property Organization (ARIPO) アフリカ地域産業財産権機構 (AP)					
⑪統計データ	出願件数		2004年	2005年	2006年	2007年
	特許	全数	244	283	393	423
		(内 外国出願)				
		(日本から)	3	0	0	0
		主な日本企業	石原産業、麒麟麦酒、三共製薬、宇部興産			
	意匠	全数	19	22	43	64
		(内 外国出願)				
	商標	全数	48	57	125	85
		(内 外国出願)				
	登録件数		2004年	2005年	2006年	2007年
	特許	全数	126	164	176	98
		(内 外国出願)				
		(内 PCTルート)				
	意匠	全数	11	15	10	16
(内 外国出願)						
商標	全数	25	18	25	18	
	(内 外国出願)					
出典: (ARIPO長官から書簡)						

⑫ 組 織

<組織図>



①名称	African Regional Intellectual Property Organization (AP) アフリカ地域産業財産権機構 (ARIPO)	
特許制度	②最新特許法の施行年月日	2000年 1月 1日施行
	③地理的効力の範囲	ボツワナ、ガンビア、ガーナ、ケニア、レソト、マラウイ、ナミビア、ソマリア、タンザニア、シエラレオネ、スーダン、モザンビーク、スワジランド、ウガンダ、ザンビア、ジンバブエ
	④他国制度との関係	ルカサ協定加盟国に協定の効力が及ぶ。
	⑤出願人資格	発明者、承継人(自然人、法人)及びその他(代表者) (議定書施行規則5(5c))
	⑥現地代理人の要不要、資格	要。弁護士、弁理士 (議定書第2章(4b))
	⑦出願言語	英語 (議定書施行規則5(2))
	⑧特許権の成立・存続期間	出願日から20年 (議定書第3章(10))
	⑨新規性の判断基準	内外国公知外国、内外国刊行物 (議定書第3章(9))
	⑩グレースピリオド*	有。公認の博覧会における展示による開示日から6ヶ月。 (議定書第3章(9))
	⑪非特許対象	(各加盟国の国内法に委ねられている)
	⑫実体審査の有無	有。方式要件を満たしているものについては、ARIPO事務局が新規性及び特許性についての調査を自ら行って、又はEPO等の外国で行なうように手配して行っている。調査報告書及び審査報告書により審査が行われ、特許が付与される。 (議定書施行規則18(2))
	⑬審査請求制度の有無	無
	⑭優先審査・早期審査の概要	無
	⑮出願公開制度の有無	有。出願日から18ヶ月経過後に公開される(議定書施行規則19bis(1))
	⑯付与前異議申立制度の有無	無
	⑰付与後異議申立・無効審判制度の有無	無
	⑱機械化状況	(1) 電子出願は、2008年までに開始する計画である (2) 出願から登録及び料金計算までの処理システムの自動化を行っている。 (3) 審査は、オンライン・サーチによる。 (4) 情報の送信は自動化されていない。加盟国の中に、未だ自動化ができていない国があるため。
	⑲費用 単位 US\$ (米ドル)	[出願から登録までに掛かる費用] 出願料 250 US\$ 優先権主張料 審査請求料 登録料 300 US\$ [特許権維持に掛かる費用] 年金 1年次 40 US\$ 8年次 180 US\$ 15年次 320 US\$ 2年次 60 US\$ 9年次 200 US\$ 16年次 370 US\$ 3年次 80 US\$ 10年次 220 US\$ 17年次 420 US\$ 4年次 100 US\$ 11年次 240 US\$ 18年次 470 US\$ 5年次 120 US\$ 12年次 260 US\$ 19年次 520 US\$ 6年次 140 US\$ 13年次 280 US\$ 20年次 570 US\$ 7年次 160 US\$ 14年次 300 US\$ (各1指定国につき)
	⑳料金減免措置の有無	無
	(21)PCTにおける国内料金の減免の有無	無

①名称	African Regional Intellectual Property Organization (AP) アフリカ地域産業財産権機構 (ARIPO)					
意匠制度	②最新意匠法の施行年月日	2000年1月1日施行				
	③地理的効力の範囲	ボツワナ、ガンビア、ガーナ、ケニア、レソト、マラウイ、ナミビア、ソマリア、タンザニア、シエラレオネ、スーダン、モザンビーク、スワジランド、ウガンダ、ザンビア、ジンバブエ				
	④他国制度との関係	ルカサ協定加盟国に協定の効力が及ぶ。				
	⑤出願人資格	英語 (議定書施行規則5(2))				
	⑥現地代理人の要不要、資格	要。弁護士、弁理士 (議定書第2章(4b))				
	⑦出願言語	創作者、承継人(自然人、法人)、その他(代表者)				
	⑧存続期間	出願日から10年 (議定書第4章(6))				
	⑨新規性の判断基準	内外国公知、内外国刊行物 (議定書第3章(9))				
	⑩「グレースピリオド」	有。公認の博覧会における展示による開示日から6ヶ月。 (議定書第3章(9))				
	⑪不登録対象	(各加盟国の国内法に委ねられている)				
	⑫実体審査の有無	無。ARIPO事務局において方式要件のみが審査され、登録の可能性についての審査は各加盟国に委ねられている。				
	⑬審査請求制度の有無	無				
	⑭優先審査・早期審査の概要	無				
	⑮部分意匠制度の有無	有。議定書には規定はないが、各加盟国に委ねられて、通常の意匠と同様に保護されている。				
	⑯関連意匠制度の有無	無				
	⑰「組物」の意匠の有無	無				
	⑱意匠分類	国際分類(ロカル分類)を採用している。(ロカルノ協定には未加盟)				
	⑲出願公開制度の有無	無。出願公開制度はないが、出願は登録後、ARIPO公報により公告(公開)される。				
	⑳秘密意匠制度の有無有無	無				
	(21)付与前異議申立制度の有無	無。(規定にはないが、関係する指定国の国内法に基いて異議申立を行なうことができる)				
	(22)付与後異議申立・無効審判制度有無	無				
	(23)機械化状況	(1) 電子出願は、2008年までに開始する計画である (2) 出願から登録及び料金計算までの処理システムの自動化中。 (3) 審査は、オンライン・サーチによる。 (4) 情報の送信は自動化されていない。加盟国の中に、未だ自動化ができていない国があるため。				
	(24)費用 単位 US\$ (米ドル)	[出願から登録までに掛かる費用] 出願料 50 US\$ 優先権主張料 審査請求料 登録料 75 US\$ [意匠権維持に掛かる費用] 存続期間 1年次 10 US\$ 5年次 18 US\$ 9年次 32 US\$ 更新料 2年次 12 US\$ 6年次 20 US\$ 10年次 36 US\$ 3年次 14 US\$ 7年次 24 US\$ 4年次 16 US\$ 8年次 28 US\$				
	(25)料金減免措置	無				

①名称	African Regional Intellectual Property Organization (AP) アフリカ地域産業財産権機構 (ARIPO)	
商標制度	②最新商標法の施行年月日	2000年 1月 1日施行
	③地理的効力の範囲	レソト、マラウイ、スワジランド、タンザニア、ジンバブエ (バンジュール議定書の締約国は、この5ヶ国であるが、何れの国においてもARIPO商標登録を認める又はその効果を与える国内法制度が制定されていない)
	④他国制度との関連	バンジュール議定書に拘束される5ヶ国協定加盟国に協定の効力が及ぶ。
	⑤商標法の保護対象	商品、役務、団体商標、証明商標、地理的表示、商号
	⑥商標の種類	文字商標、図形商標、記号商標、立体商標、結合商標、色彩商標
	⑦出願人資格	指定する国で商標を使用している又は商標を使用する意思を有する者(自然人、法人)、その他(代表者)
	⑧現地代理人の要否、資格	要。 (議定書第2章(2:2))
	⑨出願言語	英語
	⑩商標権の成立・存続期間	出願日から10年。その後、10年ごとに無限に更新できる。 (議定書第7章(7:1)、(7:2))
	⑪グレースピリット	無
	⑫不登録対象	加盟国の国内法に従う。
	⑬防護標章制度の有無	無
	⑭周知商標制度の有無	有。ARIPOの商標法には「周知商標」についての規定はなく、各国の国内法に任されている。周知商標の出願については、各加盟国の方針がARIPOに通知されることになる。
	⑮一出願多区分制度の有無	有
	⑯実体審査の有無	有。(方式要件を満たしているとARIPO事務局は指定国にその旨を通知し、各国の国内法によって審査される) (議定書第6章)
	⑰審査請求制度の有無	無
	⑱優先審査・早期審査の有無	無
	⑲出願公開制度の有無	無。出願公開制度はないが、ARIPO事務局から出願の通知が各指定国に送付されて各指定国において審査が行なわれ、ARIPO事務局は通知の日から12ヶ月の期間内に拒絶の通知を受理しなかったとき、又は出願を拒絶後に登録を認めた通知を受けたときは、ARIPO公報により公告(公開)される。(議定書第6bis章)
	⑳付与前異議申立制度の有無	無。(規定にはないが、関係する指定国の国内法に基づいて異議申立を行なうことができる。)
	(21)付与後異議申立・無効審判制度の有無	無
	(22)不使用取消制度の有無	加盟国の国内法に従う。 (議定書第8章(8:2))
	(23)商標の分類	国際分類(ニース分類)を採用している。(ニース協定には未加盟)
	(24)図形要素の分類	国際図形分類(ウィーン分類)を採用している。(ウィーン協定には未加盟)
	(25)機械化状況	(1) 電子出願は、2008年までに開始する計画である (2) 出願から登録及び料金計算までの処理システムの自動化中。 (3) 審査は、オンライン・サーチによる。 (4) 情報の送信は自動化されていない。加盟国の中に、未だ自動化ができていない国があるため。 (5) 加盟国とのインターネット・アクセスは、加速化されている。
	(26)費用 単位 US\$ (米ドル)	[出願から登録までに掛かる費用] 出願料 100 US\$(基本出願手数料) 50 US\$(最初の分類についての手数料、各指定国につき) 10 US\$(第2の分類以降についての追加手数料、各指定国につき) 登録料 100 US\$(最初の分類について、各指定国につき) 50 US\$(第2の分類以降について、各指定国につき) [商標権維持に掛かる費用] 存続期間更新料 100 US\$(最初の分類について、各指定国につき) 50 US\$(第2の分類以降について、各指定国につき)
(27)料金減免措置の有無	無	

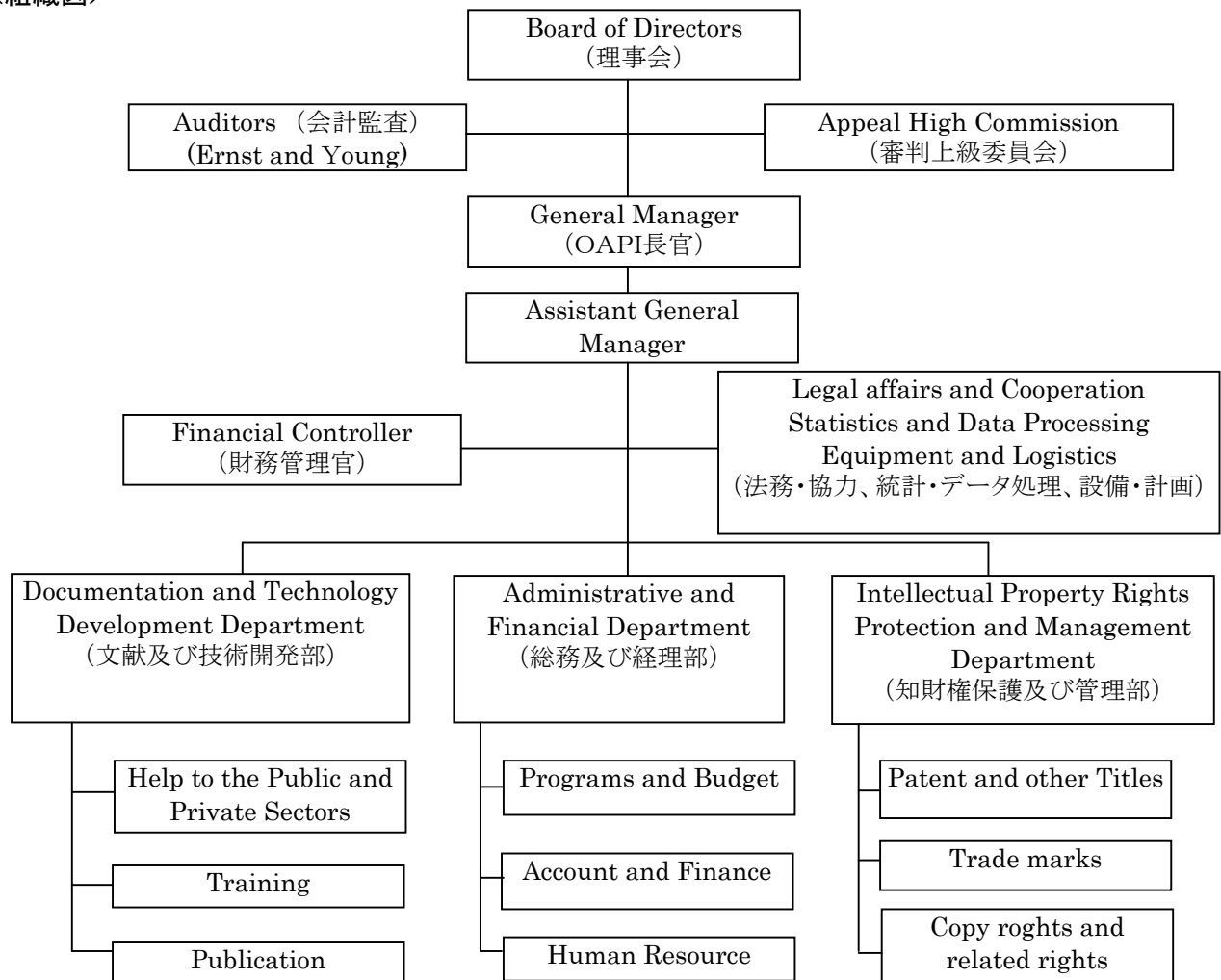
4_2 OAPI

②名称	African Intellectual Property Organization (OAPI) アフリカ知的所有権機構(OA)				
③所在地	BP 887 Yaoundé Cameroun				
④連絡先	(電話) (237) 220 57 00/ 220 39 11 (FAX) (237) 220 57 27/ 220 57 21				
	(E-mail) oapi.ca@oapi.oa.wipo.net (internet) http://www.oapi.wipo.net				
⑤組織の長	General Manager:				
	Mr. Paulin EDOU EDOU (ガボン共和国)				
	2007年8月1日 OAPI長官に就任(任期は5年間)				
⑥沿革	(1) アフリカの南部からサハラにかけて広がる旧フランス領植民地の12ヶ国(ブラザビル・グループ)は、アフリカ・マダガスカル同盟を結成している。この同盟国における工業所有権の分野について、リーブルビル協定が1962年9月13日に署名され、共同特許庁の設立並びに発明、意匠及び商標の保護のための共通な広域法の公布が決められた。この協定は加盟12ヶ国で批准され、1964年1月1日に発効した。				
	(2) この共同特許庁は、アフリカ・マダガスカル工業所有権庁(OAMPI)と呼ばれ、カメルーン共和国のヤウンデに開設された。				
	(3) リーブルビル協定で規定された統一工業所有権法は、アフリカ・マダガスカル同盟国の全領域に共通な、共同特許庁への特許、意匠及び商標の出願の手続法が定められている。				
	(4) ブラザビル・グループは、1977年3月にバンギにおいて、アフリカ・マダガスカル工業所有権局設立に関する協定を改訂するアフリカ知的所有権機関の設立に関する協定(バンギ協定)を取決めた。このバンギ協定は、リーブルビル協定の完全な改正である。このバンギ協定により、OAMPIの名称はOrganisation Africaine de la Propriété Intellectuelle (OAPI)に改称された。このバンギ協定は、1982年2月8日に発効した。また、1999年2月24日に改正法が施行された。				
	(5) OAPIは、2008年9月16日に国際意匠登録のためのヘーグ協定ジュネーブアクトを批准した。 (http://www.wipo.int/wipo_magazine/en/2008/04/article_0006.html)				
⑦所管	特許、実用新案、意匠、商標、原産地表示、半導体集積回路の回路配置の保護、新植物品種の保護、商号、文芸及び美術作品の保護				
⑧職員数	職員数: 79名				
	審査官: 14名(特許 5名、実用新案 1名、意匠 2名、商標 6名)				
	審判官: 3名 事務官: 62名				
⑨予算	(2001年): 2,760 million FCFA (4.21 million EUR 1EUR=655FCFA)				
	(2002年): 3,040 million FCFA (4.64 million EUR 1EUR=655FCFA)				
	(2003年): 3,160 million FCFA (4.82 million EUR 1EUR=655FCFA)				
	(2004年): 3,365 million FCFA (5.14 million EUR 1EUR=655FCFA)				
	(2005年): million FCFA (million EUR 1EUR=655FCFA)				
	(2006年): million FCFA (million EUR 1EUR=655FCFA)				
⑩加盟条約	WIPO	パリ	ベルヌ	マドリッド原	マドリッド商
	○	○			
	マドプロ	ヘーグ	ニース	リスボン	ローマ
		○			
	ロカルノ	PCT	ストラスブール	レコード	ウィーン
		○			
衛星	ブダペスト	ナイロビ	フィルム	TLT	
WCT	WPPT	PLT	UPOV	WTO	

②名称		African Intellectual Property Organization (OAPI) アフリカ知的所有権機構(OA)				
⑪統計データ	出願件数		2002年	2003年	2004年	2005年
	特許	全数	401	350	350	176
		(内 同盟外出願)	359	279	281	
		(日本から)	5	3	6	2
	意匠	全数	174	211	152	
		(内 同盟外出願)				
	商標	全数	1,834	1,835	2,050	
		(内 同盟外出願)				
	登録件数		2002年	2003年	2004年	2005年
	特許	全数				
		(内 同盟外出願)				
	意匠	全数				
(内 同盟外出願)						
商標	全数					
	(内 同盟外出願)					
出典: Annual Statistics						

⑫ 組織

<組織図>



OAPI長官代理: Mrs. Juliette DOUMATEY AYITE (ベナン)

財務管理官: Mr. Ibrahima SENE BABACAR (セネガル共和国)

法律顧問、協力部部長: Mr. Batanga Maurice

文献及び技術開発部: Mrs. Posso Elian

総務及び経理部: Mr. Moussa Haruna

知財保護及び管理部: Mr. Ibrahima Tarore

①名称	African Intellectual Property Organization (OAPI) アフリカ知的所有権機構	
特許制度	②最新特許法の施行年月日	1999年 2月24日施行
	③地理的効力の範囲	バンギ協定加盟国の国内のみ
	④他国制度との関係	無
	⑤出願人資格	発明者及び承継人(自然人、法人) (特許法第33条(1))
	⑥現地代理人の要不要、資格	要。代理人はOAPI加盟国内に居住する人であればよい。 (バンギ協定第6条(3))
	⑦出願言語	フランス語、英語
	⑧特許権の成立・存続期間	出願日又は優先日から10年。以後、5年ずつ2回更新できる。(最長20年) (特許法第9条)
	⑨新規性の判断基準	内外国公知、内外国刊行物 (特許法第3条(2))
	⑩グレースピリオド	有。次のケースが規定されている。(特許法第3条(3)) (1) 出願人又は承継人に対する濫用による開示日から12ヶ月 (2) 出願人又は承継人による公認の国際博覧会における展示日から12ヶ月
	⑪非特許対象	(1) 公序良俗に反する発明 (2) 科学理論、数学理論 (3) 植物又は動物の品種及び植物の栽培又は動物の品種改良についての本質的に生物学的方法 (4) 事業を行うための、純心理学的な行為をなすための、又はゲームをするための方法、理論及び規則 (5) 人体又は動物の体の治療方法及び診断方法 (6) 情報の提示 (7) コンピュータ・プログラム (8) 純粋に装飾的な発明 (特許法第6条)
	⑫実体審査の有無	有。(特許法第20条)
	⑬審査請求制度の有無	無
	⑭優先審査・早期審査の概要	無
	⑮出願公開制度の有無	無。出願公開制度はないが、方式要件が満たされれば登録され、公報に公告(公開)される。(特許法第32条)
	⑯付与前異議申立制度の有無	無
	⑰付与後異議申立制度の有無	無 無効は、裁判所への手続きによる。(特許法第39条)
	⑱機械化状況	(1) 管理データ、出願データ等の電子化は行なわれていない。 (2) 審査のサーチには電子方式は使用されていない。 (3) 公報はCD-ROMにより発行されている。
	⑲費用 単位 FCFA (フラン・シーファ) 1,000FCFA =1.5EUR	[出願から登録までに掛かる費用] 出願料 225,000 FCFA 優先権主張料 審査請求料 登録料 [特許権維持に掛かる費用] 年金 2-5年次 220,000 FCFA 6-10年次 375,000 FCFA 11-15年次 500,000 FCFA 16-20年次 650,000 FCFA
	⑳料金減免措置の有無	無
	㉑PCTにおける国内料金の減免の有無	無

①名称	African Intellectual Property Organization (OAPI) アフリカ知的所有権機構	
意匠制度	②最新特許法の施行年月日	1999年 2月24日施行
	③地理的効力の範囲	バンギ協定加盟国の国内のみ
	④他国制度との関係	無
	⑤出願人資格	創作者及び承継人(自然人、法人) (意匠法第3条)
	⑥現地代理人の要不要、資格	要。代理人はバンギ協定加盟国内に居住する人であればよい。 (バンギ協定第6条(3))
	⑦出願言語	フランス語、英語
	⑧特許権の成立・存続期間	出願日から5年。5年ずつ2回延長できる。(最長15年) (意匠法第12条)
	⑨新規性の判断基準	バンギ協定加盟国内公知、バンギ協定加盟国内刊行物 (意匠法第1条(3))
	⑩グレースピリオド	有。次のケースが規定されている。 (1) 出願人又は承継人による開始日から12ヶ月 (2) 出願人又は承継人による公認の国際博覧会における展示日から12ヶ月
	⑪不登録対象	(1) 公序良俗に反する意匠 (2) 意匠の新規性を構成する部分が発明のそれと区別しがたく、特許可能な発明とも解される意匠 (意匠法第2条(4))
	⑫実体審査の有無	無。(審査は方式要件についてのみ行われる。(意匠法第11条(1)))
	⑬審査請求制度の有無	無
	⑭優先審査・早期審査の概要	無
	⑮部分意匠制度の有無	無
	⑯関連意匠制度の有無	無
	⑰「組物」の意匠の有無	有。(意匠法第9条(2))
	⑱意匠分類	国際分類(ロカルノ分類)を採用している。(ロカルノ協定には未加盟)
	⑲出願公開制度の有無	無。出願公開制度はないが、方式要件が満たされていれば登録され、公報により公告(公開)される(意匠法第15条(1))。
	⑳秘密意匠制度の有無	無
	(21)付与前異議申立制度の有無	無
	(22)付与後異議申立・無効審判制度の有無	無効は、裁判所への手続きによる。(意匠法第29条(1))
	(23)機械化状況	(1) 管理データ、出願データ等の電子化は行なわれていない。 (2) 審査のサーチには電子方式は使用されていない。 (3) 公報はCD-ROMにより発行されている。
	(24)費用 単位 FCFA (フラン・シーファ) 1,000FCFA =1.5EUR	[出願から登録までに掛かる費用] 出願料 50,000 FCFA 優先権主張料 審査請求料 登録料 [意匠権維持に掛かる費用] 存続期間更新料 115,000 FCFA
	(25)料金減免措置の有無	無

①名称	African Intellectual Property Organization (OAPI) アフリカ知的所有権機構	
商標制度	②最新特許法の施行年月日	1999年2月24日施行
	③地理的効力の範囲	バンギ協定加盟国の国内のみ
	④他国制度との関係	無
	⑤商標法の保護対象	商品、役務、団体商標、原産地表示、商号、不正競争
	⑥商標の種類	文字商標、図形商標、記号商標、立体商標、結合商標
	⑦出願人資格	商標を使用する者(自然人、法人)
	⑧現地代理人の要扶養、資格	要。代理人はバンギ協定加盟国内に居住する人であればよい。 (バンギ協定第6条(3))
	⑨出願言語	フランス語、英語
	⑩商標権の成立・存続期間	出願日又は優先日から10年。10年ごとに更新できる(1982年2月8日以降は更新時に使用証明が必要である)
	⑪グレースピリオド	無
	⑫不登録対象	(1) 公序良俗に反する標章 (2) パリ条約第6条で登録を排除されている標章 (3) 識別性がなく、特に製品の必須的又は共通的な名称あるいは構造からなる標章 (4) 公衆を欺瞞するおそれがある要素を含む標章 (商標法第3条)
	⑬防護標章制度の有無	無
	⑭周知商標制度の有無	有。パリ条約第6条(2)及びTRIPS協定第16条(2)及び(3)の規定の下で「周知商標」として保護される商標は保護される。 (商標法第6条)
	⑮一出願多区分制度の有無	有。ただし、商品と役務とを1つの出願で行うことは認められず、これらは別々の出願としなければならない。
	⑯実体審査の有無	無。(審査は方式要件についてのみ行われる(商標法第14条))。
	⑰審査請求制度の有無	無
	⑱優先審査・早期審査の有無	無
	⑲出願公開制度の有無	無。出願公開制度はないが、方式要件を満たしていれば登録され、公報により公告(公開)される。 (商標法第17条、第16条)
	⑳付与前異議申立制度の有無	無
	㉑付与後異議申立制度の有無	付与後異議申立制度有。登録の公告日から6月以内。(商標法第18条) 無効は、裁判所への手続きによる。(商標法第24条)
	㉒不使用取消制度の有無	有。継続して5年 (商標法第23条)
	㉓商標分類	国際分類(ニース分類)を採用している。(ニース協定には未加盟)
	㉔図形要素の分類	無
	㉕機械化状況	(1) 管理データ、出願データ等の電子化は行なわれていない。 (2) 審査のサーチには電子方式は使用されていない。 (3) 公報はCD-ROMにより発行されている。
	㉖費用 単位 FCFA (フラン・シーファ) 1,000FCFA =1.5EUR	[出願から登録までに掛かる費用] 出願料 400,000 FCFA [意匠権維持に掛かる費用] 存続期間更新料 400,000 FCFA
	㉗料金減免措置の有無	無

5 アフリカ各国の概要

5_1	AO	アンゴラ
5_2	BF	ブルキナファソ
5_3	BI	ブルンジ
5_4	BJ	ベナン
5_5	BW	ボツワナ
5_6	CD	コンゴ民主共和国
5_7	CF	中央アフリカ
5_8	CG	コンゴ共和国
5_9	CI	コートジボワール
5_10	CM	カメルーン
5_11	CV	カーボベルデ
5_12	DJ	ジブチ
5_13	DZ	アルジェリア
5_14	EG	エジプト
5_15	ER	エリトリア
5_16	ET	エチオピア
5_17	GA	ガボン
5_18	GH	ガーナ
5_19	GM	ガンビア
5_20	GN	ギニア
5_21	GQ	赤道ギニア
5_22	GW	ギニアビサウ
5_23	KE	ケニア
5_24	KM	コモロ
5_25	LR	リベリア
5_26	LS	レソト
5_27	LY	リビア
5_28	MA	モロッコ
5_29	MG	マダガスカル
5_30	ML	マリ
5_31	MR	モーリタニア
5_32	MU	モーリシャス
5_33	MW	マラウイ
5_34	MZ	モザンビーク
5_35	NA	ナミビア
5_36	NE	ニジェール
5_37	NG	ナイジェリア
5_38	RW	ルワンダ
5_39	SC	セーシェル
5_40	SD	スーダン
5_41	SL	シエラレオネ
5_42	SN	セネガル
5_43	SO	ソマリア
5_44	ST	サントメ・プリンシペ
5_45	SZ	スワジランド
5_46	TD	チャド
5_47	TG	トーゴ
5_48	TN	チュニジア
5_49	TZ	タンザニア
5_50	UG	ウガンダ
5_51	ZA	南アフリカ
5_52	ZM	ザンビア
5_53	ZW	ジンバブエ

5.1 AO アンゴラ

国名	Republic of Angola, (AO) アンゴラ共和国(ルアンダ)				
言語	ポルトガル語(公用語)				
面積(km ²)	1,247,000(日本の約3.3倍)				
人口	1,640万人(2006年:世銀)				
一人当たりGNI	1,980ドル(2006年:世銀) :LDC				
在留邦人数	101人(2008年11月現在)				
経済概況	1975年独立以来の長期にわたる内戦により経済は極度に疲弊したが、石油、ダイヤモンド等の鉱物資源に恵まれている他、農業、漁業等の潜在能力も高い。特に石油については、サブサハラアフリカ第2位の産油国であり、当面は石油に依存した経済発展が続くと見られる。 なお、2007年1月には石油輸出国機構(OPEC)に加盟した。一方、アンゴラ政府は石油依存型経済からの脱却を図るため、農林水産業、製造業の振興も図っている。				
IP庁名称	Angolan Institute of Industrial Property				
所在地	Rua Cerqueira Lukoki No. 25, 6e Andar, Caixa postal 598, Luanda				
連絡先	(電話) (244 2) 33 29 74/(244 2) 33 95 58 (FAX) (244 2) 33 29 74/39 24 00/39 67 48 (E-mail) iapidg@ebonet.net (Web site)				
組織の長					
上位官庁	Ministry of Industry				
Webサイト					
法令					
同盟関係	アフリカ連合	アラブ・マグレブ連合	サヘル・サハラ諸国国家共同体	西アフリカ諸国経済共同体	西アフリカ経済通貨同盟
	○				
	中部アフリカ諸国経済共同体	中部アフリカ経済通貨共同体	政府間開発機構	東アフリカ共同体	南部アフリカ開発共同体
	○				○Founder(1980)
	南部アフリカ関税同盟	東・南アフリカ市場共同体	アフリカ・カリブ海・太平洋諸国	地中海連合	
		○			
加盟条約	WIPO条約	パリ条約	WTO協定		
	○Apr. 15, 1985	○Dec. 27, 2007	○Nov. 23, 1996		
	ヘーグ協定	マドリッド協定	マドリッド議定書	PCT	
				○Dec. 27, 2007	
	ロカルノ協定	ニース協定			
	ARIPO加盟	ハラレ議定書	バンジュール議定書	OAPI加盟	バンギ協定
	△オブザーバー				
加盟FTA					

5_1 AO アンゴラ

国名	Republic of Angola, (AO) アンゴラ共和国(ルアンダ)				
統計データ	出願件数		1992		
	特許	全数	6		
		(内 外国出願)	2		
			1992		
	意匠	全数	4		
		(内 外国出願)	3		
			1992		
	商標	全数	1,976		
		(内 外国出願)	1,883		
		(内 マドリッド)			
	登録件数				
	特許	全数			
	意匠	全数			
商標	全数				

国名	Republic of Angola, (AO) アンゴラ共和国(ルアンダ)
----	---

産業財産権制度の概要

特許																	
③	④	⑤	⑥	⑦	⑧		⑨	⑩	⑪		⑫		⑬		⑭	⑮	
特許法	資出願人の格	現地の代理人の人性	公開制度	審査制度	審査請求		非特許対象	新規性判断基準	存続期間		権利付与前異議申立		権利付与後異議申立		無効審判		実(施年義務)
					起算日	期間			起算日	期間(年)	起算日	期間	起算日	期間	起算日	期間	

意匠														
⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩		⑪	⑫		⑬		⑭	⑮	
意匠法	出資願人の格	現地の代理人の人性	審査制度	新規性判断基準	存続期間		権利付与前異議申立	権利付与後異議申立		無効審判		国際分類	登録表示	
					起算日	期間(年)		起算日	期間	起算日	期間			

商標																
⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩		⑪	⑫	⑬		⑭		⑮		⑯	⑰
商標法	現地の代理人の人性	審査制度	権利付与原則	本国登録要件	存続期間		不(使用年取消)	譲渡要件	権利付与前異議申立		権利付与後異議申立		無効審判		国際分類	国際分類
					起算日	期間(年)			起算日	期間	起算日	期間	起算日	期間		

詳細は下記資料を参照

Kluwer Law International編 /AIPPI・JAPAN訳 外国出願のためのマニュアル	アンゴラ (2007年2月追補版) ただし、版の作成年月に留意が必要。
WIPO監修 PCT出願人の手引	

5.2 BF ブルキナファソ

国名	Burkina Faso, (BF) ブルキナファソ(ワガドゥグー): 共和制				
言語	フランス語 (公用語)				
面積(km ²)	274,200 (日本の約70%)				
人口	1,400万人 (2007年、UNFPA)				
一人当りGNI	440米ドル (2006年 世銀) :LDC				
在留邦人数	100人 (2008年7月現在)				
経済概況	GDPの35%、労働人口の多数を農業が占めている。1980年代半ばまでは、比較的良好な経済パフォーマンスを見せていた。1984年のサンカラ政権成立後、社会主義経済体制下で、公共部門の拡大、公共支出・投資の拡大などが実施された。1987年の軍事クーデター以降、世銀・IMF等からの支援も開始され、1991年に最初の構造調整計画が開始。以降、政府は財政不均衡や国際収支の是正、民間部門の強化等各種政策を実施。1994年のCFAフランの切り下げ後もその衝撃を吸収するのに成功。西アフリカ諸国の中で比較的良好なパフォーマンスを見せている。 2000年にはサブサハラで2番目にPRSP(貧困削減戦略文書)を策定。ブルキナファソによる経済改革、民主化努力は、世銀、IMF等を含む諸パートナーからも高く評価されている。				
IP庁名称	National Directorate of Industrial Property, General Secretariat				
所在地	B.P. 258, Ouagadougou 01				
連絡先	(電話) (226) 50307307 / 50307342 (Stand: (FAX) (226) 50330563/50307305(DG) (E-mail) drpi@fasonet.bf (Web site)				
組織の長	National Director for Industrial Property: Mr. Etienne Bayala				
上位官庁	Ministry of Trade, Promotion of Industry and Handicraft				
Webサイト					
法令					
同盟関係	アフリカ連合	アラブ・マダグレブ連合	サヘル・サハラ諸国国家共同体	西アフリカ諸国経済共同体	西アフリカ経済通貨同盟
	○		○Founder (1998)	○	○
	中部アフリカ諸国経済共同体	中部アフリカ経済通貨共同体	政府間開発機構	東アフリカ共同体	南部アフリカ開発共同体
	南部アフリカ関税同盟	東・南アフリカ市場共同体	アフリカ・カリブ海・太平洋諸国	地中海連合	
加盟条約	WIPO条約	パリ条約	WTO協定		
	○Aug. 23, 1975	○Nov. 19, 1963	○Jun. 3, 1995		
	ヘーグ協定	マドリッド協定	マドリッド議定書	PCT	
	×		×	○Mar. 21, 1989	
	ロカルノ協定	ニース協定			
	×	×			
	ARIPO加盟	ハラレ議定書	バンジュール議定書	OAPI加盟	バンギ協定
			○	○	
加盟FTA					
統計データ	出願件数				
	特許	全数			
	意匠	全数			
	商標	全数			
	登録件数				
	特許	全数			
	意匠	全数			
	商標	全数			

国名	Burkina Faso, (BF) ブルキナファソ(ワガドゥグー):共和制
----	---

産業財産権制度の概要

特許																	
③	④	⑤	⑥	⑦	⑧		⑨	⑩	⑪		⑫		⑬		⑭	⑮	
特許法	出願人の資格	現地の代理人の人性	公的開示の要否	審査制度	審査請求		非特許対象	新規性基準	存続期間		権利付与前異議申立		権利付与後異議申立		無効審判		実(施)年(義)務
					起算日	期間			起算日	期間	起算日	期間	起算日	期間	起算日	期間	
○	◎	要	なし	○	なし		※その他	○	出	20	-		-		○		(備2)

アフリカ知的財産権機関(OAPI)に加盟
(備1)人・動物の治療方法等 (備2)特許付与から3年、又は特許出願日から4年の何れか遅い方。

意匠															
⑤	⑥	⑦	⑧	⑨		⑩		⑪		⑫		⑬		⑭	⑮
意匠法	出資者の格	現地の代理人の人性	審査制度	新規性基準		存続期間		権利付与前異議申立		権利付与後異議申立		無効審判		国際分類	登録表示
				起算日	期間	起算日	期間	起算日	期間	起算日	期間				
○	◎	要	×	内外公知内外国刊行物		出	5延5 ずつ 2回	-		-		○		○	×

商標																
⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩		⑪	⑫	⑬		⑭		⑮		⑯	⑰
商標法	現地の代理人の人性	審査制度	権利原付与	本国登録要件	存続期間		不(使)用(年)取(消)	譲渡要件	権利付与前異議申立		権利付与後異議申立		無効審判		国際分類	国際分類
					起算日	期間			起算日	期間	起算日	期間	起算日	期間		
○	要	△	○	-	出	10	5	○	-		登	6月	○		商品 34 サービス 11	○

詳細は下記資料を参照

Kluwer Law International編 /AIPPI・JAPAN訳 外国出願のためのマニュアル	ブルキナファソ (1996年12月追補版) ただし、版の作成年月に留意が必要。
WIPO監修 PCT出願人の手引	第I巻-附属書B1:締約国に関する情報 BF:ブルキナファソ (2002/5/2) アフリカ知的所有権機関(OAPI)参照

5_3 BI ブルンジ

国名	Republic of Burundi, (BI) ブルンジ共和国 (ブジュンブラ)				
言語	仏語 (公用語)、キルンジ語 (公用語)				
面積 (km ²)	27,800				
人口	780万人 (2006年)				
一人当りGNI	100ドル (2006年) :LDC				
在留邦人数	1人 (2007年1月現在)				
経済概況	<p>(1) 労働人口の90%以上、GDPの50%以上を第一次産業が占めており、1993年までは食糧の自給が行われていたが、内戦勃発以降は食糧援助に頼っている。資源の乏しい国土に高密度の人口 (1平方キロメートル当たり230人、サブサハラ・アフリカの平均値は21.9人) を抱える内陸国という地理的制約もある。主要な輸出産品はコーヒー (殆どが高品質のアラビカ) 及び茶であり、それぞれ輸出総額の76%及び17%を占めている (1999年)。なお、2005年のデータでは、第一次産業別GDPが40%を下回っているが、これは、同国の経済の規模が極めて小さいのに対し、ブルンジに駐留している国連PKOが多くのサービス産業を必要としたためであると考えられる。</p> <p>(2) 一次産品市況の低迷等により経済開発が進まず、経済成長は伸び悩んでいる。1980年代後半には構造調整計画を実施し、農業生産力の強化を中心に産業基盤及び運輸施設の整備を推進した結果、GDP実質成長率は向上したが、1990年代は政情不安による構造調整計画の放棄、1996年の近隣諸国による経済制裁のため、再びマイナス成長に陥り、その後も低迷している。</p> <p>(3) 政府は2000年の和平合意以後、先進諸国による本格的な援助再開を期待しつつ、2001-2003年の平均GDP成長率3.5%達成を目標と設定し、2002年2月、世銀・IMF主導の下、貧困削減戦略文書暫定版 (PRSP-i) を完成させ、マクロ経済の安定、貧困削減と経済成長といった課題に取り組んでいる。現在、貧困削減戦略文書完全版 (F-PRSP) を策定作業中。2006年11月には、東アフリカ共同体 (EAC) への加盟が承認される等、東アフリカ諸国との関係強化を進めている。</p>				
IP庁名称	Ministry of Trade and Industry				
所在地	Boîte postale 492, Bujumbura				
連絡先	(電話) (257) 249 805 / 226 192 (FAX) (257) 249 805 / 225 595 (E-mail) mutchryso@yahoo.fr (Web site)				
組織の長	Director General for Industry: Mr. Chrysologue Mutwa				
上位官庁					
Webサイト					
法令	Patents, Law, 20/08/1964 Designs, Law, 20/08/1964				
同盟関係	アフリカ連合	アラブ・マダガスカル連合	サヘル・サハラ諸国 国家共同体	西アフリカ諸国 経済共同体	西アフリカ経済 通貨同盟
	○				
	中部アフリカ諸国 経済共同体	中部アフリカ経済 通貨共同体	政府間開発機構	東アフリカ共同体	南部アフリカ 開発共同体
	○			○2007	
	南部アフリカ 関税同盟	東・南アフリカ 市場共同体	アフリカ・カリブ海・ 太平洋諸国	地中海連合	
	○	○			
加盟条約	WIPO条約	パリ条約	WTO協定		
	○Mar. 30, 1977	○Sep. 3, 1977	○Jul. 23, 1995		
	ヘーグ協定	マドリッド協定	マドリッド議定書	PCT	
	ロカルノ協定	ニース協定			
	ARIPO加盟	ハラレ議定書	バンジュール議定書	OAPI加盟	バンギ協定
△オブザーバー					

5_3 BI ブルンジ

国名	Republic of Burundi, (BI) ブルンジ共和国 (ブジュンブラ)					
加盟FTA						
統計データ	出願件数		1993	1994	1995	1996
	特許	全数	1	4	1	5
		(内 外国出願)	1	4	1	4
			1990	1992	1995	
	意匠	全数	1	1	1	
		(内 外国出願)	1	1	1	
			1994	1995	1996	2002
	商標	全数	100	117	78	152
		(内 外国出願)	93	110	72	132
		(内 マドリッド)				
	登録件数		1993	1994	1995	1996
	特許	全数	1	4	1	5
		(内 外国出願)	1	4	1	4
			1990	1992	1995	
	意匠	全数	1	1	1	
		(内 外国出願)	1	1	1	
			1994	1995	1996	2002
	商標	全数	100	117	78	152
		(内 外国出願)	93	110	72	132
		(内 マドリッド)				

国名	Republic of Burundi, (BI) ブルンジ共和国 (ブジュンブラ)
----	---

産業財産権制度の概要

特許																	
③	④	⑤	⑥	⑦	⑧		⑨	⑩	⑪		⑫		⑬		⑭	⑮	
特許法	出願人の資格	現地代理人の性の要	公開制度	審査制度	審査請求		非特許対象	新規性基準	存続期間		権利付与前異議申立		権利付与後異議申立		無効審判		実(施)年(義)務
					起算日	期間			起算日	期間	起算日	期間	起算日	期間	起算日	期間	
○	◎	-	-	×	なし		その他(備1)	□	出	20	-		-		○		2

(特)輸入特許 (備1)産業又は取引の上で使用不可能な発明

意匠														
⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩		⑪		⑫		⑬	⑭	⑮	
意匠法	出願人の格	現地の代理人性の要	審査制度	新規性基準	存続期間		権利付与前異議申立		権利付与後異議申立		無効審判		国際分類	登録表示
					起算日	期間	起算日	期間	起算日	期間	起算日	期間		
○	◎	要	×	-	出		1,3,5又は無制限更新可		-		○		-	-

商標																
⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩		⑪	⑫	⑬		⑭		⑮	⑯	⑰	
商標法	現地の代理人性の要	審査制度	権利付与原則	本国登録要件	存続期間		不(使)用(年)取(消)	譲渡要件	権利付与前異議申立		権利付与後異議申立		無効審判		国際分類	
					起算日	期間			起算日	期間	起算日	期間	起算日	期間		
○	要	×	×	-	-	無期限	-	×	-		-		○		商品 34 サービス 11	○

詳細は下記資料を参照

Kluwer Law International編 /AIPPI・JAPAN訳 外国出願のためのマニュアル	ブルンジ (1971年追補版) ただし、版の作成年月に留意が必要。
WIPO監修 PCT出願人の手引	

5_4 BJ ベナン

国名	Republic of Benin, (BJ) ベナン共和国 (ポルトノボ)				
言語	フランス語 (公用語)				
面積 (km ²)	112,622 (日本の約3分の1)				
人口	880万人 (2006年、世銀)				
一人当りGNI	531ドル (2006年、世銀) :LDC				
在留邦人数	45人 (2006年10月現在)				
経済概況	ベナン経済を左右する要因は、綿花産業とコトヌ港での港湾サービス業である。ベナン経済の抱える難点は、産業の多角化が進んでおらず、更にナイジェリアとの関係悪化が貿易量の減少に直結してしまう経済構造にある。綿花産業を含む第一次産業は、2005年のGDPの約36%、労働人口の54%を占めている。綿花価格の低下や、若干持ち直したものの綿花の生産量が減少している事実、さらにコトヌ港がロメ港(トーゴ)との熾烈な競争に晒されている点などが、ベナン経済の不安材料になっている。財政的には、1980年代に陥った破綻状況から立て直すため、世銀・IMFによる構造調整計画を受け入れ、2003年3月PRSP(貧困削減戦略ペーパー)完了時点で到達、460百万ドルの対外債務が削減された。同国に対する援助国・機関の評価は高い。				
IP庁名称	National Industrial Property Center (CENAPI)				
所在地	01 Boîte Postale 363, Cotonou				
連絡先	(電話) (FAX) (229) 21 30 02 40/21 30 30 24 (E-mail) ayijuliette@yahoo.fr ; cenapi02@yahoo.fr				
組織の長	Director: Mrs. Lola Juliette D. Ayité				
上位官庁	Ministry of Industry, Commerce and Promotion of Employment (MICPE)				
Webサイト	政府サイト: GOUVERNEMENT DU BENIN (http://www.gouv.bj/)				
法令					
同盟関係	アフリカ連合	アラブ・マダガスカル連合	サヘル・サハラ諸国 国家共同体	西アフリカ諸国 経済共同体	西アフリカ経済 通貨同盟
	○		○Mar. 2002	○	○
	中部アフリカ諸国 経済共同体	中部アフリカ経済 通貨共同体	政府間開発機構	東アフリカ共同体	南部アフリカ 開発共同体
	南部アフリカ 関税同盟	東・南アフリカ 市場共同体	アフリカ・カリブ海・ 太平洋諸国	地中海連合	
加盟条約	WIPO条約	パリ条約	WTO協定		
	○Mar. 9, 1975	○Jan. 10, 1967	○Feb. 22, 1996		
	ヘーグ協定	マドリッド協定	マドリッド議定書	PCT	
	○Nov. 2, 1986			○Feb. 26, 1987	
	ロカルノ協定	ニース協定			
		○Feb. 6, 1979			
ARIPO加盟	ハラレ議定書	バンジュール議定書	OAPI加盟	バンギ協定	
			○	○	
加盟FTA					
統計データ	出願件数				
	特許	全数			
	意匠	全数			
	商標	全数			
	登録件数				
	特許	全数			
	意匠	全数			
	商標	全数			

国名	Republic of Benin, (BJ) ベナン共和国(ポルトノボ)
----	--

産業財産権制度の概要

特許																	
③ 特許法	④ 出願人の資格	⑤ 現地代理人の必要性	⑥ 公開制度	⑦ 審査制度	⑧ 審査請求		⑨ 非特許対象	⑩ 新規性基準	⑪ 存続期間		⑫ 権利付与前異議申立		⑬ 権利付与後異議申立		⑭ 無効審判		⑮ 実(施)年(義)務
					起算日	期間			起算日	期間(年)	起算日	期間	起算日	期間	起算日	期間	
○	◎	要	なし	○	なし		※その他(備1)	□	出	20	-		-		○		(備2)

アフリカ知的財産権機関(OAPI)に加盟
(備1)人・動物の治療方法等。(備2)特許付与から3年、又は特許出願日から4年の何れか遅い方。

意匠														
⑤ 意匠法	⑥ 出願人の資格	⑦ 現地代理人の必要性	⑧ 審査制度	⑨ 新規性基準	⑩ 存続期間		⑪ 権利付与前異議申立		⑫ 権利付与後異議申立		⑬ 無効審判		⑭ 国際分類	⑮ 登録表示
					起算日	期間(年)	起算日	期間	起算日	期間	起算日	期間		
○	◎	要	×	内外国公知 内外国刊行物	出	5延5 ずつ 2回	-		-		○		○	×

商標																
⑤ 商標法	⑥ 現地代理人の必要性	⑦ 審査制度	⑧ 権利付与原則	⑨ 本国登録要件	⑩ 存続期間		⑪ 不(使)用(年)取(消)	⑫ 譲渡要件	⑬ 権利付与前異議申立		⑭ 権利付与後異議申立		⑮ 無効審判		⑯ 国際分類	⑰ 国際分類
					起算日	期間(年)			起算日	期間	起算日	期間	起算日	期間		
○	要	△	○	-	出	10	5	○	-		登	6月	○		商品 34 サービス 11	○

詳細は下記資料を参照

Kluwer Law International編 /AIPPI・JAPAN訳 外国出願のためのマニュアル	ベナン(1988年9月追補版) ただし、版の作成年月に留意が必要。
WIPO監修 PCT出願人の手引	第I巻-附属書B1-締約国に関する情報 BJ:ベナン 一般情報(2002/5/2)

5_5 BW ボツワナ

国名	Republic of Botswana, (BW) ボツワナ共和国(ハボローネ)				
言語	英語、ツワナ語(国語)				
面積(km ²)	582,000(日本の1.5倍)				
人口	180万人(2005年:世銀)				
一人当りGNI	10,400百万米ドル(2006年:世銀)				
在留邦人数	36人(2007年11月)				
経済概況	<p>(1)独立当初は、牛肉の輸出に依存する経済であったが、1967年以降ダイヤモンド、銅等の鉱物資源が発見されたため、これらの資源開発に南ア、米、英、独等が進出し、経済不振に悩む他のアフリカ諸国と対照的に急速な経済発展を遂げた(一人当たりのGNPは、1967年の94米ドルから1989年の2,080米ドルへと上昇し、LDCから卒業した。)</p> <p>(2)1989年以降、ダイヤモンドの世界市況の低迷が続いたため、それまで二桁台を誇ったボツワナの経済成長率は5.6%に激減した。1993年には、独立以来初めてのマイナス成長(-0.1)を経験したが、翌年には、4.1%に回復した。1997年の一人当たりのGNPは、3,216米ドルとなり、中所得国に分類されるに到っている。</p> <p>(3)1999年、ダイヤモンドは前年比67%増を記録し、世界第3位の生産量となった。また、観光、金融が10%台の伸び、製造業が5%の伸びを示した。(2004年ダイヤモンド産出額世界第1位、産出量世界第2位)</p> <p>(4)2003年4月からは、第9次国家開発計画(2003年4月~2009年3月)を開始、産業の多角化、雇用の拡大さらには外資の誘致などに積極的に取り組んでいる。1999年初めには為替の自由化を実施し金融部門の発展も目指している。</p>				
IP庁名称	Department of the Registrar of Companies, Business Names, Trade Marks, Patents and Designs				
所在地	P.O. Box 102, Gaborone				
連絡先	(電話) (267) 3188 754 (FAX) (267) 3188 130 (E-mail) obathloki@gov.bw; rocnci@gov.bw (internet)				
組織の長	Registrar of Companies, Business Names, Trade Marks, Patents and Designs: Mr. Oteng Banda Bathloki				
上位官庁	Ministry of Commerce and Industry				
Webサイト	政府サイト:The Government of Botswana (http://www.gov.bw/)				
法令	Industrial Property, Act, 21/08/1996, No. 14 Industrial Property, Act (Amendment), 04/11/1997, No. 19 Industrial Property, Regulations, 25/08/1997, No. 78				
同盟関係	アフリカ連合 ○	アラブ・マグレブ連合	サヘル・サハラ諸国 国家共同体	西アフリカ諸国 経済共同体	西アフリカ経済 通貨同盟
加盟条約	中部アフリカ諸国 経済共同体	中部アフリカ経済 通貨共同体	政府間開発機構	東アフリカ共同体	南部アフリカ 開発共同体 ○
	南部アフリカ 関税同盟 ○	東・南アフリカ 市場共同体	アフリカ・カリブ海・ 太平洋諸国 ○	地中海連合	
	WIPO条約 ○Apr. 15, 1998	パリ条約 ○Apr. 15, 1998	WTO協定 ○May 31, 1995		
	ヘーグ協定 ○Dec. 5, 2006	マドリッド協定	マドリッド議定書 ○Dec. 5, 2006	PCT ○Oct. 30, 2003	
	ロカルノ協定	ニース協定			
	ARIPO加盟 ○May 16, 1985	ハラレ議定書 ○	バンジュール議定書 ○	OAPI加盟	バンギ協定

5_5 BW ボツワナ

国名	Republic of Botswana, (BW) ボツワナ共和国(ハボローネ)					
加盟FTA	1 インド・南部アフリカ関税同盟(SACU) 特惠貿易に向けた枠組み協定 7 EFTA・南部アフリカ関税同盟(SACU) 自由貿易協定 23 南部アフリカ開発共同体(SADC) 24 中国・南部アフリカ関税同盟(SACU) 自由貿易協定 27 米国・南部アフリカ関税同盟(SACU) 自由貿易協定 28 アフリカ・カリブ・太平洋諸国・地域(ACP)					
統計データ	出願件数		1979年	1980年	1981年	1982年
	特許	全数		18	34	29
		(内 外国出願)		18	34	29
			1998年	1999年	2000年	2001年
	意匠	全数	15	3		13
		(内 外国出願)	5	3		13
			1979年	1980年	1981年	1982年
	商標	全数		573	262	570
		(内 外国出願)		573	262	566
		(内 マドリッド)				
	登録件数		1979年	1980年	1981年	1982年
	特許	全数		18	34	29
		(内 外国出願)		18	34	29
			1998年	1999年	2000年	2001年
	意匠	全数	4	3		6
		(内 外国出願)	4	3		6
			1979年	1980年	1981年	1982年
商標	全数		573	262	526	
	(内 外国出願)		573	262	521	
	(内 マドリッド)					
	(日本から)	27件(Madrid Express Databaseより)				
	主な日本企業	エーザイR&Dマネジメント、ミツカン、エース、ソースネクスト、KYB、いすゞ自動車、参天製薬、大鵬薬品、ソニー				

国名	Republic of Botswana, (BW) ボツワナ共和国 (ハボローネ)
----	---

産業財産権制度の概要

特許																	
③	④	⑤	⑥	⑦	⑧		⑨	⑩	⑪		⑫		⑬		⑭	⑮	
特許法	出願人の資格	現地代理人の性の要	公開制度	審査制度	審査請求		非特許対象	新規性基準	存続期間		権利付与前異議申立		権利付与後異議申立		無効審判		実(年義務)
					起算日	期間			起算日	期間(年)	起算日	期間	起算日	期間	起算日	期間	
○																	

意匠														
⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩		⑪		⑫		⑬	⑭	⑮	
意匠法	出願人の格	現地の代理人性の要	審査制度	新規性基準	存続期間		権利付与前異議申立		権利付与後異議申立		無効審判		国際分類	登録表示
					起算日	期間(年)	起算日	期間	起算日	期間	起算日	期間		
○														

商標																
⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩		⑪	⑫	⑬		⑭		⑮		⑯	⑰
商標法	現地の代理人性の要	審査制度	権利付与原則	本国登録要件	存続期間		不(年取消)	譲渡要件	権利付与前異議申立		権利付与後異議申立		無効審判		国際分類	国際分類
					起算日	期間(年)			起算日	期間	起算日	期間	起算日	期間		
○																

詳細は下記資料を参照

Kluwer Law International編 /AIPPI・JAPAN訳 外国出願のためのマニュアル	ボツワナ(1976年12月 追補版) ただし、版の作成年月に留意が必要。
WIPO監修 PCT出願人の手引	第I巻-附属書B1-締約国に関する情報: 現在準備中(2003/10/30) 附属書C-受理官庁: 現在準備中(2003/10/30) 第二巻-国内編: 現在準備中(2003/10/30)

5_6 CD コンゴ民主共和国

国名	Democratic Republic of the Congo, (CD) コンゴ民主共和国(キンシャサ) / ザイール共和国(1997年まで)				
言語	フランス語(公用語)				
面積(km ²)	2,345,000				
人口	6,240万人(2007年)				
一人当りGNI	140ドル(2007年) :LDC				
在留邦人数	43人(2008年10月現在)				
経済概況	<p>輸出の約6割が銅・コバルト等で占められ、1970年代初期までは、順調な経済発展を遂げたが、銅価格の低迷、対外債務の増大等によって1970年代末期以降経済困難に直面。1991年の内政混乱以降、1997年のモブツ政権の崩壊、1998年のコンゴ(民)紛争の勃発等のために経済は壊滅状態となった。2002年3月、世銀・IMFの協力の下、貧困削減戦略文書暫定版(I-PRSP)が策定されており、現在、右の完全版(F-PRSP)の策定が進んでいる。</p> <p>2006年の選挙により正式に就任したジョゼフ・カビラ大統領は、同国の復興のために、マクロ経済の安定、経済改革の推進に努めている。</p>				
IP庁名称	Secretariat for industry and small and medium enterprises (IPMEA), Directorate of Industrial Property				
所在地	B.P. 8.500 Kinshasa/Gombe; Building ONATRA, Rez-de-chaussée - aile droite, Boulevard du 30 juin, Starcel 8802347				
連絡先	(電話) (243 12) 25 630/22 433/24 307 (FAX) (243 12) 880 2347 (E-mail) obathloki@gov.bw; rocmci@gov.bw (internet)				
組織の長	Director-Head of Department: Mr. Suaka Nzaza na Bembo				
上位官庁	Ministry of Economic Affairs & Industry				
Webサイト					
法令					
同盟関係	アフリカ連合	アラブ・マダガスカル連合	サヘル・サハラ諸国 国家共同体	西アフリカ諸国 経済共同体	西アフリカ経済 通貨同盟
	○				
	中部アフリカ諸国 経済共同体	中部アフリカ経済 通貨共同体	政府間開発機構	東アフリカ共同体	南部アフリカ 開発共同体
	○				○1997
	南部アフリカ 関税同盟	東・南アフリカ 市場共同体	アフリカ・カリブ海・ 太平洋諸国	地中海連合	
	○	○			
加盟条約	WIPO条約	パリ条約	WTO協定		
	○Jan. 28, 1975	○Jan. 31, 1975	○Jan. 1, 1997		
	ヘーグ協定	マドリッド協定	マドリッド議定書	PCT	
	ロカルノ協定	ニース協定			
	ARIPO加盟	ハラレ議定書	バンジュール議定書	OAPI加盟	バンギ協定
加盟FTA					
統計データ	出願件数				
	特許	全数			
	意匠	全数			
	商標	全数			
	登録件数				
	特許	全数			
	意匠	全数			
	商標	全数			

国名	Democratic Republic of the Congo, (CD) コンゴ民主共和国(キンシャサ)
----	---

産業財産権制度の概要

特許																	
③	④	⑤	⑥	⑦	⑧		⑨	⑩	⑪		⑫		⑬		⑭	⑮	
特許法	出願人の資格	現地の代理人の人性	公開の程度	審査の制度	審査請求		非特許対象	新規性基準	存続期間		権利付与前異議申立		権利付与後異議申立		無効審判		実(施年義務)
					起算日	期間			起算日	期間(年)	起算日	期間	起算日	期間	起算日	期間	
○																	

意匠														
⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩		⑪		⑫		⑬	⑭	⑮	
意匠法	出願人の資格	現地の代理人の人性	審査の程度	新規性基準	存続期間		権利付与前異議申立		権利付与後異議申立		無効審判		国際分類	登録表示
					起算日	期間(年)	起算日	期間	起算日	期間	起算日	期間		
○														

商標																
⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩		⑪	⑫	⑬		⑭		⑮		⑯	⑰
商標法	現地の代理人の人性	審査の程度	権利の付与	本国登録要件	存続期間		不(使用年取消)	譲渡要件	権利付与前異議申立		権利付与後異議申立		無効審判		国際分類	国際分類
					起算日	期間(年)			起算日	期間	起算日	期間	起算日	期間		
○																

詳細は下記資料を参照

Kluwer Law International編 /AIPPI・JAPAN訳 外国出願のためのマニュアル	ザイール共和国(1987年6月追補版) ただし、版の作成年月に留意が必要。
WIPO監修 PCT出願人の手引	

5_7 CF 中央アフリカ

国名	Central African Republic, (CF) 中央アフリカ共和国(バンギ)				
言語	サンゴ語(公用語、国語)、フランス語(公用語)				
面積(km ²)	623,000(日本の約1.7倍)				
人口	430万人(2006年 世銀)				
一人当たりGNI	350ドル(2006年世銀) :LDC				
在留邦人数	7人(2006年10月1日現在)				
経済概況	内陸国であるため、貿易は近隣諸国経由で行われており、必然的に輸送コスト高という経済的不利に加え、度重なる政情不安の影響で、同国経済は大きな打撃を蒙り、最近では経済の低迷が続いている。国家歳入不足に起因する公務員給与の未払い問題が深刻。				
IP庁名称	Directorate of Industrial Development and Handicraft, National Industrial Property Service				
所在地	B.P. 1988, Bangui				
連絡先	(電話) (236) 61 32 22/61 10 55/61 17 44 (FAX) (236) 61 76 53 / 61 70 54/61 07 71 (E-mail) (internet)				
組織の長	Director of Industrial Development and Handicraft: Mr. Aristide Kpenga				
上位官庁	Ministry of Industry, Commerce, SME-SMI				
Webサイト					
法令					
同盟関係	アフリカ連合	アラブ・マグリブ連合	サヘル・サハラ諸国 国家共同体	西アフリカ諸国 経済共同体	西アフリカ経済 通貨同盟
	○		○Apr. 1999		
	中部アフリカ諸国 経済共同体	中部アフリカ経済 通貨共同体	政府間開発機構	東アフリカ共同体	南部アフリカ 開発共同体
	○	○			
	南部アフリカ 関税同盟	東・南アフリカ 市場共同体	アフリカ・カリブ海・ 太平洋諸国	地中海連合	
		○			
加盟条約	WIPO条約	パリ条約	WTO協定		
	○Aug. 23, 1978	○Nov. 19, 1963	○May 31, 1995		
	ヘーグ協定	マドリッド協定	マドリッド議定書	PCT	
				○Jan. 24, 1978	
	ロカルノ協定	ニース協定			
	ARIPO加盟	ハラレ議定書	バンジュール議定書	OAPI加盟	バンギ協定
				○	○
加盟FTA					
統計データ	出願件数				
	特許	全数			
	意匠	全数			
	商標	全数			
	登録件数				
	特許	全数			
	意匠	全数			
	商標	全数			

国名	Central African Republic, (CF) 中央アフリカ共和国(バンギ)
----	--

産業財産権制度の概要

特許																	
③	④	⑤	⑥	⑦	⑧		⑨	⑩	⑪		⑫		⑬		⑭	⑮	
特許法	出願人の資格	現地代理人の性の要	公開制度	審査制度	審査請求		非特許対象	新規性基準	存続期間		権利付与前異議申立		権利付与後異議申立		無効審判		実(施年義務)
					起算日	期間			起算日	期間(年)	起算日	期間	起算日	期間	起算日	期間	
○	◎	要	なし	○	なし		※その他(備1)	○	出	20	-		-		○		(備2)

アフリカ知的財産権機関(OAPI)に加盟
(備1)人・動物の治療方法等 (備2)特許付与から3年、又は特許出願日から4年の何れか遅い方。

意匠														
⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩		⑪		⑫		⑬		⑭	⑮
意匠法	出願人の格	現地代理人性の要	審査制度	新規性基準	存続期間		権利付与前異議申立		権利付与後異議申立		無効審判		国際分類	登録表示
					起算日	期間(年)	起算日	期間	起算日	期間	起算日	期間		
○	◎	要	×	内外国公知	出	5延5ずつ2回	-		-		○		○	×

商標																
⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩		⑪	⑫	⑬		⑭		⑮		⑯	⑰
商標法	現地代理人性の要	審査制度	権利原付与則	本国登録要件	存続期間		不(使用年取消)	譲渡要件	権利付与前異議申立		権利付与後異議申立		無効審判		国際分類	国際分類
					起算日	期間(年)			起算日	期間	起算日	期間	起算日	期間		
○	要	△	○	-	出	10	5	○	-		登	6月	○		商品 34 サービス 11	○

詳細は下記資料を参照

Kluwer Law International編 /AIPPI・JAPAN訳 外国出願のためのマニュアル	中央アフリカ共和国(1982年12月追補版) ただし、版の作成年月に留意が必要。
WIPO監修 PCT出願人の手引	第I巻-附属書B1-締約国に関する情報 CF:中央アフリカ共和国 一般情報 (2002/5/2) アフリカ知的所有権機関(OAPI)参照

5.8 CG コンゴ共和国

国名	Republic of Congo (CG) コンゴ共和国(首都:ブラザヴィル)					
言語	フランス語(公用語)					
面積(km ²)	342,000(日本の約0.9倍)					
人口	約400万人(2005年、世銀)					
一人当りGNI	950ドル(2005年、世銀)					
在留邦人数	1人(2005年10月)					
経済概況	主要産業は鉱業(石油)及び農林業であり、GDPの50%以上、輸出収入の約85%、国家予算の約70%は石油に依存している。1997年6月に勃発した内戦と1998年末頃より再発した武力衝突のため、同国経済は大きな打撃を受けたが、1999年11月、12月に反政府勢力と敵対行為停止合意が締結されて以降、2000年8月には、内戦中破壊された全ての橋の再建、ブラザビルーポワント・ノワール間の貨物輸送鉄道が再開されるなど経済状況の改善が見られた。特に近年は治安状況の改善に加え油価の高騰等もあり、堅調な経済成長が見られる。2006年3月にHIPCイニシアティブの「決定点」到達が承認され、今後「完了点」到達に向け一層のグッド・ガバナンスや透明性の向上が求められている。					
IP庁名称	Directorate General of Industry National Industrial Property Unit					
所在地	Antenne nationale de la propriété industrielle Boîte postale 72, Brazzaville					
連絡先	(電話) (242) 83 52 84		(FAX) (242) 83 03 55			
	(E-mail)		(internet) http://www.anpi.cg.wipo.net			
組織の長	Ministre / Minister: Mr. Emile Mabonzot Directeur de l'Antenne nationale de la propriété industrielle (ANPI) /Director of the National Industrial Property Unit: Mr. Pascal Ndinga					
上位官庁	Ministry of Industrial Development					
Webサイト	知財庁サイト: ANPI (http://www.anpi.cg.wipo.net)					
法令	Decree No. 2001-238 mof 17 May 2001 on the Protection of Industrial Property					
	Agreement Revising the Bangui Agreement of March 2, 1977, on the Creation of an African Intellectual Property Organization (Bangui (Central African Republic), February 24, 1999)					
同盟関係	アフリカ連合	アラブ・マグレブ連合	サヘル・サハラ諸国 国家共同体	西アフリカ諸国 経済共同体	西アフリカ経済 通貨同盟	
	○					
	中部アフリカ諸国 経済共同体	中部アフリカ経済 通貨共同体	政府間開発機構	東アフリカ共同体	南部アフリカ 開発共同体	
	○	○				
	南部アフリカ 関税同盟	東・南アフリカ 市場共同体	アフリカ・カリブ海・ 太平洋諸国	地中海連合		
		○				
加盟条約	WIPO条約	パリ条約	WTO協定			
	○Dec. 2, 1975	○Sep. 2, 1963	○Mar. 27, 1997			
	ヘーグ協定	マドリッド協定	マドリッド議定書	PCT		
				○Jan. 24, 1978		
	ロカルノ協定	ニース協定				
	ARIPO加盟	ハラレ議定書	バンジュール議定書	OAPI加盟	バンギ協定	
			○	○		
統計データ	出願件数		1993年	1994年	1995年	1996年
	特許	全数		21	15	27
		(内 外国出願)		21	15	27
	意匠	全数				
	商標	全数				
	登録件数		1993年	1994年	1995年	1996年
	特許	全数		21	15	13
		(内 外国出願)		21	15	13
	意匠	全数				
	商標	全数				

国名	Republic of Congo (CG) コンゴ共和国(首都:ブラザヴィル)
----	---

産業財産権制度の概要

特許

③	④	⑤	⑥	⑦	⑧		⑨	⑩	⑪		⑫		⑬		⑭		⑮	
特許法	の出願資格人	現地の代理人	の必 要 性	公 開 制 度	審 査 制 度	審査請求		非特許対象	新の規 性基 判 断準	存続期間		権利付与 前 異議申立		権利付与 後 異議申立		無効審判		実(年 義 務)
						起算日	期間			起算日	期間	起算日	期間	起算日	期間	起算日	期間	
○	◎	要	なし	○	なし			※その他(備1)	○	出	20	-	-	-	○			(備2)

(備1)人・動物の治療方法等 (備2)特許付与から3年、又は特許出願日から4年の何れか遅い方。

意匠

⑤	⑥	⑦	⑧	⑨		⑩		⑪		⑫		⑬		⑭	⑮	
意匠法	出願人の資格	現地の代理人	の必 要 性	審 査 制 度	新の規 性基 判 断準		存続期間		権利付与 前 異議申立		権利付与 後 異議申立		無効審判		国 際 分 類	登 録 表 示
					起算日	期間(年)	起算日	期間	起算日	期間	起算日	期間	起算日	期間		
○	◎	要	×		内外国 公知 内外国 刊行物	出	5延 5 ずつ 2回	-	-	○	○	○	○	×		

商標

⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩		⑪	⑫	⑬		⑭		⑮		⑯	⑰
商標法	現地の代理人	の必 要 性	審 査 制 度	権 利 原 則	存続期間		不(使 用年 取 消)	譲 渡 要 件	権利付与 前 異議申立		権利付与 後 異議申立		無効審判		分 類	国 際 分 類
					起算日	期間(年)			起算日	期間	起算日	期間	起算日	期間		
○	要	×	○	-	出	10	3	○	-	登	6月	○		商品 34 サービス 11	○	

詳細は下記資料を参照

Kluwer Law International編 /AIPPI・JAPAN訳 外国出願のためのマニュアル	コンゴ共和国(1984年3月追補版) アフリカ(OAPI)(2007年2月追補版)
WIPO監修 PCT出願人の手引	第I巻一附属書B1一締約国に関する情報: コンゴ(2002/5/2) アフリカ知的所有権機関(OAPI)参照

5_9 CI コートジボアール

国名	Republic of Côte d'Ivoire, (CI) コートジボワール共和国 (ヤムスクロ)				
言語	フランス語 (公用語)				
面積 (km ²)	322,436 (日本の約0.9倍)				
人口	1,880万人 (2007年、UNFPA)				
一人当たりGNI	880米ドル (2006年、世銀)				
在留邦人数	37名 (2008年7月現在)				
経済概況	同国の基幹産業は農業で、農業に従事する人口は全体の80%を占め、GDPの約30%、輸出の大部分を占める。主要産品であるココア、コーヒー等の一次産品の国際価格の低迷、膨大な対外債務により、経済的危機に陥り、1987年5月にはパリ・クラブ、ロンドン・クラブに対して債務支払い停止を宣言。結果1989年9月よりIMF・世銀の下で構造調整計画を開始した。しかし、1999年初めには経済改善策が不十分としてIMFによる融資が停止された他、EUの援助約180億CFAフランに対する汚職が暴かれEUの援助が停止されたが、国内情勢の安定化に伴い2002年2月に再開。同年9月に発生した反政府派による武装蜂起により国が2分され、その後の和平プロセスの停滞の中で経済活動は大きな制約をうけていた。1993年より産油が開始し、近年、石油輸出額は、コーヒー、ココアの輸出額と並び、主要貿易品目となっている。				
IP庁名称	Ivorian Office of Intellectual Property (OIPD)				
所在地	Immeuble de l'industrie, Rue le Coeur Plateau, Abidjan; Mailing address: B.P. V 65, Abidjan				
連絡先	(電話) (225) 20 33 53 43 / 20 33 53 44 (FAX) (225) 20 22 84 94 / (225) 20 33 53 45 (E-mail) oiipi@aviso.ci (internet)				
組織の長	Director: Mr. Kidio Coulibaly				
上位官庁	Ministry for Industry and the Promotion of the Private Sector				
Webサイト	政府サイト : La Présidence de la République de CÔTE D'IVOIRE (http://www.cotedivoire-pr.ci/)				
法令					
同盟関係	アフリカ連合	アラブ・マダガスカル連合	サヘル・サハラ諸国 国家共同体	西アフリカ諸国 経済共同体	西アフリカ経済 通貨同盟
	○		○May 2004	○	○
	中部アフリカ諸国 経済共同体	中部アフリカ経済 通貨共同体	政府間開発機構	東アフリカ共同体	南部アフリカ 開発共同体
	南部アフリカ 関税同盟	東・南アフリカ 市場共同体	アフリカ・カリブ海・ 太平洋諸国	地中海連合	
		○			
加盟条約	WIPO条約	パリ条約	WTO協定		
	○May 1, 1974	○Oct. 23, 1963	○Jan. 1, 1995		
	ヘーグ協定	マドリッド協定	マドリッド議定書	PCT	
	○May 30, 1993			○April 30, 1991	
	ロカルノ協定	ニース協定			
	ARIPO加盟	ハラレ議定書	バンジュール議定書	OAPI加盟	バンギ協定
			○	○	
加盟FTA					
統計データ	出願件数				
	特許	全数			
	意匠	全数			
	商標	全数			
	登録件数				
	特許	全数			
	意匠	全数			
	商標	全数			

国名	Republic of Côte d'Ivoire, (CI) コートジボワール共和国(ヤムスコロ)
----	---

産業財産権制度の概要

特許																	
③	④	⑤	⑥	⑦	⑧		⑨	⑩	⑪		⑫		⑬		⑭	⑮	
特許法	出願人の資格	現地代理人の性の要	公開制度	審査制度	審査請求		非特許対象	新規性基準	存続期間		権利付与前異議申立		権利付与後異議申立		無効審判		実(施年義務)
					起算日	期間			起算日	期間(年)	起算日	期間	起算日	期間	起算日	期間	
○	◎	要	なし	○	なし		※その他(備1)	○	出	20	-		-		○		(備2)

アフリカ知的財産権機関(OAPI)に加盟
(備1)人・動物の治療方法等 (備2)特許付与から3年、又は特許出願日から4年の何れか遅い方。

意匠														
⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩		⑪		⑫		⑬		⑭	⑮
意匠法	出願人の格	現地の代理人性の要	審査制度	新規性基準	存続期間		権利付与前異議申立		権利付与後異議申立		無効審判		国際分類	登録表示
					起算日	期間(年)	起算日	期間	起算日	期間	起算日	期間		
○	◎	要	×	内外国公知 内外国刊行物	出	5延 5 ずつ 2回	-		-		○		○	×

商標																
⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩		⑪	⑫	⑬		⑭		⑮		⑯	⑰
商標法	現地の代理人性の要	審査制度	権利付与則	本国登録要件	存続期間		不(使用年取消)	譲渡要件	権利付与前異議申立		権利付与後異議申立		無効審判		国際分類	国分
					起算日	期間(年)			起算日	期間	起算日	期間	起算日	期間		
○	要	△	○	-	出	10	5	○	-		登	6月	○		商品 34 サービス 11	○

詳細は下記資料を参照

Kluwer Law International編 /AIPPI・JAPAN訳 外国出願のためのマニュアル	コートジボワール(1997年2月追補版) ただし、版の作成年月に留意が必要。
WIPO監修 PCT出願人の手引	第I巻-附属書B1-締約国に関する情報 CI:コートジボワール共和国 一般情報(2002/5/2) アフリカ知的所有権機関(OAPI)参照

5.10 CM カメルーン

国名	Republic of Cameroon, (CM) カメルーン共和国(ヤウンデ)				
言語	仏語、英語(公用語)				
面積(km ²)	475,440(日本の1.26倍)				
人口	1,632万人(2005年 世銀)				
一人当りGDP	1,000米ドル(2005年 世銀)				
在留邦人数	38人(2005年10現在)				
経済概況	2004年の経済状況は、近年不況であったコーヒー業界も含め農産物分野が堅調で、第二次、第三次産業も約10%の上昇と好調であり、1990年代に減少傾向にあった石油生産も、新油田の開発等もあり年間500万トンまで持ち直した(ピーク時は年間1000万トン)。またチャドとカメルーンのクリビ港を結ぶパイプラインが2004年6月に開通し、今後同パイプラインのトランジット料や利用税等々で年間約5億ドルの収入が見込まれている。2000年10月に拡大HIPCイニシアティブ(重債務貧困国に対する債務救済イニシアティブ)の適用を受け、2006年4月にPRSP(貧困削減戦略ペーパー)のCP(完了点)に到達した。				
IP庁名称	Directorate of Industrial Development, Industrial Property Sub-section (OAPI加盟国)				
所在地	Boîte postale 1604, Yaoundé				
連絡先	(電話) (237) 980 52 24, 222 38 71 (FAX) (237) 22 22 27 04, 95 86 (E-mail) efaga@yahoo.com (Web site)				
組織の長	Directeur: Dr. Eugène Désiré Efaga				
上位官庁	Ministry of Industrial and Commercial Development (MINDIC)				
Webサイト	政府サイト:Portail du Gouvernement (http://www.spm.gov.cm/)				
法令					
同盟関係	アフリカ連合	アラブ・マグリブ連合	サヘル・サハラ諸国 国家共同体	西アフリカ諸国 経済共同体	西アフリカ経済 通貨同盟
	○				
	中部アフリカ諸国 経済共同体	中部アフリカ経済 通貨共同体	政府間開発機構	東アフリカ共同体	南部アフリカ 開発共同体
	○	○			
加盟条約	南部アフリカ 関税同盟	東・南アフリカ 市場共同体	アフリカ・カリブ海・ 太平洋諸国	地中海連合	
			○		
	WIPO条約	パリ条約	WTO協定		
	○Nov. 3, 1973	○May 10, 1964	○Dec. 13, 1995		
ヘーグ協定	マドリッド協定	マドリッド議定書	PCT		
○			○Jan. 24, 1978		
ロカルノ協定	ニース協定				
ARIPO加盟	ハラレ議定書	バンジュール議定書	OAPI加盟	バンギ協定	
			○	○	
加盟FTA	4 貿易特惠システム(イスラム諸国会 議機構)				
統計データ	出願件数				
	特許 実用新案	全数			
		全数			
	意匠	全数			
	商標	全数			
	登録件数				
	特許 実用新案	全数			
		全数			
意匠	全数				
商標	全数				

国名	Republic of Cameroon , (CM) カメルーン共和国(ヤウンデ)
----	---

産業財産権制度の概要

特許																	
③	④	⑤	⑥	⑦	⑧		⑨	⑩	⑪		⑫		⑬		⑭	⑮	
特許法	出願人の資格	現地代理人の性の要	公開制度	審査制度	審査請求		非特許対象	新規性基準	存続期間		権利付与前異議申立		権利付与後異議申立		無効審判		実(年義務)
					起算日	期間			起算日	期間(年)	起算日	期間	起算日	期間	起算日	期間	
○	◎	要	なし	○	なし		※その他(備1)	○	出	20	-		-		○		(備2)

アフリカ知的財産権機関(OAPI)に加盟

(備1)人・動物の治療方法等 (備2)特許付与から3年、又は特許出願日から4年の何れか遅い方。

意匠														
⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩		⑪		⑫		⑬		⑭	⑮
意匠法	出願人の格	現地の代理人性の要	審査制度	新規性基準	存続期間		権利付与前異議申立		権利付与後異議申立		無効審判		国際分類	登録表示
					起算日	期間(年)	起算日	期間	起算日	期間	起算日	期間		
○	◎	要	×	内外国 公知 内外国 刊行物	出	5延 5 ずつ 2回	-		-		○		○	×

商標																
⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩		⑪	⑫	⑬		⑭		⑮		⑯	⑰
商標法	現地の代理人性の要	審査制度	権利原付与則	本国登録要件	存続期間		不(使用年取消)	譲渡要件	権利付与前異議申立		権利付与後異議申立		無効審判		国際分類	国際分類
					起算日	期間(年)			起算日	期間	起算日	期間	起算日	期間		
○	要	△	○	-	出	10	5	○	-		登	6月	○		商品 34 サービス 11	○

詳細は下記資料を参照

Kluwer Law International編 /AIPPI・JAPAN訳 外国出願のためのマニュアル	カメルーン(1987年12月 追補版) ただし、版の作成年月に留意が必要。
WIPO監修 PCT出願人の手引	第 I 巻－附属書B1－締約国に関する情報: CM一般情報(2002/5/2) アフリカ知的財産権機関(OAPI)参照

5.11 CV カーボベルデ

国名	Republic of Cape Verde, (CV) カーボベルデ共和国(プライア)				
言語	ポルトガル語(公用語)				
面積(km ²)	4,033(滋賀県程度)				
人口	51万8,300人(2006年、世銀)				
一人当たりGNI	2,130ドル(2006年、世銀) : LDC				
在留邦人数	8人(2006年10月現在)				
経済概況	安定した政治と自由経済とが相まって、順調な経済成長を達成。政府の主要経済政策として、国家債務削減による財政改善、成長産業への優遇税制導入、マクロ経済安定、海外直接投資の呼び込み、社会サービスの向上を目指している。2007年末に後発開発途上国(LDC)から卒業し、中進国への円滑な移行に向けた取組を実施中。2008年7月にWTO加盟。				
IP庁名称	General Directorate of Tourism, Industry and Commerce				
所在地	Av. Amílcar Cabral, Cidade da Paria, Ilha de Santiago, Republica de Cabo Verde, C.P n° 145				
連絡先	(電話) (238) 992 41 64/260 48 15 (FAX) (238) 261 33 15 (E-mail) AbraoL@gov1.gov.cv (internet)				
組織の長	Director General: Mr. Andrade Lopes Abraão				
上位官庁	Ministry of Commerce, Industry and Energy				
Webサイト	政府サイト: Página oficial do Governo (http://www.governo.cv/)				
法令					
同盟関係	アフリカ連合	アラブ・マグリブ連合	サヘル・サハラ諸国国家共同体	西アフリカ諸国経済共同体	西アフリカ経済通貨同盟
	○			○1977	
	中部アフリカ諸国経済共同体	中部アフリカ経済通貨共同体	政府間開発機構	東アフリカ共同体	南部アフリカ開発共同体
	南部アフリカ関税同盟	東・南アフリカ市場共同体	アフリカ・カリブ海・太平洋諸国	地中海連合	
加盟条約	WIPO条約	パリ条約	WTO協定		
	○Jul. 7, 1997		○Jul. 23, 2008		
	ヘーグ協定	マドリッド協定	マドリッド議定書	PCT	
	ロカルノ協定	ニース協定			
	ARIPO加盟	ハラレ議定書	バンジュール議定書	OAPI加盟	バンギ協定
加盟FTA					
統計データ	出願件数		1992		
	特許	全数			
	意匠	全数			
	商標	全数	1		
		(内 外国出願)			
	登録件数				
	特許	全数			
	意匠	全数			
	商標	全数			

国名	Republic of Cape Verde, (CV) カーボベルデ共和国(プライア)
----	---

産業財産権制度の概要

特許																	
③	④	⑤	⑥	⑦	⑧		⑨	⑩	⑪		⑫		⑬		⑭	⑮	
特許法	出願人の資格	現地代理人の性の要	公開制度	審査制度	審査請求		非特許対象	新規性基準	存続期間		権利付与前異議申立		権利付与後異議申立		無効審判		実(施年義務)
					起算日	期間			起算日	期間(年)	起算日	期間	起算日	期間	起算日	期間	

意匠														
⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩		⑪		⑫		⑬	⑭	⑮	
意匠法	出願人の格	現地代理人性の要	審査制度	新規性基準	存続期間		権利付与前異議申立		権利付与後異議申立		無効審判		国際分類	登録表示
					起算日	期間(年)	起算日	期間	起算日	期間	起算日	期間		

商標																
⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩		⑪	⑫	⑬		⑭		⑮		⑯	⑰
商標法	現地代理人性の要	審査制度	権利付与原則	本国登録要件	存続期間		不(使用年取消)	譲渡要件	権利付与前異議申立		権利付与後異議申立		無効審判		国際分類	国際分類
					起算日	期間(年)			起算日	期間	起算日	期間	起算日	期間		

詳細は下記資料を参照

Kluwer Law International編 /AIPPI・JAPAN訳 外国出願のためのマニュアル	カーボベルデ諸島(1978年5月追補版) ただし、版の作成年月に留意が必要。
WIPO監修 PCT出願人の手引	

5.12 DJ ジブチ

国名	Republic of Djibouti, (DJ) ジブチ共和国(ジブチ)				
言語	アラビア語、仏語				
面積(km ²)	23,200 <アラブとアフリカの十字路口に位置する国家>				
人口	80万人(2006年、世銀)				
一人当りGNI	1,060米ドル(2006年:世銀) : LDC				
在留邦人数	20人(2008年8月1日現在)				
経済概況	<p>厳しい自然環境のため国土の大部分で農業未発達。主な収入源は、ジブチ鉄道による収入、中継貿易、ジブチ港の港湾施設サービス、仏軍駐留(約3,200人)による利益。</p> <p>1991年よりソマリア等周辺諸国からの難民・避難民を受け入れ、うち1996年4月までにエチオピア難民約5万人が帰還したとされるが、依然として2~3万人のソマリア難民、エチオピア難民が存在し同国経済を圧迫。また、経済及び財政建て直しのための緊縮財政を余儀なくされている。2001年11月、世銀・IMFの主導の下、貧困削減戦略文書暫定版(I-PRSP)が策定され、2004年5月、右文書の完全版(F-PRSP)が策定されている。現在、ジブチ政府は、これらの文書に基づく経済政策を実施している。</p>				
IP庁名称	Industrial Property Unit, Ministry of Commerce, Industry and Handicrafts				
所在地	B.P. 24, Djibouti				
連絡先	(電話) (253) 355 045/353 253 (FAX) (253) 35 49 09				
	(E-mail) (internet)				
組織の長	Head / Chef: Mr. Ali Ahmed Ali				
上位官庁	Ministry of Commerce, Industry and Handicrafts				
Webサイト					
法令					
同盟関係	アフリカ連合	アラブ・マグレブ連合	サヘル・サハラ諸国国家共同体	西アフリカ諸国経済共同体	西アフリカ経済通貨同盟
	○		○Feb. 2000		
	中部アフリカ諸国経済共同体	中部アフリカ経済通貨共同体	政府間開発機構	東アフリカ共同体	南部アフリカ開発共同体
			○		
	南部アフリカ関税同盟	東・南アフリカ市場共同体	アフリカ・カリブ海・太平洋諸国	地中海連合	
	○	○			
加盟条約	WIPO条約	パリ条約	WTO協定		
	○May 13, 2002	○May 13, 2002	○May 31, 1995		
	ヘーグ協定	マドリッド協定	マドリッド議定書	PCT	
	ロカルノ協定	ニース協定			
	ARIPO加盟	ハラレ議定書	バンジュール議定書	OAPI加盟	バンギ協定
加盟FTA					
統計データ	出願件数				
	特許	全数			
	意匠	全数			
	商標	全数			
	登録件数				
	特許	全数			
	意匠	全数			
	商標	全数			

国名	Republic of Djibouti, (DJ) ジブチ共和国(ジブチ)
----	---

産業財産権制度の概要

特許																	
③	④	⑤	⑥	⑦	⑧		⑨	⑩	⑪		⑫		⑬		⑭	⑮	
特許法	出願人の資格	現地の代理人の人性	公開の程度	審査の制度	審査請求		非特許対象	新規性の判断基準	存続期間		権利付与前異議申立		権利付与後異議申立		無効審判		実(施年義務)
					起算日	期間			起算日	期間(年)	起算日	期間	起算日	期間	起算日	期間	

意匠														
⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩		⑪		⑫		⑬	⑭	⑮	
意匠法	出願人の資格	現地の代理人の人性	審査の程度	新規性の判断基準	存続期間		権利付与前異議申立		権利付与後異議申立		無効審判		国際分類	登録表示
					起算日	期間(年)	起算日	期間	起算日	期間	起算日	期間		

商標																
⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩		⑪	⑫	⑬		⑭		⑮		⑯	⑰
商標法	現地の代理人の人性	審査の程度	権利の付与	本国登録要件	存続期間		不(使用年取消)	譲渡要件	権利付与前異議申立		権利付与後異議申立		無効審判		国際分類	国際分類
					起算日	期間(年)			起算日	期間	起算日	期間	起算日	期間		

詳細は下記資料を参照

Kluwer Law International編 /AIPPI・JAPAN訳 外国出願のためのマニュアル	ジブチ共和国(1995年7月追補版) ただし、版の作成年月に留意が必要。
WIPO監修 PCT出願人の手引	

5_13 DZ アルジェリア

国名	People's Democratic Republic of Algeria, (DZ) アルジェリア民主人民共和国(アルジェ)				
言語	アラビア語(公用語)、ベルベル語(国語)、仏語				
面積(km ²)	238万平方キロメートル(内、砂漠地帯約200万平方キロメートル)(アフリカ第2位)				
人口	3,385万人(2007年、世界銀行)(国土の7%内に集中)				
一人当りGNI	3,620ドル(2007年、世界銀行)				
在留邦人数	816名(2008年10月)				
経済概況	<p>(1) IMFとは1994年にスタンド・バイ取極を結び、1995年には拡大信用供与が決定された。1998年にはIMF構造調整プログラムを予定通り終了し、インフレの大幅な沈静化、3年連続のプラス成長を達成した。今後は産業のリストラ・民営化、外資誘致、市場経済化など同国経済をグローバル・スタンダードへ統合していくことが目標。</p> <p>(2) 2002年4月に、EUとの連合協定締結(2005年9月発効)。現在、WTO加盟交渉中。</p> <p>(3) 炭化水素(石油、天然ガス)輸出に依存。天然ガスについては世界第4位の輸出国。現在でもEU加盟国の消費の約12%を供給。石油はAPI44度の世界最高の軽質油。</p>				
IP庁名称	(英) Algerian National Institute of Industrial Property(INAPI) (仏) Institut National Algerien de la Propriete Industrielle (INAPI)				
所在地	42 rue Larbi Ben M'Hidi, Alger				
連絡先	(電話) (213 21) 73 01 42, 23 58, 59 71 (FAX) (213 21) 73 55 81, 96 44 (E-mail) info@inapi.org (internet) http://www.inapi.org				
組織の長 上位官庁	Directeur général / Director General: Mr. Ziani Belgacem				
Webサイト	知財庁サイト: INAPI (http://www.inapi.org)				
法令	Executive Decree on the establishment and statute of the INAPI (February 21, 1998) Law No. 03-19 on Patents (November 4, 2003)、Ordinance No.03-07 (July 19, 2003) Law No. 03-18 on Trademarks (November 4, 2003)、Ordinance No.03-06 (July 19, 2003)				
同盟関係	アフリカ連合 ○	アラブ・マグレブ連合 ○	サヘル・サハラ諸国 国家共同体	西アフリカ諸国 経済共同体	西アフリカ経済 通貨同盟
	中部アフリカ諸国 経済共同体	中部アフリカ経済 通貨共同体	政府間開発機構	東アフリカ共同体	南部アフリカ 開発共同体
	南部アフリカ 関税同盟	東・南アフリカ 市場共同体	アフリカ・カリブ海・ 太平洋諸国	地中海連合 ○	
加盟条約	WIPO条約 ○Apr. 16, 1975	パリ条約 ○Mar. 1, 1966	WTO協定		
	ヘーグ協定	マドリッド協定 ○Jul. 5, 1972	マドリッド議定書	PCT ○Mar. 8, 2000	
	ロカルノ協定	ニース協定 ○Jul. 5, 1972			
	ARIPO加盟 △オブザーバー	ハラレ議定書	バンジュール議定書	OAPI加盟	バンギ協定
加盟FTA	5 EU・地中海諸国連合協定 11 EU、アルジェリア連合協定				

5_13 DZ アルジェリア

国名	People's Democratic Republic of Algeria, (DZ) アルジェリア民主人民共和国(アルジェ)					
統計データ	出願件数		2003年	2004年	2005年	2006年
	特許	全数	46	392	455	665
		(内 外国出願)	16	334	455	608
		(内 日本から)	2	7		
		主な日本企業	万有製薬、日揮、ソニー・コンピュータエンタテインメント、太陽石油、東洋エンジニアリング、三菱電機、神戸製鋼、住友化学、日本精鉱			
			1999年	2000年	2001年	2002年
	意匠	全数	191	289	194	183
		(内 外国出願)	22	14	33	12
			2003年	2004年	2005年	2006年
	商標	全数	4,279	4,508	5,745	6,876
		(内 外国出願)	920	1,308	1,693	1,921
		(内 マドリッド)	1,871	1,934	2,376	2,478
	登録件数		2003年	2004年	2005年	2006年
	特許	全数	279	276		479
		(内 外国出願)	267	249		400
			1999年	2000年	2001年	2002年
	意匠	全数	199	289	205	162
		(内 外国出願)	19	17	14	14
			2003年	2004年	2005年	2006年
	商標	全数	3,960	1,934	3,050	4,195
(内 外国出願)		754		344	836	
(内 マドリッド)		1,871	1,934	2,318	2,389	
(内 日本から)		65		17	30	
		主な日本企業	キャンノン、トヨタ、武田薬品、日本たばこ、アステラス、住友化学、日産、日立、松下、YKK、セイコー、ダイハツ、シャープ			

国名	People's Democratic Republic of Algeria, (DZ) アルジェリア民主人民共和国(アルジェ)
----	--

産業財産権制度の概要

特許																	
③	④	⑤	⑥	⑦	⑧		⑨	⑩	⑪		⑫		⑬		⑭	⑮	
特許法	出願人の資格	現地の代理人の人性	公開制度	審査制度	審査請求		非特許対象	新規性基準	存続期間		権利付与前異議申立		権利付与後異議申立		無効審判		実(年義務)
					起算日	期間			起算日	期間(年)	起算日	期間	起算日	期間	起算日	期間	
○				×					出	20							

意匠														
⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩		⑪		⑫		⑬	⑭	⑮	
意匠法	出願人の格	現地の代理人の人性	審査制度	新規性基準	存続期間		権利付与前異議申立		権利付与後異議申立		無効審判		国際分類	登録表示
					起算日	期間(年)	起算日	期間	起算日	期間	起算日	期間		
○	◎	要	×	内外国公知 内外国刊行物	出	10	-	-	-	-	○	○	×	

商標																
⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩		⑪	⑫	⑬		⑭		⑮	⑯	⑰	
商標法	現地の代理人の人性	審査制度	権利付与原則	本国登録要件	存続期間		不(使用年取消)	譲渡要件	権利付与前異議申立		権利付与後異議申立		無効審判		国際分類	
					起算日	期間(年)			起算日	期間	起算日	期間	起算日	期間		
○	要	×	○	×	出	10	3	○	-	-	-	-	○	商品 34 サービス 11	○	

詳細は下記資料を参照

Kluwer Law International編 /AIPPI・JAPAN訳 外国出願のためのマニュアル	アルジェリア(1980年1月 追補版) ただし、版の作成年月に留意が必要。
WIPO監修 PCT出願人の手引	第I巻-附属書B1-締約国に関する情報:アルジェリア(2005/9/15) 附属書C-受理官庁:アルジェリア国立工業所有権機関(2004/1/1) 第II巻-国内編:アルジェリア国立工業所有権機関(2005/12/22)

5.14 EG エジプト

国名	Arab Republic of Egypt, (EG) エジプト・アラブ共和国(カイロ)				
言語	アラビア語(公用語)				
面積(km ²)	1,000,000 (日本の約2.6倍)				
人口	7,257万人(2006年人口調査)				
一人当りGNI	1,250米ドル(2005年)				
在留邦人数	904人(2007年4月現在)				
経済概況	(1) 4大外貨収入源(観光、運河通航料、石油輸出、出稼ぎ外貨送金)が貿易赤字を補填する経済構造。 (2) 現ナズィーフ内閣は、投資環境整備による外国直接投資の誘致、国营企業の民営化などの経済改革を推進中。実質GDPは2006/2007年度は7.1%と高く、経済改革の成果が出ている。しかし、高い失業率や貧富の格差は存在。 (3) 対外的には、EUとの自由貿易協定(FTA)が2004年に発効。米国及びイスラエルとQIZ(資格産業区域制度)協定に署名(2004年)。				
IP庁名称	(商標) Commercial Registry Administration Also deals with industrial designs				
所在地	Trademarks Office, 4 Nasr Road, Makram Ebied st., Cairo				
連絡先	(電話) (202 2) 672 0452		(FAX) (202 2) 672 0453		
	(E-mail)		(Web site) http://www.mfti.gov.eg		
組織の長	Chairman, Commercial Registry Administration / Mr. Moustafa Abou El Eneen General Director / Mr. Mohamed Abdel Aal				
上位官庁	Ministry of Trade and Industry				
IP庁名称	(特許) The Patent Office				
所在地	101 Kasr El Ainy Street, P.O. 11516 Cairo				
連絡先	(電話) (202) 2 792 1286, 1287, 1291		(FAX) (202) 2 792 1270, 1273, 1325		
	(E-mail) nadabd_allah@hotmail.com; patin:		(Web site) http://www.egypo.gov.eg		
組織の長	Director General: Mrs. Nadia Ibrahim Abdallah				
上位官庁	Academy of Scientific Research and Technology (ASRT)				
Webサイト	特許庁サイト: The Patent Office (http://www.egypo.gov.eg)				
法令	Law on the Protection of Intellectual Property Rights (Law No. 82) (June 3, 2002) Appellations of origin / geographical indications, Copyright and Related Rights, Industrial designs, Layout designs (topographies) of integrated circuits, Marks, Patents, Protection of undisclosed information, Utility models				
同盟関係	アフリカ連合	アラブ・マグリブ連合	サヘル・サハラ諸国国家共同体	西アフリカ諸国経済共同体	西アフリカ経済通貨同盟
	○		○Feb. 2001		
	中部アフリカ諸国経済共同体	中部アフリカ経済通貨共同体	政府間開発機構	東アフリカ共同体	南部アフリカ開発共同体
	南部アフリカ関税同盟	東・南アフリカ市場共同体	アフリカ・カリブ海・太平洋諸国	地中海連合	
		○		○	
加盟条約	WIPO条約	パリ条約	WTO協定		
	○Apr. 21, 1975	○Jul. 1, 1951	○Jun. 30, 1995		
	ヘーグ協定	マドリッド協定	マドリッド議定書	PCT	
	○Jul. 1, 1952	○Jul. 1, 1952		○Sep. 6, 2003	
	ロカルノ協定	ニース協定			
		○Jun. 18, 2005			
	ARIPO加盟	ハラレ議定書	バンジュール議定書	OAPI加盟	バンギ協定
△オブザーバー					

5.14 EG エジプト

国名	Arab Republic of Egypt, (EG) エジプト・アラブ共和国(カイロ)					
加盟FTA	2 イスラム開発協力(「D8」)会議特惠貿易協定 4 貿易特惠システム(イスラム諸国会議機構) 5 EU・地中海諸国連合協定 8 EU、エジプト連合協定 12 アガディール協定 15 EFTA・エジプト自由貿易協定		17 東・南部アフリカ市場共同体(COMESA) 18 大アラブ自由貿易地域(GAFTA) 26 米国・中東諸国自由貿易圏			
統計データ	出願件数		2002年	2003年	2004年	2005年
	特許	全数	1,415	1,119	694	1,436
		(内 外国出願)	788	626	312	1008
		(日本から)	15	23	9	2
		主な日本企業	武田薬品工業、大塚製薬、TTI・エルビュー、第一三共、東洋製罐、凸版印刷、三菱伸銅、大塚製薬工場			
			1981年	1982年	1983年	1984年
	意匠	全数	139	227	201	181
		(内 外国出願)	39	12	45	52
			2003年	2004年	2005年	2006年
	商標	全数	2,404	2,505	2,947	3,208
		(内 外国出願)				
		(内 マドリッド)	2,404	2,505	2,947	3,208
	登録件数		2002年	2003年	2004年	2005年
	特許	全数	815	638	325	147
		(内 外国出願)	698	548	261	98
			1981年	1982年	1983年	1984年
意匠	全数	155	232	180	174	
	(内 外国出願)	31	17	25	45	
		2003年	2004年	2005年	2006年	
商標	全数	2,151	2,293	2,800	3,088	
	(内 外国出願)					
	(内 マドリッド)	2,151	2,293	2,800	3,088	

国名	Arab Republic of Egypt, (EG) エジプト・アラブ共和国(カイロ)
----	--

産業財産権制度の概要

特許																	
③	④	⑤	⑥	⑦	⑧		⑨	⑩	⑪		⑫		⑬		⑭	⑮	
特許法	出願人の資格	現地の代理人の人性	公開の程度	審査の程度	審査請求		非特許対象	新規性の判断	存続期間		権利付与前異議申立		権利付与後異議申立		無効審判		実(年義務)
					起算日	期間			起算日	期間(年)	起算日	期間	起算日	期間	起算日	期間	
○	◎	—	—	○	なし		※その他(備1)	○	出	20	公	60	日	—		○	(備2)

(備1)人・動物の治療方法等 (備2)特許付与から3年、又は特許出願日から4年の何れか遅い方

意匠														
⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩		⑪		⑫		⑬		⑭	⑮
意匠法	出願人の格	現地の代理人の人性	審査の程度	新規性の判断	存続期間		権利付与前異議申立		権利付与後異議申立		無効審判		国際分類	登録表示
					起算日	期間(年)	起算日	期間	起算日	期間	起算日	期間		
○	◎	—	×	内外国公知内外国刊行物	出	5延5ずつ2回	公	60	日	—		○	○	×

商標																
⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩		⑪	⑫	⑬		⑭		⑮		⑯	⑰
商標法	現地の代理人の人性	審査の程度	権利の付与	本国登録要件	存続期間		不(使用年取消)	譲渡要件	権利付与前異議申立		権利付与後異議申立		無効審判		国際分類	国際分類
					起算日	期間(年)			起算日	期間	起算日	期間	起算日	期間		
○	—	○	(○)	—	出	10	5	○	公	60	日	—		○(備)	商品34 サービス12	○

詳細は下記資料を参照

Kluwer Law International編 /AIPPI・JAPAN訳 外国出願のためのマニュアル	エジプト(1988年4月追補版) ただし、版の作成年月に留意が必要。
WIPO監修 PCT出願人の手引	第I巻—附属書B1—締約国に関する情報: エジプト一般情報(2004/11/4) 附属書C—受理官庁: エジプト特許庁(2006/3/30) 第II巻—国内編: エジプト官庁(2003/9/6) 情報は現在準備中

5_15 ER エリトリア

国名	State of Eritrea, (ER) エリトリア国(アスマラ)				
言語	ティグリニヤ語、アラビア語、諸民族語				
面積(km ²)	117,600 (≒北海道+九州)				
人口	470万人(2006年:世銀) 人口増加率3.6%(1990~2004年:世銀)				
一人当りGNI	190米ドル(2006年:世銀) : LDC				
在留邦人数	10人(2007年12月現在)				
経済概況	独立後、30年に及ぶ内戦のため破壊されたインフラの復旧、経済再建に取り組んできた。1993年5月に世銀が「再建復興計画(RPPE)」を策定し、農業、工業生産部門、社会インフラ整備、人的資源の開発等、総額1億6千万ドルのプロジェクトが提案された。就業人口の多くが生産性の低い農業、牧畜業に従事している一方、食糧の7割を輸入ないし援助に依存し、産業別のGDP構成は運輸が3割以上を占め、工業・その他サービス部門を含めると8割以上に達している。エチオピアとの国境紛争は、難民・避難民の大量発生、紛争地域のインフラ破壊等、エリトリア経済に深刻な影響を及ぼし、世銀は2000年12月にインフラ復旧等経済再建のため約2億8千万ドルの「緊急復興計画」を策定。また、エリトリア政府はエチオピアとの国境紛争により中断していた中・長期経済計画「国家政策概要報告(National Policy Framework Paper)」の策定を現在進めている。97年11月に独自通貨ナクファを導入。近年、深刻な干ばつ被害を頻繁に受け、食糧安全保障が重要な課題となっている。				
IP庁名称	Domestic Trade and Intellectual Property				
所在地	P.O. Box 1844, Asmara				
連絡先	(電話) (291 1) 115188/117944 (FAX) (291 1) 124175/120586 (E-mail) Deptrade@gemel.com.er (internet)				
組織の長	Director General: Mr. Mogos Woldemichael Ghebreamlak				
上位官庁	Ministry of Trade and Industry				
Webサイト					
法令					
同盟関係	アフリカ連合	アラブ・マグリブ連合	サヘル・サハラ諸国国家共同体	西アフリカ諸国経済共同体	西アフリカ経済通貨同盟
	○		○Feb. 2000		
	中部アフリカ諸国経済共同体	中部アフリカ経済通貨共同体	政府間開発機構	東アフリカ共同体	南部アフリカ開発共同体
			○		
	南部アフリカ関税同盟	東・南アフリカ市場共同体	アフリカ・カリブ海・太平洋諸国	地中海連合	
加盟条約	WIPO条約	パリ条約	WTO協定		
	○May 13, 2002	○May 13, 2002	○May 31, 1995		
	ヘーグ協定	マドリッド協定	マドリッド議定書	PCT	
	ロカルノ協定	ニース協定			
	ARIPO加盟 △オブザーバー	ハラレ議定書	バンジュール議定書	OAPI加盟	バンギ協定
加盟FTA					
統計データ	出願件数				
	特許	全数			
	意匠	全数			
	商標	全数			
	登録件数				
	特許	全数			
	意匠	全数			
	商標	全数			

国名	State of Eritrea, (ER) エリトリア国(アスマラ)
----	--

産業財産権制度の概要

特許																	
③	④	⑤	⑥	⑦	⑧		⑨	⑩	⑪		⑫		⑬		⑭	⑮	
特許法	出願人の資格	現地代理人の性の	必開制	審査制	審査請求		非特許対象	新規性基準	存続期間		権利付与前異議申立		権利付与後異議申立		無効審判		実(施年義務)
					起算日	期間			起算日	期間(年)	起算日	期間	起算日	期間	起算日	期間	

意匠														
⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩		⑪		⑫		⑬	⑭	⑮	
意匠法	出願人の格	現地代理人性の	必開制	新規性基準	存続期間		権利付与前異議申立		権利付与後異議申立		無効審判		国際分類	登録表示
					起算日	期間(年)	起算日	期間	起算日	期間	起算日	期間		

商標																
⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩		⑪	⑫	⑬		⑭		⑮		⑯	⑰
商標法	現地代理人性の	必開制	審査制	権利付与原則	存続期間		不(使用年取消)	譲渡要件	権利付与前異議申立		権利付与後異議申立		無効審判		国際分類	国際分類
					起算日	期間(年)			起算日	期間	起算日	期間	起算日	期間		

詳細は下記資料を参照

Kluwer Law International編 /AIPPI・JAPAN訳 外国出願のためのマニュアル	エリトリア(1995年7月追補版) ただし、版の作成年月に留意が必要。
WIPO監修 PCT出願人の手引	

5.16 ET エチオピア

国名	Federal Democratic Republic of Ethiopia, (ET) エチオピア連邦民主共和国(アディスアベバ)				
言語	アムハラ語、英語				
面積(km ²)	1,097,000 (日本の約3倍)				
人口	7,720万人(2006年:世銀) 人口増加率2.6%(2006年:世銀)				
一人当りGNI	170米ドル(2006年:世銀) : LDC				
在留邦人数	175人(2007年12月現在)				
経済概況	17年に及ぶ内戦や早魃により経済は極度に疲弊したが、暫定政府下の1991年11月に民間セクター重視、政府管理縮小及び統制撤廃、重点的再建分野策定等を原則とする新経済政策「農業開発主導の産業化政策(ADLI)」を策定した。1995年1月には同計画をレビューする形で、「開発、平和及び民主主義のための計画(略称「国家開発5カ年計画」)」を策定し、農業生産性拡大、教育、道路、公衆衛生等を最重点目標に据えてきた。以降、経済は安定を回復し、実質経済成長率は年平均約6%を達成し、インフレ率は5%以下に抑えられた。しかし、1998年に入り、早魃による農業生産の落ち込みや、主要輸出品目であるコーヒーの世界的な価格低迷により、GDPがマイナスを記録し、加えてエリトリアとの国境紛争による難民・避難民が大量発生し、エチオピア経済に打撃を加えた。エチオピア政府はこのような紛争後の経済課題に取り組むべく、2000年に、国家開発5カ年計画の反省に基づき見直しをした「第2次国家開発5カ年計画」を策定した。また、2002年10月には、同計画に基づき作成された貧困削減戦略ペーパー(PRSP)を策定し、2003年には「エチオピア新食糧安全保障連合」を設立し、2005年12月今後5年間の開発計画である貧困削減計画(PASDEP)が提出され、2006年5月に国会で承認された。エチオピアでは食糧安全保障及び貧困削減が最優先課題。				
IP庁名称	Ethiopian Intellectual Property Office (EIPO)				
所在地	P.O. Box 25322/1000, Ras mekonnen street, Addis Ababa				
連絡先	(電話) (251 11) 553 49 46 / 28 (FAX) (251 11) 553 62 59 (E-mail) eiipo@ethionet.et (internet)				
組織の長	Acting Director General: Mr. Alemu Abebe Wodie				
上位官庁					
Webサイト					
法令					
同盟関係	アフリカ連合	アラブ・マダガスカル連合	サヘル・サハラ諸国国家共同体	西アフリカ諸国経済共同体	西アフリカ経済通貨同盟
	○				
	中部アフリカ諸国経済共同体	中部アフリカ経済通貨共同体	政府間開発機構	東アフリカ共同体	南部アフリカ開発共同体
			○		
	南部アフリカ関税同盟	東・南アフリカ市場共同体	アフリカ・カリブ海・太平洋諸国	地中海連合	
		○	○		
加盟条約	WIPO条約	パリ条約	WTO協定		
	○Feb. 19, 1998				
	ヘーグ協定	マドリッド協定	マドリッド議定書	PCT	
	ロカルノ協定	ニース協定			
	ARIPO加盟	ハラレ議定書	バンジュール議定書	OAPI加盟	バンギ協定
	△オブザーバー				
加盟FTA					

5_16 ET エチオピア

国名	Federal Democratic Republic of Ethiopia, (ET) エチオピア連邦民主共和国(アディスアベバ)					
統計データ	出願件数		1996	1999	2000	2006
	特許	全数	3	12	7	
		(内 外国出願)		12	4	
			1997	1999	2000	2002
	意匠	全数	6	9	9	
		(内 外国出願)		3	1	
			1993	1994	1995	
	商標	全数	473	72	103	
		(内 外国出願)	238	72	103	
		(内 マドリッド)				
	登録件数		1996	1999	2000	2006
	特許	全数		1	1	
		(内 外国出願)		1	1	
			1997	1999	2000	2002
	意匠	全数		3	19	
		(内 外国出願)		1	7	
			1993	1994	1995	
	商標	全数	473	418	342	
(内 外国出願)		238	73	103		
(内 マドリッド)						

国名	Federal Democratic Republic of Ethiopia, (ET) エチオピア連邦民主共和国(アディスアベバ)
----	--

産業財産権制度の概要

特許		特許制度は未制定															
③	④	⑤	⑥	⑦	⑧		⑨	⑩	⑪		⑫		⑬		⑭		⑮
特許法	出願人の資格	現地代理人の性の要	公開制度	審査制度	審査請求		非特許対象	新規性基準	存続期間		権利付与前異議申立		権利付与後異議申立		無効審判		実(施年義務)
					起算日	期間			起算日	期間(年)	起算日	期間	起算日	期間	起算日	期間	

意匠		意匠制度は未制定												
⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩		⑪		⑫		⑬		⑭	⑮
意匠法	出願人の格	現地の代理人性の要	審査制度	新規性基準	存続期間		権利付与前異議申立		権利付与後異議申立		無効審判		国際分類	登録表示
					起算日	期間(年)	起算日	期間	起算日	期間	起算日	期間		

商標																
⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩		⑪	⑫	⑬		⑭		⑮		⑯	⑰
商標法	現地の代理人性の要	審査制度	権利付与則	本国登録要件	存続期間		不(使用年取消)	譲渡要件	権利付与前異議申立		権利付与後異議申立		無効審判		国際分類	国際分類
					起算日	期間(年)			起算日	期間	起算日	期間	起算日	期間		
○	要	○	○	-	出	10	3	○	公	-	-	○	-	-	-	-

エトリアには効力が及ばない(1993.5.24以降)

詳細は下記資料を参照

Kluwer Law International編 /AIPPI・JAPAN訳 外国出願のためのマニュアル	エチオピア(1995年7月追補版) ただし、版の作成年月に留意が必要。
WIPO監修 PCT出願人の手引	

5.17 GA ガボン

国名	Gabonese Republic, (GA) ガボン共和国(リーブルビル)				
言語	仏語(公用語)				
面積(km ²)	267,667(日本の約3分の2)				
人口	130万人(2006年)				
一人当りGNI	5,360米ドル(2006年、世銀)				
在留邦人数	49人(2006年10月現在)				
経済概況	サブ・サハラアフリカでは、ナイジェリア、アンゴラ、赤道ギニア等に次ぐ産油国(1996年12月末にOPEC脱退)で、一人当たりGNIもセーシェル、モーリシャス等に次ぐ高い水準を誇っている。他方、過度な石油依存型の経済構造が弱点として指摘されており、政府は、林業、鉱業、観光業の振興に力を入れている。近年は原油高と国際市場における熱帯木材の好調さにより歳入が増加している。				
IP庁名称	Center of Industrial Property of Gabon				
所在地	1190 Bld de l'Indépendance, B.P. 237, Libreville				
連絡先	(電話) (241)74 59 21/74 59 24 (FAX) (241) 76 30 55 (E-mail) cepig@assala.com (internet)				
組織の長	Director General: Mr. Malem Tidzani				
上位官庁	Ministry of Trade and Industry				
Webサイト	政府系サイト: Sénat de la République Gabonaise (http://www.senatgabon.net/) Assemblée Nationale du Gabon (http://www.assemblee.ga/)				
法令					
同盟関係	アフリカ連合	アラブ・マグリブ連合	サヘル・サハラ諸国国家共同体	西アフリカ諸国経済共同体	西アフリカ経済通貨同盟
	○				
	中部アフリカ諸国経済共同体	中部アフリカ経済通貨共同体	政府間開発機構	東アフリカ共同体	南部アフリカ開発共同体
	○	○			
	南部アフリカ関税同盟	東・南アフリカ市場共同体	アフリカ・カリブ海・太平洋諸国	地中海連合	
			○		
加盟条約	WIPO条約	パリ条約	WTO協定		
	○Jun. 6, 1975	○Feb. 29, 1964	○Jan. 1, 1995		
	ヘーグ協定	マドリッド協定	マドリッド議定書	PCT	
	○Aug. 18, 2003			○Jan. 24, 1978	
	ロカルノ協定	ニース協定			
	ARIPO加盟	ハラレ議定書	バンジュール議定書	OAPI加盟	バンギ協定
				○	○
加盟FTA					
統計データ	出願件数				
	特許	全数			
	意匠	全数			
	商標	全数			
	登録件数				
	特許	全数			
	意匠	全数			
	商標	全数			

国名	Gabonese Republic, (GA) ガボン共和国(リーブルビル)
----	---

産業財産権制度の概要

特許

③	④	⑤	⑥	⑦	⑧		⑨	⑩	⑪		⑫		⑬		⑭		⑮
特許法	出願人の資格	現地代理人の必要性	公開制度	審査制度	審査請求		非特許対象	新規性基準	存続期間		権利付与前異議申立		権利付与後異議申立		無効審判		実(施)年(義)務
					起算日	期(年)間			起算日	期(年)間	起算日	期(年)間	起算日	期(年)間	起算日	期(年)間	
○	◎	要	なし	○	なし		※その他(備1)	○	出	20	-		-		○		(備2)

アフリカ知的財産権機関(OAPI)に加盟

(備1)人・動物の治療方法等 (備2)特許付与から3年、又は特許出願日から4年の何れか遅い方。

意匠

⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩		⑪	⑫	⑬		⑭	⑮
意匠法	出願人の格	現地代理人の必要性	審査制度	新規性基準	存続期間		権利付与前異議申立	権利付与後異議申立	無効審判		国	登
					起算日	期(年)間			起算日	期(年)間		
○	◎	要	×	内外国公知 内外国刊行物	出	5延 5 ずつ 2回	-	-	○		○	×

商標

⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩		⑪	⑫	⑬	⑭	⑮		⑯	⑰	
商標法	現地代理人の必要性	審査制度	権利付与	本国登録要件	存続期間		不(使)用(年)取(消)	譲渡要件	権利付与前異議申立	権利付与後異議申立	無効審判		分	国	
					起算日	期(年)間					起算日	期(年)間			起算日
○	要	△	○	-	出	10	5	○	-	登	6月	○		商品 34 サービス 11	○

詳細は下記資料を参照

Kluwer Law International編 /AIPPI・JAPAN訳 外国出願のためのマニュアル	ガボン(1982年12月追補版) ただし、版の作成年月に留意が必要。
WIPO監修 PCT出願人の手引	第I巻-附属書B1-締約国に関する情報 GA: ガボン 一般情報 (2002/5/2) アフリカ知的所有権機関(OAPI)参照

5_18 GH ガーナ

国名	Republic of Ghana, (GH) ガーナ共和国(アクラ)				
言語	英語(公用語)				
面積(km ²)	238,537(日本の約3分の2)				
人口	約2,300万人(2007年:UNFPA)				
一人当りGNI	590米ドル(世銀:2006年)				
在留邦人数	321人(2007年10月現在)				
経済概況	<p>ガーナ経済は農業・鉱業に依存する典型的な一次産品依存型経済であり、農業が国内総生産(GDP)の約40%、雇用の約60%を占めている。主要輸出品もカカオ、金及び木材が上位3位を占めており、国際市況及び天候に影響を受けやすい環境にある。また、近年では海外で働くガーナ人からの海外送金が増加していると報告されており、その額は上述3大輸出品の輸出額を上回ると言われている。1957年に英より独立した後、アコンボ・ダム建設等の大規模インフラ案件の整備により開発への足がかりを築いていったが、1970年代後半から1980年代前半にかけて経済的困難に直面したため、世銀の支援により1983年より構造調整を通じた経済再建に取り組んだ。この結果、1980年代後半から平均5%のGDP成長率を達成し、サブ・サハラ・アフリカにおける構造調整の優等生として評価された。しかし、1990年代の金やカカオの国際価格の低迷や主要輸入品である原油価格の高騰等により経済が悪化してきたため、2001年に誕生したクフォー政権は、2001年3月、拡大HIPC(重債務貧困国)イニシアティブ適用による債務救済申請を行い、緊縮財政を基本とした経済の立て直しに着手した。2005年から始まった2期目においても健全な財政運営を基本政策としており、2006年には6%の経済成長率と10~12%程度のインフレ率を達成している。現在直面している主要な問題点としては、原油価格高騰による経常収支の悪化、財政赤字の拡大、電力不足が挙げられる。</p>				
IP庁名称	Registrar General's Department				
所在地	P.O. Box 118, Accra				
連絡先	(電話) (233 21) 666 081/666 469 (FAX) (233 21) 662 043/666 081 (E-mail) regengh@ncs.com.gh (internet)				
組織の長	Registrar General : Mrs. Elizabeth Owiredo-Gyampo				
上位官庁	Ministry of Justice				
Webサイト	政府サイト: Government of Ghana Official Website (http://www.ghana.gov.gh)				
法令	Unfair Competition, Law, 19/12/2000, No. 589 Patents, Law, 30/12/1992, No. 305A Marks, Law, 25/02/1965, No. 270				
同盟関係	アフリカ連合	アラブ・マグレブ連合	サヘル・サハラ諸国国家共同体	西アフリカ諸国経済共同体	西アフリカ経済通貨同盟
	○		○June 2005	○	
	中部アフリカ諸国経済共同体	中部アフリカ経済通貨共同体	政府間開発機構	東アフリカ共同体	南部アフリカ開発共同体
	南部アフリカ関税同盟	東・南アフリカ市場共同体	アフリカ・カリブ海・太平洋諸国	地中海連合	
		○			
加盟条約	WIPO条約	パリ条約	WTO協定		
	○Jun. 12, 1976	○Sep. 28, 1976	○Jan. 1, 1995		
	ヘーグ協定	マドリッド協定	マドリッド議定書	PCT	
				○Feb. 26, 1997	
	ロカルノ協定	ニース協定			
	ARIPO加盟	ハラレ議定書	バンジュール議定書	OAPI加盟	バンギ協定
○	○				

5_18 GH ガーナ

国名	Republic of Ghana, (GH) ガーナ共和国(アクラ)					
加盟FTA						
統計データ	出願件数		1990	1991	1992	1994
	特許	全数	20	12	11	39
		(内 外国出願)	20	12	11	39
			1997	1998	1999	2001
	意匠	全数	2	14	2	9
		(内 外国出願)	2	4	2	9
			1991	1992	1993	1994
	商標	全数	424	457	505	529
		(内 外国出願)	346	356	308	358
		(内 マドリッド)				
	登録件数		1990	1991	1992	1994
	特許	全数	20	12	11	
		(内 外国出願)	20	12	11	
		(内 PCTルート)				
			1997	1998	1999	2001
	意匠	全数	2		5	4
		(内 外国出願)	2		5	4
			1991	1992	1993	1994
	商標	全数	238	128	94	43
		(内 外国出願)	225	114	88	32
(内 マドリッド)						

国名	Republic of Ghana, (GH) ガーナ共和国(アクラ)
----	--

産業財産権制度の概要

特許

③	④	⑤	⑥	⑦	⑧		⑨	⑩	⑪		⑫		⑬		⑭		⑮
特許法	出願人の資格	現地代理人の性の要	公開制度	審査制度	審査請求		非特許対象	新規性基準	存続期間		権利付与前異議申立		権利付与後異議申立		無効審判		実(施年義務)
					起算日	期間			起算日	期間	起算日	期間	起算日	期間	起算日	期間	
○	◎	要	-	○	-		※その他(備1)	○	出	10延5ずつ2回	-	-	○				(備2)

1993.6.18 施行 アフリカ地域知的財産権機関(ARIPO)に加盟。
(備1)人・動物の治療方法等 (備2)特許付与から3年、又は特許出願日から4年の何れか遅い方。

意匠

⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩		⑪	⑫		⑬		⑭	⑮
意匠法	出願人の格	現地の代理人の性の要	審査制度	新規性基準	存続期間		権利付与前異議申立	権利付与後異議申立		無効審判		国際分類	登録表示
					起算日	期間		起算日	期間	起算日	期間		
△英	-	-	-	-	出	5延5ずつ2回	-	-	○	-	-	-	

英国において登録された意匠が自動的にガーナ共和国において保護されるが、一応ガーナ政庁へ登録の手続きが必要。

商標

⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩		⑪	⑫	⑬		⑭		⑮		⑯	⑰
商標法	現地の代理人の性の要	審査制度	権利付与原則	本国登録要件	存続期間		不(使用年取消)	譲渡要件	権利付与前異議申立		権利付与後異議申立		無効審判		国際分類	国際分類
					起算日	期間			起算日	期間	起算日	期間	起算日	期間		
○	要	○	-	-	出	10	5	○	-	-	○			商品 34 サービス 11	○	

2004.1.29施行

詳細は下記資料を参照

Kluwer Law International編 /AIPPI・JAPAN訳 外国出願のためのマニュアル	ガーナ(1998年10月追補版) ただし、版の作成年月に留意が必要。
WIPO監修 PCT出願人の手引	第I巻-附属書B1-締約国に関する情報 GH: ガーナ 一般情報(2005/5/26) 附属書C: 受理官庁 GH: 登録長官部(ガーナ)(2006/1/1) 第II巻-国内編-GH: 登録長官部(ガーナ)(2001/1/1)

5.19 GM ガンビア

国名	Republic of The Gambia, (GM) ガンビア共和国(バンジュール)				
言語	英語(公用語)				
面積(km ²)	11,300(ほぼ岐阜県の面積)				
人口	160万人(2006年:UNFPA)				
一人当りGNI	310ドル(2006年:世銀) :LDC				
在留邦人数	15人(2006年10月現在)				
経済概況	一人当たりのGNI310米ドル(2006年)のLLDC(後発開発途上国)で、GDPの約30%、労働人口の約80%を農業が占める農業国。観光業は周辺諸国、とりわけセネガルとの貿易に次いで第二の国家収入源となっている。				
IP庁名称	Registrar General's Department				
所在地	Muammar Ghadifi Avenue, Private Mail Bag 151, Banjul				
連絡先	(電話) (220 4) 224 468 / 990 8889 (mobile) (FAX) (220 4) 225 352 (E-mail) agiawah@yahoo.com (internet)				
組織の長	Deputy Solicitor General & Registrar General: Mrs. Awa Bah Jammeh				
上位官庁	Department of State for Justice				
Webサイト	政府サイト: Republic of The Gambia Official Website (http://www.gambia.gn)				
法令					
同盟関係	アフリカ連合	アラブ・マグレブ連合	サヘル・サハラ諸国国家共同体	西アフリカ諸国経済共同体	西アフリカ経済通貨同盟
	○		○Feb. 2000	○	
	中部アフリカ諸国経済共同体	中部アフリカ経済通貨共同体	政府間開発機構	東アフリカ共同体	南部アフリカ開発共同体
	南部アフリカ関税同盟	東・南アフリカ市場共同体	アフリカ・カリブ海・太平洋諸国	地中海連合	
		○			
加盟条約	WIPO条約	パリ条約	WTO協定		
	○Dec. 10, 1980	○Jan. 21, 1992	○Oct. 23, 1996		
	ヘーグ協定	マドリッド協定	マドリッド議定書	PCT	
				○Dec. 9, 1997	
	ロカルノ協定	ニース協定			
	ARIPO加盟	ハラレ議定書	バンジュール議定書	OAPI加盟	バンギ協定
○	○				
加盟FTA					

5_19 GM ガンビア

国名	Republic of The Gambia, (GM) ガンビア共和国(バンジュール)					
統計データ	出願件数		1971	1972	1973	1974
	特許	全数	16	12		17
		(内 外国出願)	16	12		17
			1998	1999	2000	2001
	意匠	全数	14	2		9
		(内 外国出願)	4	2		9
			1984	1985	1986	1988
	商標	全数	116	207		92
		(内 外国出願)	113	205		92
		(内 マドリッド)				
	登録件数		1971	1972	1973	1974
	特許	全数	16	12	15	17
		(内 外国出願)	16	12		17
			1998	1999	2000	2001
	意匠	全数		3		2
		(内 外国出願)		3		2
			1984	1985	1986	1988
	商標	全数	116	207		135
		(内 外国出願)	113	205		135
		(内 マドリッド)				

国名	Republic of The Gambia, (GM) ガンビア共和国(バンジュール)
----	---

産業財産権制度の概要

特許																	
③	④	⑤	⑥	⑦	⑧		⑨	⑩	⑪		⑫		⑬		⑭	⑮	
特許法	出願人の資格	現地代理人の性の	必開制の度	審査制の度	審査請求		非特許対象	新規性基準	存続期間		権利付与前異議申立		権利付与後異議申立		無効審判		実(施)年(義)務
					起算日	期(年)間			起算日	期(年)間	起算日	期(年)間	起算日	期(年)間	起算日	期(年)間	
○	◎	-	なし	○	-	-	※その他(備1)	-	英国特許権の残存期間		-	-	-	-	○	(備2)	

出願は英国の特許権者のみ。英国特許の日から3年以内に出願。アフリカ地域知的財産権機関(ARIPO)に加盟。(備1)人・動物の治療方法等 (備2)特許付与から3年、又は特許出願日から4年の何れか遅い方。

意匠												
⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩		⑪	⑫	⑬		⑭	⑮
意匠法	出願人の格	現地代理人の性	必開制の度	新規性基準	存続期間		権利付与前異議申立	権利付与後異議申立	無効審判		国際分類	登録表示
					起算日	期(年)間			起算日	期(年)間		

商標																
⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩		⑪	⑫	⑬		⑭		⑮		⑯	⑰
商標法	現地代理人の性	必開制の度	審査制の度	権利原付与則	存続期間		不(使)用(年)取(消)	譲渡要件	権利付与前異議申立		権利付与後異議申立		無効審判		国際分類	国際分類
					起算日	期(年)間			起算日	期(年)間	起算日	期(年)間	起算日	期(年)間		
○																

詳細は下記資料を参照

Kluwer Law International編 /AIPPI・JAPAN訳 外国出願のためのマニュアル	ガンビア(1984年6月追補版) ただし、版の作成年月に留意が必要。
WIPO監修 PCT出願人の手引	第I巻-附属書B1-締約国に関する情報 GM: ガンビア 一般情報(2005/5/26) 第II巻-国内編-GM: 国家法務部・登録長官部(ガンビア)(1999/7)

国名	Republic of Guinea, (GN) ギニア共和国(コナクリ)				
言語	仏語、各民族語				
面積(km ²)	245,857 (本州とほぼ同じ)				
人口	980万人 (2007年UNFPA)				
一人当りGNI	410ドル (2006年、世銀) :LDC				
在留邦人数	23人 (2007年10月現在)				
経済概況	世界の三分の一のボーキサイト埋蔵量を有するなど、地下資源に極めて恵まれているが、セク・トゥーレ前政権下では社会主義路線が取られたため経済活動は停滞。その後、コンテ現政権が自由主義路線に転換したがインフラ整備の遅れから、経済開発は遅れたまま。最近の石油価格上昇等によるインフレ悪化に伴い経済情勢も悪化。				
IP庁名称	Industrial Property Department (SPI)				
所在地	B.P. 468, Conakry				
連絡先	(電話) (224) 30 41 52 22/21/ 41 44 25 (FAX) (224) 41 39 90 (E-mail) micta@yahoo.fr (internet)				
組織の長	Head of the Industrial Property service: Mr. Mamadou Billo BAH				
上位官庁	Ministry of Trade				
Webサイト	政府サイト:Gouvernement de la Reblique de Guinee (http://www.guinee.gov.gn/)				
法令					
同盟関係	アフリカ連合	アラブ・マグレブ連合	サヘル・サハラ諸国国家共同体	西アフリカ諸国経済共同体	西アフリカ経済通貨同盟
	○		○Jun. 2007	○	
	中部アフリカ諸国経済共同体	中部アフリカ経済通貨共同体	政府間開発機構	東アフリカ共同体	南部アフリカ開発共同体
	南部アフリカ関税同盟	東・南アフリカ市場共同体	アフリカ・カリブ海・太平洋諸国	地中海連合	
		○			
加盟条約	WIPO条約	パリ条約	WTO協定		
	○Nov. 13, 1980	○Feb. 5, 1982	○Oct. 25, 1995		
	ヘーグ協定	マドリッド協定	マドリッド議定書	PCT	
				○May 27, 1991	
	ロカルノ協定	ニース協定			
	○Nov. 5, 1996	○Nov. 5, 1996			
	ARIPO加盟	ハラレ議定書	バンジュール議定書	OAPI加盟	バンギ協定
			○	○	
加盟FTA	4 貿易特惠システム (イスラム諸国会議機構)				
統計データ	出願件数				
	特許	全数			
	意匠	全数			
			1991		
	商標	全数	20		
	登録件数				
	特許	全数			
	意匠	全数			
	商標	全数			

国名	Republic of Guinea, (GN) ギニア共和国(コナクリ)
----	--

産業財産権制度の概要

特許																	
③	④	⑤	⑥	⑦	⑧		⑨	⑩	⑪		⑫		⑬		⑭		⑮
特許法	出願人の資格	現地代理人の必要性	公開制度	審査制度	審査請求		非特許対象	新規性基準	存続期間		権利付与前異議申立		権利付与後異議申立		無効審判		実(施)年(義)務
					起算日	期間			起算日	期間	起算日	期間	起算日	期間	起算日	期間	
○	◎	要	なし	○	なし		※その他(備1)	○	出	20	-		-		○		(備2)

アフリカ知的財産権機関(OAPI)に加盟 (備1)人・動物の治療方法等。
(備1)人・動物の治療方法等。(備2)特許付与から3年、又は特許出願日から4年の何れか遅い方。

意匠														
⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩		⑪		⑫		⑬	⑭	⑮	
意匠法	出願人の格	現地の代理人の必要性	審査制度	新規性基準	存続期間		権利付与前異議申立		権利付与後異議申立		無効審判		国際分類	登録表示
					起算日	期間	起算日	期間	起算日	期間	起算日	期間		
○	◎	要	×	内外国公知内外国刊行物	出	5延5 ずつ 2回	-		-		○		○	×

商標																
⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩		⑪	⑫	⑬		⑭		⑮		⑯	⑰
商標法	現地の代理人の必要性	審査制度	権利原付与	本国登録要件	存続期間		不(使)用(年)取(消)	譲渡要件	権利付与前異議申立		権利付与後異議申立		無効審判		国際分類	国際分類
					起算日	期間			起算日	期間	起算日	期間	起算日	期間		
○	要	△	○	-	出	10	なし	○	-	登	6月	○		商品 34 サービス 11	○	

詳細は下記資料を参照

Kluwer Law International編 /AIPPI・JAPAN訳 外国出願のためのマニュアル	ギニア(1997年8月追補版) ただし、版の作成年月に留意が必要。
WIPO監修 PCT出願人の手引	第I巻一附属書B1一締約国に関する情報 GN: ギニア 一般情報(2002/5/2) アフリカ知的所有権機関(OAPI)参照

5.21 GQ 赤道ギニア

国名	Republic of Equatorial Guinea, (GQ) 赤道ギニア共和国(マラボ)				
言語	西語(公用語)、仏語(第2公用語)				
面積(km ²)	28,057(北海道の約1/3)				
人口	49.6万人(2006年 世銀)				
一人当りGNI	8,510ドル(2006年、世銀) :LDC				
在留邦人数	2人(2006年10月)				
経済概況	木材、ココアが主要産業であったが、1992年に石油生産が開始されて以来、石油が主要輸出品となる。その後新たな油田の発見も相次ぎ、現在石油ブームに沸いている(2005年石油生産量36万バレル/日)。他方、石油収入が必ずしも国民の貧困解消に寄与していないとの指摘もある。				
IP庁名称	Council of Scientific and Tecnological Research(CICTE)				
所在地	Consejo de Investigaciones Científicas y Tecnológicas(CICTE), Presidencia del Gobierno, Malabo				
連絡先	(電話) (240 09) 3568/4535/4541 (FAX) (240 09) 4535/2484 (Vice Presidente) (E-mail) (internet)				
組織の長	President of the CICTE: Don Leandro Mbomio Nsué				
上位官庁	Presidency of the Government				
Webサイト	政府サイト:Guinea Ecuatorial (http://espanol.republicofequatorialguinea.net/)				
法令					
同盟関係	アフリカ連合	アラブ・マダレブ連合	サヘル・サハラ諸国国家共同体	西アフリカ諸国経済共同体	西アフリカ経済通貨同盟
	○				
	中部アフリカ諸国経済共同体	中部アフリカ経済通貨共同体	政府間開発機構	東アフリカ共同体	南部アフリカ開発共同体
	○	○			
	南部アフリカ関税同盟	東・南アフリカ市場共同体	アフリカ・カリブ海・太平洋諸国	地中海連合	
		○			
加盟条約	WIPO条約	パリ条約	WTO協定		
	○Jun. 26, 1997	○Jun. 26, 1997			
	ヘーグ協定	マドリッド協定	マドリッド議定書	PCT	
				○Jul. 17, 2001	
	ロカルノ協定	ニース協定			
ARIPO加盟	ハラレ議定書	バンジュール議定書	OAPI加盟	バンギ協定	
			○	○	
加盟FTA					
統計データ	出願件数				
	特許	全数			
	意匠	全数			
	商標	全数			
	登録件数				
	特許	全数			
	意匠	全数			
	商標	全数			

国名	Republic of Equatorial Guinea, (GQ) 赤道ギニア共和国(マラボ)
----	--

産業財産権制度の概要

特許																		
③	④	⑤	⑥	⑦	⑧		⑨	⑩	⑪		⑫		⑬		⑭	⑮		
特許法	出願人の資格	現地代理人の性の	必	公	審	審査請求		非特許対象	新の規性基	存続期間		権利付与前異議申立		権利付与後異議申立		無効審判		実(施年義務)
						起算日	期(間)			起算日	期(年)	起算日	期(間)	起算日	期(間)	起算日	期(間)	

意匠															
⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩		⑪		⑫		⑬	⑭	⑮		
意匠法	出願人の格	現	地	必	審	新の規性基		権利付与前異議申立		権利付与後異議申立		無効審判		国	登
						起算日	期(年)	起算日	期(間)	起算日	期(間)	起算日	期(間)		

商標																	
⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩		⑪	⑫	⑬		⑭		⑮	⑯	⑰		
商標法	現	地	必	審	権	存続期間		不(使用年取消)	譲渡要件	権利付与前異議申立		権利付与後異議申立		無効審判		分	国
						起算日	期(年)			起算日	期(間)	起算日	期(間)	起算日	期(間)		

詳細は下記資料を参照

Kluwer Law International編 /AIPPI・JAPAN訳 外国出願のためのマニュアル	赤道ギニア(2001年12月追補版) ただし、版の作成年月に留意が必要。
WIPO監修 PCT出願人の手引	第I巻-附属書B1-締約国に関する情報 GQ: 赤道ギニア 一般情報 (2002/5/2) アフリカ知的所有権機関(OAPI)参照

5.22 GW ギニアビサウ

国名	Republic of Guinea-Bissau, (GW) ギニアビサウ共和国(ビサウ)				
言語	ポルトガル語(公用語)				
面積(km ²)	36,125(九州とほぼ同じ)				
人口	170万人(2007年)				
一人当りGNP	190ドル(2006年、世銀) :LDC				
在留邦人数	0人(2006年10月現在)				
経済概況	主要産業は農林水産業であり、経済構造は脆弱。国民の6割以上が絶対的貧困にある世界最貧国の一つ。2006年には輸出の85%以上を占めるカシューナッツ政策のつまずきにより税収入が大幅に減少した。また、財政難のため公務員の給与支払いは滞っており、学校や病院でストが頻発している。				
IP庁名称	Direcção da Propriedade Industrial				
所在地	Caixa Postal 269, Bissau				
連絡先	(電話) (245) 720 18 63 / 661 53 83 (FAX) (240 09) 4535/2484 (Vice Presidente) (E-mail) sanca_oapi@yahoo.fr (internet)				
組織の長	Director: Mr. Carlos Sanca				
上位官庁	Ministério de Comércio, Energia, Indústria e Artesanato				
Webサイト	政府サイト: Guinea-Bissau Regierung Website (http://www.guineabissau-government.com/)				
法令					
同盟関係	アフリカ連合	アラブ・マダレブ連合	サヘル・サハラ諸国国家共同体	西アフリカ諸国経済共同体	西アフリカ経済通貨同盟
	○		○May 2004	○	○May 1997
	中部アフリカ諸国経済共同体	中部アフリカ経済通貨共同体	政府間開発機構	東アフリカ共同体	南部アフリカ開発共同体
	南部アフリカ関税同盟	東・南アフリカ市場共同体	アフリカ・カリブ海・太平洋諸国	地中海連合	
		○			
加盟条約	WIPO条約	パリ条約	WTO協定		
	○Jun. 28, 1988	○Jun. 28, 1988	○May 31, 1995		
	ヘーグ協定	マドリッド協定	マドリッド議定書	PCT	
				○Dec. 12, 1997	
	ロカルノ協定	ニース協定			
ARIPO加盟	ハラレ議定書	バンジュール議定書	OAPI加盟	バンギ協定	
			○	○	
加盟FTA					
統計データ	出願件数				
	特許	全数			
	意匠	全数			
	商標	全数			
	登録件数				
	特許	全数			
	意匠	全数			
	商標	全数			

国名	Republic of Guinea-Bissau, (GW) ギニアビサウ共和国(ビサウ)
----	---

産業財産権制度の概要

特許																	
③	④	⑤	⑥	⑦	⑧		⑨	⑩	⑪		⑫		⑬		⑭	⑮	
特許法	出願人の資格	現地代理人の性の	必開制	審査制	審査請求		非特許対象	新規性基準	存続期間		権利付与前異議申立		権利付与後異議申立		無効審判		実(施)年(義)務
					起算日	期(間)			起算日	期(年)	起算日	期(間)	起算日	期(間)	起算日	期(間)	

意匠														
⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩		⑪		⑫		⑬	⑭	⑮	
意匠法	出願人の格	現地の代理人性の	必開制	審査制	新規性基準		権利付与前異議申立		権利付与後異議申立		無効審判		国際分類	登録表示
					起算日	期(年)	起算日	期(間)	起算日	期(間)	起算日	期(間)		

商標															
⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩		⑪	⑫	⑬		⑭		⑮	⑯	⑰
商標法	現地の代理人性の	必開制	審査制	権利原付与則	存続期間		不(使)用(年)取(消)	譲渡要件	権利付与前異議申立		権利付与後異議申立		無効審判		国際分類
					起算日	期(年)			起算日	期(間)	起算日	期(間)	起算日	期(間)	

詳細は下記資料を参照

Kluwer Law International編 /AIPPI・JAPAN訳 外国出願のためのマニュアル	ギニア・ビサウ(1999年8月追補版) ただし、版の作成年月に留意が必要。
WIPO監修 PCT出願人の手引	第I巻-附属書B1-締約国に関する情報 GW: ギニアビサウ 一般情報(2002/5/2) アフリカ知的所有権機関(OAPI)参照

5_23 KE ケニア

国名	Republic of Kenya, (KE) ケニア共和国(ナイロビ)				
言語	スワヒリ語、英語				
面積(km ²)	583,000 (日本の約1.5倍)				
人口	3,750万人 (2007年:世銀)				
一人当りGNI	580米ドル (2007年:世銀)				
在留邦人数	624人 (2009年2月現在)				
経済概況	<p>比較的工業化が進んでいるものの、コーヒー、茶、園芸作物などの農産物生産を中心とする農業国。農業がGDPの約25%、労働人口の約60%を占める。1990年代後半、旱魃及びエルニーニョ現象による大雨のため農作物やインフラに深刻な被害が生じ、治安の悪化もあって、2000年にはマイナス成長となったが、近年は回復基調にある(2005年は5.8%、2006年は6.1%、2007年は7.0%)。他方、2007年末の大統領選挙後の混乱により、農業、観光をはじめとする各種産業に大きな被害が生じている。特にケニアの穀倉地帯と言われる西部地域を中心に国内避難民が発生し、未だに多くの人々が再定住できていないことから、食料価格の高騰と相俟って深刻な食料危機が発生している。</p> <p>2008年6月、ケニア政府は2030年には中所得国入りを目指す長期経済開発戦略「ビジョン2030」、及び同戦略の第一次5か年中期計画を公表した。右戦略を軸に、</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 2030年までに毎年平均経済成長率10%以上の達成、 2) 公平な社会発展と清潔で安全な環境社会整備、 3) 民主的政治システムの持続を目指すとしている。 				
IP庁名称	Kenya Industrial Property Institute (KIPI)				
所在地	Kapiti Road, Nairobi South C; P.O. Box 51648, Nairobi				
連絡先	(電話) (254 20) 60 22 10/11, 606306 (FAX) (254 20) 606312, 504633, 606306 (E-mail) kipi@swiftkenya.com (Web site) www.tradeandindustry.go.ke/kipi/				
組織の長	Managing Director: Professor James Otieno-Odek				
上位官庁	Ministry of Trade and Industry				
Webサイト	知財庁サイト: KIPI (www.tradeandindustry.go.ke/kipi/)				
法令	Industrial Property, Act, 27/07/2001, No. 3 Marks, Act (Amendment), 28/07/1994, No. 5 Plant Variety, Act (Ch. 326), 01/01/1975 (1991)				
同盟関係	アフリカ連合	アラブ・マグリブ連合	サヘル・サハラ諸国国家共同体	西アフリカ諸国経済共同体	西アフリカ経済通貨同盟
	○		○Jun. 2008		
	中部アフリカ諸国経済共同体	中部アフリカ経済通貨共同体	政府間開発機構	東アフリカ共同体	南部アフリカ開発共同体
			○	○	
	南部アフリカ関税同盟	東・南アフリカ市場共同体	アフリカ・カリブ海・太平洋諸国	地中海連合	
		○	○		
加盟条約	WIPO条約	パリ条約	WTO協定		
	○Oct. 5, 1971	○Jun. 14, 1965	○Jan. 1, 1995		
	ヘーグ協定	マドリッド協定	マドリッド議定書	PCT	
		○Jun. 26, 1998	○Jun. 26, 1998	○Jun. 8, 1994	
	ロカルノ協定	ニース協定			
	ARIPO加盟	ハラレ議定書	バンジュール議定書	OAPI加盟	バンギ協定
	○Oct. 24, 1984	○			
加盟FTA					

5_23 KE ケニア

国名	Republic of Kenya, (KE) ケニア共和国(ナイロビ)					
統計データ	出願件数		1996	1997	1998	1999
	特許	全数	53	62	33	55
		(内 外国出願)	38	40	6	30
		(日本から)	34件(esp@cenetより)			
		主な日本企業	ファイザー、アースケミカル、住友化学、山之内製薬、大正製薬、石原産業、ビクター、帝人、日本曹達			
			1997	1998	1999	2001
	意匠	全数	33	42	47	9
		(内 外国出願)	8	14	13	9
			1999	2004	2005	2006
	商標	全数	2,705	1,213	1,484	1,567
		(内 外国出願)	1,025	0	0	0
		(内 マドリッド)	1,262	1,213	1,484	1,567
	登録件数		1996	1997	1998	1999
	特許	全数	13	35	20	17
		(内 外国出願)	12	30	12	14
			1997	1998	1999	2001
	意匠	全数	32	52	35	5
		(内 外国出願)	10	10	9	5
			1999	2004	2005	2006
	商標	全数	1,512	1,210	1,483	1,566
(内 外国出願)		0	0	0	0	
(内 マドリッド)		1,262	1,210	1,483	1,566	
(日本から)			30	45	152	
主な日本企業		エーザイ・R&D・マネジメント、ミツカングループ、日本郵船、ソニー・コンピュータエンタテインメント、三菱ふそうトラック・バス				

国名	Republic of Kenya, (KE) ケニア共和国(ナイロビ)
----	---

産業財産権制度の概要

特許																		
③	④	⑤	⑥	⑦	⑧		⑨	⑩		⑪		⑫		⑬		⑭		⑮
特許法	出願人の資格	現地の代理人の人性	公開の必要人性	審査制度	審査請求		非特許対象	新規性基準	存続期間		権利付与前異議申立		権利付与後異議申立		無効審判		実(施年義務)	
					起算日	期(年)間			起算日	期(年)間	起算日	期(年)間	起算日	期(年)間	起算日	期(年)間		
○	◎	要	○(18月)	○	-		※	○	出	20	-		-		○		(備1)	

アフリカ地域知的財産権機関(ARIPO)に加盟
(備1)特許付与から3年、又は特許出願日から4年の何れか遅い方。

意匠														
⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩		⑪		⑫		⑬		⑭	⑮
意匠法	出願人の格	現地の代理人の人性	審査の必要人性	新規性基準	存続期間		権利付与前異議申立		権利付与後異議申立		無効審判		国際分類	登録表示
					起算日	期(年)間	起算日	期(年)間	起算日	期(年)間	起算日	期(年)間		
○	◎	-	×	内外国公知 内外国刊行物	出	5延 5 ずつ 2回	-		-		○		-	-

2002.5.1施行

商標																
⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩		⑪	⑫	⑬		⑭		⑮		⑯	⑰
商標法	現地の代理人の人性	審査の必要人性	権利付与の原則	本国登録要件	存続期間		不(使用年取消)	譲渡要件	権利付与前異議申立		権利付与後異議申立		無効審判		国際分類	国際分類
					起算日	期(年)間			起算日	期(年)間	起算日	期(年)間	起算日	期(年)間		
○	要	○	(○)	-	出	7 更14	5	○	公	60日	-		○		商品 34 サービス 11	○

詳細は下記資料を参照

Kluwer Law International編 /AIPPI・JAPAN訳 外国出願のためのマニュアル	ケニア(2002年6月追補版) ただし、版の作成年月に留意が必要。
WIPO監修 PCT出願人の手引	第I巻-附属書B1-締約国に関する情報: KE 一般情報(2005/5/26) 第I巻-附属書C-受理官庁: KE (2006/1/1) 第II巻-国内編-KE:ケニア工業所有権機関(2002/7/1)

5_24 KM コモロ

国名	Union of Comoros, (KM) コモロ連合(モロニ)				
言語	仏語・アラビア語(公用語)、コモロ語				
面積(km ²)	2,236 (ほぼ東京都大)				
人口	84.1万人(2007年、UNFPA)				
一人当りGNP	660米ドル(2006年、世銀) :LDC				
在留邦人数	0人(2006年10月現在)				
経済概況	IMFミッションは2005年のコモロ経済について一定の進歩が見られるとの好意的評価をしているものの、気候条件に左右されやすい主要産物であるバニラ等商品作物の価格下落、石油製品価格の暴騰、2度にわたって起こった火山噴火の悪影響、国内需要が不十分なことから、コモロ経済には競争力が不足している。				
IP庁名称	Ministry of Economy, Commerce, Handicrafts and Investments				
所在地	B.P. 474, Moroni				
連絡先	(電話) (269) 74 42 32 / 74 42 33		(FAX) (269) 73 01 44		
	(E-mail) minieco@snpt.km		(internet)		
組織の長	Secretary General: Mr. Ali Ibrahim Maziada				
上位官庁					
Webサイト	政府系サイト:Assemblee de Union des Comores (AUC) (http://www.auc.km/)				
法令					
同盟関係	アフリカ連合	アラブ・マグレブ連合	サヘル・サハラ諸国国家共同体	西アフリカ諸国経済共同体	西アフリカ経済通貨同盟
	○		○Jun. 2007		
	中部アフリカ諸国経済共同体	中部アフリカ経済通貨共同体	政府間開発機構	東アフリカ共同体	南部アフリカ開発共同体
	南部アフリカ関税同盟	東・南アフリカ市場共同体	アフリカ・カリブ海・太平洋諸国	地中海連合	
	○	○			
加盟条約	WIPO条約	パリ条約	WTO協定		
	○Apr. 3, 2005	○Apr. 3, 2005			
	ヘーグ協定	マドリッド協定	マドリッド議定書	PCT	
				○Apr. 3, 2005	
	ロカルノ協定	ニース協定			
	ARIPO加盟	ハラレ議定書	バンジュール議定書	OAPI加盟	バンギ協定
加盟FTA					
統計データ	出願件数				
	特許	全数			
	意匠	全数			
	商標	全数			
	登録件数				
	特許	全数			
	意匠	全数			
	商標	全数			

国名	Union of Comoros, (KM) コモロ連合(モロニ)
----	--------------------------------------

産業財産権制度の概要

特許																		
③	④	⑤	⑥	⑦	⑧		⑨	⑩	⑪		⑫		⑬		⑭	⑮		
特許法	出願人の資格	現地代理人の性の	必	公	審	審査請求		非特許対象	新の規性基	存続期間		権利付与前異議申立		権利付与後異議申立		無効審判		実(施)年(義)務
						起算日	期(間)			起算日	期(年)	起算日	期(間)	起算日	期(間)	起算日	期(間)	

意匠															
⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩		⑪		⑫		⑬	⑭	⑮		
意匠法	出願人の格	現地の代理人の性	必	審	新の規性基	存続期間		権利付与前異議申立		権利付与後異議申立		無効審判		国	登
						起算日	期(年)	起算日	期(間)	起算日	期(間)	起算日	期(間)		

商標																	
⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩		⑪	⑫	⑬		⑭		⑮	⑯	⑰		
商標法	現地の代理人の性	必	審	権の	本	存続期間		不(使)用(年)取(消)	譲渡要件	権利付与前異議申立		権利付与後異議申立		無効審判		分	国
						起算日	期(年)			起算日	期(間)	起算日	期(間)	起算日	期(間)		

詳細は下記資料を参照

Kluwer Law International編 /AIPPI・JAPAN訳 外国出願のためのマニュアル	
WIPO監修 PCT出願人の手引	第I巻－附属書B1－締約国に関する情報 KM: コモロ一般情報(2005/4/3): 現在準備中 附属書C－受理官庁 KM: コモロ官庁(2005/4/3): 情報は現在準備中 第II巻－国内編－KM: コモロ官庁(2005年4/3): 情報は現在準備中

5.25 LR リベリア

国名	Republic of Liberia, (LR) リベリア共和国(モンロビア)				
言語	英語(公用語)				
面積(km ²)	111,370(日本約3分の1)				
人口	111,370(日本約3分の1)				
一人当りGNP	150米ドル(2007年:世銀) :LDC				
在留邦人数	9人(2007年10月現在)				
経済概況	<p>戦乱により約27万人の死者、79万人の難民・避難民が出たとわれ、世銀の報告によれば、1989年末に11億ドルであったGDPは2.5億ドルにまで激減するなど、国家経済は著しく疲弊した。その後ドナーによる復興支援及び難民の帰還による農業の回復などにより、2006年のGDPは約6.3億ドルとなり、経済は順調に成長している。</p> <p>現在、2006年のサーリーフ大統領就任直後に実施された150日計画、及びこれに続き復興開発の指針として策定された暫定貧困削減戦略に基づき復興努力が行われており、2010年までをカバーする貧困削減戦略の策定が行われている。また、財政の立て直しのために2005年9月に移行政府とドナーとの間で合意され現政府に引き継がれた「ガバナンス及び経済運営のための行動計画」(GEMAP)は3年目に入り、進展が報告されている。また、IMFのスタッフ監視プログラム(SMP)も導入され、歳入歳出を国際専門家に監視させるシステムが構築されており、汚職の減少及び公共財政管理の改善が図られている。マクロ経済については、実質GDP成長率が2006年7.8%、2007年8.5%(予測値)と上昇しており上向き状況が続くことが予測されている。この要因としては、ドナーによる復興支援や難民の帰還による経済活動の活性化、国内情勢の安定に伴う投資の増加、農業セクターの復興、主要輸出品であるゴムの国際市場における価格の上昇等に加え、大規模な鉄鉱採掘の再開、木材の禁輸解除(2006年10月、但し実際の輸取出引再開には取引システム確立が必要)、ダイヤモンドの制裁解除(2007年5月)が大きなプラス要因として期待されている。インフレ率については、2006年平均7.4%に比し、2007年11.2%と上昇しており、特に国内自給力のない穀物価格の上昇が、国内不安の材料にもなっている。</p>				
IP庁名称	Liberia Industrial Property Office				
所在地	c/o Liberia Copyright Office, 4th Floor Annex, Ministry of Finance, Monrovia				
連絡先	(電話) (231) 562 4130/(231) 647 7184 (FAX) (E-mail) industrialpropertyliberia@gmail.com (internet)				
組織の長	Mrs. Caeineh Clinton Johnson				
上位官庁					
Webサイト					
法令					
同盟関係	アフリカ連合	アラブ・マダガスカル連合	サヘル・サハラ諸国 国家共同体	西アフリカ諸国 経済共同体	西アフリカ経済 通貨同盟
	○		○mai 2004	○	
	中部アフリカ諸国 経済共同体	中部アフリカ経済 通貨共同体	政府間開発機構	東アフリカ共同体	南部アフリカ 開発共同体
	南部アフリカ 関税同盟	東・南アフリカ 市場共同体	アフリカ・カリブ海・ 太平洋諸国	地中海連合	
			○		
加盟条約	WIPO条約	パリ条約	WTO協定		
	○Mar. 8, 1989	○Aug. 27, 1994			
	ヘーグ協定	マドリッド協定	マドリッド議定書	PCT	
		○Dec. 25, 1995		○Aug. 27, 1994	
	ロカルノ協定	ニース協定			
	ARIPO加盟	ハラレ議定書	バンジュール議定書	OAPI加盟	バンギ協定
	△オブザーバー				
加盟FTA					

5_25 LR リベリア

国名	Republic of Liberia, (LR) リベリア共和国(モンロビア)					
統計データ	出願件数		1991		1993	
	特許	全数	17		35	
		(内 外国出願)	11		21	
	意匠	全数				
			2003	2004	2005	2006
	商標	全数	665	716	766	740
		(内 外国出願)				
		(内 マドリッド)	665	716	766	740
	登録件数		1991	1992	1993	1994
	特許	全数	17		30	
		(内 外国出願)	11		21	
	意匠	全数				
			2003	2004	2005	2006
	商標	全数	665	716	766	740
		(内 外国出願)				
		(内 マドリッド)	665	716	766	740

国名	Republic of Liberia, (LR) リベリア共和国(モンロビア)
----	---

産業財産権制度の概要

特許																	
③	④	⑤	⑥	⑦	⑧		⑨	⑩	⑪		⑫		⑬		⑭	⑮	
特許法	出願人の資格	現地代理人の性の要	公開制	審査制	審査請求		非特許対象	新規性基準	存続期間		権利付与前異議申立		権利付与後異議申立		無効審判		実(施)年(義)務
					起算日	期(年)間			起算日	期(年)間	起算日	期(年)間	起算日	期(年)間	起算日	期(年)間	
○	◎	要	-	×	-	-	△	特	20	-	-	-	-	○	3		

意匠														
意匠制度は未制定。														
⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩		⑪	⑫	⑬		⑭	⑮		
意匠法	出願人の格	現地代理人の性の要	審査制	新規性基準	存続期間		権利付与前異議申立	権利付与後異議申立	無効審判		国際分類	登録表示		
					起算日	期(年)間			起算日	期(年)間			起算日	期(年)間

商標																
⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩		⑪	⑫	⑬		⑭		⑮		⑯	⑰
商標法	現地代理人の性の要	審査制	権利付与	本国登録要件	存続期間		不(使)用(年)取(消)	譲渡要件	権利付与前異議申立		権利付与後異議申立		無効審判		国際分類	国際分類
					起算日	期(年)間			起算日	期(年)間	起算日	期(年)間	起算日	期(年)間		
○	要	○	○	×	登	15	2	×	-	-	-	-	-	なし	○	

詳細は下記資料を参照

Kluwer Law International編 /AIPPI・JAPAN訳 外国出願のためのマニュアル	リベリア(1973年追補版) ただし、版の作成年月に留意が必要。
WIPO監修 PCT出願人の手引	第I巻-附属書B1-締約国に関する情報 LR: リベリア 一般情報(2002/5/2) 附属書C-受理官庁 LR: 外務省・公文書特許商標著作権局(リベリア) (2006/1/1) 第II巻-国内編-LR: 外務省・公文書特許商標著作権局(リベリア)(2001/3/1)

国名	Kingdom of Lesotho, (LS) レソト王国(マセル)				
言語	英語(公用語)、ソト語				
面積(km ²)	30,000 (九州の約0.7倍)				
人口	200万人(2007年:世銀) 人口増加率0.5%(2007年:世銀)				
一人当たりGNP	1,000ドル(2007年:世銀) :LDC				
在留邦人数	2人(2008年10月)				
経済概況	<p>レソトは後開発途上国(LDC)の一つであり、旱魃等により慢性的な食糧不足に悩んでいる。同国の主産業は製造業(繊維産業)、農業(メイズ、小麦、サトウモロコシ)、建設業。わずかながらダイヤモンド等の鉱物資源も産出する。南ア鉱山への出稼ぎ労働者の収入がレソト経済の重要な収入源となっているが、近年は減少傾向。また、通貨ロチが南ア・ランドとペッグされていることによるインフレ対策が喫緊の課題。HIV/AIDS問題(成人感染率23.2%)も深刻。</p> <p>(1) 製造業では主に輸出向け製品が生産されており、南アや米国向けの衣類や靴(輸出の約70%を占める)が主力製品。米国のアフリカ成長機会法(AGOA)の恩恵を受け、繊維産業は急成長を遂げたが、2005年1月1日、WTO多国間繊維協定が終結し、アジア系企業の米国への直接輸出が可能となると、レソトに進出していた台湾や中国系企業は相次いで撤退、レソト経済は大打撃を受けた。</p> <p>(2) 水資源や水力発電による電力を南アに供給する河川開発計画「レソト・ハイランド・ウォーター・プロジェクト」は、建設業を始めとする経済を牽引。同プロジェクトは、1986年にレソト・南ア政府が共同建設及び南アへの水資源の輸出等に係る協定を締結したことにより開始され、現在は4フェーズ中フェーズ1が終了した所である。現時点での南アへの輸出は水資源が主であるが、フェーズ2以降は電力輸出が本格化する予定。</p> <p>(3) レソトは南ア、ボツワナ、ナミビア、スワジランドと共に「南部アフリカ関税同盟」(SACU)を形成している。これらの国々は、レソトの貿易主要相手国であり(総輸入先の約73%がSACU(2004年))、また、SACUからの交付金収入はレソト財政収入の約50%を占めている。</p>				
IP庁名称	Ministry of Law and Constitutional Affairs				
所在地	P.O. Box 33, Maseru 100				
連絡先	(電話) (266) 22 31 28 56/22 32 41 21 (FAX) (266) 22 31 04 02/ 22 31 09 29 (E-mail) lesipo@ilesotho.com ; mamoretlo@ilesotho.com ; oretlom@webmail.co.za				
組織の長	Registrar General / Directrice générale pour l'enregistrement: Mrs. Sents'uoee Lenka Mohau				
上位官庁					
Webサイト	政府サイト:The Lesotho Government Portal (http://www.lesotho.gov.ls/home/)				
法令					
同盟関係	アフリカ連合	アラブ・マグリブ連合	サヘル・サハラ諸国国家共同体	西アフリカ諸国経済共同体	西アフリカ経済通貨同盟
	○				
	中部アフリカ諸国経済共同体	中部アフリカ経済通貨共同体	政府間開発機構	東アフリカ共同体	南部アフリカ開発共同体
					○Founder(1980)
	南部アフリカ関税同盟	東・南アフリカ市場共同体	アフリカ・カリブ海・太平洋諸国	地中海連合	
○		○			
加盟条約	WIPO条約	パリ条約	WTO協定		
	○Nov. 18, 1986	○Sep. 28, 1989	○May 31, 1995		
	ヘーグ協定	マドリッド協定	マドリッド議定書	PCT	
		○Feb. 12, 1999	○Feb. 12, 1999	○Oct. 21, 1995	
	ロカルノ協定	ニース協定			
	ARIPO加盟	ハラレ議定書	バンジュール議定書	OAPI加盟	バンギ協定
	○	○	○1999		

国名	Kingdom of Lesotho, (LS) レソト王国(マセル)					
加盟FTA	1 インド・南部アフリカ関税同盟(SACU) 特恵貿易に向けた枠組み協定 7 EFTA・南部アフリカ関税同盟(SACU) 自由貿易協定 18 中国・南部アフリカ関税同盟(SACU) 自由貿易協定 21 米国・南部アフリカ関税同盟(SACU) 自由貿易協定					
統計データ	出願件数		1989	1995	1996	
	特許	全数	14	10	1	
		(内 外国出願)	14	2		
			1996	1997	1998	1999
	意匠	全数	1	5	14	2
		(内 外国出願)	1	5	4	2
			2003	2004	2005	2006
	商標	全数	668	771	981	900
		(内 外国出願)				
		(内 マドリッド)	668	771	981	900
	登録件数		1989	1995	1996	
	特許	全数	14	7	1	
		(内 外国出願)	14			
			1996	1997	1998	1999
	意匠	全数	1	1	4	3
		(内 外国出願)	1	1	4	3
			2003	2004	2005	2006
	商標	全数	668	771	981	900
		(内 外国出願)				
		(内 マドリッド)	668	771	981	900
(日本から)		15	16	35	16	
主な日本企業		エーザイ・R&D・マネジメント、ミツカングループ、ソニー・コンピュータエンタテインメント、麒麟ホールディングス、松下電器産業				

国名	Kingdom of Lesotho, (LS) レソト王国(マセル)
----	--

産業財産権制度の概要

特許

③	④	⑤	⑥	⑦	⑧		⑨	⑩	⑪		⑫		⑬		⑭		⑮
特許法	出願人の資格	現地の代理人の性	必開制	審査制	審査請求		非特許対象	新規性基準	存続期間		権利付与前異議申立		権利付与後異議申立		無効審判		実(施行)年(義務)
					起算日	期間			起算日	期間	起算日	期間	起算日	期間	起算日	期間	
○	◎	要	-	○	-		※その他(備1)	□	出	15延5	-	-	-	-	○(備2)	(備3)	

工業所有権条例が1990年1月15日から施行

(備1)人・動物の治療方法等 (備2)無効は裁判所に提訴する

(備3)特許付与から3年、又は特許出願日から4年の何れか遅い方。アフリカ地域知的財産権機関(ARIPO)に加盟

意匠

⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩		⑪		⑫		⑬		⑭	⑮	
意匠法	出願人の格	現地の代理人の性	必開制	審査制	新規性基準		存続期間		権利付与前異議申立		権利付与後異議申立		無効審判		国際分類
					起算日	期間	起算日	期間	起算日	期間	起算日	期間			

商標

⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩		⑪	⑫	⑬		⑭		⑮		⑯	⑰
商標法	現地の代理人の性	必開制	審査制	権利の原	存続期間		不(使用)年(取消)	譲渡要件	権利付与前異議申立		権利付与後異議申立		無効審判		国際分類	
					起算日	期間			起算日	期間	起算日	期間	起算日	期間		
○																

詳細は下記資料を参照

Kluwer Law International編 /AIPPI・JAPAN訳 外国出願のためのマニュアル	レソト(1992年12月追補版) ただし、版の作成年月に留意が必要。
WIPO監修 PCT出願人の手引	第I巻-附属書B1-締約国に関する情報 LS: レソト一般情報(2005/5/26) 附属書C-受理官庁 LS: 登録長官庁(レソト)(2001/3/1) 第II巻-国内編-LS: 登録長官部(レソト)(2001/3/1)

5.27 LY リビア

国名	The Great Socialist People's Libyan Arab Jamahiriya, (LY) 大リビア・アラブ社会主義人民ジャマーヒーリーヤ国(トリポリ)				
言語	アラビア語				
面積(km ²)	1,760,000 (日本の約4.6倍)				
人口	585万人(2005年)(IMF)				
一人当りGNP	7,380ドル(2006年:世銀)				
在留邦人数	36名(2006年12月現在)				
経済概況	1992年以降、国連による経済制裁の影響により、原油収入の減少、投資の縮小、外貨事情の悪化が起こり経済成長は停滞。1999年4月の国連制裁の停止を契機に経済の開放を進め、建て直しを図っている。石油価格の上昇と相俟って経済情勢は好転している。				
IP庁名称	National Bureau for Research and Development (NBRD)				
所在地	PO Box 80045, Al-Jamahiriya Street, Tripoli				
連絡先	(電話) (218 22) 634 441 / 2/ 3 (FAX) (218 22) 634 327/634 333 (E-mail) dr_gashut@yahoo.com (internet)				
組織の長	Director General: Dr. Ali Mohamed Gashut				
上位官庁					
Webサイト	政府サイト(アラビア語):(http://www.gpc.gov.ly/)				
法令					
同盟関係	アフリカ連合	アラブ・マグレブ連合	サヘル・サハラ諸国国家共同体	西アフリカ諸国経済共同体	西アフリカ経済通貨同盟
	○	○	○(Founder)		
	中部アフリカ諸国経済共同体	中部アフリカ経済通貨共同体	政府間開発機構	東アフリカ共同体	南部アフリカ開発共同体
	南部アフリカ関税同盟	東・南アフリカ市場共同体	アフリカ・カリブ海・太平洋諸国	地中海連合	
			△オブザーバー		
加盟条約	WIPO条約	パリ条約	WTO協定		
	○Sep. 28, 1976	○Sep. 28, 1976			
	ヘーグ協定	マドリッド協定	マドリッド議定書	PCT	
				○Oct. 21, 1995	
	ロカルノ協定	ニース協定			
	ARIPO加盟	ハラレ議定書	バンジュール議定書	OAPI加盟	バンギ協定
	△オブザーバー				
加盟FTA	4 貿易特惠システム(イスラム諸国会議機構) 17 大アラブ自由貿易地域(GAFTA)				

5.27 LY リビア

国名	The Great Socialist People's Libyan Arab Jamahiriya, (LY) 大リビア・アラブ社会主義人民ジャマーヒーリーヤ国(トリポリ)					
統計データ	出願件数		1993	1994	1995	1996
	特許	全数	36	31	43	35
		(内 外国出願)	21	21	37	23
	意匠	全数				
			1978	1979		
	商標	全数	507	255		
		(内 外国出願)	505	254		
		(内 マドリッド)				
	登録件数		1975			
	特許	全数	144			
		(内 外国出願)	138			
	意匠	全数				
			1978	1979		
	商標	全数	389	326		
		(内 外国出願)	381	325		
(内 マドリッド)						

国名	The Great Socialist People's Libyan Arab Jamahiriya, (LY) 大リビア・アラブ社会主義人民ジャマーヒーリーヤ国(トリポリ)
----	---

産業財産権制度の概要

特許																	
③	④	⑤	⑥	⑦	⑧		⑨	⑩	⑪		⑫		⑬		⑭	⑮	
特許法	出願人の資格	現地代理人の必要性	公開制度	審査制度	審査請求		非特許対象	新規性基準	存続期間		権利付与前異議申立		権利付与後異議申立		無効審判		実(施)年(義)務
					起算日	期間			起算日	期間	起算日	期間	起算日	期間	起算日	期間	
○	◎	要	-	×	-	-	医薬、食物	△	出	15延5	公	2月	-	-	○(備)	3	

(備)無効は連邦上級裁判所に提訴する

意匠														
⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩		⑪		⑫		⑬	⑭	⑮	
意匠法	出願人の格	現地代理人の必要性	審査制度	新規性基準	存続期間		権利付与前異議申立		権利付与後異議申立		無効審判		国際分類	登録表示
					起算日	期間	起算日	期間	起算日	期間	起算日	期間		
○	◎	-	×	国内公知	出	5延5 ずつ 2回	-	-	-	-	○	-	×	

商標																
⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩		⑪	⑫	⑬		⑭		⑮		⑯	⑰
商標法	現地代理人の必要性	審査制度	権利付与原則	本国登録要件	存続期間		不(使)用(年)取(消)	譲渡要件	権利付与前異議申立		権利付与後異議申立		無効審判		国際分類	国際分類
					起算日	期間			起算日	期間	起算日	期間	起算日	期間		
○	-	○	○	×	出	10	5	×	公	3月	-	-	○	商品 34 サービス 12	○	

詳細は下記資料を参照

Kluwer Law International編 /AIPPI・JAPAN訳 外国出願のためのマニュアル	リビア共和国(1973年追補版) ただし、版の作成年月に留意が必要。
WIPO監修 PCT出願人の手引	第I巻-附属書B1-締約国に関する情報 LY: リビア・アラブ・ジャマーヒーリーヤ 一般情報(2005/9/15): 現在準備中 附属書C-受理官庁 LY: 国立研究開発局(リビア・アラブ・ジャマーヒーリーヤ)(2005/9/15): 現在準備中 第II巻-国内編-LY: 国立研究開発局(リビア・アラブ・ジャマーヒーリーヤ)(2005/9/15): 現在準備中

国名	Kingdom of Morocco , (MA) モロッコ王国(ラバト)				
言語	アラビア語(公用語)、フランス語				
面積(km ²)	446,000 (日本の約1.2倍: 西サハラ除く)				
人口	3,086万人 (2007年 世銀) <アフリカで唯一のアフリカ連合未加盟国>				
一人当りGDP	2,250米ドル (2007年 世銀)				
在留邦人数	335名 (2008年10月)				
経済概況	<p>(1)モロッコは基本的に農業国であり農業を重視、工業化については漸進的に進めていくという基本政策を採っている。また、自由市場経済を原則として採用している。</p> <p>(2)経済のグローバル化に対処するため、民営化や新投資憲章の制定等を行い、投資環境の整備による民間部門への外国投資拡大を図るとともに、各種補助金の削減、税制政策による財政再建に取り組んでいる。最近では構造調整政策が功を奏し、着実な回復振りを示してきているとともに、各種投資優遇措置をとるなどして投資環境を整備しつつある。</p> <p>(3)若年層を中心とした高失業率問題、社会層間・地域間の貧富格差、低い識字率等が社会問題となっているため、世銀の勧告を受け、高度成長による雇用の創出、社会層間・地域間の格差是正を基本理念とする、社会経済開発5カ年計画(2000-2004)を実施した。</p> <p>(4)1996年2月、EUとの間で2010年までに自由貿易圏を設立する趣旨のパートナーシップ協定を締結し(2000年3月発効)、2004年6月には米との間で自由貿易協定を締結した(2006年1月発効)。また、チュニジア・エジプト及びヨルダンとのFTAとなるアガディール協定(2007年4月発効)のほか、対トルコFTAを締結している(2006年1月発効)。</p> <p>(5)2005年5月にモハメッド6世国王の発案で、「人間開発に係る国家イニシアティブ(INDH)」が打ち出され、貧困の撲滅と地域間格差の是正に対し、政府・民間一体となった取組が始まっている。</p> <p>(6)2009年2月、モロッコ政府、モロッコ企業連盟及びモロッコ銀行協会は、産業振興のための国家プログラム(2009-2015年)に署名した。同プログラムでは、22万人の雇用創出、工業分野のGDP増加、950億MADの輸出増加を目指している。</p>				
IP庁名称	Moroccan Industrial and Commercial Property Office				
所在地	B.P. 8072, Casablanca Oasis; RS 114 Km 9,5 Route de Nouasseur, Sidi Maârouf, Casablanca				
連絡先	(電話) (212 22) 33 54 86, 33 51 67, 33 55 (FAX) (212 22) 33 54 80, 33 53 39				
	(E-mail) elmaliki@ompic.org.ma (Web site http://www.ompic.org.ma)				
組織の長	Director : Mr. Adil Al-Maliki				
上位官庁					
Webサイト	知財庁サイト : OMPIC (http://www.ompic.org.ma)				
法令	Unfair Competition (Free Pricing Competition), Law, No. 06-99 Enforcement (Repression of Merchandise Fraud), Law (Art. 1 - 4), No. 13-83 Industrial Property, Law, 15/02/2000 - 1420, No. 17-97 Industrial Property (Office), Law, 15/02/2000 - 1420, No. 13-99, Law No. 13 Enforcement (Commercial Courts), Law, 15/05/1997 - 1417, No. 53-95 Plant Variety, Law, 21/01/1997 - 1417, No. 9-94 Administrative Procedures (Attorney), Law (Art. 31 & 36), 10/09/1993 - 1414, No. 1-93-162				
同盟関係	アフリカ連合	アラブ・マグリブ連合	サヘル・サハラ諸国国家共同体	西アフリカ諸国経済共同体	西アフリカ経済通貨同盟
	×(1985年に脱退)	○	○Feb. 2001		
	中部アフリカ諸国経済共同体	中部アフリカ経済通貨共同体	政府間開発機構	東アフリカ共同体	南部アフリカ開発共同体
	南部アフリカ関税同盟	東・南アフリカ市場共同体	アフリカ・カリブ海・太平洋諸国	地中海連合	
				○	

国名	Kingdom of Morocco , (MA) モロッコ王国(ラバト)					
加盟条約	WIPO条約	パリ条約	WTO協定			
	○Jul. 27, 1971	○Jul. 30, 1917	○Jan. 1, 1995			
	ヘーグ協定	マドリッド協定	マドリッド議定書	PCT		
	○Oct. 20, 1930	○Jul. 30, 1917	○Oct. 8, 1999	○Oct. 8, 1999		
	ロカルノ協定	ニース協定				
		○Oct. 1, 1966				
	ARIPO加盟	ハラレ議定書	バンジュール議定書	OAPI加盟	バンギ協定	
加盟FTA	4 貿易特惠システム (イスラム諸国会 議機構) 5 EU・地中海諸国連合協定 10 EU、モロッコ連合協定 12 アガディール協定		13 EFTA・モロッコ自由貿易協定 16 米国・モロッコ自由貿易協定 17 大アラブ自由貿易地域 (GAFTA)			
統計データ	出願件数		1996	1998	2000	2005
	特許	全数	327	498	104	660
		(内 外国出願)	237	401	0	520
		(日本から)	4	1	0	11
		主な日本企業	武田薬品、万有、大塚化学、エーザイ、石原産業、バイエル			
	実用新案	全数				
		(内 外国出願)				
			1995	1996	1998	2000
	意匠	全数	286	374	515	481
		(内 外国出願)	28	57	73	41
			2003	2004	2005	2006
	商標	全数	2,875	3,096	4,004	11,242
		(内 外国出願)	0	0	0	1,365
		(内 マドリッド)	2,875	3,096	4,004	4,240
	登録件数		1995	1996	1998	2005
	特許	全数	354	327	335	556
		(内 外国出願)	275	250	245	511
			1994	1995	1996	1998
	意匠	全数	307	286	374	515
		(内 外国出願)	21	28	57	73
(日本から)						
		2003	2004	2005	2006	
商標	全数	2,875	3,095	4,691	4,238	
	(内 外国出願)	0	0	41	0	
	(内 マドリッド)	2,875	3,095	4,004	4,238	
	(日本から)	26	34	55	57	
	主な日本企業	エーザイ・R&D・マネジメント、ミツカングループ、第一三共、YKK、エース				

国名	Kingdom of Morocco , (MA) モロッコ王国(ラバト)
----	--

産業財産権制度の概要

特許

③	④	⑤	⑥	⑦	⑧		⑨	⑩	⑪		⑫		⑬		⑭		⑮
特許法	出願人の資格	現地の代理人	公開制	審査制	審査請求		非特許対象	新規性基準	存続期間		権利付与前異議申立		権利付与後異議申立		無効審判		実(年義務)
					起算日	期間			起算日	期間	起算日	期間	起算日	期間	起算日	期間	
○	◎	要	-	×	-		※	□	出	20	-	-	-	-	○(備1)	(備2)	

2004.12.18 モロッコ全域に単一知財法施行
(備1)無効は裁判所に提訴する (備2)特許付与から3年、又は特許出願日から4年の何れか遅い方。

意匠

⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩		⑪	⑫		⑬		⑭	⑮
意匠法	出願人の格	現地の代理人	審査制	新規性基準	存続期間		権利付与前異議申立	権利付与後異議申立		無効審判		国際分類	登録表示
					起算日	期間		起算日	期間	起算日	期間		
○	◎	要	×	内外国公知内外国刊行物	出	5延5ずつ2回	-	-	-	○	-	-	×

2004.12.18 モロッコ全域に単一知財法施行

商標

⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩		⑪	⑫	⑬		⑭		⑮		⑯	⑰
商標法	現地の代理人	審査制	権利付与	本国登録要件	存続期間		不(使用年取消)	譲渡要件	権利付与前異議申立		権利付与後異議申立		無効審判		国際分類	国際分類
					起算日	期間			起算日	期間	起算日	期間	起算日	期間		
○	要	×	○	-	出	10	5	○	-	-	-	-	○	商品 34 サービス 11	○	○

2004.12.18 モロッコ全域に単一知財法施行

詳細は下記資料を参照

Kluwer Law International編 /AIPPI・JAPAN訳 外国出願のためのマニュアル	モロッコ (2007年12月追補版) ただし、版の作成年月に留意が必要。
WIPO監修 PCT出願人の手引	第I巻-附属書B1-締約国に関する情報: MA一般情報(2002/12/5) 第I巻-附属書C-受理官庁: MA (2005/9/1) 第II巻-国内編-MA: モロッコ工業所有権庁(2002/7/4)

5_29 MG マダガスカル

国名	Republic of Madagascar, (MG) マダガスカル共和国(アンタナナリボ)				
言語	マダガスカル語、仏語、英語(公用語)				
面積(km ²)	587,041(日本の1.6倍)				
人口	1,960万人(2007年、UNFPA)				
一人当りGNP	280米ドル(2006年:世銀) :LDC				
在留邦人数	129人(2006年10月1日現在)				
経済概況	農業が基幹産業。1990年代半ばより国営企業民営化、投資法改正、貿易自由化等の自由化政策強化により、1997年以降は一定の経済成長を遂げるに至った。しかし、2002年前半の政治危機は経済にも深刻な悪影響を与え、経済もマイナス成長(-12.7%)を記録。その後徐々に経済は回復し、近年は石油価格高騰の影響を受けるも、観光サービス業が好況な他、鉱業分野での投資も活発化している。				
IP庁名称	Malagasy Industrial Property Office (OMAPI)				
所在地	Bâtiment de l'artisanat 67ha Sud, Rue Agosthino Neto, BP 8237, 101 Antananarivo				
連絡先	(電話) (261 20) 22 335 02/22 335 06 (FAX) (261 20) 22 659 79 (E-mail) omapi@moov.mg (internet) http://www.omapi.mg/				
組織の長	Director General: Mr. Jocellin Andrianiriazaka				
上位官庁	Ministry of Economy, Trade and Industry				
Webサイト	知財庁サイト: OMAPI (http://www.omapi.mg/)				
法令					
同盟関係	アフリカ連合	アラブ・マダグレブ連合	サヘル・サハラ諸国国家共同体	西アフリカ諸国経済共同体	西アフリカ経済通貨同盟
	○				
	中部アフリカ諸国経済共同体	中部アフリカ経済通貨共同体	政府間開発機構	東アフリカ共同体	南部アフリカ開発共同体
					○2005
	南部アフリカ関税同盟	東・南アフリカ市場共同体	アフリカ・カリブ海・太平洋諸国	地中海連合	
	○	○			
加盟条約	WIPO条約	パリ条約	WTO協定		
	○Dec. 22, 1989	○Dec. 21, 1963	○Nov. 17, 1995		
	ヘーグ協定	マドリッド協定	マドリッド議定書	PCT	
			○Apr. 28, 2008	○Jan. 24, 1978	
	ロカルノ協定	ニース協定			
	ARIPO加盟	ハラレ議定書	バンジュール議定書	OAPI加盟	バンギ協定
加盟FTA					

5_29 MG マダガスカル

国名	Republic of Madagascar, (MG) マダガスカル共和国(アンタナナリボ)					
統計データ	出願件数		2003	2004	2005	2006
	特許	全数	22	38		44
		(内 外国出願)	19	22		40
			1999	2000	2001	2002
	意匠	全数	189	133	165	123
		(内 外国出願)	4	1		
			2003	2004	2005	2006
	商標 (’96より)	全数	831	732	858	877
		(内 外国出願)	334	321	419	432
		(内 マドリッド)				
	登録件数		2003	2004	2005	2006
	特許	全数	92	26	32	28
		(内 外国出願)	88	24	23	21
			1999	2000	2001	2002
	意匠	全数	185	160	155	167
		(内 外国出願)	7	1	2	
			2003	2004	2005	2006
	商標	全数	465	836	732	858
		(内 外国出願)	306	335	321	419
		(内 マドリッド)				
(日本から)		9	26	7	16	
主な日本企業		ヤマハ、いすゞ自動車、フェザー安全剃刀、住友ゴム工業				

国名	Republic of Madagascar, (MG) マダガスカル共和国(アンタナナリボ)
----	--

産業財産権制度の概要

特許																	
③	④	⑤	⑥	⑦	⑧		⑨	⑩	⑪		⑫		⑬		⑭	⑮	
特許法	出願人の資格	現地代理人の必要性	公開制度	審査制度	審査請求		非特許対象	新規性基準	存続期間		権利付与前異議申立		権利付与後異議申立		無効審判		実(施)年(義)務
					起算日	期間			起算日	期間	起算日	期間	起算日	期間	起算日	期間	
○	◎	要	-	○	-	-	医薬、食物	○	出	15延5	-	-	-	-	○(備1)	(備2)	

(備1)無効は裁判所に提訴する (備2)特許付与から3年、又は特許出願日から4年の何れか遅い方。

意匠														
⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩		⑪	⑫	⑬		⑭	⑮		
意匠法	出願人の格	現地代理人の必要性	審査制度	新規性基準	存続期間		権利付与前異議申立	権利付与後異議申立	無効審判		国際分類	登録表示		
					起算日	期間			起算日	期間				
○	◎	要	×	内外国公知	出	5延5 ずつ 2回	-	-	-	○	-	-		

商標																
⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩		⑪	⑫	⑬		⑭		⑮		⑯	⑰
商標法	現地代理人の必要性	審査制度	権利付与原則	本国登録要件	存続期間		不(使)用(年)取(消)	譲渡要件	権利付与前異議申立		権利付与後異議申立		無効審判		国際分類	国
					起算日	期間			起算日	期間	起算日	期間	起算日	期間		
○	要	○	○	-	出	10	3	○	-	-	-	○	-	-	-	-

1992.12大統領令

詳細は下記資料を参照

Kluwer Law International編 /AIPPI・JAPAN訳 外国出願のためのマニュアル	マダガスカル(1994年10月 追補版) ただし、版の作成年月に留意が必要。
WIPO監修 PCT出願人の手引	第I巻-附属書B1-締約国に関する情報 MG: マダガスカル 一般情報(2002/11/28) 第II巻-国内編-MG: マダガスカル工業所有権庁(2005/2/24)

国名	Republic of Mali, (ML) マリ共和国(バマコ)				
言語	フランス語(公用語)、バンバラ語等				
面積(km ²)	1,240,000 (日本の約3.3倍)				
人口	1,270万人(2008年、UNFPA)				
一人当りGNP	500ドル(2007年、世銀) :LDC				
在留邦人数	22人(2008年10月現在)				
経済概況	農業・鉱業を中心とした産業構造のため、天候や一次産品の国際価格の影響を受け、経済基盤は脆弱。2004年は降雨不足と砂漠バッタ被害により経済成長は落ち込んだが、2005年以降、好天候による穀物・綿花生産増、新たな鉱山開発による金生産量の増加により、経済成長は回復基調。				
IP庁名称	Centre for the Promotion of Industrial Property in Mali (CEMAPI)				
所在地	B.P. 278, Bamako				
連絡先	(電話) (223) 229 90 90 (FAX) (223) 229 90 91 (E-mail) cemapi@cefib.com (internet)				
組織の長	Director General: Mr. Jocellin Andrianirianazaka				
上位官庁	Ministry of Economy, Trade and Industry				
Webサイト	政府サイト: Republique du Mali Un Peuple (http://www.sgg.gov.ml/)				
法令					
同盟関係	アフリカ連合	アラブ・マグリブ連合	サヘル・サハラ諸国国家共同体	西アフリカ諸国経済共同体	西アフリカ経済通貨同盟
	○		○(Founder)	○	○
	中部アフリカ諸国経済共同体	中部アフリカ経済通貨共同体	政府間開発機構	東アフリカ共同体	南部アフリカ開発共同体
	南部アフリカ関税同盟	東・南アフリカ市場共同体	アフリカ・カリブ海・太平洋諸国	地中海連合	
		○			
加盟条約	WIPO条約	パリ条約	WTO協定		
	○Aug. 14, 1982	○Mar. 1, 1983	○May 31, 1995		
	ヘーグ協定	マドリッド協定	マドリッド議定書	PCT	
	○Sep. 7, 2006			○Oct. 19, 1984	
	ロカルノ協定	ニース協定			
	ARIPO加盟	ハラレ議定書	バンジュール議定書	OAPI加盟	バンギ協定
			○	○	
加盟FTA					

5_30 ML マリ

国名	Republic of Mali, (ML) マリ共和国(バマコ)					
統計データ	出願件数		1979	1980	1981	1982
	特許	全数	8	7	8	2
		(内 外国出願)	8	7	7	2
	意匠	全数				
			1979	1980	1981	1982
	商標	全数	93		218	394
		(内 外国出願)	93		217	393
		(内 マドリッド)				
	登録件数					
	特許	全数				
		(内 外国出願)				
	意匠	全数				
			1979	1980	1981	982
	商標	全数			218	394
		(内 外国出願)			217	393
		(内 マドリッド)				

国名	Republic of Mali, (ML) マリ共和国(バマコ)
----	--------------------------------------

産業財産権制度の概要

特許																	
③	④	⑤	⑥	⑦	⑧		⑨	⑩	⑪		⑫		⑬		⑭	⑮	
特許法	出願人の資格	現地代理人の必要性	公開制度	審査制度	審査請求		非特許対象	新規性基準	存続期間		権利付与前異議申立		権利付与後異議申立		無効審判		実(施)年(義)務
					起算日	期(間)			起算日	期(年)	起算日	期(間)	起算日	期(間)	起算日	期(間)	
○	◎	要	なし	○	なし		※その他(備1)	○	出	20	-	-	-	○		(備2)	

アフリカ知的財産権機関(OAPD)に加盟
(備1)人・動物の治療方法等。(備2)特許付与から3年、又は特許出願日から4年の何れか遅い方。

意匠													
⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩		⑪		⑫		⑬	⑭	⑮
意匠法	出願人の格	現地代理人の必要性	審査制度	新規性基準	存続期間		権利付与前異議申立		権利付与後異議申立		無効審判	国際分類	登録表示
					起算日	期(年)	起算日	期(間)	起算日	期(間)			
○	◎	要	×	内外国公知内外国刊行物	出	5延5ずつ2回	-	-	-	-	○	○	×

元仏領スーダン。OAPI加盟

商標																
⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩		⑪	⑫	⑬		⑭		⑮		⑯	⑰
商標法	現地代理人の必要性	審査制度	権利付与原則	本国登録要件	存続期間		不(使)用(年)取(消)	譲渡要件	権利付与前異議申立		権利付与後異議申立		無効審判		国際分類	国(際)分(類)
					起算日	期(年)			起算日	期(間)	起算日	期(間)	起算日	期(間)		
○	要	△	○	-	出	10	5	○	-	登	6月	○	○	商品 34 サービス 11	○	

1992.12大統領令

詳細は下記資料を参照

Kluwer Law International編 /AIPPI・JAPAN訳 外国出願のためのマニュアル	マリ共和国(1991年9月追補版) ただし、版の作成年月に留意が必要。
WIPO監修 PCT出願人の手引	第I巻-附属書B1-締約国に関する情報 ML: マリ 一般情報(2002/5/2) アフリカ知的所有権機関(OAPI)参照

5_31 MR モーリタニア

国名	Islamic Republic of Mauritania, (MR) モーリタニア・イスラム共和国(ヌアクショット)				
言語	アラビア語(公用語)、フランス語				
面積(km ²)	1,030,000 (日本の約2.7倍)				
人口	320万人 (2007年 UNFPA)				
一人当たりGNP	740ドル (2006年、世銀) :LDC				
在留邦人数	14名 (2006年10月現在)				
経済概況	経済は、農業、漁業及び牧畜を基盤とし、外貨収入は水産物(タコ及びイカ)及び鉄鉱石の輸出に依存。ただし、ヌアクショット沖合で相当量の石油と天然ガスの埋蔵が確認され、2006年2月にシンゲッティ油田で石油生産開始。これにより、2006年の経済成長率は12%近くに達したものの、技術的問題により石油生産量は当初予想より落ち込んでいる。				
IP庁名称	Division of Industrial Property				
所在地	B.P. 387, Nouakchott				
連絡先	(電話) (222) 525 3337 (FAX) (222) 525 6937 (E-mail) (internet)				
組織の長	Chef de la Division de la propriété industrielle: Mr. Seyidna Oumar Ould Hadrami				
上位官庁	Ministry of Commerce and Industry				
Webサイト					
法令					
同盟関係	アフリカ連合	アラブ・マダグレブ連合	サヘル・サハラ諸国国家共同体	西アフリカ諸国経済共同体	西アフリカ経済通貨同盟
	○	○	○Jun., 2008	×(Dec. 2000脱退)	
	中部アフリカ諸国経済共同体	中部アフリカ経済通貨共同体	政府間開発機構	東アフリカ共同体	南部アフリカ開発共同体
	南部アフリカ関税同盟	東・南アフリカ市場共同体	アフリカ・カリブ海・太平洋諸国	地中海連合	
		○	○		
加盟条約	WIPO条約	パリ条約	WTO協定		
	○Sep. 17, 1976	○Apr. 11, 1965	○May 31, 1995		
	ヘーグ協定	マドリッド協定	マドリッド議定書	PCT	
				○Apr. 13, 1983	
	ロカルノ協定	ニース協定			
	ARIPO加盟	ハラレ議定書	バンジュール議定書	OAPI加盟	バンギ協定
				○	○
加盟FTA					
統計データ	出願件数				
	特許	全数			
	意匠	全数			
	商標	全数			
	登録件数				
	特許	全数			
	意匠	全数			
	商標	全数			

国名	Islamic Republic of Mauritania, (MR) モーリタニア・イスラム共和国(ヌアクショット)
----	---

産業財産権制度の概要

特許																	
③	④	⑤	⑥	⑦	⑧		⑨	⑩	⑪		⑫		⑬		⑭	⑮	
特許法	出願人の資格	現地代理人の必要性	公開制度	審査制度	審査請求		非特許対象	新規性基準	存続期間		権利付与前異議申立		権利付与後異議申立		無効審判		実(施)年(義)務
					起算日	期(間)			起算日	期(年)	起算日	期(間)	起算日	期(間)	起算日	期(間)	
○	◎	要	なし	○	なし		※その他(備1)	○	出	20	-		-		○		(備2)

アフリカ知的財産権機関(OAPI)に加盟

(備1)人・動物の治療方法等 (備2)特許付与から3年、又は特許出願日から4年の何れか遅い方。

意匠														
⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩		⑪	⑫	⑬		⑭	⑮		
意匠法	出願人の格	現地の代理人の必要性	審査制度	新規性基準	存続期間		権利付与前異議申立	権利付与後異議申立	無効審判		国際分類	登録表示		
					起算日	期(年)			起算日	期(間)			起算日	期(間)
○	◎	要	×	内外国公知内外国刊行物	出	5延5ずつ2回	-	-	○		○	×		

OAPI加盟

商標																
⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩		⑪	⑫	⑬		⑭		⑮		⑯	⑰
商標法	現地の代理人の必要性	審査制度	権利原付与	本国登録要件	存続期間		不(使)用(年)取(消)	譲渡要件	権利付与前異議申立		権利付与後異議申立		無効審判		国際分類	国際分類
					起算日	期(年)			起算日	期(間)	起算日	期(間)	起算日	期(間)		
○	要	△	○	-	出	10	5	○	-	登	6月	○		商品 34 サービス 11	○	

OAPI加盟

詳細は下記資料を参照

Kluwer Law International編 /AIPPI・JAPAN訳 外国出願のためのマニュアル	モーリタニア共和国(1983年10月追補版) ただし、版の作成年月に留意が必要。
WIPO監修 PCT出願人の手引	第I巻-附属書B1-締約国に関する情報 MR: モーリタニア 一般情報 (2002/5/2) アフリカ知的所有権機関(OAPI)参照

5.32 MU モーリシャス

国名	Republic of Mauritius, (MU) モーリシャス共和国(ポートルイス)				
言語	英語(公用語)、仏語、クレオール語				
面積(km ²)	2,045 (ほぼ東京都大)				
人口	130万人 (2007年、UNFPA)				
一人当りGNI	5,450米ドル(2007年、世銀)				
在留邦人数	25人 (2007年10月現在)				
経済概況	経済の3本柱は、砂糖産業、EPZ(輸出加工工業地区)の製造業(繊維)、観光。これらに加え、近年は情報通信分野の振興に努力。17世紀以来の主要産業である砂糖生産は、2005年にEUが砂糖域内価格引下げを決定したことから今後大幅な収入減の見込み。繊維産業も多数国間繊維協定による特惠期間が過ぎ、アジア諸国との競争にさらされ低迷。観光分野は好調(2005年の成長率6%)だが、政府は財政緊縮政策を打ち出し、外国投資・企業誘致等を通じた経済活性化、産業構造改革に取り組んでいる。				
IP庁名称	Ministry of Foreign Affairs, Regional Integration and International Trade				
所在地	7th floor, Moorgate House, Sir W. Newton Street, Port Louis				
連絡先	(電話) (230) 208 5714		(FAX) (230) 210 9702		
	(E-mail) mfa@mail.gov.mu		(internet) http://foreign.gov.mu		
組織の長	Minister for Foreign Affairs, Regional Integration and International Trade: Dr. the Hon. Arvin Boolell				
上位官庁					
Webサイト	知財庁サイト: IPO (THE INDUSTRIAL PROPERTY OFFICE) (http://foreign.gov.mu)				
法令	Industrial Property (Regulations Act No. 25 of 2002), Regulations, 2004 (No. 45) Geographical Indications, Act, 08/08/2002, No. 23 Patents, Act, 08/08/2002, No. 25 Unfair Competition, Act, 08/08/2002, No. 22 Integrated Circuits, Act, 08/08/2002, No. 24				
同盟関係	アフリカ連合	アラブ・マダガスカル連合	サヘル・サハラ諸国 国家共同体	西アフリカ諸国 経済共同体	西アフリカ経済 通貨同盟
	○				
	中部アフリカ諸国 経済共同体	中部アフリカ経済 通貨共同体	政府間開発機構	東アフリカ共同体	南部アフリカ 開発共同体
					○1995
	南部アフリカ 関税同盟	東・南アフリカ 市場共同体	アフリカ・カリブ海・ 太平洋諸国	地中海連合	
	○	○			
加盟条約	WIPO条約	パリ条約	WTO協定		
	○Sep. 21, 1976	○Sep. 24, 1976	○Jan. 1, 1995		
	ヘーグ協定	マドリッド協定	マドリッド議定書	PCT	
	ロカルノ協定	ニース協定			
	ARIPO加盟	ハラレ議定書	バンジュール議定書	OAPI加盟	バンギ協定
△オブザーバー					
加盟FTA	3 モーリシャス・パキスタン特惠貿易協定				

5_32 MU モーリシャス

国名	Republic of Mauritius, (MU) モーリシャス共和国(ポートルイス)					
統計データ	出願件数		1995	1996	1997	1998
	特許	全数	7	22	15	15
		(内 外国出願)	4	19	12	12
	意匠	全数				
			1995	1996	1997	1998
	商標	全数	891	991	1,044	1,108
		(内 外国出願)	585	596	630	633
		(内 マドリッド)				
	登録件数		1995	1996	1997	1998
	特許	全数	3	4	1	3
		(内 外国出願)	3	4	1	3
	意匠	全数				
			1995	1996	1997	1998
	商標	全数	501	488	648	497
		(内 外国出願)	394	373		497
		(内 マドリッド)				

国名	Republic of Mauritius, (MU) モーリシャス共和国(ポートルイス)
----	--

産業財産権制度の概要

特許																	
③	④	⑤	⑥	⑦	⑧		⑨	⑩	⑪		⑫		⑬		⑭		⑮
特許法	出願人の資格	現地代理人の必要性	公開制度	審査制度	審査請求		非特許対象	新規性基準	存続期間		権利付与前異議申立		権利付与後異議申立		無効審判		実(施)年(義)務
					起算日	期(間)			起算日	期(年)	起算日	期(間)	起算日	期(間)	起算日	期(間)	
○	◎	要	-	×	-		※その他(備1)	○	出	20	-	-	-	-	○		(備2)

2003.1.6 施行(備)人・動物の治療方法等
(備2)特許付与から3年又は特許出願日から4年の何れか遅い方。

意匠														
⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩		⑪		⑫		⑬	⑭	⑮	
意匠法	出願人の格	現地の代理人の必要性	審査制度	新規性基準	存続期間		権利付与前異議申立		権利付与後異議申立		無効審判		国際分類	登録表示
					起算日	期(年)	起算日	期(間)	起算日	期(間)	起算日	期(間)		
○														

商標																	
⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩		⑪	⑫	⑬		⑭		⑮		⑯		⑰
商標法	現地の代理人の必要性	審査制度	権利付与原則	本国登録要件	存続期間		不(使)用(年)取(消)	譲渡要件	権利付与前異議申立		権利付与後異議申立		無効審判		国際分類	国際分類	
					起算日	期(年)			起算日	期(間)	起算日	期(間)	起算日	期(間)			
○																	

詳細は下記資料を参照

Kluwer Law International編 /AIPPI・JAPAN訳 外国出願のためのマニュアル	モーリシャス(1984年9月追補版) ただし、版の作成年月に留意が必要。
WIPO監修 PCT出願人の手引	

国名	Republic of Malawi, (MW) マラウイ共和国(リロングウェ)				
言語	チェワ語、英語(以上公用語) 各部族語				
面積(km ²)	118,000(北海道+九州)				
人口	1,392万人(2006年:世銀)、人口増加率2.1%(2007年:世銀)				
一人当りGNI	250米ドル(2007年:世銀) : LDC				
在留邦人数	196名(2007年10月現在)				
経済概況	<p>(1) 農業に基盤を置き(GDPの約40%、輸出の90%)、労働人口の85%が農業及び農業関連事業に従事している。タバコ、紅茶、砂糖等の農産物が全輸出の8割を占めており、これら農産物価格の国際市況に外貨収入を左右されている。</p> <p>(2) 1980年代初めより経済構造調整計画を実施し、1989-1991年には、平均実質成長率が6%に達するに至った。しかし、1992年、1994年は旱魃に見舞われ、旱魃救済支援のため政府の財政は厳しいものとなった。</p> <p>(3) また、キャッシュ・バジェットを導入し、財政赤字の対GDP比を従来の二桁台から1996年には5.7%、1997年には4.4%に減らす効果が見られた。しかし、1998年には、財政支出が増え、財政赤字がGDPの5.2%に達するなど経済運営は不安定となった。</p> <p>(4) 1999年、国内経済は製造業、運輸、流通等の分野で大企業から中小企業へと経済活動が移り、実質GDP成長率が当初の見通しを上回り4.7%を記録したが、財政赤字は27.3%と膨らんだ。</p> <p>(5) クワチャの対米為替レートは2000年1月以来下落傾向にある(1月に1米ドル=46.5MKであったが、11月には約80MKまで下落)。右下落の理由として主要輸出品のタバコ輸出額の減少及び輸入石油価格上昇が挙げられる。</p> <p>(6) 2005年2月～3月の干魃の影響により、同国の主食であるメイズの生産が過去10年で最低の規模に落ち込んだ。このためムタリカ大統領は10月に「国家災害」を宣言し、緊急食糧援助の必要を訴えることとなった。</p>				
IP庁名称	Department of the Registrar General				
所在地	P.O. Box 100, Blantyre				
連絡先	(電話) (265 1) 85.10.22 (FAX) (265 1) 84.08.77 (E-mail) reg@malawi.net (internet)				
組織の長	Deputy Registrar General: Mr. Geoffrey Nkhata				
上位官庁	Ministry of Justice				
Webサイト	政府サイト: Official Website of The Government of Malawi (http://www.malawi.gov.mw/)				
法令					
同盟関係	アフリカ連合	アラブ・マダレブ連合	サヘル・サハラ諸国国家共同体	西アフリカ諸国経済共同体	西アフリカ経済通貨同盟
	○				
	中部アフリカ諸国経済共同体	中部アフリカ経済通貨共同体	政府間開発機構	東アフリカ共同体	南部アフリカ開発共同体
					○Founder(1980)
	南部アフリカ関税同盟	東・南アフリカ市場共同体	アフリカ・カリブ海・太平洋諸国	地中海連合	
加盟条約	WIPO条約	パリ条約	WTO協定		
	○Jun. 11, 1970	○Jul. 6, 1964	○May 31, 1995		
	ヘーグ協定	マドリッド協定	マドリッド議定書	PCT	
				○Jan. 24, 1978	
	ロカルノ協定	ニース協定			
	○Oct. 24, 1995	○Oct. 24, 1995			
	ARIPO加盟	ハラレ議定書	バンジュール議定書	OAPI加盟	バンギ協定
○	○	○Mar. 6, 1997			

5_33 MW マラウイ

国名	Republic of Malawi, (MW) マラウイ共和国(リロングウェ)					
加盟FTA						
統計データ	出願件数		1998	1999	2000	2001
	特許	全数	20	1	20	313
		(内 外国出願)	18		17	313
		(日本から)	1件(esp@cenetより)			
		主な日本企業	三恵薬品、日本薬品開発			
			1999	2000	2001	2002
	意匠	全数	14	18	24	22
		(内 外国出願)	9	4	17	12
			2000	2001	2002	2006
	商標	全数	723	641	578	804
		(内 外国出願)	618	495	440	582
		(内 マドリッド)				
	登録件数		2000	2001	2002	2003
	特許	全数	1	62	2	2
		(内 外国出願)		62	2	2
			1999	2000	2001	2002
	意匠	全数	5	25	5	12
		(内 外国出願)	5	14	3	9
			2000	2001	2002	2006
	商標	全数	232	639	448	370
(内 外国出願)		208	588	367	274	
(内 マドリッド)						
(日本から)		28	15	30		

国名	Republic of Malawi, (MW) マラウイ共和国(リロングウェ)
----	---

産業財産権制度の概要

特許																	
③	④	⑤	⑥	⑦	⑧		⑨	⑩	⑪		⑫		⑬		⑭	⑮	
特許法	出願人の資格	現地代理人の必要性	公開制度	審査制度	審査請求		非特許対象	新規性基準	存続期間		権利付与前異議申立		権利付与後異議申立		無効審判		実(施)年(務)
					起算日	期(間)			起算日	期(年)	起算日	期(間)	起算日	期(間)	起算日	期(間)	
○	◎	要	-	×	-		(備1)	△	完	16	-	完	3月	○		(備2)	

アフリカ地域知的財産権機関(ARIPO)に加盟
(備1)食物、医薬(単なる混合物) (備2)特許付与から3年又は特許出願日から4年の何れか遅い方。

意匠													
⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩		⑪		⑫		⑬	⑭	⑮
意匠法	出願人の資格	現地代理人の必要性	審査制度	新規性基準	存続期間		権利付与前異議申立		権利付与後異議申立		無効審判	国際分類	登録表示
					起算日	期(年)	起算日	期(間)	起算日	期(間)			
○	◎	要	×	国内公知	出	5延5 ずつ 2回	-	-	-	-	○	○	×

商標																
⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩		⑪	⑫	⑬		⑭		⑮		⑯	⑰
商標法	現地代理人の必要性	審査制度	権利付与原則	本国登録要件	存続期間		不(使)用(年)取(消)	譲渡要件	権利付与前異議申立		権利付与後異議申立		無効審判		国際分類	国際分類
					起算日	期(年)			起算日	期(間)	起算日	期(間)	起算日	期(間)		
○	要	○	(○)	-	出	7 更14	5	○	公	2月	-	○		商品 34 サービス 11	○	

詳細は下記資料を参照

Kluwer Law International編 /AIPPI・JAPAN訳 外国出願のためのマニュアル	マラウイ(1984年9月追補版) ただし、版の作成年月に留意が必要。
WIPO監修 PCT出願人の手引	PCT出願人の手引ー第I巻ー附属書B1:締約国に関する情報 MW:マラウイー 一般情報(2005/5/26) 附属書C:受理官庁 MW 司法省・登録長官部(マラウイ)(2006/1/1) 第II巻ー国内編ーMW 指定(又は選択)官庁 MW:司法省・登録長官部(マラウイ) 国内段階に入るための要件の概要(2001/3/1)

5_34 MZ モザンビーク

国名	Republic of Mozambique, (MZ) モザンビーク共和国(マプト)				
言語	ポルトガル語				
面積(km ²)	802,000 (日本の約2.1倍)				
人口	2,010万人 (2006年:世銀)				
一人当りGNI	340ドル (2006年:世銀) : LDC				
在留邦人数	110人(2007年10月1日現在)				
経済概況	<p>(1) 1987年以降構造調整計画を実施。農業開発に重点を置き、財政・税制改革を行い民間部門の拡大による持続的経済成長及び貧困の克服を目標としており、1980年代前半の生産減少をくい止めることに成功。</p> <p>(2) 1990年代後半には平和の定着とともに毎年6%前後の経済成長を遂げ、南ア等からの投資も活発化しアルミ精練、マプト回廊計画、ベイラ回廊計画などの大規模プロジェクトが実施されている。</p> <p>(3) 2000年、2001年と連続した洪水災害により経済は打撃を受けたが、2001年後半には、復興のためのインフラ修復事業や好調な外国直接投資を背景に回復基調を取り戻し、現在では年7~8%の経済成長を遂げている。</p>				
IP庁名称	Industrial Property Institute (IPI)				
所在地	Rua Consiglieri Pedroso no. 165, Maputo, Box 1072				
連絡先	(電話) +258 21 354900 (FAX) +258 21 354900 (E-mail) fernando.santos@ipi.gov.mz (internet http://www.ipi.gov.mz)				
組織の長	Director general of the IPI: Mr. Fernando dos Santos				
上位官庁	Ministry of Industry and Commerce				
Webサイト	知財庁サイト: IPI (http://www.ipi.gov.mz)				
法令	Industrial Property, Code, 04/05/1999, No. 18/99				
同盟関係	アフリカ連合	アラブ・マグリブ連合	サヘル・サハラ諸国 国家共同体	西アフリカ諸国 経済共同体	西アフリカ経済 通貨同盟
	○				
	中部アフリカ諸国 経済共同体	中部アフリカ経済 通貨共同体	政府間開発機構	東アフリカ共同体	南部アフリカ 開発共同体
					○Founder(1980)
	南部アフリカ 関税同盟	東・南アフリカ 市場共同体	アフリカ・カリブ海・ 太平洋諸国	地中海連合	
		○			
加盟条約	WIPO条約	パリ条約	WTO協定		
	○Dec. 23, 1996	○Jul. 9, 1998	○Aug. 26, 1995		
	ヘーグ協定	マドリッド協定	マドリッド議定書	PCT	
		○Oct. 7, 1998	○Oct. 7, 1998	○May 18, 2000	
	ロカルノ協定	ニース協定			
		○Jan. 18, 2002			
	ARIPO加盟	ハラレ議定書	バンジュール議定書	OAPI加盟	バンギ協定
○	○				
加盟FTA					

5_34 MZ モザンビーク

国名	Republic of Mozambique, (MZ) モザンビーク共和国(マプト)					
統計データ	出願件数					
	特許	全数				
			2001			
	意匠	全数	12			
		(内 外国出願)	12			
			2003	2004	2005	2006
	商標	全数	831	889	1,137	1,202
		(内 外国出願)				
		(内 マドリッド)	831	889	1,137	1,202
	登録件数					
	特許	全数				
			2001			
	意匠	全数	4			
		(内 外国出願)	4			
			2003	2004	2005	2006
	商標	全数	831	889	1,137	1,202
		(内 外国出願)				
		(内 マドリッド)	831	889	1,137	1,202
		(日本から)	16	18	36	18
		主な日本企業	エーザイ・R&D・マネジメント、ミツカングループ、資生堂、ソニー・コンピュータエンタテインメント、麒麟ホールディングス			

国名	Republic of Mozambique, (MZ) モザンビーク共和国(マプト)
----	--

産業財産権制度の概要

特許																	
③	④	⑤	⑥	⑦	⑧		⑨	⑩	⑪		⑫		⑬		⑭	⑮	
特許法	出願人の資格	現地代理人の性の	必開制	審査制	審査請求		非特許対象	新規性基準	存続期間		権利付与前異議申立		権利付与後異議申立		無効審判		実(施)年(義)務
					起算日	期(年)間			起算日	期(年)間	起算日	期(年)間	起算日	期(年)間	起算日	期(年)間	
○																	

意匠														
⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩		⑪		⑫		⑬	⑭	⑮	
意匠法	出願人の格	現地の代理人の性の	必開制	審査制	新規性基準		権利付与前異議申立		権利付与後異議申立		無効審判		国際分類	登録表示
					起算日	期(年)間	起算日	期(年)間	起算日	期(年)間	起算日	期(年)間		
○														

商標															
⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩		⑪	⑫	⑬		⑭		⑮	⑯	⑰
商標法	現地の代理人の性の	必開制	審査制	権利原付与	本国登録要件		不(使)用(年)取(消)	譲渡要件	権利付与前異議申立		権利付与後異議申立		無効審判		国際分類
					起算日	期(年)間			起算日	期(年)間	起算日	期(年)間	起算日	期(年)間	
○															

詳細は下記資料を参照

Kluwer Law International編 /AIPPI・JAPAN訳 外国出願のためのマニュアル	モザンビーク(2006年12月追補版) ただし、版の作成年月に留意が必要。
WIPO監修 PCT出願人の手引	第I巻-附属書B1: 締約国に関する情報 MZ: モザンビーク 一般情報(2005/10/13) 第II巻-国内編-MZ 指定(又は選択)官庁 MZ: 工業所有権中央部(モザンビーク)国内段階に入るための要件の概要(2003/4/10)

5_35 NA ナミビア

国名	Republic of Namibia, (NA) ナミビア共和国(ウイントフック)				
言語	英語(公用語)、アフリカーンス、独語、その他部族語				
面積(km ²)	824,000(日本の約2.2倍)				
人口	210万人(2007年:世銀) 人口増加率1.3%(2007年:世銀)				
一人当りGNI	3,360ドル(2007年:世銀)				
在留邦人数	29人(2007年10月現在)				
経済概況	ダイヤモンド・ウラン等の豊富な地下資源、国際的にも関心を集めている同国南部沿岸沖の天然ガス田、世界有数の漁礁、牧畜に適した温暖な気候等、サブ・サハラ・アフリカ諸国の中でも高い潜在力を有しており、自由で開かれた経済体制作りをめざしている。				
IP庁名称	Industry and Internal Trade				
所在地	P.O. Box 21214, Windhoek 9000				
連絡先	(電話) (264 61) 220 99 33/283 72 42 (FAX) (264 61) 220 148/222 576 (E-mail) andima@mti.gov.na ; ekamboua@mti.gov.na				
組織の長	Director / Directeur: Mr. Edward T. Kamboua				
上位官庁	Ministry of Trade and Industry				
Webサイト	政府サイト: Government of Namibia Network (http://www.grnnet.gov.na/)				
法令	Industrial Property, Act (Bill), 1999				
同盟関係	アフリカ連合	アラブ・マグレブ連合	サヘル・サハラ諸国国家共同体	西アフリカ諸国経済共同体	西アフリカ経済通貨同盟
	○				
	中部アフリカ諸国経済共同体	中部アフリカ経済通貨共同体	政府間開発機構	東アフリカ共同体	南部アフリカ開発共同体
					○1990
	南部アフリカ関税同盟	東・南アフリカ市場共同体	アフリカ・カリブ海・太平洋諸国	地中海連合	
○1990		○			
加盟条約	WIPO条約	パリ条約	WTO協定		
	○Dec. 23, 1991	○Jan. 1, 2004	○Jan. 1, 1995		
	ヘーグ協定	マドリッド協定	マドリッド議定書	PCT	
	○Jun. 30, 2004	○Jun. 30, 2004	○Jun. 30, 2004	○Jan. 1, 2004	
	ロカルノ協定	ニース協定			
	ARIPO加盟	ハラレ議定書	バンジュール議定書	OAPI加盟	バンギ協定
○	○	○			
加盟FTA	1 インド・南部アフリカ関税同盟(SACU) 特恵貿易に向けた枠組み協定 7 EFTA・南部アフリカ関税同盟(SACU) 自由貿易協定 18 中国・南部アフリカ関税同盟(SACU) 自由貿易協定 21 米国・南部アフリカ関税同盟(SACU) 自由貿易協定				

5_35 NA ナミビア

国名	Republic of Namibia, (NA) ナミビア共和国(ウイントフック)					
統計データ	出願件数		1990	1991	1992	1993
	特許	全数	163	133		133
		(内 外国出願)	158	130		120
			1990	1991	1992	1993
	意匠	全数	30	14		12
		(内 外国出願)	30	13		10
			1993	2004	2005	2006
	商標	全数	1,314	136	921	1,061
		(内 外国出願)	1,257			
		(内 マドリッド)		136	921	1,061
	登録件数		1990	1991	1992	1993
	特許	全数	139	124		102
		(内 外国出願)	136	123		99
			1990	1991	1992	1993
	意匠	全数	26	23		8
		(内 外国出願)	26	22		6
			1991	2004	2005	2006
	商標	全数	533	136	921	1,061
		(内 外国出願)	529			
		(内 マドリッド)		136	921	1,061
(日本から)				36	20	
主な日本企業		エーザイ・R&D・マネジメント、ミツカングループ、資生堂、三菱ふそうトラック・バス、ステムセルサイエンス				

国名	Republic of Namibia, (NA) ナミビア共和国(ウイントフック)
----	---

産業財産権制度の概要

特許																			
③	④	⑤	⑥	⑦	⑧		⑨	⑩	⑪		⑫		⑬		⑭	⑮			
特許法	出願人の資格	現地代理人の性の	必要件の性	公開制度	審査制度	審査請求		非特許対象	新規性基準	存続期間		権利付与前異議申立		権利付与後異議申立		無効審判		実(施)年(義)務	
						起算日	期間			起算日	期間	起算日	期間	起算日	期間	起算日	期間		起算日
○																			

意匠														
⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩		⑪		⑫		⑬	⑭	⑮	
意匠法	出願人の格	現地代理人の性	必要件の性	審査制度	新規性基準	存続期間		権利付与前異議申立		権利付与後異議申立		無効審判		国際分類
						起算日	期間	起算日	期間	起算日	期間	起算日	期間	
○														

商標																
⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩		⑪	⑫	⑬		⑭		⑮	⑯	⑰	
商標法	現地代理人の性	必要件の性	審査制度	権利付与原則	本国登録要件	存続期間		不(使)用(年)取(消)	譲渡要件	権利付与前異議申立		権利付与後異議申立		無効審判		国際分類
						起算日	期間			起算日	期間	起算日	期間	起算日	期間	
○																

詳細は下記資料を参照

Kluwer Law International編 /AIPPI・JAPAN訳 外国出願のためのマニュアル	ナミビア(南西アフリカ)(1992年4月追補版) ただし、版の作成年月に留意が必要。
WIPO監修 PCT出願人の手引	第I巻-附属書B1: 締約国に関する情報 NA: ナミビア 一般情報(2005/5/26) 附属書C: 受理官庁 NA: ナミビア官庁: 現在準備中 第II巻-国内編-NA 指定(又は選択)官庁 MZ: ナミビア官庁 国内段階に入るための要件の概要(2004/1/1): 現在準備中

5_36 NE ニジェール

国名	Republic of Niger, (NE) ニジェール共和国(ニアメ)				
言語	仏語(公用語)				
面積(km ²)	1,267,000				
人口	1,370万人(2006年、世銀)				
一人当りGNI	270ドル(2006年、世銀) : LDC				
在留邦人数	95人(2006年10月現在)				
経済概況	ニジェール経済は伝統的な農牧業と1970年代半ばより急成長したウラン産業が外貨収益の柱となっている。産業の多角化が進んでおらず、経済状態は降雨状況や周辺国との関係などの外部要因に大きく左右される。2005年には、干ばつと砂漠バツタの発生による被害を受け、深刻な食糧不足に陥った。低迷していたウラン価格が2003年以降一貫して上昇を続けるなど明るい要因はあるも、なお同国経済をとりまく状況は厳しい。				
IP庁名称	Directorate of Industrial Development				
所在地	B.P. 480, Niamey				
連絡先	(電話) (227) 20 73 58 25 (FAX) (227) 20 73 21 50 (E-mail) (internet)				
組織の長	Director of Industrial Development: Mr. Jérôme Oumarou Trapsida				
上位官庁	Ministry of Commerce and the Private Sector				
Webサイト	政府系サイト:Assemblée Nationale du Niger (http://www.assemblee.ne/)				
法令					
同盟関係	アフリカ連合	アラブ・マダグレブ連合	サヘル・サハラ諸国国家共同体	西アフリカ諸国経済共同体	西アフリカ経済通貨同盟
	○		○(Founder)	○	○
	中部アフリカ諸国経済共同体	中部アフリカ経済通貨共同体	政府間開発機構	東アフリカ共同体	南部アフリカ開発共同体
加盟条約	南部アフリカ関税同盟	東・南アフリカ市場共同体	アフリカ・カリブ海・太平洋諸国	地中海連合	
			○		
	WIPO条約	パリ条約	WTO協定		
	○May 18, 1975	○Jul. 5, 1964	○Dec. 13, 1996		
	ヘーグ協定	マドリッド協定	マドリッド議定書	PCT	
	○Sep. 20, 2004			○Mar. 21, 1993	
	ロカルノ協定	ニース協定			
	ARIPO加盟	ハラレ議定書	バンジュール議定書	OAPI加盟	バンギ協定
				○	○
加盟FTA					
統計データ	出願件数				
	特許	全数			
	意匠	全数			
	商標	全数			
	登録件数				
	特許	全数			
	意匠	全数			
	商標	全数			

国名	Republic of Niger, (NE) ニジェール共和国(ニアメ)
----	--

産業財産権制度の概要

特許																	
③	④	⑤	⑥	⑦	⑧		⑨	⑩	⑪		⑫		⑬		⑭		⑮
特許法	出願人の資格	現地代理人の必要性	公開制度	審査制度	審査請求		非特許対象	新規性基準	存続期間		権利付与前異議申立		権利付与後異議申立		無効審判		実(施)年(務)
					起算日	期(間)			起算日	期(年)	起算日	期(間)	起算日	期(間)	起算日	期(間)	
○	◎	要	なし	○	なし		※その他(備1)	○	出	20	-		-		○		(備2)

アフリカ知的財産権機関(OAPI)に加盟
(備1)人・動物の治療方法等 (備2)特許付与から3年、又は特許出願日から4年の何れか遅い方。

意匠														
⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩		⑪		⑫		⑬	⑭	⑮	
意匠法	出願人の格	現地の代理人の必要性	審査制度	新規性基準	存続期間		権利付与前異議申立		権利付与後異議申立		無効審判		国際分類	登録表示
					起算日	期(年)	起算日	期(間)	起算日	期(間)	起算日	期(間)		
○	◎	要	×	内外国 公知 内外国 刊行物	出	5延 5 ずつ 2回	-		-		○		○	×

商標																
⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩		⑪	⑫	⑬		⑭		⑮		⑯	⑰
商標法	現地の代理人の必要性	審査制度	権利の付与	本国登録要件	存続期間		不(使)用(年)取(消)	譲渡要件	権利付与前異議申立		権利付与後異議申立		無効審判		国際分類	国際分類
					起算日	期(年)			起算日	期(間)	起算日	期(間)	起算日	期(間)		
○	要	△	○	-	出	10	5	○	-	登	6月	○		商品 34 サービス 11	○	

詳細は下記資料を参照

Kluwer Law International編 /AIPPI・JAPAN訳 外国出願のためのマニュアル	ニジェール共和国(2000年4月追補版) ただし、版の作成年月に留意が必要。
WIPO監修 PCT出願人の手引	第I巻-附属書B1: 締約国に関する情報 NE:ニジェール 一般情報(2002/5/2) アフリカ知的所有権機関(OAPI)参照

5.37 NG ナイジェリア

国名	Federal Republic of Nigeria, (NG) ナイジェリア連邦共和国(アブジャ)				
言語	英語(公用語)				
面積(km ²)	923,773(日本の約2.5倍)				
人口	1億4,000万人(2007年、ナイジェリア政府公表国勢調査暫定結果)				
一人当たりGNI	640ドル(2006年:世銀)				
在留邦人数	125人(2006年10月現在)				
経済概況	<p>総歳入の約71%、総輸出額の約88%を原油に依存。オイルブームの後、放漫財政のつけ等から深刻な慢性的財政赤字、巨額の累積債務に直面するも、2005年10月のパリクラブ合意により、主要先進国からの多額の債務免除を取りつけた。</p> <p>OPEC第5位(2006年)の産油国でありながら、長年の軍事独裁等を理由に、原油収入が適切に利用されておらず、貧困の緩和、インフラの整備が進んでいない。</p> <p>産油地帯であるナイジャー・デルタ地域では、武装組織による石油関連施設の破壊、外国人労働者の誘拐等が頻発しており、ヤラドゥア新政権はこれらの問題への迅速な対応を迫られている。</p> <p>欧米諸国とは、民間レベルにおいて活発な経済関係を維持(シェル、モービル、シェブロン等国际石油資本がナイジェリア石油公社と合弁)。</p>				
IP庁名称	Registry of Trade Marks, Patents and Designs				
所在地	P.M.B. 88, Garki, Abuja				
連絡先	(電話) (234 9) 234 02 82/47 99 (FAX) (234 9) 234 15 41 (E-mail) iponigeria@yahoo.com ; kandibrah@yahoo.com				
組織の長	Registrar / Chef de l'enregistrement: Mr. D. Taunu				
上位官庁	Federal Ministry of Commerce and Industry				
Webサイト	政府サイト:NigeriaDirect (http://nigeria.gov.ng/)				
法令	Industrial Property, Act (Ch. 344), 1970, No. 60 Patents, Rules, 10/11/1971, No. 96 Designs, Rules, 10/11/1971, No. 97 Marks, Act (Ch. 436), 1965, No. 29 Marks, Regulations, 09/05/1967, No. 70				
同盟関係	アフリカ連合	アラブ・マダグレブ連合	サヘル・サハラ諸国国家共同体	西アフリカ諸国経済共同体	西アフリカ経済通貨同盟
	○		○Feb. 2001	○	
	中部アフリカ諸国経済共同体	中部アフリカ経済通貨共同体	政府間開発機構	東アフリカ共同体	南部アフリカ開発共同体
	南部アフリカ関税同盟	東・南アフリカ市場共同体	アフリカ・カリブ海・太平洋諸国	地中海連合	
			○		
加盟条約	WIPO条約	パリ条約	WTO協定		
	○Apr. 9, 1995	○Sep. 2, 1963	○Jan. 1, 1995		
	ヘーグ協定	マドリッド協定	マドリッド議定書	PCT	
				○May 8, 2005	
	ロカルノ協定	ニース協定			
	ARIPO加盟	ハラレ議定書	バンジュール議定書	OAPI加盟	バンギ協定
	△オブザーバー				
加盟FTA	2 イスラム開発協力(「D8」)会議特惠 貿易協定				

5_37 NG ナイジェリア

国名	Federal Republic of Nigeria, (NG) ナイジェリア連邦共和国(アブジャ)					
統計データ	出願件数		1976	1978	1985	1990
	特許	全数	436	512	441	258
		(内 外国出願)	428	506	431	246
			1976	1978	1985	1990
	意匠	全数	91	57	160	314
		(内 外国出願)	47	38		84
			1976	1978	1985	1990
	商標	全数	1,722	2,021	1,631	2,006
		(内 外国出願)	1,369	1,532	1,631	614
		(内 マドリッド)				
	登録件数		1976	1978	1985	1990
	特許	全数	167	512		170
		(内 外国出願)	154	506		160
			1976	1978	1985	1990
	意匠	全数	64	57		
		(内 外国出願)	30	38		
			1976	1978	1985	1990
	商標	全数	1,075	2,021		
		(内 外国出願)	948	1,532		
		(内 マドリッド)				

国名	Federal Republic of Nigeria, (NG) ナイジェリア連邦共和国(アブジャ)
----	--

産業財産権制度の概要

特許																	
③	④	⑤	⑥	⑦	⑧		⑨	⑩	⑪		⑫		⑬		⑭	⑮	
特許法	出願人の資格	現地の代理人の人性	公開の程度	審査の程度	審査請求		非特許対象	新規性の判断	存続期間		権利付与前異議申立		権利付与後異議申立		無効審判		実(年義務)
					起算日	期間			起算日	期間(年)	起算日	期間	起算日	期間	起算日	期間	
○	◎	要	-	×	-		(備1)	○	出	20	-	-	-	-	○		(備2)

(備1)植物、動物の新種 (備2)特許付与から3年、又は特許出願日から4年の何れか遅い方。

意匠														
⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩		⑪		⑫		⑬		⑭	⑮
意匠法	出願人の格	現地の代理人の人性	審査の程度	新規性の判断	存続期間		権利付与前異議申立		権利付与後異議申立		無効審判		国際分類	登録表示
					起算日	期間(年)	起算日	期間	起算日	期間	起算日	期間		
○	◎	要	×	内外国公知内外国刊行物	出	5延5ずつ2回	-	-	-	-	○	-	-	×

商標																
⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩		⑪	⑫	⑬		⑭		⑮		⑯	⑰
商標法	現地の代理人の人性	審査の程度	権利付与の原則	本国登録要件	存続期間		不(使用年取消)	譲渡要件	権利付与前異議申立		権利付与後異議申立		無効審判		国際分類	国際分類
					起算日	期間(年)			起算日	期間	起算日	期間	起算日	期間		
○	-	○	(○)	×	出	7更14	5	○	公	2月	-	-	○	商品 34	○	○

詳細は下記資料を参照

Kluwer Law International編/AIPPI・JAPAN訳 外国出願のためのマニュアル	ナイジェリア (1974年追補版) ただし、版の作成年月に留意が必要。
WIPO監修 PCT出願人の手引	第I巻-附属書B1-締約国に関する情報: NG一般情報(2006/1/12) 第II巻-国内編-NG: ナイジェリア官庁 (2005/5/8): 情報は現在準備中

5_38 RW ルワンダ

国名	Republic of Rwanda, (RW) ルワンダ共和国(キガリ)				
言語	仏語、キニアルワンダ語、英語				
面積(km ²)	26,300 <「千の丘の国」と呼ばれる自然豊かな内陸国>				
人口	973万人(2007年、世銀)				
一人当りGNI	296ドル(2007年、EIU) : LDC				
在留邦人数	54人(2008年7月現在)				
経済概況	<p>(1) 農林漁業がGDPの40%以上、労働人口の90%を占め、多くの農民が小規模農地を所有。主要作物はコーヒー及び茶(輸出収入の60%)であり、高品質化により国際競争力を強化する政策をとっている。一方で、内陸国のために輸送費が高いという問題も抱える。</p> <p>(2) 1980年代は、構造調整計画を実施し経済の再建に努めたが、内戦勃発以降はマイナス成長、特に1994年の大虐殺で更に壊滅的打撃を受けた。その後、農業生産の堅実な回復(1998年には内戦前の水準を回復)、ドナー国からの援助、健全な経済政策により1999年までにGDPは内戦前の水準に回復した。</p> <p>(3) ルワンダ政府は、1996年に「公共投資計画」を、2000年に20年後の経済達成目標を定める「VISION2020」を、2002年には「貧困削減戦略文書完全版(F-PRSP)」を策定し、これら戦略等を基軸とした経済政策を実施している。また、現在、第2次世代PRSPとなる経済開発貧困削減戦略(EDPRS)を策定すべく、準備を進めている。2000年12月には、拡大HIPCイニシアティブの決定時点に達し、2005年4月に完了時点に到達している。</p> <p>(4) カガメ大統領は、汚職対策にも力を入れており、グッドガバナンスの模範国として世銀等からの評価も高い。</p>				
IP庁名称	Rwanda Commercial Services Registratoin Agency (RCSRA)				
所在地	P.O. Box 7265, Kigali				
連絡先	(電話) (250) 0830 8001/(250) 5511 6974 (FAX) (250) 57 54 65 (E-mail) kaberathae@yahoo.fr (internet)				
組織の長	Registrar General: Mr. Eraste Kabera				
上位官庁	Ministry of Trade, Industry				
Webサイト	政府サイト: Official Website of the Government of Rwanda (http://www.gov.rw/)				
法令					
同盟関係	アフリカ連合	アラブ・マグレブ連合	サヘル・サハラ諸国国家共同体	西アフリカ諸国経済共同体	西アフリカ経済通貨同盟
	○				
	中部アフリカ諸国経済共同体	中部アフリカ経済通貨共同体	政府間開発機構	東アフリカ共同体	南部アフリカ開発共同体
	○2007年			○2007年	
	南部アフリカ関税同盟	東・南アフリカ市場共同体	アフリカ・カリブ海・太平洋諸国	地中海連合	
	○	○			
加盟条約	WIPO条約	パリ条約	WTO協定		
	○Feb. 3, 1984	○Mar. 1, 1984	○May 22, 1996		
	ヘーグ協定	マドリッド協定	マドリッド議定書	PCT	
	ロカルノ協定	ニース協定			
	ARIPO加盟 △オブザーバー	ハラレ議定書	バンジュール議定書	OAPI加盟	バンギ協定
加盟FTA					

5_38 RW ルワンダ

国名	Republic of Rwanda, (RW) ルワンダ共和国(キガリ)				
統計データ	出願件数		1992	1994	1999
	特許	全数	2	3	4
		(内 外国出願)	2	3	4
	意匠	全数			
		(内 外国出願)			
			1992	1994	1999
	商標	全数	68	45	129
		(内 外国出願)	65	44	124
		(内 マドリッド)			
	登録件数		1992	1994	1999
	特許	全数	2	3	4
		(内 外国出願)	2	3	4
			1985		
	意匠	全数	4		
		(内 外国出願)			
			1992	1994	1999
	商標	全数	66	45	109
		(内 外国出願)	63	44	104
		(内 マドリッド)			

国名	Republic of Rwanda, (RW) ルワンダ共和国(キガリ)
----	--

産業財産権制度の概要

特許																		
③	④	⑤	⑥	⑦	⑧		⑨	⑩	⑪		⑫		⑬		⑭		⑮	
特許法	出願人の資格	現地代理人の性の	必要件の性	公開制度	審査制度	審査請求		非特許対象	新規性基準	存続期間		権利付与前異議申立		権利付与後異議申立		無効審判		実(施)年(義)務
						起算日	期(年)間			起算日	期(年)間	起算日	期(年)間	起算日	期(年)間	起算日	期(年)間	
○	◎	-	-	×		なし		(備1)	□	出	20	-	-	-	-	○		2

(特)輸入特許 (備)産業または商業に使用できない発明

意匠														
⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩		⑪	⑫	⑬		⑭	⑮		
意匠法	出願人の格	現地代理人の性の	必要件の性	審査制度	新規性基準	存続期間		権利付与前異議申立	権利付与後異議申立	無効審判		国際分類	登録表示	
						起算日	期(年)間			起算日	期(年)間			起算日
○	◎	-	×	-		出	1,3,10	-	-	-	○	-	×	

商標																
⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩		⑪	⑫	⑬		⑭		⑮		⑯	⑰
商標法	現地代理人の性の	必要件の性	審査制度	権利の原付与則	本国登録要件	存続期間		不(使)用(年)取(消)	譲渡要件	権利付与前異議申立		権利付与後異議申立		無効審判		国際分類
						起算日	期(年)間			起算日	期(年)間	起算日	期(年)間	起算日	期(年)間	
×	要	×	×	-	-	無期限	-	×	-	-	-	-	○		商品 34	○

詳細は下記資料を参照

Kluwer Law International編 /AIPPI・JAPAN訳 外国出願のためのマニュアル	ルワンダ(1971年追補版) ただし、版の作成年月に留意が必要。
WIPO監修 PCT出願人の手引	

5_39 SC セーシェル

国名	Republic of Seychelles, (SC) セーシェル共和国(ビクトリア)				
言語	英語、仏語、クレオール語				
面積(km ²)	460 (ほぼ種子島大、約百の島から成る。)				
人口	9万人(2007年:世銀)				
一人当りGNI	8,960米ドル(2007年:世銀)				
在留邦人数	11人(2008年10月現在)				
経済概況	セーシェル経済は観光業に依存。また、漁業も大きな外貨収入源となっており、小規模工業の育成政策とともに同国経済多角化の柱となっている。国際収支の赤字、多重対外債務といった課題を解決するため、2008年10月、債務再編、変動相場制への移行等を含む包括的な経済改革計画を発表した。2004年7月、SADC(南部アフリカ開発共同体)とIOR(環インド洋地域協力連合)から財政事情を背景に脱退したが、近年の財政事情改善に伴い、SADCについては、2006年に再加盟を申請、2008年8月に再加盟した。				
IP庁名称	Registration Division				
所在地	The Registrar General, P.O. Box 142, Mahé				
連絡先	(電話) (248) 723303 (Mobile)/224 904 (FAX) (248) 225 764 (E-mail) regdiv@registry.gov.sc ; regdiv@seychelles.sc				
組織の長	Registrar General / Directeur général de l'enregistrement: Mrs. ucienne Charlette				
上位官庁	President's Office, Department of Legal Affairs				
Webサイト					
法令					
同盟関係	アフリカ連合	アラブ・マグレブ連合	サヘル・サハラ諸国国家共同体	西アフリカ諸国経済共同体	西アフリカ経済通貨同盟
	○				
	中部アフリカ諸国経済共同体	中部アフリカ経済通貨共同体	政府間開発機構	東アフリカ共同体	南部アフリカ開発共同体
					○Aug, 2008再加盟
	南部アフリカ関税同盟	東・南アフリカ市場共同体	アフリカ・カリブ海・太平洋諸国	地中海連合	
	○	○			
加盟条約	WIPO条約	パリ条約	WTO協定		
	○Mar 16, 2000	○Nov 7, 2002			
	ヘーグ協定	マドリッド協定	マドリッド議定書	PCT	
				○Nov 7, 2002	
	ロカルノ協定	ニース協定			
	ARIPO加盟	ハラレ議定書	バンジュール議定書	OAPI加盟	バンギ協定
△オブザーバー					
加盟FTA					

5_39 SC セーシェル

国名	Republic of Seychelles, (SC) セーシェル共和国(ビクトリア)					
統計データ	出願件数		1988		1995	1996
	特許	全数	5		1	6
		(内 外国出願)	5		1	6
	意匠	全数				
			1995	1996		2003
	商標	全数	285	374		212
		(内 外国出願)	269	362		196
		(内 マドリッド)				
	登録件数		1988		1995	1996
	特許	全数	5		1	6
		(内 外国出願)	5		1	6
	意匠	全数				
			1995	1996		2003
	商標	全数	37	254		309
		(内 外国出願)	36	253		307
		(内 マドリッド)				
		(日本から)				29

国名	Republic of Seychelles, (SC) セーシェル共和国(ビクトリア)
----	---

産業財産権制度の概要

特許																	
③	④	⑤	⑥	⑦	⑧		⑨	⑩	⑪		⑫		⑬		⑭	⑮	
特許法	出願人の資格	現地代理人の必要性	公開制度	審査制度	審査請求		非特許対象	新規性基準判断	存続期間		権利付与前異議申立		権利付与後異議申立		無効審判		実(施)年(義)務
					起算日	期(間)			起算日	期(年)	起算日	期(間)	起算日	期(間)	起算日	期(間)	
○	◎	要	-	×	-			△	出	14延7	公	2月	-			○	

意匠														
⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩		⑪	⑫	⑬		⑭	⑮		
意匠法	出願人の資格	現地代理人の必要性	審査制度	新規性基準判断	存続期間		権利付与前異議申立	権利付与後異議申立	無効審判		国際分類	登録表示		
					起算日	期(年)			起算日	期(間)			起算日	期(間)

商標																
⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩		⑪	⑫	⑬		⑭		⑮		⑯	⑰
商標法	現地代理人の必要性	審査制度	権利原付与則	本国登録要件	存続期間		不(使)用(年)取(消)	譲渡要件	権利付与前異議申立		権利付与後異議申立		無効審判		国際分類	国際分類
					起算日	期(年)			起算日	期(間)	起算日	期(間)	起算日	期(間)		

詳細は下記資料を参照

Kluwer Law International編 /AIPPI・JAPAN訳 外国出願のためのマニュアル	
WIPO監修 PCT出願人の手引	第I巻-附属書B1: 締約国に関する情報 SC: セイシェル 一般情報 (2002/11/7): 現在準備中 附属書C 受理官庁 SC: 法務部登録課(セイシェル) (2002/11/7): 現在準備中 第II巻-国内編-SC: 法務部登録課(セイシェル)(指定官庁又は選択官庁) (2002/11/7): 現在準備中

5_40 SD スーダン

国名	The Republic of the Sudan, (SD) スーダン共和国(ハルツーム)				
言語	アラビア語(公用語)、英語				
面積(km ²)	2,500,000 (日本の約7倍、アフリカ大陸最大の国)				
人口	3,856万人(2007年)				
一人当りGNP	960ドル(2007年) :LDC				
在留邦人数	107名(2008年10月現在)				
経済概況	巨額の対外累積債務(約230億ドル)、南北内戦・自然災害等による国内避難民(約400万人)等による経済困難。1996年からは、IMF経済修復プログラムを受け入れ、経済再建に努めており、これまでのところプログラムに沿った成果を収めている。また、1999年8月より石油輸出が開始され財政・経済状況の改善が期待されている。				
IP庁名称	Registrar General, Intellectual Property				
所在地	P.O. Box 744, Khartoum				
連絡先	(電話) (249) 183 76 05 80 (FAX) (249) 183 77 98 41 (E-mail) amaletinay@ipsudan.gov.sd (internet) http://www.ipsudan.gov.sd				
組織の長	Registrar General / Directrice générale de l'enregistrement : Mrs. Amal H. El Tinay				
上位官庁	Department, Ministry of Justice				
Webサイト	知財庁サイト : Registrar General Of Intellectual Peroperty (http://www.ipsudan.gov.sd)				
法令					
同盟関係	アフリカ連合	アラブ・マグリブ連合	サヘル・サハラ諸国国家共同体	西アフリカ諸国経済共同体	西アフリカ経済通貨同盟
	○		○(Founder)		
	中部アフリカ諸国経済共同体	中部アフリカ経済通貨共同体	政府間開発機構	東アフリカ共同体	南部アフリカ開発共同体
			○		
	南部アフリカ関税同盟	東・南アフリカ市場共同体	アフリカ・カリブ海・太平洋諸国	地中海連合	
	○	○			
加盟条約	WIPO条約	パリ条約	WTO協定		
	○Feb 15, 1974	○Apr 16, 1984			
	ヘーグ協定	マドリッド協定	マドリッド議定書	PCT	
		○May 16, 1984			
	ロカルノ協定	ニース協定			
	ARIPO加盟	ハラレ議定書	バンジュール議定書	OAPI加盟	バンギ協定
○	○				
加盟FTA	17 大アラブ自由貿易地域(GAFTA)				

5_40 SD スーダン

国名	The Republic of the Sudan, (SD) スーダン共和国(ハルツーム)					
統計データ	出願件数		1992			
	特許	全数	26			
		(内 外国出願)	26			
			1998	1999	2000	2001
	意匠	全数	14	2		9
		(内 外国出願)	4	2		9
			2003	2004	2005	2006
	商標	全数	796	797	907	938
		(内 外国出願)				
		(内 マドリッド)	796	797	907	938
	登録件数		1992			
	特許	全数	26			
		(内 外国出願)	26			
			1998	1999	2000	2001
	意匠	全数		3		2
		(内 外国出願)		3		2
			2003	2004	2005	2006
	商標	全数	796	797	906	937
		(内 外国出願)				
		(内 マドリッド)	796	797	906	937

国名	The Republic of the Sudan, (SD) スーダン共和国(ハルツーム)
----	---

産業財産権制度の概要

特許																	
③	④	⑤	⑥	⑦	⑧		⑨	⑩	⑪		⑫		⑬		⑭	⑮	
特許法	出願人の資格	現地代理人の性の要	公開制度	審査制度	審査請求		非特許対象	新規性基準	存続期間		権利付与前異議申立		権利付与後異議申立		無効審判		実(施)年(義)務
					起算日	期間			起算日	期間	起算日	期間	起算日	期間	起算日	期間	
○	◎	要	-	×	-		(備1)	○	出	20	-	-	-	-	○	(備2)	

アフリカ地域知的財産権機関(ARIPO)に加盟
(備1)科学的原理及び発見 (備2)特許付与から3年、又は特許出願日から4年の何れか遅い方。

意匠														
⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩		⑪		⑫		⑬		⑭	⑮
意匠法	出願人の格	現地の代理人性の要	審査制度	新規性基準	存続期間		権利付与前異議申立		権利付与後異議申立		無効審判		国際分類	登録表示
					起算日	期間	起算日	期間	起算日	期間	起算日	期間		
○	◎	要	×	内外国公知内外国刊行物	出	5延5ずつ2回	-	-	-	-	○	-	-	×

商標																
⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩		⑪	⑫	⑬		⑭		⑮	⑯	⑰	
商標法	現地の代理人性の要	審査制度	権利付与原則	本国登録要件	存続期間		不(使)用(年)取(消)	譲渡要件	権利付与前異議申立		権利付与後異議申立		無効審判		国際分類	
					起算日	期間			起算日	期間	起算日	期間	起算日	期間		
×	要	×	○	×	出	10	5	○	公	6	-	-	○	商品 34 サービス 11	○	

アルコール飲料の登録不許可

詳細は下記資料を参照

Kluwer Law International編 /AIPPI・JAPAN訳 外国出願のためのマニュアル	スーダン(1987年6月追補版) ただし、版の作成年月に留意が必要。
WIPO監修 PCT出願人の手引	第I巻-附属書B1: 締約国に関する情報 SD: スーダン 一般情報(2005/5/26) 附属書C 受理官庁 SD: 法務長官室・商業登録長官部 (スーダン)(2004/1/1) 第II巻-国内編-SD: 法務長官室・商業登録長官部(スーダン)国内段階に入るための要件の概要(2001/3/1)

5_41 SL シェラレオネ

国名	Republic of Sierra Leonez, (SL) シェラレオネ共和国(フリータウン)				
言語	英語(公用語)				
面積(km ²)	71,740 <大西洋に面した英語圏の国>				
人口	約580万人(2007年、UNFPA)				
一人当たりGNP	260ドル(2007年、世銀) :LDC				
在留邦人数	13人(2007年10月現在)				
経済概況	<p>シェラレオネは、従来よりダイヤモンド、金、紅石、ボーキサイトなどの鉱物資源、カカオ、コーヒーなどの商品作物など一次産品の高い輸出ポテンシャルを有し、主要な外貨獲得源となっていたが、多くの産品の国際市況の低迷、非効率な経済運営、密輸など不正の横行のため、経済は低迷していた。政府は1986年6月より世銀・IMF(国際通貨基金)支援の構造調整政策を策定し、経済再建への努力を開始したものの、世銀・IMFとの合意を履行できず、1987年に挫折、1989年、更に深刻化した経済を復興するため、世銀・IMFとの協議を再開。1992年、債務削減と経済復興を目的としてIMFの経済再建プログラムを受け入れ、財政・金融の引き締めを図った結果、経済は一時安定に向かったが、内戦の激化とともに鉱物・農産物の産地の荒廃が進み破綻した。また、国民の大部分を占める農民が内戦の結果難民・国内避難民となったために食料を含む農業生産は大幅に低下するとともに地方の行政サービスは崩壊状態に陥った。1996年2月に民主的な選挙で選出されたカバ大統領は、国家再安定・リハビリ・復興計画を策定し、国際機関、援助諸国は同政府の取り組みを積極的に支援する姿勢を示したが、約10年も続いた内戦により主要外貨収入源である鉱物資源の輸出が停止し、社会的インフラが大きな損害を受ける等、経済は大きく停滞。2002年の内戦終結及び同年5月に行われた大統領・国会議員選挙を起点に、国際社会の支援により行財政と地方のコミュニティの再建を進めており、今後シェラレオネ政府自身の和平定着への努力とともに、復興に向けた経済活性化と開発への努力が期待されている。政府は2002年のNRS(国家復興計画)、2003年のヴィジョン2025に加え、2005年2月には、貧困問題の分析と2005年-2007年にかけての貧困削減戦略を示した貧困削減戦略文書(SL-PRSP)を策定した。同文書は、広範な経済成長、とくに農村における経済成長を目標としており、貧困層に向けた社会的・経済的サービスやインフラの提供、若者に対する雇用機会の創出、ガバナンスの改善に取り組むことを目指している。目下PRSP-2策定中。</p>				
IP庁名称	Administrator and Registrar-General's Department				
所在地	Roxy Building, Walpole Street, Freetown				
連絡先	(電話) (232 22) 22 18 75/22 94 (FAX) (232 22) 22 26 42/44 39/49 40 (E-mail) arg@sierratel.sl ; maseekay@yahoo.com				
組織の長	Administrator and Registrar General: Mariam Seray Kallay				
上位官庁					
Webサイト	政府系サイト:Ministry of Trade and Industry (http://www.mtisl.org/)				
法令					
同盟関係	アフリカ連合	アラブ・マグリブ連合	サヘル・サハラ諸国国家共同体	西アフリカ諸国経済共同体	西アフリカ経済通貨同盟
	○		○Jun. 2005	○	
	中部アフリカ諸国経済共同体	中部アフリカ経済通貨共同体	政府間開発機構	東アフリカ共同体	南部アフリカ開発共同体
加盟条約	南部アフリカ関税同盟	東・南アフリカ市場共同体	アフリカ・カリブ海・太平洋諸国	地中海連合	
			○		
	WIPO条約	パリ条約	WTO協定		
	○May 18, 1986	○Jun 17, 1997	○Jul. 23, 1995		
	ヘーグ協定	マドリッド協定	マドリッド議定書	PCT	
		○Jun. 17, 1997	○Dec. 28, 1999	○Jun. 17, 1997	
	ロカルノ協定	ニース協定			
ARIPO加盟	ハラレ議定書	バンジュール議定書	OAPI加盟	バンギ協定	
○	○				

5_41 SL シェラレオネ

国名	Republic of Sierra Leonez, (SL) シエラレオネ共和国(フリータウン)					
加盟FTA						
統計データ	出願件数		1995			
	特許	全数	5			
		(内 外国出願)	5			
					2001	
	意匠	全数			9	
		(内 外国出願)			9	
			2003	2004	2005	2006
	商標	全数	698	793	986	945
		(内 外国出願)				
		(内 マドリッド)	698	793	986	945
	登録件数		1995			
	特許	全数	5			
		(内 外国出願)	5			
			1999	2000	2001	2002
	意匠	全数	3		2	
		(内 外国出願)	3		2	
			2003	2004	2005	2006
商標	全数	698	793	986	945	
	(内 外国出願)					
	(内 マドリッド)	698	793	986	945	
	(日本から)	14	10	33	18	
	主な日本企業	エーザイ・R&D・マネジメント、ミツカングループ、資生堂、キリンホールディングス、松下電器産業				

国名	Republic of Sierra Leone, (SL) シエラレオネ共和国(フリータウン)
----	---

産業財産権制度の概要

特許																		
③	④	⑤	⑥	⑦	⑧		⑨	⑩	⑪		⑫		⑬		⑭	⑮		
特許法	出願人の資格	現地代理人の性別	公開制度	審査制度	審査請求起算日	審査請求期間	非特許対象	新規性基準	存続期間起算日	存続期間(年)	権利付与前異議申立起算日	権利付与前異議申立期間	権利付与後異議申立起算日	権利付与後異議申立期間	無効審判起算日	無効審判期間	実(施)年(務)	
○	◎	-	-	△	-	-	-	-	英国特許権の残存期間	-	-	-	-	-	-	-	○(備)	なし

出願は英国の特許権者のみ。英国特許の日から3年以内に出願。
(備)無効は高等裁判所に提訴する。 アフリカ地域知的財産権機関(ARIPO)に加盟

意匠														
⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩		⑪		⑫		⑬		⑭	⑮
意匠法	出願人の資格	現地代理人の性別	審査制度	新規性基準	存続期間起算日	存続期間(年)	権利付与前異議申立起算日	権利付与前異議申立期間	権利付与後異議申立起算日	権利付与後異議申立期間	無効審判起算日	無効審判期間	国際分類	登録表示
△英	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	×

英国において登録された意匠が自動的にシエラレオネにおいて保護されるが、一応シエラレオネの登録局へ登録の手続をとらねばならない。ARIPO加盟

商標																
⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩		⑪	⑫	⑬		⑭		⑮		⑯	⑰
商標法	現地代理人の性別	審査制度	権利付与要件	本国登録要件	存続期間起算日	存続期間(年)	不(使)用(年)取(消)	譲渡要件	権利付与前異議申立起算日	権利付与前異議申立期間	権利付与後異議申立起算日	権利付与後異議申立期間	無効審判起算日	無効審判期間	国際分類	国際分類
○	-	○	×	-	出	14	5	×	公	3月	-	-	○	50	-	-

旧英国商品分類を採用 ARIPO加盟

詳細は下記資料を参照

Kluwer Law International編 /AIPPI・JAPAN訳 外国出願のためのマニュアル	シエラレオネ(1979年10月追補版) ただし、版の作成年月に留意が必要。
WIPO監修 PCT出願人の手引	第I巻-附属書B1: 締約国に関する情報 SL:シエラレオネ 一般情報(2005/5/26) 第II巻-国内編-SL:行政登録長官部(シエラレオネ)国内段階に入るための要件の概要(1999/7) 行政登録長官部(シエラレオネ)(指定官庁又は選択官庁)(2002/7/4)

5_42 SN セネガル

国名	Republic of Senegal, (SN) セネガル共和国(ダカール)				
言語	フランス語(公用語)、ウォロフ語など各民族語				
面積(km ²)	197,161 (日本の約半分)				
人口	1,220万人 (2007年、UNFPA)				
一人当りGNP	750ドル (2006年、世銀) :LDC				
在留邦人数	189人 (2006年10月現在)				
経済概況	<p>経済は、落花生栽培などの農業が中心で、一次産品価格の低迷などにより、財政赤字、国際収支赤字、対外債務問題が恒常化していた。このような状況の中で、1994年1月のCFAフラン切り下げ以降、政府が緊縮財政、構造調整、民営化などに努力した結果、経済は比較的安定成長を維持しており、インフラも押さえられていたが、近年の石油価格の高騰により、物価は上昇傾向にある。</p> <p>また、セネガル政府は、2015年までに貧困を半減させることを目標に、2000年に中間「貧困削減戦略文書」(PRSP)を採択し、2002年には最終版PRSPを策定した。これは2006年に、2006年～2010年を対象とする第二次PRSPに改訂された。</p>				
IP庁名称	Industrial Property and Technology Service				
所在地	104 rue Carnot, B.P. 4037, Dakar				
連絡先	(電話) (221) 822 04 43/822 04 15 (FAX) (221) 823 14 04/822 55 94				
	(E-mail) (internet)				
組織の長	Head of Industrial Property and Technology Service: Mrs. Ndèye Adji Diop Sall				
上位官庁	Ministry of Industry and Handicrafts				
Webサイト	政府サイト:Gouvernement du Sénégal (http://www.gouv.sn/)				
法令					
同盟関係	アフリカ連合	アラブ・マダレブ連合	サヘル・サハラ諸国国家共同体	西アフリカ諸国経済共同体	西アフリカ経済通貨同盟
	○		○Feb. 2000	○	○
	中部アフリカ諸国経済共同体	中部アフリカ経済通貨共同体	政府間開発機構	東アフリカ共同体	南部アフリカ開発共同体
	南部アフリカ関税同盟	東・南アフリカ市場共同体	アフリカ・カリブ海・太平洋諸国	地中海連合	
		○			
加盟条約	WIPO条約	パリ条約	WTO協定		
	○Apr. 26, 1970	○Dec. 21, 1963	○Jan. 1, 1995		
	ヘーグ協定	マドリッド協定	マドリッド議定書	PCT	
	○Jun. 30, 1984			○Jan. 24, 1978	
	ロカルノ協定	ニース協定			
	ARIPO加盟	ハラレ議定書	バンジュール議定書	OAPI加盟	バンギ協定
				○	○
加盟FTA	4 貿易特恵システム (イスラム諸国会 議機構)				
統計データ	出願件数				
	特許	全数			
	意匠	全数			
	商標	全数			
	登録件数				
	特許	全数			
	意匠	全数			
	商標	全数			

国名	Republic of Senegal, (SN) セネガル共和国(ダカール)
----	--

産業財産権制度の概要

特許																	
③	④	⑤	⑥	⑦	⑧		⑨	⑩	⑪		⑫		⑬		⑭	⑮	
特許法	出願人の資格	現地代理人の必要性	公開制度	審査制度	審査請求		非特許対象	新規性基準判断	存続期間		権利付与前異議申立		権利付与後異議申立		無効審判		実(施)年(義)務
					起算日	期(間)			起算日	期(年)	起算日	期(間)	起算日	期(間)	起算日	期(間)	
○	◎	要	なし	○	なし		※その他(備1)	○	出	20	-		-		○		(備2)

アフリカ知的財産権機関(OAPI)に加盟
(備1)人・動物の治療方法等 (備2)特許付与から3年、又は特許出願日から4年の何れか遅い方。

意匠											
⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩		⑪	⑫	⑬	⑭	⑮
意匠法	出願人の格	現地の代理人の必要性	審査制度	新規性基準判断	存続期間		権利付与前異議申立	権利付与後異議申立	無効審判	国際分類	登録表示
					起算日	期(年)					
○	◎	要	×	内外国公知内外国刊行物	出	5延5ずつ2回	-	-	○	○	×

商標																
⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩		⑪	⑫	⑬	⑭	⑮	⑯	⑰			
商標法	現地の代理人の必要性	審査制度	権利原付与則	本国登録要件	存続期間		不(使)用(年)取(消)	譲渡要件	権利付与前異議申立	権利付与後異議申立	無効審判	国際分類	国際分類			
					起算日	期(年)										
○	要	△	○	-	出	10	5	○	-	登	6月	○	商品 34 サービス 11	○		

詳細は下記資料を参照

Kluwer Law International編 /AIPPI・JAPAN訳 外国出願のためのマニュアル	セネガル (1988年9月 追補版) ただし、版の作成年月に留意が必要。
WIPO監修 PCT出願人の手引	第I巻－附属書B1: 締約国に関する情報 SN: セネガル 一般情報 (2002/5/2) アフリカ知的所有権機関(OAPI)参照

5_43 SO ソマリア

国名	Somali Democratic Republic, (SO) ソマリア民主共和国(モガディシュ)				
言語	ソマリ語(公用語)、英語、イタリア語、アラビア語				
面積(km ²)	638,000 (日本の約1.8倍)				
人口	840万人(2006年:世銀)人口増加率3.0%(2006年:世銀)				
一人当りGNP	N.A. :LDC				
在留邦人数	0人(2007年1月現在)				
経済概況	経済は放牧・農業が中心で、外貨獲得源に恵まれず、国際収支は慢性的に入超、貿易収支も恒常的に赤字。外国よりの支援等に依存していたが、1991年1月以降の内戦により国内インフラ等の多くが破壊された。援助は人道的なものを除き全て停止され、内戦や旱魃等により多数の被災民が発生しているにもかかわらず、治安悪化により、人道援助の実施が困難に陥っている。				
IP庁名称	Patents and Trade Marks Office				
所在地	P.O. Box 928, Mogadiscio				
連絡先	(電話) (252 1) 21 201/21 583 (FAX) (252 1) 21 201/21 583 (E-mail) (internet)				
組織の長	Registrar of Patents and Trade Marks: Mr. Husein Mohamed Farah				
上位官庁	Ministry of Industry				
Webサイト	政府サイト: Federal Government of The Somali Republic (http://www.somali-gov.info/)				
法令					
同盟関係	アフリカ連合	アラブ・マダレブ連合	サヘル・サハラ諸国国家共同体	西アフリカ諸国経済共同体	西アフリカ経済通貨同盟
	○		○Feb 2001		
	中部アフリカ諸国経済共同体	中部アフリカ経済通貨共同体	政府間開発機構	東アフリカ共同体	南部アフリカ開発共同体
			○		
	南部アフリカ関税同盟	東・南アフリカ市場共同体	アフリカ・カリブ海・太平洋諸国	地中海連合	
加盟条約	WIPO条約	パリ条約	WTO協定		
	○Nov. 18, 1982				
	ヘーグ協定	マドリッド協定	マドリッド議定書	PCT	
	ロカルノ協定	ニース協定			
ARIPO加盟	ハラレ議定書	バンジュール議定書	OAPI加盟	バンギ協定	
○					
加盟FTA	4 貿易特惠システム(イスラム諸国会議機構)				

5_43 SO ソマリア

国名	Somali Democratic Republic, (SO) ソマリア民主共和国(モガディシュ)					
統計データ	出願件数		1984	1985		
	特許	全数	8	7		
		(内 外国出願)	7	7		
	意匠	全数				
					1992	
	商標	全数			1,976	
		(内 外国出願)			1,883	
		(内 マドリッド)				
	登録件数		1984	1985		
	特許	全数	8	7		
		(内 外国出願)	7	7		
	意匠	全数				
			1983	1984		
	商標	全数	100	73		
(内 外国出願)		92	63			

国名	Somali Democratic Republic, (SO) ソマリア民主共和国(モガディシユ)
----	---

産業財産権制度の概要

特許																	
③ 特許法	④ 出願人の資格	⑤ 現地代理人の性	⑥ 必開制	⑦ 審査制	⑧ 審査請求		⑨ 非特許対象	⑩ 新規性基準	⑪ 存続期間		⑫ 権利付与前異議申立		⑬ 権利付与後異議申立		⑭ 無効審判		⑮ 実(施)年(義)務
					起算日	期(間)			起算日	期(年)	起算日	期(間)	起算日	期(間)	起算日	期(間)	
○	◎	-	-	×	-		(備1)	○	出	15	-	-	-	-	○		3

アフリカ地域知的財産権機関(ARIPO)に加盟
(備1)公序良俗に反するもの、人・動物の治療方法等。

意匠														
⑤ 意匠法	⑥ 出願人の格	⑦ 現地代理人の性	⑧ 必開制	⑨ 新規性基準	⑩ 存続期間		⑪ 権利付与前異議申立		⑫ 権利付与後異議申立		⑬ 無効審判		⑭ 国際分類	⑮ 登録表示
					起算日	期(年)	起算日	期(間)	起算日	期(間)	起算日	期(間)		
○	◎	要	×	内外国 公知 内外国 刊行物	出	4	-	-	-	-	○	-	-	×

商標																
⑤ 商標法	⑥ 現地代理人の性	⑦ 必開制	⑧ 審査制	⑨ 権利原付与則	⑩ 本国登録要件	⑪ 存続期間		⑫ 不(使)用(年)取(消)	⑬ 譲渡要件	⑭ 権利付与前異議申立		⑮ 権利付与後異議申立		⑯ 無効審判		⑰ 国際分類
						起算日	期(年)			起算日	期(間)	起算日	期(間)	起算日	期(間)	
○	要	○	×	×	出	20	3	×	-	-	-	-	○	49	-	

旧伊国分類採用、サービスは49類で登録可

詳細は下記資料を参照

Kluwer Law International編 /AIPPI・JAPAN訳 外国出願のためのマニュアル	ソマリア民主共和国(1986年3月追補版) ただし、版の作成年月に留意が必要。
WIPO監修 PCT出願人の手引	

5_44 ST サントメ・プリンシペ

国名	Democratic Republic of Sao Tome and Principe, (ST) サントメ・プリンシペ民主共和国(サントメ)				
言語	ポルトガル語				
面積(km ²)	960(東京都の約半分)				
人口	16万人(2006年、世銀)				
一人当りGNP	800ドル(2006年、世銀) :LDC				
在留邦人数	0人(2006年10月現在)				
経済概況	<p>同国経済はカカオの輸出に依存している(2004年の生産量は3500トン、輸出額は530万ドル)。近年の油価高騰の悪影響はあるが、カカオ価の上昇もあり、経済は比較的安定している。対外債務残高は1998年にGNPの670%に達した(2000年は460%)。2000年度には世銀の100%及びIMFの80%の債務返済免除措置を受けた。</p> <p>他方、近年の調査により同国周辺海域で石油鉱床の存在が確認され、開発の足枷となっていた周辺国との国境問題や外国石油企業との開発合意に係る再交渉問題も解決し、2003年10月には海上鉱区の入札を実施。2010年には石油生産が開始される見込みとなっており、今後は石油収入の使途が注目される。また、観光業の発展にも力を注いでいるが、アクセスの悪さや、マラリア等が障害となっている。</p>				
IP庁名称	Industrial Property National Service (SENAPI)				
所在地	Direcção da Indústria, Ministério das Indústrias, Comércio e Turismo, Rua Viriato da Cruz, C.P. 198, Sao Tome				
連絡先	(電話) (239 12) 22803 / 21843 (FAX) (239 12) 21843/ 22427/ 24179 (E-mail) abenildep@hotmail.com ; aderitobr@hotmail.com ; dcicstome.net				
組織の長	Directeur Executive du SENAPI: Adérito dos Ramos Bonfim				
上位官庁	Directeur General du Commerce, Industrie et Tourisme				
Webサイト	政府系サイト: Assembleia Nacional de S.Tome Principe (http://www.parlamento.st/)				
法令					
同盟関係	アフリカ連合	アラブ・マダガスカル連合	サヘル・サハラ諸国国家共同体	西アフリカ諸国経済共同体	西アフリカ経済通貨同盟
	○		○Jun., 2008		
	中部アフリカ諸国経済共同体	中部アフリカ経済通貨共同体	政府間開発機構	東アフリカ共同体	南部アフリカ開発共同体
	○				
	南部アフリカ関税同盟	東・南アフリカ市場共同体	アフリカ・カリブ海・太平洋諸国	地中海連合	
加盟条約	WIPO条約	パリ条約	WTO協定		
	○May 12, 1998	○May 12, 1998			
	ヘーグ協定	マドリッド協定	マドリッド議定書	PCT	
				○Jul. 3, 2008	
	ロカルノ協定	ニース協定			
	ARIPO加盟	ハラレ議定書	バンジュール議定書	OAPI加盟	バンギ協定
加盟FTA					
統計データ	出願件数				
	特許	全数			
	意匠	全数			
	商標	全数			
	登録件数				
	特許	全数			
	意匠	全数			
	商標	全数			

国名	Democratic Republic of Sao Tome and Principe, (ST) サントメ・プリンシペ民主共和国(サントメ)
----	---

産業財産権制度の概要

特許																		
③	④	⑤	⑥	⑦	⑧		⑨	⑩	⑪		⑫		⑬		⑭		⑮	
特許法	出願人の資格	現地代理人の性の	必	公	審査制度	審査請求		非特許対象	新規性基準	存続期間		権利付与前異議申立		権利付与後異議申立		無効審判		実(施年義務)
						起算日	期間			起算日	期間	起算日	期間	起算日	期間	起算日	期間	

意匠														
⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩		⑪		⑫		⑬	⑭	⑮	
意匠法	出願人の格	現	地	必	審査制度	新規性基準		権利付与前異議申立		権利付与後異議申立		無効審判		国際分類
						起算日	期間	起算日	期間	起算日	期間	起算日	期間	

商標																
⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩		⑪	⑫	⑬		⑭		⑮		⑯	⑰
商標法	現	地	必	審査制度	権	存続期間		不(使用年取消)	譲渡要件	権利付与前異議申立		権利付与後異議申立		無効審判		国際分類
						起算日	期間			起算日	期間	起算日	期間	起算日	期間	

詳細は下記資料を参照

Kluwer Law International編 /AIPPI・JAPAN訳 外国出願のためのマニュアル	サントメ・プリンシペ(1984年6月追補版) ただし、版の作成年月に留意が必要。
WIPO監修 PCT出願人の手引	

5_45 SZ スワジランド

国名	Kingdom of Swaziland, (SZ) スワジランド王国(ムババーネ)				
言語	英語、シスワティ語				
面積(km ²)	17,000 (四国よりやや小さい)				
人口	110万人(2007年:世銀) 人口増加率0.6%(2007年:世銀)				
一人当りGNP	2,580ドル(2007年:世銀)				
在留邦人数	12人(2007年10月)				
経済概況	<p>肥沃な土地、温暖な気候、水・鉱物資源等の好条件に恵まれると共に、国土の三方を接する大国南アフリカとの密接な経済的結びつきが経済的発展の基礎となっている。また、南部アフリカ関税同盟(SACU)、南部アフリカ開発共同体(SADC)、東部南部アフリカ共同市場(COMESA)に加盟し、ナミビア、レソト等と共に南アフリカの共通通貨圏(ランド圏)に所属。</p> <p>主産業は農林業と農業関連産業。近年は砂糖等の農作物を原料とした飲料産業や、米国のアフリカ成長機会法(AGO)の恩恵を受けるアパレル産業の成長が著しい。</p> <p>また、近年早魃による食糧危機が頻発しており、エイズの影響による生産者の減少が状況を悪化させている。</p>				
IP庁名称	Registrar General's Office				
所在地	3rd Floor Justice Building, Mbabane; P.O. Box 460, Mbabane				
連絡先	(電話) 268) 404 3047/3041/3042/6010 (FAX) (268) 404 4796/404 1044/404 3531 (E-mail) (internet)				
組織の長	Registrar General / Directeur général de l'enregistrement: Mrs. Beatrice Siphwe Shongwe				
上位官庁	Ministry of Justice				
Webサイト	政府サイト:Swaziland Government (http://www.gov.sz/)				
法令	Industrial Property, Law, 04/09/1997, No. 6 Marks, Act, 28/04/1981, No. 6 Plant Variety, Act, 2000, No. 7				
同盟関係	アフリカ連合	アラブ・マダガスカル連合	サヘル・サハラ諸国国家共同体	西アフリカ諸国経済共同体	西アフリカ経済通貨同盟
	○				
	中部アフリカ諸国経済共同体	中部アフリカ経済通貨共同体	政府間開発機構	東アフリカ共同体	南部アフリカ開発共同体
					○Founder(1980)
加盟条約	南部アフリカ関税同盟	東・南アフリカ市場共同体	アフリカ・カリブ海・太平洋諸国	地中海連合	
	○	○	○		
加盟条約	WIPO条約	パリ条約	WTO協定		
	○Aug. 18, 1988	○May 12, 1991	○Jan. 1, 1995		
	ヘーグ協定	マドリッド協定	マドリッド議定書	PCT	
		○Dec. 14, 1998	○Dec. 14, 1998	○Jan. 24, 1978	
	ロカルノ協定	ニース協定			
	ARIPO加盟	ハラレ議定書	バンジュール議定書	OAPI加盟	バンギ協定
○	○	○Mar. 6, 1997			
加盟FTA	<p>1 インド・南部アフリカ関税同盟(SACU) 特惠貿易に向けた枠組み協定</p> <p>7 EFTA・南部アフリカ関税同盟(SACU) 自由貿易協定</p> <p>18 中国・南部アフリカ関税同盟(SACU) 自由貿易協定</p> <p>21 米国・南部アフリカ関税同盟(SACU) 自由貿易協定</p>				

5_45 SZ スワジランド

国名	Kingdom of Swaziland, (SZ) スワジランド王国(ムババーネ)					
統計データ	出願件数		1989	1990	1991	1992
	特許	全数	27			47
		(内 外国出願)	27			47
			1998	1999	2000	2001
	意匠	全数	15	2		11
		(内 外国出願)	5	2		11
			2003	2004	2005	2006
	商標	全数	704	818	1,077	1,020
		(内 外国出願)				
		(内 マドリッド)	704	818	1,077	1,020
	登録件数		1984	1985		1992
	特許	全数	35	30		47
		(内 外国出願)	35	30		47
			1998	1999	2000	2001
	意匠	全数	4	3		3
		(内 外国出願)	4	3		3
			2003	2004	2005	2006
	商標	全数	704	818	1,077	1,020
		(内 外国出願)				
		(内 マドリッド)	704	818	1,077	1,020
(日本から)		14	15	40	20	
主な日本企業		エーザイ・R&D・マネジメント、ミツカングループ、YKK、 資生堂、キリンホールディングス				

国名	Kingdom of Swaziland, (SZ) スワジランド王国(ムババーネ)
----	---

産業財産権制度の概要

特許																	
③	④	⑤	⑥	⑦	⑧		⑨	⑩	⑪		⑫		⑬		⑭	⑮	
特許法	出願人の資格	現地代理人の性の	必開制	審査制	審査請求		非特許対象	新規性基準	存続期間		権利付与前異議申立		権利付与後異議申立		無効審判		実(施)年(義)務
					起算日	期(年)間			起算日	期(年)間	起算日	期(年)間	起算日	期(年)間	起算日	期(年)間	
○																	

意匠														
⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩		⑪		⑫		⑬	⑭	⑮	
意匠法	出願人の格	現地の代理人の性の	必開制	審査制	新規性基準		権利付与前異議申立		権利付与後異議申立		無効審判		国際分類	登録表示
					起算日	期(年)間	起算日	期(年)間	起算日	期(年)間	起算日	期(年)間		
○														

商標																
⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩		⑪	⑫	⑬		⑭		⑮		⑯	⑰
商標法	現地の代理人の性の	必開制	審査制	権利原付与則	存続期間		不(使)用(年)取(消)	譲渡要件	権利付与前異議申立		権利付与後異議申立		無効審判		国際分類	国際分類
					起算日	期(年)間			起算日	期(年)間	起算日	期(年)間	起算日	期(年)間		
○																

詳細は下記資料を参照

Kluwer Law International編 /AIPPI・JAPAN訳 外国出願のためのマニュアル	スワジランド(1977年5月追補版) ただし、版の作成年月に留意が必要。
WIPO監修 PCT出願人の手引	

5_46 TD チャド

国名	Republic of Chad, (TD) チャド共和国(ンジャメナ)				
言語	仏語、アラビア語(公用語)				
面積(km ²)	1,284,000 (日本の約3.4倍) <アフリカ中央部の内陸国-アラブとアフリカの接点>				
人口	約1050万人(2006年、世銀)				
一人当たりGNP	450ドル(2006年、世銀) :LDC				
在留邦人数	7人(2006年10月現在)				
経済概況	チャドは国土の約3分の2は砂漠地帯であり、内陸国というハンディもあり、綿花と畜産業中心の最貧国のひとつであったが、近年同国南部の石油資源(埋蔵量約10億バレル)の開発が進み、2003年には、世銀の融資を受け、同国南部ドーバから隣国カメルーンのクリビ港に至る全長1,070キロメートルの石油パイプラインが貫通し、石油輸出が開始された。2005年の産油量は17万バレル/日で、同国の輸出の約8割を占めている。2001年に拡大HIPCイニシアティブのDP(決定地点)に到達したが、政情不安もあり、貧困対策等人間開発に大きな改善が見られていない。2006年は綿生産も前年に比べ23.5%減少したため、実質経済成長率は4.6%に留まった(2005年の実質成長率は8.6%)。				
IP庁名称	Directorate General, inistry of Commerce, Industry and Handicrafts				
所在地	Ministère du commerce, de l'industrie et de l'artisanat, B.P. 424, N'Djaména				
連絡先	(電話) (235) 52 21 79/52 08 67/52 21 53 (FAX) (235) 52 21 99/52 27 33/52 53 64 (E-mail) (internet)				
組織の長	Director General: Mr. Sordibet Hinsalbet				
上位官庁					
Webサイト	政府サイト:Site de la Primature (http://www.primature-tchad.org/)				
法令					
同盟関係	アフリカ連合	アラブ・マダレブ連合	サヘル・サハラ諸国国家共同体	西アフリカ諸国経済共同体	西アフリカ経済通貨同盟
	○		○(Founder)		
	中部アフリカ諸国経済共同体	中部アフリカ経済通貨共同体	政府間開発機構	東アフリカ共同体	南部アフリカ開発共同体
	○	○			
	南部アフリカ関税同盟	東・南アフリカ市場共同体	アフリカ・カリブ海・太平洋諸国	地中海連合	
			○		
加盟条約	WIPO条約	パリ条約	WTO協定		
	○Sep. 26, 1970	○Nov. 19, 1963	○Oct. 19, 1996		
	ヘーグ協定	マドリッド協定	マドリッド議定書	PCT	
				○Jan. 24, 1978	
	ロカルノ協定	ニース協定			
	ARIPO加盟	ハラレ議定書	バンジュール議定書	OAPI加盟	バンギ協定
				○	○
加盟FTA					
統計データ	出願件数				
	特許	全数			
	意匠	全数			
	商標	全数			
	登録件数				
	特許	全数			
	意匠	全数			
	商標	全数			

国名	Republic of Chad, (TD) チャド共和国(ンジャメナ)
----	---

産業財産権制度の概要

特許																	
③	④	⑤	⑥	⑦	⑧		⑨	⑩	⑪		⑫		⑬		⑭		⑮
特許法	出願人の資格	現地代理人の必要性	公開制度	審査制度	審査請求		非特許対象	新規性基準	存続期間		権利付与前異議申立		権利付与後異議申立		無効審判		実(施)年(義)務
					起算日	期間			起算日	期間	起算日	期間	起算日	期間	起算日	期間	
○	◎	要	なし	○	なし		※その他(備1)	○	出	20	-		-		○		(備2)

アフリカ知的財産権機関(OAPI)に加盟
(備1)人・動物の治療方法等 (備2)特許付与から3年、又は特許出願日から4年の何れか遅い方。

意匠														
⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩		⑪		⑫		⑬	⑭	⑮	
意匠法	出願人の格	現地代理人の必要性	審査制度	新規性基準	存続期間		権利付与前異議申立		権利付与後異議申立		無効審判		国際分類	登録表示
					起算日	期間	起算日	期間	起算日	期間	起算日	期間		
○	◎	要	×	内外国公知内外国刊行物	出	5延5ずつ2回	-		-		○		○	×

商標																	
⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩		⑪	⑫	⑬		⑭		⑮		⑯		⑰
商標法	現地代理人の必要性	審査制度	権利原付与	本国登録要件	存続期間		不(使)用(年)取(消)	譲渡要件	権利付与前異議申立		権利付与後異議申立		無効審判		国際分類		国際分類
					起算日	期間			起算日	期間	起算日	期間	起算日	期間	起算日	期間	
○	要	△	○	-	出	10	5	○	-	登	6月	○		商品 34 サービス 8		○	

詳細は下記資料を参照

Kluwer Law International編/AIPPI・JAPAN訳 外国出願のためのマニュアル	チャド共和国(1989年11月追補版) ただし、版の作成年月に留意が必要。
WIPO監修 PCT出願人の手引	第I巻-附属書B1:締約国に関する情報 TD:チャド 一般情報(2002/5/2) アフリカ知的所有権機関(OAPI)参照

5_47 TG トーゴ

国名	Republic of Togo, (TG) トーゴ共和国(ロメ)				
言語	フランス語(公用語)、エヴェ語、カブレ語他				
面積(km ²)	56,785				
人口	650万人(2007年 UNFPA)				
一人当りGNP	350米ドル(2006年世銀) :LDC				
在留邦人数	0人(2008年7月現在)				
経済概況	農業がGDPの約40%、労働人口の約70%を占める。主要外貨獲得源であるリン鉱石、綿、コーヒー、カカオの国際市況低迷等の外的要因により財政赤字、対外債務等が厳しい状況にあったことに加え、1990年後半より、政治的混乱も加わり経済は更に落ち込んでいたが、1994年の通貨切り下げ後穏やかながら改善の方向にある。IMF/世銀との間で1994~1997年の拡大構造調整を行い、一応の評価を得つつある他、米国の協力によるフリーゾーン(自由貿易加工地区)が稼働しはじめていること等から、今後の経済再建が期待されている。				
IP庁名称	National Institute for Industrial Property and Technology (INPIT)				
所在地	B.P. 831, Lomé; MCITDZF, B.P. 383, Lomé				
連絡先	(電話) (228) 221 05 52 (MCITDZF) (FAX) (228) 221 05 72 (MCITDZF) (E-mail) (internet)				
組織の長	Acting Director General: Mrs. Kanda N'na Sary				
上位官庁	Ministry of Trade, Industry, Transport and Development of the Free Zone				
Webサイト	政府サイト: Republique Togolaise (http://www.republicoftogo.com)				
法令					
同盟関係	アフリカ連合	アラブ・マダガスカル連合	サヘル・サハラ諸国 国家共同体	西アフリカ諸国 経済共同体	西アフリカ経済 通貨同盟
	○		○Mar. 2002	○	○
	中部アフリカ諸国 経済共同体	中部アフリカ経済 通貨共同体	政府間開発機構	東アフリカ共同体	南部アフリカ 開発共同体
	南部アフリカ 関税同盟	東・南アフリカ 市場共同体	アフリカ・カリブ海・ 太平洋諸国	地中海連合	
		○			
加盟条約	WIPO条約	パリ条約	WTO協定		
	○Apr. 28, 1975	○Sep. 10, 1967	○Jul. 27, 2007		
	ヘーグ協定	マドリッド協定	マドリッド議定書	PCT	
				○Jan. 24, 1978	
	ロカルノ協定	ニース協定			
	ARIPO加盟	ハラレ議定書	バンジュール議定書	OAPI加盟	バンギ協定
			○	○	
加盟FTA					
統計データ	出願件数				
	特許	全数			
	意匠	全数			
	商標	全数			
	登録件数				
	特許	全数			
	意匠	全数			
	商標	全数			

国名	Republic of Togo, (TG) トーゴ共和国(ロメ)
----	--------------------------------------

産業財産権制度の概要

特許																	
③	④	⑤	⑥	⑦	⑧		⑨	⑩	⑪		⑫		⑬		⑭	⑮	
特許法	出願人の資格	現地代理人の必要性	公開制度	審査制度	審査請求		非特許対象	新規性基準	存続期間		権利付与前異議申立		権利付与後異議申立		無効審判		実(施)年(務)
					起算日	期(間)			起算日	期(年)	起算日	期(間)	起算日	期(間)	起算日	期(間)	
○	◎	要	なし	○	なし		※その他(備1)	○	出	20	-		-		○		(備2)

アフリカ知的財産権機関(OAPI)に加盟
(備1)人・動物の治療方法等 (備2)特許付与から3年、又は特許出願日から4年の何れか遅い方。

意匠														
⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩		⑪		⑫		⑬	⑭	⑮	
意匠法	出願人の格	現地の代理人の必要性	審査制度	新規性基準	存続期間		権利付与前異議申立		権利付与後異議申立		無効審判		国際分類	登録表示
					起算日	期(年)	起算日	期(間)	起算日	期(間)	起算日	期(間)		
○	◎	要	×	内外国公知内外国刊行物	出	5延5ずつ2回	-		-		○		○	×

商標																
⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩		⑪	⑫	⑬		⑭		⑮		⑯	⑰
商標法	現地の代理人の必要性	審査制度	権利の原付与	本国登録要件	存続期間		不(使)用(年)取(消)	譲渡要件	権利付与前異議申立		権利付与後異議申立		無効審判		国際分類	国(際)分(類)
					起算日	期(年)			起算日	期(間)	起算日	期(間)	起算日	期(間)		
○	要	△	○	-	出	10	5	○	-	登	6月	○		商品 34 サービス 11	○	

詳細は下記資料を参照

Kluwer Law International編 /AIPPI・JAPAN訳 外国出願のためのマニュアル	トーゴ共和国(1982年12月追補版) ただし、版の作成年月に留意が必要。
WIPO監修 PCT出願人の手引	第I巻-附属書B1:締約国に関する情報 TG:トーゴ 一般情報(2002/5/2) アフリカ知的所有権機関(OAPI)参照

5_48 TN チュニジア

国名	Republic of Tunisia ,(TN) チュニジア共和国(チュニス)				
言語	アラビア語(公用語)、フランス語				
面積(km ²)	164,154 (日本の約5分の2)				
人口	1,017万人 (2006年)				
一人当りGNI	2,970米ドル (2006年、世銀)				
在留邦人数	193名 (2006年10月現在)				
経済概況	<p>(1) 第11次経済社会開発5ヶ年計画(2007-2011年)では、開放的な市場、生産性の向上、高い失業率で問題となっている高学歴社会への取組み、新規雇用の創出等を通じ、年率6.1%の経済成長の達成を目指す等、高い数値目標を掲げている。</p> <p>(2) 特に失業対策は大きな問題となっており、改善しているとはいえ2005年の失業率は14.2%と依然として高く、失業者の半数は25歳以下の若年層が占めている。対策として政府は、2000年初頭に「国家雇用基金」を創設し、公共投資事業の拡大、職業訓練制度の充実等、雇用促進のための諸政策を積極的に進めている。</p> <p>(3) 1995年7月、EUとの間に自由貿易圏を設立する趣旨のパートナーシップ協定を締結し、2008年1月1日、工業製品に関する関税撤廃が導入された。また地中海地域アラブ諸国(モロッコ、エジプト、ヨルダン)との間でも協定(通称:アガディール協定)を締結する等、経済の自由化を推進している。</p>				
IP庁名称	National Institute for Standardization and Industrial Property (INNORPI)				
所在地	B.P. 57, rue 8451 no. 8 par la rue Alain Savary, Cité El Khadra, 1003 Tunis				
連絡先	(電話) (216 71) 806 758 / 807 781 (FAX) (216 71) 807 071 / 808 601 (E-mail) innorpi@planet.tn (Web site) http://www.innorpi.ind.tn				
組織の長	Directeur général / Director General: Mr. Aymen MEKKI				
上位官庁	Ministry of Industry and Energy and SMEs				
Webサイト	知財庁サイト: INNORPI (http://www.innorpi.ind.tn)				
法令	Geographical Indications (Handicrafts), Law, 27/12/2007, No. 2007-68 Marks, Law (Amendment), 23/07/2007, No. 2007-50 Plant Variety (UPOV Convention 1991), Law (Approval), 14/10/2002, No. 2002-83 Patents, Law, 24/08/2000, No. 2000-84 Designs, Law, 06/02/2001, No. 2001-21 Integrated Circuits, Law, 06/02/2001, No. 2001-20 Marks, Law, 17/04/2001, No. 2001-36				
同盟関係	アフリカ連合 ○	アラブ・マグリブ連合 ○	サヘル・サハラ諸国 国家共同体 ○February 2001	西アフリカ諸国 経済共同体	西アフリカ経済 通貨同盟
	中部アフリカ諸国 経済共同体	中部アフリカ経済 通貨共同体	政府間開発機構	東アフリカ共同体	南部アフリカ 開発共同体
	南部アフリカ 関税同盟	東・南アフリカ 市場共同体	アフリカ・カリブ海・ 太平洋諸国	地中海連合 ○	
加盟条約	WIPO条約 ○Nov. 28, 1975	パリ条約 ○Jul. 7, 1884	WTO協定 ○Mar. 29, 1995		
	ヘーグ協定 ○Oct. 20, 1930	マドリッド協定	マドリッド議定書	PCT ○Dec. 10, 2001	
	ロカルノ協定	ニース協定 ○May 29, 1967			
	ARIPO加盟 △オブザーバー	ハラレ議定書	バンジュール議定書	OAPI加盟	バンギ協定

5_48 TN チュニジア

国名	Republic of Tunisia ,(TN) チュニジア共和国(チュニス)					
加盟FTA	4 貿易特惠システム (イスラム諸国会 議機構) 5 EU・地中海諸国連合協定 9 EU、チュニジア連合協定 12 アガディール協定		14 EFTA・チュニジア自由貿易協定 18 大アラブ自由貿易地域 (GAFTA) 26 米国・中東諸国自 由貿易圏			
統計データ	出願件数		2002	2003	2004	2005
	特許	全数	103	155	269	338
		(内 外国出願)	58	120	223	282
			1993	1994	1995	1996
	意匠	全数	131	117	103	114
		(内 外国出願)		4	5	5
			1993	1994	1995	1996
	商標	全数	4,593	2,354	2,719	2,884
		(内 外国出願)	2,605	1,700	1,816	1,900
		(内 マドリッド)				
	登録件数		1993	1994	1995	1996
	特許	全数	138	142	141	146
		(内 外国出願)	98	100	103	115
			1993	1994	1995	1996
	意匠	全数	1184	117	103	114
		(内 外国出願)	42	4	5	5
		1993	1994	1995	1996	
商標	全数	4,593	2,354	2,719	2,884	
	(内 外国出願)	2,605	1,700	1,816	1,900	
	(内 マドリッド)					

国名	Republic of Tunisia ,(TN) チュニジア共和国(チュニス)
----	---

産業財産権制度の概要

特許																	
③	④	⑤	⑥	⑦	⑧		⑨	⑩	⑪		⑫		⑬		⑭	⑮	
特許法	出願人の資格	現地代理人の必要性	公開制度	審査制度	審査請求		非特許対象	新規性基準	存続期間		権利付与前異議申立		権利付与後異議申立		無効審判		実(施年義務)
					起算日	期間			起算日	期間(年)	起算日	期間	起算日	期間	起算日	期間	
○	◎	要	-	×	-		※その他(備1)	○	出	20	公	2月	-		○	(備2)	

(備1)人・動物の治療方法等 (備2)特許付与から3年、又は特許出願日から4年の何れか遅い方。

意匠														
⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩		⑪	⑫		⑬		⑭	⑮	
意匠法	出願人の格	現地代理人の必要性	審査制度	新規性基準	存続期間		権利付与前異議申立	権利付与後異議申立		無効審判		国際分類	登録表示	
					起算日	期間(年)		起算日	期間	起算日	期間			
○	◎	要	×	-	出	5延5ずつ2回	-	-	○	-	×			

商標																
⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩		⑪	⑫	⑬		⑭		⑮		⑯	⑰
商標法	現地代理人の必要性	審査制度	権利原付与	本国登録要件	存続期間		不(使用年取消)	譲渡要件	権利付与前異議申立		権利付与後異議申立		無効審判		国際分類	国際分類
					起算日	期間(年)			起算日	期間	起算日	期間	起算日	期間		
○	要	×	×	×	出	10	5	○	公	2月	-	○	商品 34 サービス 11	○		

詳細は下記資料を参照

Kluwer Law International編 /AIPPI・JAPAN訳 外国出願のためのマニュアル	チュニジア (2007年12月 追補版) ただし、版の作成年月に留意が必要。
WIPO監修 PCT出願人の手引	第I巻-附属書B1-締約国に関する情報: TN一般情報(2002/5/10) 第I巻-附属書C-受理官庁: TN (2004/1/1) 第II巻-国内編-TN: 国立標準化工業所有権機関 (チュニジア) (2002/7/4) 情報は現在準備中

5_49 TZ タンザニア

国名	United Republic of Tanzania, (TZ) タンザニア連合共和国(ドドマ)				
言語	スワヒリ語(国語)、英語(公用語)				
面積(km ²)	945,000(日本の約2.5倍)				
人口	4,043万人(2007年:世銀)				
一人当たりGNI	400米ドル(2007年:世銀) :LDC				
在留邦人数	354名(2008年10月現在)				
経済概況	独立後、社会主義経済政策を推進していたが、石油危機や対ウガンダ戦争、旱魃の影響により、1980年代に入り経済は危機的状態に陥り、1986年以降、世銀・IMFの支援を得て経済改革に着手した。GDP成長率は近年5%以上と順調であり、一人当たりGNIも1997年の210ドルから2006年350ドルと順調に推移している。財政は歳出超過であるが、貧困削減戦略(Poverty Reduction Strategy Papers)の策定を終え、ドナーの協力を得つつ、その実施に取り組んでいる。				
IP庁名称	Business Registrations and Licensing Agency (BRELA)				
所在地	Co-operative Bldg., Lumumba Street, Dar es Salaam: P.O. Box 9393, Dar es Salaam				
連絡先	(電話) (255 22) 812 760839 (Mobitel) (FAX) (255 22) 2180371 (E-mail) brela@cats-net.com (URL) http://www.brela-tz.org/				
組織の長	Registrar General / Directeur général de l'enregistrement: Mr. Esteriano Emmanuel Mahingila				
上位官庁	Ministry of Industry and Trade				
IP庁名称	Registry of Trade Marks and Patents (Office in Zanzibar)				
所在地	P.O. Box 772, Zanzibar				
連絡先	(電話) (255 24) 223 34 54 (Ministry) (FAX) (255 24) 223 03 88 (Ministry)/223 63 25 (E-mail) ipoznz@zanlink.com ; registrarzanz@zanlink.com				
組織の長	Registrar General / Directeur général de l'enregistrement: Mr. Abdullah Waziri Ramadhan				
上位官庁	Ministry of State in the President's Office, Constitutional Affairs and Good Governance, Zanzibar Revolutionary Government				
Webサイト	知財庁サイト: BRELA (http://www.brela-tz.org/)				
法令	Patents, Act, 20/01/1987, No. 1				
同盟関係	アフリカ連合	アラブ・マグレブ連合	サヘル・サハラ諸国国家共同体	西アフリカ諸国経済共同体	西アフリカ経済通貨同盟
	○				
	中部アフリカ諸国経済共同体	中部アフリカ経済通貨共同体	政府間開発機構	東アフリカ共同体	南部アフリカ開発共同体
				○	○Founder(1980)
同盟関係	南部アフリカ関税同盟	東・南アフリカ市場共同体	アフリカ・カリブ海・太平洋諸国	地中海連合	
			○		
	加盟条約	WIPO条約	パリ条約	WTO協定	
		○Dec. 30, 1983	○Jun. 16, 1963	○Jan. 1, 1995	
	ヘーグ協定	マドリッド協定	マドリッド議定書	PCT	
				○Sep. 14, 1999	
	ロカルノ協定	ニース協定			
		○Sep. 14, 1999			
	ARIPO加盟	ハラレ議定書	バンジュール議定書	OAPI加盟	バンギ協定
	○	○	○1999		
加盟FTA					

5_49 TZ タンザニア

国名	United Republic of Tanzania, (TZ) タンザニア連合共和国(ドドマ)					
統計データ	出願件数		1983	1985	1988	1989
	特許	全数	58	30	37	23
		(内 外国出願)	57	30	37	23
			2001			
	意匠	全数	11			
		(内 外国出願)	11			
			1980	1982	1988	1989
	商標	全数	386	281	332	377
		(内 外国出願)	324	254	234	279
		(内 マドリッド)				
	登録件数		1983	1985	1988	1989
	特許	全数	58	30	37	23
		(内 外国出願)	57	30	37	23
			2001			
	意匠	全数	2			
		(内 外国出願)	2			
	商標	全数				
(内 外国出願)						
(内 マドリッド)						

国名	United Republic of Tanzania, (TZ) タンザニア連合共和国(ドドマ)
----	--

産業財産権制度の概要

特許 (タンガニーカ)																	
③	④	⑤	⑥	⑦	⑧		⑨	⑩	⑪		⑫		⑬		⑭	⑮	
特許法	出願人の資格	現地代理人の性の要	必開制	審査制	審査請求		非特許対象	新規性基準	存続期間		権利付与前異議申立		権利付与後異議申立		無効審判		実(施)年(務)
					起算日	期(年)間			起算日	期(年)間	起算日	期(年)間	起算日	期(年)間	起算日	期(年)間	
○	◎	要	-	○	-		※その他(備1)	○	出	10延5ずつ2回	-	-	-	-	○	(備2)	

アフリカ地域知的財産権機関(ARIPO)に加盟
 (備1)人・動物の治療方法等。(備2)特許付与から3年、又は特許出願日から4年の何れか遅い方。
 ザンジバルにおいては、出願は英国の特許権者のみ。英国特許の日から3年以内に出願(ヨーロッパ特許で英国を指定したものを含む)。

意匠														
⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩		⑪		⑫		⑬	⑭	⑮	
意匠法	出願人の格	現地の代理人の性の要	必開制	新の規性基準	存続期間		権利付与前異議申立		権利付与後異議申立		無効審判		国際分類	登録表示
					起算日	期(年)間	起算日	期(年)間	起算日	期(年)間	起算日	期(年)間		
△英														

商標 (旧ザンジバル)																
⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩		⑪	⑫	⑬		⑭		⑮	⑯	⑰	
商標法	現地の代理人の性の要	必開制	審査制	権利付与原則	存続期間		不(使)用(年)取消	譲渡要件	権利付与前異議申立		権利付与後異議申立		無効審判		国際分類	
					起算日	期(年)間			起算日	期(年)間	起算日	期(年)間	起算日	期(年)間		
○	-	○	×	-	出	14	5	○	公	3月	-	-	○	商品 50	-	

詳細は下記資料を参照

Kluwer Law International編 /AIPPI・JAPAN訳 外国出願のためのマニュアル	タンザニア(1970年追補版) ただし、版の作成年月に留意が必要。
WIPO監修 PCT出願人の手引	第I巻-附属書B1-締約国に関する情報: TZ タンザニア連合共和国 一般情報(2006/3/23) 第II巻-国内編-TZ:産業通商省・営業登録及び実施許諾局(タンザニア連合共和国)(指定官庁又は選択官庁)(2004/11/4):情報は現在準備中

5_50 UG ウガンダ

国名	Republic of Uganda, (UG) ウガンダ共和国(カンパラ)				
言語	英語、スワヒリ語、ルガンダ語				
面積(km ²)	241,000 (ほぼ本州大)(陸地面積19.7万平方キロメートル)				
人口	2,990万人(2006年)(世銀)				
一人当たりGNI	300米ドル(2006年、世銀) :LDC				
在留邦人数	162人(2007年8月現在)				
経済概況	度重なる内乱により、独立以来、1980年代後半まで経済は混乱したが、1987年以来世銀・IMFの支援を得て、構造調整政策を積極的に推進し、軍人及び公務員の削減、農産物市場全般の自由化等により、マクロ経済は安定している。1997年11月に開催されたウガンダ援助国会合では、ウガンダの構造調整・経済改革努力が高く評価された。概ね達成された自由化経済の枠組みの中で、民間投資等の一般経済活動をいかに活発化させていくかが課題となっている。2000年にはPRSP(貧困削減戦略書)の策定を終え、実施段階に入っており、貧困削減に向けた一層の努力を行っている。特に農産物を中心とした輸出品の多様化、付加価値の付与を目下の最優先課題としている。				
IP庁名称	Uganda Registration Services Bureau (URSB)				
所在地	Amamu House plot 5, PO Box 6848, Kampala				
連絡先	(電話) (256 41) 23 32 19/(256 41) 23 59 11 (FAX) (256 41) 25 07 12 (E-mail) kbsereko@yahoo.com (URL)				
組織の長	Acting Registrar General / Directeur général ad intérim de l'enregistrement: Mr. Bisereko Kyomuhendo				
上位官庁	Ministry of Justice and Constitutional Affairs				
Webサイト	政府系サイト:State House Of The Republic Of Uganda (http://www.statehouse.go.ug/)				
法令					
同盟関係	アフリカ連合	アラブ・マグレブ連合	サヘル・サハラ諸国国家共同体	西アフリカ諸国経済共同体	西アフリカ経済通貨同盟
	○				
	中部アフリカ諸国経済共同体	中部アフリカ経済通貨共同体	政府間開発機構	東アフリカ共同体	南部アフリカ開発共同体
			○	○	
	南部アフリカ関税同盟	東・南アフリカ市場共同体	アフリカ・カリブ海・太平洋諸国	地中海連合	
	○	○			
加盟条約	WIPO条約	パリ条約	WTO協定		
	○Oct. 18, 1973	○Jun. 14, 1965	○Jan. 1, 1995		
	ヘーグ協定	マドリッド協定	マドリッド議定書	PCT	
				○Feb. 9, 1995	
	ロカルノ協定	ニース協定			
		○			
	ARIPO加盟	ハラレ議定書	バンジュール議定書	OAPI加盟	バンギ協定
○	○	○			
加盟FTA	4 貿易特惠システム(イスラム諸国会議機構)				

5_50 UG ウガンダ

国名	Republic of Uganda, (UG) ウガンダ共和国(カンパラ)					
統計データ	出願件数		1989	1990	1991	1992
	特許	全数	14	13	4	11
		(内 外国出願)	14	13	4	11
			1998	1999	2000	2001
	意匠	全数	15	2		9
		(内 外国出願)	5	2		9
			1989	1990	1991	1992
	商標	全数	98	158	159	249
		(内 外国出願)	84	131	114	223
		(内 マドリッド)				
	登録件数		1989	1990	1991	1992
	特許	全数	14	13	4	11
		(内 外国出願)	14	13	4	11
			1998	1999	2000	2001
	意匠	全数	2	3		2
		(内 外国出願)	2	3		2
			1990	1991	1992	2001
	商標	全数	71	100	195	3
		(内 外国出願)	65	73	171	3
		(内 マドリッド)				

国名	Republic of Uganda, (UG) ウガンダ共和国(カンパラ)
----	---

産業財産権制度の概要

特許																	
③	④	⑤	⑥	⑦	⑧		⑨	⑩	⑪		⑫		⑬		⑭	⑮	
特許法	出願人の資格	現地代理人の性の要	公開制度	審査制度	審査請求		非特許対象	新規性基準	存続期間		権利付与前異議申立		権利付与後異議申立		無効審判		実(施年義務)
					起算日	期間			起算日	期間(年)	起算日	期間	起算日	期間	起算日	期間	
○																	

意匠														
⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩		⑪		⑫		⑬	⑭	⑮	
意匠法	出願人の格	現地代理人性の要	審査制度	新規性基準	存続期間		権利付与前異議申立		権利付与後異議申立		無効審判		国際分類	登録表示
					起算日	期間(年)	起算日	期間	起算日	期間	起算日	期間		
△英														

商標																
⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩		⑪	⑫	⑬		⑭		⑮	⑯	⑰	
商標法	現地代理人性の要	審査制度	権利付与原則	本国登録要件	存続期間		不(使用年取消)	譲渡要件	権利付与前異議申立		権利付与後異議申立		無効審判		国際分類	
					起算日	期間(年)			起算日	期間	起算日	期間	起算日	期間		
○	要	○	○	-	出	7 更14	5	○	公	60日	-	○	○	商品34 サービス11	○	

詳細は下記資料を参照

Kluwer Law International編 /AIPPI・JAPAN訳 外国出願のためのマニュアル	ウガンダ(1998年8月追補版) ただし、版の作成年月に留意が必要。
WIPO監修 PCT出願人の手引	第I巻-附属書B1-締約国に関する情報:ウガンダ 一般情報(2006/3/23) 第II巻-国内編-UG:司法省・登録長官部特許登録室(ウガンダ) (2003/4/10):情報は現在準備中

5_51 ZA 南アフリカ

国名	Republic of South Africa (ZA) 南アフリカ共和国 (プレトリア)
言語	英語、アフリカーンス諸語: 合計11公用語
面積(km ²)	1,220,000 (日本の約3.2倍)
人口	4,760万人 (2007年: 世銀) 人口増加率1.0% (2007年: 世銀) 黒人(79%)、白人(9.6%)、カラード(混血)(8.9%)、アジア系(2.5%)
一人当たりGNI	5,760ドル (2007年: 世銀)
在留邦人数	1,357人 (2007年10月現在)
経済概況	<p>(1) 南アは、金、ダイヤモンド、希少金属など、豊富な鉱物資源を有している。また、同国のGDPは、サブサハラ・アフリカ諸国のGDP総額の約4割を占めており、アフリカ経済の牽引役を担っている。南ア経済は、堅調な内需、貿易の増加などにより、全般的に好調を維持しており、2007年の経済成長率は4.8%を記録した。一方、資機材類の輸入増加に加え、食料・原油価格の高騰もあいまって、貿易赤字基調が継続している。</p> <p>(2) 南アの失業率は、約31% (2002年) から約23% (2008年) に減少しているものの、依然高い水準にある。また、黒人社会と白人社会の所得格差は1994年の民主化以降、狭まっているものの、黒人社会間の格差は拡大傾向にある。これらの課題を克服すべく、南ア政府は「経済成長加速化戦略(ASGISA)・人材育成イニシアティブ(JIPSA)」等を推進し、雇用創出や人材育成に取り組んでいる。</p> <p>(3) 2009年2月のマニユエル財務大臣による財政演説によると、金融危機の影響もあり、2009年の経済成長率は、1998年以降最低の1.2%にまで落ち込むと予想されているが、2010年には、公的インフラ投資、2010年サッカーW杯、世界経済の回復を受け、成長が回復することが見込まれている。また、同財政演説の中で、経済政策の最大目標は引き続き、</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 成長の促進、 (2) 雇用創出、 (3) 経済参加の拡大、 (4) 貧困削減、 <p>となることも言及された。</p>
IP庁名称	Companies and International Property Registration Office (CIPRO)
所在地	The Dti campus (Block F - Entfufukweni), 77 Meintjies Street, Sunnyside, Pretoria
連絡先	(電話) (27 11) 254 9405 (FAX) (27 11) 254 9406 (E-mail) contactcentre@cipro.gov.za (internet) http://www.cipro.co.za
組織の長	Registrar: Mr. Desmond Marumo (学歴): 大学卒、修士卒(法学) (職歴): 弁護士。経営管理に携っていた。 (補足): 「特許庁長官」の称号は、特許に関連する訴訟手続きの第一審裁判所である長官裁判所(Court of the Commissioner)の長である司法官に対して使用される。長官は、南アフリカ高等裁判所の裁判官であり、裁判長により指名され、長官の権限を行使する。知的財産局長の称号は、知的財産登録官である。
上位官庁	The Department of Trade and Industry (DIT)
沿革	<p>(1) 南アフリカ連邦の設立(1910年5月31日)前には、南アフリカは4つの別々の英国植民地(the Cape of Good Hope, Natal, the Orange River Colony and the Zuid-Afrikaansche Republiek)から構成されていた。そして、この4つの植民地においては、知的所有権は別の法律によって保護されていた。</p> <p>(2) 1961年にイギリスの植民地から独立国家となった。特許法は、1952年の旧特許法が継続して適用されたが、1978年に大幅な改正が行われた。</p> <p>(3) 1978年特許法は、旧イギリス法をベースとするもので、「仮明細書」の提出を認めるものである。この1978年特許法は数度にわたって改正が行われているが、新しい特許法はECの特許法に合致するように志向している。</p> <p>(4) 意匠法は数度にわたって改正され、1995年5月1日に新意匠法が施行された。この新意匠法により、美的意匠の他に、新たに機能的意匠が保護されることになった。新意匠法下では、ICチップの回路配置、マスクワーク及びマスクワークのシリーズも機能的意匠として登録することができる。</p> <p>(5) 商標法は、1995年5月1日に新商標法が施行された。この新商標法の施行により、標章を構成するものの範囲が拡大されるとともに登録方式が一本化された。また、団体商標が登録可能となり、周知標章の保護が拡大され、防護標章の登録が廃止された。</p>
所管	特許、意匠、商標、著作権
職員数	職員数: 約 120 名
Webサイト	知財庁サイト: CIPRO (http://www.cipro.co.za)

5_51 ZA 南アフリカ

国名	Republic of South Africa (ZA) 南アフリカ共和国 (プレトリア)					
法令	Intellectual Property, Amendment Act, 1997 Plant Variety Protection, Act (Amendment), 19/04/1996, No. 673 Designs, Act, 22/12/1993, No. 195 Marks, Act, 22/12/1993, No. 194 Patents (Nuclear Energy), Act, 01/03/1994, No. 131 Anti-competitive Practices, Act (Amendment), 21/06/1990, No. 88 Marks (Liquors), Act (Consolidation), 17/05/1989 (1993), No. 60 (No. 11) Geographical Indications (Liquor), Act (Consolidation), 1993, No. 60 (1989) Patents, Act (Consolidation), 26/04/1978 (1988), No. 57 (No. 76)					
同盟関係	アフリカ連合	アラブ・マグレブ連合	サヘル・サハラ諸国 国家共同体	西アフリカ諸国 経済共同体	西アフリカ経済 通貨同盟	
	○					
	中部アフリカ諸国 経済共同体	中部アフリカ経済 通貨共同体	政府間開発機構	東アフリカ共同体	南部アフリカ 開発共同体	
					○1990	
	南部アフリカ 関税同盟	東・南アフリカ 市場共同体	アフリカ・カリブ海・ 太平洋諸国	地中海連合		
○		○				
加盟条約	WIPO条約	パリ条約	WTO協定			
	○Mar. 23, 1975	○Dec. 1, 1947	○Jan. 1, 1995			
	ヘーグ協定	マドリッド協定	マドリッド議定書	PCT		
				○Mar. 16, 1999		
	ロカルノ協定	ニース協定				
	ARIPO加盟 △オブザーバー	ハラレ議定書	バンジュール議定書	OAPI加盟	バンギ協定	
加盟FTA	1 インド・南部アフリカ関税同盟 (SACU) 特惠貿易に向けた枠組み協定 6 EU・南アフリカ通商・開発・協力協定 (TDCA) 7 EFTA・南部アフリカ関税同盟 (SACU) 自由貿易協定 18 中国・南部アフリカ関税同盟 (SACU) 自由貿易協定 19 EFTA・南アフリカ関税同盟 21 米国・南部アフリカ関税同盟 (SACU) 自由貿易協定 23 韓国・南アFTA					
統計データ	出願件数		2002	2003	2004	2005
	特許	全数	4,452	4,894	5,221	5,554
		(内 外国出願)	4,452	4,894	5,221	5,554
		(内 日本から)	169	204	240	205
		主な日本企業	住友化学、小野薬品工業、武田薬品工業、三菱化学、日本ガイシ			
			1992	1993	1994	1995
	意匠	全数	1,213	992	956	1,274
		(内 外国出願)			342	580
			2002	2003	2004	2005
	商標	全数	25,563	22,895	24,193	28,331
		(内 外国出願)	25,563	22,895	24,193	28,331
		(内 マドリッド)				
	登録件数		1,982	1,983	1,984	1,985
	特許	全数	6,781	7,381	7,300	6,768
		(内 外国出願)		7,381	7,300	4,020
			1991	1992		
	意匠	全数	1,087	1,213		
(内 外国出願)						
		2002	2003	2004	2005	
商標	全数	23,108	16,246	16,426	19,895	
	(内 外国出願)	23,108	16,246	16,426	19,895	
	(内 マドリッド)					

5_51 ZA 南アフリカ

国名	Republic of South Africa (ZA) 南アフリカ共和国 (プレトリア)
組 織	
<組織図> CIPROは、Ministry of Trade and Industry (貿易産業省)の下部組織である。	
<pre> graph TD CIPRO[CIPRO 理事会] --> HOD[最高運営責任者] HOD --> ICT[情報・通信技術] HOD --> FIN[財務] HOD --> IP[知的財産] HOD --> OPS[企画運営事務所] HOD --> SEC[保安・施設] ICT --> CO1[会社] CO1 --> NPO[株式非公開会社] NPO --> CO2[会社] CO2 --> EIC[企業情報課] IP --> LEG[法務] IP --> MTC[市場取引・通信] MTC --> INT[意匠] INT --> TM[商標] TM --> PAT[特許] PAT --> COPYRIGHT[著作権] OPS --> CW[顧客窓口] SEC --> QM[総合的品質管理] </pre>	
知財登録官: Mr. Desmond Marumo 事務長(知財担当): Mr. Patricia Van Stavel	

国名	Republic of South Africa (ZA) 南アフリカ共和国 (プレトリア)
----	---

産業財産権制度の概要

特許

③	④	⑤	⑥	⑦	⑧		⑨	⑩	⑪		⑫		⑬		⑭		⑮
特許法	出願人の資格	現地代理人の性の要	公開制度	審査制度	審査請求		非特許対象	新規性基準	存続期間		権利付与前異議申立		権利付与後異議申立		無効審判		実(施)年(義)務
					起算日	期間			起算日	期間	起算日	期間	起算日	期間	起算日	期間	
○	◎	要	○ (18月)	×	なし		※その他(備1)	○	出	20	-		-		○		(備2)

仮明細書制度あり(12ヶ月以内に完全明細書)

(備1)人・動物の治療方法等。(備2)特許付与から3年、又は特許出願日から4年の何れか遅い方。

意匠

⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩		⑪		⑫		⑬		⑭	⑮
意匠法	出願人の格	現地の代理人性の要	審査制度	新規性基準	存続期間		権利付与前異議申立		権利付与後異議申立		無効審判		国際分類	登録表示
					起算日	期間	起算日	期間	起算日	期間	起算日	期間		
○	◎	要	×	内外国公知内外国刊行物	(備1)	15(備2)	-		-		○		○	×

(備1)登録日又は公表日の何れか早い方。(備2)美的意匠の場合。機能的意匠は10年。

商標

⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩		⑪	⑫	⑬		⑭		⑮		⑯	⑰
商標法	現地の代理人性の要	審査制度	権利付与	本国登録要件	存続期間		不(使)用(年)取(消)	譲渡要件	権利付与前異議申立		権利付与後異議申立		無効審判		国際分類	国
					起算日	期間			起算日	期間	起算日	期間	起算日	期間		
○	要	○	×	×	出	10	5	○	公	3月	-		○		商品 34 サービス 11	○

登録の効果が旧ボフタツアナ、トランスカイ、ベンダに及ぶ

詳細は下記資料を参照

Kluwer Law International編 /AIPPI-JAPAN訳 外国出願のためのマニュアル	南アフリカ共和国 (2006年8月 追補版) ただし、版の作成年月に留意が必要。
WIPO監修 PCT出願人の手引	第I巻-附属書B1-締約国に関する情報: ZA一般情報(2006/3/23) 附属書C-受理官庁: ZA 企業知的所有権登録庁(南アフリカ) (2006/1/1) 第II巻-国内編-ZA: 南アフリカ特許商標庁(2001/10/11)、他

5_52 ZM ザンビア

国名	Republic of Zambia, (ZM) ザンビア共和国(ルサカ)				
言語	英語(公用語)、ベンバ語、ニャンジャ語、トンガ語				
面積(km ²)	752,610 (日本の約2倍)				
人口	1,190万人(2006年:世銀)、人口増加率1.6%(2006年:世銀)				
一人当たりGNI	630米ドル(2006年:世銀) :LDC				
在留邦人数	215人(2007年10月1日現在)				
経済概況	<p>(1) ザンビアは植民地時代から銅の生産に依存するモノカルチャー経済(銅が輸出額の約6割を占める)であり、銅の生産量と国際価格の変動がザンビアの経済に大きな影響を与えてきた。ムワナワサ政権は、この経済構造から脱却するため、農業(広大で肥沃な未開拓地)、観光(恵まれた観光資源)の開発を中心とした産業構造改革を最優先の政策の一つとして掲げている。</p> <p>(2) ザンビアの経済・社会開発上、最大の問題として挙げられるのが、貧困とHIV/AIDSの蔓延である。ザンビアでは人口の6割以上が1日1ドル以下で生活する貧困層であり、都市部では長年に亘る経済不振により失業者があふれ、犯罪も増加傾向にある。また、成人のエイズ感染率が高く(約17%)、現在、国民の平均寿命は38歳にまで低下している。特に農村部における働き盛りの年齢層の減少、エイズ孤児の増加(約60万人)は深刻である。</p> <p>(3) 最近のザンビア経済は、銅の国際価格が上昇したことにより好調期を迎えている。また、2005年4月の重債務貧困国(HIPC)の完了時点到達によりわが国を始めとしたドナー各国・機関が債務救済を行い、対外債務は著しく減少した。しかしながら、政府の財政事情は依然厳しく、また、最近の原油の国際価格の上昇はザンビア経済にとっても大きな懸念材料となっており、最大の課題の1つである貧困削減を進めていく上では、今後も継続的な国際社会の支援が不可欠である。</p>				
IP庁名称	Patents and Companies Registration Office (PACRO)				
所在地	Mwayi House, Haile Selassie Avenue, Longacres, Lusaka; P.O. Box 32020, Lusaka 10101				
連絡先	(電話) (260 1) 255151/255425/255127 (FAX) (260 1) 255426/226673/226727/227225 (E-mail) pcro@zamnet.zm (URL)				
組織の長	Registrar / Chef de l'enregistrement: Mrs. Anessie M. Banda-Bobo				
上位官庁	Ministry of Commerce, Trade and Industry				
Webサイト					
法令					
同盟関係	アフリカ連合	アラブ・マダレブ連合	サヘル・サハラ諸国国家共同体	西アフリカ諸国経済共同体	西アフリカ経済通貨同盟
	○				
	中部アフリカ諸国経済共同体	中部アフリカ経済通貨共同体	政府間開発機構	東アフリカ共同体	南部アフリカ開発共同体
					○Founder(1980)
	南部アフリカ関税同盟	東・南アフリカ市場共同体	アフリカ・カリブ海・太平洋諸国	地中海連合	
	○	○			
加盟条約	WIPO条約	パリ条約	WTO協定		
	○May 14, 1977	○Apr. 6, 1965	○Jan. 1, 1995		
	ヘーグ協定	マドリッド協定	マドリッド議定書	PCT	
			○Nov. 15, 2001	○Nov. 15, 2001	
	ロカルノ協定	ニース協定			
	ARIPO加盟	ハラレ議定書	バンジュール議定書	OAPI加盟	バンギ協定
	○	○			
加盟FTA					

5_52 ZM ザンビア

国名	Republic of Zambia, (ZM) ザンビア共和国(ルサカ)					
統計データ	出願件数		1998	1999	2000	2001
	特許	全数		39		31
		(内 外国出願)		34		25
		(日本から)	23件(esp@cenetより)			
		主な日本企業	三菱金属、住友化学、三井金属、神戸製鋼、日本曹達			
			1998	1999	2000	2001
	意匠	全数	15	3		30
		(内 外国出願)	5	3		23
			2003	2004	2005	2006
	商標	全数	682	783	1,077	1,101
		(内 外国出願)				
		(内 マドリッド)	682	783	1,077	1,101
	登録件数		1998	1999	2000	2001
	特許	全数		40		29
		(内 外国出願)		39		29
			1998	1999	2000	2001
	意匠	全数	3	3		55
		(内 外国出願)	3	3		14
			2003	2004	2005	2006
	商標	全数	682	783	1,077	1,101
		(内 外国出願)				
		(内 マドリッド)	682	783	1,077	1,101
		(日本から)	16	20	44	18
主な日本企業		エーザイ・R&D・マネジメント、ミツカングループ、本田技研工業、資生堂、ソニー・コンピュータエンタテインメント				

国名	Republic of Zambia, (ZM) ザンビア共和国(ルサカ)
----	--

産業財産権制度の概要

特許

③	④	⑤	⑥	⑦	⑧		⑨	⑩	⑪		⑫		⑬		⑭		⑮
特許法	出願人の資格	現地代理人の性の要	公開制度	審査制度	審査請求		非特許対象	新規性基準	存続期間		権利付与前異議申立		権利付与後異議申立		無効審判		実(施年義務)
					起算日	期間			起算日	期間(年)	起算日	期間	起算日	期間	起算日	期間	
○	◎	要	-	×	-		(備1)	□	完	16 延5	-	完	3月	○			(備2)

アフリカ地域知的財産権機関(ARIPO)に加盟

(備1)既知の成分の混合からなる医薬、食品 (備2)特許付与から3年、又は特許出願日から4年の何れか遅い方。

意匠

⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩		⑪		⑫		⑬		⑭	⑮
意匠法	出願人の格	現地の代理人性の要	審査制度	新規性基準	存続期間		権利付与前異議申立		権利付与後異議申立		無効審判		国際分類	登録表示
					起算日	期間(年)	起算日	期間	起算日	期間	起算日	期間		
○	◎	要	○	国内公知	登	5 延5 ずつ 2回	-	-	○	-	×			

商標

⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩		⑪	⑫	⑬		⑭		⑮		⑯	⑰
商標法	現地の代理人性の要	審査制度	権利原付与則	本国登録要件	存続期間		不(使)用(年)取(消)	譲渡要件	権利付与前異議申立		権利付与後異議申立		無効審判		分類	国際分類
					起算日	期間(年)			起算日	期間	起算日	期間	起算日	期間		
○	要	○	(○)	×	出	7 更14	5	○	公	3月	-	○		商品34 サービス11	○	

(特)防護標章

詳細は下記資料を参照

Kluwer Law International編/ AIPPI・JAPAN訳 外国出願のためのマニュアル	ザンビア(1984年6月追補版) ただし、版の作成年月に留意が必要。
WIPO監修 PCT出願人の手引	第I巻-附属書B1-締約国に関する情報 ZM:ザンビア一般情報(2002/7/4): 現在準備中 附属書C-受理官庁 ZM:ザンビア官庁(2002/7/4):現在準備中 第II巻-国内編-ZM:ザンビア官庁(指定官庁又は選択官庁) (2002/7/4):情報は現在準備中

5_53 ZW ジンバブエ

国名	Republic of Zimbabwe, (ZW) ジンバブエ共和国(ハラレ)				
言語	英語、ショナ語、ンデベレ語				
面積(km ²)	390,000 (日本よりやや大きい)				
人口	1,310万人(2006年)				
一人当りGNI	340米ドル(2006年:世銀)				
在留邦人数	115人(2007年12月現在)				
経済概況	強引な土地改革に起因する大規模商業農業システムの崩壊をもたらした農業生産の激減、援助の停止や国際的な信用低下に伴う資金流失、更には干ばつの影響から、かつて、「アフリカの穀物庫」と呼ばれ、農産物で外貨収入の約半数を占めていたジンバブエ経済は極度に悪化した。2006年の経済成長率は-4.8%、2008年6月には、インフレ率は200万%を超え、現在も歯止めがかからなくなっている。同国の基幹産業である農業の不振は、外貨不足を招き、部品調達を輸入に頼る工業・製造業にも大きな打撃を与え、市内では、外貨交換、ガソリン等で闇市場が急速に発達した。				
IP庁名称	Office of the Controller of Patents, Trade Marks and Industrial Designs				
所在地	5th Floor Corner House, Corner Leopold Takawira St. and Samora Machel Ave., Harare				
連絡先	(電話) (263 4) 773 443/775 544/781 835 (FAX) (263 4) 772 993/772 999 (E-mail) zimpat@gt.a.gov.zw (URL)				
組織の長	Controller of Patents, Trademarks, Industrial Designs and Copyright: Mr. Fidelis Maredza				
上位官庁	Ministry of Justice, Legal and Parliamentary Affairs				
Webサイト	政府サイト:Zimbabwe Government Online (http://www.zim.gov.zw/)				
法令	Intellectual Property (Tribunal), Act Marks, Act (Amendment), 2001, No. 10				
同盟関係	アフリカ連合 ○	アラブ・マグリブ連合	サヘル・サハラ諸国 国家共同体	西アフリカ諸国 経済共同体	西アフリカ経済 通貨同盟
	中部アフリカ諸国 経済共同体	中部アフリカ経済 通貨共同体	政府間開発機構	東アフリカ共同体	南部アフリカ 開発共同体 ○Founder(1980)
	南部アフリカ 関税同盟	東・南アフリカ 市場共同体	アフリカ・カリブ海・ 太平洋諸国	地中海連合	
		○	○		
加盟条約	WIPO条約 ○Dec. 29, 1981	パリ条約 ○Apr. 18, 1980	WTO協定 ○Mar. 5, 1995		
	ヘーグ協定	マドリッド協定	マドリッド議定書	PCT ○Jun. 11, 1997	
	ロカルノ協定	ニース協定			
	ARIPO加盟 ○	ハラレ議定書 ○Apr. 25, 1984	バンジュール議定書 ○Mar. 6, 1997	OAPI加盟	バンギ協定
加盟FTA					

5_53 ZW ジンバブエ

国名	Republic of Zimbabwe, (ZW) ジンバブエ共和国(ハラレ)					
統計データ	出願件数		1993	1994	1995	1996
	特許	全数	180		180	150
		(内 外国出願)	136		125	122
		(日本から)	16件(esp@cenetより)			
		主な日本企業	住友化学、石原産業、日本鋼管、持田製薬、保土谷科学、武田薬品			
			1998	1999	2000	2001
	意匠	全数	16	3		14
		(内 外国出願)	5	3		14
			1995	1996	1999	2001
	商標	全数	1,926	2,190	1	1
		(内 外国出願)	1,418	1,779		
		(内 マドリッド)				
	登録件数		1995	1996		2001
	特許	全数	105	73		29
		(内 外国出願)	94	62		29
			1998	1999	2000	2001
	意匠	全数	3	4		8
		(内 外国出願)	3	4		8
			1996	1998	1999	2001
	商標	全数	1,498	8	32	20
(内 外国出願)		1,184	8	32	18	
(内 マドリッド)						

国名	Republic of Zimbabwe, (ZW) ジンバブエ共和国(ハラレ)
----	---

産業財産権制度の概要

特許																	
③	④	⑤	⑥	⑦	⑧		⑨	⑩	⑪		⑫		⑬		⑭		⑮
特許法	出願人の資格	現地代理人の必要性	公開制度	審査制度	審査請求		非特許対象	新規性基準	存続期間		権利付与前異議申立		権利付与後異議申立		無効審判		実(施)年(義)務
					起算日	期(間)			起算日	期(年)	起算日	期(間)	起算日	期(間)	起算日	期(間)	
○	◎	-	なし	○	-	-	※その他(備1)	□	出	20	公	3月	-	-	○	-	(備2)

アフリカ地域知的財産権機関(ARIPO)に加盟

(備1)既知の成分の混合からなる医薬、食品、人・動物の治療方法等

(備2)特許付与から3年、又は特許出願日から4年の何れか遅い方。

意匠														
⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩		⑪		⑫		⑬	⑭	⑮	
意匠法	出願人の資格	現地代理人の必要性	審査制度	新規性基準	存続期間		権利付与前異議申立		権利付与後異議申立		無効審判		国際分類	登録表示
					起算日	期(年)	起算日	期(間)	起算日	期(間)	起算日	期(間)		
○														

商標																
⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩		⑪	⑫	⑬		⑭		⑮	⑯	⑰	
商標法	現地代理人の必要性	審査制度	権利付与原則	本国登録要件	存続期間		不(使)用(年)取(消)	譲渡要件	権利付与前異議申立		権利付与後異議申立		無効審判		国際分類	
					起算日	期(年)			起算日	期(間)	起算日	期(間)	起算日	期(間)		
○	-	○	×	×	出	10	5	○	公	2月	-	-	○	商品34 サービス11	○	

詳細は下記資料を参照

Kluwer Law International編 /AIPPI・JAPAN訳 外国出願のためのマニュアル	ジンバブエ(2007年4月追補版) ただし、版の作成年月に留意が必要。
WIPO監修 PCT出願人の手引	第I巻-附属書B1-締約国に関する情報 ZW:ジンバブエ一般情報(2005/5/26) 附属書C-受理官庁 ZW:ジンバブエ特許庁(2006/1/1) 第II巻-国内編-ZW:ジンバブエ特許庁 国内団塊に入るための用件(2001/3/1)

6 アンケート調査結果

- 6_1 アフリカ諸国での産業財産権取得に関する企業アンケート結果
- 6_2 海外企業アンケート結果
- 6_3 欧米の代理人事務所へのアンケート結果

6_1 アフリカ諸国での産業財産権取得に関する企業アンケート結果

アフリカ諸国へ産業財産権の出願・登録をしている我が国企業に、その現状を把握するためにアンケート調査を実施した。

1. 調査方法

(1) 調査対象企業

アンケート対象企業の選定にあたっては以下の基準で行った。WIPO の PATENTSCOPE®、Madrid Express database 及び EPO の esp@cenet より、アフリカ諸国への出願企業を調査し、得られた日本企業（312 社）の内、2005 年国内出願件数の多い企業（上位 400 社）に該当する企業と主要な製薬会社を加えて 114 社を選択した。業種別内訳は食料品（2 社）、繊維製品（4 社）、化学（18 社）、医薬品（8 社）、石油・石炭製品（1 社）、ゴム製品（4 社）、ガラス・土石製品（3 社）、鉄鋼（3 社）、非鉄金属（1 社）、機械（15 社）、電気機器（29 社）、輸送用機器（16 社）、精密機器（5 社）、その他製品（3 社）、情報・通信（2 社）¹である。

(2) 調査方法

質問表「アフリカ諸国での特許、商標等の産業財産権取得に関するアンケート調査のお願い」を各社知財部門の責任者に郵送し、回答を依頼した。

(3) 調査項目：

設問 1. アフリカ諸国への産業財産権出願の実態

設問 2. 出願国数と出願国

設問 3. 出願ルート

設問 4. 出願の理由

設問 5. アフリカ諸国への進出事例

設問 6. 情報収集

設問 7. 問題点

設問 8. 今後の出願状況

設問 9. アフリカ諸国に対する技術移転促進のための奨励措置

設問 10. アフリカ諸国での知的財産権取得・活用の実態

とし、アンケートの設問は選択式と記入式を併用した。

(4) アンケート期間

質問表を平成 20 年 7 月 16 日に各企業に郵送し、提出期限（当所到着日）を同年 8 月 29 日となるよう回答を依頼した。

(5) 回答企業数と回答率：74 社（回答率 65%）

その業種別内訳（回答企業数／依頼企業数）は、食料品（1/2 社）、繊維製品（4/4 社）、化学（11/18 社）、医薬品（5/8 社）、石油・石炭製品（0/1 社）、ゴム製品（2/4 社）、ガラス・土石製品（1/3 社）、鉄鋼（3/3 社）、非鉄金属（1/1 社）、機械（9/15 社）、電気機器（21/29 社）、輸送用機器（12/16 社）、精密機器（2/5 社）、その他製品（0/3 社）、情報・

¹ 業種は証券コード協議会における業種区分を用いた。

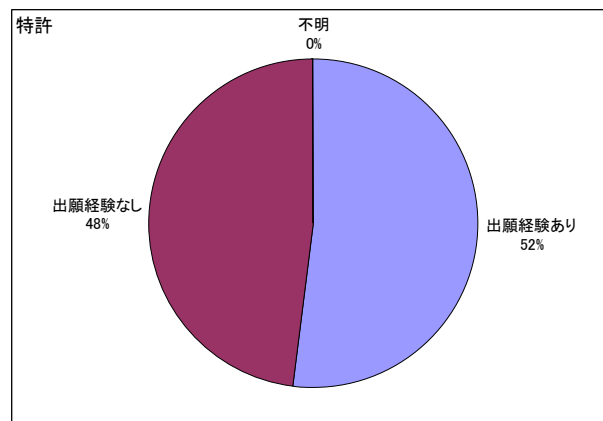
通信（2/2社）であった。

2. アンケートの集計結果

設問 1. アフリカ諸国への産業財産権出願の実態

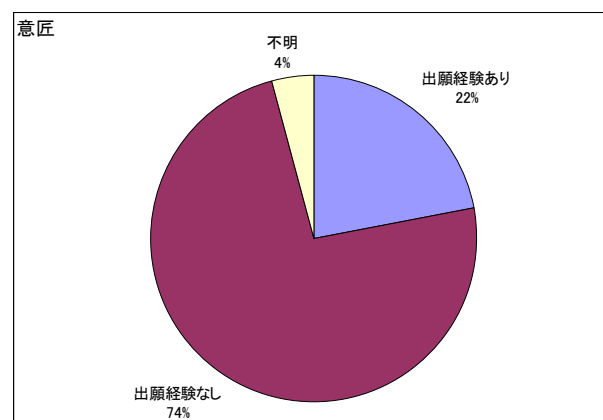
(1) 特許

回答が得られた 73 社の内、特許出願した経験の有る会社の割合は約半分であった。



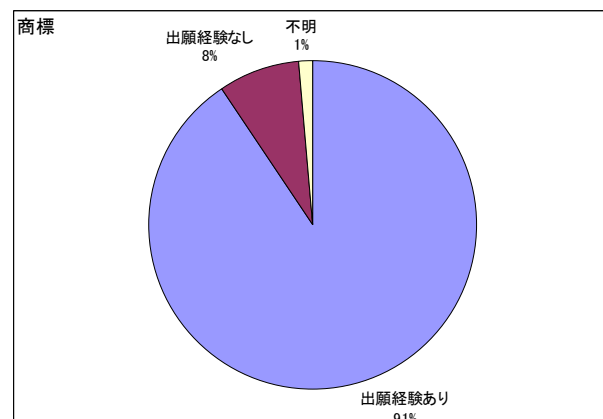
(2) 意匠

回答が得られた 73 社の内、ほぼ 3/4 の企業は意匠の出願経験が無かった。



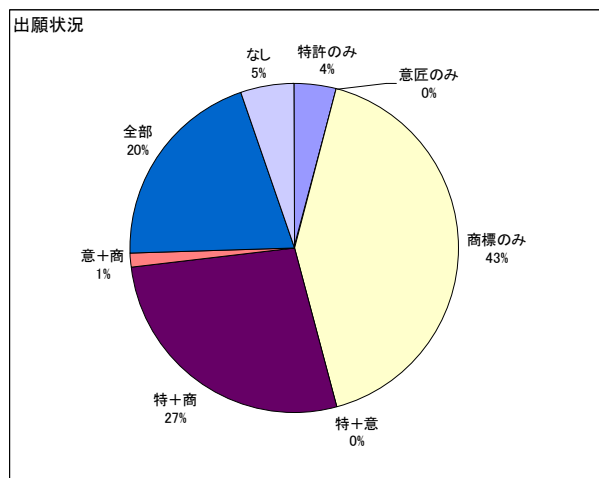
(3) 商標

回答が得られた 74 社の内、ほとんど（9割）の企業に出願経験があった。



全体として、特許・意匠・商標の全てで出願経験を持つ企業が 2 割、特許と商標のみ出願

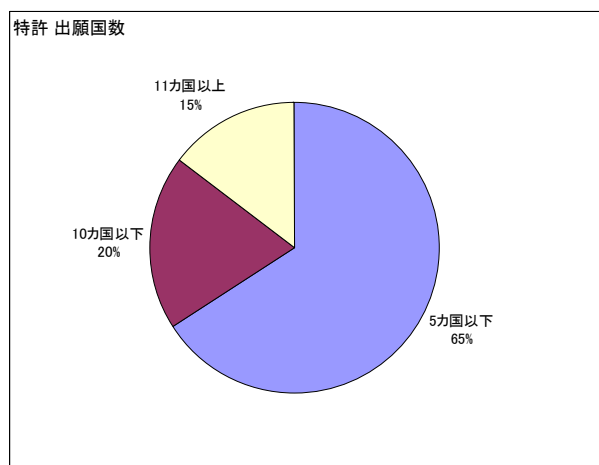
経験を持つ企業が2割5分、商標のみ出願経験を持つ企業が約4割強という結果であり、特許・意匠と比べて商標の出願経験を持つ企業の割合が多かった。



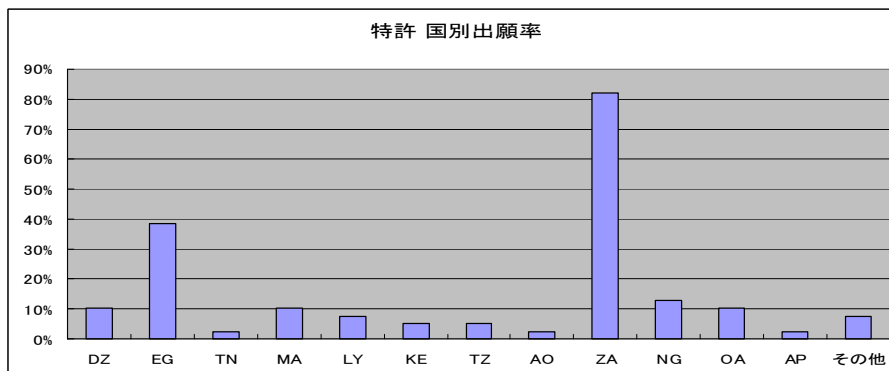
設問 2. 出願国数と出願国

(1) 特許

1 出願あたりの世界全体での出願国数は、5カ国以下とした企業が約2/3であった。最大は57カ国（医薬品）と回答した企業があった。

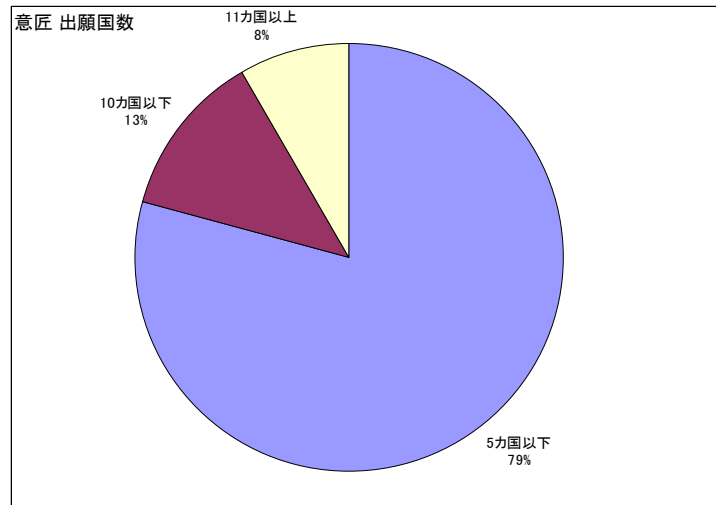


アフリカ諸国への出願先については、回答が得られた39社の内、南アフリカ（ZA）が82%と圧倒的に多く、エジプト（EG）38%が続いた。

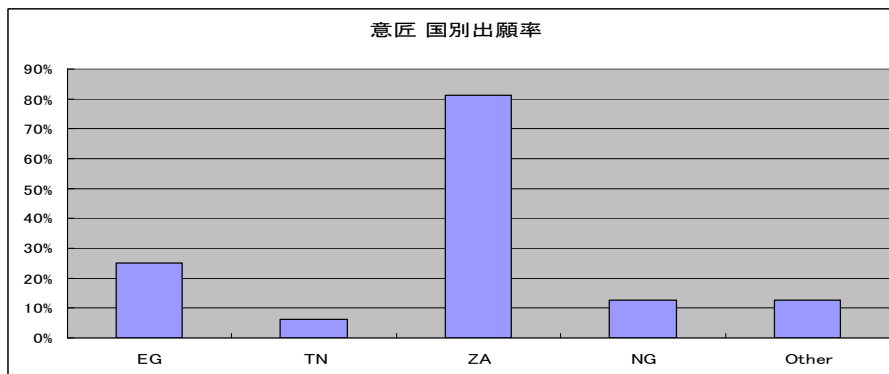


(2) 意匠

1 出願あたりの世界全体での出願国数は、5カ国以下とした企業が約8割であった。最大は24カ国（精密機器）と回答した企業があった。

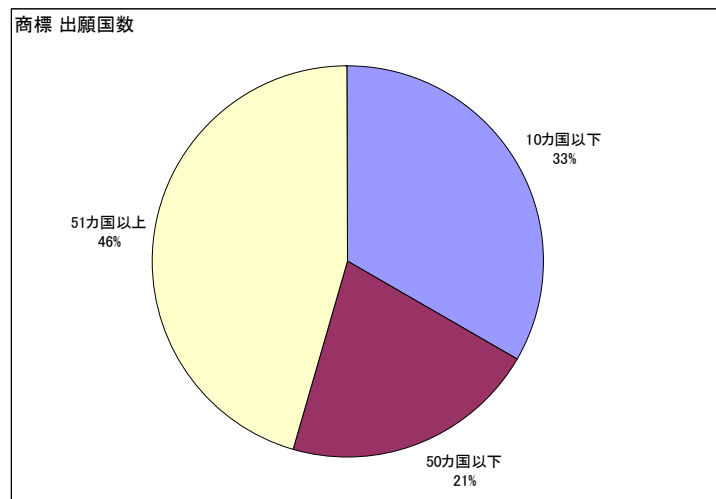


アフリカ諸国への出願先については、回答が得られた16社の内、南アフリカ（ZA）が81%と圧倒的に多く、エジプト（EG）25%が続いた。

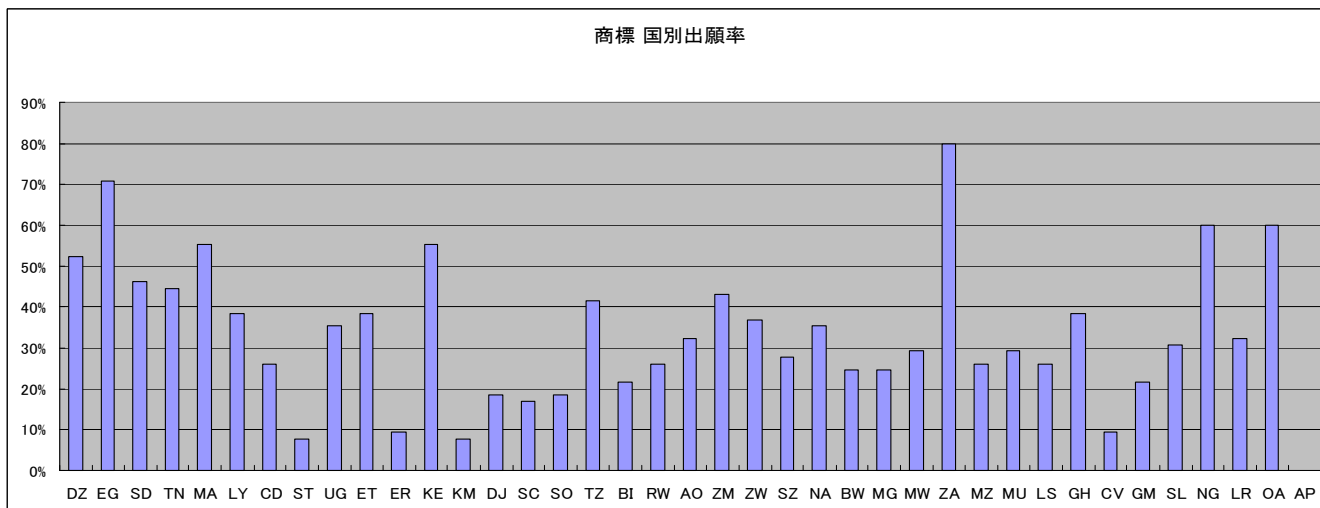


(3) 商標

1 出願あたりの世界全体での出願国数は、10カ国以下とした企業が1/3、50カ国以下とした企業が1/5、50カ国以上とした企業が半分弱であった。200カ国以上に申請したと回答した企業（電気機器業界の3社）もあった。



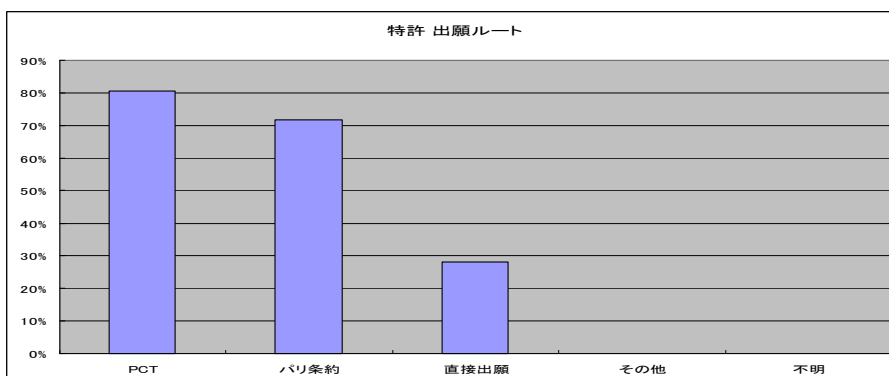
アフリカ諸国への出願先については、回答が得られた64社の内、南アフリカ（ZA）が80%と多く、エジプト（EG）71%、ナイジェリア（NG）60%、モロッコ（MA）55%、ケニア（KE）55%が続いた。また、OAPIにも60%の企業が出願していた。商標出願の場合、特許、意匠とは異なり、各企業とも、商標はアフリカ全土に亘って出願しており、地域、国別の差異は大きくなかった。



設問 3. 出願ルート

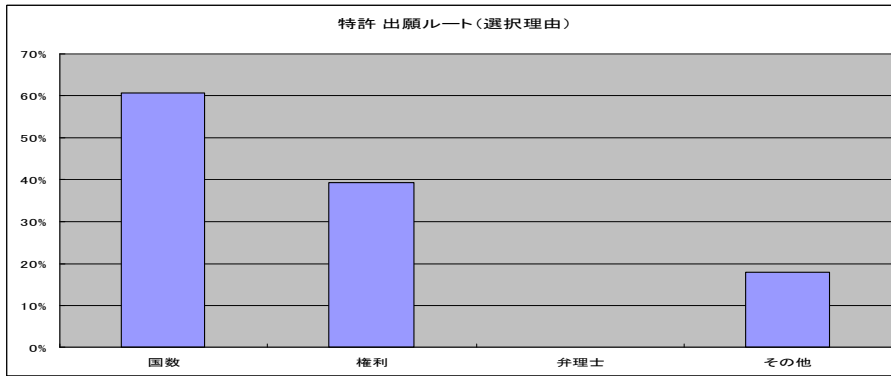
(1) 特許出願ルート

回答が得られた46社の内、PCTルートでの出願が8割、パリ条約ルートでの出願が7割強、直接出願が3割弱となっている。



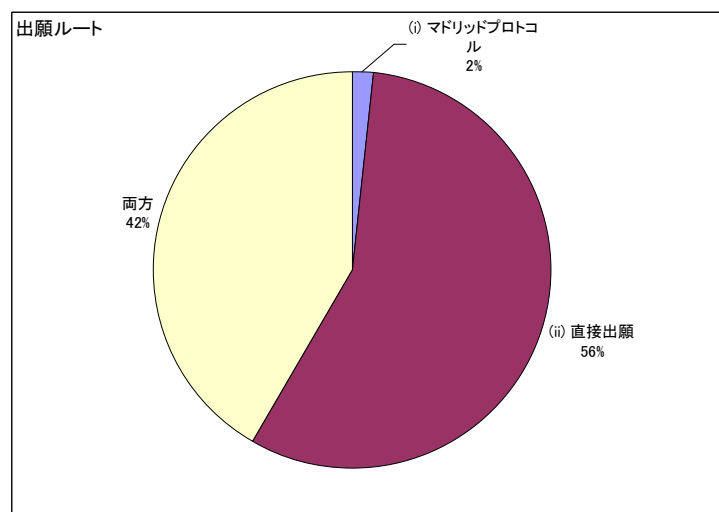
(2) 特許出願ルートの使い分け理由

回答が得られた28社の内、6割弱の企業が国数（費用）によって使い分けしていると回答し、4割強の企業が権利に応じて使い分けしていると回答した。

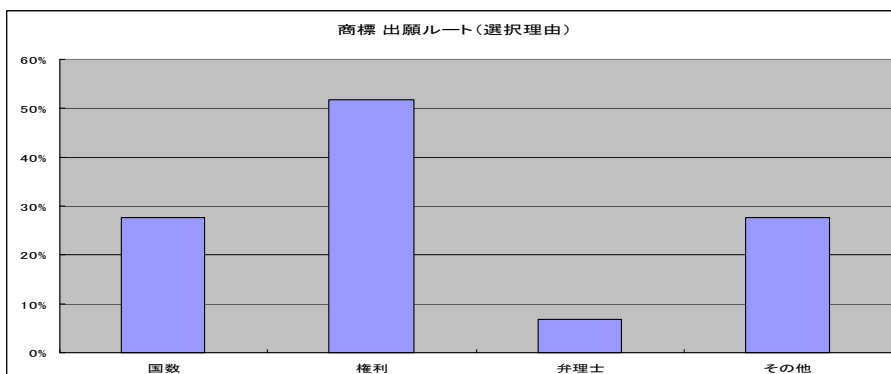


(3) 商標出願ルートとその理由

回答が得られた 65 社の内、直接出願を行っている企業が 6 割弱と多く、マドリッドプロトコルの利用と併用して出願を行っている企業も 4 割強あった。



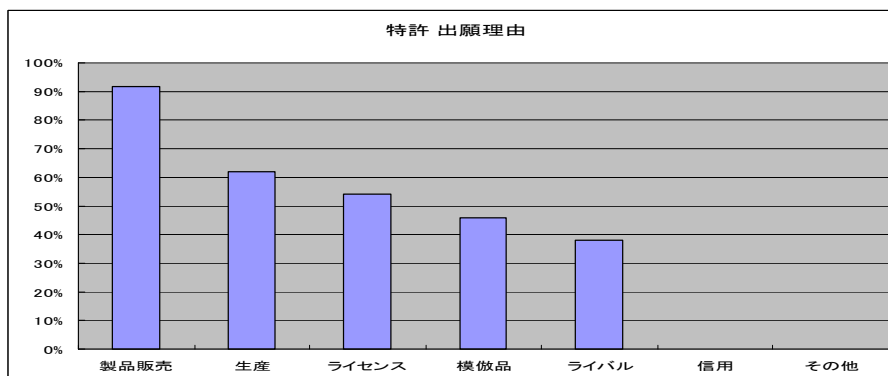
商標の出願ルートについて、直接出願とマドリッドプロトコルを併用している場合で、その使い分けの理由は、回答が得られた 29 社の内、権利が 5 割強と多く、国数が 3 割弱となっている。また、原則としてマドリッドプロトコルを利用するが、商標権を得たい国がマドリッドプロトコルに加盟していない場合は、直接出願せざるを得ないと回答した企業も数社あった。



設問 4. 出願の理由

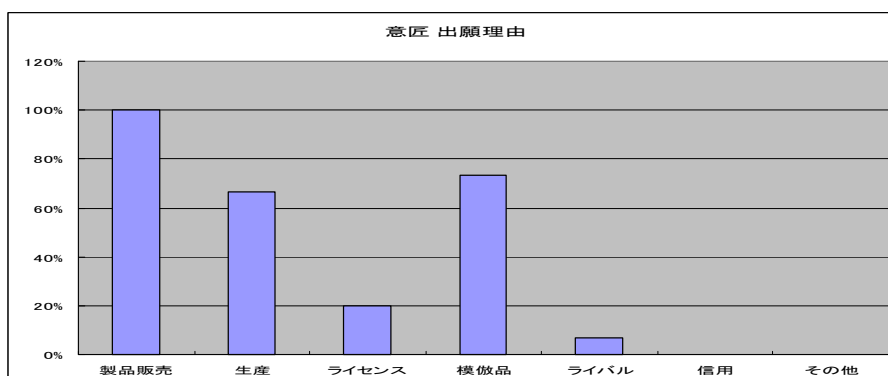
(1) 特許

出願の理由について、複数の選択肢を用意したところ、回答が得られた 37 社の内、製品販売を理由に挙げた企業が 9 割強と多く、以下、現地生産(62%)、ライセンス契約(54%)、模倣品対策(46%)、ライバル会社対抗(38%)と続いた。取引先の信用増大を理由とした企業は無かった。



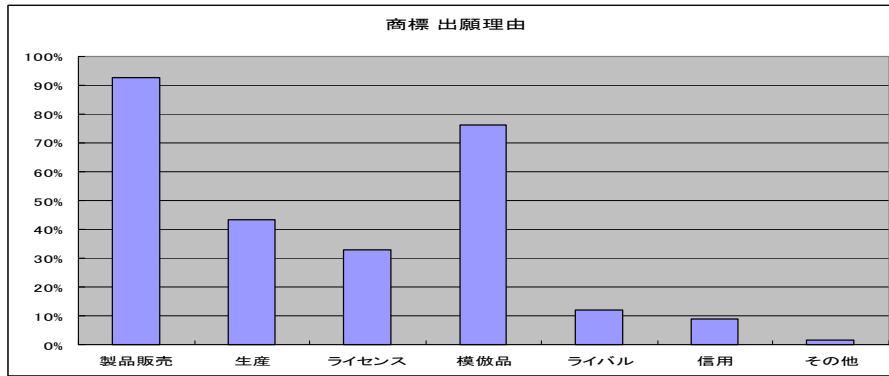
(2) 意匠

特許の場合と同様の選択肢を用意したところ、回答が得られた 15 社の内、製品販売(100%)、模倣品対策(73%)を選択した企業が多く、以下、現地生産(67%)、ライセンス契約(20%)、ライバル会社対抗(7%)と続き、特許の場合と同様に信用増大は無かった。



(3) 商標

商標の場合も、特許・意匠と同じ選択肢を用意したところ、回答が得られた 67 社の内、製品販売(93%)、模倣品対策(76%)を選択した企業が圧倒的に多く、以下、現地生産(43%)、ライセンス契約(33%)、ライバル会社対抗(12%)が続いた。信用増大(9%)を選択した企業も複数社あった。



特許・意匠・商標を通じて、製品販売が最大の理由であった。特許ではその他の選択肢を選んだ（生産、ライセンス契約、模倣品対策、ライバル会社対抗。ただし、信用増大を除く。）企業が満遍なくあったが、意匠、商標の場合にはこれらの回答でも多寡があり、特に模倣品対策を選択した企業が多いことが特徴として挙げられる。

設問 5. アフリカ諸国への進出事例

アフリカ諸国への進出事例の有無について、機械、輸送用機器、電気機器の業種で進出事例が多いことが分かった。これらの業種の中でも特に、自動車、自動車関連メーカーでは事例が多く得られた。これに対して繊維製品、化学、医薬品、電気機器、精密機械、情報・通信等の業種では、具体的な事例はあまり得られなかった。

事例として得られた 31 件の回答の内容は、製品の種類や製品名を簡単に記載しているだけのものが大半であり、詳細な事例としての回答は下記の 2 件である。

- ・自動車排ガス用触媒担体：南アフリカにて、左記製品の製造を開始（ガラス・土石製品メーカー）
- ・オリセットネット：タンザニアの蚊帳メーカーに技術が無償供与し、タンザニアにおける生産体制を整え、防虫剤を織り込んだ蚊帳「オリセット ネット」を製造している。（化学メーカー）

その他、商品の紹介用の Web サイトのアドレスの記載（3 社）やパンフレットの同封（1 社）もあった。得られた全回答を以下に列記した。

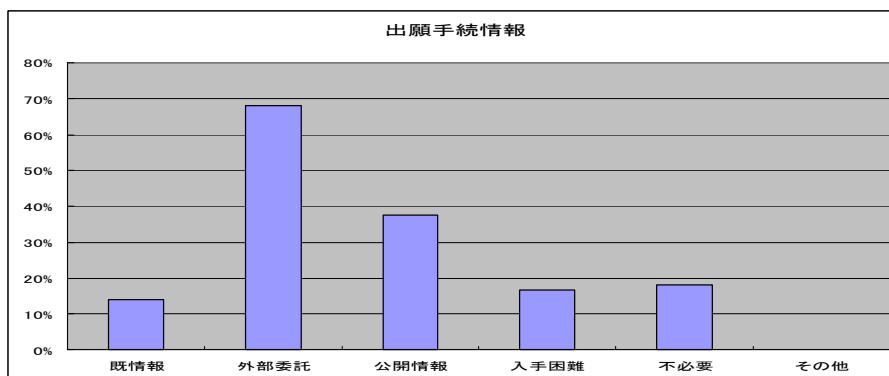
	進出事例	業種
1	会社名の商標	輸送用機器
2	カーオーディオ、カーナビ	電気機器
3	ゴム	化学
4	タバコ、調味料、バイオ製品	食料品
5	商用・小型トラック:全世界で販売中。	輸送用機器
6	軸受の製造・販売	機械
7	風水力機械: ポンプ	機械
8	電線、光ファイバー、光機器、粉末合金製品、など	非鉄金属
9	油井管	鉄鋼
10	自動車排ガス用触媒担体:南アフリカにて、製品の製造を開始	ガラス・土石製品
11	自動車(トラックを含む)	輸送用機器
12	自動車部品:自動車用空調装置	輸送用機器

13	建設機械	機械
14	カーエアコン	機械
15	鉄鋼製品、鉄鋼設備、エンジニアリングサービス	鉄鋼
16	現地で生産をする自動車の製品群(多数)	輸送用機器
17	プリンタ、プリンタ消耗品、FAX、ミシン、工作機械、ラベルプリンタ、タイプライタ	電気機器
18	自動車の製造・販売	輸送用機器
19	タイヤを含むゴム製品	ゴム製品
20	各種化学製品	化学
21	自動車製造、販売	輸送用機器
22	ベアリング(軸受)	機械
23	家電品	電気機器
24	エンジン	機械
25	タンザニアの蚊帳メーカーに技術が無償供与し、タンザニアにおける生産体制を整え、防虫剤を織り込んだ蚊帳を製造している。	化学
26	コピー複合機	電気機器
27	繊維、プラスチック製品など	繊維製品
28	金属材料、産業機械器具	鉄鋼
29	タイヤ	ゴム製品
30	エアコン、フッ素化学製品	機械
31	プリンタ、プロジェクター	電気機器

設問 6. 情報収集

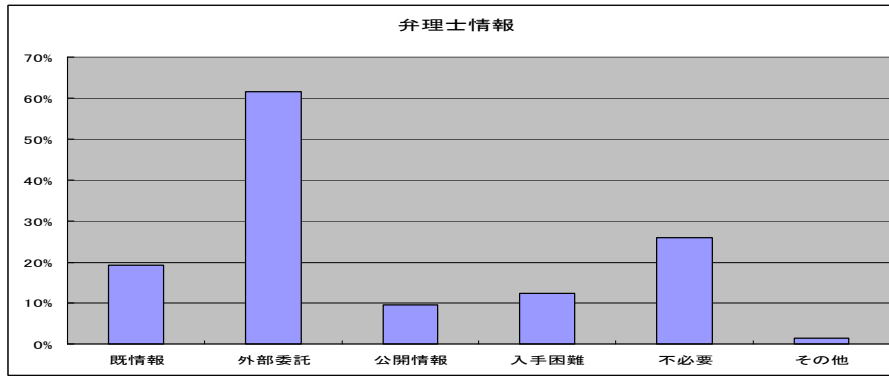
(1) 「出願手続き」情報

出願手続きに関する情報については7割近くの企業が外部専門家や国内外代理人、特許事務所から情報を入手していると回答した。さらに、ホームページやマニュアル等の公開情報も4割弱の企業が利用していると回答した。



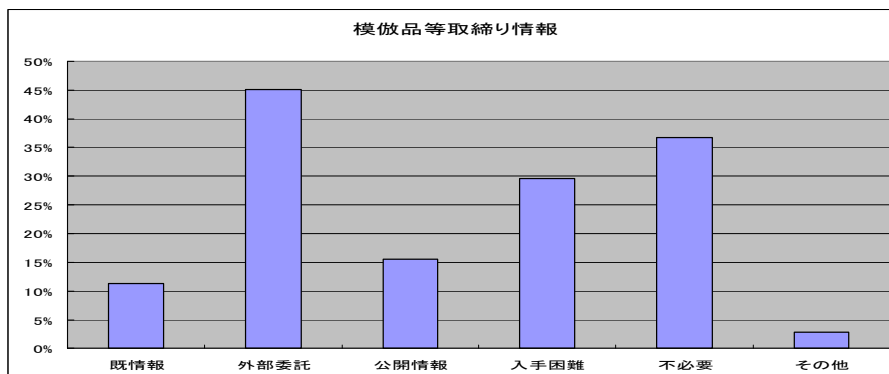
(2) 出願のための「諸外国の弁理士」情報

諸外国の代理人についての情報も6割強の企業が外部専門家や国内外代理人、特許事務所から情報を入手していた。また、これらの情報を不必要と回答した企業も1/4強と、やや多い結果であった。



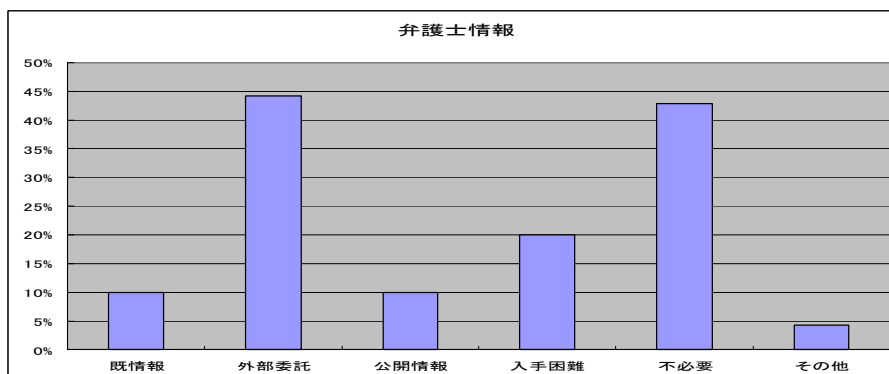
(3) 「模倣品等権利侵害品取締り」情報

模倣品等の問題に関する情報も、上記と同様に外部専門家や国内外代理人、特許事務所から情報を入手していると回答した企業が一番多かったが、その割合は45%強に低下している。これに加えて、これらの情報を不必要と回答した企業が35%強、入手が困難であると回答した企業も3割弱あった。



(4) 訴訟等のための「諸外国の弁護士」情報

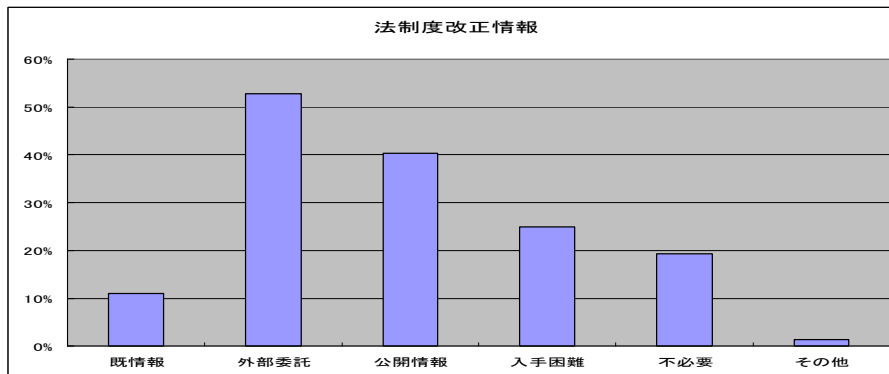
訴訟のための諸外国の弁護士情報についても外部専門家から入手していると回答した企業が4割強となったが、不必要と回答した企業の割合も4割強と、高い結果が得られた。この理由については、実際に現地に進出していない企業については、そもそも訴訟に至る理由がないので、不必要と回答したのではないかと推察される。なお、入手が困難と回答した企業も比較的が多い(2割)と感じられた。



(5) アフリカ諸国の「法制度の改正」等の情報

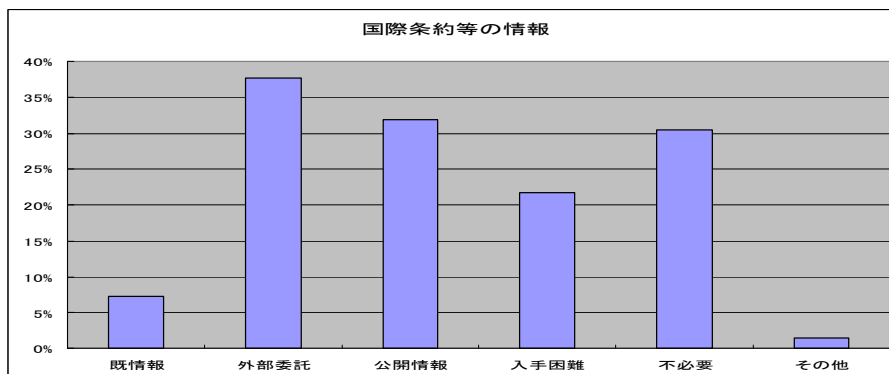
法制度の改正等の情報については半数以上の企業が外部専門家から入手しており。これに加えてホームページ、マニュアル等から情報を入手していると回答した企業も多くみら

れた。一方、入手が困難、これらの情報は不必要であると回答した企業もそれぞれ2割程度あった。



(6) 海外との審査協力等を含む「国際的な条約や国際合意」等の情報

国際的な条約や国際合意についての情報についても、外部専門家から、またはホームページ、マニュアル等の公開情報から情報を入手していると回答した企業の割合が多かった。これらの情報の入手が困難と回答した企業は2割強、情報の入手は不必要であると回答した企業は、3割を超えていた。

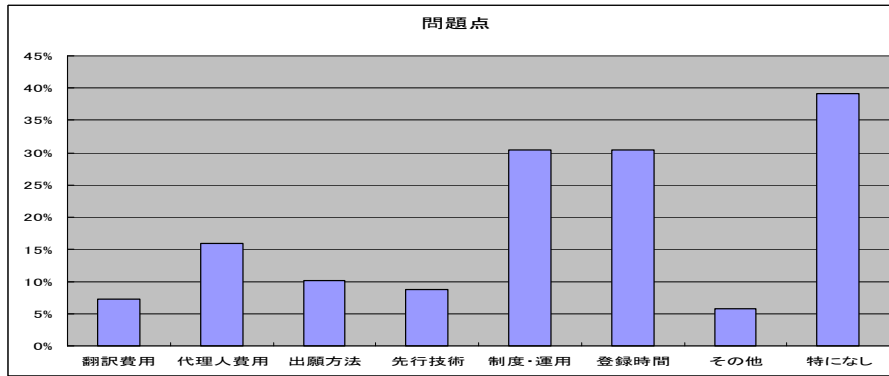


全体の傾向として、各企業は外部専門家（国内外の代理人を含む）を通じて情報を入手しており、続いてホームページ、マニュアル等の公開情報の利用割合も高いことが分かった。ただし、入手が困難であると回答した企業も多くあることも注目すべき結果であると思われる。

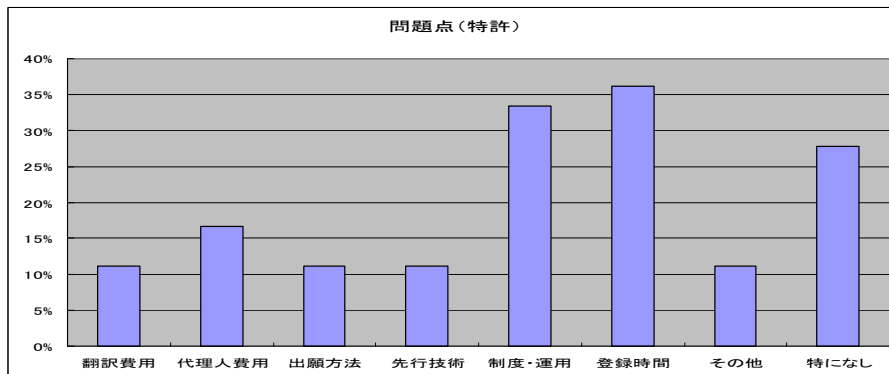
設問 7. 問題点

問題点の有無に関しては、4割の企業は「特になし」と回答したが、このような結果となった理由として、各企業の出願経験が少ないため、実際に大きな問題に直面していない場合が多いのではないかと考えられる。

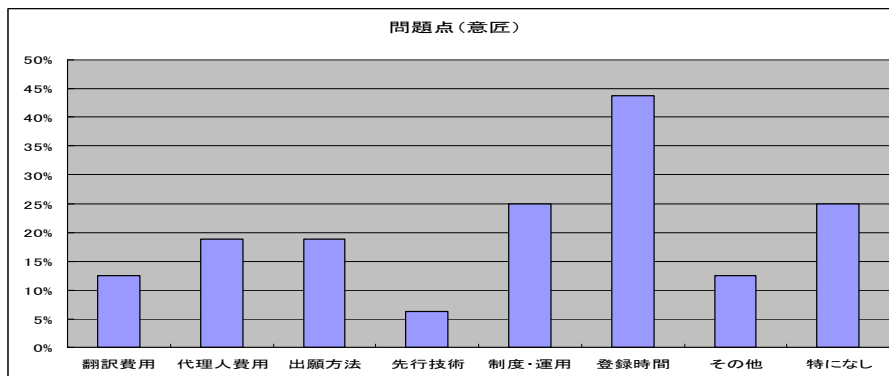
なお、指摘された問題点では、制度・運用（31%）や登録までの期間（31%）に関する問題の指摘が多かった他、代理人の費用が高い（16%）との回答があった。また、情報不足や、制度や実効面で不明な点が多いことを指摘した企業も少なくない。



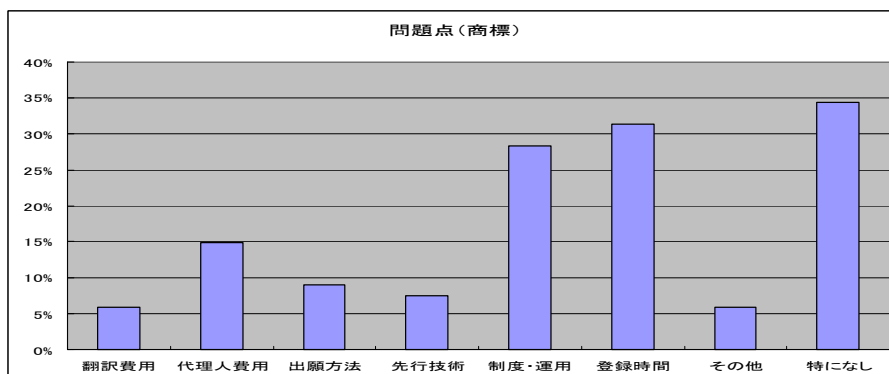
特許の出願経験がある企業（36 社）のみの場合、「特になし」（28%）と回答する割合は減り、「登録時間」（36%）、制度・運用（33%）が若干増える。



意匠の出願経験がある企業（16 社）のみの場合、「特になし」（25%）と回答する割合は減り、「登録時間」（44%）が増え、制度・運用（25%）が若干減る。



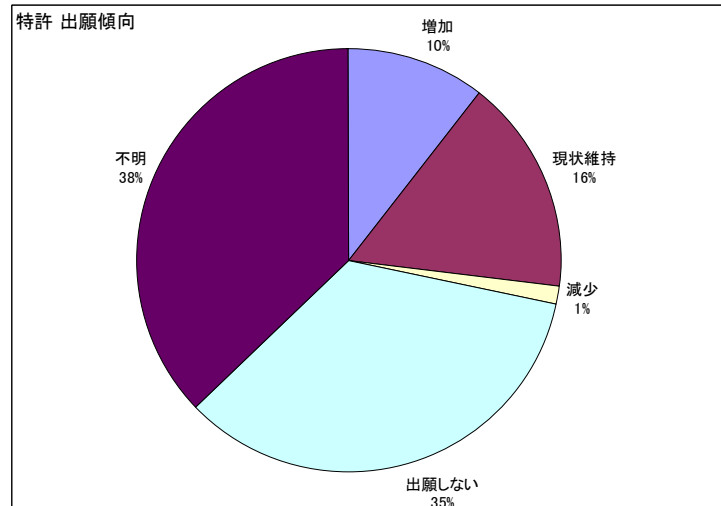
商標の出願経験がある企業（67 社）のみの場合、「特になし」（34%）と回答する割合は若干減り、「登録時間」（31%）は同じで、制度・運用（28%）が若干減る。



設問 8. 今後の出願傾向

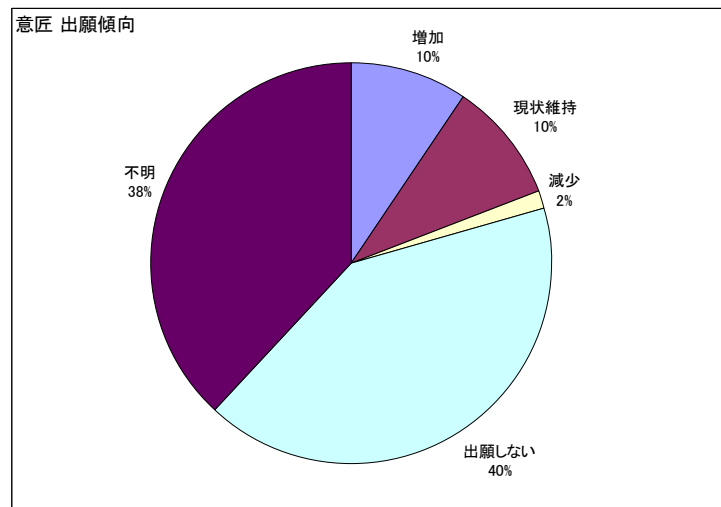
(1) 特許

今後出願を増やす、若しくは現状維持と回答した企業は全体の約 1/4 で、出願予定なしは 35%、不明が 38%であった。



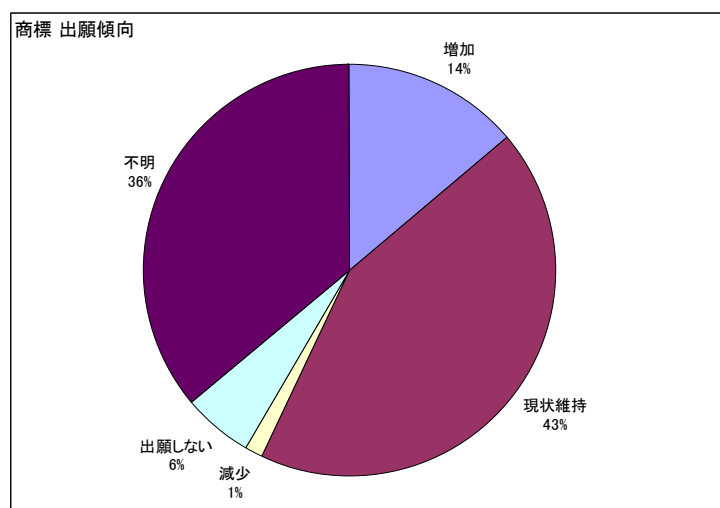
(2) 意匠

特許の場合と同様に、今後出願を増やす、若しくは現状維持と回答した企業は 2 割と少なく、出願予定なし、または不明と回答した企業がそれぞれ 4 割あった。



(3) 商標

商標については、特許・意匠の場合とは異なり、今後出願を増やす、若しくは現状維持と回答した企業の割合は 6 割弱であり、出願の予定がない (6%) との回答を大きく上回る結果となった。なお、不明と回答した企業は 36%であり、特許、意匠の場合と殆ど同じであった。



全体の傾向としては、商標と、特許、意匠では異なっており、商標の場合は6割弱の企業が今後増やす、若しくは現状維持と回答したのに対して、特許・意匠の場合は出願の予定がない、又は不明と回答した企業が最も多いという結果となった。現時点ではアフリカ諸国でのビジネスに対する意欲が低い、あるいはビジネスチャンスに出会う機会が少ないため、このような結果になったのではないかと考えられる。

設問 9. アフリカ諸国に対する技術移転促進のための奨励措置、

アンケートに応じた企業74社の中で、この設問にコメントした企業は5件のみであった。

コメント	
1	対象国・地域としてはアフリカ諸国より先に中近東が望まれる。特に、これらの地域に対して、技術移転時につきものの、人的支援時（技術者派遣）の安全性の確保が必要であり、この点は政府による2国間交渉等で十分な配慮が必要と考える。
2	修正実体審査を全面的に導入し、JP、EPで特許となればほぼ自動的に特許となる国を増やして欲しい。
3	・日本の意匠制度及び審査状況の紹介 ・意匠審査実務の指導／協力〔対象国〕南ア、アルジェリア、エジプト、モロッコ、リビア
4	意匠の審査国に対する、審査レベルおよび審査期間短縮のための審査官指導など（審査国に対する新規性判断・指導）
5	特許料の減免

設問 10. アフリカ諸国での知的財産権取得・活用の実態、

この設問についても、アンケートに応じた企業74社の中で、コメントした企業は10社前後であった。

(1) 障害に感じたこと、又は、思いの外うまくいった事例

コメント	
1	アフリカでの権利行使に対し、現地代理人（弁護士）の経験が不十分な為、当方の意思が伝わらない。又、十分な対応がとれない。
2	・法制度が不明である。 ・対象技術を移転、供与する相手先も解らない。
3	委任状等の公証・認証が必要な国がある。
4	ある国に商標出願をするにあたり、領事認証を取るのに理不尽な対応をされ、出願を取り止めたことがある。
5	・意匠制度はあっても、権利が不安定 → 実効性不明 ・先行出願調査（商標）ができない国が多い。

6	現地法人へのライセンスに際して、海外送金手続が煩雑であった記憶あり（南ア）
7	5年程前より、ナイジェリアで当社ハウスマークに極めて類似した商標出願が年間数件ずつ発見され異議申立を行い順次取消し中
8	・出願や代理人費用は止むを得ないとしても、認証費用が高い点で出願を躊躇する。
9	エジプト：・出願人の証明のために、登記簿の認証等の作業が必要 ・審査期間が長期化している（意匠/3年程度/'03年頃の出願から） ・審査での類否のみかた（意匠/新規性判断）が先進国にくらべ、広すぎるように思われる。
10	知的財産の制度や、それに基づく民事訴訟に詳しい弁護士を探すのが困難
11	商標に関して、エジプトでの権利行使の経験があるが、先進国に比べて時間がかかるように感じた。

(2) 障害となっている制度（制度がないことも含めて）、運用

コメント	
1	マドプロ出願時に加盟国の指定ができない点。
2	商標：アフリカ広域知的財産機関（ARIPO）に加盟している国でも ARIPO 制度の保護が充分に行えず、結局のところ各国別の出願となってしまった。制度の正常な運用を望みます。
3	ハーグ条約（認証不要条約）加盟国が少ない。
4	・イギリス、フランス等、旧宗主国の権利を前提に、又はそのまま有効な国がいくつかあるが（ex. キリバス、ソロモン、ハイチ、ツバル、バヌアツ）イギリス、フランスでは使用しないのに第三者の障害となる権利があるため目的の国で使用できない場合がある。
5	M&A を行った後、諸事情により、商標権をそれぞれが所有する場合、両商標に類似する商標が第三者から出願されたとき、両社名義で異議申立した場合、両社が資本関係にあることを述べてもこれを考慮しない。第三者の当該商標を排除できないリスクあり（南ア）。
6	・商標権の侵害品を押収した際に、その証拠となる押収証明書を発行していただきたい（エジプト） ・警察による取締りがなかなか実行されなかった。（タンザニア）
7	・南アフリカ、サウジアラビア、ケニア、ガーナ、チュニジアでは、出願後4年以上たつが登録になっていない。 ・リビアでは、1981年～2002年 出願商標がキャンセルされた。
8	制度に関して日本で得られる情報が少ない為、制度、運用そのものがあるか把握するのが難しい。
9	特許に関して、模倣品対策の観点から、早期権利化を可能とする早期審査制度の導入を推進してほしい。

(3) 日本政府が（率先してあるいは他先進国と協調して）支援・協力すべきと考えられる点

コメント	
1	マドリッド協定への加盟促進
2	人材育成の更なる支援。
3	①特許と同じく、審査ハイウェイの商標版があるとよい ②マドリッド・プロトコル、OAPI、ARIPO への未加盟国の加盟促進
4	DB 等の整備
5	・意匠審査実務の指導/協力と人材交流
6	政治的安定度を高めること。 ・若年層の人口比を抑制（20%以下） ・広域協力機構の整備・サポート ・インフラ整備 人材育成支援
7	日米欧三極特許庁を中心とする審査協力、実務支援、制度調和の促進
8	・商標権侵害に対する適切な行政措置
9	知的財産制度に関する2国間協議を行っていただきたい。
10	先使用権など、特許法の共有化
11	歴史の長い日本の知財の法制度を教えて、現地の法改正を支援し、日本と似た法制度を導入してもらえれば、現地の法制度の発展に役立ててもらえるだけでなく、日本企業も使いやすいというメリットを出せると考えます。
12	知的財産権を尊重する風土づくりに関する支援

(4) その他

コメント	
1	商標：処理の迅速化を進めていただきたい。
2	ARIPO、OAPI を拡大して、1つ or 2つの広域特許でアフリカ全体をカバーできれば便利である。
3	商標出願において、国によっては、なかなか登録証が発行されない。

3. 考察

アフリカ諸国には政情不安な国も多く、産業財産権制度も十分に機能していない国が多くあるという状況が続いているようである。日本企業の進出例もそれ程あるわけではなく、それぞれの企業がビジネスチャンスの到来を待っているようにも感じられた。なお、地理的な問題からかアフリカ諸国より中近東諸国に対する関心が高い企業も見られた。

アンケートの結果では、アフリカ諸国に対して商標の出願（出願数、出願国）が多いが、特許、意匠の出願は少なく特定の国（南アフリカおよびエジプト）に偏っていた。さらに、我が国企業の進出事例も多くなく、実際の出願経験も少ないため、情報収集の必要性や現地の制度等の問題点については、高い関心を示した企業はあまり見られなかった。

以上

6_2 海外企業アンケート結果

アフリカ諸国へ産業財産権の出願・登録をしていると思われる海外の有力企業に、その現状を把握するためのアンケート調査を実施した。

1. 調査方法

(1) 調査対象企業

(a) 企業の抽出

WIPO が公開した情報 (PCT およびマドリッド)、esp@cenet を使用してアフリカ諸国に特許及び商標を多数出願している欧米の企業を抽出。

(b) 企業業態の分類

上記で抽出された企業に対して、主な産業分野で分類を行った。

分野の例：医薬品、化学品、食料品、自動車、消費財（日用品）、電気機器、石油製品、通信、鉄鋼、その他製造業、その他。

業種別：特に、特許 医薬品分野、商標権 食品分野 を主にアンケートを送付することとした。

(c) 候補先の選定

① 上記の分類の中で、AIPPI 会員が在籍し、送付先の詳細がわかる企業を優先して選定することとし、同一産業分野で AIPPI 会員企業が 5 社以上ある産業分野については、AIPPI 会員企業のみを選定。

② その他の産後業分野については、出願数が多い企業から 4～5 社を選定。ただし、当該産業分野の出願企業数自体が少ない産業分野については、必ずしもこの数にこだわらないこととした。

アンケートの送付先企業：58 社

業種別内訳：医薬品（13 社）、化学品（8 社）、食料品（6 社）、自動車（4 社）、消費財（4 社）、電気機器（5 社）、石油製品（4 社）、通信（2 社）、鉄鋼（2 社）、その他製造業（7 社）、その他（3 社）

(2) 送付宛先、送付方法

(a) AIPPI 会員会社：AIPPI 名簿にしたがって送付 (E-mail を優先。ない場合は郵送)。

(b) 上記以外：日本法人を持っている場合は日本法人経由で、その他は直接 (HP の問合せ窓口) 送付。

(3) アンケートの内容

基本的には、先に実施した日本企業宛と同じものを英訳して使用する。ただし、アフリカでの拠点について設問を追加 (設問 6)。

設問 1. アフリカ諸国への産業財産権出願の実態

設問 2. 出願国数と出願国

設問 3. 出願ルート

設問 4. 出願の理由

- 設問 5. アフリカ諸国への進出事例
 - 設問 6. アフリカでの拠点
 - 設問 7. 情報収集
 - 設問 8. 問題点
 - 設問 9. 今後の出願状況
 - 設問 10. アフリカ諸国に対する技術移転促進のための奨励措置
 - 設問 11. アフリカ諸国での知的財産権取得・活用の実態
- とし、アンケートの設問は選択式と記入式を併用した。

(4) アンケート期間

質問表を平成 20 年 9 月 29 日に 30 企業に E-mail で送付し、提出期限（当所到着日）を同年 10 月 31 日となるよう回答を依頼した。また、28 社の HP の問合せ窓口に質問表送付先確認の依頼メールを送付した。

(5) 回答企業数

返信が 8 社あり、有効回答 3 社、辞退 5 社であった。未回答は 50 社であった。

業種別内訳（回答企業数／依頼企業数）：医薬品（0/13 社）、化学品（2/8 社）、食品（1/6 社）、自動車（0/4 社）、消費財（0/4 社）、電気機器（0/5 社）、石油製品（0/4 社）、通信（0/2 社）、鉄鋼（0/2 社）、その他製造業（0/7 社）、その他（0/3 社）

(6) 追加アンケート

海外の企業からの有効回答が少ない（3 件）ので、対象の海外企業を追加し、知的財産担当部署へアンケートを送付した。21 社に送付（11/17(月)送付、11/28(金)〆切）したところ、医薬品メーカー 1 社から回答が得られた。

2. アンケートの結果（回答 4 件）

(a) 化学品会社 A

- 設問 1：特許、意匠は出願経験なし、商標は不明
- 設問 6：現地拠点として、販売子会社あり
- 設問 7：現地の情報収集について、全て「情報入手が困難」
- 設問 8：出願に際して、「特に問題なし」
- 設問 9：特許、意匠、商標の今後の出願予定は、全て「不明」
- 設問 2～5、10、11：その他の回答はなし

(b) 化学品会社 B

- 設問 1：特許、意匠、商標とも、全て出願経験あり
- 設問 2：出願先として、特許、意匠、商標とも、OAPI、ARIPO に出願経験あり。更に、ARIPO では指定国あり（BW、MW、NA、TZ、UG、ZW）
- 設問 3：特許出願ルートは、PCT 及び直接出願。理由は回答なし。
- 設問 4：出願理由（回答は別紙参照）
- 設問 5：農業製品及び種子
- 設問 6：現地拠点：代理店、販売会社、生産会社
- 設問 7：情報収集（回答は別紙参照）
- 設問 8：問題点：その他（当局の権限の欠如、特に特許分野）
- 設問 9：今後の出願予定 特許は現状維持、意匠・商標は不明
- 設問 11：大部分は、投資家にとっての産業財産権の重要性の意識の欠如、そしてそれ故、権利侵害が許容されないということの理解の欠如がある。

(c) 食料品会社

- 設問 1：特許、意匠、商標とも、全て出願経験なし
- 設問 2～11：その他の回答はなし。

(d) 医薬品会社

- 設問 1：特許、意匠、商標とも、全て出願経験あり
- 設問 2：出願先として、特許：DZ, EG, TN, MA, ZA のみ記載。
OAPI、ARIPO には出願経験なし。
- 設問 3：特許出願ルートは、PCT のみ。
- 設問 4：出願理由は、特許：販売のみ。
- 設問 5：無回答
- 設問 6：現地拠点：販売会社
- 設問 7：情報収集（別紙回答参照）
- 設問 8：問題点：現地の制度・運用、登録までの時間
- 設問 9：今後の出願予定は、全て増加
- 設問 10 以降：無回答

以上

6_3 欧米の代理人事務所へのアンケート結果

海外企業からの回答が少ないので、追加措置として欧米企業の出願を代理していると考えられる欧米の大手法律事務所へのアンケートを実施した。

(a) アンケートの内容

企業宛をベースに、事務所向けに若干変更した。

(b) 送付宛先

これまでアンケート等にご協力いただいた事務所を含む欧米（英、独、仏、米）の大手事務所 22 社に送付（多くは AIPPI 会員が所属している事務所とした）。

(c) アンケート期間：11 月 27 日(木)～12 月 12 日(金)

【アンケート結果】

回答数：代理人事務所 14 社／22 社（64%）：DE 4、FR 3、GB 4、US 3

設問 1 顧客の業種：製造：食料、繊維、化学、医薬、石油製品、鉄鋼、機械、電気機器
サービス：通信、金融、他

設問 2 出願国

(1) 特許(8)：ZA 7, EG, MA 6, TN, NG 4, OA 5, AP 2

南アだけでなく、エジプト、モロッコ、OAPI も多い。また、ARIPO も 2 ある。

(2) 意匠(6)：ZA 3, DZ 2, MZ 2, OA 2

(3) 商標(11)：EG 10, ZA, OA 9, MA 8, TN, LY 7, DZ, SD, KE, TZ, AO, NA, BW, NG 6,
AP 1

国による偏りは少ない。EG が最も多く、ZA、OA が続き、AP も 1 ある。

設問 3 出願ルート、OAPI、ARIPO への出願

(1) 出願ルート(9)：PCT ルートが 6、パリルート 4、直接出願 2

(2) OAPI(10)：あり 8、なし 2

(3) ARIPO(7)：あり 1、なし 6

理由：ARIPO 出願より直接出願の方がよい方法のように思える。

ARIPO システムが顧客の権利保護の方法として安全とは信じていない。

設問 4 出願理由

(1) 特許(6)：販売 3、生産 2、模倣品・競合対策 1、その他 3

・重要な製品には、世界中の権利保護を得るため

(2) 意匠(2)：模倣品対策 2、販売・競合 1

(3) 商標(9)：販売 7、模倣品対策 6、ライセンス 3、生産、1、その他 2

設問 5 権利行使事例

経験が無い（2 件）、回答なし（9 件）

・商標で、侵害及び異議申立の事件がある。手続は、長く不確かである。

・アフリカ諸国で、数多くの異議申立、取消、侵害訴訟の経験がある。

設問 6 現地代理人の選択方法(11)

過去に依頼した代理人 10、その都度探す 4、その他（仕事の質） 2

- ・顧客から、特定の代理人を使うように指示がある。

設問 7 現地情報の収集

- (1) 入手元(10) : 現地代理人事務所 8、既情報 6、HP・マニュアル 5、困難 3、不必要 0
- (2) 留意している情報(3) : 模倣薬品情報、権利者に影響する政治的事項・模倣品事項、INTA、FICPI のような世界的機構の会員情報

設問 8 問題点(9)

- (1) 登録時間 6、先行技術調査 3、費用、特に無い 2、制度・運用 1、その他 4
 - ・ OAPI の代理人に、英語を正しく理解できない言語的問題がある。
 - ・ 大分よくなってきたが、時々情報の収集が困難であったり、登録に長時間を要したりする。
 - ・ 以後の一切のクレームの変更においても正当化されなければならない。
 - ・ 知財庁のデータベースは不完全で検索不可能。知識が足りず、法律も非整備。
- (2) 問題の詳細(3)
 - ・ 南アやアラビア諸国は公正だが、ある国で 15 年位前に汚職を経験した。その国の代理人から、商標の出願が許可されず拒絶されているが、適切な人への小額の賄賂(\$500)で解決できると言われた。US の法律 (McDonald-Douglas Act) 上、申し出を断らざるを得なかった。
 - ・ 南アやスワジランド、その他の幾つかのアフリカ諸国では、商標の登録に何年も掛かる。
 - ・ この地域では、全ての手続に非常に長い時間が掛かる。その結果、更新や顧客の権利の登録に問題が生じる。

設問 9 問題意識

- (1) 障害事例(2)
 - ・ コミュニケーションに時々障害がある。
 - ・ 現状では、アフリカでの保護は、実際の効果という面では、かなり未開発である。
- (2) 制度、運用(2)
 - ・ エリトリアやその他の新聞広告 (Cautionary Notice) のみで登録できる管轄地域での、商標保護の欠如
 - ・ 問題は、しばしば OAPI で生じる。
- (3) 支援、協力
 - ・ 南アフリカ

その他 : 回答を辞退した 1 事務所から、「当事務所は商標、著作権、不当競争に特化していて、アフリカ地域でも商標や知的財産権保護についての経験は豊富だが、それよりも南アフリカの法律事務所に聞いた方があなた方の要望には最善だ」とアドバイスがあった。

以上

7 ヒアリング調査結果

7_1 国内企業ヒアリング、情報提供者ヒアリングの調査結果

7_2 アフリカ代理人事務所、知財庁ヒアリングの調査結果

7_1 国内企業ヒアリング、情報提供者ヒアリングの調査結果

・アフリカ諸国での特許、商標等の産業財産権取得に関する調査

趣旨		アンケート調査で回答を得た企業の中から選択し、アンケート結果で不明な点について、ヒアリングを行う。特に、OAPI及びARIPOへの出願に関して、これらの機関の利用が少ない理由を明らかにする。また、アンケートで回答があったコメントについての詳細や、更に追加して聴取すべき項目を追加質問し、意見交換を行う。									
企業の説明			出願権利							ご意見等(問題点/特許庁に対する要望)	
企業	進出事例	対象国			方針/戦略/基準	OAPI	ARIPO	代理人	権利行使		
電気機器メーカー	電気製品(プリンタ、カメラ等)の販売 販売会社:南アフリカに子会社 全製品を南アフリカに限ることなく、アフリカ全体の諸国で販売を行っている。	アフリカ全域	特許	○ 南アフリカ	市場、競合相手その他を考慮	×	×	国内代理人 経由で現地 代理人に依 頼	×	<ul style="list-style-type: none"> アフリカ諸国の中で、最も治安や経済力が優れていると考えられる南アフリカのみに出願している。 発展途上国では商標権以外に保護される可能性が少ないので、商標の出願は重要と考えている。 出願先が200カ国もあり、直接各国の現地代理人を使うことは効率的ではない。 アフリカ諸国の必要な情報は、国内代理人からの他、JIPAの委員会や、情報提供者から収集している。 全ての国で法律や制度が整備され、安定的に運用されるようになって欲しい。 我が国政府の支援策としては、早期にアフリカ諸国のインフラ整備が行われることを期待している。 他の地域に比べて重要性は非常に低い。 	
			意匠	×							
			商標	○	<ul style="list-style-type: none"> 会社名:権利取得可能な国は全て 商品名:商品の販売先等を考慮 	○	×	国内代理人 経由で現地 代理人に依 頼	×		
ゴム製品メーカー	タイヤを含むゴム製品の製造、販売 南アフリカに拠点 販売については南アフリカだけでなく、アフリカ全域となっている。	アフリカ全域	特許	○ 南アフリカ	将来闘う時のために弾を持っておく 基準 ① 生産工場がある地域、 ② 競合他社の動向、 ③ タイヤの中間原材料(たとえば加硫 促進剤)製造会社の有無	×	×	国内代理人 を窓口	×	<ul style="list-style-type: none"> 南アフリカは白人社会であって、法整備がしっかりしている方だという認識 問題点として、先行技術調査ができない(各国の明細書が容易に入手できない)ことや、代理人の能力、得意分野、競合他社の起用状況に関する情報が少ないことなどを感じている。 公報の発行等を含め、最終的に欧州の様な法制度が確立することを目標とする支援を行って欲しい。 新規市場としての興味は、どちらかというと中東の方が多く、アフリカ諸国への話題は殆ど出ていない。 現地代理人の数は少なく、競合他社とバッティングすることが多く、困っている。 登録までの時間が早くなる様な支援をお願いしたいと考えている。 会社全体の傾向としてアフリカ諸国より、中近東の方が重要度は遥かに高いと考えられている。アフリカ諸国については南アを除くとあまり興味が無い。 	
			意匠	○ 南アフリカ							
			商標	○	<ul style="list-style-type: none"> 会社名:原則として全世界の国々に出願 商品名:商標は市場規模を考慮 	○	×	現地代理人	○ 何件かある		
輸送用機器メーカー	大中小のトラック、バスの生産、販売 国によって販売数の多寡はあるが、アフリカ全土で生産、販売している。	アフリカ全域	特許	×						<ul style="list-style-type: none"> 出願から登録までに時間が掛かる国が多い。登録証がなかなか届かないこともある 国内代理人や現地代理人の処理速度は普通だが、その後の現地特許庁の処理が遅いのではないかと感じている。 出願や権利維持のコストは国の数に比例するので、国数が多いアフリカでの出願は、世界全体から見た比重も大きくなっている。最近の例では、60カ国に出願し、30カ国がアフリカ諸国であったという商標もある。 	
			意匠	×							
			商標	○	社内の営業サイドの要望と販売見込みを考慮	○	×	国内代理会社 経由	×		
家電メーカー	電池等の製造、家電全般及び産業製品の販売 生産拠点:タンザニア 販売拠点:現地資本との提携会社と代理店	アフリカ全域	特許	○	特に決めていない	○	×	国内代理人 経由	×	<ul style="list-style-type: none"> 幾つかの国では、現地代理人の情報が少ないので、国内代理人から南アフリカの代理人経由でそれぞれの国の現地代理人に依頼している。 500万くらいの事案で、訴訟の為に2、3年の期間と1千万円もの費用を掛けるわけにも行かないので、結果的に放置している国も多い。 南アフリカやエジプトの代理人および特許庁の能力については十分と思っているが、幾つかの国では事務処理能力のレベルが低い。 商標権を守るためには、税関での差止制度の整備と運用に対する支援、指導をしていただきたい。 	
			意匠	○							
			商標	○	<ul style="list-style-type: none"> 会社名:登録できる国には全て出願 商品名:商品の市場、販売状況に応じて 	○	×	国内代理人 経由	○		

・情報提供者がどのように情報を提供しているのか

趣旨	アフリカ諸国の産業財産権制度の情報に関して、知見を有していると考えられる、情報提供事業者へのヒアリングを行う。							
情報提供者	① サービス概要	② 現地の情報収集方法 (知財庁、代理人、他)	出願 権利	③ アフリカ諸国への出願実績、 OAPI、ARIPOの制度、運用の状況	④ アフリカ諸国での、権利行使事例	⑤ 企業からの要望、需要	⑥ 現状の問題点	⑦ 政府(特許庁)への要望
M社	<ul style="list-style-type: none"> 海外の商標調査、登録、更新、管理などの商標及び商標周辺に限定した業務(ユーザ数 1,428社) 商標権の侵害対応も多少。特許・意匠等は対象外 ドメインネーム管理システム(上場企業 108社) 大手特許事務所:調査の下請けなど若干。 ビジネス件数:37カ国、49ヶ所、総計2,631件(ドメインネーム登録を含む) <p>南アフリカ:578、エジプト:266、モーリシャス:133、ジンバブエ:125、スーダン:117、モザンビーク:100、etc.</p>	<ul style="list-style-type: none"> 海外代理人事務所:世界152カ国、1,116社のネットワークINTAの総会や各国の国際会議、メール等で積極的にコンタクトをとり、ネットワークを増やしている。 各国の現地事務所と直接コンタクト(ダイレクトライン) 近隣の大手事務所や南アフリカの事務所経由を通じて、仕事を行うこともある。 現地の代理人からの売込みもあるが、クオリティがあまり高くないところが多い。 	商標	<ul style="list-style-type: none"> 南アフリカ、エジプトが多い。南アフリカでは、100社くらいの更新と、20社くらいの出願の支援実績がある。 OAPIへの出願実績:あるが、反応が遅い。 OAPIに対する出願は、英系や中近東の代理人を経由している。 ARIPOへの出願実績:なし バンジュール協定については出願可能との認識がなく、必要な国にはそれぞれ、直接出願している。 	<ul style="list-style-type: none"> 1件(エジプトで模倣品に対する警告状を送ったことがある。) 模倣品は、中国製と思われる。 	<ul style="list-style-type: none"> 公報等をデータベース化して欲しいという要望はある。 現地代理人の紹介もしている。(2004年から、各国の特許事務所の成績を、回答の早さ、正確性、コストを基準として付けており、ランクのいい事務所を紹介するようにしている。) 	<ul style="list-style-type: none"> 南アフリカについては特に問題点を感じない。 エジプトは出願から登録までが5年くらいと非常に遅い。代理人と特許庁の双方に問題があると感じている。 モロッコは、古くは英語圏とフランス語圏で、二つの特許庁があったが、併合された後も、仏語と英語が混在している場合があり、コミュニケーションに困っている。 特許庁が出願書類を資料を紛失してしまったり、登録証がなかなか発行されないという国もある。 一般的に、アフリカ諸国では代理人および特許庁とも反応が遅いと感じられる。 	<ul style="list-style-type: none"> なるべく多くの国が、仕組みを整え、国際基準を満たすように、指導して欲しい。 まずは、登録がスムーズにできて欲しい。
N社	<ul style="list-style-type: none"> 現地代理人等を通じた各国制度の調査(アフリカの調査はまれで、過去6年間は一度も無い。) 海外特許庁への特許、意匠、商標の権利化のための出願の仲介(大手企業がメイン) 特許事務所:年金管理の依頼 	<ul style="list-style-type: none"> 海外の代理人とは20年以上前からの付き合いがある。 商標の権利化を通じて得た代理人とのコンタクトを特許、意匠でも活用する。 現地の代理人とのコンタクトは、INTA等への参加を通じて、新規開拓をおこなっている。 現地の代理人のレスポンスが悪いときには、南アフリカやチャネル諸島の代理人を経由している。 北アフリカ諸国については、中近東の代理人経由で現地にコンタクトすることもある。 日常的にコンタクトしている代理人事務所:アフリカ全体 約30カ国、各国1、2ヶ所(南アのみ、それよりも多い) エジプトにも、直接交渉している代理人事務所があるが、レスポンスがよくないので中近東の代理人を経由することや、代理人を変更する等を試みている。 モロッコは、従来からいい代理人がいて、問題点は感じられない。 	商標	<ul style="list-style-type: none"> アフリカ諸国の全ての国で、出願前調査及び出願の実績がある。 OAPIへの出願はあるが、ARIPOへは無い。 ハブになる代理人からは、ARIPO加盟国の国内法の整備が遅れており、条約とリンクしていないという情報を受け取っている。 OAPIへの出願は、南アフリカやチャネル諸島のハブ代理人を経由して行っている。カメルーンを始めとする、OAPI加盟国の代理人に直接依頼した実績は無い。 	<ul style="list-style-type: none"> かつら(女性用つけ毛)の模倣品対応のため、中央アフリカで、商標権に基づく権利行使をしようと試みたことがある。 南アフリカの代理人経由で、OAPI諸国で試みたが、結局のところ、途中であきらめることとなった。 模倣品は中国からのものが多く、権利行使をしたいということもあるが、一般的に代理人の対応はよくない。 食品や自動車部品等の模倣品は多いが、権利行使には、まだいたっていない 	<ul style="list-style-type: none"> 出願依頼等はコンスタントに需要があり、変動はそれ程無い。 世界全体でのアフリカ諸国の重み:5~10% 	<ul style="list-style-type: none"> 出願処理が遅い国が多いのが問題となっている。 リビアでは登録済みの商標がキャンセルされ、新たに登録をしなければ有効な権利とならないとの処置をされたことが、これまでに2回あった。 	<ul style="list-style-type: none"> アフリカ諸国では、ナイジェリアのように現在でも原簿を手書きで行っている国もある。 データベース化などインフラの整備の支援をお願いしたい。 支援およびアフターケアを十分行い、支援が無駄にならないようにして欲しい。
			特許	<ul style="list-style-type: none"> 出願は南アフリカがほとんどである(年間30~40件)。 その他の国では、ナイジェリア(年間10件程度)、エジプト、モロッコ、ケニア(年間数件)の出願があるのみで、その他は殆どない。 OAPIへの出願はこれまで3、4件であった。 ARIPOにも顧客からの指示で1件だけ出願した実績がある(指定国は2カ国)。 出願ルート:医薬品などはPCTルートで、自動車関連の企業などはパリルートで直接出願している。 	<ul style="list-style-type: none"> 4年位前から南アフリカ、アルジェリア、ナイジェリア、モロッコでの出願の依頼が増えている。 業種としては、医薬、車、農薬関連の企業が多い。 世界全体でのアフリカ諸国の重み:0% 	<ul style="list-style-type: none"> 特に問題は無い。 ただし、これは需要が少なく、まだ問題が顕在化していないためと思われる。 		
			意匠	<ul style="list-style-type: none"> 南アフリカが年間10件程度、エジプトが年間1、2件程度で、その他の国への出願は無い。 OAPI、ARIPOへの出願は無い。 	<ul style="list-style-type: none"> ここ2、3年、南アフリカに対する車や電気メーカーの出願が増えている。 世界全体でのアフリカ諸国の重み:1%程度 			

7_2 アフリカ代理人事務所、知財庁ヒアリングの調査結果

アフリカ諸国における産業財産権保護の現状について、詳細を調査するため、アフリカ諸国の代理人事務所等に対する現地ヒアリングの結果を以下にまとめた。

1. 訪問先都市および聴取先（詳細は訪問先ごとにまとめた）

① プレトリア（南アフリカ）

- (1) Adams & Adams 法律事務所 : Mr. Dario Tanziani 他
- (2) Companies and Intellectual Property Registration Office (CIPRO) :
Ms. Melanie Bernard- Fryer 他

② ナイロビ（ケニア）

- (3) Kenya Industrial Property Institute (KIPI) : Mr. Joseph M. Mbeva 他
- (4) Kaplan & Stratton 法律事務所 : Mr. Peter Hime 他

③ ヤウンデ（カメルーン）

- (5) OAPI : Mr. Bangoura Faouly 他
- (6) CABINET CAZENAVE S.A.R.L. : Mr. Bertrand CAZENAVE
- (7) CABINET EKANI-CONSEILS : Mr. Barrister EKANI Denis 他
- (8) CABINET ALPHINOOR & CO : Ms. Jacqueline ADIABA 他

④ カイロ（エジプト）

- (9) SABA & Co. Egypt : Ms. Hoda Serageldine 他
- (10) Abu-Ghazaleh Intellectual Property (AGIP) Egypt Office : Mr. Ahmed Donia 他

参考)

- ・代理人事務所に対する主な質問事項
アフリカ諸国への出願実績、および OAPI、ARIPO の制度、運用の状況
訪問事務所の顧客の概要（開示可能な範囲で）
代理人のネットワーク等（代理人（弁理士、弁護士）、他）
アフリカ諸国での、権利行使事例
現状の問題点
政府（特許庁）への要望
- ・各国知財庁に対する確認事項
制度、組織、運用状況等の概要
期待される支援策

以下、訪問先ごとに報告をまとめた

調査面談報告（1）

Adams & Adams (<http://www.adamsadams.com/>)

日 時：平成 21 年 1 月 26(月) 9:30-11:40

対応者：Mr. Dario Tanziani, Chairman of Patent Development

Ms. Nicky Garnett（特許の担当）、Mr. Simon B. Brown（商標の担当）、

Ms. Janice Galvad（外内出願の担当）、Ms. Esme D du Plessis（法律顧問）

当 方：国際法制研究室 岩田室長、吉岡主任研究員（記）

ヒアリングは、事前に送付したヒアリング項目についてプレゼンがあり、逐次質問をす
るという方法で進めた。

1 アフリカ諸国への出願実績、および OAPI、ARIPO の制度、運用の状況

- ・ 当社は、1908 年に設立された南アフリカで最大の知財法律事務所で、世界各国から種々の賞を受賞している。
- ・ 南アフリカ、ケニア、OAPI、ARIPO、エジプトに対する特許、商標の 2008 年の出願実績（2008 年）は下表の通りである。

	南アフリカ	ケニア	OAPI	ARIPO	エジプト
特許	2,864	7	82	74	4
商標	7,444	100	270	2	70

- ・ 2008 年の出願の国別内訳は以下の通り。

	南アフリカ	米国	英国	独	スイス	仏	その他 欧州	日本	中国	その他
特許	15%	33%	8%	7%	8%	4%	16%	2%	0%	8%
商標	40%	22%	8%	10%	6%	7%	0%	2%	5%	0%

- ・ 国内では、種々の研修に貢献している。例えば、税関職員に対する不正商品問題、プレトリア大学の学生に対する、特許法、薬品特許問題の解説等がある。
- ・ 最近法改正を行ったとの新聞情報があることに対して：特許法の改正ではなく、Technology Innovation Agency Act という法律の新設であり、技術移転機関（日本で言うところの TLO）の設立等が含まれている。
- ・ OAPI：ヤウンデ（カメルーン的首都）に本部のある広域特許商標庁であり、バンギ協定に加盟している、フランス語圏の旧仏領 16 カ国の加盟国からなる。加盟国はバンギ協定に批准しており、国内法を制定することなく、バンギ協定に従って加盟国の全てで有効な工業所有権の登録等が行われている（個々の国を指定した出願や各国単位での登録はできない）。OAPI への代理は OAPI の認定が必要であり、現在、認定代理人はカメルーン他 OAPI 加盟国の数箇所にいる。
- ・ ARIPO：ハラレ（ジンバブエの首都）に本部のある広域特許商標庁であり、英語圏の 16 カ国が加盟している。特許を対象としたハラレ議定書にはソマリアを除く 15 カ国

が加盟し、商標を対象とするバンジュール議定書への加盟は8カ国のみである。ARIPO への出願は、出願時に権利付与を求める国を指定する EPO の制度に類似した制度となっているが、多くの国で国内法の整備が遅れていることもあり、特に商標の場合ではボツワナ以外の国では、有効な登録が得られるかについて、疑問視されている。ARIPO 加盟国の代理人であれば、ARIPO への出願代理を行うことができる。ARIPO の公報は2ヶ月に一回、紙ベースで発行されており、Adams & Adams に依頼すればコピーを入手することが可能である。ただし、公報に記載されるのは書誌事項のみであるので、クレームや明細書を入手するためには、都度、ARIPO に行って、コピーを請求する必要がある。

2 代理人のネットワーク等

- ・南アフリカに限定することなく、アフリカ全土 (OAPI、ARIPO を含む) の代理人とのネットワークを組み、日本や欧米の顧客、代理人からの依頼に対応できる体制を整えている。特に、ボツワナ、レソト、ナミビア、スワジランド、モザンビーク、ARIPO の事務所とは個別の関係にあり、また、OAPI、アンゴラの事務所とは2009年からの提携を申し出ている。
- ・更に、アフリカ全土の現地代理人を定期的に訪問し、関係を維持している。この2年間で、28ヶ国以上のアフリカ諸国を訪問した実績がある。
- ・その他、下記の国際的な組織や代理人ネットワークに加盟、連携している。
 - ・ SAIPL (South African Institute of Intellectual Property Law) ¹
 - ・ APPIA (Association Pour la Promotion de la Propriété Intellectuelle en Afrique²)
 - ・ SADC³

3 アフリカ諸国での、権利行使事例

- ・ 商標訴訟：これまで多くの多国籍企業の代理でアフリカ諸国での商標の訴訟を担当した。
- ・ 各国とも裁判の動きが遅いのが喫緊の課題である。
- ・ 模倣品対策の実績として、幾つかのアフリカ諸国 (南アフリカとモザンビーク) では成功確率が高いという感覚がある。
- ・ 南アフリカでの特許執行について：南アフリカでは特許の実体審査が無く、全件が登録されるので、権利の安定性に問題があると考えている (特許性を判断するために他の先進国におけるパテントファミリーの状況を調査することもある)。模倣品が発見された時は、まずは、警告状 (non-threatening letter) の代わりに要求書 (letter of demand) を送付している。
- ・ 特許権に関する論争での裁判例：禁止命令の活用にくわえて、損害額、費用等を考慮している。ただし、裁判の速度は遅く、権利行使に3年かかった例もある。

¹ SAIPL (<http://www.saiipl.org.za/>)

² APPIA (<http://www.asappiaaf.org/index.php>)

³ SADC (<http://www.sadc.int/>)

- ・ アフリカでの特許訴訟事例：特にナイジェリアでの裁判例
 - (1) ファイザー vs. Tyonex Nigeria, Ebamic Pharmacy：ナイジェリア連邦高裁 (23 Jan. '07)、ノルバスク (ベンゼンス酸アムロジピン) に関するナイジェリア特許に基づく訴訟で、ファイザーが勝訴した例。
 - (2) その他、ファイザー関連の訴訟は、ケニア (ARIPO) でも実績がある。

4 現在のアフリカ諸国の問題点

- ・ ナイジェリア、アンゴラ、サントメ・プリンシペ：PCT に加盟しているが、出願を処理するための国内段階の法制度が整備されていない。
- ・ アンゴラ、ボツワナ：審査、登録まで非常に時間が掛かる。
- ・ ザンビア、マラウイ、リベリア、シエラレオネ、コンゴ民主共和国、ナミビア等の諸国では、法律や制度が古く (時代遅れとの表現)、知財庁スタッフの訓練が行き届いていない。
- ・ 最近、法制度を改正した国として、タンザニア、ブルンジ、ルワンダ、エチオピア、アンゴラ、サントメ・プリンシペ、カーポベルデ、ガンビア、ナイジェリア、OAPI、ナミビア、ウガンダなどがある。

5 政府 (特許庁) への要望事項

- ・ これまで通りの南アフリカと日本の相互協力を推進したい。特に、IP 分野を優先して欲しい。
- ・ 2007 年 11 月の対南アフリカ JICA ミッションの推進。
- ・ 2008 年 3 月の Project Design Mission: 生物資源およびそれに関連した知識の保護、革新の促進、IP 保護、模倣品の取締。
- ・ 2008 年 8 月：南アフリカは日本に対して、人材能力開発プロジェクトで 3 年間の技術協力の公式要求を提出した。2009 年 1 月 26 日から 29 日に JICA、南アフリカ DST、WIPO の共催でワークショップが開催される。目標：地域協力の研修期間の設立、IPR の創造、保護、利用の効率化、政府の IP の認知、知識の改善等。

6 その他

PAIPO (汎アフリカ知的財産機関: Pan African Intellectual Property Organisation) について

PAIPO 設立に向け、2 年間活動している。目的は、IP 分野でのアフリカ大陸諸国間の協力の推進。アフリカ連合 (AU) の科学技術アフリカ首脳会議 (AMCOST) と連携している。

2006 年に南アフリカでワークショップを開催した。ワークショップには Esmé du Plessis 教授が参加した。課題として、PAIPO の機構 (組織、機能、権限) の確立、IP の中央官庁の設立の要否、伝統的知識や遺伝資源の保護、などが検討されている。

参考情報)

現在、Adams & Adams 事務所の事務所ビルは、プレトリア (南アフリカの首都) の中

心地から東に少し離れた、塀に囲まれた場所にあるが、来年、中央省庁が建設中の合同ビルに引っ越す時に合わせて、新たな中心地（現在より東の地域）に移転する予定である（市街地域が拡大しており、官民とも東の地域に移動している）。

Esmé du Plessis 教授はナミビアの法改正に対してもコンサルタント的な役割を果たしている模様。

以上

調査面談報告（2）

CIPRO : Companies and Intellectual Property Registration Office

(<http://www.cipro.co.za/>)

日 時 : 平成 21 年 1 月 27 日(火)8:30-10:30

対応者 : Ms. Melanie Bernard- Fryer, Chief Operations Officer

Ms. Fleurette Coetzee,, Senior Manager: Trade Marks Division

その他、特許部門、著作権部門からも担当者が出席した。

当 方 : 国際法制研究室 岩田室長、吉岡主任研究員（記）

ヒアリングは、事前に送付したヒアリング項目について先方から庁の全体像、特許、商標および著作権に関するプレゼンがあり、プレゼンに対する追加的な逐次質問を行った（プレゼン資料は電子データで入手した）。

1 制度関連

- ・ CIPRO の組織として、最高執行責任者（COO）の下に知財部門があり、知財部門は商標部、特許・意匠部、著作権部からなる。
- ・ **商標部**は、部長（記録官：Registrar）、法務担当副部長、登録担当副部長からなり、法務担当の元に異議申立担当と審査担当が、登録担当の元に出願、調査、一致、維持、登録証、更新、公式アクション、受理の担当があり、総勢 80 名程度である。
 - ・ 商標部の業務としては、顧客窓口・インフォメーションデスク、個人や代理人からの願書の受理、出願処理、調査、審査等のオフィスアクション、一方当事者審問（意見聴取）、受理・公告、異議申立、審問（中間、方式）、登録、維持、削除・抹消、取消、更新・回復等がある。
 - ・ 審査官は 15 名で、方式審査、実体審査を行っている（先行商標の検索にはインターネットを使用している）。
 - ・ 課題：スタッフ等の能力不足、登録証発行等の処理時間の問題がある。電子出願（電子出願のソフトは現在開発中である）、電子公報、マドリッドプロトコルへの加入等が検討されている。
- ・ **特許・意匠部**は、管理担当と PCT 受領担当、法務担当からなり、管理担当は、願書の受理、品質保証・登録証、維持、更新・復活・情報開示、意匠等からなる。スタッフは 44 名である。
 - ・ 特許登録：南アフリカでは特許登録は、特許法（1978）、PCT 規則に基づいて審査登録が行われている。
 - ・ 庁内で用いている電算化システムは Ptolemy⁴と呼ばれ、Sword（フランス）社で設計され、Sward（南アフリカ）社で更新維持されている。
 - ・ 国際条約への加盟状況：パリ条約（1947）、WIPO（1975）、TRIPS 協定（1995）、ブダペスト条約（1997）、PCT（1999）、UPOV 条約（1977：未執行）

⁴ Ptolemy (<http://www.sword-group.com/English/Solutions/SoftwareComponents/Pages/PTOLEMY.aspx>)

- ・意匠登録は、意匠法と同規則に基づいてなされる。年間の出願件数が少ない（約 2,000 件）ため、意匠部は一担当からなる（審査は特許と同様に行われる）。南アフリカの意匠には美的意匠（15 年）と機能的意匠（10 年）の二つのタイプで登録ができる。
- ・著作権部は、マネージャ以下 3 名。現在は映画フィルムの寄託のみ受け付けている。
- ・国際条約等への加盟状況：ベルヌ条約（1886）、WIPO 著作権条約（1996）、WIPO 実演・レコード条約（1996）、TRIPS 協定（1994）

2 運用状況

- ・ Patent Journal（特許公報）は、月次で出版され、出願、公告、登録特許、登録商標、登録意匠、寄託著作権（映画フィルムかビデオのみ）が含まれる。
- ・ 商標：2008 年の出願件数は 29,852 件であった。
- ・ 特許統計：2007 年度 出願 10,830 件、PCT の国際段階 96 件、登録証 7,205 件

	合計	外国	PCT
2003 年度	9,990	5,379	192
2004 年度	10,420	4,563	2,958
2005 年度	10,456	6,035	5,475
2006 年度	10,753	6,729	5,936

- ・ 処理時間：CIPRO 提出後 12～18 ヶ月、異議の制度は設けられていない。
- ・ 電算化初期：
 - ・ Ptolemy 内部利用 1998 年
 - ・ 書誌事項データ入力 1996 年
 - ・ 特許代理人へのオンライン検索設備提供 2006 年
 - ・ 南アフリカ特許は CIPRO で紙でのみ閲覧可。
- ・ 今後の戦略と目標
 - ・ 特許データベースプロジェクト：紙からデジタルへ。サービスへのアクセス改善。
 - ・ フェーズ I：1988 年から 2008 年までに南アフリカで登録された全ての特許を Web で利用可能とする予定。しかし、IP 分野では経験のあるサービスプロバイダがおらず、海外のプロバイダは高価すぎるという欠点があった。そこで、WIPO の協力によって、これらの解決策として、PatentScope が利用可能となった。
 - ・ PatentScope 南アフリカ：1988-2008 の南アフリカ登録特許が PatentScope 上で間もなく利用可能になる予定。CIPRO は、自サイト上に PatentScope を設計する予定。南アフリカ特許の要約、明細、クレーム、図面がアクセス可能になる。
- ・ 著作権：映画登録 年間 200 件前後（殆どが海外である）。

参考情報

庁舎は、プレトリア中心部の南アフリカ通産省キャンパスの一角に所在するが、来年には建設中の合同庁舎ビルに移転の予定とのこと。

以上

調査面談報告（3）

KIPI : Kenya Industrial Property Institute (<http://www.kipi.go.ke/>)

日 時 : 平成 21 年 1 月 28 日(水)10:00-12:00

対応者 : Mr. Joseph M. Mbeva, Chief Patent Examiner

Mr. Reuben Kipkirui Langat, Senior Patent Examiner

Mr. Evans Misati Mboi, Senior Patent Examiner

Mr. Leonard K. Kosgei, Senior Trade Mark Examiner

他、日本への留学経験 (JICA) のある方が複数同席。

当 方 : 国際法制研究室 岩田室長、吉岡主任研究員 (記)

ヒアリングは、事前に送付したヒアリング項目についてプレゼンがあり、逐次質問をするという方法で進めた。

1 制度関連

- ・組織としては、テクニカルサービス部門に審査長官 (Principal Examiner) がいて、その下に主任特許審査官 (特許部) と主任商標審査官 (商標部) がいる。
- ・特許部 (Division) には 3 課 (Section) あり、物理学 (Physical Science) 課、自然科学 (Natural Science) 課、工学 (Engineering) 課からなる。現在は、生物学と生物医学に分かれているが、統合して自然科学課となる予定である。特許の審査は時間の管理が重要となる。基本的に、出願後 3 年以内を目標としている。また、付与前異議はなく、付与後異議のみである。各課には 3 名の審査官とアシスタントがいる。
- ・商標部には、2 課あり、審査 (Examination) 課、登録後 (Post Registration) 課である。スタッフは、6 審査官を含めて総勢 17 名である。異議申立期間は出願公告後 60 日、権利付与期間は 10 年である。

2 運用状況

- ・公報は、毎月始めに出版、販売している (価格 : KES200、US\$20)。年報は 12 月に発行している。公報、年報は KIPI に e-mail で申し込むことができる。
- ・審査用に、IPAS (IP Automation System) と呼ぶシステムを内部利用に供している。IPAS は、特許、商標、意匠に用いている。グラフィックデータは、読込んでデータベース化している。IPAS のオンライン化や公開は、技術的問題以外に、経費の負担に関する問題があるので、予定していない。データベースの一部として WIPO から入手したデータを IPAS に登録している。
- ・電子出願のシステムは、現在開発中である。
- ・特許の審査官は 4 名しかおらず、審査が予定より遅れ気味である。
- ・先行技術のサーチ検索は、PCT サーチレポートのみで行っている。EPO、WIPO、USPTO 等のサーチファイルも参照している。JPO のデータベースは、言語の問題があり使っていない。

- **ARIPO** 制度のメリット：
 - 1 出願で全加盟国に有効（ただし、ナイジェリアのように実体が伴わない国もある）。
 - 料金等の支払いが 1 回分で済む。
 - 代理人の選定も一カ国のみでよい。
 - 英語での出願が可能。
 - 登録後の維持管理も、**ARIPO** のみでよい。
- ただし、これらの利点は出願人にもみあって、加盟国の知財庁には利点と思われることばかりではない。
- **ARIPO** 制度のデメリット：
 - 加盟国の国内法によっては特許要件（特許対象）が異なる場合がある。
 - 一般的に審査に時間が掛かる。
- **ARIPO** の業務に対する作業協力として、ケニアから 1 名、審査官として **ARIPO** で働いている。
- **ARIPO** 料金は US\$ベースで加盟国に配分され、権利の維持に関する料金は低い。
- 特許出願件数 4,000 件、登録件数 2,000 件。ケニアから **ARIPO** への出願件数 50 件。
- ケニアはバンジュール議定書（商標）にもサインはしているが、批准はしていない。同協定を批准した場合、ケニア国内の代理人事務所のビジネスの減少になるという理由での反対が多い。

3 期待される支援策

- **WIPO** で実施している、人材育成関連の研修への参加。
- その他、**ARIPO**、**EPO**、**USPTO**、**SIDA**、**JICA** 等で研修への参加。
- 国内の IP 及びその権利に関する認知度が低い（50%）のが問題であり、これらを向上させるためのアドバイスが欲しい。
- **JPO** に対しては、インターネットアクセスに関する支援を希望している。

参考情報)

庁舎はナイロビの南郊外にあり、守衛がいる塀に囲まれた敷地内に所在する。門を入れて直ぐの建物入口に、出願受付窓口があるが、出願人が来訪している様子は無かった（後に訪問した特許事務所では出願書類を **KIPI** に持参しているとのことであったが、多くの出願人がいる様子ではなさそう）。

以上

調査面談報告（４）

Kaplan & Stratton Advocates (<http://www.kaplanstratton.com/>)

日 時：平成21年1月28日(水)14:30-15:30

対応者：Mr. Peter Hime, Partner,

Mr. Patrick Ikimire, Advocate

当 方：国際法制研究室 岩田室長、吉岡主任研究員（記）

ヒアリングは、事前に送付したヒアリング項目について回答が用意されており、必要に応じて追加の質問をするという方法で進めた。

1 アフリカ諸国への出願実績、および OAPI、ARIPO の制度、運用の状況

- ARIPO 協定に基づき、特許、実用新案、意匠の出願は、ARIPO に直接出願できる。代理人の要件は ARIPO で認定するのではなく、ARIPO 加盟国のいずれかの国の知財庁に認定された代理人であればよい。
- ARIPO 出願に際して、様式と記載内容に関して特定の要件に従い、必要な手数料の支払が必要。願書は e-mail でも送付可能であるが、その後、確認のためコピーを宅配便か郵便で送る必要がある。手数料の支払いは指定の銀行口座への電信為替でのみ可能。
- KIPI は、購読可能な公報を毎月発刊している。公報には商標、特許、実用新案、意匠の出願、登録の詳細を含む。KIPI に出願された、またはケニアを指定して ARIPO に出願されたものが掲載される。加えて、公報には KIPI が公衆の利益のために出版することが法律によって求められている関連情報も掲載される。なお、知財権に関連した法律改正の情報は公報ではなく政府広報で公示される。
- 先方事務所の経験では、IP 権の付与のための方式審査や実体審査の結果が出るまでにかなり長い時間（時には3年）を要している（KIPI や ARIPO の両方とも）。この点について、先方事務所では、IP 権の保護を獲得する費用を増加させるだけでなく、時には出願人に途中で出願を放棄させることになるのではないかと危惧している。
- 事務所の意見として、ケニアの IP 権の保護システムにおいて、改善と是正が必要な領域は、特に管理（行政）の面である。KIPI のスタッフは、審査、公報での公開、登録証の発行等に掛かる時間を減少させる、種々の事務処理の効率を高める必要がある。処理の遅延は願書の処理だけでなく、登録証の発行時にもあるし、特許を維持する年金の処理でも当てはまる。
- ケニアは ARIPO 商標の登録に関するバンジュール協定に署名したが、様々な理由で批准には至っていない。それ故、現在は、ケニアを指定して ARIPO に商標出願をしても、ケニアで有効な商標権を得ることはできない。
- 他の ARIPO 加盟国での登録の有効性に関しては、その国の IP 庁あるいは代理人事務所に確認したほうが良い。
- 数年前 KIPI で企画された電算化プログラムは、手作業の全ての出願と登録の情報の記録と維持に関する以前の問題を現在顕著に改善している。

- ・ケニアでは、IP の権利者は侵害を提訴することができる。法的手続きは裁判所に対して行うが、ケニアの裁判所は多くの滞貨を抱えており、例えば差止めの場合で約 2 年を要する。
- ・輸入業者や小売業者に対する告訴は、貿易記載法（取引表示法：Trade Descriptions Act）や対不正商品防止法 2008 に基づいて、担当当局に要求することができる。ただし、ケニアでは、模倣品の事件を監視し、記録するシステムが無いので、統計的データを報告することはできない。
- ・ケニアの税関部門の問題として、権利者による情報 (Recordal) システムが無いため、税関官吏が、本物と模倣品との区別ができないということがあり、結果として模倣品の流入防止や早い発見を妨げている。
- ・個人や代理人による権利行使は、十分に行われているとはいえない。これには模倣品事件に対応する知識が不足していることも挙げられる。また、裁判所の手続きの遅れによって、権利者が行使の手続きを中止することもある（費用の増大の問題）。
- ・ARIPO 経由で登録された特許、実用新案、意匠、商標の各権利は、ARIPO 加盟国の国内法で付与されたと同じ効果を持つ。言い換えれば、付与された権利の特徴と範囲、は、ARIPO 協定によって決まるのではなく、指定国の国内法による。

2 訪問事務所の顧客の概要（提供サービスの概要）

- ・KIPI、ARIPO への商標、サービスマーク、特許、実用新案、意匠の出願書類の提出。
- ・KIPI、ARIPO への商標、サービスマーク、特許、実用新案に関する、更新、ライセンスの権利情報、権利者の名称、住所の変更、を含む様々な処理。
- ・ケニア植物衛生検疫所 (KEPHIS) への植物育成権の出願書類の提出、登録維持年金支払の出願書類の提出。
- ・著作権、ドメインネーム、電子商取引に関する事項のアドバイスの提供。
- ・KIPI への係属中の特許出願や登録特許の維持年金、及び KIPI、ARIPO への商標、サービスマーク、意匠の更新の出願書類の提出。
- ・異議申立、取消、侵害訴訟手続、その他。
- ・訪問事務所はナイロビに事務所があり、ケニア以外には、直接 IP 法サービスを提供していないが、顧客の要望により、仲介をしたり、取引先の IP 法律事務所にサービス提供を依頼したりしている。
- ・顧客から事務所への指示は、出願人から直接ある場合もあるが、多くは、出願人の国の代理人事務所を経由して届く。アフリカ諸国以外の出願人は、主に欧州、米国であり、アジア（日本を含む）からは少ない（英、独、蘭、仏、ベルギー、米国、インド、日本、オーストラリア、イスラエル等）。

3 代理人のネットワーク等

- ・我々が知る限りでは、一般に、ケニアやアフリカには IP 法サービスに専門化（特化）し、提供するような組織化されたネットワークや個人や法律事務所の協会はない。し

かし、LEX Africa⁵（アフリカ 53 ヶ国をカバーする主要な法律事務所の独立した（自主的な）協会）を通じて、該当国の法律事務所を特定することは可能である。更に、以前からの関係の維持や他の法律事務所からの推薦などを通じて、該当国で顧客の要求を委託可能な法律事務所を特定することは可能である。

4 アフリカ諸国での、権利行使事例

- ・我々は正式に、他国（特に欧州、米国又はアジア）の顧客の代理を務めた実績がある。ただし、顧客と弁護士との秘密保持の関係で過去やの事例を開示することはできない。一般的には以下の通り。
 - (i) 第三者を訴えたり、第三者からの訴えに対する弁護したり。差止命令（禁止命令）、損害賠償等。権利の種類としては商標、特許、実用新案、意匠、植物育成権、著作権など。
 - (ii) 第三者の権利に対する異議申立、商標、サービスマーク、意匠、植物育成権等の登録の防止。
 - (iii) 第三者の権利の取消（revoke）、無効等。

5 現状の問題点

- ・ARIPO のシステムについての特別な改善や是正の要求や提案は無い。顧客の企業からも制度の改善要望は出されていない。

6 政府（特許庁）への要望

- ・JPO への技術的又は他の援助について、特別な要求は持っていない。

（参考情報）

事務所は、ナイロビ中心部の小高い丘の森林に囲まれたビルの最上階（9 階）にあり、ビルの周囲は物々しい警戒態勢が敷かれていた（現地の人が出願の相談のために気楽に事務所を訪問するという雰囲気ではなく、業務の中心が諸外国の企業を相手にしているからではないかと推察された）。

以上

⁵ LEX Africa (<http://www.lexafrica.com/>)

調査面談報告（5）

OAPI : African Intellectual Property Organization

(<http://www.oapi.wipo.net/en/OAPI/index.htm>)

日 時：平成 21 年 1 月 29 日(木)10:00-11:45

対応者：Mr. Bangoura Faouly, Directeur du Departement des Affaires Juridiques

Mr. Maurice Batanga, Chef de Service des Affaires

Mr. Aurelien Francis Pangop, Service des Affaires Juridiques et du Contentieux, Juriste

他、各部門のチーフクラス 4 名が同席。

当 方：国際法制研究室 岩田室長、吉岡主任研究員（記）

ヒアリングは、事前に送付したヒアリング項目についてプレゼンがあり、逐次質問をするという方法で進めた。

1 制度関連

- ・ OAPI は、アフリカ内の地域システムの一つであり、16 の加盟国で有効なバンギ協定をもち、各国は国内法を持っていない。バンギ協定は 1962 年と 1977 年に修正され、バンギ協定の最新版は、第 2 版（1999 年 2 月）である。
- ・ OAPI の主な業務は以下の 4 つである。
 1. IP 権利の登録、保護
 2. 登録その他の情報の文書化、情報の公開、出版
 3. 加盟国への関与、開発、ヘルプ、調査等
 4. IP 関連の研修
- ・ 研修センタは、OAPI 内（独立した建屋で OAPI 内の特定の部屋が研修で使用されている）の他、各加盟国にもある。
- ・ OAPI システムの特徴は以下の通りである。
 - ① 一つの法律であること。ARIPO は、各国で国内法があるが、OAPI は、バンギ協定のみ。
 - ② 中央集中であり、どの加盟国での保護が必要であっても、OAPI に願書を送るだけで済む。
 - ③ OAPI で登録されれば、加盟 16 カ国全てで有効となる。
 - ④ 加盟国毎の国内知財庁はない。
 - ⑤ OAPI として加盟している国際条約：パリ条約、ベルヌ条約、ローマ条約、UPOV 条約、TRIP 協定、ハーグ協定（September 16, 2008）
 - ⑥ 外国からの出願人も加盟国内の出願人と同じ条件で扱われる。
- ・ 対象となる権利：特許、実用新案、商標・サービスマーク、意匠、商号、地理的表示、回路配置、植物新品種、文学的及び美術的著作物、不正競争：合計 10 個
- ・ 組織：管理理事会、高等委員会、事務総長の 3 つから構成される。
- ・ 管理理事会は加盟 16 カ国で持ち回りで実施する。毎年、加盟各国の首都で行う。

- ・高等委員会に対して、事務総長の査定に対する上訴ができる。
- ・事務局はヤウンデ (カメルーンの首都) にあり、監査役、事務総長アシスタントの他、5 部門 (研修センタ、技術援助・開発、IP 権保護、人事・経理、法務・総務) がある。計約 100 名。
- ・IP 権保護部門：二つの主なサービス：
 1. 特許、その他の技術創出サービス：特許、植物新品種、回路配置等の IP 保護
 2. 識別性のある標識サービス：商標、意匠、商号
- ・商標：方式審査は、3 ヶ月で回答している。事務総長に拒絶された場合は、高等委員会に上訴する。
- ・特許：方式審査の後、技術審査を行う。技術審査が通ったら事務総長が登録証にサインする (技術審査は新規性等を調べる実体審査とはことなるもので、出願の技術分野が特許対象であるかを調べるもの)。
- ・審査官：商標 6 名、特許 3 名。その他スタッフを含めて、部門で 22 名。
- ・技術援助・開発部門：公報 (仏語のみ)、年報、統計、OAPI マガジン、内部資料の発行。
- ・データベース情報の文書化：技術資料や内部資料の文書化を行う。

2 運用状況

- ・公報の発行はこれまで 3 ヶ月毎だったが、2009 年からは隔月に変更している。OAPI マガジンは定期的には発行していない。
- ・内部の DB は電子化しているが、内部利用のみでインターネット上には公開していない。
- ・特許の登録情報は EPO に電子的に送り、EPO が esp@cenet 上で更新している。商標 DB は内部利用のみに作成し公開していない。
- ・商標 DB や公報のオンライン化、オンライン支払いは、今はしていない。DB の WEB サイトでの公開は将来的には検討するが、現在は予定していない (公開の費用をどのようにして負担するか、あるいは閲覧者に課金するか等の問題がある)。
- ・OAPI 研修センタでの研修生の数：一回の研修で最大 60 名が受講可能。OAPI 内に宿泊施設は無いので、近くのホテルに宿泊することになる。研修期間は研修プログラムにより 1 ヶ月、3 ヶ月、1 年など。
- ・各種統計資料を年報に掲載している。資料は公式に加盟国と WIPO に配布している。
- ・審査状況：特許は通常 6 ヶ月で登録される。異議申立が無ければ 1 年以内である。商標、意匠は平均 6-7 ヶ月で登録される。
- ・審査結果：願書は公開していない。公開するのは登録された権利のみ。他国 (他機関) の審査結果は必要ないので利用していない。

3 期待される支援策 (国際機関・先進国等からの産業財産分野におけるアフリカ諸国に対する過去の支援実績 (制度整備支援、IT 化支援、人材 (官、民) 育成支援等) と今後の要望 (我が国に対する要望事項など) について

- ・海外からの OAPI への支援：主に知財庁：WIPO、EPO、ARIPO、USPTO、各国

知財庁。昨年、JPO と非公式に技術協力の約束をした。支援は、IP 研修のための技術支援と経済支援である。OAPI や加盟国での研修サポートを希望している。

・日本に対する要望事項：

- ① 特に、経済的サポート、IP 研修サポート
- ② 助言：中小企業での IP の有効的な活用方法
- ③ セミナ、研修： OAPI と JPO のスタッフの交流。OAPI のスタッフが JPO を訪問し、どういう風に仕事をしているかを実際に見学する。日本からは JPO の技術スタッフを OAPI に派遣し、実務的な研修を行う。
- ④ OAPI のことを日本に知らせたい。仏語で作成しているドキュメント (OAPI マガジン) を英語に翻訳し、日本に送るので、日本語に翻訳して欲しい。OAPI の Web サイトも、日本語ページを作りたい。
- ⑤ OAPI 及び加盟国の研究所のスタッフを日本に、日本から研究所のスタッフを OAPI にというように、研究所 (特に医療部門) 間の交流を図りたい。
- ⑥ 日本の JICA のスカラーシップで日本の研修に参加したい。これまで、誰も日本に行ったことがない。

参考情報)

OAPI の事務所は、ヤウンデ (カメルーンの首都) の中心部から北東に少し離れた場所にある。住居表示は有効に使用されていない様子で、正確な所在場所を知らなければ訪問することは困難と思われる。

以上

調査面談報告（6）

CABINET CAZENAVER S.A.R.L.（ヤウンデ、カメルーン）

日 時：平成21年1月30日(金) 10:00-11:30

対応者：Mr. Bertrand CAZENAVER, Conseil en Propriete Industrielle

当 方：国際法制研究室 岩田室長、吉岡主任研究員（記）

ヒアリングは、事前に質問状を送付したが、回答は事後送付するとのことであり、一問一答の形で実施した。

1 アフリカ諸国への出願実績、および OAPI、ARIPO の制度、運用の状況

- ・ 同行した OAPI スタッフから、ベストな事務所だとの紹介があった。
- ・ 出願実績などは、後で E-mail で送るとのこと。
- ・ OAPI に対する代理は、カメルーンのみでなく、加盟国のどこの国の代理人でも起用することができ、顧客の選択に任されている。OAPI が認定した代理人事務所は 30 社ほどであり、主にカメルーンのヤウンデ（首都）、デュアラに所在（18 社）し、その他の加盟国ではベナン、ブルキナファソ、コンゴ共和国、コートジボワール、セネガル、トーゴなどに代理人事務所がある。
- ・ OAPI としての公報は 1964 年に発行が開始されている。訪問した事務所には、これまでの公報のハードコピーが全て揃っていた。なお、バンギ協定に基づく公報は 1982 年より四半期毎に発行されている（2009 年からは隔月になった。）。
- ・ 出願書類は、全ての加盟国に有効な権利について、一人の代理人が提出する。詳細は出願の種類（特許、実用新案、商標、など）によって異なる。

2 訪問事務所の顧客の概要

- ・ 日本の顧客は、昔から 5 社以上いる。例えば、コニカミノルタも顧客である。特許出願の代理人となった経験がある。日本の顧客とは、直接連絡するのではなく、日本の代理人を通して連絡している。代理人は弁理士事務所であるとのこと。
- ・ 顧客は、商標の方が特許よりも多い。ただし、商標の顧客の場合、一旦登録すれば 10 年間取引はない。
- ・ 英語圏もしくは英語の顧客／代理人との連絡は書面で、Fax もしくは E-mail で行っている。
- ・ 顧客は、欧州、米国、南アフリカ、中国、韓国、インドなど世界中全てに在るが、主に欧州が多い。顧客の業種は、医薬品、食品など多くの業種がある。
- ・ アフリカ諸国には、殆ど顧客はいない。特に、英語圏の顧客は少ない。OAPI の加盟国にも顧客は殆どいない。
- ・ 出願の以外では、異議申立を含む、IP に関する全ての種類のコンサルティングを行っている。ただし、著作権は扱っていない。
- ・ 日本も含めて、海外の顧客を増やすために、事務所の Web サイトを計画している。
- ・ 事務所のスタッフは、現在 13 名である。

3 代理人のネットワーク等

- ・特定の代理人とのネットワークはないが、南アフリカの代理人事務所とは連携している。例えば、**John & Kernick**⁶。エジプトやケニアの代理人との連携は無い。

4 アフリカ諸国での、権利行使事例

- ・日本の顧客の権利行使の経験はない。日本以外の顧客では、異議申立や上訴、裁判などをサポートした。事務所として、弁護士資格は持っていないので、裁判になる場合は、弁護士と一緒にサポートすることになる。

5 現状の問題点

- ・OAPIの制度について、顧客は満足している。改善は必要だが、特に不満は聞いている。他の国の制度については、よく知らない。
- ・運用上の問題としては、(出願から登録までの)時間が長すぎると感じている。

6 政府(特許庁)への要望

- ・日本への支援の要望は、今は特に無い。考えてあれば後で連絡する。

参考情報)

事務所は、ヤウンデの郊外の塀に囲まれた一軒家。表通りに看板が出ていたが、事務所そのものには看板等は無かった(国内の出願人が依頼のために訪れる雰囲気ではない)。母屋が住居で、別棟が事務所となっている。2階建てで、事務室には秘書と事務員(2、3名)、実際に書類を処理していると思われる人が3名いた。PCはネットワークでつながれておらず、個々のPCでWordを使って文書を作成し、印刷出力して、FAXで送付、という方法での伝達手段と見受けられる。

顧客毎のキャビネットがあり、Aventis、Beyer、BMW、Sanofi、Konica Minolta、Nony (Sonyではない)、Tonyなどの社名に加えて、Adams&Adams等の事務所名が表示されているものもあった。多くの書類が、書棚、キャビネットに保管されており、一応整理されているが、全て紙ベースで処理されている模様。

所長は、白人の老齢の男性。CEIPI (The Centre for International Intellectual Property Studies)⁷卒。肩書きはConseil en Propriete Industrielleで、弁護士ではない。OAPI専門代理人協会(Association des Mandataires Agrées auprès de l'OAPI)⁸の名簿によると会計担当となっている。

なお、質問状に対する回答は後から送ると言われたが、帰国後回答を督促したところ、大半の質問に対しては「回答不能」とのこと。回答するためには、数百時間の稼働と€150,000以上の経費が掛かるので回答できないとの返事があった。

以上

⁶ John & Kernick (<http://www.johnandkernick.co.za/>)

⁷ CEIPI (<http://www.ceipi.edu/>)

調査面談報告（7）

CABINET EKANI-CONSEILS (<http://www.ekaniconseils.net/>)

日 時：平成21年1月30日(金) 14:00-15:30

対応者：Mr. Barrister EKANI Denis, Founder and Director of the Law Firm.

Ms. Me Francoise EKANI, Head of Intellectual Property service.

および事務所の代理人一名同席。

当 方：国際法制研究室 岩田室長、吉岡主任研究員（記）

事前に送付したヒアリング項目についての回答は後日送付するとのことで、当日は追加的な質問を行った。以下のまとめは後日送付された回答も併せてまとめた。

1. アフリカ諸国への出願実績、および OAPI、ARIPO の制度、運用の状況

- ・事務所としては、全てのアフリカ諸国に対して願書の提出が可能であるが、実績は無く、OAPI への出願のみである。海外の出願人の要求に従って、指定代理人と接触して OAPI 以外へ送ることはできる。当事務所の取扱実績を以下に示す。

年	商標出願	商号出願	更新	IRSM (特別商標)	情報検索	意匠 実用 新案	異議 申立	高裁へ の上訴	回復
2008	462	4	219	389	83	4	5	3	3
2007	446	1	248	395	51	6	5	5	9
差	+16	+3	-29	-6	+32	-2	0	-2	-6

年	特許出願	年金管理
2008	7	21
2007	10	16
差	-3	+5

- ・特許より商標登録の出願の方がはるかに多い。これらは、英国の代理人事務所を通して受領しており、顧客から直接ではない。アジアの国として、日本、中国、韓国、香港、タイ、シンガポール、マレーシア、インド、イエメン、台湾、ベトナム、クウェート、インドネシア等の出願がある。
- ・OAPI 加盟国でない国からの出願人は、OAPI の認定代理人を通して OAPI に出願する必要がある。欧州の代理人事務所を経由するより、海外の代理人が我々に直接連絡し依頼すれば、煩わしく (onerous) ないと思われるが、実際には顧客と直接連絡している実績はない。商標出願の書類には、登録願書、製品や役務の分類、優先権（もしあれば）等がある。
- ・特許出願に関しては、願書、出願人情報、発明人の氏名・住所、優先権に関する書類、

⁸ OAPI 専門代理人協会 (<http://www.amoapi.org/>)

国際公開時のサーチレポート等（PCT の場合）、要約、請求範囲、図面、委任状の書類を英語か仏語で用意する。

- OAPI の保護の出願に関連する情報は、Web サイトと、仏語の頭文字 BOPI (bulletin officiel de la propriété intellectuelle) で知られた定期的に発行される公報で公開している。また、統計公報、年報、上訴のための高裁の判決文、行政命令や、OAPI で認定された代理人のリストも公開している。公報は、OAPI 本部で直接購入可能である。
- ヤウンデの代理人事務所を起用するメリットとしては OAPI と、幾つかの法律事務所に近いことが挙げられる。これは、出願のフォローアップを容易にし、サービスのコストを削減し、フォローアップのめ切を減少させるのに有利である。
- 一般的な立場から、OAPI の事務処理に要する時間は妥当であると思う。只一つの問題は、OAPI での調査結果や、他の書類（複製、失効していない証明、取消していない証明）の取得、証明書付与に時間を要することである。
- 改善すべき点としては、事務所と OAPI 間のより良い連結を保証するための、電算化の分野である。これらの改善は、知らせるべき顧客の時間制限を改善し、顧客が、願書や権利の状況を知るのに助けとなる。
- OAPI での保護の効果について、他の加盟国では、裁判制度やその他がどう機能しているかについて正確な情報がない。カメルーンの場合、権利保護システムは改善されていて、裁判官も、この分野の経験を獲得している。セネガルやコートジボワールもカメルーンと同じレベルであろうと考えている。
- 一般に、現地の法律制定者（立法者）は、特に、TRIPS 協定の関連条項を考慮して、偽造品に対抗する規定を強化すべきだという立場である。

2. 訪問事務所の顧客サービス等

- 知財権の出願の他に提供するサービスは、調査、変更登録、組織の特別な登録、付与された権利の更新、年金の支払、エラー訂正の要求、保証されたコピーの要求、優先権の調査、OAPI に対する手続（異議申立、財産権の請求、回復、上訴高裁前の審判）、及び裁判（偽造、不正競争、取消（失効：Annulment）、無効、不使用不履行による取消）。
- OAPI 加盟 16 カ国： 表面積領域 7,755.967k m²、住民人口 11,500 万人以上。
- 現時点まで、取引先からの OAPI に関する不満や特別な要求は無い。

3. 代理人のネットワーク等

- OAPI 認定の全ての事務所の代理人は自身と他の事務所のネットワークを構築している。これは、公式ではなく、代理人との間で代理契約はない。全ての取引は、仲介する代理事務所からの指示に従って行っている。
- 先進国の代理人との間で採用する方法は、代理人の国に依存するだけでなく、当該代理人との特別な関係にも依存している。

4. アフリカ諸国での、権利行使事例

- IP 権の防御、弁護の領域で確固たる経験がある。事務所は 4 名の弁護士がおり、知財

法専門の弁護士がいる。カメルーン、セネガル、ガボン、コートジボワールでの訴訟
手続をフォローした経験がある。

- ・最近、中国の顧客を、OAPI 登録商標に対する異議を取扱った。航空会社が顧客に対してクレームを出した事件である。この事件の前にも、既に、韓国の自動車、建設業
関連で、OAPI への異議申立の事件で弁護した経験がある。

5. 日本政府（特許庁）への要望

- ・日本政府には、加盟 16 カ国の広大な領域をカバーするという利点を持つ、OAPI が提
供する保護システムをより広く公表、宣伝して欲しい。
- ・定期的に（年毎でもいいので）、日本の企業の経営陣、IP 権保護システムの関係者と
OAPI の認定代理人である加盟国の IP 専門家の間の出会いの場を開催して欲しい。

参考情報)

事務所は、ヤウンデの繁華街にある雑居ビルの 2 階。外は、雑然とした雰囲気であり、
そこに代理人の事務所があることを判別することは困難である。所長は以前の OAPI の
DG である。特に、所長のご息女と思われる女性の代理人は、新規の顧客の開拓に積極的
であり、特に日本の顧客とも直接対応したいような意気込みが感じられた。所長は OAPI
専門代理人協会の名誉会長、女性弁護士は協会の顧問となっている。

以上

CABINET ALPHINOOR & CO (<http://www.aalphinoor.com/>)

日 時：平成21年1月30日(金) 15:00-16:30

対応者：Ms. Jacqueline ADIABA, Trade Mark and Patent Attorney

他数名が同席。

当 方：国際法制研究室 岩田室長、吉岡主任研究員（記）

ヒアリングは、事前に送付したヒアリング項目について逐次確認するという方法で進めた。

1. アフリカ諸国への出願実績、および OAPI、ARIPO の制度、運用の状況

- ・ OAPI 制度の利点は以下の通りである。
 1. OAPI は中央アフリカ、西アフリカ 16 カ国をカバーしている。
 2. 一つの法律（バンギ協定）で、全ての加盟国に適用可能となっている。
 3. 保障される保護の範囲は、自動的に 16 加盟国の全ての領域をカバーする。
 4. 1 通の願書で全ての加盟国をカバーすることができる。
 5. 従って、費用は安く、登録も早く済む。
- ・ 当事務所は、オフィスがヤウンデとドゥアラドにある。全体のスタッフは、12 名（ヤウンデ 7 名、ドゥアラ 5 名）で、3 名の弁護士と 1 名の技術者がいる。ヤウンデの事務所は OAPI にも非常に近い。
- ・ IP サービスとして、商標、特許、意匠を扱っている。
- ・ 出願件数は、特許 10 件、商標 400 件程度である。

2. 訪問事務所の顧客の概要

- ・ 特許出願、商標登録、意匠、IP 権の執行の援助、その他特許、商標、意匠関連サービス。取扱う技術分野は医薬品、食料品、飲料品、繊維、電子、IT、ソフト、サービス。
- ・ 顧客は、欧州の代理人を仲介人として、米国、中国、英国、オランダにいる。欧州は、歴史的にアフリカと関連が深い。その他、南米のブラジルにも顧客がいる。アフリカでは、ナイジェリア、コートジボワール、南アフリカに顧客がいる。日本の顧客は、仏、英の代理人を通じて、3 社ある。
- ・ 顧客数は、アフリカの外の方が多い。昨年の顧客数は 40 社で、アフリカの外が 80% であった。
- ・ 事務所は、独自の Web サイトを持っている。昨年の 11 月に開設した。回線品質は悪いが、世界中に情報を発信している。トップページで、英語ページと仏語ページを選択できる (<http://www.aalphinoor.com/>)。
- ・ 日本の顧客に直接連絡はしていない。直接連絡するのは非常に困難で要注意である。これは欧州の顧客にも当てはまる。全て中間の代理人経由で連絡している。中国は、中国の代理人経由で話をしている。

3. 代理人のネットワーク等

- ・主に、欧州の代理人が仲介する形で中間に入っている。
- ・南アフリカにも、連携する代理人がいる（2社）。
- ・顧客開拓のために、世界中の国際会議に出席するように努めている。昨年11月には中国の商標の年次総会に出席した。その他、INTA⁹、ITMA¹⁰（The Institute of Trade Mark Attorneys）など幾つかの協会の総会に出席している。

4. 政府（特許庁）への要望

- ・多くの日本の企業がアフリカに進出しているが、直接取引がしたい。
- ・高度なIP関連技術の研修を受講したい。
- ・日本には、行ったことがない。昨年、OAPIの経営陣が日本へ行ったが、この次は現地代理人も招待されるということなので同行したい。

参考情報)

訪問した事務所はヤウンデとドゥアラドの二箇所に事務所を持つ、比較的大きな事務所であるが、ヤウンデの事務所は塀に囲まれた一軒家で、看板も出ていないため、知っている人と一緒に行かないと辿り着けないと思われる（顧客は国外ばかりであり、国内の顧客が来訪することが無いため、看板も必要ないのではないかと推察された）。事務所内のパソコンは、イーサネットに接続されており、インターネットにも接続されている模様。

なお、ヤウンデ事務所の所長はOAPI専門代理人協会の会長をしている。

以上

⁹ 国際商標協会 (<http://www.inta.org/>)

¹⁰ 英国商標弁理士会 (<http://www.itma.org.uk/>)

Saba & CO. Egypt (<http://www.sabaip-eg.com/>)

日 時：平成21年2月2日(月) 11:00-12:30

対応者：Ms. Hoda Serageldine, Managing Partner

Mr. Samir M. Hamza, Of Counsel

Mr. Ahmed G. Abou Ali, Attorney at Law

当 方：国際法制研究室 岩田室長、吉岡主任研究員（記）

Ms. Hoda Serageldine は AIPPI エジプトの会長であり、我々の訪問に合わせて、その他の AIPPI エジプトの要職が同席した。ヒアリングは、事前に送付したヒアリング項目について先方からのプレゼンが用意されており、必要な質問を追加して行った。

1. エジプトでの出願実績、制度、運用の状況等

- ・エジプト特許庁とエジプト商標庁は異なる役所で、所在地も異なっている。
- ・エジプトでの出願件数（2008年）：特許 2,250 件、商標 約 6,000 件（特許出願はエジプトが PCT に加盟した以降に増加が顕著とのこと）。
- ・公報は毎月発行される。ただし、滞貨が沢山あるため、発行日と出版日とは 3、4 ヶ月異なる。実際に、2008年7月発行の公報は、2008年11月に出版された（公報に Issue date と Publish date の二つの日付があることに注意）。
- ・知財関連の法律 Law82 は 4 章からなる。それぞれ違った省庁、3 章は幾つかの省庁が管轄している。
 - 1 章： 特許、実用新案、回路配置
 - 2 章： 商標、地理的表示、意匠
 - 3 章： 著作権
 - 4 章： 植物新品種
- ・法律 Law82 は TRIPS 協定に加盟した時に第一章のみ改正した。残りは、1939 年に制定されたままである。
- ・商標制度：
 - (1) 商標出願：マドリッド協定に基づく国際登録によるか、エジプト商標庁に直接提出することで有効な商標権が得られる。マドリッド・プロトコルへの加盟は批准を保留中である。
 - (2) 登録できる商標：視覚的に認知できる記号のみ、もしくは意匠を持った色
 - (3) 登録できない商標：3次元商標、宗教的文言や記号が入った商標、不道德な意味を持つ商標
 - (4) 願書の要件：複数分類の願書は受領されない。公証委任状が必要。
 - (5) 審査：滞貨 (backlog) の量によるが、審査レポートは出願後 9 ヶ月から 12 ヶ月で発行される。その後、以下の 3 通りのどれかになる。受理：公開される。条件付受理：補正期間は 6 ヶ月、異議申立は 1 ヶ月以内、拒絶：不服の場合は 1 ヶ月以内に上申書を上訴委員会に提出する。

- (6) 拒絶理由：以前の商標との類似（割合 70%）、識別不能（割合 20%）、その他(割合 10%)
- (7) 上訴委員会：要員は 3 名、政府協議会から 1 名。滞貨による遅延があり、聴聞まで 12-24 ヶ月掛かる。受理が決定されれば商標は公開される。最終拒絶されれば、裁判所前に 60 日間掲示される。
- (8) 公示：商標公報による。異議申立期間 60 日、答弁書 1 ヶ月、20-25 ヶ月後 最終査定。
- (9) 登録：公示後、60 日以内に異議申立が無ければ登録、更新は出願日から毎 10 年、使用要件（登録から 5 年以内）あり。
- (10) もっともスムーズに行った場合、出願から登録まで 2 年半から 3 年。ただし、滞貨が無い場合であり、通常は、滞貨のため、5 年以上掛かる。
- ・意匠：15 年たてばパブリックドメインとなる。特許は出願から 20 年。

2. 事務所が行っている特許、商標、意匠等の出願以外の提供サービス

- ・実施契約、譲渡、合併、氏名・住所の変更、などの権利情報、データの証明、書類の翻訳・公認、新規法律の顧客への最新化
- ・権利保護：監視サービス（年毎）、侵害者への警告状、日刊新聞での警告的通知の発行、訴訟の開始、裁判の事件のフォローアップ
- ・裁判：刑事訴訟（根拠：模倣品、詐欺）、民事訴訟（根拠：不正競争）
- ・競合調停の他の手段：警告状の送付、侵害者からの中止と断念の約束を取り付ける、共存の合意への到達

3. 代理人のネットワーク等

- ・AIPPI、INTA の会員になっている他、特許、商標関連の協会に加入している。
- ・事務所は SABA グループのエジプトオフィスとの看板であるが、グループとして活動しているのではなく、エジプトオフィス単独での活動が中心であるように思われた。

4. アフリカ諸国での権利行使事例

- ・民事、刑事とも、多くの行使の経験があるが、大半は商標案件である。

5. 現状の問題点（エジプト特許庁、商標庁）

- ・滞貨（backlog）が非常に多く、手続に要する時間が非常に長い（6 から 8 年）。
- ・特許庁は比較的にましであるが、商標庁の方が特に滞貨の問題が顕著であり、代理人の間でも評判が良くない。

参考情報)

事務所は、カイロ中心部から少し南のオフィス街の雑居ビルの中にあり、ビルの中に入って直ぐのネームプレートに事務所の名前があり所在が確認できた。ヤウンデの場合とは異なり、タクシーの運転手に住所を示すことで、事務所を訪問することが可能であった。

以上

調査面談報告（10）

AGIP Egypt Office (<http://www.agip.com/>)

日 時：平成21年2月2日(月) 15:00-16:30

対応者：Mr. Ahmed Donia, Patent Manager

Mr. Yasser Yosry, Lawyer

当 方：国際法制研究室 岩田室長、吉岡主任研究員（記）

ヒアリングは、事前に送付したヒアリング項目について回答が用意されており、逐次確認をするという方法で進めた。

1. アフリカ諸国への出願実績、ARIPO の制度、運用の状況

- ・事務所が処理しているエジプト出願は、特許が毎月 60 件、商標が毎月 150 件程度である。
- ・出願は、毎日配送する人が願書を特許庁、商標庁に持参する。電子申請はまだできない。
- ・ARIPO 商標は、バンジュール議定書（March 6, 1997）で規定され、ボツワナ、ナミビア、ウガンダ、レソト、スワジランド、ジンバブエ、マラウイ、タンザニア（タンガニーカ）の 8 カ国が批准している。全て、所謂“common-law”¹¹国である。ボツワナの商標法は、ARIPO 登録からの権利の承認の明確な規定を設けている。しかしながら、その他の国では ARIPO 登録に効果を与える国内法の改正を行っていない。従って、ボツワナ以外の加盟国では ARIPO 商標登録の有効性は疑わしい。
- ・ARIPO 商標の手続：バンジュール議定書では、願書は全ての製品と役務の分類をカバーし、加盟国の全てか幾つかを指定することができる。しかし、ARIPO への願書で商品と役務の両方を出願できても、マラウイとウガンダでは国内法でサービスマークの規定が無い。従って、ARIPO 登録ではそれらの国のサービスマークの保護は得られない。ARIPO 出願の願書は ARIPO でも加盟国の商標庁でも提出できる。出願人は保護を必要とする国を指定する。願書を提出された商標庁は方式要件を審査する。方式が満たされているとき、ARIPO は各指定国の商標庁に送付する。指定国の商標庁は国内法に従って審査する。これらの国内商標庁による審査の結果、その国では登録すべきでないと査定される場合は、12 ヶ月以内に ARIPO に通知する。指定国の商標庁がそのような通知を伝達しないばあい、ARIPO は登録を承認する。指定国の商標庁の拒絶にたいして、出願人は、拒絶の受領日から 3 ヶ月以内に、当該指定国の国内出願に変更するという選択肢がある。
- ・ARIPO 登録に対する異議申立：異議申立、取消、侵害の手続は、各加盟国の国内法に従って行う必要がある。

¹¹ コモン・ロー（common law）とは、イギリス法において発生した法概念のことで、伝統や慣習、先例に基づき裁判をしてきたことに由来する。イギリス領、またはイギリスの植民地であった歴史を持つ国々（アングロ・サクソン系諸国）において主に採用されている法体系を指す。コモン・ローは、不文法を広く含む概念である。

- ・ **ARIPO** 商標の使用義務：不使用を根拠とする登録の取消についても、加盟国の国内法に従って処理される。

2. 訪問事務所の顧客の概要

- ・ **IP サービス**：全アフリカ諸国をカバーし、商標、特許、意匠の登録までと関連する全ての仕事。証書の受領まで、**IP** 権の保護。エリトリア、コモロ、エチオピアのような幾つかの国では警告的通知の発行。また、法律部門では、全アフリカ諸国での法的事件、異議申立、侵害事件の追跡調査などを行った。
- ・ **AGIP** の現地事務所所在地：アルジェリア、エジプト、リビア、モロッコ、スーダン、チュニジア
- ・ 顧客の **95%**以上は海外で、主に欧州、米国。残りの **5%**以下はエジプトである。これは、特許、商標、意匠とも同じである。
- ・ 日本の顧客とは、**AGIP** 本社の代理人が種々の会合で直接、又は代理人を通して顧客と連絡している。

3. 代理人のネットワーク等

- ・ アフリカ諸国の現地代理人の選定は毎年行っており、ケースバイケースかそれまでの取引実績に基づいている。**AGIP** では全てのアフリカ諸国の代理人との間のネットワークを持っている。
- ・ **AGIP** では現地代理人について、継続的なレビューと査定（評価）を行っており、彼等の料金体系とサービスを含む代理人の実績として記録している。適切な時期に現地代理人の変更もあり得る。

4. アフリカ諸国での、権利行使事例

- ・ 権利執行は **AGIP** の法務部門が担当しているが、数多くの経験がある。その殆どは商標である。
- ・ 日本企業では、シャープ、シャチハタ、日本たばこ、三洋電機の権利行使をサポートしたことがある。

5. 現状の問題点

- ・ アフリカの殆どの国で、書類の発行の遅れが問題となっている。その範囲は最短でも **3-4** ヶ月（エチオピア、ジブチ）、**25** 年以上（ガンビア）の例もある。その他のアフリカ諸国では、**18** ヶ月から **36** ヶ月の間であり、この地域ではこれが普通だと考えられている。
- ・ 時間の遅れと混乱（複雑化、厄介な問題）は、全て個々の国の特質と特定の商標／特許商標庁のシステムに依存している。そのような問題を解決するためには、商標庁のシステムの電算化含む改善と、莫大な数の願書と証書の発行までのフォローアップを実行していく能力を持つように改良することが必要である。

6. 日本特許庁への要望

- ・エジプト商標庁のデータベース化、電算化のサポートをして欲しい。

参考情報)

事務所は、カイロ中心部から西に数十 km 離れたスマートビレッジ¹²と呼ばれるエジプト初の IT 産業集積地の一角にある新築のビルで、最近引っ越したばかりらしい。什器類はまだ完全には整備されていない様子であった。SABA の場合と異なり、AGIP グループとして有機的に活動しており、今回の我々の訪問に関しても、ドバイのオフィスより積極的に対応するように指示が出ていた模様である。

以上

¹² Smart Village (<http://www.smart-villages.com/>) (カイロ市内が手狭になったためにカイロ近郊に新規に開発された地域が複数存在する模様である。距離的には周辺都市のギザよりも遠隔なところであるが、住所としてはカイロ市内の扱いとなっている)。

平成 21 年 3 月

特許庁委託 平成 20 年度産業財産権制度各国比較調査研究等事業

アフリカ諸国における産業財産権の保護・活用状況、
及びアフリカ諸国への知財分野における
キャパシティビルディング支援のあり方に関する
調査研究報告書

社団法人 日本国際知的財産保護協会
AIPPI・JAPAN
国際法制研究室

〒105-0001 東京都港区虎ノ門 1-14-1 郵政福祉琴平ビル 4 階
電話 (03)3591-5315 FAX (03)3591-1510
<http://www.aippi.or.jp/>